H28-31 国営讃岐まんのう公園
運営維持管理業務
民間競争入札実施要項

平成２７年７月

国土交通省四国地方整備局

目　次

1.1. 対象施設及び対象業務の概要 1
1.1.1 対象施設の概要 1
1.1.2 開園期間及び時間 2
1.1.3 入園料 2
1.1.4 施設目的 3
1.1.5 対象業務の概要 4
1.2. 業務内容 7
1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務 7
1.2.2 施設・設備維持管理業務 7
1.2.3 植物管理業務 7
1.2.4 収益施設等管理運営業務 8
1.3. サービスの質の設定 9
1.3.1 包括的な質の設定 9
1.3.2 個別業務の質の設定 10
1.3.3 創意工夫の発揮可能性 12
1.3.4 モニタリング方法 13
1.3.5 委託費の支払い方法 15
1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項 16
２．実施期間に関する事項 20
３．入札参加資格に関する事項 21
3.1. 入札参加資格について 21
3.2. 企業の業務実績に関する要件 22
3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件 24
3.4. 共同体での入札について 28
４．入札に参加する者の募集に関する事項 29
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定） 29
4.2. 入札実施手続 31
4.2.1 提出書類 31
4.2.2 申請書類の内容 31
4.2.3 企画書の内容 32
4.2.4 収益施設運営計画書 32
4.2.5 ヒアリングの実施 32
4.2.6 その他 33
５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 34
5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定 34

5.1.1 基本項目審査 34
5.1.2 提案項目審査 34
5.2. 事業者決定にあたっての評価方法 37
5.2.1 事業者の決定方法 37
5.2.2 総合評価の方法 37
5.2.3 留意事項 39
5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて 39
６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 40
７．事業者に使用させることができる国有財産に関する事項 41
7.1. 施設 41
7.2. 設備 41
８．事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項 42
8.1. 報告について 42
8.1.1 業務計画書の協議と承諾 42
8.1.2 業務責任者及び業務の関係者 42
8.1.3 業務報告書 42
8.1.4 検査・監督体制 42
8.2. 調査への協力 42
8.3. 指示について 43
8.4. 秘密の保持 43
8.5. 個人情報の取り扱い 43
8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置 43
8.6.1 業務の開始及び中止 43
8.6.2 公正な取り扱い 43
8.6.3 金品等の授受の禁止 43
8.6.4 法令の遵守 44
8.6.5 安全衛生 44
8.6.6 記録・帳簿書類等 44
8.6.7 権利の譲渡 44
8.6.8 権利義務の帰属等 44
8.6.9 一般的損害 44
8.6.10 再委託または下請負の取り扱い 44
8.6.11 契約解除 45
8.6.12 契約解除時の取り扱い 45
8.6.13 契約内容の変更 46
8.6.14 契約の解釈 46
8.6.15 業務計画書の提出 46

8.6.16 業務計画書の変更 46
8.6.17 業務の引き継ぎへの対応 46
8.6.18 業務評定について 46
９．事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項 48
１０．対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項 49
10.1. 調査方法 49
10.2. 実施状況に関する調査の時期 49
10.3. 調査方法及び項目 49
10.4. 四国地方整備局総合評価委員会への報告 49
１１．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 50
11.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告 50
11.2. 四国地方整備局の監督体制 50
11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等 50
11.3.1 罰則等 50
11.3.2 会計検査について 50

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争のもとで事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）別表（新プロセス移行事業一覧）において民間競争入札の対象として選定された H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

１．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1. 対象施設及び対象業務の概要

1.1.1 対象施設の概要

(1) 対象施設

施設名称　　国営讃岐まんのう公園

所在地　　香川県仲多度郡まんのう町

敷地面積　　約 350ha 注）

注）本業務の対象敷地は国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）の供用区域であり、その面積は、平成 27 年 6 月現在約 350ha である。

(2) 施設概要

対象となる施設は、本公園の供用区域に位置する各公園施設であり、本実施要項表 1 に示すとおりである。

詳細は、別紙－１「主要公園施設一覧」、別紙－２「主要建築物一覧」、別紙－３「収益施設一覧」を参照のこと。

表 1　主な対象施設一覧

ゾーン名	面積（ha）	名称
中央広場ゾーン	32.9ha	エントランス広場：約 2,700 ㎡ ビジターセンター、緑と石のヴィスタ、レストラン、売店、昇竜の滝、希望の丘展望台、飛竜こもれびの道、飛竜の花道 風花の庭：約 2,300 ㎡（花壇面積：ハーブ類） 青竜の谷：約 1,500 ㎡ 花竜の道：約 5,000 ㎡（花壇面積） 芝生広場：約 4ha サイクリングセンター：自転車約 520 台 まんのう竹風庵：茶房、工房 竜の子ひろば：ドラ夢の家、レストハウス竜の里、遊具（ふわふわドーム、ドラ夢の泉広場、大型ネット式ジャングルジム、アリ地獄、エックススライダー、ロッククライミング等） 中央駐車場：25,800 ㎡
環境保全ゾーン	178.3ha	満濃池展望遊歩道、パノラマ展望台、池見の丘、湖畔の里、きのこの森、炭焼き窯、たけのこ園、体験学習館 見はらしの山展望台、リサイクルセンター 総合センター（香川河川国道事務所公園課、まんのう公園管理センター）
宿泊ゾーン	18.2ha	キャビン　22 棟（内 4 棟はバリアフリー） トレーラーハウス　1 棟 キャンピングカーサイト　5 サイト 一般カーサイト　59 サイト フリーサイト　19 サイト 洗面・シャワー・トイレ棟、炊事棟 オートキャンプ場管理センター（売店、浴室、ランドリー） 東屋（避難所）
湖畔ゾーン	2.0ha	岬の桟橋
健康ゾーン	34.0ha	ドラ夢ドーム：約 1,600 ㎡ ドラ夢広場：約 11,000 ㎡

		北案内所 ドッグラン、健康広場、虫の広場、花巡りの丘、実りの丘、多目的広場 お花見広場、つつじの丘、梅の道、もみじの谷、風の見える丘展望台、 北駐車場：約 10,000 ㎡
自然活用ゾーン	84.6ha	自然生態観察園（逆様池、北の谷、東の谷、南の谷、南の台地） 自然生態展示館（展示室、映像ホール、学習室） センターハウス 園路、車道園路、駐車場、散策路 さぬきの森

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設（以下「収益施設」という。）を示す。

※このほかに自動販売機を設置する。

1.1.2 開園期間及び時間

本公園の開園期間及び時間は、本実施要項表 2 に示すとおりである。

表 2　開園期間及び時間

エリア	期間	開園時間
供用区域	3 月 1 日～7 月 19 日	9：30～17：00
	7 月 20 日～8 月 31 日	9：30～18：00
	9 月 1 日～10 月 31 日	9：30～17：00
	11 月 1 日～2 月末日	9：30～16：30

※休園日は、毎週火曜日、12 月 29 日～1 月 1 日、1 月の第 4 水曜日～金曜日（3 日間）とする。ただし、火曜日が休日の場合は、当日の火曜日は開園し、翌日の水曜日は休園とする。水曜日が休日の場合は、前日の火曜日は開園するものとする。
また、3 月 20 日～5 月 31 日、7 月 20 日～8 月 31 日、9 月 11 日～10 月 31 日の期間は開園する。

※繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の受託者（以下「事業者」という。）が四国地方整備局に協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者は四国地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

※まんのう町が「洪水」「暴風」等の警報発令が伴う異常気象時は、臨時閉園になる場合がある。

1.1.3 入園料

(1)入園料

本公園の入園料は、本実施要項表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1　入園料

区分	大人（15 歳以上 65 歳未満の者）	シルバー（65 歳以上の者）	小人（小・中学生）
個人（1 回）	410 円	210 円	80 円
団体（1 回）	290 円	210 円	50 円
年間パスポート（1 年間）	4,100 円	2,100 円	800 円

※物価上昇等を勘案して変更する場合がある。

※未就学児は無料。

※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付添の方 1 名は無料。

※団体は、小学生以上の有料入園者２０名以上（上記手帳及び年間パスポートを提示した方を含む）を対象とする。

※無料入園日：原則として、以下のとおり無料入園日を設けることとし、各年度の日付は１ヶ月前までに通知する。

・春の都市緑化推進運動：４月１日～６月３０日【期間中１日】
・秋の都市緑化月間　　：１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
・みどりの日　　：５月４日【１日】
・児童福祉週間　　：５月５日【１日】
※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
・敬老の日　　：９月第３月曜日【１日】
※満６５歳以上の者のみ無料

1.1.4 施設目的

本公園は、阿讃山地の北麓、弘法大師により修築されたと云われる満濃池に隣接した丘陵地に位置する四国唯一の国営公園であり、約 50 万人／年が来園している。

本公園は、平成 10 年 4 月に中央広場ゾーン及び宿泊ゾーンの約 80ha を第一期開園して以来、順次供用区域を広げ、平成 25 年度には計画面積 350ha を全面開園し、「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」を基本テーマとし、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

①子どもから大人まで、四季を通じて多様なレクリエーション活動が行える公園とする。
②計画地の特性や地域の文化、歴史、風土等を活かした四国らしい公園とする。
③四国地域の人々の日帰り利用を主体とするが、滞在型の利用や四国を訪れる観光客も利用できる公園とする。
④公園の豊かな自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動、イベントを通じて、豊かな人間形成に役立つ公園とする。

本公園では、基本テーマ及び基本方針のもと、平成 25 年 3 月に策定した「国営讃岐まんのう公園整備・管理運営プログラム」において、運営維持管理の基本的な考え方として、6 つの重点事項、4 つの管理運営方針を設定している。

重点事項１）四国を満喫し、笑顔があふれる公園
重点事項２）四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園
重点事項３）体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園
重点事項４）空海の故郷を体感、四国の自然と文化に触れられる公園
重点事項５）地域とともに育ち、地域とつながっていく公園
重点事項６）市民とともに、美しい花と豊かな緑を守り楽しむ公園
管理運営方針①　まんのう公園ならではの魅力の増進
管理運営方針②　四国らしい里山の保全・創出
管理運営方針③　効率的な施設の補修・更新
管理運営方針④　広域防災拠点機能の強化

平成10 年度の開園時から平成26 年度までの公園利用者数累計は約650万人を越え、

平成 26 年度には約 50 万人の方々に利用されている。

事業にあたっては、上記 6 つの重点事項のもとに永続的な需要喚起と公園利用者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

（詳細は、別紙－４「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）

1.1.5 対象業務の概要

(1) 対象業務の構成

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。

このうち、飲食・物販施設、駐車場等、公園利用者へのサービス向上に資する収益施設については、四国地方整備局からの委託費で運営維持管理を行うものではなく、事業者が独立採算で運営維持管理を行うものである。収益施設におけるサービス提供が、委託費による公園の運営維持管理と両輪をなす事業として、互いに相乗効果を発揮し、公園利用者にとって利便性が高く魅力のある公園管理が展開されるよう、事業者の創意工夫を期待するものである。

さらに、委託費で行う業務に加え、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、四国地方整備局の許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設等の運営や行催事を行う事業（以下「自主事業」という。）について、効果的に行われることを期待する。

本業務は、委託費により行う「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」と、事業者の提案により独立採算で行う収益施設の運営及び自主事業（以下「収益施設等管理運営業務」という。）により構成される。

なお、会計上の注意として、事業者は、委託費を収益施設等管理運営業務の実施に用いてはならない。ただし、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」を実施する上で、収益施設等管理運営業務と調整する業務については、委託費を充当して差し支えない。

また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等管理運営業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。

さらに本業務は、利用指導の一環として、都市公園法の許認可に係る前段階の調整、

四国地方整備局が行う各種行事への対応を実施するなど、行政と連携を行うものである。

これら多岐にわたる業務は相互に密接に関連するものであり、公園の円滑な運営維持管理のため、総合的な調整のもとに実施されるものである。

なお、建設業法上の改築工事、施設保全業務、光熱水費の支払い等は本業務には含まれず、四国地方整備局が別途行う。

本業務の実施にあたっては、都市公園関係法令等を踏まえた公園管理のための専門的知識を有し、また一定のサービス水準の維持及び公園利用者の安全確保のため、上記業務を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる管理体制を整えることが必要である。

(2) 対象業務項目

本業務に含まれる対象業務は下記のとおりである。

1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

・本業務全体のマネジメント及び企画立案
・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務
・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視　等

② 施設・設備維持管理業務

・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）
・清掃（園内清掃、園内建物清掃）　等

③ 植物管理業務

・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

2) 収益施設等管理運営業務（土地使用料等を納めた上で独立採算により行う業務）

① 収益施設運営業務

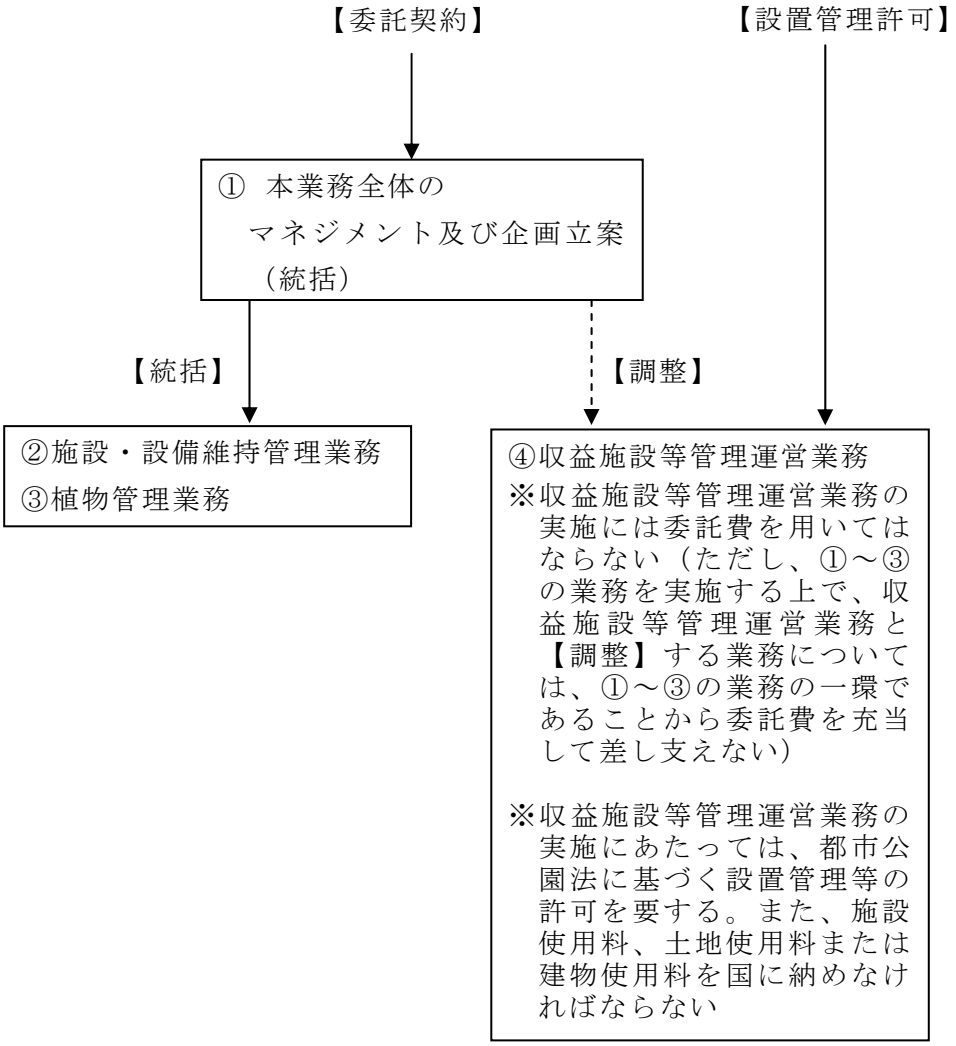
・飲食・物販施設、駐車場等の運営

② 自主事業

・臨時飲食・物販施設等の運営

（詳細は、別紙－５「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、別紙－６～８（「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」（以下「個別仕様書（企画立案）」という。）等）、別紙－９「H28-31 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営規定書」（以下「管理運営規定書」という。）を参照のこと。）

(3) 業務全体像


【委託契約】
【設置管理許可】
① 本業務全体の
マネジメント及び企画立案
（統括）
【統括】
【調整】
②施設・設備維持管理業務
③植物管理業務
④収益施設等管理運営業務
※収益施設等管理運営業務の実施には委託費を用いてはならない（ただし、①～③の業務を実施する上で、収益施設等管理運営業務と【調整】する業務については、①～③の業務の一環であることから委託費を充当して差し支えない）
※収益施設等管理運営業務の実施にあたっては、都市公園法に基づく設置管理等の許可を要する。また、施設使用料、土地使用料または建物使用料を国に納めなければならない

1.2. 業務内容

1.2.1 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

(1) マネジメント

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料の徴収事務、四国地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収するもの等を含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う業務である。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、自然生態園・さぬきの森については、公園利用者が楽しみながら効果的に里山文化等を学べるよう管理運営を行うものとする。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

1.2.2 施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－７「個別仕様書（施設・設備維持管理)」(以下「個別仕様書（施設・設備)」という。）を参照のこと。)

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－７「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。)

1.2.3 植物管理業務

四国、瀬戸内地方、讃岐の里山環境再生や果樹の育成、イベントと連動した花修景を楽しめるようにするため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、潅水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるよ

うに植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。(詳細は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－８「個別仕様書（植物管理)」(以下「個別仕様書（植物)」という。）を参照のこと。)

1.2.4 収益施設等管理運営業務

本実施要項 1.2.1～1.2.3 の業務と連携して公園利用者サービスの向上を図るため、飲食・物販施設、駐車場などの収益施設の運営管理を行わなければならない。また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことができる。

具体的には、都市公園法第 5 条、第 6 条または第 12 条の手続きを行った上で、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料を四国地方整備局に支払い、別紙－３「収益施設一覧」で示す施設の運営管理や、繁忙期における臨時飲食・物販施設・臨時駐車場等の運営管理を行い、収益施設等の運営において得た利益は事業者の収入とする。また、収益施設のうち、必須施設は公園の開園日時に常時営業する施設、裁量施設は公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設である。

なお、各施設の利用料金については、駐車場は、四国地方整備局の指定する料金を上限とし、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とする。その他収益施設の利用料金等については、四国地方整備局と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定める。(収益施設の詳細は、別紙－３「収益施設一覧」及び別紙－９「管理運営規定書」を参照のこと。)。

1.3. サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）及び個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）は以下のとおりとする。

1.3.1 包括的な質の設定

本業務に関する包括的な質は本実施要項表 4 のとおりとする。

表 4　包括的な質

【平成２８年度～平成３０年度】

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※1）	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 443,327 人、第 1 四半期 130,851 人、第 2 四半期 71,191 人、第 3 四半期 171,870 人、第 4 四半期 69,415 人】）
	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率※2（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間 48.4%、第 1 四半期 50.7%、第 2 四半期 44.6%、第 3 四半期 64.5%、第 4 四半期 33.6%】）
	公園特性を生かした植物管理	・年間及び四半期ごとの季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※3（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間 45.1%、第 1 四半期 56.8%、第 2 四半期 41.5%、第 3 四半期 47.7%、第 4 四半期 33.1%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム※4の開催回数、延べ参加人数（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：年間開催回数 720 回，延べ参加人数 18,347 人】）
	情報受発信	・マスコミによる報道件数※5（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 387 件】） ・ホームページの総アクセス件数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：年間 650,272 件】）

※１：公園利用者数の集計方法は別紙－１３「公園利用者数等」による。また第二四半期の入園者数は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を控除した数値となっている。

※２：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート調査」（別紙－１４）のＱ１１「公園の満足度」における「非常に満足」の回答比率の平均値。

※３：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート調査」（別紙－１４）のＱ１４－２「季節を彩る花の演出」における「非常に満足」の回答比率の平均値。

※４：利用プログラムは、体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等とする。

※５：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、１番組につき１カウントとする。
・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアがまんのう町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については１紙／回につき１カウントとし、雑誌・情報誌については、１冊／回につき１カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
・事件、事故等の報道件数は除く。

【平成３１年度分（平成３１年４月から平成３１年１２月まで)】※1

基本的な方針	主要事項	達成すべき質
本業務を通して、公園の理念を多くの公園利用者が実感できるような公園利用を可能とする	公園利用者数の確保（※2）	・本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値:第１～第３四半期 373,912 人、第１四半期 130,851 人、第 2 四半期 71,191 人、第 3 四半期 171,870 人】）
	利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率※3（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：第１～第３四半期の平均 53.3%、第 1 四半期 50.7%、第 2 四半期 44.6%、第 3 四半期 64.5%】）
	公園特性を生かした植物管理	・年間及び四半期ごとの季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※4（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：第１～第３四半期 48.7%、第 1 四半期 56.8%、第 2 四半期 41.5%、第 3 四半期 47.7%】）
	多様な利用プログラムの提供	・利用プログラム※5の開催回数、延べ参加人数（平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値と同程度以上【平成 24 年度～平成 26 年度実績平均値：第１～第３四半期までの回数 598 回，延べ参加人数 16,275 人】）
	情報受発信	・マスコミによる報道件数※6（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：第１～第３四半期までの回数 316 件） ・ホームページの総アクセス件数（平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値以上【平成 24 年度～平成 26 年度の実績平均値：第１～第３四半期までの回数 535,437 件）

※１：平成３２年１月は、達成すべき包括的な質は設定しない。平成３１年度の達成すべき包括的な質は、第３四半期までの実施状況を確認するものとする。

※２：公園利用者数の集計方法は別紙－１３「公園利用者数等」による。また第二四半期の入園者数は、持込みとなる野外音楽イベント開催時の入園者を控除した数値となっている。

※３：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート調査」(別紙－１４)のＱ１１「公園の満足度」における「非常に満足」の回答比率の平均値。

※４：年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート調査」(別紙－１４)のＱ１４－２「季節を彩る花の演出」における「非常に満足」の回答比率の平均値。

※５：利用プログラムは、体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等とする。

※６：マスコミ報道件数の目標とは、以下のそれぞれの件数と合計件数。
委託費による有料広告等についてはカウントできないが、委託費によらない自主事業等による有料広告等はカウントできるものとする。
・テレビ（NHK・民放)・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、１番組につき１カウントとする。
・一般社団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアがまんのう町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については１紙／回につき１カウントとし、雑誌・情報誌については、１冊／回につき１カウントとする。但しホームページ等インターネット記事掲載は除く。
・事件、事故等の報道件数は除く。

1.3.2 個別業務の質の設定

次に示す個別業務の質を確保すること。なお、個別業務の質の最低水準は、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６～８（「個別仕様書（企画立案)」等）による。

ただし、個別業務の質の最低水準は、企画書（本実施要項 4.2.3 参照）において改善提案を行うことができる。

個別業務の質の最低水準と異なる提案を行う場合は理由を示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由を示すこと。

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと。その他、本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。(詳細は、別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。(詳細は、別紙－６「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

(2) 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。(詳細は、別紙－７「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。)

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。(詳細は、別紙－７「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。)

(3) 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。(詳細は、別紙－８「個別仕様書（植物)」を参照のこと。)

(4) 収益施設等管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的･統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安

全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。(詳細は、別紙－９「管理運営規定書」を参照のこと。)

1.3.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、事業者の創意工夫を反映し、本公園が国民に提供する空間・サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 企画提案

事業者は、別途定める様式に従い、本公園が国民に提供する空間・サービスの包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の向上の観点から、以下の事項を提案し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。また、業務計画書の承諾にあたり、四国地方整備局が実施を認めない提案がある場合は、その実施前までに代替案を検討するよう指示することがある。この場合でも、原則として、企画書に記載した目標の変更は認めない。ただし、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると四国地方整備局が判断した場合は、事業者と四国地方整備局との協議により、変更を認める場合もある。

① 目標とする公園利用者数の確保に関する提案
② 利用者満足度の確保に関する提案
③ 公園特性を生かした植物管理に関する提案
④ 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案
⑤ 多様な利用プログラムの提供に関する提案
⑥ 情報受発信に関する提案
⑦ 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
⑧ 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案
⑨ 緊急時及び非常時の対応に関する提案
⑩ 自主事業に関する提案
⑪ 収益施設の運営に関する提案

(2) 各業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案

事業者は、下記に示す業務の最低の水準（本実施要項 1.3.2 参照）として示された仕様書に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、最低水準が確保できる根拠等を提示し企画書（本実施要項 4.2.3 参照）を提出すること。なお、企画書に記載した提案については、履行の義務を負うものとする。

① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
② 施設・設備維持管理業務
③ 植物管理業務
④ 収益施設等管理運営業務

また、設計数量が変更となる提案をする場合は、当該工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所を示すとともに、改善提案で変更を提案した数量以外は、公示している数量に基づき入札を行うこと。ただし、業務計画書の承諾にあたり、四国地方整備局が提案の実施を認めない場合がある。

(3) 収益施設運営実績書及び計画書

事業者は、各収益施設の運営実績および運営計画を具体的に記述し「収益施設運営実績書」（様式１－９）及び「収益施設運営計画書」（様式３）を提出すること。

1.3.4 モニタリング方法

四国地方整備局は、包括的な質及び個別業務の質について、その実施状況を確認するため、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに、その達成状況について本実施要項表 5 に示すモニタリング調査を実施する。なお、モニタリング調査の結果は、四国地方整備局により公表されることがある。

表５　モニタリング調査

【平成２８年度～平成３０年度】

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の年間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
利用者満足度の確保	・年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（４回以上／年）	四国地方整備局
公園特性を生かした植物管理	・年間及び四半期ごとの季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（４回以上／年）	四国地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等の利用プログラムの開催回数、延べ参加人数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局

四国地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙－１４「公園利用者アンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を年間４回以上（実施月の平日・休日各１日※）実施する。サンプル数は年間で 2,000 件程度とし、アンケート調査は、ゲート及び対象施設周辺等の主要箇所３箇所において、対面式で行う予定である。

※原則１日とするが、サンプル数の確保が困難な場合は複数日とする。

【平成３１年度分（平成３１年４月から平成３２年１月まで)】

主要事項	達成すべき質	モニタリング方法	実施者
公園利用者数の確保	・本公園全体の第１～第３四半期までの期間及び四半期ごとの公園利用者数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
利用者満足度の確保	・第１～第３四半期までの期間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（３回以上／第３四半期まで）	四国地方整備局
公園特性を生かした植物管理	・第１～第３四半期までの期間及び四半期ごとの季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率	・アンケート調査（３回以上／第３四半期まで）	四国地方整備局
多様な利用プログラムの提供	・体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等の利用プログラムの開催回数､延べ参加人数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
情報受発信	・マスコミによる報道件数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局
	・ホームページの総アクセス件数	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局

個別業務の質	・「1.3.2 個別業務の質の設定」に記載した内容の確保	・管理月報の確認（毎月実施）	四国地方整備局

四国地方整備局は、公園利用者を対象として、別紙－１４「公園利用者アンケート調査」にある調査票によりアンケート調査を年間 3 回以上（実施月の平日・休日各１日※）実施する。サンプル数は年間で 1,500 件程度とし、アンケート調査は、ゲート及び対象施設周辺等の主要箇所３箇所において、対面式で行う予定である。

※原則１日とするが、サンプル数の確保が困難な場合は複数日とする。

1.3.5 委託費の支払い方法

(1) 公園運営維持管理業務

a) 事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

b) 四国地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して３０日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると四国地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

c) 各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。

d) 会計法第２２条、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第５８条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。

e) 事業者の運営維持管理の責任に拠らないと四国地方整備局が判断した風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

(2) 収益施設等管理運営業務

収益施設や自主事業の運営において得た利益は事業者の収入とし、各施設の施設使用料、土地使用料または建物使用料（詳細は、別紙－９「管理運営規定書」を参照のこと。）を四国地方整備局に支払うものとする。施設使用料、土地使用料または建物使用料については、許可後、歳入徴収官四国地方整備局総務部長が発行する納入告知書

により、納入告知から２０日以内に納入しなければならない。(別紙－９「管理運営規定書」を参照のこと。)

なお､四国地方整備局は､経済情勢の変動その他特に必要があると認める場合には、施設使用料、土地使用料または建物使用料を改定することができる。

1.3.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり、別紙－５「共通仕様書」及び別紙－６～８(「個別仕様書（企画立案)」等）に記載のあるものを除き、公園利用者が使用する消耗品、本業務を行ううえで事業者が使用する消耗品や付属品については支給しない。また、四国地方整備局から貸与する物品（詳細は、別紙－２０「提供物品一覧」を参照のこと。）については、事業者の責めに帰すべき事由により損害した場合は原状復旧を事業者の負担により行った上で、契約期間終了後は四国地方整備局へ返却するものとする。この場合、原状復旧に要する費用に委託費を充当することはできない。

(2) 光熱水費

四国地方整備局は、事業者が本業務を実施するのに必要な光熱水費を無償で提供するものとする（収益施設等管理運営業務の実施に係るものを除く。)。

光熱水費については、基本的に園内に係わる全ての使用について、一括して供給会社より請求されるため、事業者は調査職員（本実施要項 8.1.4 参照）の指示に従い、以下の作業を行うものとする。

① 個別にメーターを設置するなど､収益施設等管理運営業務の実施にかかるものの使用量が切り分けられるようにし､調査職員の指示する日に各メーターを確認し、毎月の使用量の集計表を作成するものとする。

② 四国地方整備局、事業者、その他の光熱水費を負担すべきものの詳細な負担金額計算を行ない、その明らかにした算定表を、集計表とともに調査職員に指示された期日までに提出するものとする。

③ その他、光熱水費の使用から支払に至る諸般の事務処理について、調査職員の指示に従い、また協力するものとする。

(3) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には四国地方整備局が負担し、それ以外の法令変更等による増加費用及び損害については事業者が負担する。

① 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、行政基準等の制定又は改廃

② 消費税（地方消費税を含む）その他の税制度（法人税その他事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の税率及び課税対象の変更並びに税制度（事業者の利益に課される税に関するものを除く。）の新設

(4) 収益施設等管理運営業務に関する留意事項

収益施設等管理運営業務に関し、企画書において提案された内容については、当該事業が公園利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合があるため、本業務の契約段階で四国地方整備局に協議するものとする。

事業者が四国地方整備局との協議の後に、自主事業を実施する場合には、あらためて四国地方整備局から必要な許可を得なければならない。その際、事業者は四国地方整備局に対して土地使用料または建物使用料を納める必要がある場合がある。

(5) 事業者と四国地方整備局の責任分担

事業者と四国地方整備局の責任分担は、本実施要項表 6 に示すとおりとする。

表 6　事業者と四国地方整備局の責任分担

項目		四国地方整備局	事業者	
			運営維持管理	収益施設
	内　　容			
料金徴収業務	入園料（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務（徴収料金は、四国地方整備局に納付）		○	
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○	
収益施設の管理	収益施設の管理			◎
物品の管理	四国地方整備局より提供のあった物品の管理		○	◎
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○	
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○	◎
	上記以外の場合	○		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	◎
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	◎
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○	
	収益施設の運営日時の変更に伴う経費の増減			◎
許認可	都市公園法に基づく許認可	○		
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○	
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎	◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1,523.8 万円（税抜き）【平成 28～30 年度】、1,269.8 万円（税抜き）【平成 31 年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○	
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（上記①を除く。）。			◎
	上記３項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○		
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎	◎
	共通仕様書第 29 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○	◎
	上記２項目以外の場合	○		
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎	◎

	上記以外の場合	○		

※年間修繕費用は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 24 年～平成 26 年の実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙－２１「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

(6) 資料等の作成・提出の指示

本業務の遂行上、必要に応じて四国地方整備局は事業者から業務状況を把握するための資料及び資料に付随するデータの作成及び提出を指示することがある。事業者が四国地方整備局に対して提供した資料及び資料に付随するデータの著作権（本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じたもの並びに事業者に権利が帰属しないものを除く。）はすべて、事業者に属する。ただし、事業者は、四国地方整備局に対して、本業務の目的を達成するために必要な限度で、当該成果物を無償で使用させる。

(7) 広報・行催事経費について

広報・行催事経費への委託費の支出にあたっては、本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報・行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので､社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

２．実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日

但し、以下の場合、実施期間中であっても、契約を打ち切る場合がある。

a）四国地方整備局の検査の結果､包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されておらず､適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む｡）を行ったにもかかわらず､事業者が業務改善計画書の提出を怠る､あるいは､承諾に足り得ない、または改善内容の履行が十分に図られないなど、本業務の履行が著しく困難と判断されるとき。

b）法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

c）繰り返し法令違反を行ったとき。

d）暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

e）暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

３．入札参加資格に関する事項

3.1. 入札参加資格について

入札参加者に要求される資格は以下のとおりである。

a) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。
b) 予決令第 70 条の規定に該当する者でないこと。
c) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
d) 開札日において、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること（本実施要項 4.2.2 に示す申請書類（以下「申請書類」という。）の提出期限において、現に競争参加資格を有するか、競争参加資格申請書が受理されていることが確認できること。なお、本実施要項 4.1. に示す「企画書・収益施設運営計画書の受付期限」に競争参加資格の認定がなされない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効となる。）
e) 申請書類の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局から指名停止を受けていないこと。
f) 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
① 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
ｱ)親会社と子会社の関係にある場合
ｲ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
② 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしｲ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
ｱ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
ｲ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
g) 競争の公正性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
h) 四国地方整備局総合評価委員会の構成員又は構成員が属する事業者でないこと。
i) 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
j) 香川河川国道事務所で平成 26 年度に実施の「まんのう公園維持管理方針策定外検討業務」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
なお、「資本面・人事面で関係がある」とは本実施要項 3.1.f)①、②に該当することをいう。

3.2. 企業の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2.に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて次頁に示す「表 7　企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表 7　企業の業務実績等に関する要件

	①　本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務（平成 12 年度以降に完了した履行期間が概ね 12 ヶ月以上の業務に限る）において１件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成 28 年 3 月 31 日までに完了するもの）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を１件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）の実績を１件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を１件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか１種類以上の運営を行った実績）を１件以上有すること
	1)都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 2)レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地※4 管理を行っている施設			
注意事項	共同体等の代表者等の中心的役割を担った業務のみを実績とする	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		
保有資格者			１級造園施工管理技士を１名以上有する法人であること	

※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）
※2:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
※3:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）

3.3. 配置予定者の業務実績に関する要件

本実施要項 1.2.に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて次頁に示す「表 8　配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表８　配置予定者の業務実績等に関する要件

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者（総括責任者）</td><td>②施設・設備維持管理業務の業務責任者</td><td>③植物管理業務の業務責任者</td><td>④収益施設等管理運営業務の業務責任者</td></tr>
<tr><td rowspan="6">業務の経験※1</td><td colspan="5">下記に示す同種又は類似業務（平成 12 年度以降に完了した履行期間が概ね 12 ヶ月以上の業務に限る）の経験を有すること（申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成 28 年 3 月 31 日までに完了するもの）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">同種業務の経験</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（本実施要項1.2.3参照）に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか１種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td></tr>
<tr><td colspan="4">1)都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園）
2)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地※6管理を行っている施設</td></tr>
<tr><td>ｱ)延べ２年以上の総括責任者※2 の経験
ｲ)延べ３年以上の業務責任者※3 の経験
ｳ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者</td><td colspan="3">ｴ)延べ２年以上の業務責任者※3の経験
ｵ)延べ３年以上の業務経験</td></tr>
<tr><td>類似業務の経験</td><td>下記の4)～5)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（本実施要項1.2.1参照）の実績を有し、かつ、下記のｱ)～ｳ)のいずれかの経験を有すること
又は、下記の3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.1(1)、(2)、1.2.2</td><td>下記の4)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（本実施要項1.2.2参照）に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の4)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務に関する業務（本実施要項1.2.3参照）の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td><td>下記の4)～5)のいずれかを対象とした収益施設等管理運営業務（本実施要項1.2.4参照）に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか１種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等管理運営業務に関する下記のｴ)又はｵ)のいずれかの経験を有すること</td></tr>
</table>

		～1.2.4参照）のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務のいずれかに関する下記のｲ）又はｳ）のいずれかの経験を有すること			
		3）都市公園の種別として、総合公園以上（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園） 4）都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5）レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地※6管理を行っている施設			
		ｱ）延べ３年以上の総括責任者※2 の経験 ｲ）延べ４年以上の業務責任者※3 の経験 ｳ）延べ１年以上の総括責任者※2または延べ２年以上の業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	ｴ）延べ３年以上の業務責任者※3 の経験 ｵ）延べ４年以上の業務経験		
資格		―	―	１級造園施工管理技士	―
実施体制		・業務責任者※3 は、平成28年４月１日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者※2 は代表企業に所属する者とすること。 ・総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（※7）とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め四国地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①～④の業務責任者のうち、少なくとも２名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を２人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。）			

実施体制	・①～④の業績責任者の主な業務従事（勤務）場所は、まんのう公園管理センターとすることを想定している。

※1：業務実績は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）
※2：総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等管理運営業務を行う場合及び収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。
※3：業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。
※4：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの（例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等）
※5：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの（例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等）
※6：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。（移動可能なプランター等の植物管理は含まない。）
※7：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。

3.4. 共同体での入札について

本業務は、本実施要項 3.2.で定める要件を満たす単体企業で構成される共同体により実施することも可能とする。

共同体で本業務を実施する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等管理運営業務を包括的に管理すること。

a) 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
   ｱ) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
   ｲ) 施設・設備維持管理業務
   ｳ) 植物管理業務
   ｴ) 収益施設等管理運営業務

b) 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記 a) ｱ) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。

c) 入札参加者は、共同体として参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。ただし、共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについては、被指名停止会社に変わる構成員を補充した上で、新たに共同体を結成し、共同体としての認定及び競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとし、その期限は実施要項 4.1 に定める企画提案書の提出期限とする。やむを得ない事情が生じた場合は、四国地方整備局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

d) 共同体の代表企業及び構成員は、本実施要項 3.1.a)から j)の全ての要件を満たすこと。

e) 参加に際しては、代表企業及びその他の構成員の役割及び責任の分担ならびに代表企業の役割を他の構成員が代替・保証する旨を明記した協定書を作成し、申請書類と併せて提出すること。

４．入札に参加する者の募集に関する事項

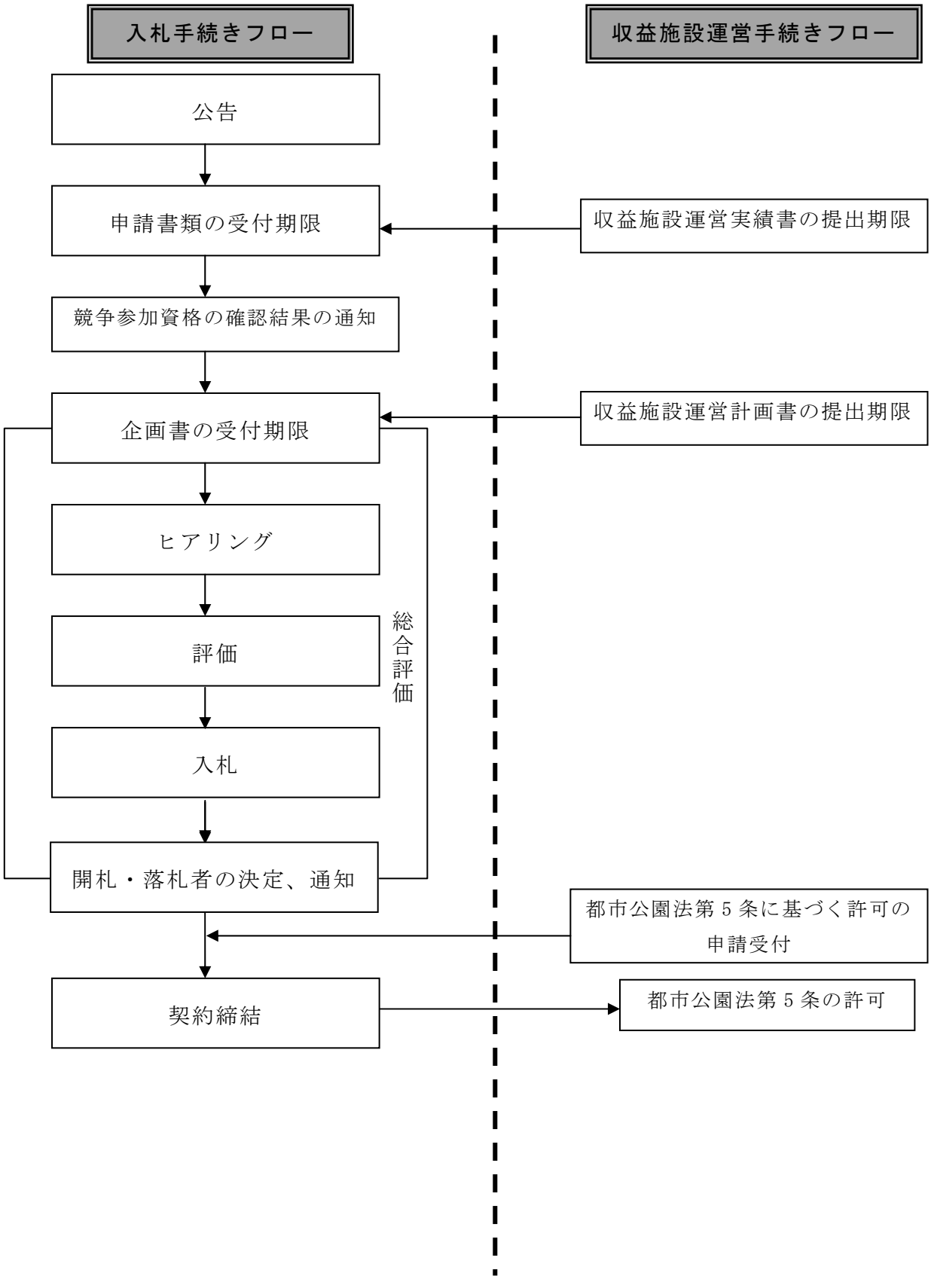
4.1. 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

① 公告　：平成 27 年 7 月中旬
② 現場見学可能期間　：平成 27 年 7 月中旬～平成 27 年 10 月下旬
③ 入札等に関する質疑応答　：平成 27 年 7 月中旬～平成 27 年 11 月中旬
④ 申請書類の受付期限　：平成 27 年 8 月中旬
⑤ 競争参加資格の確認結果の通知　：平成 27 年 9 月上旬
⑥ 企画書・収益施設運営計画書の受付期限：平成 27 年 10 月上旬
⑦ ヒアリング　：平成 27 年 10 月中旬
⑧ 評価　：平成 27 年 10 月中旬～平成 27 年 11 月中旬
⑨ 入札　：平成 27 年 11 月中旬
⑩ 開札　：平成 27 年 11 月中旬
⑪ 落札予定者の決定　：平成 27 年 11 月中旬
⑫ 契約締結　：平成 28 年 1 月上旬

※ 現場見学とあわせて関連資料を閲覧することができる。ただし、閲覧資料は検討過程のものであり、本業務の実施条件として提示するものではない。

※ 現場見学は予約制とする。公平性を保つため質問については後日文書により対応する。

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務　一般競争（総合評価落札方式）手続きフロー



4.2. 入札実施手続

4.2.1 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務に係る入札金額（ただし、収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない。）を記載した書類（以下「入札書」という。）、申請書類並びに、企画書及び収益施設運営計画書（以下、「企画書等」という。）を提出する。

上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（収益施設等管理運営業務に要する費用は含まない）の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

なお、提出された申請書類及び企画書等は、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

4.2.2 申請書類の内容

① 競争参加資格確認申請書（様式１－１）

② 企業の業務実績（様式１－２）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

③ 業務責任者の業務実績（様式１－３）

※面積、植栽地、遊具を管理していたことが証明できる資料（契約書の写し、施工図面、空中写真、地形図等）を添付すること。

※図面等で植栽地、遊具を管理していたことが証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付すること。

※企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書等（任意書式）を添付すること。

※必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

④ 守秘性に関する要件（様式１－４）

※守秘義務に関する規程を定めた社則等を添付すること。

⑤ 業務実施体制（様式１－５）

※組織図（業務実施のための管理機構）を添付すること。（任意書式）

⑥ 実施方針（様式１－６）

※年間業務計画書を添付すること。（任意書式）

⑦ 再委託または下請負の予定（様式１－７）

⑧ 必要とされる資格を証明する書類の写し（様式１－３に添付のこと）

⑨ 申請書類提出時に雇用関係が無い場合の念書等（任意書式）

⑩ 業務経験証明書（様式１－８）

⑪ 収益施設運営実績書（様式１－９）

⑫ 共同体で参加する場合の協定書の写し

⑬誓約書（様式 1-10）

4.2.3 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には､本実施要項５.で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。なお、標準評価項目等の詳細については本実施要項表 9 を参照のこと。

① 表紙（様式２－１）

② 企画提案

ｱ) 目標とする公園利用者数の確保に関する提案（様式２－２－１）

ｲ) 利用者満足度の確保に関する提案（様式２－２－２）

ｳ) 公園特性を生かした植物管理に関する提案（様式２－２－３）

ｴ) 公園特性及び資源、施設を生かした運営管理に関する提案（様式２－２－４）

ｵ) 多様な利用プログラムの提供に関する提案（様式２－２－５）

ｶ) 情報受発信に関する提案（様式２－２－６）

ｷ) 地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案（様式２－２－７）

ｸ) 公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案（様式２－２－８）

ｹ) 緊急時及び非常時の対応に関する提案（様式２－２－９）

ｺ) 自主事業に関する提案（様式２－２－10）

ｻ) 収益施設の運営に関する提案（様式２－２－11）

なお、本業務開始初年度から実施しない提案事項については、開始年月を記載すること。開始年月の記載のない提案は初年度から実施するものとする。また、企画提案によって設計数量を変更する場合には、必ず③の改善提案も行うこと。

③ 改善提案（様式２－２－12）

業務の最低水準として示された仕様書に対する改善提案を行う場合、提案を行う内容を明確にし、提案を行う理由、提案の内容・数量、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

また、設計数量が変更となる提案をする場合には、該当工種と変更数量、変更が可能な理由、企画提案との関連がある場合は該当箇所をそれぞれ示すこと。改善提案で変更を提案した数量以外は､公示している数量に基づき入札を行うこと。

4.2.4 収益施設運営計画書

様式３「収益施設運営計画書」を提出する。

4.2.5 ヒアリングの実施

a) 企画書に関するヒアリング

ヒアリングでは、実施方針および企画書等に記載された事項について質疑応答を行う。また、ヒアリングにより、提案が実現可能な内容であるかを確認し、評価項目の得点に反映させる。

ア　実施場所：四国地方整備局

イ　実施期間：別途通知

ウ　ヒアリング時間：別途通知

エ　出席者：総括責任者の出席を必須とし、業務責任者の出席も認める。

4.2.6 その他

a) 競争参加資格の確認及び企画書等の評価は、申請書類及び企画書等の資料提出期限の日をもって行うものとする。

b) 申請書類及び企画書等の資料作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

c) 四国地方整備局は、提出された申請書類及び企画書等の資料を、競争参加資格の確認、企画書等の評価以外に提出者に無断で使用しない。

d) 提出された申請書類及び企画書等の資料は、返却しない。

e) 提出期限以降における申請書類及び企画書等の資料差し替え及び再提出は認めない。

f) 落札者は、様式１－１０（第２面）及び電磁記録媒体（CD-R 等）を提出すること。詳細は様式１－１０を参照すること。

５．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価は、四国地方整備局が行うが、客観性を確保するため、第三者の有識者で構成される四国地方整備局総合評価委員会の意見を聴取し、評価を行うものとする。

なお、入札参加者は企画書と同時に、収益施設運営計画書を提出し、落札後、都市公園法第 5 条第 1 項に基づく公園施設の設置管理許可申請を行わなければならない。

5.1. 事業者決定にあたっての質の評価項目の設定

事業者を決定するための評価は、提出された企画書等の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（基本項目審査)、また、効果的なものであるか等（提案項目審査）について行うものとする。(本実施要項表 9 を参照のこと。)

5.1.1 基本項目審査

基本項目審査においては、入札参加者に対して、本実施要項表 9 の基本項目について審査を行う。各項目ごとに業務が可能な最低水準を満たしている場合には基礎点を与える（基礎点計 50 点)。さらに、実施体制に係る項目においては、最低水準を超える部分についてその内容に応じ得点を与える（加算点計 10 点)。なお、最低水準を 1 つでも満たしていない項目がある場合は失格とする。

5.1.2 提案項目審査

提案項目審査においては、基本項目審査の全ての項目で業務が可能な最低水準を満たした入札参加者に対して、本実施要項表 9 の提案項目について審査を行う（加算点計 145 点)。

様々な公園施設の維持管理と収益施設等の運営を一元的に行うことが必要であり、サービス水準(質)の向上や公園利用者の安心安全を確認することを目的としている。なお、提案内容については、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等、妥当性について総合的な観点から審査し得点を与える。各加算点の数値はサービスの質の向上の観点から重要度に応じて配点している。

表９　標準評価項目及び得点配分

項目	区分	項番	評価項目	得点配分 基礎点	得点配分 加算点	様式
①基本項目	業務共通					
	１）実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか（共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか）	0/10	0～5	様式1-2～1-8
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/10	0／5	
	２）業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/10	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/10	—	
	３）現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、四国地方整備局の要求水準（実施要項1.3.1 及び1.3.2）が確保されているものとなっているか	0/10	—	様式2-2-1～2-2-12
②提案項目	企画提案					
	１）目標とする公園利用者数の確保	6	本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数の目標を各年度設定の上、その公園利用者数確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～15	様式2-2-1
	２）利用者満足度の確保	7	年間及び四半期ごとの公園の運営に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度数の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～15	様式2-2-2
	３）公園特性を生かした植物管理	8	本公園の植生、生態系、景観等を踏まえ、周辺環境と調和しつつ、年間及び四半期ごとの公園内の資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関する満足度の目標を各年度設定の上、その満足度の確保に向け、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式2-2-3
	４）公園特性及び資源、施設を生かした運営管理	9	本公園の「自然生態園」「竜頭の丘」「さぬきの森」の機能を発揮させるための維持管理方法について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～10	様式2-2-4
	５）多様な利用プログラムの提供	10	本公園の意義や役割、機能を踏まえ、また本公園の様々な資源等を活用した利用プログラムの開催回数と延べ参加人数の目標を各年度設定の上、多くの公園利用者が参加、体験、交流できる自然、歴史文化等に関する多様な利用プログラムの実施について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式2-2-5
	６）情報受発信	11	マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を各年度設定の上、本公園が提供するサービス内容や公園の魅力等に関する広報宣伝・情報の受発信について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。（目標値と具体性・実現性・妥当性の合計をもって評価を行う。）	—	0～10	様式2-2-6
	７）地域との連携活動・市民との協働活動	12	周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、ボランティアやNPO団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式2-2-7
	８）公園利用者等の安全を確保する管理手法	13	本公園の特性を踏まえた上で、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理及び運営管理について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。また、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、公園スタッフ（職員、臨時職員、アルバイト、その他関係従事者）に関する事故を未然に防ぐ取組について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	—	0～15	様式2-2-8

		9）緊急時及び非常時の対応	14	具体的な緊急事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないためのハード面・ソフト面での対応策について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。さらに、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、具体性、実現性があり、当公園として妥当性のある提案が示されているか。	―	0～15	様式 2-2-9
		10）自主事業の提案	15	自主事業の実施内容について公園の目的・魅力の向上の観点から、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある自主事業の方法が示されているか。	―	0～10	様式 2-2-10
		11）収益施設の運営に関する提案	16	公園利用者ｻｰﾋﾞｽの質的な向上に向けた運営について、具体性、実現性があり、本公園として妥当性のある提案が示されているか。	―	0～10	様式 2-2-11 様式 3
	従来の実施方法に対する改善提案						
		1）各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する、改善提案	17	質の維持・向上に関する提案があり、実施について具体的な方法が明記されているか。また、それらを実施可能な体制であるか。	―	0～10	様式 2-2-12
合計得点					0～50	0～155	

5.2. 事業者決定にあたっての評価方法

5.2.1 事業者の決定方法

a) 入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札をし、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記 5.2.2 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

b) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（予定価格に 10 分の 6 を乗じて得た額）を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

c) 上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き事業者を決定するものとする。

5.2.2 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

提出された書類に係る本実施要項表 9 により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

（評価値）＝（価格評価点）＋（技術評価点）

(2) 価格評価点の算出方法

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

（価格評価点）＝（価格点）×（１－（入札価格）／（予定価格））

なお、価格点は 30 点とする。

(3) 技術評価点の算出方法

企画書の内容に応じ、本実施要項表 9 の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は 60 点とする。

（技術評価点）＝60×（技術点）／（技術点の満点）

なお、本業務における技術点の満点は 205 点(基礎点 50 点＋加算点 155 点)とする。

(4) 基本項目審査の評価方法

基本項目審査については、本実施要項表 10 の評価基準を満たしているかによって評価する。

表 10 実施体制の様式 1-5-2 の加算点は、提案内容に対する具体性、実現性等を総合的に勘案して、原則として本実施要項表 11 の３段階評価に基づいて評価をする。

表 10　基本項目審査の評価基準

区分	評価項目	評価基準
実施体制	各業務の業務水準が維持される体制であるか。 （共同体で参加する場合、代表企業又は代表者と構成員の連携が可能な体制であるか）	提案する運営内容に対して提案する職務区分・人数が適切に明示されている。（様式１－５－１） なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。（様式１－５－２） ・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案がなされている。（組織面、費用面の対応が適切に明示されている。）
	提案された内容が実施可能な体制であるか。	提案する職務区分ごとに休憩時間、休日を考慮した労働時間の設定が行われている。 現地体制及び繁忙期の現地を支援する本社等の体制（責任体制、現地体制）を含め適切に明示されている。（様式１－５－１） なお、上記の水準を満たした上で、以下に示す体制が確保されている場合は、加算点を与える。（様式１－５－３） ・緊急時における代替性等の確保の観点から、申請書類の提出期限の日時点で、申請した総括責任者以外に同一企業内に表8に示す総括責任者の業務実績を有している者（代替総括責任者）が1名以上在籍し、申請した総括責任者に事故等があった場合、速やかに配置できる体制が確保されている。申請書類の提出時期に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)を提出すること。なお、代替総括責任者は、本業務の実施期間中、専任規定のある工事又は業務には従事することはできない。（本業務は除く）
業務に対する認識	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	年間業務計画（様式１－６添付）に記載された業務内容が、仕様書に定める業務内容と適合している。
	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	企画書に記載された実施方針が仕様書に定める基本方針と適合している。
現行基準レベルの質の確保の実態	各業務の提案内容は、要求水準（本実施要項1.3.1及び1.3.2）が確保されているものとなっているか。	仕様書に定める管理水準を満足させる企業の業務実績、配置予定者の業務経験の明示があり、これらを踏まえた様式２－２－１～２－２－12の提案内容について実現性が高いものとなっている。

(5) 提案項目審査の評価方法

提案項目審査は以下のとおりとする。

提案項目審査の企画提案のうち、包括的な質に関する提案項目については、提案した数値（目標値）とその実現性について、それぞれ評価を行い、その合計点を評価点とする。ただし、実現性が乏しい場合は目標値が高くても加算しない（０点）ものとする。

上記以外の提案項目審査は、提案内容に対する具体性、実現性、実施体制との整合等を総合的に勘案して原則として本実施要項表 11 の３段階評価に基づいて評価する。なお、①関係法令に違反する提案、②入園料、使用料等を増減させる提案、③開園日時を変更させる提案（主催イベントなど仕様書で明示してあるものは除く）については、内容の如何に問わず評価しないものとする。

表 11　基本項目審査（様式 1-5-2）及び提案項目審査における評価基準と評価係数

評価基準		評価係数
優	全体的に優れた提案となっている。又は特に高く評価すべき提案がなされている。	配点×1.00
良	一定の評価ができる提案がなされているが、特に優れた提案はなされていない。	配点×0.50
可	特に評価すべき提案が見られない。	配点×0.00

5.2.3 留意事項

四国地方整備局は、事業者が決定したときは、遅滞なく、事業者の氏名若しくは名称、落札金額、事業者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5.3. 初回の入札で事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することとする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合は、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

従来の実施状況に関する情報は、別紙－１０～４７のとおりである。

７．事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

7.1. 施設

別紙－１「主要公園施設一覧」、別紙－２「主要建築物一覧」、別紙－３「収益施設一覧」による。

7.2. 設備

a) 使用できる設備については、本業務に関係する建物・設備全てとする（別紙－１９「提供施設一覧表」を参照のこと)。
b) 本業務に支障を来さない範囲において、事業者は施設内に本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとするが、持ち込んだ機器・設備については適切な管理を行うこと。

８．事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により事業者が講ずべき措置に関する事項

8.1. 報告について

8.1.1 業務計画書の協議と承諾

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.2 業務責任者及び業務の関係者

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.3 業務報告書

別紙－５「共通仕様書」による。

8.1.4 検査・監督体制

事業者からの報告を受けるにあたり、調査職員の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 調査職員

① 総括調査員

香川河川国道事務所副所長（公園担当）（予定）

② 主任調査員

香川河川国道事務所総務課長（代表）（予定）

香川河川国道事務所経理課長（予定）

香川河川国道事務所公園課長（予定）

③ 調査員

香川河川国道事務所総務課総務係長（予定）

香川河川国道事務所経理課経理係長（予定）

香川河川国道事務所公園課管理係長（予定）

香川河川国道事務所公園課施設保全係長（予定）

(2) 検査・監督体制

a) 事業者は、各年度ごとの業務を完了したときは、遅延なく、当該年度の完了報告書、清算報告書及び委託費経費内訳報告書、残存物件報告書（以下「完了報告書等」という）に成果物を添えて、四国地方整備局に提出すること。

b) 四国地方整備局は、事業者からの成果物、完了報告書等を受理したときは、その日から 10 日以内に支出負担行為担当官四国地方整備局長が指定した職員により検査を行うものとする。

8.2. 調査への協力

a) 調査職員は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、事業者に対し、当該管理業務の状況に関し必要な報告を求め、又は事業者の

事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

b）立ち入り検査をする調査職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8.3. 指示について

四国地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 27 条第１項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

8.4. 秘密の保持

事業者は、本業務に関して調査職員が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事していた者は業務上知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を洩らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

8.5. 個人情報の取り扱い

別紙－５「共通仕様書」第８章による。

8.6. 契約に基づき落札業者が講ずべき措置

8.6.1 業務の開始及び中止

a）事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

b）事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、予め四国地方整備局の承諾を受けなければならない。

8.6.2 公正な取り扱い

a）事業者は、本業務の実施にあたって、公園利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

b）事業者は、公園利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

8.6.3 金品等の授受の禁止

事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならな

い。ただし、収益施設等管理運営業務として行う場合など、四国地方整備局から許可等を受けた業務を行う上で必要な場合を除く。

8.6.4 法令の遵守

事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8.6.5 安全衛生

事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8.6.6 記録・帳簿書類等

事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第4条に基づく行政文書の開示請求がなされた場合、同法第5条に基づく不開示情報の確認を行った上で、第6条による部分開示や第7条による公益上の理由による裁量的開示を確認し、開示方法を明らかにし、第9条に基づき事務処理上の困難その他正当な理由があるときを除き、開示請求のあった日から30日以内に情報を開示する必要がある。そのため、開示請求の対象が事業者の保有する記録・帳簿書類等の場合、事業者は、情報公開に速やかに対応しなければならない。

8.6.7 権利の譲渡

本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、四国地方整備局が承継するものとする。また、事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

8.6.8 権利義務の帰属等

本業務の実施が第三者の特許権､著作権その他の権利に抵触するときは､事業者は､その責任において、必要な措置を講じなければならない。

8.6.9 一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項９．に記載した損害を除く。）については、事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、四国地方整備局の責に帰すべき事由により生じたものについては、四国地方整備局が負担する。

8.6.10 再委託または下請負の取り扱い

a）事業者（共同体を含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託

してはならない。

b) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託する業務の範囲、再委託または下請負を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

なお、本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

・業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の収受及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

c) 事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで四国地方整備局の承諾を受けなければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

d) 事業者は、上記 b)及び c)により再委託を行う場合には、事業者が四国地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本実施要項 8.4.及び 8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

e) 上記 b)から d)までに基づき、事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

8.6.11 契約解除

四国地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

b) 繰り返し法令違反を行ったとき。

c) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。

d) 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8.6.12 契約解除時の取り扱い

a) 上記 8.6.11 に該当し、契約を解除した場合には、四国地方整備局は事業者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

b) この場合、事業者は、契約金額から上記 a)の委託費を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として四国地方整備局の指定する期間に納付しなければならない。

c) 四国地方整備局は、事業者が前項の規定による金額を四国地方整備局の指定する期日までに支払わないときは、その支払い期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年 100 分の 5 の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

d) 四国地方整備局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8.6.13 契約内容の変更

四国地方整備局は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において委託費又は実施期間を変更する必要があるときは、四国地方整備局及び事業者は協議し、書面によりこれを定めるものとする。

8.6.14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と四国地方整備局が協議するものとする。

8.6.15 業務計画書の提出

事業者は、契約締結日の 14 日前までに業務計画書を提出し、その内容について四国地方整備局と協議の上、承諾を得なければならない。

8.6.16 業務計画書の変更

業務計画書を変更しようとするときは、変更後の業務計画書について四国地方整備局と協議を行い、四国地方整備局の承諾を得なければならない。この場合、委託費等の契約内容の変更の必要がある場合は、四国地方整備局と協議し書面にてこれを定めるものとする。

8.6.17 業務の引き継ぎへの対応

契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者に対し、誠意を持って、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引継ぎにあたっては、共通仕様書３２条に規定する必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。(業務の引継ぎに必要な資料の詳細は、別紙－５「共通仕様書」を参照のこと。)

8.6.18 業務評定について

本業務においては四国地方整備局が、毎年度業務終了後に当該年度の業務評定（以下、「単年度評価」という。）を実施するとともに、３年目の業務終了後に３年間を通

しての業務評定（以下、「３箇年評定」という。）を実施する。評定については事業者に通知し、四国地方整備局ホームページ等により公表するものとする。（詳細は、別紙－４８「業務評定」を参照のこと。）

なお、評定については、本公園の国営公園運営維持管理業務の次回入札時における評価事項の一つとし、単年度評価が２回以上「不可」の実績となり、かつ３箇年評価が「不可」の場合、本公園の次回入札時において、5.1.表９評価項目及び得点配分の加算点の合計得点から 15 点を減点する。

９．事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を与えた場合において、その損害の賠償に関し契約により事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するにあたり、事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

a）四国地方整備局が国家賠償法第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、四国地方整備局は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について四国地方整備局の責めに帰すべき理由が存する場合は、四国地方整備局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

b）事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について四国地方整備局の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は四国地方整備局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

１０．対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

10.1. 調査方法

四国地方整備局は、事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

10.2. 実施状況に関する調査の時期

四国地方整備局は、10.3 の調査項目に関する内容について、内閣総理大臣が評価（平成 31 年 1 月を予定）を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について平成 30 年 9 月 30 日時点における状況を調査する。

10.3. 調査方法及び項目

本実施要項「1.3.　サービスの質の設定」により設定した事項。

10.4. 四国地方整備局総合評価委員会への報告

四国地方整備局は、上記の調査についてとりまとめた本業務の実施状況等について、上記の評価を行うために、平成 30 年 12 月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会に提出するものとする。四国地方整備局は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、四国地方整備局総合評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

１１．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11.1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

四国地方整備局は、事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立ち入り検査、指示等を行った場合は、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要等を監理委員会へ報告することとする。

11.2. 四国地方整備局の監督体制

1）本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
2）本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項 8.1.4 により行う。

11.3. 事業者が負う可能性のある主な責務等

11.3.1 罰則等

a）本業務における入園料の管理に従事する者は、刑法（明治 40 年法第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

b）次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

・本実施要項 8.1.による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は本実施要項 8.1.4 による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
・正当な理由なく、本実施要項 8.3.による指示に違反した者

c）法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 b)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記 b)の刑を科されることとなる。

11.3.2 会計検査について

事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第 22 条に該当するとき、又は②同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は四国地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

H28-31 国営讃岐まんのう公園
運営維持管理業務

別紙資料

平成２７年７月

国土交通省　四国地方整備局

実施要項に関連する別紙・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
業務内容を示す書類	別紙－1	主要公園施設一覧	別紙－1
	別紙－2	主要建築物一覧	別紙－3
	別紙－3	収益施設一覧	別紙－4
	別紙－4	国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針	別紙－5
	別紙－5	H28-31　国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務　共通仕様書	別紙－19
	別紙－6	H28-31　国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 個別仕様書 【本業務全体のマネジメント及び企画立案】	別紙－52
	別紙－7	H28-31　国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 個別仕様書 【施設・設備維持管理】	別紙－81
	別紙－8	H28-31　国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 個別仕様書 【植物管理】	別紙－104
	別紙－9	H28-31　国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 収益施設等管理運営規定書	別紙－128
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙－10	開園時間延伸状況	別紙－193
	別紙－11	従来の実施状況に関する情報の開示	別紙－194
	別紙－12	精算報告書	別紙－201
	別紙－13	公園利用者数等	別紙－204
	別紙－14	公園利用者アンケート	別紙－206
	別紙－15	イベント実績	別紙－210
	別紙－16	広報・報道実績	別紙－242
	別紙－17	ホームページアクセス件数	別紙－244
	別紙－18	メールマガジン登録件数	別紙－245
	別紙－19	提供施設一覧表	別紙－246
	別紙－20	提供物品一覧	別紙－250
	別紙－21	建物・工作物に係る修繕履歴	別紙－255
	別紙－22	貸与車両の使用状況・維持管理状況	別紙－259
	別紙－23	事故発生件数等	別紙－277
	別紙－24	自然災害対応実績	別紙－279
	別紙－25	野生動物等対応実績	別紙－280
	別紙－26	購入備品一覧	別紙－282
	別紙－27	備品以外の残存物品一覧	別紙－294
	別紙－28	統括責任者による外部会議への出席	別紙－295
	別紙－29	行催事開催時の広報（紙媒体）実績	別紙－296
	別紙－30	記者投込等実績	別紙－299
	別紙－31	ホームページの更新内容、頻度等	別紙－301
	別紙－32	職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置	別紙－313
	別紙－33	苦情、要望等実績	別紙－316
	別紙－34	無償で貸与している物品の貸出実績	別紙－317
	別紙－35	巡視計画書	別紙－319

分類	資料No	資料名	頁番号
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙 - 36	混雑時の状況	別紙 - 343
	別紙 - 37	園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等	別紙 - 348
	別紙 - 38	地域社会への取組	別紙 - 359
	別紙 - 39	清掃場所、配置人員等	別紙 - 360
	別紙 - 40	産業廃棄物（費用、処理量）	別紙 - 362
	別紙 - 41	農薬散布（場所、使用量等）	別紙 - 364
	別紙 - 42	樹幹注入（実施箇所等）	別紙 - 366
	別紙 - 43	緑のリサイクル	別紙 - 367
	別紙 - 44	植物性廃棄物の取扱（発生・リサイクル処理・活用量等）	別紙 - 368
	別紙 - 45	収益施設利用者数、売上等	別紙 - 370
	別紙 - 46	臨時売店一覧	別紙 - 375
	別紙 - 47	過去の展示実績について（H24-26）	別紙 - 385
その他	別紙 - 48	業務評定	別紙 - 387
様式	提出様式 1-1	競争参加資格確認申請書	別紙 - 388
	提出様式 1-2	企業の業務実績	別紙 - 389
	提出様式 1-3	総括（業務）責任者の業務実績	別紙 - 390
	提出様式 1-4	守秘性に関する要件	別紙 - 391
	提出様式 1-5	業務実施体制	別紙 - 392
	提出様式 1-6	実施方針	別紙 - 397
	提出様式 1-7	再委託又は、下請負の予定（協力企業の名称等）	別紙 - 399
	提出様式 1-8	業務経験証明書	別紙 - 401
	提出様式 1-9	収益施設運営実績書	別紙 - 402
	提出様式 1-10	入札参加事業者等確認書	別紙 - 406
	提出様式 2-1	企画書（表紙）	別紙 - 412
	提出様式 2-2-1～11	企画提案	別紙 - 413
	提出様式 2-2-12	改善提案	別紙 - 425
	提出様式 3	収益施設運営計画書	別紙 - 428

主要公園施設一覧

ゾーン名	規模	主要施設
中央広場ゾーン	32.9ha	エントランス広場：約 2,700 ㎡ ビジターセンター 緑と石のヴィスタ レストラン 売店 昇竜の滝 希望の丘展望台 飛竜こもれびの道 飛竜の花道 風花の庭：約 2,300 ㎡（花壇面積：ハーブ類） 青竜の谷：約 1,500 ㎡ 花竜の道：約 5,000 ㎡（花壇面積） 芝生広場：約 4ha サイクリングセンター：自転車約 520 台 まんのう竹風庵：茶室、工房 竜の子ひろば：ドラ夢の家、レストハウス竜の里、遊具（ふわふわドーム、ドラ夢の泉広場、大型ネット式ジャングルジム、アリ地獄、エックススライダー、ロッククライミングなど） 中央駐車場：25,800 ㎡
環境保全ゾーン	178.3ha	満濃池展望遊歩道 パノラマ展望台 池見の丘 湖畔の里 きのこの森 炭焼き窯 たけのこ園 体験学習館 見はらしの山展望台 リサイクルセンター 総合センター（香川河川国道事務所公園課、まんのう公園管理センター）
宿泊ゾーン	18.2ha	キャビン　22 棟（内 4 棟はバリアフリー） トレーラーハウス　1 棟 キャンピングカーサイト　5 サイト 一般カーサイト　59 サイト フリーサイト　19 サイト 洗面・シャワー・トイレ棟 炊事棟 オートキャンプ場管理センター（売店、浴室、ランドリー）

ゾーン名	規模	主要施設
湖畔ゾーン	2.0ha	岬の桟橋
健康ゾーン	34.0ha	ドラ夢ドーム：約1,600㎡ ドラ夢広場：約11,000㎡ 北案内所 ドッグラン 健康広場 虫の広場 花巡りの丘 実りの丘 多目的広場 お花見広場 つつじの丘 梅の道 もみじの谷 風の見える丘展望台 北駐車場：約10,700㎡ 屋根付き避難施設
自然活用ゾーン	84.6ha	自然生態観察園（逆様池、北の谷、東の谷、南の谷、南の台地） 自然生態展示館（展示室、映像ホール、学習室） 園路、車道園路、駐車場、散策路 さぬきの森センターハウス

別紙－２

主要建築物一覧

種類	数(箇所)	設置箇所
中央広場ゲート事務棟	1	中央広場ゾーン
中央ゲート便所棟	1	
中央ゲートルーフ	1	
ビジターセンター	1	
サイクリングセンター	1	
便所棟 A-1、A-2	2	
便所棟 B	1	
西口料金徴収員詰所	1	
西口園路料金徴収所	1	
バス乗務員休憩所	1	
まんのう竹風庵（茶室・工房）	2	
便所棟(大型遊具広場)	1	
ドラ夢の家（休憩所）	1	
ふわふわドーム	1	
体験学習館	1	環境保全ゾーン
炊事棟 A、E	1	オートキャンプ場
炊事棟 B、C、D	3	
キャビン A	7	
キャビン B	7	
キャビン C	3	
キャビン D（バリアフリータイプ）	3	
キャビン E（ファミリータイプ）	11	
キャビン F（バリアフリータイプファミリーキャビン）	1	
北口ポンプ室	1	
ログハウス（リサイクルプラント管理棟）	1	
総合センター	1	北口園路
車庫棟	1	
バス車庫棟	1	
北口園路料金徴収所	1	
北口料金徴収員詰所	1	
自然生態展示館	5	自然活用ゾーン
自然生態園屋外便所	1	
便所・休憩所棟	1	
さぬきの森センターハウス	1	
機械棟、堆肥棟等	3	リサイクルプラント
倉庫棟	1	
湖畔の森　トイレ	3	湖畔ゾーン
湖畔の森　休憩施設	1	
健康ゾーン案内所棟	1	竜頭の丘
ドラ夢ドーム	1	
便所棟	2	
屋根付き避難施設	2	

収益施設一覧

公園施設の区分			面積（㎡）	備考
施設区分	施設名			
駐車場	1	中央駐車場	25,895	
	2	北駐車場	10,700	
	3	お花見広場横駐車場	860	
	4	自然生態園駐車場	980	
	5	自然活用ゾーン駐車場	362	
レンタサイクル施設	1	サイクリング施設	2,189	
飲食・物販施設	1	レストラン・売店	1,621	
	2	レストハウス竜の里	494	
オートキャンプ場	1	キャビンA	2,278	
	2	キャビンB	2,405	
	3	キャビンC	1,391	
	4	キャビンD（バリアフリータイプ）	1,759	
	5	キャビンE（ファミリータイプ）	293	
	6	キャビン F（バリアフリータイプファミリーキャビン）	413	
	7	トレーラーハウス	986	
	8	キャンピングカーサイト		
	9	一般カーサイト	8,191	
	10	フリーサイト	1,414	
	11	サテライトA	1,614	
	12	サテライトE	1,006	
	13	サテライトB	209	
	14	サテライトC	417	
	15	サテライトD	815	
	16	炊事棟A	299	
	17	炊事棟B	108	
	18	炊事棟C	103	
	19	炊事棟D	232	
	20	炊事棟E	326	
	21	オートキャンプ場管理センター	2,820	
	22	イベント広場	1,629	
	23	オートキャンプ場駐車場	892	
	24	オートキャンプ場道路部分	7,579	
	25	オートキャンプ場施設及び園路の周囲1mの範囲	25,935	
自動販売機	1	自動販売機（非特別公園施設部分）	21	19台
公衆電話	1	公衆電話		1台
計			106,236	

国営讃岐まんのう公園
運営維持管理基本方針

平成２７年７月

目　　次

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１．１ 公園建設の基本テーマ及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
１．２ 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１．３ 運営維持管理基本方針の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
１．４ 運営維持管理基本方針の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．運営維持管理の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
２．１ 国営讃岐まんのう公園の公園づくりの基本テーマ・基本方針の継承 ・・・・・・ 5
２．２ 今後の維持管理の重点事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
３．運営維持管理の方針 ・・ 12

１．運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

１．１ 公園建設の基本テーマ及び基本方針

国営讃岐まんのう公園の整備計画に関する調査は昭和 56 年に着手され、昭和 60 年度に国営讃岐丘陵公園（仮称）実施基本計画策定委員会により実施基本計画が策定され、公園建設の基本テーマと基本方針が設定された。

【国営讃岐まんのう公園建設の基本テーマ】

国営讃岐まんのう公園の公園建設の基本テーマは、昭和 60 年度策定の実施基本計画で「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」と設定された。同計画における記述は以下の通りである。

（基本理念）

昨今、国民の価値観が多様化したと云われている。この背景には、自我の確立、高度技術社会の恩恵、マスメディアの発達等の要因を指摘することができるだろう。

しかし一方では、めまぐるしい価値観の変転や価値観そのもののあいまい性が顕在化しており、こうした状況は技術文明の閉塞にも繋がりかねない様相を呈している。これは現代人が自然や宇宙といった生存基盤との直接的な語らいから疎遠となり、確乎たる判断基準の源泉を持たぬまま種々の情報や観念に翻弄されるあまり、ものごとの本質や大義にたいして盲目的となることを余儀なくされたことが大きく影響している。

東洋には古来、あらゆるものを取り込み許容していくといった文化的土壌がある。このような文化的土壌のもとで、万物相互が語り合い、共存し、融合することは、エコシステム（生態系）の概念と符号するであろう。そして、このような万物相互の語り合い、共存、融合が失われつつある現代社会においては、人間・自然・宇宙のエコシステムの場を形成できる公園こそが、これらの直接的交流を育み、21 世紀の豊かな社会を形成していく礎となるに違いない。

国営讃岐丘陵公園（仮称）は豊かな自然に恵まれて文化を育んできた讃岐地方に位置し、弘法大師（空海）が一つの偉業として後世に残した満濃池にも接している。この地ほど、そのような人間・自然・宇宙の直接的交流の復権の場として最適の地はない。

本公園の基本テーマは、以上の考察を踏まえて、“人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい”とする。

【国営讃岐まんのう公園の基本方針】

昭和 60 年度の実施基本計画では、基本テーマに基づき、計画の方針を以下のように設定している。

ア）子供から大人まで四季を通じて多様なレクリエーション活動が行える公園とする。
イ）計画地の特性や地域の文化、歴史、風土等を活かした四国らしい公園とする。
ウ）四国地域の人々の日帰り利用を主体とするが、滞在型の利用や四国を訪れる観光客も利用できる公園とする。
エ）公園の豊かな自然とのふれあいや様々なレクリエーション活動、イベントを通じて豊かな人間形成に役立つ公園とする。

１．２ 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

国営讃岐まんのう公園は、阿讃山地の北麓、弘法大師により修築されたと云われる満濃池に隣接した丘陵地に位置する四国唯一の国営公園であり、約 40 万人／年が来園している。

国営讃岐まんのう公園は、平成 10 年 4 月に中央広場ゾーンや宿泊ゾーン約 80ha を第一期開園して以来、順次供用区域を広げてきた。近年は、昭和 60 年度に策定した「実施基本計画」をベースとして、平成 21 年の「整備プログラム」及び同プログラムを改定した平成 25 年の「整備・管理運営プログラム」に基づき、整備・維持管理を進め、平成 25 年度には計画面積 350ha を全面開園した。

一方、「公共サービス改革基本方針（H22.7.6 閣議決定）」に基づき、平成 25 年度から維持管理業務に民間事業者も含めた総合評価による競争入札を実施しており、事業者に対し、維持管理業務にあたっての基本的な考え方を示す必要が生じている。

以上のような背景を踏まえ、今後の国営讃岐まんのう公園における維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

１．３ 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、四国唯一の国営公園である国営讃岐まんのう公園が、今後、その使命や役割を担うための運営維持管理のあり方を示したものであり以下の内容で構成している。

①運営維持管理の基本方針
②運営維持管理の重点事項

１．４ 運営維持管理基本方針の対象

この運営維持管理基本方針は、既に供用している開園区域を対象としたものであるが、今後追加供用される区域にも適用されるものである。

今後の維持管理においては、駐車場やレストラン等の収益施設についても、互いに連携・調整を図りながら、効果的・効率的な維持管理に努めるものとする。

２．運営維持管理の基本方針

２．１ 国営讃岐まんのう公園の公園づくりの基本テーマ・基本方針の継承

国営讃岐まんのう公園では、これまで、上述した昭和 60 年度の実施基本計画において設定した基本テーマ・基本方針に基づく公園づくりを進めてきた。今後は、社会情勢の変化等を背景として整備及び運営維持管理を進めていくこととなるが、基本理念・基本方針については共通した考え方として今後も継承していくものとする。

２．２ 今後の運営維持管理の重点事項

今後、国営讃岐まんのう公園では、上述のとおり基本テーマ・基本方針を継承し、それを達成するために、中央広場を中心とした多数のレクリエーション機会の提供、満濃池展望遊歩道の整備等地域固有資源の活用した四国らしさの演出、滞在型施設（オートキャンプ場）の整備、里山環境を活かした体験プログラムの提供等、公園整備や運営維持管理に取組んできた。今後の運営維持管理の方向性としては、これらの取組について引き続き維持・強化するとともに、公園利用者のニーズ等の変化を見据え、不足している事項については補完・改善してくものとする。

また、四国唯一の国営公園として、先進的な取組の導入や広域利用の促進等、社会潮流に対応した取組を進めていくものとする。

以上の観点を踏まえて、今後の国営讃岐まんのう公園における運営維持管理の基本的な考え方として、次に示す 6 つの重点事項を設定した。

重点事項１）四国を満喫し、笑顔があふれる公園

～四国を代表する公園として特色ある感動の創出と質の高い公園管理を推進していく～

これまで四国唯一の国営公園として、地元住民との協働による園内維持管理や植物性廃棄物のリサイクル利用等、先進的な取組を推進してきた。今後は、運営維持管理へのより一層の地元住民等の参画に加えて、拠点機能の充実等により、特色ある感動の創出と質の高い公園管理を推進していくものとする。

【社会潮流】
- ●地域資源を活かしたハード・ソフトの整備が進んでいる
- ●長期滞在型の広域観光体制の構築等が進められている
- ●協働により課題を解決していく「新しい公共」が求められている
- ●アセットマネジメント等新たな維持管理の取組みが進められている

【国営讃岐まんのう公園の現状】
- ●四国唯一の国営公園としての役割を担っている
- ●ボランティア等と協働した維持管理が進められている
- ●間伐材のリサイクルなど持続可能な運営維持管理が推進されている
- ●県・町の防災計画で避難場所等に位置づけられている

【社会潮流への対応】
- ●四国を代表する公園として拠点的な機能等の付与が望まれる
- ●多様な主体の参加による持続可能な公園の運営維持管理の仕組みづくりが望まれる

【先進事例に見られるポイント】
- ●その施設ならではの資源を活かすことにより、特色ある感動体験を提供している

【公園利用者のニーズ】
- ●芝生や樹木の手入れ、施設の清潔さ・清掃状態、季節を彩る花の演出など公園の質の高い管理に対して利用者は高い評価をしており、その維持・向上が今後の満足度を左右する

【課　題】
- ●国営讃岐まんのう公園の魅力である美しい景観や花々の強化・活用が望まれる
- ●利用者が満足できる質の高い公園管理を維持・向上していく必要がある

【方向性】四国を満喫し、笑顔があふれる公園
- ・地域や公園固有の個性を活かした魅力づくりを行い、国営讃岐まんのう公園ならではの感動を提供する
- ・四国を代表するようなイベントの開催や観光・癒しの拠点としての機能を充実させる。
- ・参加型の公園管理やアセットマネジメントの導入などを積極的に推進していく
- ・災害時の地域の防災拠点として機能するように、必要な防災機能を確保する

重点事項２）四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園

～四国圏さらには中国・近畿圏を見据えた広域及び多世代から利用される場を創出していく～

これまでイ号国営公園として、香川県を越えた四国圏を中心とした広域の見地から多世代の利用促進を進めてきた。近年は、中国・近畿圏からの公園利用者が増加しており、今後も、広域化する観光・レジャー行動に対応した魅力づくり、多様な人々に訴求するＰＲやアクセス性の向上により、幅広い利用者を獲得していくものとする。

【社会潮流】

●交通網の発達により観光・レジャー行動が広域化している
●東アジアをターゲットとした外国人観光客の誘致の強化が進められている
●人口減少・高齢化が進展している
●若年層は体験型レジャー志向、団塊世代は余暇時間が増えている

【国営讃岐まんのう公園の現状】

●中国・近畿圏からの公園利用者が増加している
●若年層や中高年の公園利用者割合が低い
●公共交通機関によるアクセスが不便である
●バリアフリーへの取組を推進している

【社会潮流への対応】

●中国・近畿圏等を視野に入れた広域誘致を推進していくことが望まれる
●アクセス性の向上等による若年層や中高年の利用促進が望まれる

【先進事例に見られるポイント】

●多様な人々が参加できるイベントの開催が、来訪の動機付けとなっている

【公園利用者のニーズ】

●国営讃岐まんのう公園の来園者が公園情報を収集した手段としては、「知人に聞いて」といった口コミや「ホームページ」などが多い

【課　題】

●幅広いニーズに対応した魅力創出により広域利用を促進することが望まれる
●口コミ等を通じた広報・ＰＲによる公園の認知度向上が重要である

【方向性】四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園

・広域からの利用者の誘致を推進していくとともに、若年層から高齢者まで多様な世代が利用したくなるよう、地域と一体となった公園の魅力づくりを推進する
・リアルタイムで旬な情報を提供できるHPの改善や、口コミ等を活用した公園の認知度向上を図る
・多様な人が来園するための交通アクセス手段の確保を図る
・広域からの来園や再来園のきっかけとなるイベント等の開催を推進する

重点事項３）体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園

～各ゾーンの特性を活かした多様なレクリエーション機会を創出・提供していく～

これまで中央広場ゾーンを中心として、主に遊戯系のレクリエーションを多数提供してきた。今後は、広大な空間や多様なゾーンを活かしたスポーツやアート等に関わるイベントの強化等によりレクリエーションを充実していくものとする。

【社会潮流】
- ●お遍路文化等の歴史文化資源との連携によるまちづくり等が進められている
- ●瀬戸内国際芸術祭などのアートイベントが地域への集客に寄与している

【国営讃岐まんのう公園の現状】
- ●体験プログラム等の多様なレクリエーションを提供している
- ●四国最大級の野外音楽イベントが開催されている
- ●夜間開園が閑散期の利用促進に寄与している

【社会潮流への対応】
- ●園内を巡りながら特色ある資源を楽しめるレクリエーションの創出が望まれる
- ●多様なレクリエーションニーズに対応したイベントなどソフトの充実が必要である

【先進事例に見られるポイント】
- ●その施設固有の資源を活かしながら、記憶に残るレクリエーション体験を提供している

【公園利用者のニーズ】
- ●食のイベントや子供向けイベントのほか、乗り物遊びやアウトドア体験へのニーズが上位を占めている

【課　題】
- ●再来園につながるような思い出に残るレクリエーションの提供が望まれる
- ●アウトドア体験など子供から大人まで楽しめるレクリエーションの充実が望まれる

【方向性】体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園
- ・アートやものづくり、文化体験等を通じたレクリエーションの充実を図る
- ・ゾーン特性を活かしながら、子供から高齢者までニーズに対応したイベント・プログラム等の充実を図る
- ・公園の空間を活かしたスポーツ関連メニューの充実を図る
- ・既存の公園施設に新たな付帯機能を付与することによる魅力づくりを推進する

重点事項４）空海の故郷を体感、四国の自然と文化に触れられる公園

～四国らしい風景づくりと地域資源に関する情報発信を強化していく～

これまでテーマ性のあるエントランス広場や満濃池展望遊歩道等が整備されてきた。今後は、園内外の資源を活かした本物に触れられる機会を創出するとともに、地域性豊かな景観の形成や地域資源の情報発信の強化により、四国らしさを演出していくものとする。

【社会潮流】
- ●「香川らしい景観」づくりが推進されている
- ●個性を尊重した価値観が浸透している
- ●アンテナショップなど地域情報の発信拠点が各地で展開されている

【国営讃岐まんのう公園の現状】
- ●満濃池等の地域資源の紹介や視点場の創出等を推進している
- ●自然生態園などで里山観察などの体験機会を創出している
- ●満濃池や空海に関する情報発信を行っている

【社会潮流への対応】
- ●アカマツ林や満濃池など讃岐固有の景観を活かした演出が必要である
- ●満濃池や空海等の地域情報を発信していくことが望まれる

【先進事例に見られるポイント】
- ●個性的な景観が他にはないその土地ならではのブランドを形成している

【公園利用者のニーズ】
- ●利用者が公園に求めるニーズとして、美しい風景（懐かしい里山風景、紅葉等のライトアップ）が高い

【課　題】
- ●園内及び地域資源を有効活用した魅力づくりが必要である
- ●利用者ニーズに対応し花々や紅葉等を活用した景観演出の充実が望まれる

【方向性】空海の故郷を体感、四国の自然と文化に触れられる公園
- ・公園固有の資源を活かした魅力づくりを行うとともに、周辺資源との連携による四国らしさの演出・情報発信を行う
- ・里山風景や花々、紅葉等を活かした景観形成、満濃池等の周辺資源の保全・活用による四国らしさの演出を行う
- ・パンフレットやHP、携帯情報端末等を活用した情報発信の強化を図る

重点事項５）地域とともに育ち、地域とつながっていく公園

～周辺地域と連携することにより地域の活性化に寄与していく～

これまで主に日帰り客を対象とした飲食物販施設の整備やイベント等の取り組みが実施されてきた。今後は、周辺地域と連携しながら、地域全体としての魅力を高めることにより、地域を活性化させるとともに地域の豊かな生活環境の創出にも寄与していく。

【社会潮流】
- ●地域独自の文化に対する関心が高まっている
- ●野外での余暇活動が増加している

【国営讃岐まんのう公園の現状】
- ●イベントによる集客が地域活性化へ貢献している
- ●地域と連携した行催事を開催している
- ●地元住民の活動の場としての役割を担っている

【社会潮流への対応】
- ●地域と連携しながら、多様なニーズに対応した新たな魅力づくりが必要である
- ●周辺住民に豊かな生活環境を提供していくことが望まれる

【先進事例に見られるポイント】
- ●お遍路などに見られるように、ネットワークを形成することにより人々の動きや活性化が促進される

【公園利用者のニーズ】
- ●来園者が国営讃岐まんのう公園に来園した際に、公園以外の立ち寄り先としては“うどん屋”が多く、地域産業の活性化に貢献している

【課　題】
- ●地域資源とネットワークを形成し公園周辺地域の回遊性を高めることにより地域振興に貢献していくことが望まれる
- ●公園周辺の地域情報を発信することにより、地域全体をＰＲしていくことが望まれる

【方向性】地域とともに育ち、地域とつながっていく公園
- ・中讃地域の観光客が国営讃岐まんのう公園を拠点として周辺地域の資源を巡るためのネットワークづくりを推進していく
- ・周辺地域との連携により利用者や地元住民の利便性を高めるとともに、地域活性化を図る
- ・周辺地域の情報を利用者に発信し、地域への立ち寄りを促進する

重点事項６）市民とともに、美しい花と豊かな緑を守り楽しむ公園

～生物多様性を育む、自然豊かな四国らしい自然環境の保全・再生と健康づくりや観光振興への貢献に向けた活用を市民協働により実現していく～

これまで里山環境を活かした体験プログラムやたけのこ・きのこ等園地整備が進められてきた。今後は、市民協働により、地域性ある里山環境の継承・保全と、レクリエーションや学習等への活用の両立を図っていくものとする。

【社会潮流】

- ●SATOYAMA イニシアティブの取組などにより里山の持つ生物多様性への関心が高まっている
- ●里地里山保全活用行動計画などにより里山保全の体制づくりが推進されている
- ●里山再生の市民活動等が活発化している

【国営讃岐まんのう公園の現状】

- ●自然環境の保全・活用を推進している
- ●ミヤコアオイ等の重要種が生息している
- ●ボランティア等との協働による里山体験プログラムなどが実施されている
- ●ため池や地域種を活かした里山の保全を行っている

【社会潮流への対応】

- ●四国・讃岐らしい里山の姿を明らかにし、その保全・再生のための仕組みづくりが必要である
- ●市民との協働による里山保全活用に向けた体制づくりが必要である

【先進事例に見られるポイント】

- ●参加型の仕組みにより幅広い市民が参加した持続性のある活動に発展している

【公園利用者のニーズ】

- ●市民ボランティアによる里山体験プログラムは根強い人気があり、多くの参加者が見られる

【課　題】

- ●里山環境を継承し、讃岐らしい里山を後世に伝えていく必要がある
- ●里山環境と触れあい、体験できる機会を提供していくことが望まれる

【方向性】市民とともに、美しい花と豊かな緑を守り楽しむ公園

- ・四国（瀬戸内／讃岐地方）を代表する里山から潜在自然植生まで多様な植生環境を保全する
- ・多様な植生を活かして、重要種や自生種の保全、里山文化体験や野外レクリエーション活動の場を創出する
- ・多様な主体との連携・協働による里山づくりの仕組みを構築する

３．運営維持管理の方針

２．で定めた重点事項に併せ、平成 25 年 3 月に策定した「国営讃岐まんのう公園整備・管理運営プログラム」より、国営讃岐まんのう公園の運営維持管理にあたり重点的に取り組む方針を示した。

方針１）まんのう公園ならではの魅力の増進

①公園の魅力を構成する要素のポテンシャルの向上

・季節の花修景や多彩なイベント、自然や里山文化が体験できる各種プログラム、従業員のホスピタリティ等、当公園の魅力を構成する要素のポテンシャルを向上させ、来園者の増大を図る。

②公園ならびに周辺地域に関する情報発信の強化

・公園ホームページの更新回数の増大やマスコミ等への情報提供等を通じて、花の見頃、イベント開催予定といった当公園に関する情報を発信するとともに、地域に関する情報の発信に努める。

③周辺施設との連携強化

・公園周辺に存在する魅力ある施設と連携し、情報の相互提供や、新たな体験メニューの開発等を積極的に推進し、相乗効果による利用者増加を目指す。

方針２）四国らしい里山の保全・創出

・参加型の公園管理を推進し、当公園の大きな魅力である里山の自然環境の整備・充実を目指す。

方針３）効率的な施設の補修・更新

・利用状況や施設の重要度等の施設特性を踏まえて損傷等が発生した後に対策を行う「事後的管理（更新)」と施設の長寿命化を図る「予防保全的管理（補修)」を適切に使い分けることにより、効率的な維持管理・更新を行うと共に、利用される全ての人にやさしい公園を目指し、施設のユニバーサルデザインに配慮する。

方針４）広域防災拠点機能の強化

・東南海・南海地震等の災害発生において、広域防災拠点として、後方支援の拠点機能や代替機能を持たせるため、広域防災拠点に求められる機能の補充・補強を図ります。また、施設やライフラインの利用可否情報等の提供体制を整備すると共に、他の広域防災拠点等との連携強化や役割分担を明確にしていく。

なお、上記の重点事項に取り組むにあたっては、下記に関して、高い質の達成と水準の確保に留意するものとする。

・公園利用者数の確保
・利用者満足度の向上
・地域特性を生かした植物管理
・公園特性及び資源、施設を生かした運営管理
・多様な利用プログラムの提供
・情報受発信の充実
・地域との連携活動、市民との協働活動の促進
・公園利用者等の安全確保
・緊急時及び非常時の適切な対応
・充実した自主事業及び収益施設の管理運営

別紙－５

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
共通仕様書

平成２７年７月

目　次

第１章 総則..... 1
第１条 目的.....1
第２条 適用及び用語の定義.....1
第３条 総則.....3
第４条 準拠規定.....3
第５条 事業者の責務.....6
第６条 四国地方整備局と事業者の責任分担.....6
第７条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27 条第 1 項に基づく指示.....8
第２章 業務内容..... 9
第８条 運営維持管理重点事項.....9
第９条 業務実施の基本的事項.....9
第１０条 履行場所及び本業務の実施期間.....10
第１１条 開園日時等.....10
第１２条 業務内容及び業務対象.....11
第１３条 業務実施体制.....12
第１４条 業務計画書.....13
第１５条 業務報告書.....14
第１６条 記録の保存.....15
第１７条 モニタリング業務.....16
第１８条 四国地方整備局が行うモニタリング調査.....16
第３章 委託費の支払い..... 17
第１９条 委託費の支払い.....17
第４章 公園内の安全管理..... 19
第２０条 安全管理.....19
第２１条 安全確保.....19
第２２条 救急対応.....20
第２３条 災害時、異常時等の対応.....20
第５章 協議・調整等..... 22
第２４条 四国地方整備局の要請への協力.....22
第２５条 別途工事等との調整.....22
第２６条 四国地方整備局との協議等.....22
第２７条 その他の協議・報告等.....23
第２８条 官公署への連絡、届出.....23
第６章 雑則..... 24
第２９条 本業務の再委託.....24
第３０条 保険の付保及び事故の補償.....24
第３１条 建築物及び機械器具の無償貸与等.....24
第３２条 本業務の引継.....25
第３３条 情報公開.....26

第３４条 調査等への対応 26
第３５条 会計検査への対応 27
第３６条 愛称の使用 27
第３７条 スタッフの管理 27
第７章 コンプライアンス 28
第３８条 守秘 28
第８章 個人情報の取り扱いについて 29
第３９条 基本的事項 29
第４０条 秘密の保持 29
第４１条 取得の制限 29
第４２条 利用及び提供の制限 29
第４３条 複写等の禁止 29
第４４条 再委託の禁止 29
第４５条 事案発生時における報告 29
第４６条 資料等の返却等 29
第４７条 管理の確認等 30
第４８条 管理体制の整備 30
第４９条 従事者への周知 30
第５０条 罰則 30

第１章 総則

第１条 目的

国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）は、阿讃山地の北麓、弘法大師により修築されたと云われる満濃池に隣接した丘陵地に位置する四国唯一の国営公園であり、約 50 万人／年が来園している。

本公園は、平成 10 年 4 月に中央広場ゾーン及び宿泊ゾーンの約 80ha を第一期開園して以来、順次供用区域を広げ、平成 25 年度には計画面積約 350ha の全てを開園しており、「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」を基本テーマとし、以下の基本方針のもとに総合的に整備、管理、運営を進めてきている。

①子どもから大人まで、四季を通じて多様なレクリエーション活動が行える公園とする。

②計画地の特性や地域の文化、歴史、風土等を活かした四国らしい公園とする。

③四国地域の人々の日帰り利用を主体とするが、滞在型の利用や四国を訪れる観光客も利用できる公園とする。

④公園の豊かな自然とのふれあいや、様々なレクリエーション活動、イベントを通じて、豊かな人間形成に役立つ公園とする。

本公園では、基本テーマ及び基本方針のもと、業務期間における運営維持管理の基本的な考え方として、6 つの重点事項を設定している。

重点事項１）四国を満喫し、笑顔があふれる公園

重点事項２）四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園

重点事項３）体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園

重点事項４）空海の故郷を体感、四国の自然と文化に触れられる公園

重点事項５）地域とともに育ち、地域とつながっていく公園

重点事項６）市民とともに、美しい花と豊かな緑を守り楽しむ公園

平成 10 年度の開園時から平成 26 年度までの公園利用者数累計は約 650 万人を超え、平成 26 年度には約 50 万人の方々に利用されている。（公園利用者は全ての公園利用者数であり、包括的な質の公園利用者数とは異なる）。

事業にあたっては、上記 6 つの基本方針のもとに永続的な需要喚起と公園利用者に対するサービス向上を目指し、一元的に運営維持管理を進めるものである。

（詳細は、別紙―4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を参照のこと。）

第２条 適用及び用語の定義

本仕様書は H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務及び植物管理業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

なお、本仕様書及び別紙 6～8 に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「四国地方整備局」とは、国営讃岐まんのう公園の管理主体者であり、本業務の発注者をいう。

２）「調査職員等」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う委託者の指定する職員で、総括調査職員、主任調査職員及び調査職員を総称していう。

3）「検査担当者」とは、事業者の指定する本業務に関する作業完了の確認を行う職員をいう。
4）「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者をいう。
5）「公園利用者」とは、本公園を利用する者をいう。
6）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、四国地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業をいう。
7）「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設をいい、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
8）「入園料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条第 2 項及び都市公園法施行規則（昭和 31 年建設省令第 30 号）第 11 条第 2 項に基づき、有料区域を利用する者から徴収する料金をいう。
9）「利用料金」とは、収益施設等の使用やそれに伴うサービスの対価として、収益施設等を利用する者から徴収する料金をいう。
10）「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設運営者が四国地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金をいう。
11）「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき四国地方整備局から金額を通知し、事業者が四国地方整備局に納める料金をいう。ただし、公共性の高い行催事を国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課との共催により行う場合は、建物使用料及び土地使用料は不要となる場合がある。
12）「業務責任者」とは、本仕様書の第１２条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理する者をいう。
13）「総括責任者」とは、本業務全体を監理する者をいい、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてる。
14）「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
15）「管理物件」とは、別添－1「公園平面図」に示す敷地及び附属設備をいう。
なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、又は管理許可を受け、若しくは占用している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
16）「国事務所」とは、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課をいう。
17）「総合センター」とは、別添－5「総合センター図」に示す建築物をいう。
18）「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。
19）「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うことをいう。
20）「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うことをいう。
21）「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化

がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

22)「指示」とは、四国地方整備局又は調査職員等が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

23)「通知」とは、四国地方整備局若しくは調査職員等が事業者に対し、又は事業者が四国地方整備局若しくは調査職員等に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

24)「報告」とは、事業者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について書面をもって知らせることをいう。

25)「承諾」とは、事業者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。

26)「協議」とは、契約図書の協議事項について、書面により四国地方整備局若しくは調査職員等と事業者が対等の立場で合議することをいう。

27)「提出」とは、事業者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達等をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議するものとする。

29)「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。

30)「勧告」とは、四国地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。

31)「命令」とは、四国地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。

32)「モニタリング業務」とは、事業者が実施する利用実態調査及び本業務に対する自己評価並びにその結果について四国地方整備局に報告を行う一連の業務をいう。

第３条 総則

１．本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。

２．本業務の実施は、国営讃岐まんのう公園運営業務契約書（以下「契約書」という。）によるもののほか、本仕様書によるものとする。

第４条 準拠規定

事業者は、本業務の遂行に当たって、次の各号に掲げる基準・関係諸法令等に準拠するものとする。

１）個人情報の保護に関する法律

２）国家賠償法

３）会計検査院法

４）行政機関の保有する情報の公開に関する法律

５）遺失物法

６）民法

７）刑法
８）道路交通法
９）消防法
10）景観法
11）都市計画法
12）都市公園法
13）河川法
14）建設業法
15）建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
16）建築基準法
17）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
18）会計法
19）国の債権管理等に関する法律
20）国有財産法
21）著作権法
22）競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
23）家畜伝染病予防法
24）農薬取締法
25）電気事業法及びこれに基づく政令等
26）電気工事士法
27）高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
28）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
29）道路運送車両法
30）道路運送法
31）雇用保険法
32）労働安全衛生法
33）労働基準法
34）労働者災害補償保険法
35）振動規制法
36）水質汚濁防止法
37）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
38）騒音規制法
39）大気汚染防止法
40）動物の愛護及び管理に関する法律
41）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
42）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
43）下水道法
44）建築物における衛生的環境の確保に関する法律
45）浄化槽法
46）食品衛生法

47）水道法
48）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
49）健康保険法
50）予算決算及び会計令
51）香川県屋外広告物条例
52）香川県希少野生生物の保護に関する条例
53）ため池の保全に関する条例（香川県）
54）国土交通本省委託契約取扱要領（別添－6）
55）プールの安全標準指針（文部科学省、国土交通省）
56）遊泳用プールの衛生基準
57）移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
58）移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会、総務省、国土交通省）
59）都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
60）公園のユニバーサルデザインマニュアル
（財団法人　都市緑化技術開発機構　公園緑地バリアフリー共同研究会編）
61）都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）
（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課）
62）改訂・日本の絶滅の恐れのある野生生物レッドデータブック（環境省自然環境局野生生物課編）
63）香川県レッドデータブック
64）猛禽類保護の進め方
65）香川県主要農作物病害虫・雑草防除指針
66）原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課
67）建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
68）建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
69）公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
70）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
71）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
72）公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
73）公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部
74）公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
75）土木工事共通仕様書（案）
76）土木工事施工管理基準及び規格値（案）
77）写真管理基準（案）
78）土木工事安全施工技術指針
79）電気通信設備工事共通仕様書
80）機械設備工事標準仕様書
81）設計業務等共通仕様書
82）測量作業共通仕様書
83）地質・土質調査共通仕様書
84）国営讃岐まんのう公園における行為の禁止等に関する取扱い要領（案）（別添－7）

85)「国営讃岐まんのう公園 運営維持管理業務」における情報のセキュリティについて
86）その他、関係諸法令等

第５条 事業者の責務

１．事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。
２．事業者は、本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるように、努めるものとする。
３．事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、第２章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
４．事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な運営維持管理を目指すものとする。
５．事業者は、本業務の実施に当たって、調査職員等と常に密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その内容等を記録しておくものとする。
６．事業者は、公園利用者に対する簡易な案内及び緊急の対応等のサービスに努めるものとする。
７．事業者は、作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないように留意するものとする。

第６条 四国地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理業務を実施するに当たり、事業者と四国地方整備局の責任分担を、「事業者と四国地方整備局の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「事業者と四国地方整備局の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は「事業者と四国地方整備局の責任分担一覧」に定めのない事項については、四国地方整備局と事業者の間で十分に協議の上、決定するものとする。

事業者と四国地方整備局の責任分担一覧

項目		四国地方整備局	事業者
	内　　容		
料金徴収業務	入園料等（収益施設運営に係るものを除く）の徴収業務 （徴収料金は、四国地方整備局に納付）		○
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第 5 条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	四国地方整備局より提供のあった物品の管理		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000 以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開園日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が 1 件あたり 100 万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1523.8 万円（税抜き）【平成 28～30 年度】、1269.8 万円（税抜き）【平成 31 年度分】※を超えない場合（上記①を除く。）。		○
	上記２項目以外の場合 ※予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園を一時閉園するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等 ※上記②により施設の使用中止又は臨時閉園とする場合には、対応を協議するものとする。	○	
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第 30 条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記２項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※年間修繕費用（1523.8 万円（税抜き）【平成 28～30 年度】、1269.8 万円（税抜き）【平成 31 年度分】）は、軽微な維持管理修繕に要した費用の平成 24 年度～平成 26 年度実績平均と現在の状況を踏まえた額であり、本業務において事業者によるこれと同程度の修繕を見込んでいる。実績は、別紙―21「建物・工作物に係る修繕履歴」を参照のこと。

※事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第７条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 27 条第 1 項に基づく指示

四国地方整備局長は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第 27 条第 1 項に基づき、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できるものとする。

第２章 業務内容

第８条 運営維持管理重点事項

事業者は、別紙－４「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」に則り、国有財産としての適正な管理を保持するとともに、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、次の各号に掲げる運営維持管理上の方針に基づき、本業務を遂行するものとする。

方針①　まんのう公園ならではの魅力の増進

方針②　四国らしい里山の保全・創出

方針③　効率的な施設の補修・更新

方針④　広域防災拠点機能の強化

第９条 業務実施の基本的事項

事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意し、第１条の６つの基本方針に沿った管理運営を行うものとする。

１）年間を通した花修景等、園内を常に良好な景観に形成するよう努め、広域利用の促進、乳幼児連れの利用者、障害者、高齢者等への適切な対応を図り、すべての人にやさしい運営維持管理を行うものとする。

２）自然生態園等の貴重な環境の保全や後世への継承、自然環境を活用した体験型プログラムや子供の活動支援を行うものとする。

３）地元公共団体、学校、企業、市民等の地域との連携を図り、市民参画型の運営維持管理に向けて協働した活動の実施と積極的な情報発信を行う。なお、継続した運営において、イベントや市民活動の支援や安定かつ高度な体制確立を行うものとする。

４）植物性廃棄物の堆肥化、塵芥のリサイクル等を行うとともに、自然エネルギーの活用を行う。

５）「コスト構造改革」を推進するため、本業務の実施に当たっては、常に経費の縮減に配慮しながら、高品質で効率的な運営維持管理を実施するものとする。

６）「安全・安心」を推進するため、日頃から公園利用者の安全管理に尽力することはもとより、事故・災害等非常時の危機管理まで徹底するものとし、事故・災害等非常時には公園利用者の安全確保及び避難誘導を行うものとする。

７）サービス向上を図るため、接遇の教育研修を実施し、お接待の心のこもった、顔の見えるサービスに取り組み地域の模範となるように努めるものとする。

第１０条 履行場所及び本業務の実施期間

１．履行場所

施設名称　国営讃岐まんのう公園

所在地　　香川県仲多度郡まんのう町

敷地面積　約 350ha（平成 27 年 6 月現在）

※別添―1「公園平面図」を参照のこと。

※兼用工作物については別添―4「兼用工作物関係」を参照のこと。

２．本業務の実施期間

本業務の実施期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度の事業者から契約日から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開園に備えなければならない。

第１１条 開園日時等

本業務の実施期間における本公園の開園日、開園時間、入園料は、原則として官報告示に従うものとする。

参考：開園日・開園時間

期間	開園時間
3 月 1 日～7 月 19 日	9:30～17:00
7 月 20 日～8 月 31 日	9:30～18:00
9 月 1 日～10 月 31 日	9:30～17:00
11 月 1 日～2 月末日	9:30～16:30

※休園日は、毎週火曜日、12 月 29 日～1 月 1 日、1 月の第 4 水曜日～金曜日（3 日間）とする。
ただし、火曜日が休日の場合は、当日の火曜日は開園し、翌日の水曜日は休園とする。水曜日が休日の場合は、前日の火曜日は開園するものとする。
また、3 月 20 日～5 月 31 日、7 月 20 日～8 月 31 日、9 月 11 日～10 月 31 日の期間は開園する。

※繁忙期、行催事開催時等においては、事業者が四国地方整備局と協議し、承諾を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
（別紙―10「開園時間延伸状況」、別紙―36「混雑時の状況」参照。）

※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は、事業者が四国地方整備局に協議し、承諾を得た上で休園とすることができる。

※まんのう町が「洪水」「暴風」等の警報発令が伴う異常気象時は、臨時閉園になる場合がある。

なお、無料入園日を次のとおり設けるものとし、当該年度の無料入園日の日付は１ヶ月前までに通知するものとする。

・春の都市緑化推進運動：４月１日～６月３０日【期間中１日】

・秋の都市緑化月間　　：１０月１日～１０月３１日【期間中２日】

・みどりの日　　：５月４日【１日】

・児童福祉週間　　：５月５日【１日】

※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料

・敬老の日　　：９月第３月曜日【１日】

※満６５歳以上の者のみ無料

第１２条 業務内容及び業務対象

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第 2 条第 2 項で規定された各公園施設を対象として、別紙―6「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案)」から別紙―8「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務個別仕様書（植物管理業務)」までに記載された管理水準の達成及び業務内容を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとする。(別紙―1「主要公園施設一覧」、別紙―2「主要建築物一覧」参照。)

＜業務内容＞

１）公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）

(1) 本業務全体のマネジメント及び企画立案

①マネジメント及び企画立案

・ 目標立案及び業務計画立案

・ 入園徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務　等

②企画運営管理

・ 企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）

・ 公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視　等

(2)施設・設備維持管理業務

・ 維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備）

・ 清掃（園内清掃、園内建物清掃）　等

(3)植物管理業務

①高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

１）本業務全体のマネジメント及び企画立案

(1) マネジメント及び企画立案

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、入園料等の徴収事務、四国地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。(詳細は、別紙―5「共通仕様書」及び別紙―6「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

(2) 企画運営管理

利用促進のための行催事・利用プログラム（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）や広報宣伝の企画・立案・実施・参加者受付及び公園ボランティアに対する支援・調整を行う。また、公園利用者の安心・安全を確保し、円滑に利用してもらうために、利用指導及び利用案内等の公園利用者に対するサービスの提供、公園利用者の施設予約等の受付、園内巡視、本業務に関わる自動車維持等を行う。さらに、自然生態園・さぬきの森については、公園利用者が楽しみながら効果的に里山文化等を学べるよう管理運営を行うものとする。(詳細は、別紙―5「共通仕様書」及び別紙―6「個別仕様書（企画立案)」を参照のこと。)

２）施設・設備維持管理業務

(1) 維持修繕・保守点検

建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実に行うとともに、水景施設に関しては、衛生面の安全を確保するよう、水質管理を確実に行う。（詳細は、別紙―5「共通仕様書」及び別紙―7「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。）

(2) 清掃

公園利用の動向、塵芥及び汚水等の発生量に即応して適切な措置をとり、園内や建物の清掃を行い、常時公園内を清潔にする。また、園内に塵芥が散乱した場合は、速やかに園内の清掃を行い、利用に支障が生じないよう適切な措置をとる。なお、塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って、適切に処理する。（詳細は、別紙―5「共通仕様書」及び別紙―7「個別仕様書（施設・設備)」を参照のこと。）

３）植物管理業務

四国、瀬戸内地方、讃岐の里山環境再生や果樹の育成、イベントと連動した花修景を楽しめるようにするため、利用状況、景観等に応じた除草、外来種の除去、芝刈り、施肥、潅水、樹木の剪定等を行うことにより、園内の植物が常に良好な状態にあるように植物管理を行うとともに、公園利用者に怪我等がないよう適切な管理を行う。（詳細は、別紙―5「共通仕様書」及び別紙―8「個別仕様書（植物）を参照のこと。）

第１３条 業務実施体制

１．事業者は、国営公園の設置目的を達成し、公園利用者への安全かつ快適な利用サービスを提供するため、下記の資格要件を備えている職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築するものとする。なお事業者は、資格証明書の写しを調査職員等に提出するものとする。

＜事業者が保有する必要がある資格＞

・１級造園施工管理技士

２．事業者は、日常の運営維持管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望への対応、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築するものとする。

３．事業者は、前条第１項第１号から同項第３号までに定めた業務について、業務別に業務責任者を配置するものとする。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者を総括責任者とし、業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げないものとする。ただし、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めないものとする。なお、収益施設等管理運営業務責任者と他業務責任者を兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

４．事業者は、開園期間中は、前条第１項第１号から同項第３号までに定めた業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも２名以上が勤務する体制とする。さら

に、業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め同項第 1 号から同項第 3 号までに定めた業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとるものとする。なお、主な業務従事場所は、総合センターの一部を想定している。(別添―5「総合センター図」参照。)

5．事業者は、その他、国庫に納入する入園料等の徴収業務を担当する経理担当者及び救急対応を担当する者を配置するものとする。なお、経理担当者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6．事業者は、四国地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならないものとする。なお、点検員は当該業務の調査職員等とする。

第１４条 業務計画書

1．総括責任者は、契約締結日の 14 日前までに、企画書に基づく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画及び体制を記載した「業務計画書」を四国地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。

2．事業者は、「業務計画書」の策定に当たって、本業務の実務を通じた経験・知見及び公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯等の記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載するものとする。

3．事業者は、本業務の実務を通じた経験・知見及び公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応（別紙―33「苦情、要望等実績」参照。）について、当該年度内での変更が求められる場合、「業務計画書」を随時修正するものとする。変更した業務計画書の提出の必要の有無は、内容に応じて調査職員等と協議するものとする。

4．事業者は、「業務計画書」の変更がある場合、四半期別必要経費内訳書にその結果を反映した上で、数量及び単価を記載し、積算根拠を明確にするものとする。

＜業務計画書に記載が必要な項目＞
・ 年間管理運営計画（月別）
・ 年間行事計画書（月別）
・ 企画提案された実施方針(月別)
・ 業務実施体制（別紙―32「職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置」参照。）
・ 業務実施のための管理機構及び職務分担
・ 実施計画
・ 四半期別必要経費内訳書（別添―6「国土交通本省委託契約取扱要領」参照。）
・ 再委託承諾申請書（別添―6「国土交通本省委託契約取扱要領」参照。）
・ 施設管理作業（建物管理、工作物管理、清掃）
・ 植物管理作業
・ 門衛及び公園内巡視作業
・ 入園料等徴収及び公園利用者への利用指導
・ 安全管理、安全確保、救急救護、防災計画、消防計画、災害時・異常時対策
・ 公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
・ 市民参加による公園運営（ボランティア）
・ 環境への配慮

第１５条 業務報告書

１．事業者は、本業務の実施状況と包括的な質及び管理水準等の達成状況のモニタリングが確実に行えるよう、報告書を調査職員等に月次及び四半期ごとに定期的に提出するものとする。

２．事業者は、各年度の業務を完了した時は、遅滞なく、年度内に実施した本業務の実績の全てを報告書（正本１通、副本２通）に成果物を添えて提出するものとする。

３．事業者は、経理状況に関する帳簿類を常に整理し、調査職員等からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、対応するものとする。

４．本業務は、電子納品（試行）対象業務とする。事業者は、前各号に定める最終成果のうち、調査職員等が指示するものを電子データで納品するものとする。

＜業務報告書＞

定期報告で提出が必要な項目		提出期限	様式
1	日別の公園利用者数	翌月５日まで	―
2	公園内全施設の電気メーター集計表及び算定表	翌月５日まで	―
3	公園内全施設の水道メーター集計表及び算定表	翌月５日まで	―
4	公園内全施設のガスメーター集計表及び算定表	翌月５日まで	―
5	貸与車両の稼動実績、燃料使用実績報告　※１	翌月５日まで	―
6	連絡会議報告書	翌月５日まで	―
7	運営管理実施方針	毎月５日まで	―
8	管理月報（勤務実績簿を含む）	翌月の 10 日	別添様式－１
9	管理四半期報	四半期翌月の 15 日	―
10	上記以外の調査職員等が指定した報告事項	適宜	―

完了報告で提出が必要な項目		提出期限	備考
1	完了報告書	年度内	別添―6「国土交通本省委託契約取扱要領」
2	精算報告書	年度内	別添―6「国土交通本省委託契約取扱要領」
3	残存物件報告書	年度内	別添―6「国土交通本省委託契約取扱要領」
4	事業評価報告書	年度内	任意様式
5	実施状況等の記録書	年度内	―

実施状況等の記録書に添付が必要な項目		備考
1	作業日誌	―
2	保守点検の記録	―
3	作業実施数量の記録	―
4	作業記録写真	―
5	安全衛生点検の記録	―
6	修繕等の記録	―
7	上記以外の調査職員等が指定した報告事項	

※１別紙―22「貸与車両の使用状況・維持管理状況」参照

第１６条 記録の保存

事業者は、報告書及び経理状況に関する帳簿類を調査職員等の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後５年間保存するものとする。また、契約期間終了時には調査職員等へ引き継ぐこと。

なお、本業務の記録については、次の各号に掲げる記録を最低限とする。

１）作業実施数量等の記録

２）保守点検の記録

３）作業日誌

４）安全衛生点検の記録

５）修繕等の記録

６）作業記録写真

７）事業者における検査担当者が作業の完了を確認した記録

８）その他、調査職員等が指示する記録

第１７条 モニタリング業務

事業者は、公園利用者からの意見・要望を積極的に把握及び評価し、業務に反映させるため、次の各号に掲げる調査を行い、その結果について調査職員等に報告するものとする。

１）利用実態調査

事業者は、本公園において提供するサービスに対する公園利用者の評価について、アンケートを実施するなどの工夫により確実に把握するものとする。なお、事業者は、利用実態調査を行う場合、その方法について、調査職員等と事前に協議した上で調査を実施するとともに、調査結果を後日確認できるよう記録・集計し分析を行うものとする。

２）本業務に対する自己評価

事業者は、本業務に関して利用実態調査結果及び当該調査結果に基づいて本業務に反映させるよう努めた事項について、年度毎に適宜自己評価を行い、事業評価報告書にまとめ調査職員等に提出するものとする。

第１８条 四国地方整備局が行うモニタリング調査

１．四国地方整備局は、前条に規定したモニタリング業務とは別に、本業務の実績を評価する調査を実施するものとする。なお、調査は、個別業務の質（H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）1.3.2 参照)、や企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。

２．事業者は、前項で定めた調査が確実に実施されるように協力するものとする。

第３章　委託費の支払い

第１９条 委託費の支払い

１．事業者は、提出した業務計画書に基づいて、公園運営維持管理業務を実施することにより、包括的な質（本実施要項 1.3.1 参照）の確保に努めるとともに、個別業務の質（本実施要項 1.3.2 参照）の最低水準を確保しなければならない。

２．四国地方整備局は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）を基準とし、委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して３０日以内とする。ただし、検査の結果、包括的な質及び個別業務の質の最低水準が確保されていない場合は、風水害による長期閉園その他の事業者の責に帰すことが出来ない事由によると四国地方整備局が判断したものを除き、適切に業務を行うよう改善の指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

３．各年度の委託費の確定額は、業務に要した経費の実支出額と各年度の委託費の支払の限度額のいずれか低い額とする。

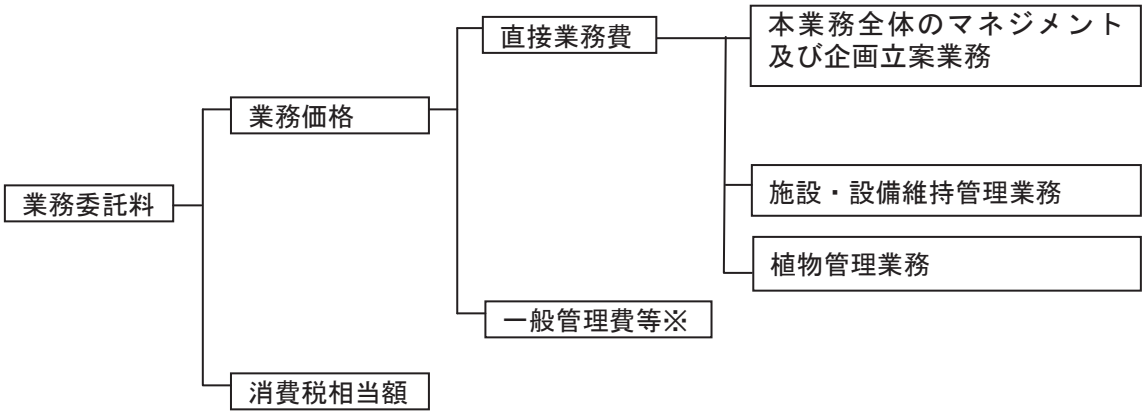
４．会計法第２２条、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第５８条に基づく協議が整った場合において、事業者は委託費の使用状況について調査職員等の確認を受けた上で、業務計画書及び各年度別四半期別必要経費内訳書に基づいて、各年度の四半期における所要額として委託費の概算払を四半期毎に請求できる。ただし、業務の改善の指示があった場合には、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、次の四半期の概算払いに係る委託費の請求はできないものとする。

５．事業者の運営維持管理の責任に拠らないと四国地方整備局が判断した風水害による長期閉園その他の事由により、業務実施前に事業者が作成した業務計画書をもとに設定した包括的な質及び個別業務の質の最低水準が未達成の場合には、委託費の減額は行わない。

６．本業務の準備に関わる経費は、委託費（一般管理費を含む）にて支出することはできない。

７．各業務の積算体系は、次のとおりである。

＜積算体系＞



※本社人件費（職員基本給、職員諸手当、退職手当等）、本社旅費（職員旅費）、本社庁費（職員厚生経費、備品費、消耗品費、通信運搬費、光熱水費、燃料費、印刷製本費、賃料及び損料、保険料、雑役務費等）、付加利益（法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他営業外費用等）

第４章　公園内の安全管理

第２０条 安全管理

１．事業者は、本公園における公園利用者の安全かつ快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、本公園の利用に関し必要な事項について適切な措置・対応を行うなど、事業者の責任において常に善良なる管理を行うものとする。なお、本業務の実施期間中に、四国地方整備局において新たに公園利用規則を定めた場合は、それに則った対応を図るものとする。

２．事業者は、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、口蹄疫その他重症化するおそれのある感染症が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、調査職員等と協議の上、消毒液を設置するなど、適切な措置を講ずるものとする。

３．事業者は、本業務の履行に当たって、消防法に準拠するとともに、四国地方整備局と協力し、火災その他災害による物的及び人的被害を軽減することを目的に、別途消防計画を作成するものとする。なお、消防計画には、防火管理者等の担当者を明記するものとする。

４．事業者は、施設を管理運営している期間中は月 1 回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員等に報告するものとする。

５．事業者は、公園内について常に安全上の視点から観察し、異常を確認した場合は、速やかに対応し、必要に応じ調査職員等に報告する等、安全管理には十分注意し本業務を履行するものとする。

６．事業者は、園内の車両運行に当たって、別添－14「車両通行規則等」を遵守し、車両の持ち込み数は最小限に留め、公園利用者の安全かつ快適な利用を妨げないように努めるものとする。

７．事業者は、自転車の乗り入れや駐輪について、公園利用者の安全かつ快適な利用を妨げないように、利用指導を行うなどの措置を講ずるものとする。

８．事業者は、スズメバチ、マムシ及びうるしに対する注意等の指導を行うものとする。

９．事業者は、公園利用者の増える期間を中心に、テロ対策として、巡視強化、施設・設備等の点検強化、不審物への特段の注意、緊急時の情報連絡体制の確認等、テロ対策に万全を期すものとする。

第２１条 安全確保

１．事業者は、本業務の実施に当たって、常に業務従事場所の整理整頓を行うとともに、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めるものとする。

２．本業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合、事業者は、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の防止に努めるものとする。

３．事業者は、設備に異常を認めたときは、危険防止に必要な措置を調査職員等に報告の上、当該措置を講じ、事故の防止に努めるものとする。

４．万一、設備、機器等に事故その他異常が発生したときは、事業者は、必要に応じて、運転の一時停止又は運転制限等の措置をとった上で、直ちに調査職員等に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

５．その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、事業者は、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡するとともに、次の各号に掲げる事

項について、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告するものとする。なお、本業務の実施期間中に、四国地方整備局において新たに事故等への対応計画、規定等を定めた場合は、それに則った対応を図るものとする。(別紙－23「事故発生件数等」、別紙－24「自然災害対応実績」参照。)

1）事故発生日時
2）事故発生場所
3）事故発生の原因
4）事故の程度
5）人身事故の場合は、医師の診断結果
6）事故処理の概略
7）再発防止策等

第２２条 救急対応

1．事業者は、救急活動及びその報告に関するマニュアルを作成し、調査職員等に提出するものとする。
2．事業者は、調査職員等が指定する箇所に救急施設を配置し、そのうちの主たる箇所に開園中は看護師又は救命講習修了証の交付を受けた救急担当職員を配属し、救急活動に当たらなければならない。
3．救急担当職員は、救急活動を要する事態を認めたときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我の状態に応じて救急車両による搬送手配を行うなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4．事業者は、前項に定める措置がとられた場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式により調査職員等に報告する。ただし、軽微なものについては、後日報告とすることができるものとする。
5．事業者は、重大事故については、直ちに調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。なお、重大事故とは公園管理若しくは公園施設に起因するか又はその恐れのある事故が起こった場合、又は 30 日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6．事業者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行うものとする。

第２３条 災害時、異常時等の対応

1．事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、閉園等の措置を講ずる必要があると認めるときは、事業者はあらかじめ調査職員等の承諾を得た上で、当該措置を講ずるものとする。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。(別添－9「閉園判断基準」参照。)
2．前項の場合においては、事業者は、前項の規定に基づき行った措置の内容を調査職員等に速やかに報告するものとする。
3．事業者は、台風、豪雨等による災害発生が予想される場合には、事前に土のうの設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。

4．事業者は、台風、豪雨等による災害発生時に調査職員等の指示した箇所の巡回、土のうの設置等を行うものとする。

5．事業者は、閉園時に本公園において、不審者、不審物、器物の破損・盗難等の異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員等に速やかに報告するものとする。

6．調査職員等は、災害発生時や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示することができるものとする。

7．調査職員等の指示により、災害、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。なお、本業務の実施期間中に、四国地方整備局において新たに災害発生等への対応計画、規定等を定めた場合は、それに則った対応を図るものとする。

8．事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、四国地方整備が定める「危機管理マニュアル」に基づき、事業者の役割、行動、体制等をとりまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員等に提出し、承諾を受けるものとする。（別添－10「国営讃岐まんのう公園ＢＣＰハンドブック（案）」参照。）

9．事業者は、事故や災害発生時等には、前項に定めた事業者が作成するマニュアルに基づき、公園の開園日又は開園時間に関わらず、適切な措置・対応を行うものとする。

10．事業者は、事故や災害発生により、閉園又は施設の利用禁止等、公園利用者へのサービスの提供を中止する措置をとった場合は、再開の前に速やかに園内の臨時巡視及び点検を行い、安全を確認し、調査職員等に報告した上で、再開するものとする。なお、異常を確認した場合は、前項に基づき、適切な措置・対応を行うものとする。

11．東南海・南海地震等の広域災害の発生時に、広域物資拠点を開設する場合には、事業者は、第 8 項に定めた事業者が作成するマニュアルに基づき、開設・運営が円滑に実施されるように努めるものとする。

第５章 協議･調整等

第２４条 四国地方整備局の要請への協力

１．事業者は、調査職員等から本公園に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速かつ積極的な対応を行うものとする。

２．事業者は、前項によるもののほか、四国地方整備局が要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）に積極的かつ主体的に参加・協力するとともに、必要に応じて当該事業を実施するものとする。

３．総括責任者及び各業務責任者は、月１回、四国地方整備局が開催する国営讃岐まんのう公園連絡会議に参加するものとする。

当該会議では、利用促進に向けた議題について協議するとともに、前月分の運営状況及び公園利用者からの意見等を整理したものについて報告するものとする。なお、当該会議で使用した書類は、電子データとして、調査職員等へ提出するものとする。

４．事業者は、本業務を円滑に実施するため、調査職員等及び運営維持管理に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、当該連絡会議には、第三者を参加させることができるものとする。

５．関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は、調査職員等の指示により立会等に協力するものとする。

６．事業者は、本業務の実務を通じた経験・知見及び公園利用者からの意見・苦情・要望は、後日確認できるよう記録・集計し、分析するとともに、本業務に反映させるよう努めた事項をとりまとめ、調査職員等に報告するものとする。

第２５条 別途工事等との調整

１．国事務所の別途発注する工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は、必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言並びに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行うものとする。

２．国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。また、計画停電を伴う工事又は点検への対応は、調査職員等と調整するものとする。

第２６条 四国地方整備局との協議等

１．事業者は、施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合、本業務の実施期間中に業務内容が変更する場合その他新業務への対応が必要な場合は、四国地方整備局と調整又は協議を行うものとする。

２．事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、調査職員等と協議するとともに、協議の内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得るものとする。

３．業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について、必要がある場合は、調査職員等の指示を求めるほか、打合せを行い、その内容を記録して調査職員等に提出し、確認を得るものとする。

４．事業者は、不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議するものとする。

第２７条 その他の協議･報告等

事業者は、本業務の実施に当たり、次の各号に掲げる協議のほか、必要な協議を適切に行い、その結果等については、遅滞なく調査職員等に報告するものとする。

１）地元自治体、マスコミ等関係機関又はボランティア団体等との協議。

２）園内施設の管理運営者との協議。

３）持込みイベントの主催者等との協議。

４）その他調査職員等が指示する者との協議。

第２８条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡及び届出手続きは四国地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理するものとする。また、事業者による工事等によって官公署への連絡及び届出が必要となるときは事業者において行うものとする。

第６章 雑則

第２９条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は本業務における主たる部分を再委託することはできない。本業務における主たる部分は、次のとおりとする。

＜本業務における主たる部分＞

業務における総合的計画立案、業務遂行管理、入園料の徴収及び納入、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断等

1）事業者は、業務の一部を第三者に委託させようとする場合は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を四国地方整備局に提出し承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2）事業者が四国地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項 8.4.及び 8.6.に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

3）事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4）再委託等の承諾を行った際は、四国地方整備局は、必要に応じて再委託に該当する経費についての領収書及び明細書の写しの提出を求める場合がある。

5）契約書第 3 条第 4 項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上その他小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額 100 万円未満のものをいう。

6）再委託の相手方は入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省四国地方整備局長から指名停止を受けていない者とする。

7）事業者は、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第３０条 保険の付保及び事故の補償

1．事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2．事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

3．事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険及び動産総合保険のほか、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第３１条 建築物及び機械器具等の無償貸与等

1．建築物及び機械器具等の無償貸与

四国地方整備局は、本業務の遂行に必要な四国地方整備局が保有する建築物及び機械器具等に限り、事業者に無償で貸与するものとする。提供施設については事業者にて適正に管理するものと

する。（別紙－19「提供施設一覧表」、別紙－20「提供物品一覧」参照。）なお、その取扱いについて、四国地方整備局が定める規定等によるものとする。（別添－12「提供施設等取扱いについて」参照。）

2．残存する備品の取扱い

事業者は、本業務に係る契約が終了する際、残存する備品で四国地方整備局がその費用を負担したもの（委託費で購入したものを含む）（別紙－26「購入備品一覧」参照。）については、当該備品を四国地方整備局に引き渡すものとする。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具その他の物品のうち、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が５万円以上のものをいう。また、四国地方整備局より提供された５万円未満の物品等については残数を報告するものとする。（別紙－27「備品以外の残存物品一覧」参照。）

その他、残存する備品の取扱いについては、四国地方整備局が定める規定等によるものとする。（別添－13「国営公園維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて」参照。）

3．事業者は、調査職員等に報告の上、貸与された物品類の修理等を行うものとする。

4．事業者は、国事務所の事務及び事業に支障を来たさない範囲において、運営維持管理業務の実施に必要な機器及び設備等を調査職員等の許可を受けた上で、事業者の負担にて持ち込むことができるものとする。

5．事業者が持ち込んだ機器、設備等については、国事務所の事務及び事業に支障をきたすことのないよう、事業者が適切な管理を行うものとする。

6．事業者は、機器、設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、調査職員等の承認を得た上で実施することができるものとする。なお、当該措置を行った場合、事業者は、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復を行い、調査職員等の承認及び確認を得なければならない。

7．事業者は、収益施設等管理運営者が機器・設備等を持ち込む場合、事前にリストを調査職員等に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理するものとする。

第３２条 本業務の引継

1．事業者は、本業務にかかる契約が終了するとき又は解除になるときには、調査職員等の立会のもと、調査職員等が指示する者に対し、誠意をもって、円滑な事務の引き継ぎを行わなければならない。事業者は、引き継ぎに当たって、次の各号に掲げる資料の作成及び提出を行うとともに、必要な説明等を行うものとする。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。

1）運営・利用者サービスに関する事項

年間パスポートの登録情報、利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等

2）施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、建物や関連設備の鍵の場所、施設・設備の使用及び維持修繕を行う上において留意が必要な事項、清掃記録 等

3）動植物管理に関する事項
芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、老木、記念樹等の記録 等
4）収益施設運営に関する事項
運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等
5）広報宣伝に関する事項
マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法、ホームページに係る全てのデータ、ドメイン及びシステム管理方法　等
6）イベントに関する事項
主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項
7）協働活動者、関係機関との連携に関する事項
ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報 等
8）国への提出資料に関する事項
都市公園法第５条、６条、12 条に基づく申請及び許可の記録 等
9）その他
救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録遺失物の届出等、通常実施すべき業務において、完了していない事項　等
10）その他調査職員等が指示する資料

２．不可抗力その他四国地方整備局及び事業者の責めに帰することができない事由により本公園の運営維持管理の継続が困難となった場合は、調査職員等と事業者は運営維持管理の継続の可否について協議するものとする。
３．事業者は、本業務に係る契約が終了するまで（継続して、契約した場合は除く。）又は契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう第 13 条に規定する業務実施体制を維持するものとする。
４．本業務に係る契約終了後又は解除後において補償すべき事態が発覚し、その原因として本業務に係る契約期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担するものとする。
５．四国地方整備局は、新たな事業者に対し、平成 28 年 1 月から平成 28 年 3 月まで準備室を貸与するものとする。準備室では、本業務に関する準備を行うものとし、準備室における光熱水費は四国地方整備局が負担するものとする。

第３３条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の規定に準じて取り扱うものとする。なお、文書の開示等の情報公開を行うときは、調査職員等と協議するものとする。

第３４条 調査等への対応

事業者は、四国地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応するものとする。

第３５条 会計検査への対応

会計検査院法第 22 条に該当するとき又は同法第 23 条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、事業者は、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は四国地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

第３６条 愛称の使用

事業者は、共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、共同団体の愛称を設定の上使用することができるものとする。

第３７条　スタッフの管理

１．スタッフの身分保障、健康管理及び服務規律は事業者の責任において行うものとする。

２．事業者は、調査職員等の指定する名札を作成し、全てのスタッフに着用させるものとする。

３．事業者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛けるものとする。

第７章 コンプライアンス

第３８条 守秘

１．事業者は、業務上知りえた秘密について第三者へ漏らしてはならない。

２．事業者は、四国地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うものとする。

３．事業者、スタッフ又は本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成１８年法律第５１号）第 54 条により罰則の適用がある。

第８章 個人情報の取り扱いについて

第３９条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第６条第２項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４０条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４１条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第４２条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第４３条 複写等の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために四国地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第４４条 再委託の禁止

事業者は、調査職員等の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第４５条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員等に報告し、調査職員等の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第４６条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために四国地方整備局から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに四国地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員等が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第４７条 管理の確認等

四国地方整備局は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができるものとする。また、必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができるものとする。

第４８条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第４９条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第５０条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は不正な利益を図る目的で個人情報を提供したり、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられるものとする。

別紙－６

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
個別仕様書

【本業務全体のマネジメント及び企画立案業務】

平成２７年７月

目　次

第１編 マネジメント..... 1
第１章 総則..... 1
第１条 適用..... 1
第２条 基本事項..... 1
第２章 業務の計画立案及びマネジメント業務..... 2
第３条 管理水準..... 2
第４条 業務計画の立案..... 2
第５条 マネジメント業務..... 2
第６条 入園料等の徴収及び納入..... 2
第７条 その他国庫に納入する収入..... 3
第８条 保険の加入..... 4
第９条 公園利用者会議の開催..... 4
第２編 企画広報..... 5
第１章 行催事・利用プログラム企画運営..... 5
第１０条 定義..... 5
第１１条 目的..... 5
第１２条 管理水準..... 5
第１３条 年間行事計画書の作成..... 5
第１４条 行催事・利用プログラムの企画立案..... 6
第１５条 行催事・利用プログラムの開催・運営..... 6
第１６条 提出書類..... 6
第１７条 その他..... 7
第１８条 行為の許可申請の調整等..... 7
第２章 公園ボランティア活動の支援・調整..... 9
第１９条 管理水準..... 9
第２０条 ボランティア活動の内容..... 9
第２１条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成..... 9
第２２条 調査職員等との協議等..... 9
第２３条 ボランティア登録の手続き..... 9
第２４条 ボランティア登録の抹消..... 9
第２５条 四国地方整備局の支援内容..... 10
第２６条 事業者の支援内容..... 10
第２７条 活動報告..... 10
第３章 広報..... 11
第２８条 管理水準..... 11
第２９条 年間広報計画の作成..... 11
第３０条 ポスター、チラシ等作成..... 11
第３１条 情報提供..... 11
第３２条 広報に係る素材等..... 11

第３３条 取材・視察等への対応.....11
第３４条 公開場所.....12
第３５条 ホームページによる情報発信の際の注意点.....12
第３６条 掲載情報の更新・修正・訂正.....12
第３７条 その他.....12
第3編 利用サービス等.....14
第1章 公園利用者への利用指導等.....14
第３８条 管理水準.....14
第３９条 公園利用者への利用指導.....14
第2章 公園利用者へのサービス業務.....15
第４０条 管理水準.....15
第４１条 公園利用者等への利用案内.....15
第４２条 団体利用調整.....15
第４３条 拾得物、残置物の処理.....15
第3章 園内巡視.....16
第４４条 管理水準.....16
第４５条 巡視業務の実施.....16
第４６条 通常巡視.....16
第４７条 繁忙日巡視.....17
第４８条 夜間巡視.....17
第４９条 異常時巡視.....17
第５０条 点検巡視.....17
第５１条 交通整理.....18
第５２条 日常警備.....18
第５３条 休園日警備.....18
第５４条 管理事務所内警備.....18
第５５条 報告等.....18
第4章 繁忙日対応.....20
第５６条 管理水準.....20
第５７条 事前準備.....20
第５８条 繁忙日に対応した運営体制の補強.....20
第５９条 臨時施設等の設置･管理.....20
第5章 園内循環バス.....21
第６０条 管理水準.....21
第６１条 提出書類.....21
第６２条 園内通行.....21
第６３条 運行日.....21
第６４条 運行ルート.....21
第６５条 車両点検.....22
第６６条 園内循環バスにおける利用指導等.....22

第６７条 緊急時対応 22
第６８条 事故対応 22
第６章 自然生態園・さぬきの森 23
第６９条 管理水準 23
第７０条 年間活動計画の作成 23
第７１条 利用指導 23
第７２条 展示 23
第７３条 ガイドウォーク 23
第７４条 樹林体験教室及び樹林整備技術者養成の研修会の実施 23
第７５条 情報発信 23
第７６条 ボランティア育成・管理 23
第７７条 植物管理の補助 24
第７８条 工作物設置への助言 24
第７９条 水田管理 24
第８０条 動物飼育 24
第８１条 作成書類 24
第８２条 その他 25

第１編 マネジメント

第１章 総則

第１条 適用

本個別仕様書は、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用するものとする。

第２条 基本事項

１．本業務全体のマネジメント及び企画立案業務は、総括責任者の責任のもと実施するものとする。

２．事業者は、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。

第２章 業務の計画立案及びマネジメント業務

第３条 管理水準

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、本公園の多岐にわたる業務について、総合的な調整のもと相互の連携を保ちつつ適切な進捗管理を行い、本公園の魅力を高め、公園利用者数の増加及び本公園全体に対する公園利用者の評価の向上に努めるとともに、入園料等の徴収事務、四国整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

また、公園の入園料は、国の収入となることに留意し、事業者は、これらの徴収事務を別に定める手続き等に沿って安全、適切に行うこと。

第４条 業務計画の立案

本公園の業務全般について、公園利用者に対するサービスの向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに、業務計画の立案を行うものとする。

第５条 マネジメント業務

１．別紙－4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」を踏まえた統一的な方針のもと、公園利用者に対するサービス水準を維持向上させるため、多岐にわたる各業務について業務全般を俯瞰的に監理するものとする。

業務全般の監理にあたっては、適宜、各業務の総合的な連携調整、実施方法の決定、各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から本公園の運営維持管理全般のマネジメントを行うものとする。

２．四国地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。

３．収益施設等管理運営業務が、他の運営維持管理業務と連携しながら創意工夫やノウハウを発揮し、質の高いサービスの提供が行えるように調整を行うものとする。

４．毎日、公園利用者数を計測し、調査職員等に報告するものとする。

第６条 入園料等の徴収及び納入

１．事業者は、北口料金徴収所、西口料金徴収所その他調査職員等の指定する場所において、所定の入園料を徴収し、又は入園券を販売するものとする。また、開園前に、つり銭及び両替金を準備し、必要に応じて補充するものとする。

２．事業者は、別添－16「年間パスポート券の運用」に基づき、調査職員等の指定する場所において、年間パスポートの作成及び手売りを行い、所定の料金を徴収するものとする。また、発行に時間を要する場合は、引換券を渡す等、適切な措置を講ずるものとする。なお、公園利用者に対して、入園券を購入した当日に年間パスポートの販売を行う場合は、調査職員等の指定する場所にて差額販売を行うものとする。

３．事業者は、年間パスポート購入者の登録情報を関係法令及び別紙５「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共通仕様書」の第８章に定める「個人情報の取扱いについて」に基づき、適

切に管理するものとする。

4．年間パスポート購入者が年間パスポートを不携帯の場合は、事業者は、氏名等を登録情報と照合し、本人であることを確認した上で入園させる等、別途入園料の徴収を行わないように努めるものとする。

5．事業者は、シルバー券の利用者に対しては、年齢を確認した上で入園させるものとする。

6．事業者は、オートキャンプ場の利用者に対して、通行許可証を発行し、オートキャンプ場管理センターにおいて、入園料とその他の料金を同時に徴収したものから、入園料を回収するものとする。

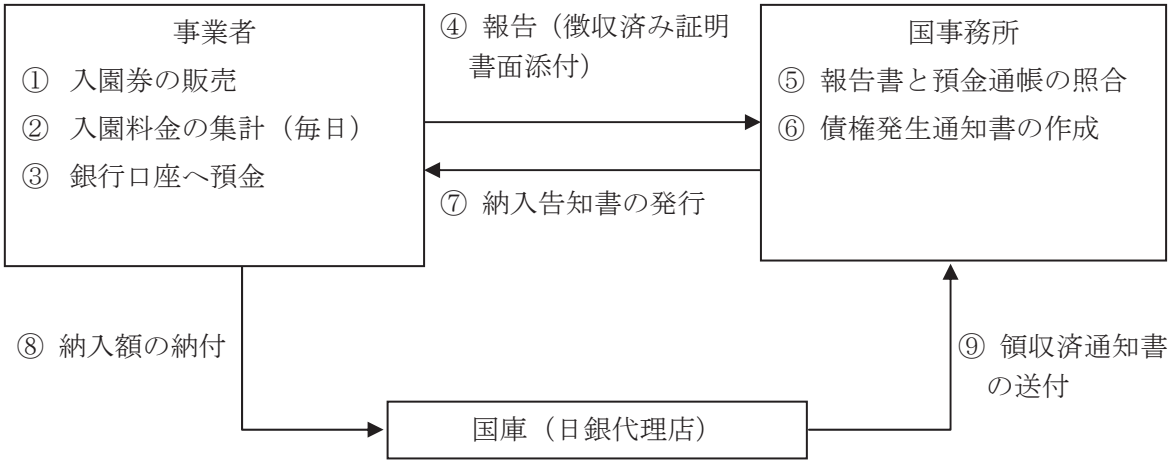
7．事業者は、手売り入園券を作成する場合は、調査職員等の指示により作成し、調査職員等の確認を得た上で、販売するまで当該入園券を保管するものとする。

8．事業者は、毎月 15 日及び月末日までの徴収済みの入園料を集計し、徴収済みを証する書類を添えて国事務所に書面により報告し、四国地方整備局所属の歳入徴収官が発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。

9．事業者は、国庫に納入する入園料等を入園料専用の口座へ入金して管理しなければならず、他の目的で開設する口座を混用してはならない。また、毎日、公園利用者数、売り上げた券及び入園料を集計又は集金し、他の経理区分と分けて帳簿等に記入し、管理するものとする。なお、入園料を徴収した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

10．事業者は、入園料を駐車場の利用料金等その他の料金と同時に徴収する場合、入園料を駐車場の利用料金等その他の料金から分けて保管するものとする。

11．事業者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示された方とその付き添いの方１名は無料入園とするため、必要な書類の確認を行う等適切な措置をとるものとする。



※事業者の銀行口座で発生する利息については、年２回事業者から国に報告し、⑤～⑨の手続きを行う。

第７条 その他国庫に納入する収入

事業者は、前条の入園料等の徴収に付随して発生する収入が発生したときは、その内容を証する書類を添えて調査職員等に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入しなければならない。なお、当該収入が発生した後、国庫に納入するまでの間の管理責任は事業者にあるものとする。

第８条 保険の加入

事業者は、万一の事故に備えて、動産総合保険（園内における保管・輸送を対象）に加入するものとする。

第９条 公園利用者会議の開催

１．事業者は、当該年度の運営維持管理結果を次年度の運営維持管理計画に反映させることを目的とした会議を開催する。

２．開催時期および会議の構成員は、事前に調査職員等と協議し、調整するものとする。

第２編 企画広報

第１章　行催事・利用プログラム企画運営

第１０条　定義

本章において、「行催事」・「利用プログラム」は四国地方整備局の主催により行うものをいう。

第１１条　　目的

行催事は、本公園の特性を活かし、公園の周知や利用促進のため、公園利用者の利用のきっかけを提供するサービスである。

利用プログラムは、公園の施設を活用し、公園利用者に対するサービス水準の向上の一環として提供されるサービスである。

事業者は、公園利用の増進に加え、公共施設としての公園の目的・機能を発揮するために行われる行催事や利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業をノウハウや創意工夫を発揮して行うものとする。

また、上記行催事のほか、四国地方整備局長の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う。(別紙―9「H28-31 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営規定書」参照。)

なお、第三者が行う場合等の行為については、都市公園法第 6 条、第 12 条に基づく四国地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、本仕様書第 18 条に示す手続きフローに従い、適切に対応するものとする。

第１２条 管理水準

１．行催事・利用プログラムの管理水準

１）　行催事

事業者は、四国地方整備局主催の行催事を適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与すること。

行催事は以下の４つの大型主催イベントを想定しているが、下記以外の行催事についても適切に行うこと。(別添－19「行催事について」参照。)

・春らんまんフェスタ（４月頃）

・サマーフェスタ（８月頃）

・コスモスフェスタ（９月・１０月頃）

・ウィンターファンタジー（１２月頃）

２）　利用プログラム

事業者は、計画に基づく利用プログラムを適切に実施し、公園の設立趣旨の達成及び利用の促進に寄与すること。

利用プログラムは、本公園の基本方針に即した、事業者が主催する参加者 10 人程度以上を想定した体験系、コンテスト系、展示系、講習会系等のプログラムで、入園者に対するサービス水準向上の一貫として提供されるサービスとすること。

第１３条 年間行事計画書の作成

事業者は、共通仕様書第 14 条に示された年間行事計画書を作成するものとする。また作成の際は、調査職員等と協議するものとする。

第１４条 行催事・利用プログラムの企画立案

事業者は、行催事・利用プログラムを円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果、予算書等について企画立案し、その内容について調査職員等と密接に連絡調整するものとする。（別添－19「行催事について」参照。）

第１５条 行催事・利用プログラムの開催・運営

事業者は、行催事・利用プログラムの開催・運営についてはそれぞれの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう入念な事前準備を行った上で、公園利用者に対するサービスや公園利用者の満足度の向上に寄与するよう行うものとする。（別紙－15「イベント実績」、別添－20「継続必要性の高いイベント対応」参照。）

また、行催事の開催にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

１）官公署への連絡･届出

必要に応じ、警察、消防等行政機関との協議のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意するものとする。

２）事故防止対策

共通仕様書第４章各条に掲げる公園内の安全管理に留意するほか､特に参加者の誘導整理､救護、緊急連絡等、事故防止対策には注意するものとする。

参加者の誘導整理、救護及び緊急連絡等、事故防止対策には特に注意するものとする。

また、大型の行催事・利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。

なお、傷病者等が発生した場合は、適切に対処し、調査職員等に報告するものとする。

３）災害発生時の対応

台風､豪雨､雷等による災害発生時は､行催事･利用プログラム開催の可否を判断するとともに、速やかに必要な人員を確保し、公園利用者を安全な場所に誘導する等、適切な措置を講ずるものとする。

４）保険の付保及び事故の補償

事業者は、行催事の参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険等に加入するものとする。

５）地域連携の継承

地域と連携して行う行催事・利用プログラムを継承していくように努めるものとする。（別添－20「継続必要性の高いイベント対応」参照。）

６）希少な生き物が生息するエリアの利用に対する配慮

事業者は、自然生態園等、希少な生き物が生息・生育するエリアを利用する際は、その生態系に十分配慮するものとする。

第１６条 提出書類

事業者は、調査職員等が指定する主要な行催事・利用プログラムについて、別添－19「行催事について」に掲げる書類その他指示する図書を準備作業開始の１ 週間前までに調査職員等に提出するものとする。

第１７条 その他

１．事業者は、行催事・利用プログラムの準備期間及び開催中に、園内の建物、工作物及び樹木等を損傷しないように養生を行う等注意するものとする。また、行催事・利用プログラム終了後は、速やかに養生材及び工具等を撤去し、床、壁、機器その他開催場所周辺を清掃するものとする。

２．事業者は、行催事・利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備及び撤去等に関して、安全に十分注意して施工するものとする。

３．事業者は、本個別仕様書に定める行催事・利用プログラムの実施に当たり、調査職員等に事前に承諾を得た上で、必要な材料代等実費の参加費を参加者より徴収することができるものとする。なお、徴収額及び経費については、本業務の会計とは別の帳簿等に取りまとめ、調査職員等に報告するものとする。（別添－19「行催事について」参照。）

４．事業者は、行催事・利用プログラムの実施場所について、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添－3「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所で原則行わないものとする。

第１８条 行為の許可申請の調整等

事業者は、主催以外で都市公園法第 12 条に基づき第三者が園内で実施を希望する行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会等）（以下、「持込みイベント」という。）の開催に際しては、別紙－５「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共通仕様書」第 27 条に示す協議・報告を行うとともに、調査職員等の指示に従い、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

１）事業者は、持込みイベントの相談窓口として、日時、規模、内容、建物使用料及び土地使用料の発生の有無を確認し、調整するとともに、その概要を調査職員等に報告するものとする。

２）事業者は、申請者から相談を受けた場合は国事務所への事前確認を行った上で、他の利用形態等との調整を経て、持込みイベントについて事業者と国事務所間で確認・調整するものとする。なお、必要に応じて、国事務所も入りイベント主催者と調整を行うものとする。

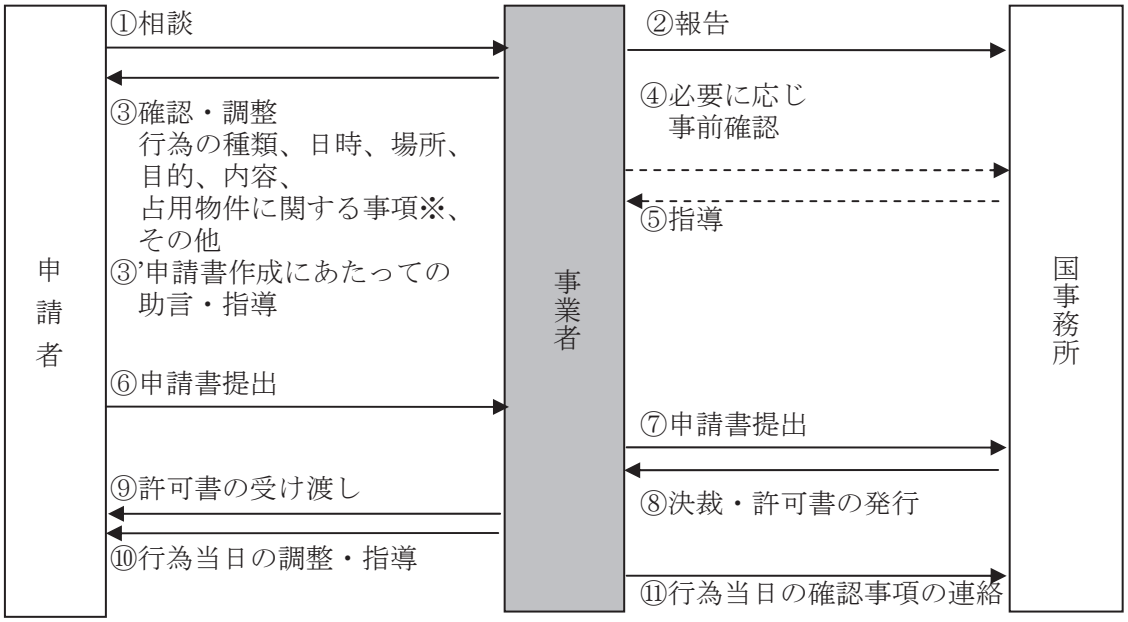
３）事業者は、持ち込みイベントの主催者から、開催に必要な書類の提出を受け、当該書類を国事務所に提出するものとする。

４）国事務所において都市公園法に基づく許認可並びに建物使用料及び土地使用料の徴収等に関する調整を行うものとする。

５）事業者は、持ち込みイベント開催時の占用状況について確認し、調査職員等に報告するものとする。

６）事業者は、持ち込みイベントが申請に基づく開催内容だったかどうかを確認し、その結果を調査職員等に報告するものとする。

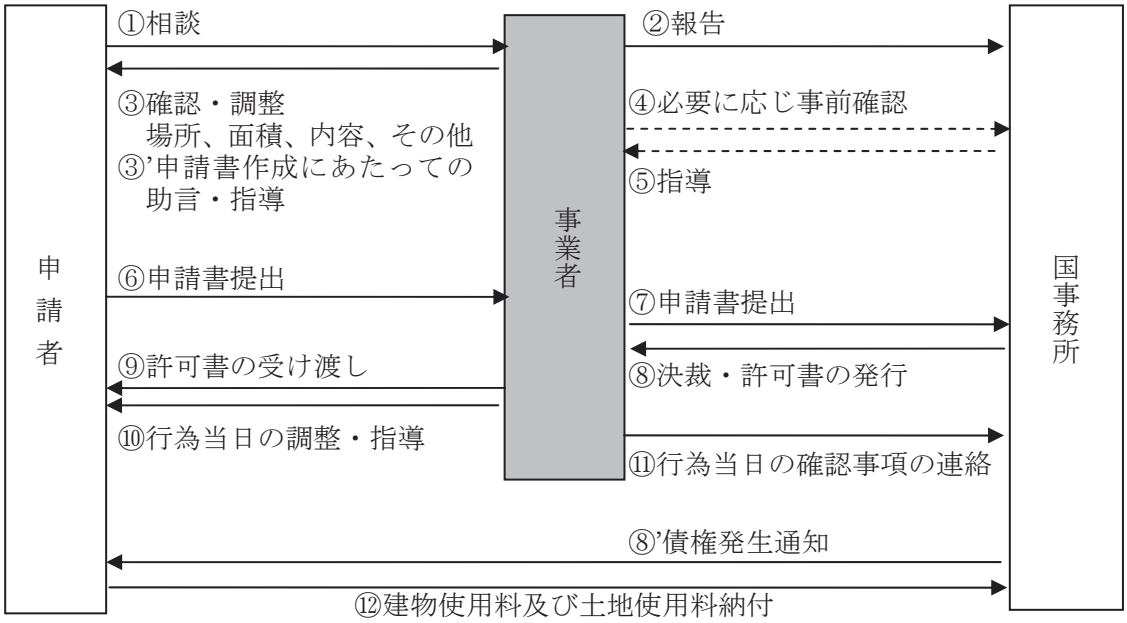
＜都市公園法第１２条に基づく行為の許可に関する手続きフロー＞



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第６条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地使用料の徴収が発生する。　（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による。）

行催事において、占用物件が発生する場合は、都市公園法第６条に基づく四国地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、下記に示す手続きフローに従い、適切に対応するものとする。なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、別途国事務所で行うものとする。

＜都市公園法第６条に基づく占用の許可に関する手続きフロー＞



※原則として都市公園法第１２条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）

（別添－18「持ち込みイベント、ロケーション、研修室等利用の手続き」参照。）

第２章 公園ボランティア活動の支援・調整

第１９条 管理水準

事業者は、市民のボランティア活動を促進するため、既存のボランティア活動の実態を把握し、ボランティアとの連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう積極的に支援するとともに、ボランティア活動の調整やボランティア養成、研修等を行う事務局の中心として活動し、ボランティア活動を適切に実施するものとする。（別添－22「ボランティア活動」参照。）

第２０条 ボランティア活動の内容

本公園におけるボランティアの活動の内容は、次の表のとおりである。（別添－22「ボランティア活動」参照。）

ボランティア名	主な活動内容
まんのう公園インタープリター・ボランティアの会	・公園利用者へのインタープリテーション ・公園内の自然環境保全・活用への協力
かりん夢クラブ	・公園内の体験教室（木工教室、陶芸教室、パン・ピザ教室等）の指導 ・フェスタ等のイベントへの協力
まんのう公園ガーデニングクラブ	・公園内の花壇及び植物の手入れ作業 ・フラワーガイド及び植物に関するイベントの補助
国営讃岐まんのう公園さぬきの森の会	・森林管理（除伐・下草刈り）の実施及び指導 ・木炭の生産、キノコ栽培の指導

※自然生態園に関する管理項目の詳細は、「第６章　自然生態園・さぬきの森」に記載

※平成 27 年 4 月 1 日現在

第２１条 新たなボランティア活動の実施に関わる規約案の作成

事業者は、新たな個人又は団体が本公園においてボランティア活動を希望する場合は、ボランティア規約案を作成し、調査職員等と協議するものとする。（別添－22「ボランティア活動」参照。）

第２２条 調査職員等との協議等

１．事業者は、公募により組織されたボランティア団体については、ボランティア規約に基づき、ボランティアの募集、窓口等の業務を行うものとする。

２．事業者は、ボランティア規約に基づき、調査職員等と協議の上、ボランティアの登録、個人情報の管理、年間活動計画の策定及び当該年度のボランティア活動の報告を行うものとする。

第２３条 ボランティア登録の手続き

１．事業者は、前年度の活動者が引続き活動しようとする場合は、その年度の活動計画について、調査職員等に申出するものとする。

２．調査職員等は、前項の申出があった場合、申出者と活動計画等について協議し、登録の可否を決定する。

第２４条 ボランティア登録の抹消

四国地方整備局は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、ボランティア登録を抹消することが

できるものとする。その際、事業者は、ボランティア登録の抹消に関する窓口業務や連絡・調整等を行うものとする。

1）登録者より登録取消しの申出があったとき。

2）登録者の所在が不明となり、連絡不能となったとき。

3）登録者がボランティアとして不適格であると認められるとき。

第２５条 四国地方整備局の支援内容

四国地方整備局は、状況に応じ、次の各号に掲げる支援を行うことができるものとする。

1）活動に必要な物品の貸与。

2）入園料及び駐車場の利用料金の免除。

3）その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援。

第２６条 事業者の支援内容

1．事業者は、ボランティアの活動内容を踏まえ、活動費（交通費等）を支給するものとする。

2．事業者は、必要に応じて、活動に必要な物品（チェーンソー、ノコギリ、ナタ、刈払機、下草刈り鎌等）を貸与するものとし、また必要な燃料（チェーンソー用のガソリン等）を支給するものとする。

3．事業者は、必要に応じて、ボランティア活動に対する保険に加入するものとする。

第２７条 活動報告

事業者が登録者からその年度におけるボランティア活動の報告をとりまとめ、調査職員等へ報告をすることとする。

第３章 広報

第２８条 管理水準

事業者は、本公園の利用促進や適正な利用の確保のため、本公園のホームページの維持・更新や園内マップの作成・配布等、各種広報を適切に行うものとする。

第２９条 年間広報計画の作成

事業者は、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等の広報に関する年間広報計画を調査職員等と協議した上で策定するものとする。

第３０条 ポスター、チラシ等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、園内マップ等を作成し、園内及び園外において配布や掲示等を行うものとする。（別紙－29「行催事開催時の広報（紙媒体）実績」参照。）

なお、作成にあたっては、準備作業開始の１週間前までに下記の書類を調査職員等に提出するものとする。

１）詳細な実施計画書

２）予算書（支出項目内訳）

第３１条 情報提供

事業者は、本公園の施設、自然・歴史・文化等の資源並びに行催事・利用プログラム、広域観光等について、ホームページやメールによる広報活動、各種媒体（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等）や記者クラブへの情報提供を行うものとする。（別紙－30「記者投込等実績」、別紙－31「ホームページの更新内容、頻度等」参照。）

第３２条 広報に係る素材等

１．事業者は、本公園のロゴ（名称）、ホームページアドレス等を入れた広告媒体を、調査職員等と協議の上、作成することができるものとする。ただし、本公園のロゴ（名称）等は「パークアイデンティティマニュアル」に従って使用するものとする。（別添－23「パークアイデンティティマニュアル（抄）」参照。）

なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、四国地方整備局が承継するものとする。

２．事業者は、四国地方整備局が提供したパンフレット等の電子媒体を、調査職員等と協議の上、使用することができるものとする。なお、事業者は、四国地方整備局が提供した電子媒体について修正等を行った場合は、本業務に係る契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員等に提出するものとする。

３．事業者は、イベント情報等、各種公園情報を掲載したメールマガジンを原則月２回発行するものとする。

第３３条 取材・視察等への対応

事業者は、テレビ局又は新聞社からの取材、行政機関の視察等について、対応・協力するものとする。また、いずれの場合も事前に調査職員等に連絡し、指示を受けるものとするが、即時性が求められる

取材等にあっては事後報告を行うこととするが、事故発生時等の広報対応は必ず事前協議を行うものとする。

第３４条 公開場所

ホームページによる情報発信は、本公園の公的名称を使用し、原則として調査職員等が指示するレンタルサーバーに格納して公開するものとし、レンタルサーバー管理会社に事業者がサーバー維持管理費を支払うものとする。

第３５条 ホームページによる情報発信の際の注意点

１．事業者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、別紙－5「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務共通仕様書」の第８章に定める「個人情報の取扱いについて」及び四国地方整備局が定める別添－24「プライバシーポリシー」に基づいた適正な内容であることを事前に確認するものとする。

２．事業者は、掲載する文書、図画、写真、音楽等における著作権等の知的所有権に配慮するものとする。

３．事業者は、他人の著作物を本公園のホームページに掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得るものとする。

４．本公園のホームページは、原則１つとし、収益施設又は行催事・利用プログラムの紹介等を目的に作成したホームページは、本公園のホームページよりアクセスできるようにリンクをはることができるものとする。ただし、これらによりがたい場合は、調査職員等と協議するものとする。

第３６条 掲載情報の更新・修正・訂正

１．事業者は、施設、行催事・利用プログラム、草花等随時更新される公園情報のホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行うものとする。（別紙－31「ホームページの更新内容、頻度等」参照。）なお、本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権等の無体財産権については、四国地方整備局が承継するものとする。

２．事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとるものとする。

３．事業者は、本公園のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、四国地方整備局に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し、訂正等必要な措置を求めるものとする。

４．事業者は、本公園のホームページの情報が常に新しいものとなるよう更新に努めることとする。

第３７条 その他

１．事業者又はその関係者が私的に開設するホームページ（ブログ、プロフ、SNS を含む。）は、本公園のホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報は掲載しないものとする。

２．事業者は、月１回アクセス解析を行い、その結果を調査職員等に報告する。（別紙－17「ホームページ総アクセス件数」参照。）

３．この仕様書によるもののほか、国営讃岐まんのう公園ホームページの運用に関し必要な事項は、

事業者が調査職員等と協議の上定めることとする。

第３編 利用サービス等

第１章 公園利用者への利用指導

第３８条 管理水準

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう、利用指導、に関する業務全般を行い本公園全体に対する公園利用者の評価の向上及び事故の防止に努めるものとする。

第３９条 公園利用者への利用指導

１．事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員を各所に配置するものとする。

２．事業者は、遊具が正しく利用されるように、監視及び巡視を行うものとする。

３．事業者は、自転車利用者にあってはサイクリングコース外の走行、歩行者にあってはサイクリングコース内へ立入りを行わないように、監視及び利用指導を行うものとする。

４．事業者は、公園の利用規則から逸脱している者又は他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行うものとする。なお、指導に従わない者に対しては、統括責任者が退園を命じることができるものとする。

５．事業者は、ペット同伴者がマナーを遵守し、他の公園利用者に迷惑をかけないように、ペット同伴者に注意事項の配布及びペット持込みにおける誓約書への記入依頼を行うとともに、当該注意事項を適切に掲示するものとする。また、希望者には、別添－25「ペット対応」に示すパスポートを発行するものとする。

６．事業者はふわふわドーム、竜の子ひろば等において、多くの利用者が予想される場合は、監視員を配置し利用指導を行うなど、遊具の利用者の安全を確保し、事故を未然に防止するように努めるものとする。

７．事業者は、繁忙期に北案内所に人員を配置し利用指導を行うなど、利用者の安全を確保し、事故を未然に防止するように努めるものとする。

第２章 公園利用者へのサービス業務

第４０条 管理水準

事業者は、常に公平な立場で、公園利用者が快適に楽しめるよう利用サービスに関する業務全般を行い本公園全体に対する公園利用者の評価が向上するように努めるものとする。

第４１条 公園利用者等への利用案内

１．事業者は、公園利用者への利用サービスのために必要な人員数を各所に適宜配置すること。

２．事業者は、園内の概要、見頃の花、開催するイベント等の基本情報を収集し、案内所にて公園利用者の問い合わせに対応するものとする。また、電話、メール等での問い合わせに対しても対応するものとする。

なお、問い合わせの内容に応じて担当部署への確認又は引継ぎを行う。

３．事業者は、公園利用者等の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応するとともに、苦情及びその対応状況を記録するものとする。（別添－29「苦情、要望等への対応について」参照。）

４．事業者は、迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を行うものとする。

５．事業者は、第 30 条に定める園内マップ等を希望する公園利用者に配布するものとする。

６．事業者は、園内掲示板及び掲示物を適切に管理するものとする。

７．事業者は、障害者及び高齢者等の補助を行うものとする。

８．事業者は、公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、シルバーカー、キャリー、歩数計、双眼鏡、野鳥の本、杖、傘及び無料ロッカーの貸出しを行うものとする。（別紙－34「無償で貸与している物品の貸出実績」参照。）

第４２条 団体利用調整

１．事業者は、団体で入園する公園利用者の誘導及びバス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

２．事業者は、団体の広場使用について、調整を行うものとする。

３．事業者は、雨天時には、団体で入園する公園利用者に対して、集合・休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等の適切な措置を講ずるものとする。

第４３条 拾得物、残置物の処理

１．事業者は、公園内で遺失物を発見した場合は、遺失物法に従い適正に処理するものとする。

２．事業者は、拾得物の台帳を作成し、所轄の警察に届けるものとする。

３．事業者は、事業者と契約した者又は従業員等が、園内において他人の紛失した物件を拾得したときは、速やかに事業者に届けるように指導するものとする。

４．事業者と契約した者又は従業員等は、遺失物法に規定する報労金を受け取る権利及び拾得物の一切の権利を放棄するものとする。

５．事業者は、遺失物にあたらない残置物を発見した場合には、その処分方法等について調査職員等と協議するものとする。

第３章 園内巡視

第４４条 管理水準

事業者は、公園利用者の安全を確保するため、定期的に園内を巡視し、公園利用者への利用サービスや利用指導、公園施設の点検確認を行い事故の防止に努めるものとする。（別添－30「巡視ルート等」参照。）また、事故・災害等の非常時は、緊急の処置をとり、被害を最小限とするように努めるものとする。

第４５条 巡視業務の実施

１．事業者は、適正な巡視業務を実施するため、巡視計画書（別紙－35「巡視計画書」参照）を作成し、調査職員等の許可を受けるものとする。

２．巡視業務には、通常巡視、繁忙日巡視、夜間巡視、異常時巡視、点検巡視、交通整理、日常警備及び休園日警備がある。

３．事業者は、巡視計画書及び次の各号に掲げる事項に注意して、巡視業務を行うものとする。

１）巡視ルートは、原則別添－30「巡視ルート等」のとおりとする。なお、天候、利用状況、工事その他状況に応じ、適切に園内を巡視するものとする。

２）公園利用者に対して不快感を与えないよう常に親切丁寧に接するものとする。

３）小規模な修理用具を携帯し、必要に応じて処置するものとする。

４）都市公園法第 11 条及び第 12 条及び都市公園法施行令第 18 条、第 19 条に定める違反行為、迷惑行為に定める行為、迷惑行為を発見した場合には、必要に応じて適切な指導をするものとする。

第４６条 通常巡視

事業者は、通常巡視として、繁忙期及び異常時以外の状態において、原則毎日 2 回以上、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）公園の開園、閉園時における休憩所及びトイレ等施設の解錠又は施錠。

２）公園の開園、閉園時における電気柵の解除又は作動。

３）園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導。

４）公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導。

５）迷子及び傷病者等の発見又は届出を受けた場合には、緊急連絡体制に基づき速やかかつ適切な処置及び報告。

６）事件、事故又は災害等が発生した場合の適切な処置及び調査職員等への報告。

７）園内不審物の有無の確認。

８）拾得物を発見した場合の速やかな調査職員等への報告及び拾得物預かり書の作成。

９）次の各号の細分に掲げる植物、施設及び清掃状況等の点検及び異常発見時の報告。（別添－35「建物に係る点検整備（位置図）」、別添－36「工作物に係る点検整備（位置図）」参照。）

（１）樹木、芝生及び草花等の生育状況並びに流水等の修景施設の異常の有無。

（２）園路、広場、サイクリングコースの路面、路側、法面、排水桝、橋梁、階段、建物その他構造物の異常の有無。

（３）門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場及び遊具施設等の異常の有無。

（４）電気、放送及び給排水設備等の異常の有無。
（５）ドラ夢の泉の水質（残留塩素等）異常の有無。
（６）清掃の状況。
（７）落石・災害・事故等不測の事態発生の有無。
１０）救急車、消防車及びパトカー等の緊急車両の誘導。
１１）迷子又は近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、速やかかつ適切な対応及び調査職員等への報告。
１２）大型野生動物（イノシシ等）、危険動物（スズメバチ等）の痕跡の有無。（別紙－25「野生動物等対応実績」を参照。）

第４７条 繁忙日巡視

１．事業者は、繁忙日巡視として、行催事・利用プログラムの実施計画や過年度の公園利用者数の状況から事前に多くの公園利用者が予想される日において、適切な人員を配置するものとする
２．繁忙日巡視においては、「第 46 条通常巡視」の４）～７）の他に、入園ゲート周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導を行うものとする。

第４８条 夜間巡視

事業者は、夜間巡視として、夜間開園時において、公園利用者が立入禁止区域に立入らないように巡視を行うとともに、公園利用者への案内・誘導・整理及び利用指導等を行うものとする。

第４９条 異常時巡視

事業者は、異常時巡視として、園内で災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の園内の異常及び利用障害等に対して、適切な措置を講ずるため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）園内の被害状況の確認。
２）利用障害等の状況の確認。

第５０条 点検巡視

点検巡視は次の各号に掲げる事項について、原則として、月に１回以上、園内全体の見回りを行い、点検確認を行う。

１．建物、園路広場、遊具等、公園利用者が直接係わる施設については、美観、機能、安全性を維持し、長寿命化を図ることを目的に、適宜点検巡視を実施する。
２．点検は、施設を担当するスタッフが施設毎に毎月１回以上実施する。なお、実施頻度は施設の特性等を勘案し判断する。
３．点検を行う者は、施設の目視、触診を行い、また必要に応じて聴診を行うことにより、部材の腐食、亀裂、トゲ、ささくれ、変形、ボルトの脱落、磨耗等の施設の変形や異常の有無を調べる。また、設置面や植栽等を含めた施設周辺の確認も行う。
４．遊具の点検は、遊具ごとに１ 回／日以上実施する。また、遊具維持修繕の担当職員による点検を１ 回／週以上実施するものとする。
５．点検において、異常または不具合が発見された場合は、維持修繕や使用禁止など必要な措置を講ずる。

６．事業者は、対象施設の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、点検記録簿を精査したうえ、保管しておく。
７．点検履歴については、点検履歴書を作成、追記、修正をする。
８．台風や豪雨等の異常気象時や震度５弱以上の地震発生により、施設に異常箇所が生じるおそれのある場合に、施設及びその周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行う。また、施設の利用者が怪我をした場合や、他公園において類似施設等で事故があった場合も点検を行う。
（別添－35「建物に係る点検整備(位置図)」、別添－36「工作物に係る点検整備(位置図)」参照。）

第５１条 交通整理

事業者は、交通整理として、公園入口から駐車場への車両誘導並びに車両及び歩行者等の通行が円滑に行われるよう交通整理・誘導を行うものとする。

第５２条 日常警備

事業者は、日常警備として、原則開園時間前の 7 時から 9 時 30 分までの間及び閉園時間 1 時間前程度から 22 時までの間、北口料金徴収所前において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）業務入園等の出入管理。
２）出入口の門扉の解錠又は施錠。
３）閉園時間１時間前以降に入園を希望する公園利用者に関する各料金徴収所との入園連絡に係わる業務。
４）オートキャンプ場を利用する者に対する案内。

第５３条 休園日警備

事業者は、休園日警備として、原則休園日の 7 時から 20 時まで（12 月 29 日から 1 月 1 日までにおいては 7 時から 22 時まで）の間、原則北口料金徴収所前において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）業務入園等の出入管理。
２）出入口の門扉の解錠又は施錠。
３）休園日を知らずに訪れる公園利用者への対応。

第５４条 管理事務所内警備

１．事業者は、警備装置が常に正常な機能を維持しているか確認すること。また、機械警備の異常を発見した場合には、直ちに調査職員等に報告するものとする。なお、保守契約については、四国地方整備局が別途行う。
２．事業者は、警備装置が異常を感知した場合は、該当場所の異常の有無を確認し、異常を発見したときは、直ちに調査職員等に報告するものとする。

第５５条 報告等

事業者は、巡視実施後、結果を毎日巡視業務日報（巡回経路、写真帳含む）及び巡回報告書（写真帳含む）に記録し、調査職員等に報告するものとする。

また、重大な事件・事故又は災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員等に報告し、指示を受け

るものとする。

巡視に伴う打合せを実施した場合は、打合せ終了後、速やかに業務打合せ簿を作成するとともに、その他調査職員等が指示する書類もあわせて作成するものとする。

第４章 繁忙日対応

第５６条 管理水準

事業者は、繁忙日において、適切な運営体制や臨時施設等の事前準備及び管理を行い、公園利用者が安全かつ快適に利用し、苦情等が発生しないように努めるものとする。（別紙－36「混雑時の状況」参照。）

第５７条 事前準備

事業者は、行催事・利用プログラムの実施計画や過年度の状況から、事前に繁忙日と公園利用者数を予想し、繁忙日対応のための調査職員等や関係者との協議・調整も含めた事前準備を行うものとする。

第５８条 繁忙日に対応した運営体制の補強

事業者は、繁忙日となることが予想される場合は、巡視・警備や案内・誘導、入園料徴収等が円滑に行われるよう、適切に人員配置を行い、次の各号に掲げる対応のほか、必要な措置を講ずるものとする。

1）料金徴収所周辺の巡回、公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理、利用指導等を行う者及び入園料徴収等を行う者を増員するものとする。

2）公園利用者の安全確保に向けて、公園利用者間のトラブル、迷子等の対応、園内案内放送等に適切かつ迅速に対処するための情報伝達、対応方針決定手続き等の流れを作成し、その体制を整えるものとする。

第５９条 臨時施設等の設置･管理

1．事業者は、公園利用者数等を想定し、不足が予想される駐車場、トイレ、ごみ箱等について、事前に設置する等、開園準備の必要な措置を講じるものとする。

2．事業者は、第１項に基づき設置したトイレ、ごみ箱等を常に美観を保ち、公園利用者が快適に使えるよう、利用状況に応じて清掃、塵芥収集等を行うものとし、仮設トイレ等においては、利用状況を確認の上、水の補給を行う。

第５章 園内循環バス

第６０条 管理水準

事業者は、園内の移動円滑化のための園内循環バス及び最寄駅から本公園まで交通手段を確保するための無料シャトルバスを運行し、公園利用者の利便性を向上させるよう努めるものとする。（別添－31「園内循環バス及び無料シャトルバス運行ルート」及び別紙－37「園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等」参照。）

第６１条 提出書類

事業者は、下表の書類を作成し、翌月の５日までに調査職員等に提出するものとする。

種類	書類名	提出期限
園内循環バス	車両管理確認日誌	翌月の５日
	利用人数表	翌月の５日
	点検表	翌月の５日
無料シャトルバス	利用人数表	翌月の５日

第６２条 園内通行

１．園内循環バス及び無料シャトルバスは、関係法令のほか、園内の指定速度等を遵守し、歩行者を優先するなど、公園利用者の安全確保に努めながら運行するものとする。

２．事業者は、園内循環バスを直接運転する運転手については、次の各号に掲げる条件に該当する者を選任し、四国地方整備局に報告するものとする。

１）満１８歳以上で身体健全な者。

２）運行するバスの規格に適応した運転免許を有する者。

３）園内の運転に関して必要な知識及び技能を有する者。

第６３条 運行日

１．事業者は、園内循環バスを公園利用者の多い土日祝日等を中心に運行させるものとする。（別紙－37「園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等」参照。）なお、詳細な運行日については、調査職員等と協議し、決定するものとする。

２．事業者は、無料シャトルバスを大型のイベント開催時の土日祝日等を中心に運行させるものとする。（別紙－37「園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等」参照。）なお、詳細な運行日については、調査職員等と協議し、決定するものとする。

３．事業者は、荒天その他管理上の観点から運行が適当でないと判断できる場合は、運行を中止する等、適切な措置を講ずるものとする。

第６４条 運行ルート

１．園内循環バスの運行ルートは、別添－31「園内循環バス及び無料シャトルバス運行ルート」に示すとおりとし、原則として、乗降場は、中央駐車場、自然生態園、希望の丘展望台及び北駐車場の４箇所とするが、詳細な運行ルートについては、調査職員等と協議し、決定するものとする。

２．園内循環バスの運行間隔は、20～30 分程度とする。（別紙－37「園内循環バス及び無料シャトル

バスの運行日等」参照。）なお、詳細な運行時間については、調査職員等と協議し、決定するものとする。

3．無料シャトルバスの運行ルートは、別添－31「園内循環バス及び無料シャトルバス運行ルート」に示すとおりとし、乗降場は、中央駐車場、JR 琴平駅前及び琴電琴平駅前の３箇所とする。

4．無料シャトルバスの運行間隔は、30 分～１時間程度とする。（別紙－37「園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等」参照）なお、詳細な運行時間については、調査職員等と協議し、決定するものとする。

5．事業者は、繁忙日においては、調査職員等と協議の上、運行ルート、運行時間の変更を行うなどの対応を行うものとする。

第６５条 車両点検

事業者は、四国地方整備局が提供する車両（園内循環バス、無料シャトルバス等）について、道路車両運送法に基づき、日常点検、定期点検を行うものとする。

第６６条 園内循環バスにおける利用指導等

1．事業者は、園内循環バスの利用者に対して次の各号に定める事項を遵守するよう指導するものとする。

1）運転手等の安全指示に従うこと。

2）運転に支障を及ぼす恐れのある行為を行わないこと。

3）他の公園利用者に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

4）強度の酒気を帯びていると判断できる状態で乗車しないこと。

5）子供（６歳未満）が単独で乗車しないこと。

6）危険物を所持して乗車しないこと。

2．事業者は、運行中に公園利用者に対して園内の施設等に関する情報提供等を行うものとする。

3．事業者は、始業前に乗車する車両の清掃を行うとともに、運転手の身だしなみを確認し、公園利用者に不快感を与えないよう努めるものとする。

第６７条 緊急時対応

事業者は、次の各号に該当するときは、運行を一時中止、変更又は休止するものとし、調査職員等に報告するものとする。なお、運行の一時中止、変更又は休止する際には公園利用者に的確に告知するものとする。

1）地震、台風、大雨、大雪等大規模な自然災害や悪天候のため、運行に危険が予想されるとき。

2）公園利用者が多く、運行コースにおいて運行が困難と認められるとき。

3）事故又は故障等により運転不能のとき。

4）緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

5）その他四国地方整備局の指示があったとき。

第６８条 事故対応

事業者は、園内循環バス及び無料シャトルバスの運行中に事故が発生した場合は、必要な応急措置等を行うとともに、速やかに調査職員等に報告するものとする。

第６章 自然生態園・さぬきの森

第６９条 管理水準

事業者は、自然生態園・さぬきの森において、里山の文化や自然環境を理解するための情報・学習プログラム等の提供及びボランティア等と連携した貴重種や逆様池の水生植物等を含む里山環境の保全を行い、自然生態園に対する公園利用者の評価が向上するように努めるものとする。

第７０条 年間活動計画の作成

事業者は、調査職員等と協議の上、自然生態園・さぬきの森全体の年間活動計画を作成するものとする。

第７１条 利用指導

１．事業者は、自然生態園・さぬきの森を利用する公園利用者に対して、ペットの持ち込み及び動物への餌やりの禁止等の利用指導を行うものとする。

２．事業者は、公園利用者に対して、動植物の盗掘等による持ち出し禁止の注意を行うとともに、当該持ち出しがないように監視するものとする。

３．事業者は、入園を制限するエリアに入園する者に対して、入退園の受付と、入園証の発行、ゲート鍵の貸出・管理を行うとともに、持ち込む物品を最小限とするように指導を行うものとする。

４．事業者は、多目的広場の駐車場に駐車を許可されていない車両が立入らないように監視するものとする。

第７２条 展示

事業者は、自然生態展示館において、四季を通じた里山の紹介や伝承技術の体験等を目的とした展示を行うものとする。

第７３条 ガイドウォーク

事業者は、ボランティアと連携し、園内の見頃の植物等を紹介・案内するガイドウォークを行うものとする。

第７４条 樹林体験教室及び樹林整備技術者養成の研修会の実施

事業者はボランティアと連携し、刈払機、チェーンソーの技能講習を含めた樹林体験教室及び樹林整備技術者養成の研修会を行うものとする。

第７５条 情報発信

事業者は、自然生態園・さぬきの森のマップ、活動内容を紹介する広報誌等を作成し、園内で配布するものとする。

第７６条 ボランティア育成・管理

事業者は、ボランティアの知識及び作業能力の向上等を目的とした講習会を開催するとともに、活動日の調整等、ボランティアの育成・管理を行うものとする。また、ボランティアを養成する講習会を継続的に開催することで安定した体制の確保を図るものとする。

第７７条 植物管理の補助

１．事業者は、自然生態園・さぬきの森のボランティアによる除伐、下草刈りの林地管理の実施に当たり、生息する動植物に配慮した管理が行われるよう補助するものとする。

２．事業者は、逆様池のジュンサイ等の間引きの実施に当たり、実施時期、実施方法等について助言を行うものとする。

第７８条 工作物設置への助言

１．事業者は、ボランティアにより遊具等の工作物が設置される場合は、事前に公園利用者の安全確保、工作物の点検及び修繕を行う上での留意点等について助言するものとする。

２．本業務の実施期間中に新たに設置される工作物等への対応は、四国地方整備局と協議の上、決定する。

第７９条 水田管理

事業者は、水田において、古代米等の栽培（苗代づくり、田植え、稲刈り、脱穀・もみすり等）を不耕起栽培により行うものとする。なお、作業の実施については、インタープリターボランティアと協働で行うとともに、関連するイベントとの連携に留意した管理を行なうものとする。

第８０条 動物飼育

１．　事業者は、別添－33「管理動物一覧」に示す管理対象である動物に対して、習性、生理・生態等を理解し、かつ愛情を持って飼養し、健康な動物本来の姿を本公園にふさわしいかたちで展示するものとする。

２．事業者は、飼育にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

１）飼育動物は常に清潔に保つものとする。

２）飼育動物の体調が悪化した場合は調査職員等に連絡し、必要に応じて獣医師の診察を受けるものとする。

３．事業者は、飼育場内の清掃を開園日にあっては原則として毎日行い、休園日にあっては適宜行うものとする。また、通路及び飼育場の清掃を適時行ない、公園利用者が不快にならないよう配慮するものとする。

４．事業者は、飼育場内で発生した動物し尿等の塵芥汚物等について衛生管理に注意し、調査職員等の指示に従い、処理するものとする。

５．口蹄疫等の家畜伝染病発生時には、関係機関の指導に基づき、適切な防疫対策を実施するものとする。

第８１条 作成書類

事業者は、下表に掲げる書類を作成し、調査職員等に提出するものとする。

書類名	提出期限
管理業務日誌	翌月 10 日
維持管理業務執行状況報告書	翌月 10 日
動物飼育記録	翌月 10 日

第８２条 その他

１．事業者は、必要に応じて、ウサギの爪きり、ヤギの除角を行うものとする。

２．事業者は、原則年２回以上、飼育場の消毒を行うものとする。

３．寿命又は管理者に責のない事故等での飼育動物の死亡については、事業者の責務に帰さないものとする。

別紙－７

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
個別仕様書

【施設・設備維持管理業務】

平成２７年７月

目　次

第１編 総則 1
第１条 適用 1
第２条 事業者の責務 1
第３条 基本事項 1
第４条 安全管理等 1
第５条 作業時間 1
第６条 事業者の過失による管理を許可した業務の対象施設等の事故、破損等 1
第７条 維持修繕 2
第８条 費用の負担区分 2
第９条 緊急対応 2
第１０条 作成書類 3
第２編 建物維持管理修繕等 4
第１１条 管理水準 4
第１２条 管理棟修繕等 4
第１３条 休憩所等修繕等 4
第１４条 車庫・倉庫等修繕等 4
第１５条 便所修繕等 4
第１６条 建物維持その他修繕等 4
第３編 建物設備維持修繕等 5
第１７条 管理水準 5
第１８条 空調設備維持修繕等 5
第１９条 消防設備維持修繕等 5
第２０条 建物設備その他修繕等 5
第４編 園路広場等維持修繕等 6
第２１条 管理水準 6
第２２条 園路広場等維持修繕等 6
第５編 遊具維持管理等 7
第１章 共通事項 7
第２３条 管理水準 7
第２４条 基本事項 7
第２５条 点検対象 7
第２６条 管理項目 8
第２７条 用語の定義 8
第２８条 点検の範囲 8
第２９条 点検体制 8
第３０条 作成書類 9
第２章 定期点検 10
第３１条 定期点検 10
第３章 精密点検 10

第３２条 精密点検 10
第４章 臨時点検 10
第３３条 臨時点検 10
第６編 その他維持修繕等 11
第３４条 管理水準 11
第３５条 その他修繕等 11
第７編 電気設備維持修繕等 12
第３６条 管理水準 12
第３７条 電気設備維持修繕等 12
第８編 汚水・排水施設維持修繕等 13
第３８条 管理水準 13
第３９条 汚水・排水施設維持修繕等 13
第９編 給水施設維持修繕等 14
第４０条 管理水準 14
第４１条 給水施設維持修繕等 14
第１０編 水景施設水質管理等 15
第４２条 管理水準 15
第４３条 水景施設保守点検等 15
第１１編 その他設備維持修繕等 16
第４４条 管理水準 16
第４５条 放送設備維持修繕等 16
第４６条 電話設備維持修繕等 16
第４７条 リサイクルセンター維持修繕等 16
第４８条 展示設備維持修繕等 16
第４９条 設備維持その他修繕等 16
第１２編 園内清掃、公園内建物清掃等 17
第１章 基本事項 17
第５０条 管理水準 17
第５１条 対象施設 17
第５２条 作成書類 17
第２章 清掃 18
第５３条 建築物、施設等清掃 18
第５４条 便所清掃 18
第５５条 工作物清掃 19
第５６条 ごみ回収運搬工 20
第５７条 除雪等 20
第５８条 産業廃棄物処理 20
第５９条 雑作業等 20

第１編 総則

第１条 適用

本個別仕様書は、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務のうち、施設・設備維持管理業務に適用するものとする。

第２条 事業者の責務

事業者は、公園における施設・設備維持管理業務の特性を踏まえ、別紙－5「共通仕様書」、本公園の設計図書、気象条件や土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、実施にあたるものとする。

第３条 基本事項

１．施設・設備維持管理業務は、施設・設備維持管理を総括する業務責任者の責任のもと実施するものとする。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。

３．事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施することとする。

４．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、弾力的に配置するものとする。

５．事業者は、公園利用者に対して管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第４条 安全管理等

１．事業者は、作業を行う場合には、必要に応じ作業区域をセーフティーコーン、コーンバー、パリッカーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するとともに、利用者の利用にできるだけ支障を与えないよう配慮するものとする。

２．事業者は、施工中園内の施設工作物、機器及び樹木等を破損しない様に養生を行う等、注意するものとする。

３．事業者は、管理する施設、設備及び備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員等に報告すること。

４．作業終了後は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行うものとする。

第５条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第６条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理するものとする。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員等に報告すること。

第７条 維持修繕

各施設・設備の破損箇所の小規模な修繕等は事業者が行うが、法定点検及び下記事項以外の大規模な修繕等は四国地方整備局において行う。詳細は調査職員等との協議による。

1）事業者の責めに帰すべき事由による場合。（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合を含む）

2）修繕にかかる費用が１件あたり１００万円を超えない場合かつ年間修繕費用 1523.8 万円（税抜き）【平成 28～30 年度】、1269.8 万円（税抜き）【平成 31 年度分】を超えない場合。（前項の場合を除く）

（別紙－21「建物・工作物に係る修繕履歴」参照。）

第８条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、前条の年間修繕費用に含まれない。

1）点検・保守（注油に必要な油脂類）

2）清掃（必要なウエス・洗剤等）

3）開閉園準備等

第９条 緊急対応

事業者は、各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与えると判断した場合は、すみやかに修繕等を行い、その結果を書面にて調査職員等に報告するものとする。

第１０条 作成書類

事業者は、表１の調査職員等が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等については、別紙－5「共通仕様書」第 15 条で示す書類のほか、表 2 に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出すること。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。

表１　書類作成が必要な建築物等

	名称		名称
1	調査職員等が指示する主要な建築物	9	水景施設
2	調査職員等が指示する主要な建築設備	10	水循環施設
3	調査職員等が指示する園路広場・舗装・階段	11	放送設備
4	調査職員等が指示するサイン・ファニチャー	12	電話設備
5	調査職員等が指示する手摺・柵	13	リサイクルセンター
6	調査職員等が指示するその他工作物	14	展示設備
7	汚水・排水施設	15	その他調査職員等が指示する設備等
8	給水施設		―

表２　書類作成

書類名	提出先	作成期限
作業計画書（工程表含む）	調査職員等	各作業着手前迄
業務打合簿	調査職員等	打合せ毎に終了後 3 日以内
点検結果報告及び施工図書	調査職員等	点検後・施工後、7 日以内
作業記録写真 （原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう整理して提出する。また指示事項についてはその都度撮影する。）	調査職員等	施工後、7 日以内
適合確認検査簿（水景施設のみ）	調査職員等	業務終了後 7 日以内
その他調査職員等が指示する書類	調査職員等	指示に従う

第２編 建物維持管理修繕等

第１１条 管理水準

事業者は、建物の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第１２条 管理棟修繕等

事業者は、ゲート事務棟、ビジターセンター、料金徴収所、体験学習館、総合センター（別添－5「総合センター図」に示す事業者使用区域のみ)、自然生態展示館、北案内所、自然生態展示館等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うものとする。(別添－35「建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

１）外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行うものとする。

２）自動ドアについては、「建築保全業務共通仕様書」に基づき保守点検を実施するものとする。

第１３条 休憩所等修繕等

事業者は、休憩所、パーゴラ、四阿等について、日常、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。(別添－35「建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

第１４条 車庫・倉庫等修繕等

事業者は、車庫、作業所及び倉庫について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。(別添－35「建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

第１５条 便所修繕等

事業者は、園内の便所について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。また、冬季は、必要に応じて凍結防止措置を実施し、配管及び衛生器具の機能維持に努めるものとする。(別添－35「建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

第１６条 建物維持その他修繕等

事業者は、建物の維持修繕において、前４条に該当しないものについて、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。(別添－35「建物に係る点検整備（位置図)」参照。)

第３編 建物設備維持修繕等

第１７条 管理水準

事業者は、建物設備の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第１８条 空調設備維持修繕等

事業者は、園内の建物内に設置されている空調設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。また、「建築保全業務共通仕様書」に基づき、点検を行うものとする。（別添－35「建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第１９条 消防設備維持修繕等

事業者は、園内の建物内に設置されている消防設備について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。（別添－35「建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第２０条 建物設備その他修繕等

事業者は、建物設備の維持修繕において、映像設備等前２条に該当しないものについて、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。（別添－35「建物に係る点検整備（位置図）」参照。）

第４編 園路広場等維持修繕等

第２１条 管理水準

事業者は、園路広場、舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第２２条 園路広場等維持修繕等

事業者は、園路広場、舗装、階段、サイン・ファニチャー、手摺・柵等について、日常、適宜巡回点検し、腐敗及び破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

第５編 遊具維持管理等

第１章 共通事項

第２３条 管理水準

事業者は、遊具について、劣化の進行や(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA－S：2014（以下「JPFA－S：2014」という。)」の不適合によるハザードを早期に発見し、遊具による事故を予防するものとともに、適切な運営維持管理業務につなげるよう点検を行うこと。

点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。

なお、幼児や児童が遊具の利用者であることから、点検に当たっては次の各号に掲げる事項に特に配慮して行うものとする。

１）安全性の確保。

２）機能の保持。

３）美観に配慮した形姿の維持。

第２４条 基本事項

１．事業者は、作業時の安全管理を徹底し、作業中であることを掲示するなど、公園利用者が利用しないよう十分な安全対策を講ずるものとする。

２.事業者は、点検により確認された破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うものとする。

３．定期点検等で不良と判断された場合は、速やかに調査職員等へ報告すること。

４．事業者は、点検により使用禁止が妥当と判断される異常が発見された場合、又はそのおそれがある場合には、作業計画書の手順に従い、ロープ、ネット等で使用できないように処置するとともに、使用禁止表示を行い、事故が起きないように安全対策を実施する。あわせて、調査職員等に速やかに連絡するものとする。

５．作業に当たる者は、作業に適した服装とする。また、「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技士」の資格を有する者は、携帯用認定証を携帯して従事するものとする。

６．点検業務に必要な工具、測定機器等は事業者の負担とする。

７．本仕様書に記載されていない事項については、「JPFA－S：2014」を参考にすること。

第２５条 点検対象

点検対象遊具は、次の表のとおりとする。

名称
大型複合遊具（エックススライダー）
ネット遊具（大型ネット式ジャングルジム）
すり鉢状のトランポリン（アリ地獄）
クライミングウォール
オートキャンプ場複合遊具
滑り台（希望の丘）
ふわふわ遊具
健康遊具（ハイジャンプ、ジャンプリターン、ストレッチウォール、昇降ステップ、昇降スロープ、アスレチックベンチ、ジャンピング、アスレチックバー、段々登り、平均台、丸太渡り、丸太ステップ、ストレッチチェアー、ストレッチポール）

第２６条 管理項目

遊具維持修繕工では、対象施設に対し、下記の管理を行う。

１） 定期点検（基準診断を含む。）

２） 精密点検

３） 臨時点検

第２７条 用語の定義

本章に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「点検責任者」とは、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」又は調査職員等が同等と認めた者をいう。なお、「点検責任者」は、「点検担当者」以上の経験、知識及び技能を有する者とする。

２）「点検担当者」は、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」又は調査職員等が同等と認めた者をいう。

３）前２号に定める「同等と認めた者」とは、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績等から同等の知識と技術、管理能力等があると調査職員等が認めた者をいう。

４）「作業」とは、本章で定める遊具の点検業務をいう。

５）「劣化」とは、物理的、化学的及び生物的要因により性能が低下することをいう。ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。

６）「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士等が一定期間ごとに摩耗状況や変形ならびに経年変化等について点検する「劣化診断」と、「JPFA－S：2014」に基づき遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。

７）「精密点検」とは、公園管理者から委託された専門技術者が詳細に行う点検のことである。

８）「臨時点検」とは、災害発生時などに臨時に行う点検のことである。

９）「SP 表示認定企業」とは、「JPFA－S：2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検及び修繕を行い、かつ(一社)日本公園施設業協会が定めた規格「S：2008QMS－SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると(一社)日本公園施設業協会に認定された企業をいう。

10）「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検及び修繕した遊具が、「JPFA－S：2014」に合致したと認められた時に、安全の確保が維持されていることを示すために、「SP 表示認定企業」が貼付することができるシールをいう。

第２８条 点検の範囲

点検とは、遊具の形状を調査し、「JPFA－S：2014」に基づく規準診断等を行い、報告書を作成するまでの一連の行為をいう。

第２９条 点検体制

１．事業者は、遊具の点検体制を確立し、品質、工程、安全、法令遵守等の管理を行うものとする。

２．事業者は、点検責任者を定め調査職員等に届け出るものとする。また、点検責任者を変更した場合も同様とする。

第３０条 作成書類

事業者は、下表に掲げる書類を作成し、調査職員等に提出するものとする。

書類名	内容
作業計画書	・ 定期・精密・臨時点検の実施時に、業務計画書に基づく作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、点検責任者名、点検担当者名、安全管理者等を具体的に定めた点検に関する作業計画書を作業前に作成して調査職員等の承諾を受けるものとする。 ・ 点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱と処置方法、連絡手順についても記載する。
写真帳	・ 客観的な判断材料として、必要に応じて遊具の劣化又は破損状況、基準の適合状況を写真に記録する。 ・ 定期・精密・臨時点検の実施前及び実施状況(規準点検状況・劣化点検状況)を「JPFA－S：2014」に基づき写真に記録するとともに、下に示す点検表及び定期・精密・臨時点検記録簿と照合できるよう、定期点検及び精密点検の実施後、速やかに写真帳に整理する。
日常点検表	・ 点検巡視実施後（別紙―6「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務仕様書第 50 条 点検巡視）参照。）速やかに作成し、遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、保管する。 ・ 点検表の様式は、「JPFA－S：2014」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（国土交通省）等を参考に、調査職員等と協議の上、事業者が作成する。
定期・精密・臨時点検記録簿 ・定期点検総括表 ・定期点検表 ・特別定期点検表	・ 定期・精密・臨時点検実施後に、JPFA－S：2014 に基づく「定期点検総括表」、「定期点検表」及び「特別定期点検表」を速やかに作成し、遊具の経年変化に伴う劣化状況を把握するため、各点検表を精査した上で、保管する。 ・ 点検表の様式は、「JPFA－S：2014」や「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第 2 版）」（国土交通省）等を参考に、調査職員等と協議の上、事業者が作成する。
遊具履歴書	・ 遊具の点検の実施状況、点検結果、修理・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の運営維持管理上必要な事項を遊具ごとに定期的に記載し、履歴として保管する。
その他調査職員等が指示する書類	・ 指示に従う

第２章　定期点検

第３１条 定期点検

１.定期点検の作業は、専門の有資格者が自ら行うか、又は専門の有資格者が作業者を指導して行う。

２．定期点検は、日常点検や点検巡視と十分に連携をとり、実施すること。（別紙―6「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務仕様書　第 50 条 点検巡視）参照。）

３．事業者は、定期点検を年１回実施するものとする。

４．定期点検を行う場合には、あらかじめ、調査職員等から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、遊具履歴書等の資料を入手し、点検の参考とする。

５．点検を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。

６．事業者は、定期点検の中で計測を行う必要がある場合には、JIS 認定の測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の JPFA 検査器具、JPFA 肉厚測定器、JPFA 落下衝撃測定器等を使用するものとする。

７．定期点検にあっては点検担当者、点検表に基づく判定にあっては点検責任者が行うものとし、職務を兼ねることはできない。

８．点検責任者は、「劣化診断」による劣化判定と「基準診断」によるハザードレベルを組み合わせた総合的な機能の判定を行うものとする。なお、判定基準については、事前に調査職員等と協議するものとする。

９．事業者は、点検終了後、「合格」と判断された遊具のうち、「SP 点検済シール」を貼付出来る遊具には、調査職員等の承諾を受けて、点検者名及び点検年月を明記して添付するものとする。

第３章　精密点検

第３２条 精密点検

点検巡視や定期点検時にハザードと思われるものが発見され、特に、精度の高い診断が必要な時に専門技術者が行う。

第４章　臨時点検

第３３条 臨時点検

事業者は、台風、豪雨等の異常気象又は震度 5 弱以上の地震発生により、遊具に異常箇所が生じるおそれのある場合は、遊具及び遊具の周辺状況について、必要に応じて臨時的に点検を行うものとする。また、遊具の利用者が怪我をした場合、又は他公園において類似遊具等で事故があった場合も速やかに点検を行うものとする。

第６編 その他維持修繕等

第３４条 管理水準

事業者は、遊具以外の公園内工作物について、点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第３５条 その他修繕等

事業者は、遊具以外の公園内工作物について、必要に応じて適宜巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行うものとする。

第７編 電気設備維持修繕等

第３６条 管理水準

事業者は、本公園の全施設の使用電力量の計測、電気設備の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第３７条 電気設備維持修繕等

１．事業者は、月１回、園内全施設の電気メーターの計測を行い、電気メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を算定した算定表を翌月の月初めに速やかに作成し、調査職員等に報告するものとする。

２．事業者は、分電盤、配電盤等について、目視、触手及び聴音による点検並びに計器による設備の運転状況の把握を行う。

３．事業者は、点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うものとする。

４．事業者は、落雷があった場合には、翌日の開園までに電気設備の巡回点検を行うものとする。

５．事業者は、休園日に電気設備の異常が発生した場合は、法定点検の受託者等と連携して、適切な措置を講ずるものとする。

６．上記２項～５項に示す点検や修繕等を行った場合は、その結果を取りまとめ調査職員等に報告するものとする。

第８編 汚水・排水施設維持修繕等

第３８条 管理水準

事業者は、汚水・排水施設の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第３９条 汚水・排水施設維持修繕等

１．事業者は、日常、適宜巡回点検し、操作盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

２．事業者は、台風及び大雨が予想される場合は、巡回点検を行うとともに適切な対策を講ずるものとする。

３．事業者は、繁忙日において、汚水・排水施設の稼動状況を確認するとともに必要に応じて汚水・排水施設の処理能力に沿った調整を行うものとする。

第９編 給水施設維持修繕等

第４０条 管理水準

１．事業者は、本公園の全施設の使用水量の計測、給水施設の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持する。また、「水質基準に関する省令」に基づき、次の表に示す水質を保つよう管理を行うものとする。

項目	基準値
ｐＨ値	5.8以上8.6以下
臭気	異常でないこと
味	異常でないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下
銅及びその化合物	1.0mg/L以下
鉄及びその化合物	0.3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下
濁度	2度以下
色度	5度以下
一般細菌	100cfu/ｍｌ以下
大腸菌	検出されないこと

２．事業者は、年に４回、調査職員等が指示する２箇所で水質検査を実施するものとする。実施時期、実施場所については調査職員等と協議の上決定する。

第４１条 給水施設維持修繕等

１．事業者は、受水槽、水道メーター、水道管、仕切弁等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行うものとする。

２．事業者は、1 日 2 回（開園前及び閉園後に各 1 回）、公園内全施設の本管の水道メーターの計測を行うとともに、水道事業者の検針後速やかに水道メーター検針結果の集計表及び負担金額割合を示した算定表を作成し、調査職員等に報告するものとする。

３．事業者は、点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行うものとする。

４．事業者は、冬季の給水施設の凍結による断水及び器具の破損を防止するため、必要に応じて、水抜き等の凍結防止作業並びに一部の水飲み場及び手洗い場の閉栓作業を行うものとする。

５．事業者は、使用水量が多くなることが予想されるときは、使用水量の調整等、機能を維持するための適切な措置を講ずるものとする。

６．上記１項及び３項に示す点検や修繕等を行った場合は、その結果を取りまとめ調査職員等に報告するものとする。

第１０編 水景施設水質管理等

第４２条 管理水準

事業者は、水景施設の点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。また、ドラ夢の泉については、「遊泳用プールの衛生基準について」に基づき、供用期間である７月と８月は次の表の水質を保つものとする。

項目	基準値	測定回数
水素イオン濃度	ｐＨ値 5.8 以上 8.6 以下	毎月１回以上
濁度	2 度以下	
過マンガン酸カリウム消費量	12ｍｇ/L 以下	
大腸菌群	検出されないこと	
一般細菌	200cfu/ml 以下	
遊離残留塩素濃度	0.4ｍｇ/L 以上（1.0ｍｇ/L 以下が望ましい）	毎日、午前中１回以上、午後２回以上
総トリハロメタン	0.2ｍｇ/L 以下が望ましい	毎年１回以上

※利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

第４３条 水景施設保守点検等

１．事業者は、運転前及び運転中に、電気系統、バルブの開閉、水位及び異音の確認等の点検を行う。

２．事業者は、点検結果を点検報告書として取りまとめ、調査職員等に報告するものとする。

３．事業者は、水質検査の結果、残留塩素濃度が基準値を下回る場合は、固形塩素剤を投入するなど、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

４．事業者は、香川県中讃保健福祉事務所の水質検査等が実施されるときは、協力するものとする。

５．事業者は、昇竜の滝、ドラ夢の泉のポンプ設備については、年２回、稼動時に専門技術者による点検を行うものとする。

第１１編 その他設備維持修繕等

第４４条 管理水準

事業者は、本公園の水循環施設、放送設備、電話設備、リサイクルセンター、展示設備等について、点検を行うとともに軽微な修繕を実施し、機能を常に安全かつ良好に維持するものとする。

第４５条 放送設備維持修繕等

事業者は、園内の放送設備、スピーカー及び配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を原則年１回行うものとする。

第４６条 電話設備維持修繕等

事業者は、園内の電話設備及び配線等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

第４７条 リサイクルセンター維持修繕等

事業者は、リサイクルプラント機械等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

第４８条 展示設備維持修繕等

事業者は、音声ガイドシステム等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

第４９条 設備維持その他修繕等

事業者は、その他設備において、園内の照明等前４条に該当しないものについて、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は消耗部品の補充を適切に行うものとする。

第１２編 園内清掃、公園内建物清掃等

第１章 基本事項

第５０条 管理水準

事業者は、本公園の利用状況に応じた公園施設の清掃を行い、本公園を快適な環境に保持し、常に清潔を保ち、本公園全体の公園利用者の評価が向上するように努めるものとする。また、そのために、事業者は、作業内容、作業場所等について十分に検討するものとする。

第５１条 対象施設

対象区域は全園を区域とする。ただし、（収益施設運営規定書第３条に定める）収益施設は除く。（別紙－39「清掃場所、配置人員等」参照。）

・建築物、施設等
・便所
・工作物
・池・水遊び場等
・園路・広場の舗装部

第５２条 作成書類

事業者は、調査職員等が指示する清掃等について、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出するものとする。

書類名	提出先	作成期限
作業計画書（工程表含む）	調査職員等	年度当初迄
業務打合簿	調査職員等	打合せ毎に終了後３日以内
作業実施報告	調査職員等	翌月１０日
作業記録写真 （調査職員等による指示事項について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう整理して提出する。また特別な指示事項についてはその指示に従い撮影する。）	調査職員等	翌月１０日
その他調査職員等が指示する書類	調査職員等	指示に従う

第２章 清掃

第５３条 建築物、施設等清掃

１．日常清掃

１）事業者は、壁、床、扉、窓、柱、ベンチ、机、イス等の掃き掃除及び拭き掃除を行い、公園利用者に不快感を与えないよう清潔に保つとともに、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとする。

２）事業者は、くもの巣、ハチの巣、ガムのかす等を速やかに取り除くものとする。

３）事業者は、天井、照明器具、展示物等を必要に応じ清掃するものとする。

４）清掃箇所及び実施頻度は、次の表のとおりとする。

清掃箇所	実施頻度	
中央広場ゲート事務棟、西口料金徴収員詰所、西口園路料金徴収所、ビジターセンター、バス乗務員休憩所、便所棟Ａ休憩所、便所棟Ｂ休憩所、北口園路料金所、北口料金徴収員詰所、北口園路警備員詰所、総合センター、自然生態園、健康ゾーン案内棟	土・日・祝日；1 回／日 平日；1 回／週	以上
まんのう竹風庵茶室、まんのう竹風庵工房、ドラ夢の家、体験学習館、センターハウス	土・日・祝日；1 回／日	以上

２．定期清掃

１）事業者は、床面シートの清掃（ポリッシャー又はスチーム洗浄後のスクイージーによる汚水除去、水モップによる拭き上げ、ワックス塗布、拭き上げ等）のほか、タイル、ジュータン、窓、網戸等を対象とした室内清掃を行うものとする。

２）事業者は、屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去するものとする。

３）事業者は、建物の周りに堆積した落ち葉及び枯れ枝を除去するものとする。

４）事業者は、外壁、軒下、扉、窓等の汚れを除去するものとする。

５）事業者は、作業時間の決定については、調査職員等の指示に従う。なお、開園時間に作業を行う場合には、必ず調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。

６）実施頻度は原則年１回以上とする。

第５４条 便所清掃

１．日常清掃

１）事業者は、便所の利用者の利便性に配慮した清掃を行うものとする。

２）事業者は、衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、天井、床、ブース、扉、窓、その他建具、鏡、照明器具等を適切な方法で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等は速やかに対応するものとする。

３）事業者は、トイレットペーパー及び石鹸水が絶えないように補充するものとする。

４）事業者は、汚物入れの清掃等を行うものとする。

５）清掃箇所は、園内の便所を対象とする。

６）実施頻度は次の表のとおりとする。

実施頻度	
土・日・祝日；1 回／日	以上
平日；1 回／週	

2．定期清掃

1）事業者は、屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去するものとする。

2）事業者は、建物の周りに堆積した落ち葉及び枯れ枝を除去するものとする。

3）事業者は、衛生器具(便器、手洗い器等)、壁、軒下、天井、床、ブース、扉、窓、鏡、照明器具等の汚れを除去するものとする。

4）作業時間は業務責任者の判断による。なお、開園時間に行う場合には、必ず調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。

5）実施頻度等は原則年 1 回以上とする。

3．事業者は、大規模な行催事の開催等により、ごみの発生量の増加が見込まれる箇所については、必要に応じて当該箇所の清掃を行うものとする。

第５５条 工作物清掃

1．日常清掃

1）事業者は、拾い清掃による紙くず、空き缶等の除去及び掃き掃除による土ぼこり、落ち葉等の除去により、園路（園地・植栽含む)、側溝、遊具等の工作物を清潔な状態に保つものとする。

2）事業者は、U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった落ち葉、土砂等を除去するものとする。

3）事業者は、公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れ、コケ、鳥の糞が無いよう水拭き等の清掃を行うとともに、ささくれ、がたつき等の危険箇所について確認を行うものとする。

4）事業者は、自然生態園におけるシャワー室、倉庫の清掃を適宜実施するものとする。

5）事業者は、ごみ箱、喫煙場所の吸殻等の清掃を随時行うものとする。

6）事業者は、池等の水面のごみ、落ち葉、藻等を網等で随時除去するものとする。

7）事業者は、外灯、時計等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行うものとする。

8）事業者は、大規模な行催事の開催等により、ごみの発生量の増加が見込まれる箇所については、必要に応じて、当該箇所の清掃を行うものとする。

9）清掃の対象区域は全園とする。ただし、別紙―3「収益施設一覧」に示す収益施設は除くものとする。

10）実施頻度は原則 1 回／日以上とする。

2．定期清掃（池・水遊び場等の洗浄）

1）事業者は、ポンプを停止し池部の排水を行った後、ごみ類、夾雑物、汚泥等を除去し、池の底部、側面部、景石等の高圧洗浄機を使用した洗浄作業及びブラッシングを行うものとする。

2）事業者は、底部、側面部、景石等のごみ類、夾雑物、汚泥等を所定箇所へ処理した後、池部への給水及びポンプを始動するものとする。

3）清掃箇所、実施内容及び実施頻度等は次の表のとおりとする。

清掃箇所	実施頻度	
昇竜の滝	２回／年	以上
ドラ夢の泉	２回／年	
青竜の谷	１回／年	

3．定期清掃（園路・広場の舗装部等の洗浄）

1）事業者は、藻、土砂等による汚れが顕著な部分について、高圧洗浄機を使用した洗浄作業を行うものとする。

2）事業者は、園路、広場、排水桝及び排水溝の土砂等を除去するものとする。

3）事業者は、腐食・破損したテーブル、ベンチ等を撤去するものとする。

4）清掃実施内容及び実施頻度等は次の表のとおりとする。

清掃内容	実施頻度	
高圧洗浄機清掃	１回／年	以上

4．事業者は、大規模な行催事の開催等により、ごみの発生量の増加が見込まれる箇所については、必要に応じて、当該箇所の清掃を行うものとする。

5．作業時間は業務責任者の判断によるものとする。なお、開園時間に作業を行う場合には、調査職員等に報告し、その指示に従うものとする。

第５６条 ごみ回収運搬工

1．事業者は、軽トラックにより、ごみを園内各所のごみ箱から所定の集積箇所に運搬し、分別区分に従って分別するものとする。なお花見の時期等、大量のごみの発生が予想される場合は、事業者は臨時にごみ箱を設置するとともに、公園利用者に分別指導を行うなど、適切な措置を講ずるものとする。

2．ごみは、園路上の落ち葉及び枯れ枝も含むものとする。

3．ごみ運搬箇所については、別途調査職員等が指定するものとする。

第５７条 除雪等

1．事業者は、降雪時等に本公園の機能を維持するために、玄関周り、出入口周り、園路等において、除雪を行うものとする。

2．事業者は、除雪作業を円滑に実施できるよう通常時の施設の状態を把握し、路面、縁石等工作物に損傷を与えないようにするものとする。

第５８条 産業廃棄物処理

事業者は、排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従って、適正に処理するものとする。

第５９条 雑作業等

事業者は、使用機材等の改良・メンテナンス、使用車両の給油・メンテナンス、マムシ・スズメバチ・イノシシ等の対策その他業務責任者の判断による作業を行うものとする。

別紙－８

H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務
個別仕様書

【植物管理業務】

平成２７年７月

目　次

第１章 総則 1
第１条 適用 1
第２条 事業者の責務 1
第３条 作成書類 1
第４条 基本事項 1
第５条 安全管理等 2
第６条 作業時間 2
第２章 芝生管理 3
第７条 管理水準 3
第８条 芝刈工 3
第９条 芝生地除草工（人力除草） 4
第１０条 芝生施肥工 4
第１１条 芝生病虫害防除工（薬剤散布） 4
第１２条 芝生目土掛工 5
第１３条 芝生エアレーション工 5
第１４条 芝切工 5
第１５条 灌水工 5
第１６条 芝生補植工 5
第３章 中低木管理 6
第１７条 管理水準 6
第１８条 中低木剪定工 6
第１９条 ハギ刈取工 7
第２０条 中低木除草工 7
第２１条 中低木施肥工 7
第２２条 中低木病虫害防除工 8
第２３条 中低木灌水工 8
第２４条 中低木補植工 8
第４章 高木管理 9
第２５条 管理水準 9
第２６条 高木剪定工 9
第２７条 松仕立て物剪定工 10
第２８条 ヤゴ取り工 10
第２９条 高木施肥工 10
第３０条 高木支柱工 10
第３１条 高木病虫害防除工 11
第３２条 高木枯損木処分工 11
第３３条 高木灌水工 11
第５章 林地管理 12
第３４条 管理水準 12

第３５条 林地除草工 12
第３６条 低木伐採工（除伐） 12
第３７条 枯損木等処分工 12
第６章 草地管理 14
第３８条 管理水準 14
第３９条 草地除草工 14
第７章 花壇管理 15
第４０条 管理水準 15
第４１条 花壇植栽工 15
第４２条 花壇除草工 15
第４３条 花壇施肥工 15
第４４条 花壇巡回工（巡回作業） 15
第４５条 花壇病虫害防除工 15
第８章 花畑管理 16
第４６条 管理水準 16
第４７条 花畑耕運工 16
第４８条 花畑播種工 16
第４９条 花畑除草工 16
第５０条 花畑施肥工 16
第５１条 花畑病虫害防除工 16
第５２条 花畑刈払工 16
第５３条 花畑灌水工 17
第５４条 花畑巡回工 17
第９章 草花管理 18
第５５条 管理水準 18
第５６条 草花植栽工 18
第５７条 草花除草工 18
第５８条 草花刈込工 18
第５９条 草花施肥工 18
第６０条 草花病虫防除工 18
第６１条 草花巡回工 18
第１０章 特殊管理 20
第６２条 対象 20
第６３条 管理水準 20
第６４条 特殊堆肥工 20
第６５条 水生植物管理工 20
第１１章 その他雑工 21
第６６条 その他雑工 21

第１章 総則

第１条 適用

本個別仕様書は、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務のうち、植物管理業務に適用するものとする。

植物管理として、芝生管理、中低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理、特殊管理、その他雑工の 10 種の施工について、適用する。

第２条 事業者の責務

事業者は、施工にあたって、公園における植物管理業務の特性を踏まえ、別紙-5「共通仕様書」、本公園の設計図書、気象条件や土壌条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、目標とする管理水準を達成すべく、施工にあたるものとする。

第３条 作成書類

事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、調査職員等から提出依頼があった場合は、提出ものとする。ただし、提出期限が土曜日、日曜日及び祝日に該当する場合は、翌開庁日とし、契約完了年度の業務最終月の提出期限は契約完了日までとする。

業務報告書の作成に当たっては、作業日報を活用し、植物管理上の問題・課題や留意点、それら対処に当たって、工夫を要した内容について、後日確認できるように分かりやすく取りまとめるものとする。そのため、作業日報をデータとして蓄積・集計できるよう工夫ものとする。

表　作成書類

書類名	提出先	作成期限
業務打合簿	調査職員等	打合せ毎に終了後３日迄
出来形数量計算書	調査職員等	その都度、作成
出来形完成図	調査職員等	作業完了後 7 日迄
業務記録写真 （原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出する。また指示事項についてはその都度撮影する。）	調査職員等	作業完了後 7 日迄
その他調査職員等が指示する書類 （植物生育状況測定表、植物観察等記録表等）	調査職員等	指示に従う

第４条 基本事項

１．植物管理業務は、植物管理業務を総括する業務責任者の責任のもと実施することとする。

２．事業者は、本個別仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園利用者への快適なサービスに努めるとともに、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に管理運営を行うものとする。なお、次号に掲げる事項の他、本個別仕様書に記載のない事項又は本個別仕様書に疑義が生じたときは、その都度、調査職員等と協議するものとする。

１）植物について補植を要する事態が生じたとき。

２）既存木の移植又は伐採を行う必要が生じたとき。

3）公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

3．業務責任者は、公園内の植物を常に良好な状態とし、他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、実施するものとする。

4．管理体制人員は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況に基づき弾力的に配置するものとする。

5．企画提案により、当初の形状を変更した場合は、業務終了後に調査職員等と協議を行い、必要に応じて原状回復するものとする。（継続して契約した場合を除く。）

6．事業者は、公園利用者に対して、管理作業内容の情報を提供する必要が生じた場合には、作業場所において適切な説明看板類を掲示するものとする。

第５条 安全管理等

1．事業者は、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と枯枝の除去、及び、全ての作業実施時に作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。

2．事業者は、施工中園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。

第６条 作業時間

作業時間は、公園利用者の迷惑とならないように配慮し、決定すること。なお、開園時間内に作業を行う場合には、必要に応じて公園利用調整を行うこと。

第２章 芝生管理

第７条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす芝生管理を行うものとする。(別添－38「芝生管理区域図」参照。)

ランク	A	B	C
管理目標	主要な広場として利用価値が高く、運動や休養に用いられる芝生で、かつ修景性が高く、常に良好に管理すべき芝生地	広場や施設周り等のうち修景性が中程度で、良好に管理すべき芝生地	主要な広場として利用価値が高く、修景性は低いが良好に維持し管理すべき芝生地
管理水準			
芝刈高	3cm～5cm 以下に維持	3cm～5cm 以下に維持	5cm～7cm 以下に維持
雑草混入	可能な限り混入なし	可能な限り混入なし	一部混入容認
茎葉密生度	高い	高い	高いが、一部空隙あり
標準実施回数 （単位；回/年）			
芝刈(標準刈込回数)	6～8 回	4～6 回	3～4 回
対象地	芝生広場	エントランス広場、ドラ夢広場、お花見広場	親水広場 、飛竜池南休憩所周辺、風花の庭周辺、中央駐車場南、総合センター、まんのう竹風庵周辺、希望の丘展望台周辺、芝生広場（南築山、南花竜の道)、緑と石のヴィスタ東上、さぬきの森多目的広場

ランク	D	E
管理目標	主要な広場として利用される箇所であるが、修景性が低く、ある程度雑草の混入を容認する芝生地	修景性が低く､単一種を維持する最低限度の管理を行う芝生地
管理水準		
芝刈高	5cm～10cm 以下に維持	5cm～10cm 以下に維持
雑草混入	一部混入容認	一部混入容認
茎葉密生度	低く空隙あり	低く空隙あり
標準実施回数 （単位；回/年）		
芝刈(標準刈込回数)	3～4 回	1～3 回
対象地	西口料金徴収所ロータリー（中央、西)、青竜の谷（北岸、南岸)、竜の子ひろば、竜の子ひろばネット遊具周辺、昇竜の滝ゴヨウマツ植栽園、緑と石のヴィスタ西上、芝生広場築山南幹線園路沿い、北口園路（花畑控除)	中央駐車場旧北口園路入口、体験学習館周辺、西口料金徴収所、西口料金徴収詰所屋上、リサイクルセンター、まんのう竹風庵橋法面、芝生広場（北側)、飛竜池南園路沿い、サイクリングセンター幹線園路側、ビジターセンター屋上、案内所屋上、西口料金徴収所西側法面、自然生態観察園、多目的広場、北口園路横広場

第８条 芝刈工

１．芝生地内にある石、空き缶等障害物はあらかじめ取り除く。

２．事業者は、芝草の生育状況の確認を行い、前条の管理水準に示す芝刈高を維持するために、適切かつ効率的な芝刈の回数及び頻度を設定し、調査職員等と協議の上、芝刈を行うものとする。

３．事業者は、芝刈の施工に当たって、芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら及び刈残しのないように刈込みを行うものとする。

４．事業者は、寄植、施設等にほふく茎が侵入するおそれがある場合には、せん除するものとする。

５．事業者は、刈り取った後、刈芝を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理すると

ともに、刈り跡をきれいに清掃するものとする。

第９条 芝生地除草工（人力除草）

１．事業者は、芝草の生育状況の確認を行い、第７条の管理水準に示す雑草混入を目安として、適切かつ効率的な除草の回数及び頻度を設定し、調査職員等と協議の上、除草を行うものとする。

２．事業者は、除草の施工に当たって、芝生をいためるおそれがある場合には、除草器具等を用いて、根より丁寧に抜き取るものとする。

３．事業者は、抜き取った後、雑草を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理し、除草跡をきれいに清掃するものとする。

４．事業者は、除根後に穴を生じた場合には、必要に応じて目土（目砂）の充填を行うものとする。

第１０条 芝生施肥工

１．事業者は、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況を予測した上で、第７条の管理水準に示す茎葉密生度を目安として、適切かつ効率的な施肥の回数及び頻度を設定し、調査職員等と協議の上、施肥を行うものとする。

２．事業者は、過去の実績をふまえ、芝草の種類や芝生の利用状況等に応じた適切な施肥量を芝生面にむらのないように均一に散布するものとする。

３．事業者は、降雨直後等、葉面がぬれている場合には、原則として施肥を行わないものとする。

第１１条 芝生病虫害防除工（薬剤散布）

１．事業者は、病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず薬剤を散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規、香川県主要農作物病害虫・雑草防除指針、メーカーで定めている使用安全基準及び使用方法等を遵守し、人や動植物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における薬剤散布に止めるものとする。

２．事業者は、病虫害の発生に備え予防的な散布を要すると判断した場合には、速やかに調査職員等の承諾を得て、適切な処置を講ずるものとする。

３．事業者は、薬剤の散布作業に際しては、あらかじめ病虫害の特性に応じた最も効果的な散布方法及び風、日照、降雨等の天候条件を考慮した散布日を調査職員等と協議の上、決定し、これに基づき、散布作業を行うものとする。ただし、開園時間内に、散布は行わないものとする。

４．事業者は、薬剤や病虫害の種類等に応じて適切な濃度に希釈混合したものを、病虫被害部分を中心にむらなく散布するものとする。

５．事業者は、薬剤散布に当たっては、公園利用者や対象植物以外のものにかからないように、十分注意した上で、風上に背を向けて風下から散布を行うものとする。

６．事業者は、散布作業に当たっては、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、防止、メガネ、被服等を着用するものとする。

７．農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録するものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等）」参照。）

第１２条 芝生目土掛工

１．事業者は、芝草の生育適期に留意し、芝草の生育促進及び芝生地表面の不陸整正の効果が最大限に発揮されるように目土掛を行うものとする。

２．事業者は、目土を用いる場合には、植物の根、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けされた目土用土又は砂材を用いるものとする。また、土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように混合するものとする。

３．事業者は、芝生に目土をまいた後、とんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込むとともに、芝生面の不陸整正を行うものとする。

第１３条 芝生エアレーション工

１．事業者は、芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具又は機械により土壌が膨軟となるようにエアレーションを行うものとする。

２．施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断によるものとする。

３．芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くものとする。

第１４条 芝切工

１．事業者は、芝草の更新をうながすため、ほふく茎、根等を切断するとともに、茎葉の間の枯葉、枯茎（サッチ）等を除去するものとする。

２．事業者は、枯葉、枯茎等を除去した後、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、ブラッシング跡はきれいに清掃するものとする。

第１５条 灌水工

１．事業者は、芝草の生育状況等に応じた適切な灌水量を、既存の灌水設備、または必要に応じて散水車等を使用して芝生全面に行きわたるように散水するものとする。

２．施工の際は、入園者等に細心の注意を払うと同時に主要部分は開園時間外に対応するものとする。

第１６条 芝生補植工

１．事業者は、芝生の張替えに当たって、張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換又は耕耘した上で、沈下防止のために十分転圧し、表面排水できるよう不陸整正を行うものとする。

２．事業者は、張替え箇所において、張芝を周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧及び目土を行い、必要に応じて灌水するものとする。

第３章 中低木管理

第１７条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす中低木管理を行うものとする。（別添－39「中低木管理区域図」参照。）

ランク	A	B
管理目標	主に、花やその樹形等を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている中低木	主に、芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ中低木
目的	鑑賞	遮蔽・境界
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、剪定を設定する 枯損枝、支障枝等は撤去する。
標準実施回数（単位；回/年）		
剪定・刈込み	2回/年	1回/年
対象地	西口料金徴収所ロータリー西、西口料金徴収所ロータリー中央、緑と石のヴィスタ西、中央駐車場北側、中央駐車場北側法面、まんのう竹風庵周辺、水鳥池周辺、サークル道路2号線	西口料金徴収所周辺、西口料金徴収所西側、中央駐車場南サイクリングコース周辺、中央駐車場南環状道路沿い、中央駐車場旧北口園路入口、サイクリングセンター周辺、サイクリングセンター北園路、サイクリングセンター東幹線園路沿い、まんのう竹風庵中庭、竜の子ひろば北、ドラ夢の泉広場、北口園路、北口園路横広場、総合センター周辺、総合センター入口周辺、飛竜池東南アジサイ植栽地、バラ園アーチ横、サイクリングコース丸太小屋手前、西口料金ブース植込、北口料金ブース植込、

ランク	C
管理目標	主に、既存木及び法面等保全や緑を保持することが目的の中低木
目的	緑陰
管理水準	自然樹形とし、枯損枝、支障枝等は撤去する
標準実施回数（単位；回/年）	
剪定・刈込み	適宜
対象地	飛竜池南環状道路西口園路側、中央駐車場、中央駐車場南出口周辺、案内所裏、ビジターセンター裏、昇竜の滝上、風花の庭周辺、レストハウス竜の里スロープ、ビジターセンター、エックススライダー周辺、自然生態観察園、北駐車場付近、リサイクルセンター、北口園路法面、竜頭の森サイクリングコース入口、大型遊具～炭焼き小屋手前、体験学習館下、サイクリングコース2.1㎞地点付近、ハギ植栽地、自転車園路沿い生垣

※ 剪定・刈込み以外の工種については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行うものとする。

第１８条 中低木剪定工

１．一般事項

１）事業者は、中低木の生育状況の確認を行い、前条の管理水準を目安として、適切かつ効率的な刈込みの回数を設定し、調査職員等と協議の上、行うものとする。

２）事業者は、枝の密生した箇所の剪定に際しては、中すかしを行い、目標とする一定の形を十分考慮しつつ、樹形縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈込むものとする。

３）事業者は、裾枝の重要なもの刈り込みに際しては、上枝を強く、下枝を弱く刈込むものとする。また針葉樹林については、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じて十分注意しながら芽つみ等を行うものとする。

４）事業者は、数年の期間をおいて刈込みを実施する場合には、一度に刈込まず、複数回の刈込みを通して徐々に目標とする一定の形に仕立てていくものとする。

５）事業者は、花木類を刈込む場合には、花芽の分化時期と養生位置に注意して刈り込むものとす

る。

6）事業者は、剪定に当たって、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努めるものとする。

7）事業者は、公園の景観維持、樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合は、調査職員等に報告するものとする。

8）事業者は、刈り取った後、枝葉を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するものとするとともに、周辺はきれいに清掃するものとする。

2．寄植剪定

1）事業者は、各樹種の生育状態に応じて、目標とする一定の形を十分考慮しつつ剪定するものとする。

2）事業者は、剪定後、枝葉を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、寄植の周辺をきれいに清掃するものとする。また収集した枝葉は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

3．生垣剪定（機械・人力）

1）事業者は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈込み、天端をそろえるものとする。

2）事業者は、必要に応じて枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行うものとする。枝の結束に当たっては、しゅろ縄を用いるものとする。

3）事業者は、剪定後、枝葉を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、生垣の周辺をきれいに清掃するものとする。

第１９条 ハギ刈取工

1．事業者は、樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意しつつ、公園利用者の安全を確保し、刈残しのないように刈り取るものとする。

2．事業者は、刈取り後、刈りくずを調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈取り跡はきれいに清掃するものとする。

第２０条 中低木除草工

1．肩掛式除草

1）事業者は、既存植物を傷めないよう、除草器具等を用いて地際から刈り取るものとする。

2）事業者は、除草後、刈り取った雑草を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃するものとする。

2．人力除草

1）事業者は、既存植物を傷めないよう、鎌等を用いて根際より刈り取るものとする。

2）事業者は、除草後、刈り取った雑草を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃するものとする。

第２１条 中低木施肥工

1．事業者は、過去の実績等を踏まえ、肥料の種類、施肥の方法（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて、最も効果が期待できる施肥量を業務責任者において判断して行う。

２．事業者は、溝及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意するものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等）」参照。）

第２２条 中低木病虫害防除工

事業者は、病虫害が発生した場合は、「第 11 条　芝生病虫害防除工（薬剤散布）」に準じて行うものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等）」参照。）

第２３条 中低木灌水工

１．事業者は、灌水の施工に当たって、夏期の旱魃（かんばつ）期等、気象条件や天候予測を勘案の上、既存の灌水設備、または必要に応じて散水車等を使用して適宜散水するものとする。

２．事業者は、灌水の施工に当たって、入園者等に細心の注意をはらうと同時に、主要部分については、開園時間外に対応するものとする。

第２４条 中低木補植工

１．事業者は、補植の実施について、樹高 300cm 未満の樹木を対象に行うものとする。

２．事業者は、土壌改良材を投入する場合は、埋め戻し土壌とよく撹拌して混入するものとする。

第４章 高木管理

第２５条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす高木管理を行うものとする。(別添－40「高木管理区域図」参照。)

ランク	A	B	C
管理目標	花やその樹形を公園利用者に見せる役割を持ち、景観構成要素となっている高木	園路や広場、敷地の境界、遮へい、防火帯となる植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木	既存木に近い高木
目的	鑑賞	鑑賞、緑陰、防災、遮へい	緑陰
管理水準	抑制管理を中心とし、きめ細かい管理を実施	自然成長を前提としつつ、障害除去を行う保護管理を実施	原則として自然樹形
標準実施回数（単位；回/年）			
剪定	適宜	適宜	適宜
対象地	エントランス広場、竜の子ひろば、水仙の丘横、芝生広場遊具手前、昇竜の滝	北口料金徴収所横、自然生態展示館、自然生態園手前、中央駐車場北	A,B 以外の高木

※ 高木管理については、状況により適宜行うものとする。

第２６条 高木剪定工

１．一般事項

１）事業者は、高木の生育状況の確認を行い、前条の管理水準を目安として、適切かつ効率的な剪定の回数を設定し、調査職員等と協議の上、行うものとする。

２）事業者は、樹姿及び樹形については、修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てるものとする。また樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努めるものとする。

３）事業者は、樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、樹種、形状等に応じて最も適切な方法で剪定を行うものとする。

４）事業者は、調査職員等の指示する景観上重要な樹木については、樹形の維持及び眺望の確保に努めるものとする。

５）事業者は、下枝の枯死を防ぐために、原則として上方を強く、下方は弱く、また、南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等樹勢の弱い部分は弱く剪定するものとする。

６）事業者は、花木類については、花芽の分化時期及び養生位置に注意して剪定するものとする。

７）事業者は、ぶつ切りは不定芽の発生原因となるため、原則として行わないものとする。

８）事業者は、公園の景観維持、樹木の生態等に支障があり、剪定だけでなく間伐の必要が生じた場合には、調査職員等に報告するものとする。

９）事業者は、サイクリングロード沿い、園路沿い等の公園利用者の動線上付近の高木については、支障枝、枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等がないよう努めるものとする。

10）事業者は、剪定後、枝葉を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、樹木周辺をきれいに清掃するものとする。

２．弱剪定

１）弱剪定とは枯枝、平行枝、徒長枝等樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することをいう。

2）主として剪定すべき枝は、次に掲げる枝とする。

（1）枯枝、成長の止まった弱小の枝。

（2）著しく病虫害におかされている枝。

（3）通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝。

（4）折損によって危険をきたす恐れのある枝。

（5）樹冠、樹形及び生育上不必要な枝。

3）事業者は、園路沿い等の高木については、特に高さ、葉張り、下枝高さ等の樹形の統一を図りつつ剪定するものとする。

4）事業者は、枝、弱小枝等の剪定に当たっては、枝の付け根から少し距離をおいて切りとるものとする。

5）事業者は、病虫害枝及び障害枝の剪定に当たっては、全体の樹形を考慮しつつ行うものとする。

3．強剪定

1）強剪定とは弱剪定に加えて、樹形の整姿を目的として主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

2）事業者は、芯は原則として止めないものとする。やむを得ず摘芯する場合は、これに代わる別の芯を仕立てるものとする。

3）事業者は、古枝の先端部が大きなこぶとなっているもの、又は割れ、腐れ等がある場合は、古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切返すものとする。

第２７条 松仕立て物剪定工

事業者は、景観上、望ましい樹形の確保を目的に、みどり摘み剪定を行うものとする。また剪定後、枝葉を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、周辺をきれいに清掃するものとする。

第２８条 ヤゴ取り工

事業者は、やご（ひこばえ）及び幹ぶき（胴ぶき）の剪定に当たっては、剪定鋏、鋸等で剪定するものとする。また剪定後、枝葉を調査職員等の指示する場所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、周辺をきれいに清掃するものとする。

第２９条 高木施肥工

事業者は、施肥の施工に当たって、「第 21 条中低木施肥工」の規定に準じて行うものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。）

第３０条 高木支柱工

1．支柱取外し

事業者は、在来の支柱の取外しに当たって、樹木を損傷しないよう十分注意し根元より完全に引き抜くものとする。また、杉皮、しゅろ縄、亜鉛引鉄線、洋釘及び幹巻材も同様にきれいに取り除くものとする。

2．支柱取付け

事業者は、控木を新たに取り付ける場合は、樹木の大きさにより美観を考えた上で、目的に応じて支柱（控木）の型を使い分けるものとする。また、その他、美観を重視する場合や周囲が舗装され支柱部材が立てられない場合は、地中の部材により樹木を支持する方法を考慮するものとする。

３．支柱結束直し

事業者は、支柱の結束直しを行う場合、従来の杉皮、しゅろ縄又は亜鉛引鉄線を樹木が損傷しないよう丁寧に取り除くものとする。また、再結束に当たっては、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するよう杉皮を巻き、しゅろ縄で結束するものとする。

第３１条 高木病虫害防除工

事業者は、病虫害が発生した場合は、「第 11 条　芝生病虫害防除工（薬剤散布）」の規定に準じて病虫害防除を行うものとするほか、必要に応じて以下の樹幹注入を実施するものとする。

１．事業者は、樹幹注入の実施に当たって調査職員等と協議の上決定するものとする。なお樹幹注入は、マツ類のマツノザイセンチュウ等の予防のために行うものであり、対象樹木は主として景観的に重要なマツ類とする。

２．事業者は、対象樹木にマーキングを行い、薬剤を投与するものとする。

３．事業者は、樹幹注入作業に当たって、公園利用者の安全に支障のない日時に行うものとする。

４．事業者は、薬剤の注入穴に当たって、薬剤に合った穴をあけ、薬もれ、脱落等がないよう注意するものとする。

５．事業者は、薬剤の投与後は速やかに容器を回収し、関係法令に基づき、適正に処理するものとする。また、注入穴はコルク、癒合剤等で埋めるものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」、別紙－42　樹幹注入（実施箇所等）参照。）

第３２条 高木枯損木処分工

１．事業者は、公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定するものとする。

２．事業者は、枯損木の伐採に当たって、周辺樹木及び人止柵等工作物を損傷しないよう注意するものとする。また、周囲の芝生等は必要に応じてシートをかぶせるなど保護処理を行うものとする。

３．事業者は、枯損木の伐採に際して、切り株をできるだけ地際より処置するものとする。

４．事業者は、伐採した樹木を枝払いし、一定の長さに切断後、処理するものとする。また枝払いした樹木は、調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、跡地はきれいに清掃するものとする。

第３３条 高木灌水工

事業者は、灌水に当たって、「第 23 条　中低木灌水工」の規定に準じて行うものとする。

第５章 林地管理

第３４条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす林地管理を行う。（別添－41「林地管理区域図」参照。）

区分		自然遷移林
下草	下草高(最高草丈)	適宜
	施工時期	1回/年
主な対象エリア		里山文化体験の森、生物多様性を育む森（ムササビ等）、郷土の森、自然植生の森（散策路周辺）等

第３５条 林地除草工

1．事業者は、除草の施工に当たって、林地の生育状況の確認を行い、前条の管理水準を目安として、調査職員等と協議の上、適切かつ効率的な施工回数、時期を設定し、行うものとする。

2．林地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。

3．事業者は、除草の施工に当たって、樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げるものとする。また、それにからんでいるつる性の雑草もきれいに除去するものとする。

4．事業者は、除草の施工に当たって、樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら及び刈残しのないよう刈り取るものとする。

5．事業者は、除草の施工に当たって、案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。

6．事業者は、調査職員等が残すよう指示した樹木及び草花類がある場合は、刈り取らないよう注意して施工するものとする。

7．事業者は、水際のアシ、ヨシ、ガマ等を刈り込む場合は、刈込みの範囲や留意事項等について調査職員等の指示に従うものとする。

8．自生動植物の育成や繁殖、景観、利用形態についても配慮するものとする。

9．機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮しなければならないものとする。

10. 事業者は、除草後、刈草を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

第３６条 低木伐採工（除伐）

1．事業者は、一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、生育不良木等の伐採を行うものとし、対象木及び施工時期については調査職員等と協議の上その指示に従うものとする。

2．事業者は、作業に際し、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、地際より切除するものとする。

3．事業者は、伐採後、樹木を枝払いし、一定の長さに切断、処理するものとする。また切断した樹木を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、跡地はきれいに清掃するものとする。

第３７条 枯損木等処分工

1．事業者は、公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保す

るため、常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員等と協議し、対象木を決定するものとする。

2．事業者は、枯損木を伐採するとともに、伐採後、樹木を枝払いし、一定の長さに切断、処理するものとする。また切断した樹木を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、跡地はきれいに清掃するものとする。

第６章 草地管理

第３８条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす草地管理を行う。(別添－42「草地管理区域図」参照。)

ランク	A	B	C
草高(最高草丈)又は施工基準	貴重種に留意した施工とする。	50 ㎝以下に維持する。	防火対策および境界沿いの点検が実施できる適期 1 回程度の施工とする。
標準実施回数（単位；回/年）			
刈込（標準刈込回数）	適宜	適宜	適宜
主な対象エリア	自然生態園、湖畔ゾーン湖畔道路	つつじの丘、北口園路、西口園路植樹桝内、竜頭の森、総合センター付近、もみじの谷	水鳥池堤防、外周境界部

※ 草地管理については、上記を標準に状況により適宜行うものとする。

第３９条 草地除草工

１．事業者は、前条の管理水準を目安として、動植物の育成及び繁殖並び景観及び利用実態に配慮し、施工時期、刈高、刈残し等の具体的な施工について、調査職員等と協議の上、行うものとする。

２．草地内にあるごみ、空き缶等障害物はあらかじめ取り除くものとする。

３．事業者は、除草の施工に当たって、案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈り取るものとする。

４．事業者は、除草の施工方法及び施工箇所については、必要に応じてボランティアから貴重種の保全上注意すべき事項等の助言を得た上で、決定するものとする。

５．事業者は、除草後、刈草を調査職員等の指示する箇所に運搬集積し、速やかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃するものとする。

第７章 花壇管理

第４０条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす花壇管理を行うものとする。（別添－43「草花管理区域図（花壇管理・花畑管理・草花管理）」参照。）

なお、花壇管理においては、行催事の開催時期等に十分留意するものとする。

ここで、花見頃期間とは、花が七分咲きから満開までの状態の期間をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間
風花の庭（一年草花壇部分）、竜のモニュメント下花壇、立体花壇（ドラ夢）、レンガ仮設花壇、出島花壇、竜の子立体花壇、花竜の道（秋のビオラ植付）	公園利用者を出迎えるシンボル空間であり、一年を通して、花見頃となるよう、留意すること。	１年のうち４０週程度を確保する。

第４１条 花壇植栽工

１．事業者は、植栽前の前花は抜根撤去とし、根に付着した土は取り除くものとする。また、その後、地ごしらえをし、植栽するものとする。

２．業者は、前花の抜根後、抜き取った草花を調査職員等の指示する場所に運搬・堆積し、周辺はきれいに清掃するものとする。

第４２条 花壇除草工

事業者は、人力による抜根除草を行い、根に付着した土を除いた後、収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積し、周辺はきれいに清掃するものとする。

第４３条 花壇施肥工

１．事業者は、元肥に当たっては、壇面に所定の施肥量を均一にまき、くわ、シャベル等により床土の中にすき込みを行うものとする。

２．事業者は、追肥に当たっては、調査職員等と協議の上、肥料の種類及び植物の生育状況に応じて、最も効果的な方法により行うものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等）」参照。）

第４４条 花壇巡回工（巡回作業）

１．事業者は、プランター設置・撤去・移動、耕耘、その他業務責任者の判断する管理作業を行う。

２．事業者は、花がら摘み、ピンチ（切り戻し）、摘心、除草、誘引、枯葉除去やその他業務責任者の判断する管理作業を行う。

３．灌水は天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう行う。

４．灌水は花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させる。

第４５条 花壇病虫害防除工

事業者は、病虫害が発生した場合は、「第 11 条　芝生病虫害防除工（薬剤散布）」の規定に準じて病虫害防除を行う。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等）」参照。）

第８章 花畑管理

第４６条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす花畑管理を行うものとする。(別添－43「草花管理区域図(花壇管理・花畑管理・草花管理)」参照。)

なお、花畑管理においては、行催事の開催時期等に十分留意するものとする。

ここで、花見頃期間とは、花が七分咲きから満開までの状態の期間をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間
花竜の道、自然生態園入口園路、花めぐりの丘、飛竜池堤ワイルドフラワー、大型遊具ワイルドフラワー、自然生態園入口園路ワイルドフラワー、メロディー橋下、青竜の谷	単体の花だけでなく、大面積の群落も観賞できるよう留意すること。 春はチューリップ、秋はコスモスを基本とする。	春季と秋季それぞれ 6 週程度を確保する。

第４７条 花畑耕運工

１．事業者は、古株雑草等を根より掘り起こし、土を払った後は、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積し、周辺はきれいに清掃するものとする。

２．事業者は、草花面の床土をトラクター等で耕す場合は、20cm 程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならすものとする。

３．事業者は、肥料を施す場合、所定の施肥量を花畑面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土とよく混合するものとする。

(実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。)

第４８条 花畑播種工

１．事業者は、人力播種機等により播種を行う場合、必要に応じて覆土するものとする。

２．事業者は、施工後、十分な灌水及び養生を行うものとする。

第４９条 花畑除草工

事業者は、除草の施工に当たって、「第 42 条　花壇除草工」の規定に準じて行うものとする。

第５０条 花畑施肥工

事業者は、施肥の施工に当たって、「第 43 条　花壇施肥工」の規定に準じて行うものとする。

(実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。)

第５１条 花畑病虫害防除工

事業者は、病虫害が発生した場合は、「第 11 条　芝生病虫害防除工（薬剤散布)」の規定に準じて病虫害防除を行うものとする。

(実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。)

第５２条 花畑刈払工

１．事業者は、草花の刈払いを肩掛式草刈機で行う場合は、地際から刈り取るものとする。

２．事業者は、刈払い後、刈り取った草花を収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第５３条 花畑灌水工

１．事業者は、灌水に当たって、天候及び土壌状態に注意し、無駄なく、時機を失しないよう調査職員等と連絡を密にして行うものとする。

２．事業者は、灌水に当たって、花苗を傷めないよう丁寧に行い、根に十分水がゆきわたるよう浸透させるものとする。

第５４条 花畑巡回工

事業者は、花がら摘み、ピンチ、摘心等の軽微な作業その他業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

第９章 草花管理

第５５条 管理水準

事業者は、次の表に示す管理水準を満たす草花管理を行うものとする。(別添－43「草花管理区域図(花壇管理・花畑管理・草花管理)」参照。)

なお、草花管理においては、行催事の開催時期等に十分留意するものとする。

ここで、花見頃期間とは、花が七分咲きから満開までの状態の期間をいう。

対象エリア名称	目的・目標	花見頃期間
飛竜池園路沿い、飛竜池スイセンエリア、まんのう竹風庵スイセンエリア、中庭	季節ごとに咲く既存の花類について、鑑賞に耐えるレベルに維持管理を行うこと。	それぞれの花の適期に基づく期間を確保する。

第５６条 草花植栽工

１．事業者は、植栽の施工に当たって、調査職員等と協議の上、播種時期・深さ・播種間隔等を決定し、人力播種機等により播種を行い、また必要に応じて覆土するものとする。また、施工後、十分な灌水及び養生を行うものとする。

２．事業者は、花苗、球根の植えつけ後は、よく灌水し、傾いたり、根が浮き上がったりするなど、植え付けが確実でないものがある場合は、植えなおしするものとする。

第５７条 草花除草工

１．事業者は、人力除草の施工に当たって、「第 42 条　花壇除草工」の規定に準じて行うものとする。

２．事業者は、肩掛式草刈機による除草の施工に当たって、「第 52 条　花畑刈払工」の規定に準じて行うものとする。

第５８条 草花刈込工

１．事業者は、刈込みの施工に当たって、株の葉部のみ、あるいは地際から刈り取るものとする。ただし、表土が流れる恐れのある箇所の刈込み及び施工時期については、十分注意して決定するものとする。

２．事業者は、刈込後、刈り取った草花を収集し、調査職員等の指示する場所に運搬・堆積するものとする。

第５９条 草花施肥工

事業者は、施肥の施工に当たって、「第 43 条　花壇施肥工」の規定に準じて行うものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。）

第６０条 草花病虫防除工

事業者は、病虫害が発生した場合は、「第 11 条　芝生病虫害防除工（薬剤散布)」の規定に準じて病虫害防除を行うものとする。

（実績は、別紙－41「農薬散布（場所、使用量等)」参照。）

第６１条 草花巡回工

事業者は、花がら摘み、ピンチ、摘心等の軽微な作業その他草花の巡回に際しては、業務責任者の判

断する作業を実施するものとする。

第１０章 特殊管理

第６２条 対象

本章は、芝生管理、低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、花畑管理及び草花管理が対象とする植物管理以外の特殊堆肥工及び水生植物管理工について、適用するものとする。

第６３条 管理水準

事業者は、次の各号に掲げる管理水準を満たすことを実施するものとする。

1）事業者は、特殊堆肥工においては、植物管理で発生する枝葉、刈り草等を植栽地の土壌改良等を目的とした堆肥化を行い、植栽地の土壌改良に使用できる品質を確保するものとする。

2）事業者は、水生植物管理工においては、水生植物の生育状況に応じた管理を行い、池の生物多様性の保全に努めるものとする。

第６４条 特殊堆肥工

1．事業者は、園内で発生した植物性発生材は、可能な範囲で堆肥化するものとする。また、製造した堆肥については、原則全て園内で使用するものとする。

2．事業者は、植栽地の土壌改良等を目的に、落葉、芝刈屑、チップ等を原材料とする堆肥づくりを行うものとする。また堆肥製造過程における温度管理、水分管理、熟成期間等の管理基準、切り返し方法及び使用機械については、調査職員等と協議した上で決定するものとする。

3．事業者は、植栽地のマルチング材、園路・遊び場のクッション材、堆肥化の原材料等としての使用を目的にチップづくりを行うものとする。

粒度や形状等の品質基準、使用目的、使用機械、チップ化を実施する場所等については、調査職員等と協議した上で決定するものとする。

また、実施に先立ち、マルチング材、クッション材等、公園利用者が直接触れるチップについては、試験施工等により、粒度や形状の安全性について調査職員等の承諾を得るものとする。

（実績は、別紙－44「植物性廃棄物の取扱（発生・リサイクル処理・活用量等)」参照。）

第６５条 水生植物管理工

事業者は、水生植物の管理に当たって、良好な育成を図るため、適宜、ジュンサイ等の間引きや刈り取りを行うものとする。また、その実施方法や安全管理について調査職員等と事前に協議を行い決定した上で実施し、実施結果についても調査職員等に報告するものとする。

第１１章 その他雑工

第６６条　その他雑工

事業者は、植物管理雑工として、部分的な刈込や剪定、倒木処理、公園外周部支障木処理、枯枝及び支障枝除去、イノシシによる被害の復旧と対策、その他業務責任者の判断する作業を実施するものとする。

別紙－９

H28-31 国営讃岐まんのう公園収益施設等
管理運営規定書

平成２７年７月

目　次

第１編 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営共通規定書 1
第１章 総則 1
第１条 履行場所及び履行期限 1
第２条 基本事項 2
第３条 本業務の目的 2
第４条 用語の定義 3
第５条 許認可申請等 4
第６条 法令等の遵守 5
第７条 準拠規定 5
第８条 施設等運営者の義務 5
第９条 景観への配慮 6
第１０条 四国地方整備局と施設等運営者の責任分担 6
第１１条 公租公課 7
第１２条 運営日時等 7
第１３条 提供品目及び利用料金 8
第１４条 国有財産の施設使用料 9
第１５条 経費等の負担 11
第１６条 コンプライアンス 12
第１７条 業務の再委託の禁止 12
第１８条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止 13
第１９条 業務の履行 13
第２０条 業務の解除 13
第２１条 業務の完了・引継、原状回復等 13
第２２条 立退料等の不請求 14
第２３条 保険の付保及び事故の補償 14
第２４条 情報公開 14
第２５条 その他留意事項 15
第２章 マネジメント（運営管理） 16
第２６条 基本事項 16
第２７条 業務実施体制 16
第２８条 管理運営要領 17
第２９条 許可、承諾等を要する事項 17
第３０条 その他の協議・報告等 20
第３１条 官公署への連絡、届出 20
第３２条 別途工事等との調整 20
第３３条 再調査等の依頼 20
第３章 ホスピタリティ（施設利用者対応） 21
第３４条 基本事項 21

第３５条 施設利用者対応.....21
第３６条 拾得物、残置物の処理.....21
第３７条 広報・広聴.....21
第３８条 掲載情報の更新・修正・訂正.....22
第４章 安全衛生管理 23
第３９条 基本事項.....23
第４０条 点検等.....24
第５章 施設等管理運営 27
第４１条 基本事項.....27
第４２条 清掃等.....27
第４３条 工事等.....27
第６章 財産管理 28
第４４条 台帳管理.....28
第４５条 備品の取り扱い.....28
第４６条 本業務の引継.....29
第２編 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営個別規定書 30
第１章 駐車場 30
第１条 総則.....30
第２条 施設の利用目的.....30
第３条 運営対象施設.....30
第４条 担当責任者の選任.....30
第５条 運営日時.....31
第６条 利用料金.....31
第７条 業務の内容.....31
第８条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成.....31
第９条 費用負担.....34
第１０条 責任の範囲.....34
第２章 レンタサイクル施設 35
第１１条 総則.....35
第１２条 施設の利用目的.....35
第１３条 運営対象施設.....35
第１４条 担当責任者の選任.....35
第１５条 運営日時.....35
第１６条 利用料金.....36
第１７条 業務内容.....36
第１８条 レンタサイクル施設に係る管理運営要領の作成.....36
第１９条 費用負担.....39
第２０条 責任の範囲.....40
第３章 飲食・物販施設 41

第２１条 総則 41
第２２条 施設の利用目的....41
第２３条 運営対象施設 41
第２４条 責任者の選任 41
第２５条 運営日時 42
第２６条 利用料金 42
第２７条 業務の内容....43
第２８条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成....43
第２９条 費用負担 46
第３０条 責任の範囲の掲示....46
第４章 オートキャンプ場 47
第３１条 総則 47
第３２条 施設の利用目的....47
第３３条 運営対象施設 47
第３４条 責任者の選任 47
第３５条 運営日時 47
第３６条 利用料金等....48
第３７条 業務内容 49
第３８条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成....50
第３９条 費用負担 52
第４０条 責任の範囲....52
第５章 自動販売機 53
第４１条 総則 53
第４２条 施設の利用目的....53
第４３条 設置箇所及び販売内容・料金等....53
第４４条 責任者の選任 54
第４５条 利用料金 54
第４６条 業務の内容....54
第４７条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成....54
第４８条 自動販売機の維持管理....54
第４９条 費用負担 54
第５０条 その他留意事項....55
第６章 公衆電話 56
第５１条 総則 56
第５２条 設置箇所 56
第５３条 責任者の選任 56
第５４条 業務の内容....56
第５５条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成 56

第５６条 通話料金の集金及び納付 56
第５７条 費用負担 56
第７章 自主事業における行催事等 58
第５８条 自主事業における行催事等.....58

はじめに

本規定書は、国営讃岐まんのう公園（以下「本公園」という。）の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者へのサービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、オートキャンプ場及び自動販売機、公衆電話の管理運営業務並びに自主事業を実施する上での遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取りまとめたものである。

本業務は、本公園の運営維持管理業務を実施する事業者の申請に基づき都市公園法第５条第１項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、民間事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、事業者は、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

事業者は、自らが作成する管理運営要領に従って管理を実施することになるが、管理運営要領は、本規定書を踏まえたものとするだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、事業者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

また、実際の管理にあたっては、常に利用状況を確認し、最新の知見を取り入れ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

第１編　国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営共通規定書

第１章 総則

第１条 履行場所及び履行期限

１．履行場所

施設名称　国営讃岐まんのう公園

所在地　　〒766-0023　香川県仲多度郡まんのう町吉野地先

敷地面積　約 350ha（平成 27 年 6 月現在）

■対象となる収益施設

公園施設の区分			面積（㎡）	備考
施設区分	施設名			
駐車場	1	中央駐車場	25,895	
	2	北駐車場	10,700	
	3	お花見広場横駐車場	860	
	4	自然生態園駐車場	980	
	5	自然活用ゾーン駐車場	362	
レンタサイクル施設	1	サイクリング施設	2,189	
飲食・物販施設	1	レストラン・売店	1,621	
	2	レストハウス竜の里	494	
オートキャンプ場	1	キャビンＡ	2,278	
	2	キャビンＢ	2,405	
	3	キャビンＣ	1,391	
	4	キャビンＤ（バリアフリータイプ）	1,759	
	5	キャビンＥ（ファミリータイプ）	293	
	6	キャビンＦ(バリアフリータイプファミリーキャビン)	413	
	7	トレーラーハウス	986	
	8	キャンピングカーサイト		
	9	一般カーサイト	8,191	
	10	フリーサイト	1,414	
	11	サテライトＡ	1,614	
	12	サテライトＥ	1,006	
	13	サテライトＢ	209	
	14	サテライトＣ	417	
	15	サテライトＤ	815	
	16	炊事棟Ａ	299	
	17	炊事棟Ｂ	108	
	18	炊事棟Ｃ	103	
	19	炊事棟Ｄ	232	
	20	炊事棟Ｅ	326	
	21	オートキャンプ場管理センター	2,820	
	22	イベント広場	1,629	
	23	オートキャンプ場駐車場	892	
	24	オートキャンプ場道路部分	7,579	
	25	オートキャンプ場施設及び園路の周囲 1ｍの範囲	25,935	
自動販売機	1	自動販売機（非特定公園施設部分）	21	19 台
公衆電話	1	公衆電話		1 台
計			106,236	

※1 小数点以下は、四捨五入。

（詳細は、別添－46　「収益施設運営対象区域図」を参照のこと。）

２．履行期限

１）前項の収益施設に関する都市公園法第５条の許可の期間（以下、「管理運営期間」という）は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 1 月 31 日までとする。

２）管理運営期間は、収益施設の現任施設等運営者からの引継又は収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、四国地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現任施設等運営者又は収益施設の次期施設等運営者の指示を受けることがある。

３）施設等運営者は、収益施設等管理運営業務（以下「本業務」という。）が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現任施設等運営者から業務開始日までに必要な引継ぎを受け、開業に備えなければならない。

４）施設等運営者の企画提案等により収益施設の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設の管理は行わなければならない。

第２条 基本事項

施設等運営者は、本公園の一元的な運営維持管理を進めるに当たり必要な公園利用者へのサービス向上のための収益施設である駐車場、レンタサイクル施設、飲食・物販施設、オートキャンプ場、自動販売機及び公衆電話等の管理運営業務並びに自主事業からなる本業務を、都市公園法第 5 条、同法第 6 条又は同法第 12 条の手続きを行った上で実施しなければならない。実施にあたっては、管理の許可を受けた施設等運営者が管理運営要領を作成したうえで、これら収益施設を常に安全かつ清潔で衛生的な状態に保ち、快適に利用できるよう管理をしなければならない。

第３条 本業務の目的

本業務は、本公園に設定された許可区域内の収益施設の管理運営を行うこと、及び本公園の利便性や魅力をより一層高めるため独立採算により行う行催事や繁忙期における臨時物販施設等の自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、次の各号に掲げる基本理念、運営維持管理重点事項及び本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、園内で実施される他の運営維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスを提供するように努めなければならない。

１）基本理念

本公園では、「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」をテーマに、次号に掲げる基本方針に基づいて、整備・管理・運営を総合的に進めていく。（別紙－4「国営讃岐まんのう公園運営維持管理基本方針」参照）

２）運営維持管理重点事項

重点事項１）四国を満喫し、笑顔があふれる公園

重点事項２）四国中から、日本中から、みんなが集まってくる公園

重点事項３）体と心をフル活用、遊びも学びも楽しめる公園

重点事項４）空海の故郷を体感、四国の自然と文化に触れられる公園

重点事項５）地域とともに育ち、地域とつながっていく公園

重点事項６）市民とともに、美しい花と豊かな緑を守り楽しむ公園

３）本公園全体のゾーン構成

本公園は、自然活用ゾーン、環境保全ゾーン、中央広場ゾーン、湖畔ゾーン、健康ゾーン及び宿泊ゾーンからなる。

第４条 用語の定義

本規定書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

１）「四国地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務の発注者のことをいう。

２）「収益施設」とは、利用料金の徴収や売上金を得て事業者の収入とするために事業者が実施する事業の対象となる施設をいい、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。

３）「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、四国地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は第 12 条に基づく許可を受けた上で、事業者の提案により土地使用料等を納めて独立採算により臨時の飲食・物販施設の運営や行催事を行う事業のこと。

４）「施設等運営者」とは、国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務（以下「運営維持管理業務」という。）において、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者をいう。

５）「調査職員等」とは、四国地方整備局として本業務を監督する職員をいう。

６）「維持管理業務受託者」とは、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務を受託した事業者のことをいう。

７）「収益施設等管理運営業務責任者」とは、第 2 編国営讃岐まんのう公園公園収益施設等管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者をいう。

８）「施設担当責任者」とは、施設等運営者として各収益施設を個別に監理する者のこと。

９）「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。

10）「公園利用者」とは、有料区域・無料区域を問わず、公園を利用する者をいう。

11）「施設利用者」とは、収益施設を利用する者をいう。

12）「必須施設」とは、公園の開園日時に常時営業する施設のことをいう。

13）「裁量施設」とは、公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のことをいう。

14）「許可区域」とは、本業務の管理運営を許可された範囲内をいう。

15）「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設をいう。

16）「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内又は建築施設内に設置されているものをいう。

17）「特定備品」とは、本業務の実施に必要な厨房器具、什器及び運営に必要な設備等機器備

品類で、施設等運営者が持ち込んだものをいう。

18)「指示」とは、調査職員等が施設等運営者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

19)「承諾」とは、施設等運営者が調査職員等に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員等が書面により業務上の行為に同意することをいう。

20)「協議」とは、本規定書の協議事項及び調査職員等が指示する事項について、書面により調査職員等と施設等運営者が対等の立場で合議することをいう。

21)「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料によりその内容について本規定書との適合を判断することをいう。

22)「提出」とは、施設等運営者が調査職員等に対し、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

23)「報告」とは、施設等運営者が調査職員等に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面又はその他資料により知らせることをいう。

24)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。電子納品を行う場合は、別途調査職員等と協議するものとする。

25)「利用料金」とは、収益施設の使用やそれに伴うサービスの対価として、施設利用者から徴収する料金のことをいう。

26)「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 20 条に基づき、施設等運営者が四国地方整備局に納める本公園の土地又は建物の使用にかかる料金のことをいう。

27)「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和 33 年蔵管第 1 号）に基づき四国地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が四国地方整備局に納める料金をいう。

28)「修繕」とは、施設若しくは設備又は備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

29)「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部補修等、市販の交換品や補修材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のことをいう。

30)「改修」とは、施設の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うことをいう。

31)「保守」とは、施設若しくは設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うことをいう。

32)「点検」とは、施設若しくは設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断することを含む。

第５条 許認可申請等

１．施設等運営者は、四国地方整備局に都市公園法第 5 条、同法第 6 条又は同法第 12 条に基づ

く許可申請を行うものとする。許可申請は、「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営計画書」及び本規定書に記載されている条件を踏まえた業務内容とする。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等は、その実施を許可しない場合がある。その場合でも本業務が適切に実施できるよう指定された期日までに修正した上で申請すること。

2．臨時売店については、「第２編　国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営個別規定書　第３章　飲食・物販施設　第 28 条 飲食・物販施設に係る管理運営要領　1. 繁忙期の対応」の規定に従い四国地方整備局が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。(別紙－46　「臨時売店一覧」参照。)

3．施設等運営者は、許可された建物の間取りの変更、増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な改修等を行う場合は、許可の変更を要するものとし、事前に調査職員等と協議の上、管理許可の変更申請を行うものとする。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。

4．施設等運営者は、四国地方整備局が指定する期日までに管理運営要領(「第１編　第 29 条 許可、承諾等を要する事項」を参照のこと)を提出しなければならない。変更するときも同様とする。

第６条 法令等の遵守

1．施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び調査職員等の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

2．施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令に規定された必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行うものとする。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第７条 準拠規定

1．施設等運営者は、本業務の遂行にあたっては、H28-31 国営讃岐まんのう公園公園運営維持管理業務共通仕様書第 4 条に掲げる基準・関係法令等に準拠する。

2．施設等運営者は、前項に示す基準・関係法令等の他に次の各号に掲げる基準等にも準拠するものとする。

1) 高圧ガス保安法
2) ボイラー及び圧力容器安全規則
3) エネルギー使用の合理化に関する法律
4) 旅館業法
5) その他、関係諸法令等

第８条 施設等運営者の義務

1．本事業は、事業者の申請に基づき都市公園法第 5 条第 1 項による公園施設の管理の許可を得て行うものであり、事業者の創意と工夫により質の高い公園サービスを独立採算で提供

する一方、別途責任分担を規定している事項を除き、公園施設の安全管理、衛生管理など管理上の一切の責任を負うものである。

2．施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負うものとする。

3．異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに調査職員等に報告しその指示に従わなければならない。

4．施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮するとともに、本公園設置の意義を踏まえて行動するものとする。

5．施設等運営者は、収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。なお、施設等運営者の企画提案等により収益施設等の運営日時を変更した場合でも、管理運営期間中の収益施設等の管理は行わなければならない。

6．施設等運営者は、繁忙日には、臨時駐車場の確保や早期開場等を行うものとする。

7．施設等運営者は、四国地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、四国地方整備局の求めに応じて、積極的に協力するものとする。

8．施設等運営者は、四国地方整備局が行う各種会議等（例：本公園に関する会議、監査・検査、視察、式典、緑化フェア等）への参加・協力・実施、行催事開催時の営業時間の変更、要人案内等、四国地方整備局又は維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力するものとする。

9．施設等運営者は、調査職員等から公園に関する調査、作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行うものとする。

10．施設等運営者は、園内の異なる施設を管理する施設等運営者及び維持管理業務受託者と相互の連携を保ちつつ、管理運営要領を策定するとともに、適切な管理運営の進捗管理を行うものとする。

11．施設等運営者は、本業務の実施に当たって、四国地方整備局及び調査職員等と、密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その連絡した内容等を記録するものとする。

第９条 景観への配慮

施設等運営者は、飲食施設及び物販施設の運営等において、施設周辺の景観を阻害しないように努めるものとする。

第１０条 四国地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するに当たり、四国地方整備局と施設等運営者の責任分担は次の「四国地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「四国地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、調査職員等と施設等運営者の間で協議の上、決定するものとする。

四国地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	四国地方整備局	施設等運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設等管理	供用区域内の管理施設、管理備品の管理		○
苦情・要望対応	施設等管理運営業務内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記 2 項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設等の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用		○
	上記 2 項目以外の場合	○	
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設等管理運営による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第 30 条の保険の付保に係る場合		○
	上記 2 項目以外の場合	○	
四国地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、四国地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1　事故の処理に当たり、必要のあるときは、四国地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2　収益施設等に関する備品を対象とする。

第１１条 公租公課

1．施設等運営者は、厨房器具その他運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置したこと等により賦課される不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について、全て施設等運営者の負担とする。

2．施設等運営者は、地方税法第 73 条第 7 項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について四国地方整備局に協力するものとする。

第１２条 運営日時等

1．収益施設等の運営日時に関しては、本公園の開園日、開園時間に合わせ、個別施設の各章

で定める運営日時を基に別に定めることを原則とするが、管理運営方法の内容によっては、施設等運営者は、調査職員等と協議の上、当該運営日時を変更して運営することができるものとする。（下記を参照）。

開園期間及び開園時間

期間	開園時間
3 月 1 日～7 月 19 日	9:30～17:00
7 月 20 日～8 月 31 日	9:30～18:00
9 月 1 日～10 月 31 日	9:30～17:00
11 月 1 日～2 月末日	9:30～16:30

※休園日は、毎週火曜日、12 月 29 日～1 月 1 日、1 月の第 4 水曜日～金曜日（3 日間）とする。
ただし、火曜日が休日の場合は、当日の火曜日は開園し、翌日の水曜日は休園とする。水曜日が休日の場合は、前日の火曜日は開園するものとする。
また、3 月 20 日～5 月 31 日、7 月 20 日～8 月 31 日、9 月 11 日～10 月 31 日の期間は開園する。
※繁忙期、行催事開催時等においては、維持管理業務受託者が調査職員等と協議し、同意を得た上で開園時間の変更を行うことができる。
※開園期間においても、定期点検等の実施により休園が必要な場合は維持管理業務受託者が調査職員等と協議し、同意を得た上で休園とする。
※まんのう町が「洪水」「暴風」等の警報発令が伴う異常気象時は、臨時閉園になる場合がある。

なお、四国地方整備局は、次のとおり無料入園日を設けるものとし、当該年度の日付は１ヶ月前までに通知するものとする。

・春の都市緑化推進運動：４月１日～６月３０日【期間中１日】
・秋の都市緑化月間　　：１０月１日～１０月３１日【期間中２日】
・みどりの日　　：５月４日【１日】
・児童福祉週間　　：５月５日【１日】
※小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者のみ無料
・敬老の日　　：９月第３月曜日【１日】
※満６５歳以上の者のみ無料

２．四国地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化、公園管理上の理由その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする。
３．四国地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任は負わないものとする。
４．施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、施設等運営者はあらかじめ調査職員等と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第１３条 提供品目及び利用料金

１．施設等運営者は、飲食施設や物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては公園利用者の要望等を配慮するものとする。
２．駐車場の利用料金は、四国地方整備局長と協議の上、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とすること。ただ

し、利用料金は、第２編第１章第６条に示した料金を超えないものとする。

３．その他収益施設の利用料金等については、四国地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めるが、駐車場も含めた収益施設全体の収支のバランスがとれるよう定めること。

４．施設等運営者は管理運営要領にて定めたサービス及び価格に関して変更を希望する場合は、変更した管理運営要領を四国地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、管理運営要領には、変更した内容で再計算した収支計算書も含めて提出すること。

５．施設等運営者は、本規定書に基づき収益施設等の管理運営を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができるものとする。

第１４条 国有財産の施設使用料

１．施設使用料の定めがある施設について

施設等運営者は、毎月の施設使用料については歳入徴収官四国地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

四国地方整備局は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、施設使用料を改定することができるものとする。

なお、風水害その他の施設等運営者の責に帰すことが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の施設使用料の取扱については、四国地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

■施設使用料（現時点の目安）

公園施設の名称	税込み施設使用料（円／年）
国営讃岐まんのう公園収益施設　1 式	約 1,155 万

※面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。

【個別施設毎の施設使用料の現時点の目安】

公園施設の区分			税込み施設使用料（千円／月）
施設区分	施設名		
駐車場	①	中央駐車場	222
	②	北駐車場	
	③	お花見広場横駐車場	
	④	自然生態園駐車場	
	⑤	自然活用ゾーン駐車場	
レンタサイクル施設	①	サイクリング施設	98
飲食・物販施設	①	レストラン・売店	99
	②	レストハウス竜の里	21
オートキャンプ場	①	キャビンA	523
	②	キャビンB	
	③	キャビンC	
	④	キャビンD（バリアフリータイプ）	
	⑤	キャビンE（ファミリータイプ）	
	⑥	キャビンF（バリアフリータイプファミリーキャビン）	
	⑦	トレーラーハウス	
	⑧	キャンピングカーサイト	
	⑨	一般カーサイト	
	⑩	フリーサイト	
	⑪	サテライトA、E	
	⑫	サテライトB、C、D	
	⑬	炊事棟A、B、C、D	
	⑭	炊事棟E	
	⑮	オートキャンプ場管理センター	
	⑯	イベント広場	
	⑰	オートキャンプ場駐車場	
	⑱	オートキャンプ場道路部分	
自動販売機	①	自動販売機	0.4

※施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第 1 号）に基づき算定している。ただし、毎年４月１日に前年次使用料との調整を行い改定する可能性があり、その場合は四国地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。（注：協議中）

※施設等運営者の企画提案等により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。

２．許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地又は建物を使用する場合は、許可申請毎に占用面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官四国地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から 20 日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年 5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

四国地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基づいて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができるものとする。

なお、風水害その他の施設等運営者の責に帰すことが出来ない事由により、長期間閉園が生じた場合の建物使用料又は土地使用料の取扱については、四国地方整備局と施設等運営者の間で協議するものとする。

【参考：個別施設毎の建物使用料及び土地使用料について】

公園施設		税抜き施設使用料（円／回）
1	臨時駐車場	（都度告知）
2	臨時売店	（都度告知）

※1　平成 26 年の土地使用料は最大 195 円／年・㎡、建物使用料は最大 9.92 円／日・㎡であった。

※2　[建物の占有]及び[土地の占有で占有期間が 1 ヶ月を超えない場合]は、別途消費税が課される。

※3　建物使用料及び土地使用料は、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（S33.1.7 蔵管第 1 号）に基づき算定し、毎年 4 月 1 日に前年次使用料との調整を行い改定する予定である。

第１５条 経費等の負担

１．施設等運営者の負担範囲

１）本業務に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関る建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者が設置した工作物、設備等に係る補修、改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。

２）維持管理業務受託者が運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品、消耗品等を本業務に使用できないものとする。

３）施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については四国地方整備局が点検を行うものとし、四国地方整備局が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う。定期点検の実施時期については協議の上、調査職員等に書面により提出すること。

４）点検結果については、遅滞なく四国地方整備局に報告するものとする。

５）前各号に定めのない費用については、四国地方整備局と協議の上、負担等を決定するものとし、書面をもって保管するものとする。

２．光熱水費

１）基本料金

基本料金については、本公園全体に対する収益施設の従量料金の割合で算出するものとし、調査職員等の指示する方法により維持管理業務受託者が負担金額の計算を行い、施設等運営者が負担するものとする。

２）従量料金

施設等運営者は、水道及び電気料金については、個別にメーターを設置するなど、各施設の使用料が切り分けられるようにし、その計量により負担するものとする。ガスその他メーターが設置できない場合は、調査職員等と協議して負担割合を決定するものとする。なお、

計算方法については変更する場合がある。

3．ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と維持管理業務受託者の間で、発生量に応じて、応分の負担を行う。発生量等が不明確な場合は、施設等運営者は、調査職員等と協議するものとする。

4．費用分担における確認

施設等運営者は、光熱水費、ごみ処分費等について四国地方整備局又は維持管理業務受託者と費用分担を行う場合は費用分担方法及び費用分担結果の四国地方整備局との確認方法及び支払方法について調査職員等と協議するものとする。なお、協議結果を書面にして四国地方整備局に提出するとともに保管するものとする。

第１６条 コンプライアンス

1．守秘義務

1）施設等運営者及び本業務のスタッフまたは本業務に従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）第 54 条により罰則の適用があるものとする。

2）施設等運営者は、四国地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定等がある場合は、それに沿って、情報管理を適切に行うものとする。

2．個人情報保護

1）施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2）施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第１７条 業務の再委託の禁止

1．施設等運営者は、本業務の実施に当たり、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により四国地方整備局の承諾を得たときは、この限りではない。

2．施設等運営者は、再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にするとともに、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

3．再委託の相手方は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省四国地方整備局長から指名停止を受けていない者とする。

4．施設等運営者は、暴力団又は暴力団関係者、及び暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

５．施設等運営者は、再委託を１項の規定により調査職員等が承諾した業務受託者が、その責めにより四国地方整備局に損害を及ぼしたときは、四国地方整備局に対して、その損害を賠償するものとする。
６．施設等運営者は、再委託を１項の規定により調査職員等が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに調査職員等に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償するものとする。また、その結果について、調査職員等に報告するものとする。

第１８条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止
１．施設等運営者は、収益施設を運営するに当たっては、許可した目的以外に利用してはならない。
２．施設等運営者は、公園利用者及び施設利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。
３．施設等運営者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、調査職員等に書面により承諾を得たときはこの限りではない。
４．施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第１９条 業務の履行
１．施設等運営者は、管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、調査職員等とあらかじめ協議を行った場合はこの限りではない。
２．施設等運営者は、業務にかかる契約が終了するまで（継続して契約した場合は除く）又は契約が解除されるまでは、施設利用者の利便性を図るために本規定書を踏まえ、管理運営要領を遵守し、業務を履行するものとする。

第２０条 業務の解除
施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、四国地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
この場合において、施設等運営者が当該期間に改善することができなかったときには、四国地方整備局は都市公園法第 5 条第 2 項の許可を取り消すことがある。

第２１条 業務の完了・引継、原状回復等
１．施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損、破損若しくは滅失したとき、又は四国地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
２．施設等運営者は、本業務にかかる契約が終了する場合（継続して契約した場合は除く）又は契約が解除された場合は、四国地方整備局及び新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって次の各号に掲げる事項について事務引き継ぎを行い、本公園の管理に支障が

生じないようにするものとする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し、速やかに管理物件を原状に回復して、四国地方整備局に引き渡すものとする。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当又は四国地方整備局が特定物品の残置を希望した場合、調査職員等及び施設等運営者間で事前に協議を行った上で、調査職員等の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができるものとする。

1）建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。

2）設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。

3）建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。

4）継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。

3．前項のただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、四国地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するか又は施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができるものとする。

4．不可抗力その他、四国地方整備局又は施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員等と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、調査職員等が書面により扱いを指示するものとする。

第２２条 立退料等の不請求

施設等運営者は、本業務に係る契約が終了する場合（継続して契約した場合は除く）若しくは解除された場合又は不可抗力の場合は、四国地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取又は立退料等の請求若しくは施設等運営者が施設改良のために支出した有益費等を請求することができないものとする。

第２３条 保険の付保及び事故の補償

1．施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2．施設等運営者は、業務に関して生じた雇用者等の負傷、疾病、死亡その他事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。

3．施設等運営者は、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険（貸し自転車の運営に関するものを含む）、動産総合保険、生産物賠償責任保険に加入するほか、必要に応じて各種保険に加入しなければならない。

4．前各項までに規定する保険料及び補償費は、施設等運営者の負担とする。

第２４条 情報公開

1．施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）の規定に準じて取り扱うものとする。この場合、調査職員等の指示に従うものとする。

２．施設等運営者は、四国地方整備局が会計法令に基づき実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応するものとする。
３．施設等運営者は、事業者名、施設等運営者名、再委託運営者名、施設等の管理運営状況、施設利用者からの意見・苦情などをホームページや現地にて掲示するものとする。

第２５条 その他留意事項

施設等運営者は、本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、その都度、調査職員等との協議により、決定するものとする。

第２章 マネジメント（運営管理）

第２６条 基本事項

１．提出書類

１）収益施設等管理運営業務責任者は、第５条に規定する許可を受けた後に、四国地方整備局が指定した様式による関係書類を調査職員等に遅滞なく提出しなければならない。

２）施設等運営者は、調査職員等に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後、調査職員等に承諾を得て提出するものとする。

３）施設等運営者は、報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出書類を調査職員等の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として本業務にかかる業務完了後５年間保存するものとする。また、契約期間終了時には調査職員等へ引き継ぐこと。

２．連絡、協議

１）収益施設等管理運営業務責任者は、必要に応じて調査職員等と連絡、協議等を行う。また、その結果について、書面に記録し提出しなければならない。

２）調査職員等及び収益施設等管理運営業務責任者は、業務の方針、条件等に関する疑義が生じた場合は、協議の上決定するものとする。

３）施設の管理運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する際に、追加開園等により契約期間中に管理運営内容が変更となる場合、その他新業務への対応が必要な場合は、調査職員等と施設等運営者の間で書面により協議を行うものとする。

４）不測の事態、疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員等と協議するものとする。

３．報告事項

１）施設等運営者は、下表に掲げる事項について、調査職員等に書面により報告するものとする。

書類名等	提出期限
管理運営要領	許可日より１４日以内
管理運営報告書(月毎の売上高､施設利用者数等)	翌月の１０日迄
業務打合せ簿	打合せ毎に終了後速やかに
施設保守定期点検等の実施結果報告	点検後速やかに
業務実施体制	管理運営要領と同時
その他調査職員等が指示する書類	指示に従う

第２７条 業務実施体制

１．施設等運営者は、施設利用者に対して、安全かつ快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有するスタッフを配置するなど、本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。

２．施設等運営者は、本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。

３．施設等運営者は、本業務のマネジメント及び企画立案業務を担当する収益施設等管理運営

業務責任者を配置しなければならない。

4．施設等運営者は、収益施設等管理運営業務責任者が、維持管理業務受託者の配置する総括責任者を兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分しなければならない。

5．開園期間中は、運営維持管理業務の業務責任者及び収益施設等管理運営業務責任者のうち、少なくとも 2 名以上が勤務する体制とする。さらに収益施設等管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとるものとする。

6．収益施設等管理運営業務責任者は、維持管理業務受託者と常に調整し、業務を遂行するものとする。なお、調査職員等は、必要に応じて収益施設等管理運営業務責任者、施設担当責任者及びスタッフの経歴・職歴に関する事項について書面により報告を求めることができるものとする。

第２８条　管理運営要領

1．施設等運営者は、自ら作成した管理運営要領に従って収益施設の管理運営を行わなければならない。また、実際の管理に当たっては、常に利用状況を観察し、最新の知見を取りいれ、類似の事故や社会情勢等に照らし、管理運営要領を随時更新し、公園施設の安全確保に努めなくてはならない。

2．管理運営要領は、本規定書を踏まえるだけでなく、過年度の安全管理、衛生管理、運営方法等を十分に把握した上で、現地を入念に確認し、自らの経験、知見に基づき、施設等運営者自らの責任において最も適切なものを作成しなければならない。

第２９条 許可、承諾等を要する事項

1．管理運営要領

1）施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、第５条に規定する許可日より 14 日以内に、収益施設運営計画書に基づく次に掲げる項目を記載した管理運営要領を調査職員等に提出し、承諾を得るものとする。その際、管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成するものとする。

(1)業務内容（商品、価格及びサービス内容、運営日時、イベント企画等）

(2)業務の実施方針（「再委託に関すること」を含む。）

(3)業務の実施工程（業務の順序及び手順）

(4)業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）

(5)連絡体制(緊急時含む)

(6)救急対応

(7)安全衛生管理計画（安全管理規則、事故予防、点検、検査の方法、など）

(8)緊急時対応

(9)収支計画書（収益施設全体及び個別施設毎）

（参考：別紙－45　「収益施設利用者数、売上等」。）

(10)その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）

2）管理運営要領の策定に当たっては、管理運営の実務に通じた経験・知見及び施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた運営計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、管理運営要領に記載するものとする。

3）調査職員等は、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づき管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、施設等運営者に管理運営要領の変更を指示することができる。

4）管理運営要領は施設等管理者の責任で作成するが、公園施設の管理は管理運営要領に従って行われることから、下記の場合のように記載内容が不十分な場合は、再検討を指示することがある。

①必要な施設、項目の記載がない。

②内容が本規定書に反する。

③実際の管理を行うのに適正かつ十分な個別、具体的、詳細な記述がない。

④連絡体制（緊急時含む）に不備がある。

⑤収支計画書において、収益施設の運営に持続性が認められない。

⑥その他管理上必要な事項が記載されていない、または疑義がある。

5）運営日時、価格、サービス内容、割り引き、施設運営者の追加、変更、その他管理運営内容を変更する場合は、事前に調査職員等と協議を行い、その結果に基づき変更した管理運営要領を調査職員等に提出し、承諾を得なければならない。

6）本業務の実務を通じた経験・知見及び施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、管理運営要領の修正が必要と判断した場合は、調査職員等に変更箇所、理由を明らかにし、協議の上、四国地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、承諾を得るものとする。

2．管理運営報告書

1）施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに調査職員等に決算に関する報告書を提出するものとする。その際、報告書は施設ごとに作成し、運営維持管理業務と明確に区分して整理するものとする。

2）施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況及び管理運営要領に基づく安全衛生管理の結果を翌月 10 日までに書面により調査職員等に報告するものとする。

3）経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員等からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員等の指示に従い、誠実に対応するものとする。

4）四国地方整備局は、実施調査の結果、改善が必要と認められる場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができるものとする。

3．施設の修繕等

1）施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に調査職員等に報告するものとするものとする。ただし、施設利用者の安全確保等の観点から緊急を要する修繕については、実施後速やかに報告するものとする。

2）施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気工事等を実施する場合は、事前に調査職員等と書面により協議

し、承諾を得なければならない。変更の際も同様とする。

3）施設等運営者が、施設の管理運営上、必要に応じて、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理運営施設に新たに設置する場合には、調査職員等と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。

4）施設等運営者は、厨房器具及び運営に必要な設備等を管理運営施設に新たに設置することに伴い、四国地方整備局又は第三者に損害を及ぼした場合はこれを賠償しなければならない。

5）施設等運営者は、調査職員等の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求ができないものとする。

4．再委託を受けた施設等運営者の変更

再委託を受けた新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導・管理のもとに業務を実施しなければならない。

5．広告物の掲出

1）施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容について、あらかじめ調査職員等に承諾を得るものとし、掲出の範囲は許可区域内とする。

なお、施設等運営者が、許可区域外に広告物の掲出を希望する場合は、調査職員等と書面により協議を行うものとする。

2）収益施設の管理運営に関して、通常の業務の運営や店舗位置への案内誘導、企画商品の販売促進等を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、本公園の美観を損なわず、かつ本公園に関する他の広告物に比して目立ちすぎないよう、形状・大きさ及び色彩について十分留意するとともに、本公園の施設であることを明示するものとする。なお、企画商品等の企画名称等に国営讃岐まんのう公園の名称及びロゴ等を使用する場合は事前に四国地方整備局の許可を得るものとする。

3）収益施設の管理運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や行催事等を実施する際、販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、本公園の美観を損なわず、かつ本公園に関する他の広告物に比して目立ちすぎないよう、形状・大きさ、色彩について十分留意するものとする。

4）施設等運営者は、事前に調査職員等の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報・宣伝させることができるが、本公園の美観を損なわず、かつ本公園に関する他の広告物並びに企画商品及び協賛する行催事等の広告物に比して目立ちすぎないよう、形状・大きさ及び色彩について十分留意するものとする。

5）施設等運営者は、事前に調査職員等の承諾を得た上で、企画商品、協賛する行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、併記される国営讃岐まんのう公園の名称より小さく表示するものとする。

７．その他提出義務

施設等運営者は、次に掲げる項目の一に該当するときは、直ちにその旨を調査職員等に書面により提出しなければならない。

(1)施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

(2)施設が損傷、破損又は滅失したとき。

(3)施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

(4)施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分又は競売の申立てを受けたとき。

(5)施設等運営者に対して破産又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第３０条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、本業務の実施に当たり、次の各号に掲げる協議のほか、必要な協議を適切に行い、結果等については、遅滞なく書面により報告しなければなければならない。

１）関係機関等との協議。

２）その他施設の管理運営者との協議。

第３１条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、四国地方整備局が行う官公署への連絡及び届出手続きは遅延なくこれを処理するものとする。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡及び届出が必要となるときは、施設等運営者において行うものとする。

第３２条 別途工事等との調整

施設等運営者は、国が別途発注する工事又は業務（法定点検業務等）の実施に当たり、必要な調整等に協力するものとする。また、計画停電を伴う工事又は点検については、調査職員等と協議するものとする。

第３３条 再調査等の依頼

四国地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼し、より詳細な報告等を求めることができるものとする。

第３章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第３４条 基本事項

１．施設等運営者は、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動及び言動とならないよう心がけるものとする。

２．施設等運営者は、業務遂行に当たっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利又は不利な扱いとならないように心がけるものとする。

３．施設等運営者は、スタッフの服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心がけるものとする。

４．施設等運営者は、全てのスタッフについて、名札を作成し着用させるものとする。

５．作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開園時間の中の乗り入れも最小限にとどめるものとする。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう心がけるものとする。（別添－14「車両通行規則等」参照。）

第３５条 施設利用者対応

１．施設等運営者は、園内の概要、開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応するものとする。なお、問い合わせの内容に応じて維持管理業務受託者等への確認又は引継ぎを行うものとする。

２．施設等運営者は、公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し、苦情及びその対応状況を記録するとともに、調査職員等に報告するものとする。

３．施設等運営者は、障害者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処するものとする。

４．施設等運営者は、必要に応じて団体での施設利用者の誘導及びバス等車両の停車場所への誘導を行うものとする。

第３６条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が遺失物を発見した場合は、速やかに維持管理業務受託者へ届け出るものとする。

第３７条 広報・広聴

１．施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価や提案意見、苦情等の聴取や記録に取り組むものとする。

２．施設等運営者は、前項に定めた聴取や記録を集約し、調査職員等に書面により毎月報告しなければならない。

３．施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページ、ポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、調査職員等と協議した上で媒体ごとに策定し、これに基づき広報活動を行うものとする。

４．施設等運営者がホームページによる情報発信を行う場合、設置管理許可書で許可を受けた

運営業務の運営日時及び提供サービス等基本的な業務内容については、維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに掲載することは可能であるものとする。

その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、本公園のホームページとは別に設置するものとするが、本公園のホームページにリンクをはることは可能であるものとする。

なお、データを収納するサーバ及びリンクをはる他のホームページについて、事前に調査職員等と協議を行うものとする。

5．収益施設のホームページを他のホームページにリンクする場合は、そのリンク先は原則として１つとする。ただし、それによりがたい場合は、調査職員等と協議するものとする。

6．施設等運営者は、本公園のホームページ上で発信する情報について、別紙－5「共通仕様書」第 39 条から第 50 条までの規定及び四国地方整備局が定める別添－24「プライバシーポリシー」に基づいた適正な内容であることを事前に確認するものとする。

7．施設等運営者は、掲載する文書、図画、写真、音楽等における著作権等の知的所有権に配慮するものとする。

第３８条 掲載情報の更新・修正・訂正

1．施設等運営者は、ホームページやポスター、チラシ等において収益施設の情報を掲載する場合、常に新しい情報を掲載するとともに、更新に努めるものとする。

2．施設等運営者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとり、調査職員等に報告するものとする。

3．施設等運営者は、収益施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員等に報告をした上で、当該ホームページの管理者に対し、訂正等必要な措置を求めるものとする。

第４章 安全衛生管理

第３９条 基本事項

１．安全管理

１）施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保及び快適な利用を図るものとする。

２）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、本公園の収益施設に関し安全管理上の一切の責務を負うものである。

３）施設等運営者は、共通仕様書第 20 条安全管理の「事業者」を「施設等運営者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生管理計画に安全管理の実施方法を定め、四国地方整備局に提出するものとする。

４）施設等運営者は、安全管理に係る消耗品交換をした場合は、調査職員等からの求めに応じ提出できるよう記録を保存しておくこと。

２．安全確保

１）施設等運営者は、別途規定している事項を除き、安全確保の一切の責務を負うものである。

２）施設等運営者は、共通仕様書第 21 条安全確保の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の安全衛生計画に安全確保の実施方法を定め、四国地方整備局に届け出るものとする。

３．救急救護

１）施設等運営者は、管理運営要領の救急対応において救急時の対応方法を定め、四国地方整備局に提出する。

２）施設等運営者は、開園時間中は救急活動にあたらなければならない。

３）施設等運営者は、施設利用者の急病や負傷により救急活動を要する事態を認めたときは、応急処置をとるとともに、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

４）施設等運営者は、前号の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員等に報告するものとする。

５）施設等運営者は、重大事故については、共通仕様書書第 22 条救急対応 5 項の定めに従うものとする。

６）施設等運営者は、傷病者の発生に備え、スタッフに対して、日頃から研修・訓練等を行うものとする。

４．災害時、異常時等の対応

１）施設等運営者は、共通仕様書第 23 条災害時、異常時等の対応の「事業者」を「施設等管理者」と読み替えたうえで、管理運営要領の緊急時対応において緊急時の体制、対応方法、危機管理マニュアルを定めるものとする。

２）施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、又は休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常の有無を確認しなければならない。異常を発見した場合は、本規定書第 1 編第 8 条に基づき適切な措置・対応を行うものとする。

３）施設等運営者は、四国地方整備局が実施又は要請する異常事態対策に積極的かつ主体的

に参加・協力するとともに、必要に応じて当該対策を実施するものとする。

4）施設等運営者は、関係機関の立会検査又は調査がある場合は、施設等運営者は調査職員等の指示により立会等に協力するものとする。

第４０条 点検等

1．安全衛生管理計画

1）施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係法令及び規則に基づき設定した定期点検及び自主点検計画、衛生管理計画等について管理運営要領の安全衛生管理計画に実施時期、方法、体制、点検記録の様式など実施方法の詳細を記載し、調査職員等に提出の上、書面により承認を受けるものとする。

2）施設等運営者は、安全衛生管理計画に記載した、自主点検については、特段の事情がない限りあらかじめ設定したスケジュールに沿って実施するものとする。

3）施設等運営者は、法定点検及び自主点検の結果については、遅滞なく調査職員等に書面により報告するものとする。

2．定期点検

施設等運営者は、四国地方整備局が実施する法定点検以外の定期点検について、調査職員等と協議の上決定するものとし、協議内容については書面により調査職員等に報告するとともに、保管するものとする。（別添－34「建物・工作物に係る点検の分担一覧」参照。）

定期点検は、メーカー等に規定されている場合はそれに従う。

なお、別添－34「建物・工作物に係る点検の分担一覧」に示した施設管理者が行う定期点検項目以外にも、必要とされる定期点検項目がある場合には、調査職員等と協議の上決定するものとし、協議内容については書面により調査職員等に報告とともに、保管するものとする。

■関係法令

法令名	参照条項	条件の有無	条件に関わる参照条項
ガス事業法	第四十条の二	×	第二条 【則】 第百七条
浄化槽法	第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条	×	第二条
ボイラー及び圧力容器安全規則	第三十二条、第六十七条	○	第一条 【労働安全衛生法施行令】 第一条

※［条件の有無］○：義務付けする施設、設備等について、規模等の条件が付されているもの

3．自主点検

施設等運営者は、自主点検を下記の表「施設の自主点検項目」に掲げる項目のうち、該当するものについて、施設等運営者が「建築保全業務共通仕様書」に準じて行うものとする。

■施設の自主点検項目

大項目	中項目	小項目
建築	建築	建築
電気設備	電灯・動力設備	電灯・動力設備
	受変電設備	受変電設備
	自家発電設備	自家発電設備
	直流電源設備	直流電源設備
	交流無停電電源設備	交流無停電電源設備
機械設備	温熱源機器	運転・監視記録
		鋳鉄製ボイラー・鋼製ボイラー
		真空式温水発生機・無圧式温水発生機
		温風暖房機
	空気調和等関連機器	空気調和等関連機器
	給排水衛生機器	給排水衛生機器
		循環ろ過装置

4．日常点検

1）施設等運営者は、始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行うものとする。実施時期、方法、体制等を管理運営要領に記載する。

2）施設等運営者は、建物等について、目視等の簡易な方法により建物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講じ、所定の機能を維持するための軽微な修繕を行うことにより、事故・故障等の防止に努めるものとする。

3）施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに調査職員等に報告するものとする。

5．スタッフ管理・研修

1）施設等管理運営者は、日常の管理運営業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望への対応、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築するものとする。

2）施設等管理運営者は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき、弾力的にスタッフを配置するものとする。

3）施設等管理運営者は、四国地方整備局が実施又は要請するスタッフの管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行うものとする。

4）施設等管理運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うものとする。

5）施設等管理運営者は、建物の衛生的環境の確保、美観の維持及び劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ごみの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理する

ものとする。

第５章 施設等管理運営

第４１条 基本事項

１．施設等運営者は、消耗品の交換又は修繕工事の実施に当たり、許可区域内及びその周辺の環境を良好に維持することを心がけなければならない。

２．施設等運営者は、収益施設内及び許可区域内を常に良好な状態で維持し、公園内で実施されている運営維持管理業務等の他業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い、施設等管理運営業務を実施するものとする。

３．施設等運営者は、施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意するものとする。

４．設備及び管理備品は施設等運営者の注意義務で管理するものとする。

第４２条 清掃等

１．施設等運営者は、許可区域内及びその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃・管理を実施するものとする。

２．施設等運営者が清掃を実施する際には、公園利用者及び施設利用者の安全確保に十分注意するものとする。

３．施設等運営者が実施する清掃と維持管理業務受託者が実施する清掃について、清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意するものとする。

第４３条 工事等

１．施設等運営者は、消耗品の交換又は修繕工事の実施に当たり、事前に調査職員等と協議を行ない、必要に応じて施工体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員等に提出するものとする。また施工体制に変更が生じた場合の対応についても同様とするものとする。

２．施設等運営者が消耗品の交換又は修繕工事を実施する際には、公園利用者及び施設利用者の安全確保に十分注意するものとする。

３．施設等運営者は許可区域内及び許可を受けた構造物に限定して修繕工事等を実施するものとする。

第６章 財産管理

第４４条 台帳管理

１．施設等運営者が整備又は施工した固定資産（償却資産）については、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出するものとする。

２．運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第４５条 備品の取り扱い

１．管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備するものとする。

ただし、業務開始時に四国地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務に係る契約が終了する際に、残存する備品で四国地方整備局がその費用を負担した備品は四国地方整備局に引き渡すものとする。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、業務に継続して使用される備品についてはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が 5 万円以上のものをいう。

なお、取扱いについては、四国地方整備局が定める規定等によるものとする。

２．特定備品の取扱い

１）施設等運営者は、第 21 条に規定する原状回復及び第 22 条に規定する施設の買取等請求の禁止を踏まえ、施設の管理運営に必要な機器、設備等を施設等運営者の責任のもとで持ち込むことができるものとする。

ただし、次の号に掲げる引継方針に基づき、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

２）自転車に関する方針

(1) 施設等運営者は、現任施設等運営者が所有している自転車を有償で引継ぐ場合、現任施設等運営者並びに調査職員等との間で協議を行うものとする。また、同様に、次期施設等運営者に対しても自転車を有償で引継ぐ場合は、次期施設等運営者並びに調査職員等との間で協議を行うものとする。

(2) 施設等運営者は、耐用年数や使用状況を考慮して購入後概ね 10 年以上経過した自転車について、計画的に更新を行うものとする。なお、更新台数の目安としては、3 年間で全台数の 1/3 とする。ただし、更新する自転車は自転車の品質を保証する公的機関の認定を受けたもの（JIS マーク、SG マーク、BAA マーク等が表示されたもの）でなければならない。また、自転車安全整備店における点検・整備後に貼られる TS マークの認定から外れた自転車又は故障や事故で安全性の確保が保てない自転車については随時更新をするものとする。

なお、特殊自転車（二人乗り自転車等）については、公的機関認定の対象外及び TS マーク認定の整備対象外であることから、四国地方整備局の許可を得た上で購入をするもの

とする。

JIS マーク：＜JIS＞＝＜日本工業規格＞。一定の品質について JIS で規定し、製品等が当該 JIS の各要件に適合していることを証明するために、製品等に表示するマーク。

SG マーク：財団法人製品安全協会主催の制度。対象の製品毎に安全性品質に関する認定基準を定め、基準に適合した製品にのみに表示されるマーク。

BAA マーク：社団法人自転車協会の制定する制度。自転車安全基準に適合した自転車に貼付されるマーク。ブレーキテスト、制動性能テスト等を行い、製造時業者または輸入事業者の名前、ブランド名、車体番号等も表示される。

TS マーク：公益財団法人日本交通管理技術協会が発行するマーク。年 1 回自転車安全整備士が点検・整備をすることで自転車の安全性が認定されるもの。1 年間の付帯保険付。

(3)貸出自転車は、毎年自転車安全整備士による点検・整備を行い、TS マーク認定を受けなければならない。

(4)施設等運営者は、一台ごとの自転車の購入日、修繕履歴等を記載した自転車管理台帳を作成し管理を行うものとする。なお、自転車管理台帳は次期施設等運営者に引継ぐものとする。

3．機器、設備等を持ち込む費用、電気工事等の実施に必要な経費、持ち込んだ設備、機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）及び原状回復に必要な経費は、施設等運営者の負担とする。

4．施設等運営者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員等に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・備品等に貼付し、常に管理しておくこと。

第４６条 本業務の引継

1．施設等運営者は、本業務に係る契約が終了する場合（継続して、契約した場合は除く）又は契約が解除された場合は、四国地方整備局又は新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにするものとする。この際、速やかに施設を原状に回復して、四国地方整備局に引き渡すものとする。ただし、原状回復することが不可能若しくは不適当である場合、四国地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができるものとする。

2．不可抗力その他、四国地方整備局又は施設等運営者の責めに帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合は、調査職員等と施設等運営者は本業務の継続の可否について協議するものとする。

3．施設等運営者は、本業務に係る契約が終了するまで（継続して、契約した場合は除く）又は契約が解除されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう第 27 条に規定する業務実施体制を維持するものとする。

4．本業務に係る契約終了又は解除後に補償すべき事態が発覚し、その原因として本業務の実施期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担するものとする。

第２編　国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営個別規定書

第１章　駐車場

第１条 総則

施設等運営者は、駐車場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。

第２条 施設の利用目的

駐車場及び臨時駐車場は、公園利用者の本公園への来園手段である車両等を、公園利用時間内に限り保管する場所を提供することを目的とする。

第３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとするが、行催事等の開催により臨時駐車場の運営対象施設の駐車台数が減少する場合は、調査職員等との協議の上、駐車台数の確保規模を決定するものとする。なお、許可範囲に関しては別途提示するものとする。

＜必須施設＞

■運営対象施設一覧（常設駐車場）

施設名称	大　　型	普　　通	二輪車
中央駐車場	18 台	902 台 障害者用 11 台	20 台
北駐車場	10 台	260 台 障害者用 10 台	10 台
お花見広場横駐車場	―	24 台 障害者用 3 台	―
自然生態園駐車場	―	17 台 障害者用 2 台	―
自然活用ゾーン駐車場	―	7 台 障害者用 5 台	―

＜臨時施設＞　参考；平成 26 年度実績

■運営対象施設一覧（臨時駐車場）

区域	施設名称	確保規模 （普通車相当の最大数）	備考
園内	臨時駐車場① （ドラ夢ドーム前芝生広場）	240 台	公園利用者の安全確保を配慮
	臨時駐車場② （竜頭の丘多目的広場北）	144 台	
	臨時駐車場③ （竜頭の丘多目的広場南）	98 台	
	臨時駐車場④ （中央駐車場～竜頭の丘進入道路沿い空地）	42 台	
	臨時駐車場⑤ （竜頭の里外周道路沿い）	240 台	

第４条 担当責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、駐車場の管理運営にあたらせるものとする。

第５条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。

２．施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた運営時間とし、入場時間は本公園の開園時間から閉園時間までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うものとする。

３．施設等運営者は、繁忙日等対応又はイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員等の承諾を得るものとする。

４．行催事の開催等により、公園利用者及び施設利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員等より運営時間の延長又は短縮の指示を行う場合がある。

第６条 利用料金

駐車場の利用料金は、四国地方整備局長と協議の上、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とするものとする。ただし、利用料金は、四国地方整備局長の指定する上限料金を超えないものとする。臨時駐車場の利用料金の利用料金についても同様とする。

■利用料金一覧＜四国地方整備局長の指定する上限料金＞

車種	利用料金		備考
	一般	パスポート提示	
大型（1 回）	1,030 円	－	車体総重量 8 トン以上､最大積載量 5 トン以上、又は乗車定員が 30 人以上の自動車。
普通（1 回）	310 円	260 円	上記以外の自動車。
普通（年間パスポート）	1,000 円	－	
原付・自動二輪（1 回）	100 円	80 円	自動二輪車及び原付自転車。
身障者等	無料	無料	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険手帳の交付を受けている心身障害者の方もしくは同乗者の手帳提示。

第７条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）駐車場の運営に関すること。

２）駐車場の維持管理に関すること。

３）駐車場の安全管理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随すること。

第８条 駐車場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成するものとする。

１．駐車場施設の管理運営

１）施設等運営者は、北口料金所及び西口料金所において、必要人員を配置し、駐車場の利

用料金の徴収、領収書の発行等を行うものとする。

2）施設等運営者は、原則として、施設利用者が全て退出することを確認し閉場するものとするが、著しく退出が遅延し、施設利用者を確認することができない場合は、残車両を確認し、記録するものとする。なお、残車両を所有する施設利用者から、退出の申し出があった場合は、適切に対処するものとする。

3）施設等運営者は、駐車場の混雑状況に応じて、誘導員等を配置する等、適切な運営を行うものとする。

4）施設等運営者は、運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員等と協議するものとする。

2．繁忙期の対応

1）施設等運営者は、駐車場が満車になることが予測される場合は、あらかじめその対策をたて、調査職員等との協議の上、駐車台数の確保規模を決定し、臨時駐車場を確保するとともに、誘導員の増員や施設等運営者が独自に臨時駐車場を確保するなど、事前に必要な措置を講ずるものとする。

2）施設等運営者は、繁忙期の駐車場の混雑状況に応じて、誘導員数及び配置を工夫し、施設利用者の円滑な誘導に努めるなど、適切な運営を行うものとする。

3．臨時駐車場の確保

1）施設等運営者は、繁忙期において、調査職員等の指定するドラ夢ドーム前芝生広場、竜頭の丘多目的広場、中央駐車場～竜頭の丘進入道路沿い空地、竜頭の里外周道路沿いを臨時駐車場とし、確実に施設利用者の駐車スペースを確保しなければならない。

なお、臨時駐車場の確保日については、調査職員等と協議の上、決定するものとする。

2）施設等運営者は、常設駐車場が満車となる状態を見計らって、臨時駐車場の使用を開始するものとする。

3）施設等運営者は、臨時駐車場への案内として、臨時駐車場の使用時に限定して看板を設置し、施設利用者への指導を行うものとする。特に公園利用者及び施設利用者の安全確保には細心の注意を行うものとする。

4）施設等運営者は、臨時駐車場の安全管理として、臨時駐車場の出入口部及び駐車スペースに誘導員を適宜配置するものとする。

5）施設等運営者は、臨時駐車場の使用時は、臨時駐車場の範囲が明確となるよう、移動看板及び簡易柵等を設置するものとする。また、本公園の混雑が予想されるときは、ハンドマイクによる誘導も行うものとするものとする。

4．利用制限等

次に掲げる行為に該当する場合は、施設等運営者は、駐車場の利用を拒否することができるものとする。

(1)駐車場を利用する者が遵守事項を守らない場合又はスタッフの指示に従わない場合。

(2)危険物を積載している車両その他駐車場の管理上支障のある車両が駐車しようとしている場合。

5．施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、中央駐車場、北駐車場、お花見広場横駐車場、自然生態園駐車場、自然活

用ゾーン駐車場及び臨時駐車場において、次の各号に掲げる維持管理を行うものとする。

1）施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うものとする。

2）駐車場施設・設備の機能を保持し、日常の円滑な運用に支障が生じないよう、関係法令を遵守し、日常的な保守・点検や必要な備品等の管理、調達を行うことで適切な維持管理を行うものとする。

3）駐車場内にある植栽地の植物管理を行うものとする。なお、実施に当たっては、別紙－8「個別仕様書（植物管理)」に準じて実施するものとする。

6．安全管理

1）施設等運営者は、施設利用者の安全に注意を払い、安全管理を行うものとする。

2）施設等運営者は、補修、その他管理上やむを得ない理由があるときは、駐車場の全部又は一部を休止することができるものとする。

3）施設等運営者は、管理上必要があると認められるときは、駐車場の出入口の全部又は一部を閉鎖することができるものとする。

4）施設等運営者は、駐車場内において、災害や事故が発生し、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

5）施設等運営者は、駐車場の全部又は一部を休止・閉鎖・変更する際は公園利用者及び施設利用者に的確に告知するとともに、調査職員等に報告するものとする。

6）施設等運営者は、緊急車両等の入出場については適宜協力をするものとする。

7）施設等運営者は、施設利用者の安全確保、施設状況の把握、施設利用案内等を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。また、事件、事故、災害等緊急時対応、不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等もあわせて行うものとする。

7．緊急時の対応

施設等運営者は、事件、事故、災害等が発生した際には、第1編第39条基本事項に準じて対応するものとする。

8．施設利用上の注意事項

施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、少なくとも次の各号に掲げる事項について看板等により注意を促すものとする。

1）園内の車両通行速度は、西口・北口園路は40km/h、公園内車道は30km/h、その他園路は20km/hを超えないこと。

2）園内での追い越しをしないこと。

3）喫煙又は火気の取り扱いをしないこと。

4）標識又はスタッフの指示に従うこと。

5）車両を離れるときは、エンジンを停止し、ドア及びトランクには施錠し、盗難に備えること。

6）公害防止の為、エンジンを空ぶかししないこと。

7）施設、車両及びその取付物等の損害又は事故を目撃した時は施設等運営者へ速やかに連絡すること。

8）施設利用者及びその関係者（同乗者含む。）が故意又は過失により駐車場の施設又は他の

車両に損害を与えたときは、当事者がその損害賠償を行うこと。

9)「車いす使用者用駐車スペース」は該当車両がいつでも利用できるよう、該当しない車両は利用を控えること。

10) その他、施設等運営者の業務又は他の施設利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第９条 費用負担

１．駐車場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者が負担するものとする。

２．施設利用者の不適切な使用により、管理施設、管理備品・特定備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者の責任として、施設利用者から修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収するものとする。

３．四国地方整備局の職員及び取材、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者からは、駐車場の利用料金を徴収することはできないものとする。

第１０条 責任の範囲

１．共通規定書第１０条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、四国地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。

１）天変地異その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び施設利用者の損害。

２）車両に残された貴重品、その他物品及び取付物に関する損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者は車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償すること。

３．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償するものとする。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求めるものとする。

第２章　レンタサイクル施設

第１１条 総則

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。

第１２条 施設の利用目的

レンタサイクル施設は、本公園において施設利用者への自転車等の貸出しを行うことを目的とする。なお、自動二輪車等を持ち込むなど公園利用者及び施設利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

第１３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示するものとする。

＜必須施設＞

■運営対象施設一覧　　**参考：現行台数（平成 27 年 3 月現在）**

種類・インチ	16	20	22	24	26	計
マウンテンバイク	34	20	10	45	88	197
シティサイクル	―	29	―	50	60	139
子供用	17	40	―	―	―	57
子供用（補助輪付）	19	―	―	―	―	19
子供椅子付	―	―	―	―	59	59
電動	―	―	―	―	30	30
二人乗り自転車	―	22	―	―	―	22
ヘルメット	―	―	―	―	―	292

※自転車は施設等運営者が用意する。

第１４条 担当責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者を選任した上で、レンタサイクル施設の管理運営にあたらせるものとする。

第１５条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。

２．施設等運営者は、原則として開園時間に合わせた運営時間とし、発券時間は本公園の開園時間から閉園時間の 1 時間前までとし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うものとする。

３．施設等運営者は、繁忙日等対応又はイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員等の承諾を得るものとする。

４．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員等が運営時間の延長又は短縮の指示を行う場合がある。

第１６条 利用料金

施設利用者へ提供する自転車貸出の利用料金は、四国地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定めるものとする。

■＜参考＞現行利用料金一覧

車種		利用料金（超過料金）
自転車	大人（15 歳以上）	2 時間…260 円（30 分ごとに 70 円）
	小人（小・中学生）	2 時間…100 円（30 分ごとに 30 円）
電動自転車	大人（15 歳以上）	2 時間…510 円（30 分ごとに 160 円）

第１７条 業務内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）自転車の貸出に関すること。

２）レンタサイクル施設の維持管理に関すること。

３）自転車の点検、整備、修理に関すること。

４）自転車の利用に伴う苦情処理に関すること。

５）前各号に掲げる業務に付随するもの。

２．施設等運営者は、日常の管理上で必要があると認められたときは、自転車の貸出の全部又は一部を中止することができるものとする。

３．自転車の貸出を中止することが、施設利用者へ影響が与えると考えられる場合は、施設等運営者は、調査職員等と協議を行うものとする。

第１８条 レンタサイクル施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成するものとする。

１．レンタサイクル施設の管理運営

施設等運営者は、レンタサイクル施設の管理運営については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）サイクリングセンターに必要人員を配置し、自転車貸出に伴う利用料金の徴収及び領収書の発行、自転車の貸出、自転車の整備等を行うものとする。

２）自転車の貸出開始前にサイクリングコースに異常がないか確認を行うものとする。

３）貸出自転車の貸し出し時に点検を行い、注意事項の周知を行い、異常のないことを確認した上で貸し出しを行うものとする。

４）施設利用者が園外で貸出自転車を利用する場合は、貸し出しの際に、運転免許証、健康保険証、学生証等の身分を証明するものの提示を求め、年齢の確認を行うとともに、受

付簿に氏名、連絡先（携帯電話番号）を記載してもらうものとする。

5）閉園後全ての自転車が返却されているか台数確認を行い、不足している場合はサイクリングコース等の探索を行い、未返却車両がないか確認をするものとする。

6）施設利用者が貸し自転車を利用するまでの待ち時間が長時間になることが予測される場合は、待機場所を設置する等事前に必要な措置を講ずるものとする。

7）施設の混雑状況に応じて、導線を工夫する等、円滑な誘導に努めるものとする。

8）運営条件に定めていない事項に関しては、必要に応じて調査職員等と協議するものとする。

2．利用制限

施設等運営者は、次の各号に該当する者の利用を禁止し、周知するものとする。

1）危険物を持ち込む者。

2）秩序を乱し、又は風紀を害するおそれのある者。

3）自転車に乗れない者。

4）四国地方整備局が定める制限事項に違反する者。

5）園外で自転車を利用する場合は、中学生以下の者。ただし、保護者同伴の場合は、小学生以下の者。

3．施設・設備等の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

1）施設及び施設周辺の清掃及び塵芥処理。

2）施設の点検整備及び軽微な補修又は故障の修理。

3）その他消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

4．安全管理

1）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に自転車を利用するできるよう心がけ、常に自転車を正常な状態で維持するため、日常点検、定期点検、一斉点検を行うものとする。

2）施設等運営者は、日常点検、定期点検、一斉点検を次の各号に掲げる頻度等により実施するものとする。

(1) 日常点検：自転車貸出し時、及び返却時に毎回、車両及びその周辺等の点検を行い、良好な環境維持に努めるものとする。

(2) 定期点検：概ね四半期ごとに 1 回、繁忙期前後で全自転車を順次点検し、安全な環境整備に努めるものとする。

(3) 一斉点検：年１回、自転車安全整備士の資格者により TS マークの点検を、全保有車両を対象に行い、有効期限が切れないよう注意するものとする。

3）施設等運営者は、日常点検として、自転車貸出し時及び自転車返却時に次に掲げる点検をはじめ安全に関する項目について、点検を行うものとする。

(1) 貸出し時

①目視による車両の汚れの点検を行うものとする。

②目視・触検によるタイヤの空気圧、スポークの不具合、ブレーキの動作確認、ハンド

ルの歪み、チェーンの緩み等の点検を行うものとする。

③超過料金、ヘルメット着用、スピードの出しすぎに注意した安全走行についての案内その他自転車の注意事項及び操作方法についての説明を行うものとする。

④サドルの高さ調整を行うものとする。

⑤施設利用者に不都合がないかを確認後、貸出しを行うものとする。

(2) 返却時

①施設利用者から走行中に不都合がなかったかを確認するものとする。

②施設利用者から指摘があった場合は、その部分及び関連部分を点検するものとする。

③「自転車業務日報」を定め、点検結果を記載するものとする。

4）施設等運営者は、定期点検として、全自転車を順次、次の各号に掲げる点検項目に従い点検を行うものとする。なお、点検の実施は、平日及び閑散期とする。

(1) フレーム・前ホーク　：目視・打検による点検。

(2) ハンドル　：目視・触検・作動による点検。

(3) タイヤ・スポーク　：目視・触検による点検。

(4) ギヤクランク　：目視・触検による点検。

(5) ペダル　：目視・触検・作動による点検。

(6) ブレーキ　：目視・触検・作動による点検。

(7) チェーン　：目視・触検・作動による点検。

(8) サドル　：目視・触検・作動による点検。

(9) スタンド　：目視・触検・作動による点検。

(10) 鍵　：目視・触検・作動による点検。

(11) 子供乗せ用かご　：目視・触検・作動による点検。

(12) ボルト　：目視・触検による点検。

(13) 変速機　：作動による点検。

(14) その他　：異常個所があった場合に、異常箇所を追加点検。なお、四輪車についてはその特性に配慮して点検を行うものとする。

5）施設等運営者は、点検後は次の各号に掲げる処理を行うものとする。

(1) 点検時に異常があった場合、自転車修理カードを添付し、貸出し禁止とする。また、異常のある車両は他の車両と分けて1箇所にまとめておくものとする。

(2) 異常箇所等の修繕については、軽微なものはスタッフが行い、専門技術を要するものは自転車安全整備士の資格者が行うものとする。

(3) 貸出しを禁止した自転車は、修理を行い、利用の安全を確認した上で、貸出し禁止を解除するものとする。

6）施設等運営者は、点検の結果及び修理内容を「自転車業務日報」に記載するものとする。

7）施設等運営者は、繁忙期においても、前各項に定める点検等を確実に行うものとする。

8）施設等運営者は、日常点検を担当するスタッフの技術力向上のため、自転車安全整備士による点検講習を受講させるものとする。

5．緊急時対応

1）施設等運営者は、次の各号に該当するときは、自転車の貸出を一時中止・変更又は休止

するものとし、調査職員等に報告するものとする。貸出を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びレンタサイクル施設前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。

(1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、走行に危険が予想されるとき。

(2) 事故などの不測の事態が生じたとき。

(3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

(4) 調査職員等又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

2）施設等運営者は、前項の規定により自転車貸出を中止したときは、再開の前にサイクリングコースに異常のないことを確認しなければならない。

3）サイクリングコース等において事故が発生し又はその恐れがあるときは、施設等運営者は、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

4）前項に定めるもののほか、緊急時の対応は、第1編第39条基本事項に準じて行うものとする。

6．施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用者に対し、次の各号に掲げる事項について注意喚起を促すものとする。

1）自転車を使用しようとするときは、あらかじめ試乗し、ハンドル・ブレーキ・その他の装置が確実に操作でき整備が良好であることを確認すること。

2）乗車中又は使用中に自転車の装置について不良箇所が発生したときは、直ちに乗車を停止すること。

3）安全運転をすること。

4）備え付けのヘルメットを着用すること。

5）乗車又は使用中に故意又は過失の有無にかかわらずその発生した傷害物件損害その他の事故による補償の請求を四国地方整備局に対して行わないこと。

6）自転車の使用を終了したときは、簡単な掃除を行い所定の場所に返還すること。

7）無謀運転、酒気帯び運転、その他公園利用者及び施設利用者等に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

8）危険箇所、不適当な場所での使用をしないこと。

9）公園利用者等の通行障害となるような行為をしないこと。

10）自転車の構造・装置等の改造及び変更をしないこと。

11）サイクリングコース以外には自転車を乗り入れないこと。

12）サイクルグコースの一方通行を遵守すること。

13）園外で自転車を利用する場合は、関係法令を遵守すること。

第１９条 費用負担

1．貸出に供する自転車及びヘルメットの購入費は、施設等運営者の負担とする。なお、準備する台数は、施設利用者が快適に利用できる台数（最大約 1.5 万人／日が来園。）とする。その際、原則として次の自転車の台数以上を確保するものとする（マウンテンバイク 190 台、シティサイクル 130 台、子供用 50 台、子供用（補助輪付）20 台、子供椅子付 60 台、

子供椅子付電動 30 台、二人乗り自転車 20 台)。利用状況に見合った適切な保有台数に関しては、施設等運営者と四国地方整備局の協議により変更できるものとする。

貸出に供する自転車は、自転車の品質を保証する公的機関の認定（JIS マーク、SG マーク、BAA マーク等）を受けたものでなければならない。また、施設等運営者の負担により TS マーク（財団法人日本交通管理技術協会）対象車は、購入後 TS マークの取得・維持を義務付けるものとする。また、購入後にＴＳマークの取得をした自転車は、ＴＳマーク取得基準に適合しなくなった時点で新車に更新を行う。なお、ＴＳマーク対象外の自転車については、購入後５年を経過した段階で自転車安全整備士の有資格者による整備点検により更新が必要と判断された時点で更新を実施するものとする。

２．レンタサイクル施設管理運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者が負担するものとする。

３．施設利用者の不適切な使用により、貸し出し自転車を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、施設利用者が修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収するものとする。

第２０条 責任の範囲

１．共通規定書第 10 条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、四国地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。

１）天変地異その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

２）施設等運営者の過失あるいは貸出自転車の整備不良等によらない損害。

２．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

３．施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償するものとする。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求めるものとする。

第３章　飲食・物販施設

第２１条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営（自主事業として行う臨時の飲食・物販施設の運営を含む）に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。

第２２条 施設の利用目的

飲食・物販施設は、本公園において飲食の提供や物品の販売を行うことを目的とする。

第２３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては、別途提示するものとする。

■運営対象施設一覧

＜必須施設＞

【飲食施設】

施設名称	営業場所
レストラン	中央広場ゾーン
レストハウス竜の里	中央広場ゾーン

【物販施設】

施設名称	営業場所
売店	中央広場ゾーン

＜臨時施設＞　　参考；平成 26 年度実績

施設名称	営業場所	売店数
春（ゴールデンウィーク）	中央広場ゾーン	4 箇所
春（マラソン）	健康ゾーン	1 箇所
夏（夏休み）	中央広場ゾーン	3 箇所
夏（サマーナイトフェスティバル）	中央広場ゾーン	3 箇所
夏（MONSTER baSH）	全園	78 箇所
秋（コスモスフェスタ）	中央広場ゾーン 健康ゾーン	7 箇所
冬（ウィンターファンタジー）	中央広場ゾーン	6 箇所
冬（リレーマラソン）	中央広場ゾーン	1 箇所
冬（バレンタインイルミネーション）	中央広場ゾーン	2 箇所
冬（クリスマスローズフェスタ）	中央広場ゾーン	1 箇所

第２４条 責任者の選任

施設等運営者は、施設担当責任者、防火管理者、食品衛生責任者等、関係法令上必要な資格を保持する者を選任した上で、飲食施設及び物販施設の管理運営にあたらせるものとする。

第２５条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とする。

■飲食施設の定休日一覧

施設名称	定休日
レストラン	特に設けない
レストハウス竜の里	特に設けない

■物販施設の休業期間一覧

施設名称	定休日
売店	特に設けない

２．施設等運営者は、臨時施設については、調査職員等と協議の上、設置するものとする。

３．定休日以外に休業する場合や運営時間を短縮又は延長する場合、施設等運営者は調査職員等の承諾を得るものとする。

４．施設等運営者は、原則として次の運営時間に飲食施設及び物販施設を管理運営するものとする。ただし、施設利用者へのサービス提供を安定的に行うことを前提に、施設利用者の状況に応じて運営時間を短縮又は延長する場合は、調査職員等の承諾を得るものとする。

■営業時間

＜飲食施設＞

＜レストラン＞

9:30～閉園時間※

※レストランのオーダー可能時間は以下のとおり

飲物　9：30～閉園時間

食事　11：00～15：00（土日祝日 15：30）

＜レストハウス竜の里＞

9：30～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、飲食施設毎に調査職員等に承諾を得るものとする。

＜物販施設＞

（年間常設売店）

9:30～閉園時間

ただし、春休み・ゴールデンウィーク・夏休み・イベント実施期間の営業時間延長の場合は、調査職員等に承諾を得るものとする。

５．行催事の開催時等において、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員等が運営時間の延長又は短縮の指示を行う場合がある。

第２６条 利用料金

施設利用者へ提供する商品は、施設等運営者から提案された内容とするが、販売価格は四国地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定めるものとする。

■サービス内容等一覧

＜飲食施設＞　　参考；平成 26 年度実績（平成 27 年 3 月末現在）

施設名称	現行販売品目（参考）
レストラン	カレー、各種パスタ、弁当、バーベキューセット、各種ソフトドリンク、ハーブティー、各種ジェラート、ケーキ等
レストハウス竜の里	カレー、各種パスタ、弁当、バーベキューセット、各種ソフトドリンク、ハーブティー、各種ジェラート、ケーキ等

＜物販施設＞　　参考；平成 26 年度実績（平成 27 年 3 月末現在）

施設名称	現行販売品目（参考）
売店	各種ソフトドリンク、ミネラルウォーター、アルコール類、弁当・御握り、菓子・スナック類、骨付き鶏、アイスクリーム、いちじく製品（ジュース、ジャム）、土産物（饅頭、せんべい、蕎麦、うどん、各種ドラ夢グッズ、オリーブ漬物）、藍染石鹸、藍染タオル、レジャーシート、レインコート　等

第２７条 業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）飲食・物販施設の運営に関すること。

２）飲食・物販施設の維持管理に関すること。

３）飲食・物販施設利用に伴う苦情処理に関すること。

４）前各号に掲げる業務に付随するもの。

第２８条 飲食・物販施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成するものとする。

１．繁忙期の対応

施設等運営者は、繁忙期の管理運営に当たっては、飲食施設の供給機能を補完し、施設利用者へのサービス提供を強化するために、臨時売店を開設することができるものとする。なお、開設に当たっては、事前に営業場所、開設期間、時間及び販売品目について四国地方整備局と協議するものとする。

■臨時売店開設場所及び開設期間一覧　　参考；平成 26 年度実績（平成 27 年 3 月末現在）

施設名称	営業場所	開設期間
臨時売店	エントランス	H26.8.13～H26.8.25 H26.8.15～H26.8.18 H26.10.3～H26.11.5（土日祝のみ営業）

		H26.11.2～H26.11.3 H26.11.20～H26.12.23（土日祝のみ営業） H27.2.5～H27.2.17（営業期間　2.7～2.15）
臨時売店	芝生広場	H26.4.1～H26.6.3（土日祝のみ営業） H26.5.7～H26.5.13（5.10,5.11 のみ営業） H26.8.13～H26.8.20（8.15～8.18 のみ営業） H26.9.11～H26.11.5（土日祝のみ営業） H26.10.22～H26.10.27（10.25,10.26 のみ営業） H26.11.20～H27.1.6 （土日祝,12/22,24,25,1/2 に営業） H27.3.5～H27.3.31（土日祝のみ営業）
臨時売店	ドラ夢の泉広場	H26.4.1～H26.11.5（土日祝のみ営業） H27.3.5～H27.3.31（土日祝のみ営業）
臨時売店	ドラ夢広場	H26.5.24～H26.5.25（5.25 のみ営業） H26.10.19
臨時売店	ドラ夢ドーム	H26.4.11～H26.4.15（4/13 のみ営業） H26.9.25～H26.9.29（9/27 のみ営業） H26.10.3～H26.11.5（土日祝のみ営業） H26.12.5～H26.12.8（土日祝のみ営業）
臨時売店	ドラ夢の家	H26.11.20～H27.1.6（土日祝のみ営業）
臨時売店	風花の庭	H26.11.20～H27.1.6（土日祝のみ営業）
臨時売店	希望の丘展望台下	H26.4.1～H26.11.5（土日祝のみ営業） H27.3.12～H27.3.31（土日祝のみ営業）
臨時売店	竜の子広場	H26.4.1～H26.11.5（土日祝のみ営業）
臨時売店	昇竜の滝上広場	H26.12.11～H27.1.6（土日祝のみ営業）
臨時売店	竜頭の里 芝生広場	H27.1.9～H27.1.13（土日祝のみ営業）
臨時売店	中央駐車場	H26.4.4～H26.5.11（土日祝のみ営業） H26.9.13～H26.10.31（土日祝のみ営業） H26.11.1～H26.11.3（土日祝のみ営業）
臨時売店	ビジターセンター	H27.2.26～H27.3.1
臨時売店	全園	H26.8.23～H26.8.24 （モンスターバッシュ開催日）

２．利用制限

施設等運営者は、次の各号に該当する者の利用を禁止するものとする。また、施設等運営者は、施設利用上の注意を策定し施設利用者に対し、看板等において注意を促す。

１）危険物を持ち込む者。

２）秩序を乱し、又は風紀を害するおそれのある者。

３）四国地方整備局が定める制限事項に違反する者。

４）ペット等の動物を同伴する者。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬及び聴導犬と同伴する身体障害者は除く。

５）その他公園利用者及び施設利用者の安全又は快適な利用を妨げる者。

３．　安全衛生管理

１）施設等運営者は、衛生管理及び安全管理に責任を負うものとする。

2）施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員等に提出する。また、安全衛生管理計画書の作成に当たっては、次の各号に掲げる項目のほか、十分な衛生管理、安全管理等に配慮するとともに、事故防止に努めるものとする。

(1) 運営に当たる全スタッフを対象として、年 1 回の健康診断を実施する。また、検査の結果、異常がある者は、完全に回復したことを証明する医師の診断が得られるまで職場復帰は認めないものとする。

その他、下痢を起こしているなど体調不良者は出勤させてはならない。

3）施設等運営者は、法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員等に報告するものとする。

4）施設等運営者は、飲食施設において、商品管理の徹底、消防設備の点検、身だしなみの徹底等を実施するとともに、施設等を常に清潔、快適かつ安全な状態に維持するため、次の各号に掲げる管理を実施するものとする。

(1) 毎日の始業及び終業時には、ガス、電気等を使う火災につながる器具の点検を行うとともに、清掃状態や施設の不具合についても点検を行うものとする。

(2) 毎日の始業時に、服装、髪型、アクセサリー、爪、健康状態及び頭髪について点検を行い、安全衛生や施設利用者の利用満足度の向上に努めるものとする。

(3) 毎日、害虫の発生状況を点検し、必要に応じ適切な害虫駆除を行うものとする。

(4) 清掃点検項目を定めた上で、これに基づき清掃を行い、テーブル、厨房内、カウンター、排水溝、厨房機器、ごみ箱等の清掃状況の点検を行うものとする。

(5) 毎日、売店商品の保管状況の点検を行い、賞味期限切れ製品等を供することのないよう、賞味期限、腐敗、変色、異味、異臭等を確認するものとする。

(6) 毎日、冷蔵庫、冷凍庫等の温度点検を行うものとする。

(7) 緊急時には、緊急連絡事項の取り扱いに関する規約と緊急連絡体制に基づいて、調査職員等、維持管理業務受託者をはじめ、関係機関に対し迅速に連絡・対応するものとする。

(8) 納品を行う業者に対して、書面及び口頭で日常的な安全運転の指導を行うものとする。

(9) 運営に当たる全スタッフを対象として、腸内細菌検査のための検便検査を年 2 回実施し、検査の結果、異常がある者は、二次検査で正常であることが確認されない限り、就業を認めないこととするなど、二次感染の防止に努めるものとする。

5．緊急時の対応

1）施設等運営者は、食中毒等の事故が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく、書面等により調査職員等に報告するものとする。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、四国地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、施設等運営者は四国地方整備局の求めに応じ迅速かつ適切に協力しなければならない。なお、本業務の実施期間中に、四国地方整備局において新たに事故等への対応計画、規定等を定めた場合は、それに則った対応を図るものとする。

2）食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責

任において、その賠償を行うものとする。

3）施設等運営者は、前各項に定めるもののほか、緊急時の対応は、共通規定書第 39 条に従うものとする。

第２９条 費用負担

1．飲食施設の管理運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者が負担するものとする。

2．施設利用者の不適切な使用により、管理施設、管理備品・特定備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者の責任として、施設利用者より修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収するものとする。

第３０条 責任範囲

1．共通規定書第 10 条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、四国地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。

1）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。

2）施設等運営者の過失によらない損害。

2．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。

3．施設等運営者は、施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、その損害を賠償するものとする。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求めるものとする。

第４章　オートキャンプ場

第３１条 総則

施設等運営者は、オートキャンプ場の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。

第３２条 施設の利用目的

オートキャンプ場は、本公園において施設利用者に快適なキャビン及びカーサイトの提供等を行うことを目的とする。

第３３条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりとする。なお、許可範囲に関しては別途提示するものとする。

＜必須施設＞

■運営対象施設一覧

施設区分	施設名称	数量
オートキャンプ場	オートキャンプ場管理センター	1棟
	キャビンA	7棟
	キャビンB	7棟
	キャビンC	3棟
	キャビンD（バリアフリータイプ）	3棟
	キャビンE（ファミリータイプ）	1棟
	キャビンF(バリアフリータイプファミリーキャビン)	1棟
	トレーラーハウス	1台
	サテライトA、E	2棟
	サテライトB、C、D	3棟
	炊事室A、B、C、D	4棟
	炊事室E	1棟
	キャンピングカーサイト	5サイト
	一般カーサイト	59サイト
	フリーサイト	19サイト
	オートキャンプ場駐車場	―

第３４条 責任者の選任

施設等運営者は、防火管理者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を施設担当責任者として選任した上で、オートキャンプ場の管理運営にあたらせるものとする。

第３５条 運営日時

１．施設等運営者は、原則として本公園の開園日を営業日とするものとする。ただし、休園日にも前泊者のチェックアウトには対応するものとする。また、年末年始には、例外的に本

公園の閉園日でもオートキャンプ場を営業するのが原則とする日がある。これらについての詳細は調査職員等に確認することとし、その対応について管理運営要領に記載するものとする。

2．施設等運営者は、原則として次の運営時間を最低限としてオートキャンプ場を運営し、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行うものとする。

運営時間	
ゲート開閉時間	7：00～21：30
チェックイン ※（　　）はキャビンの場合	14：00～18：00 （15：00～18：00）
チェックアウト	8：00～12：00
オートキャンプ場管理センター ※事故及び病気等の対応は 24 時間体制で実施する。	8：00～20：00

※日帰り利用は、公園開園時間内の利用とする。

※利用状況により営業時間の延長を行う。

3．施設等運営者は、繁忙日等対応又はイベント等開催のため、運営時間を延長又は変更する場合は、調査職員等の承諾を得るものとする。

4．行催事の開催等により、公園利用者の利便を確保する上で必要が認められるときは、調査職員等より運営時間の延長又は短縮の指示を行う場合がある。

第３６条 利用料金等

1．施設利用者へ提供するオートキャンプ場の利用料金及び物販価格等は、四国地方整備局長と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格に準じて定めるものとする。

2．オートキャンプ場内の売店等の業務については、関係法令に基づき実施するとともに、衛生については十分に留意するものとする。

3．利用料金には入園料を含めることとし、入園料については国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務を行う事業者に引継ぎ、事業者は国庫に納入するものとする。

■現行利用料金一覧　　参考；平成 26 年度実績

施設名称	キャンプサイト数及び主要施設、利用料金等
オートキャンプ場	＜施設維持費＞ ・大人　640 円（520 円） ・子ども　280 円（260 円） ・シルバー　440 円 ※料金には入園料を含む ※（　）は団体料金 ＜サイト区分:宿泊＞ ・キャビン E、F：8 名まで　25,700 円、9 名以上 1,000 円/人（最大 16 名まで） ・キャビン C、D：4 名まで　13,350 円、5 名以上 1,000 円/人（最大 10 名まで） ・キャビン A、B：4 名まで　11,850 円、5 名以上 1,000 円/人（最大 8 名まで） ・トレーラーハウス：5 名まで　10,300 円 ・キャンピングカーサイト：4,100 円 ・一般カーサイト：3,100 円 ・フリーサイト（車）：1,550 円～ ・フリーサイト（二輪車）：500 円
	＜サイト区分:デイユース＞9：30～公園閉園時間（季節変動有り） ・デイグループキャビン 12,850 円 ・デイ風呂付キャビン　6,700 円 ・デイキャビン　5,950 円 ・デイトレーラーハウス 5,150 円 ・デイキャンピングカー 2,050 円 ・デイ一般カー　1,550 円 ・デイキャンプ　800 円

■現行器具貸出　　参考；平成 26 年度実績

分類	現行貸出品目（参考）
キャンプ用品	テント（5 人用）、タープ（4.5×5m）、メッシュタープ、シュラフ（寝袋）、毛布（厚手）、枕、ガスランタン、電池ランタン、テーブル、イス、2 バーナー（ガスは別）、BBQ コンロ、クッカー、食器セット、包丁まな板セット、延長コード、お徳用セット（テント・テーブル・イズ 4 脚・シュラフ 4 個・電池ランタン・クッカー、2 バーナー又は BBQ コンロ）

■現行販売品目一覧　　参考；平成 26 年度実績

分類	現行販売品目（参考）
キャンプ用品	ロープ、ハンマー、ボール、マット、ランタン、コンロ、燃料等
食料品	インスタント食品（ラーメン等）、レトルト食品（カレー、ピラフ等）、缶詰、調味料、嗜好品、清涼飲料水,アルコール類（ビール、ワイン等）、乳製品（バター・チーズ等冷蔵品）、アイスクリーム、冷凍食品、地元名産品等
日用品	日用雑貨（箸、スプーン、紙皿、紙コップ、フィルム、電池、虫よけ、ティッシュペーパー、レインコート、玩具等） 衛生用品（歯磨き、石鹸、シャンプー、紙おむつ、生理用品等） 土産品（ファンシーグッズ、民工芸品、T シャツ、タオル、特産品等）
書籍	道路地図、観光情報誌等

第３７条 業務内容

１．施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

１）オートキャンプ場の運営に関すること。

２）オートキャンプ場の維持管理に関すること。

３）オートキャンプ場の安全管理に関すること。

４）オートキャンプ場の利用に伴う苦情処理に関すること。

５）前各号に掲げる業務に付随するもの。

２．施設等運営者は、日常の管理上で必要があると認められたときは、施設利用者に利用するサイトの位置を変更していただくことができるものとする。

３．施設等運営者は、日常の管理上で必要があると認められたときは、オートキャンプ場の全部又は一部を休止することができるものとする。

４．オートキャンプ場を休止することが、施設利用者に影響を与えると考えられる場合は、施設等運営者は調査職員等と協議を行うものとする。

第３８条 オートキャンプ場施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成するにあたり、共通規定書で定められている事項のほか、以下を踏まえた管理運営要領を作成するものとする。

１．オートキャンプ場施設の運営

施設等運営者は、オートキャンプ場の運営について、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

１）オートキャンプ場管理センターに必要人員を配置し、オートキャンプ場利用料金等の徴収及び領収書の発行、ゲートを通るためのパスカードの発行、キャンプ用器具貸出、キャンプ用品及び食料の販売等を行う。

２）運営時間中は宿直者を配置するものとする。

３）オートキャンプ場の利用について、2 ヶ月前から予約を受け付け、先着順で予約調整を行う。

４）予約受付のための専用の電話、FAX を用意するとともに、インターネット予約についても対応する。

５）施設の混雑状況に応じて、誘導員数及び配置を工夫する等、円滑な誘導に努める。

２．利用制限

施設等運営者は、次の各号に該当する者の利用を禁止する。

１）危険物を持ち込む者。

２）秩序を乱し、又は風紀を害するおそれのある者。

３）四国地方整備局が定める制限事項に違反する者。

４）保護者又はこれに準ずる者を伴わない高校生以下の者。

５）ペット等の動物を同伴してキャビン又はトレーラーハウスを利用する者。ただし、身体障害者補助犬となる盲導犬、介助犬及び聴導犬と同伴する身体障害者は除く。

６）その他公園利用者及び施設利用者の安全又は快適な利用を妨げる者。

３．安全衛生管理

１）施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう心がけ、常に施設を安全かつ清潔な状態に維持するため、キャビンやカーサイト等提供施設について日常点検、定期点検、一斉点検を行う。

２）施設等運営者は、施設利用者の安全の確保、施設利用者へのサービスの提供及び施設の点検確認を行うため、定期的に巡視を実施するものとする。具体的には、門扉等の解錠又は施錠、利用指導、事件、事故又は災害等緊急時対応、不審者・不審物の有無確認や拾得物への対処、清掃状況の点検等を行うものとする。

３）施設等運営者は、事故、火災、病気等の緊急時の安全管理については、共通規定書第 39 条基本事項に従うものとする。

４．緊急時の対応

１）施設等運営者は次の各号に該当するときは、キャビン及びカーサイトの提供を一時中止・変更又は休止するものとし、調査職員等に報告するものとする。また、キャビン及びカーサイトの提供を一時中止・変更又は休止するときは、駐車場、ゲート及びオートキャンプ場管理センター前に営業休止の掲示を行うなど公園利用者及び施設利用者に適切に告知するものとする。

(1) 地震、台風、大雨、大雪等悪天候又は自然災害のため、施設利用者に危険が予想されるとき。

(2) 事故などの不測の事態が生じたとき。

(3) 緊急事態が発生し、又はその発生が予想されるとき。

(4) 調査職員等又は維持管理業務事業者の総括責任者の指示のあったとき。

２）施設等運営者は、前項の規定によりキャビン及びカーサイトの提供を中止したときは、再開の前にオートキャンプ場内に異常のないことを確認しなければならない。

３）施設等運営者は、オートキャンプ場内において事故が発生し又はその恐れがあるときは、緊急連絡体制に基づき速やかに必要な措置を行うものとする。

４）施設等運営者は、前項に定めるもののほか、緊急時の対応は、第 1 編第 39 条を参照して行うものとする。

６．施設利用上の注意

施設等運営者は、施設利用者に対し、次の各号に掲げる事項について注意喚起を促すものとする。

１）標識又はスタッフの指示に従うこと。

２）「車いす使用者用駐車スペース」に該当しない車両が駐車しないように、適正利用の周知、指導に努めること。

３）車両通行速度は、西口・北口園路は 40km/h、公園内車道は 30km/h、その他園路は 20km/h を超えないこと。

４）追い越しをしないこと。

５）車両を離れるときは、エンジンを停止し、施錠すること。

６）直火・焚火は、行なわないこと。ただし、床面から火床までの高さが 40 ㎝以上あるバーベキューコンロや焚火専用台を使用する場合を除く。

7）焚火を行なう場合は、灰・炭などの後始末を行なうこと。
8）指定場所での安全な手持ち花火以外の花火は使用しないこと。
9）指定場所以外での火気等の取り扱いをしないこと。
10）発電機、カラオケ等の音の出る機器は使用しないこと。
11）オートキャンプ場内で事故が発生しときは直ちにスタッフに届け、その指示に従うこと。
12）その他、施設等運営者の業務又は他の利用者の妨げになるような行為はしないこと。

第３９条 費用負担

1．オートキャンプ場の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者が負担するものとする。
2．耐用年数や使用状況を考慮して計画的にキャビンの管理備品（エアコン及び冷蔵庫）を更新するための費用は、施設等運営者が負担するものとする。
3．管理区域に関る植物管理費（オートキャンプ場園路から概ね両側 1m の範囲、また 1m を超えてキャビンやカーサイト等と一体的な地形あるいは利用形態を成す湖岸・法面・その他の土地における芝生及び中低木の管理）は、施設等運営者が負担するものとする。
4．施設等運営者は、オートキャンプ場施設内に、オートキャンプ場の利用規制等を記載した看板を施設等運営者の負担で設置すること。
5．施設利用者の不適切な使用により、管理施設、管理備品・特定備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、施設利用者より修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収するものとする。

第４０条 責任の範囲

1．共通規定書第 10 条の責任分担によるほか、次の各号に該当する場合は、四国地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行うものとする。
1）天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
2）施設等運営者の過失又はキャビン等施設の整備不良等によらない損害。
2．前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償すること。
3．施設等運営者は、施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、その損害を賠償する。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求めるものとする。

第５章　自動販売機

第４１条 総則

施設等運営者は、自動販売機の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第４２条 施設の利用目的

自動販売機施設は、国営讃岐まんのう公園において飲食及び物販サービスを提供することを、施設の利用目的とする。

第４３条 設置箇所及び販売内容等

１．施設等運営者は、自動販売機を指定の範囲内に設置するものとする。

２．施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行うものとする。

３．自動販売機での販売は、缶又はペットボトルの飲料品（乳飲料を含む）を想定している。

４．自動販売機で酒類の販売は行わないものとする。

５．平成 27 年 3 月時点の自動販売機の設置箇所は次のとおりであり、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。

＜必須施設＞

■設置箇所一覧　　**参考；平成 26 年度実績**

設置箇所	設置する自動販売機の種別	台数
芝生広場A（サイクリングセンター前休憩所内）	飲料（缶及びペットボトル）、アイス	3
芝生広場B（フワフワボール置場横休憩所内）	飲料（缶及びペットボトル）	2
案内所裏	飲料（缶及びペットボトル）	1
キャンプ場炊事棟 D	缶飲料	1
キャンプ場炊事棟 E	缶飲料	1
自然生態園	飲料（缶及びペットボトル）	1
希望の丘展望台下	飲料（缶及びペットボトル）、アイス	2
健康ゾーン北案内所横	飲料（缶及びペットボトル）	2
案内所表側	飲料（缶及びペットボトル）	2
ふわふわドーム内	飲料（缶及びペットボトル）	2
さぬきの森センターハウス	飲料（缶及びペットボトル）	1
ドッグラン入口		1

※特定公園施設内に設置している自動販売機を除く。

■設置箇所一覧（特定公園施設内）　参考；平成 26 年度実績

設置箇所	台数
オートキャンプ場管理センター	3
インフォメーションセンター売店	4
レストハウス竜の里	4

第４４条　責任者の選任

施設等運営者は、自動販売機の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、自動販売機の運営にあたらせる。

第４５条　利用料金

自動販売機の利用料金は、周辺類似事例に基づき、市場価格に準じて定めること。

第４６条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）自動販売機施設の運営に関すること。

２）自動販売機施設の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第４７条 自動販売機施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成すること。

第４８条 自動販売機の維持管理

１．施設等運営者は、商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自動販売機の維持管理を行うものとする。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めるものとする。

２．施設等運営者は、自動販売機に併設して、原則自動販売機 1 台に 1 個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分するものとする。

３．施設等運営者は、自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、徹底を図るものとする。

４．施設等運営者は、自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するものとする。

第４９条 費用負担

１．自動販売機運営に関わる一切の費用は、施設等運営者が負担するものとする。

２．自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボ

ックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者が負担するものとする。
その他園内のごみ箱についても、空き容器等の発生量に応じて、維持管理業務受託者との間で、応分の費用負担を行う。その際、事前に費用分担ルール及び費用分担結果の確認方法について協議し、決定するものとする。なお、費用分担の確認方法に基づき、四国地方整備局及び維持管理業務受託者と確認を行った上で、費用分担を行うものとする。

3．自動販売機の設置に伴う電気・排水工事等の追加工事に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

4．その他、本業務の実施に必要な特定備品等については、施設等運営者の負担で準備するものとする。なお、施設等運営者は、共通規定書第 21 条に規定する原状回復及び同第 22 条に規定する施設の買取等請求の禁止を踏まえ、施設の管理運営に必要な機器、設備等を施設等運営者の責任のもとで持ち込むものとする。

5．施設利用者の不適切な使用により、管理施設、特定備品等を破損又は紛失した場合は、原則施設利用者責任として、施設利用者より修理費又は施設等運営者が定める損害料を徴収するものとする。

第５０条 その他留意事項

1．自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行うものとする。

2．施設等運営者は、自動販売機の設置に当たっては、事前に調査職員等と協議し、必要な手続きを実施した上で設置するものとする。

3．施設等運営者は、販売商品等については事前に調査職員等と協議し、決定するものとする。

4．施設等運営者は、自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならない。

5．施設等運営者は、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員等の指示に従うものとする。

第６章　公衆電話

第５１条 総則

施設等運営者は、公衆電話の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努める。

第５２条 設置箇所

施設等運営者は、下記の箇所に設置してある公衆電話を、管理するものとする。

＜必須施設＞

■運営対象施設一覧

施設名称
ビジターセンター（1 台）

第５３条　責任者の選任

施設等運営者は、公衆電話の運営にあたり、施設担当責任者を選任した上で、公衆電話の運営にあたらせる。

第５４条　業務の内容

施設等運営者は、次の各号に掲げる業務を行う。

１）公衆電話の運営に関すること。

２）公衆電話の維持管理に関すること。

３）前各号に掲げる業務に付随すること。

第５５条 公衆電話施設に係る管理運営要領の作成

施設等運営者は、共通規定書第 29 条に基づく管理運営要領を作成すること。

第５６条 通話料金の集金及び納付

施設等運営者は、毎月１回公衆電話の料金を集金し、金額を確認した上で所定の納付書により、指定金融機関等で納入し、納入後は、領収書を整理・保管するものとする。

なお、回収時には、硬貨回収用の袋を用意し、必ず２名で行うものとする。

第５７条 費用負担

１．公衆電話の管理、運営に関わる一切の費用は、別に定めがある場合を除き、施設等運営者が負担するものとする。

２．通話料金の集金及び納付に要する経費は、施設等運営者の負担とする。

３．その他、本業務を実施するに必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備するものとする。

但し、施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、四国地方整備局に引き渡すこととなることとなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、

四国地方整備局に対し施設等運営者の施設の買い取り等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

4．施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第７章　自主事業における行催事等

第５８条 自主事業における行催事等

１．施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、自主事業（広報も含む）を行うことができるものとする。

２．行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。

３．自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため施設等運営者は、事前に調査職員等と協議を行うものとする。

４．自主事業の実施場所については、公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、別添－3「公園利用重点調整区域」または、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めない。

５．調査職員等と維持管理業務受託者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について

協議するものとする。

６．維持管理業務受託者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないよう、十分に調整を図って対応するものとする。

７．施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条、第 6 条又は第 12 条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を調査職員等に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第 12 条第 1 項第 2 号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができるものとする。

８．施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合があるものとする。ただし、公共性の高い行催事を国や地方公共団体との共催により行う場合、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料が不要となる場合があるものとする。

９．施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、都市公園法施行令第 20 条に基づく都市公園法第 5 条又は第 6 条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担するものとする。

10．施設等運営者は、自主事業の実施に当たり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができるものとする。なお、この場合、以下の点に留意するものとする。

１）施設等運営者は、事前に四国地方整備局長の承諾を得た上で、自主事業の実施場所及び各ゲートに協賛企業の名称等の表示を行うことができるものとする（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示。）。この場合、香川県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守するものとする。なお、協賛企業の名称、ロゴマーク又はブランド名称等は表示できるが、商品の名称等は一切表示出来ないものとする。

２）施設等運営者は、事前に調査職員等の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるものとする。

３）施設等運営者は、事前に調査職員等の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関す

るポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができるものとする。

11. 施設等運営者は、調査職員等が自主事業に関する実施状況や収支状況等の報告を求めた場合には、それに応じなければならない。

開園時間延伸状況

【H24 年度】

延伸理由	期間	開園時間
サマーナイトフェスティバル	2012 年　8 月 11 日　～　2012 年 8 月 15 日	9：30～20：30
ウィンターファンタジー	2012 年 11 月 23 日　～　2013 年 1 月　3 日 （内 2012 年 12 月 8 日、12 月 15 日～12 月 25 日）	8：30～20：00 8：30～21：00

【H25 年度】

延伸理由	期間	開園時間
サマーナイトフェスティバル	2013 年　8 月 10 日　～　2013 年 8 月 14 日	9：30～20：30
ウィンターファンタジー	2013 年 11 月 23 日　～　2014 年 1 月　5 日 （内 2013 年 11 月 30 日、12 月 7 日、 12 月 14 日～12 月 25 日）	9：30～20：00 9：30～21：00
バレンタインイルミネーション	2014 年 2 月 8 日　～2014 年 2 月 16 日 （内 2014 年 2 月 8 日～2 月 11 日、 2 月 14 日～2 月 16 日）	9：30～20：00

【H26 年度】

延伸理由	期間	開園時間
サマーナイトフェスティバル	2014 年　8 月 15 日　～　2014 年 8 月 18 日	9：30～20：30
ウィンターファンタジー	2014 年 11 月 22 日　～　2015 年 1 月　4 日 （内 2014 年 12 月 13 日～12 月 28 日）	9：30～20：00 9：30～21：00
バレンタインイルミネーション	2015 年 2 月 7 日　～2015 年 2 月 15 日 （内 2015 年 2 月 7 日～2 月 9 日、 2 月 11 日～2 月 15 日）	9：30～20：00

【国営讃岐まんのう公園】

従来の実施状況に関する情報の開示

1　従来の実施に要した経費　（単位：千円）

			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	人件費	常勤職員			
		非常勤職員			
	物件費				
	委託費等	委託費定額部分			
		成果報酬等			
		旅費その他			
計（ａ）					
参考値（ｂ）	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
（ａ）＋（ｂ）					

（注意事項）
- 運営維持管理業務の費用のみ(収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく)。
- 業務毎の委託費は精算報告書(別紙-12)を参照。
- 平成 25 年度から平成 27 年度は企画競争により特定された事業者との 3 箇年契約により業務を実施。

２　従来の実施に要した人員　（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

（平成 25 年度の業務従事者に求められる知識・経験等）

１．知識、経験に関する要件

同種又は類似業務の経験

２．技術力に関する要件

〇植物管理業務責任者

・1級造園施工管理技士

（過去の業務従事者に求められる知識・経験等）

・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。（平成22年）

１．知識、経験に関する要件

配置予定者		①本業務全体のﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ及び企画立案業務の業務責任者（総括責任者）	②運営維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者
業務実績		下記の 1）又は 2）のいずれかの施設において、平成１２年４月１日以降に完了した延べ6ヶ月以上の 3）の経験を有すること。	下記の 1）又は 2）のいずれかの施設において、平成１２年４月１日以降に完了した延べ6ヶ月以上同種業務経験を有すること。	下記の 1）又は 2）のいずれかの施設において、平成１２年４月１日以降に完了した延べ６ヶ月以上の同種業務の経験を有すること。
		1）都市公園（都市公園法第2条第1項に基づくもの）。 2）レクリエーション施設又は観光施設・商業施設で、花を含む園地管理を行っている施設。 3）業務の実施計画の策定及び各業務の調整 公園の維持管理に関する実施計画を策定し、その管理方針の下で多岐にわたる業務について調整を行い、相互連携を保ちつつ、実施の方法を決定し、適切な進捗（ちょく）管理を行う。		

２．技術力に関する要件

特になし

（業務の繁閑の状況とその対応）

なし

（注記事項）

- 運営維持管理業務の費用のみ（収益施設等管理運営業務に係る人員はのぞく）。
- 平成 24 年度では委託企業の職員 12 名、臨時職員 11 名、長期アルバイト 6 名、平成 25 年度では委託企業の職員 12 名、臨時職員 12.5 名、長期アルバイト 7 名、平成 26 年度では委託企業の職員 10 名、臨時職員 12.5 名、長期アルバイト 6 名が従事していた。
- 従事者に求める知識や技術は、平成 27 年時の資格要件である。

３　従来の実施に要した施設及び設備（委託事業者に対して供与した施設・設備）
・　別紙 1「主要公園施設一覧」、別紙 2「主要建築物一覧」、別紙 20「提供物品一覧」及び別紙 21「建物・工作物に係る修繕履歴」
（注記事項） ・　運営維持管理業務の施設･設備のみ(収益施設等管理運営業務に係る施設･設備は除く。)。

4　従来の実施における目的の達成の程度

■年間指標

		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数（単位：人）		―	443,151	411,134	530,134	411,134	500,118
香川県外からの来園数※1（単位：台）		―	データ無し※	31,459	49,152	31,459	47,120
公園全体に関する「非常に満足」の回答比率※2（単位：%）		―	46.6	43.0	47.9	43.0	50.8
季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※3（単位：%）		―	41.2	38.3	44.5	38.3	49.7
利用プログラム（体験教室、里山体験教室、ガイドウォーク等）の開催回数と参加人数	開催回数（単位：回）	―	644	610	764	610	751
	延べ参加者数（単位：人）	―	16,151	17,263	20,328	17,263	18,563
マスコミによる報道件数※4（単位：件）		―	316	341	418	341	428
ホームページ総アクセス件数（単位：件）		―	562,285	441,140	668,964	441,140	719,566

■四半期指標

	平成 24 年度							
	4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数（単位：人）	―	120,446	―	106,161	―	157,158	―	59,386
香川県外からの来園数※1（単位：台）	―	10,054	―	データ無し※	―	データ無し※	―	データ無し※
公園全体に関する「非常に満足」の回答比率※2（単位：%）	―	46.0	―	39.9	―	62.2	―	37.7
季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※3（単位：%）	―	49.5	―	37.7	―	43.9	―	32.7

	平成 25 年度							
	4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数（単位：人）	135,868	146,035	109,015	118,660	118,309	188,647	47,942	76,792
香川県外からの来園数※1（単位：台）	12,715	15,899	5,636	6,825	8,149	19,287	4,959	7,141
公園全体に関する「非常に満足」の回答比率※2（単位：%）	47.3	50.5	40.6	46.5	47.5	61.5	36.4	32.2
季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※3（単位：%）	49.4	53.5	32.0	42.5	43.5	45.8	27.6	34.8

	平成 26 年度							
	4～6 月		7～9 月		10～12 月		1～3 月	
	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績	目標計画	実績
公園利用者数（単位：人）	135,868	126,071	109,015	132,176	118,309	169,805	47,942	72,066
香川県外からの来園数※1（単位：台）	12,715	14,050	5,636	8,181	8,149	17,816	4,959	7,073
公園全体に関する「非常に満足」の回答比率※2（単位：%）	47.3	55.6	40.6	47.3	47.5	69.9	36.4	30.8
季節を彩る花の演出に関する「非常に満足」の回答比率※3（単位：%）	49.4	67.5	32.0	44.4	43.5	53.4	27.6	31.7

※H24 年度 9～2 月の間、測定機器不具合のため、計測なし

（注記事項）

1.（指標の意義、選定根拠）

運営管理の基本方針に基づいた公園の管理運営による効果を客観的に評価するための指標。
運営管理の重点事項を選定している。

2.（目標値・計画値の設定根拠）

現在は設定しない。

3.（実績の計算・把握の方法）

実施要項1.3.4.モニタリング方法による。
管理者からの管理月報及び公園の利用に関するアンケート調査より。

4. 表中の注記は以下のとおり。

※1:香川県外からの来園数は、年間及び四半期毎の自動車登録規則第 13 条第 1 号に基づき自動車登録番号標に表示する文字が「香川」以外の来園した自動車台数。

※2:年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」のQ12 で「非常に満足」とした人の割合。

※3:年間及び四半期毎の「公園利用者アンケート」のQ14「2. 季節を彩る花の演出」における「非常に満足」と回答した人の割合。

※4:マスコミ報道件数の目標は、以下のそれぞれの件数の合計件数。

有料広告・掲載、紙面買取等については委託費の充当はできないが、委託費によらない自主事業等による広報はカウント可能。

・テレビ（NHK・民放）・ラジオ（AM、FM）の放送件数で、1番組につき1カウント。

・財団法人日本新聞協会加盟の新聞・販売や配布エリアがまんのう町域を超える範囲の雑誌・情報誌への紙面掲載件数で、新聞については1紙／回につき1カウント、雑誌・情報誌については、1冊／回につき1カウント。ただし、ホームページ等インターネット記事掲載は除く。

５　従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
（事業の目的を達成する観点から重視している事項） ・地域特性を生かした植物管理、多様な利用プログラムの提供、情報の受発信の充実を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。
（注記事項） ・別紙 13「公園利用者数等」、別紙 14「公園利用者アンケート」、別紙 15「イベント実績」、別紙 16「広報・報道実績」、別紙 17「ホームページアクセス件数」

【業務区分表】

	業務内容	業務細目	現状(22-24 年度)			民間競争入札(25 年度以降)			備考
			国土交通省	A(受託者)	A 以外の業者	国土交通省	B(受託者)	B 以外の業者	(作業時期・頻度・条件等)
国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	マネジメント		○			○		通年
		企画運営管理		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○	○		○		通年
	④収益施設等管理運営業務	収益施設運営			○		○		通年
		自主事業		○			○		通年

別記様式第6（第6）

（平成24年度）国営讃岐まんのう公園維持管理業務　精算報告書

（単位：円）

経　費　区　分		予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)-(B)	摘　要
植物管理		92,000,000	94,801,006	**△ 2,801,006**	
	芝生管理	22,906,000	19,289,127	3,616,873	
	低木管理	18,033,000	20,705,360	△ 2,672,360	
	高木管理	3,242,000	4,760,800	△ 1,518,800	
	草花管理	40,118,000	42,286,885	△ 2,168,885	
	特殊管理	7,701,000	7,758,834	△ 57,834	
動物管理	動物管理	200,000	83,386	**116,614**	
建物管理		3,900,000	4,924,175	**△ 1,024,175**	
	建物維持修繕	1,800,000	2,712,668	△ 912,668	
	建物設備維持修繕	1,500,000	1,611,707	△ 111,707	
	建物清掃	600,000	599,800	200	
工作物管理		12,500,000	24,314,282	**△ 11,814,282**	
	工作物維持修繕	8,000,000	16,506,228	△ 8,506,228	
	設備維持修繕	4,500,000	7,808,054	△ 3,308,054	
清　　掃		15,539,000	16,698,468	**△ 1,159,468**	
	植栽地等清掃	14,083,000	13,588,468	494,532	
	工作物清掃	1,456,000	3,110,000	△ 1,654,000	
諸　　掛		107,981,000	116,215,292	**△ 8,234,292**	
	利用者指導費	71,689,000	73,611,400	△ 1,922,400	
	自動車維持費	2,700,000	3,121,283	△ 421,283	
	広報宣伝費	33,592,000	39,482,609	△ 5,890,609	
運営管理費		107,430,000	82,453,391	**24,976,609**	
	人件費	95,930,000	71,561,916	24,368,084	
	旅　費	300,000	456,519	△ 156,519	
	庁　費	11,200,000	10,434,956	765,044	
小　　計		339,550,000	339,490,000	60,000	
一般管理費		33,950,000	33,950,000	0	
消費税相当額		18,675,000	18,672,000	3,000	
合　　計		392,175,000	392,112,000	63,000	

別記様式第6（第6）

（平成25年度）国営讃岐まんのう公園維持管理業務　精算報告書

（単位：円）

経　費　区　分		予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)−(B)	摘　要
植物管理		29,909,000	26,342,706	**3,566,294**	
	芝生管理工	14,389,000	10,638,436	3,750,564	
	中低木管理工	12,963,000	14,119,716	△ 1,156,716	
	高木管理工	2,557,000	1,584,554	972,446	
林地管理	林地管理工	5,302,000	5,045,604	256,396	
草地管理	草地管理工	3,871,000	4,148,317	△ 277,317	
草花管理		32,709,000	38,208,831	△ 5,499,831	
	花壇管理工	16,351,000	18,696,207	△ 2,345,207	
	花畑管理工	10,114,000	14,511,430	△ 4,397,430	
	草花管理工	6,244,000	5,001,194	1,242,806	
特殊管理	特殊管理工	7,941,000	7,671,804	269,196	
動物管理	動物管理	140,000	112,020	**27,980**	
建物管理		4,624,000	3,872,198	**751,802**	
	建物維持修繕工	4,624,000	3,872,198	751,802	
工作物管理		9,504,000	8,973,620	**530,380**	
	工作物維持修繕工	4,874,000	4,557,300	316,700	
	設備維持修繕工	4,630,000	4,416,320	213,680	
清　　掃		14,871,000	14,597,927	**273,073**	
	清掃工	14,871,000	14,597,927	273,073	
諸　　掛		110,935,000	109,732,896	**1,202,104**	
	利用者指導工	64,055,000	63,294,169	760,831	
	自然生態園運営工	4,410,000	4,519,758	△ 109,758	
	自動車等維持修繕工	3,778,000	3,218,443	559,557	
	広報宣伝	38,692,000	38,700,526	△ 8,526	
運営管理費		78,258,000	78,004,406	**254,194**	
	人件費	67,800,000	66,969,391	830,609	
	旅　費	157,000	152,418	4,582	
	庁　費	10,301,600	10,882,597	△ 580,997	
直接業務費		298,064,000	296,710,329	1,353,671	
間接業務費		19,773,000	21,126,671	△ 1,353,671	
	現場管理費	16,188,000	14,782,930	1,405,070	
	業務管理費	3,585,000	6,343,741	△ 2,758,741	
業務原価		317,837,000	317,837,000	0	
一般管理費		31,763,000	31,763,000	0	
消費税相当額		17,480,000	17,480,000	0	
合　　計		367,080,000	367,080,000	0	

別記様式第6(第6)

(平成26年度)国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務　精算報告書

(単位:円)

経　費　区　分		予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)-(B)	摘　要
植物管理		29,914,000	27,780,464	**2,133,536**	
	芝生管理工	14,391,000	12,684,774	1,706,226	
	中低木管理工	12,966,000	12,372,294	593,706	
	高木管理工	2,557,000	2,723,396	△ 166,396	
林地管理	林地管理工	5,302,000	4,244,687	1,057,313	
草地管理	草地管理工	3,871,000	3,757,795	113,205	
草花管理		32,709,000	37,819,914	△ 5,110,914	
	花壇管理工	16,351,000	21,331,611	△ 4,980,611	
	花畑管理工	10,114,000	13,435,294	△ 3,321,294	
	草花管理工	6,244,000	3,053,009	3,190,991	
特殊管理	特殊管理工	7,941,000	8,062,247	△ 121,247	
動物管理	動物管理	140,000	157,052	**△ 17,052**	
建物管理		4,624,000	3,849,601	**774,399**	
	建物維持修繕工	4,624,000	3,849,601	774,399	
工作物管理		9,504,000	8,635,517	**868,483**	
	工作物維持修繕工	4,874,000	5,067,587	△ 193,587	
	設備維持修繕工	4,630,000	3,567,930	1,062,070	
清　　掃		14,871,000	13,131,331	**1,739,669**	
	清掃工	14,871,000	13,131,331	1,739,669	
諸　　掛		110,935,000	114,952,304	**△ 4,017,304**	
	利用者指導工	64,055,000	69,971,342	△ 5,916,342	
	自然生態園運営工	4,410,000	4,616,252	△ 206,252	
	自動車等維持修繕工	3,778,000	3,708,700	69,300	
	広報宣伝	38,692,000	36,656,010	2,035,990	
運営管理費		78,258,000	73,323,454	**4,935,146**	
	人件費	67,800,000	63,947,585	3,852,415	
	旅　費	157,000	46,575	110,425	
	庁　費	10,301,600	9,329,294	972,306	
直接業務費		298,069,000	295,714,366	2,354,634	
間接業務費		19,768,000	22,122,634	△ 2,354,634	
	現場管理費	16,188,000	14,781,394	1,406,606	
	業務管理費	3,580,000	7,341,240	△ 3,761,240	
業務原価		317,837,000	317,837,000	0	
一般管理費		31,763,000	31,763,000	0	
消費税相当額		27,968,000	27,968,000	0	
合　　計		377,568,000	377,568,000	0	

公園利用者数等

■公園利用者数

【H24年度】

（人）

摘　　要			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
入園者数（人）	有料	西　口	15,097	13,256	7,130	5,320	47,897	7,401	17,515	9,729	18,510	10,032	3,557	10,196	165,640
		北　口	14,292	13,054	6,167	3,844	8,033	6,349	14,285	13,241	39,910	7,643	3,999	10,342	141,159
		計	29,389	26,310	13,297	9,164	55,930	13,750	31,800	22,970	58,420	17,675	7,556	20,538	306,799
	年間パスポート	大人	86	77	65	50	52	89	112	91	54	68	65	122	931
		小人	9	2	12	17	20	3	16	13	10	9	8	25	144
		シルバー	16	22	13	9	16	15	8	15	24	17	13	30	198
		計	111	101	90	76	88	107	136	119	88	94	86	177	1,273
	無料入園者		21,792	25,259	4,097	5,091	15,725	6,230	27,162	7,705	8,758	3,775	2,860	6,625	135,079
	合　計		51,292	51,670	17,484	14,331	71,743	20,087	59,098	30,794	67,266	21,544	10,502	27,340	443,151
有料内訳（人）	一般大人		16,484	16,633	7,463	5,790	12,342	8,231	17,775	14,999	47,651	10,815	5,273	12,487	175,943
	一般小人		4,466	2,642	1,290	1,854	5,168	2,013	3,326	2,972	5,163	2,275	1,414	3,812	36,395
	シルバー		5,173	3,417	2,853	938	1,050	1,278	4,030	1,997	3,136	842	785	2,914	28,413
	団体大人		2,662	2,273	743	259	36,938	949	3,250	1,334	1,840	3,400	27	554	54,229
	団体小人		310	845	419	221	390	826	2,799	1,431	141	343	52	378	8,155
	団体シルバー		294	500	529	102	42	453	620	237	489	0	5	393	3,664
	年間大人		12	6	8	7	1	6	9	5	4	6	6	14	84
	年間小人		3	0	2	6	0	0	1	4	0	1	0	2	19
	年間シルバー		2	6	1	1	1	3	0	1	2	0	2	9	28

【H25年度】

（人）

摘　　要			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
入園者数（人）	有料	西　口	16,884	19,488	7,314	4,966	52,661	10,421	11,986	12,891	36,525	18,994	2,796	7,439	202,365
		北　口	17,644	20,593	6,881	3,217	7,759	10,211	9,961	16,969	52,042	18,990	3,833	9,223	177,323
		計	34,528	40,081	14,195	8,183	60,420	20,632	21,947	29,860	88,567	37,984	6,629	16,662	379,688
	年間パスポート	大人	122	122	89	43	52	125	82	141	83	114	58	124	1,155
		小人	10	16	12	4	5	11	4	19	15	8	3	9	116
		シルバー	29	46	34	10	17	36	28	50	27	26	28	39	370
		計	161	184	135	57	74	172	114	210	125	148	89	172	1,641
	無料入園者		24,046	28,639	4,066	4,890	15,988	8,244	25,201	8,820	13,803	6,831	2,359	5,918	148,805
	合　計		58,735	68,904	18,396	13,130	76,482	29,048	47,262	38,890	102,495	44,963	9,077	22,752	530,134
有料内訳（人）	一般大人		17,510	23,573	7,569	4,978	12,501	13,172	10,432	19,706	68,782	25,031	4,573	9,920	217,747
	一般小人		4,688	3,943	1,413	1,664	5,133	3,151	1,926	4,067	10,496	5,870	1,106	3,365	46,822
	シルバー		6,463	6,227	2,526	824	1,138	2,731	3,194	2,737	5,192	2,576	782	2,476	36,866
	団体大人		3,622	3,348	976	229	41,379	567	2,341	1,711	2,523	3,880	78	346	61,000
	団体小人		728	1,031	192	299	269	680	3,475	1,086	190	617	70	374	9,011
	団体シルバー		1,517	1,959	1,519	189	0	331	579	553	1,384	10	20	181	8,242
	年間大人		17	16	2	8	2	13	5	4	6	16	6	15	110
	年間小人		5	2	2	2	0	1	2	0	2	0	0	3	19
	年間シルバー		5	7	4	3	2	3	6	4	1	0	7	3	45

【H26年度】

（人）

摘　　要			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
入園者数(人)	有料	西　口	12,283	14,799	5,361	4,767	58,109	12,073	12,544	14,095	32,574	14,159	4,799	7,660	193,223
		北　口	14,129	21,365	6,509	3,702	7,097	14,132	11,701	18,287	40,857	13,820	6,723	8,973	167,295
		計	26,412	36,164	11,870	8,469	65,206	26,205	24,245	32,382	73,431	27,979	11,522	16,633	360,518
	年間パスポート	大人	138	139	111	81	88	165	133	160	114	135	161	175	1,600
		小人	9	15	7	7	14	14	6	12	8	11	12	16	131
		シルバー	57	44	23	45	28	60	62	74	38	48	77	105	661
		計	204	198	141	133	130	239	201	246	160	194	250	296	2,392
	無料入園者		19,201	27,632	4,249	5,092	15,648	11,054	19,164	9,734	10,242	5,474	3,451	6,267	137,208
	合　計		45,817	63,994	16,260	13,694	80,984	37,498	43,610	42,362	83,833	33,647	15,223	23,196	500,118
有料内訳(人)	一般大人		13,171	21,398	7,089	5,360	10,417	16,581	12,676	21,575	58,720	18,170	7,844	9,695	202,696
	一般小人		3,015	4,910	1,399	1,724	4,564	4,168	2,021	5,014	7,803	4,255	1,671	3,419	43,963
	シルバー		5,417	4,358	2,576	910	1,034	3,220	2,861	2,740	3,982	1,534	1,725	2,771	33,128
	団体大人		3,349	3,086	246	216	48,559	797	2,323	1,342	1,557	3,391	102	288	65,256
	団体小人		649	949	261	209	528	937	3,767	1,288	122	577	158	282	9,727
	団体シルバー		811	1,463	299	50	104	502	597	423	1,247	52	22	178	5,748
	年間大人		15	9	6	10	3	14	6	9	4	7	9	14	106
	年間小人		5	2	1	1	0	2	0	0	0	0	3	1	15
	年間シルバー		6	2	4	6	0	10	7	1	2	1	9	7	55

■香川県外からの入園車両台数

（台）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
平成24年度	4,206	4,174	1,674	1,509	2,199	0	0	0	0	0	0	1,653	15,415
平成25年度	6,745	7,218	1,936	877	2,979	2,969	3,959	3,639	11,689	4,387	894	1,860	49,152
平成26年度	5,333	6,808	1,909	1,046	3,207	3,928	2,631	5,004	10,181	3,441	1,358	2,274	47,120

■車両感知器のナンバープレート計測方法

- 設置箇所：北口料金所3/4箇所（右から2番目なし）
  西口料金所4/6箇所（右から2、3番目なし）
  上記料金所に設置されている車両感知器にて認識された車両情報（ナンバープレート）を画像処理し、統計管理処理装置（PC）を通じて公園利用者の車両台数や滞在時間及び地区・地名を分析している。
  ナンバープレート測定機故障のため、H24.9～H25.9の計測値なし

〈第１四半期〉

別紙－14

国営讃岐まんのう公園　公園の利用に関するアンケート調査票（平成２６年度）

平成２６年　　月　　日　　時　　分

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。

Q1．あなたの住所を教えて下さい。
1．まんのう町　2．琴平町　3．綾川町　4．丸亀市　5．多度津町
6．三豊市　7．宇多津町　8．高松市　9．坂出市　10．善通寺市
11．観音寺市　12．さぬき市　13．東かがわ市　14．木田郡三木町
15．その他香川県内（　　市・町）
16．その他（　　都･道･府･県　　市･町･村）

Q2．あなたの性別を教えて下さい。　1．男性　2．女性

Q3．あなたの年齢を教えて下さい。
1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳
5．30～39 歳　6．40～49 歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳
9．65～69歳　10．70 歳以上

Q4．本日はどなたといらっしゃいましたか？（1 つお答えください）
1．一人で　2．友人・知人と　3．カップルで　4．夫婦で
5．家族と（子供連れ）　6．家族と（孫と一緒に）　7．学校の団体
8．地域の団体　9．職場の団体　10．その他（　　）

Q5-1．来園時に利用した交通手段を教えて下さい（1 つお答えください）。
1．自家用車　2．鉄道（降車駅：　　駅）　3．路線バス
4．貸切バス　5．タクシー　6．バイク　7．自転車
8．徒歩　9．その他（　　）
※2.鉄道と回答した方は、駅降車後の公園までの交通手段についてお答え下さい。
1．シャトルバス　2．それ以外（　　）

Q5-2．上記交通手段でのご自宅（もしくは宿泊先）の玄関から入園口までの所要時間は、概ねどの程度ですか。（　　時間　　分）

Q6．公園に入園された時刻、お帰りになる予定時刻について教えて下さい。
●来園時刻　　時　　分　●お帰り予定時刻　　時　　分頃

Q7-1．この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
1．ほぼ毎日　2．週に2～3回程度　3．週に1回程度
4．月に2～3回程度　5．月に1回程度　6．年に数回（概ね　　回）
7．年に1回程度　8．数年に1回程度　9．今回が初めて

Q7-2．**「9．今回が初めて」以外の人に**お伺いします。主にどのような理由で、この公園に数回訪れていますか。また数回訪れるに当たって、問題点やご要望があればご回答下さい。
（数回訪れる理由：　　）
（問題点･ご要望：　　）

Q8．今日、この公園にきた目的を教えてください（上位３つまで）。
1位：（　　）　2位：（　　）　3位：（　　）
1．芝生広場や遊具で遊ぶため（子どもを遊ばせるため）
2．オートキャンプをするため　3．バーベキューをするため
4．サイクリングをするため　5．ペットを遊ばせるため
6．スポーツ（グラウンドゴルフ等）をするため
7．スポーツイベントを楽しむため・参加するため
8．飲食をするため
9．園内でくつろぎに　10．園内を散策するため
11．眺望や広がりのある風景を楽しむため
12．花々を見るために
13．花のイベントを楽しむため・参加するため
14．自然や野鳥の撮影に
15．自然生態園や自然生態展示館を見るため
16．環境学習プログラム（自然観察会等）に参加するため
17．体験プログラム（木工、ハーブ教室等）に参加するため
18．新規開園エリアである「さぬきの森」を散策するため
19．その他のイベントやプログラムに参加するため
（具体的なイベント・プログラム名：　　）
20．その他（具体的に：　　）

Q9．最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか（いくつでも）
1．新聞記事　2．テレビ　3．ラジオ　4．雑誌　5．看板等　6．ポスター
7．チラシ（その入手場所：①新聞折り込み　②その他（具体的に：　　））
8．知人に聞いて　9．市町村の広報誌　10．ホームページ
11．公園に関するブログ・ツイッター・Facebook　12．メールマガジン
13．キャンペーン（会場：　　）
14．その他（具体的に：　　）

Q10-1．今日、公園でご利用になった場所を○で囲んでください（行ったところ全て）。

エリア	場所
竜頭の里	1.ビジターセンター　2.売店・レストラン　3.芝生広場 4.飛竜池・飛竜の花道　5.まんのう竹風庵　6.竜の子ひろば 7.ふわふわドラ夢　8.ドラ夢の泉広場
竜頭の森	1.炭焼き窯　2.たけのこ園　3.きのこの森　4.エックススライダー 5.メロディ橋　6.希望の丘展望台　7.体験学習館
湖畔の森	1.満濃池展望散歩道　2.池見の丘　3.岬の桟橋　4.湖畔の里
竜頭の丘	1.ドラムドーム　2.ドラ夢広場　3.ﾄﾞｯｸﾞﾗﾝ　4.梅の道　5.健康広場 6.虫の広場　7.花巡りの丘　8.実りの丘　9.もみじの谷 10.お花見広場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰｺｰﾅｰ　11.多目的広場　12.つつじの丘
その他	1.自然生態園　2.ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場　3.さぬきの森

Q10-2．今日、レンタサイクルの利用について回答ください。
1．レンタサイクルを利用した　2．レンタサイクルを利用しなかった

Q11．公園には満足されましたか？
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q12．開催された春らんまんフェスタには満足されましたか。
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q13．春らんまんフェスタのチューリップの開花状況や演出に満足されましたか。
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q14．公園内施設の維持管理状況やスタッフのサービス対応状況について、どのような印象を受けましたか（**利用していない施設については、無記入で結構です**）。

項　目	利用した感想 非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満	**「不満」・「やや不満」と回答した人は、その理由についてご記入ください。**
1.芝生や樹木の手入れ	1	2	3	4	5	
2.季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
3.体験教室の面白さ	1	2	3	4	5	
4.イベントの楽しさ	1	2	3	4	5	
5.遊具の面白さ	1	2	3	4	5	
6.レンタサイクルの楽しさ	1	2	3	4	5	
7.オートキャンプ場の楽しさ	1	2	3	4	5	
8.自然生態園の面白さ	1	2	3	4	5	
9.看板のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
10.子供の遊び場としての安全性	1	2	3	4	5	
11.木陰や休憩スペース	1	2	3	4	5	
12.施設の清潔さ、清掃状態	1	2	3	4	5	
13.ｽﾀｯﾌの対応（受付、誘導等）	1	2	3	4	5	
14.スタッフの対応 （**子供連れへの対応**）	1	2	3	4	5	
15.スタッフの対応 （**高齢者・障害者への対応**）	1	2	3	4	5	
16.ﾚｽﾄﾗﾝ・売店の品揃え・料金	1	2	3	4	5	
17.入園料金、利用料金	1	2	3	4	5	

Q15．以下にあげる取組のうち、「これがあればもっと来たい」と思えるものを選んでください（いくつでも）。
1．スポーツ大会（マラソン、体力自慢大会等）
2．食のイベント（B級グルメフェスタ等）
3．文化展示イベント（芸術祭、フォトコンテスト等）
4．身近な地域イベント（フリーマーケット、日曜市等）
5．子供向けイベント（人形劇、凧あげ大会等）
6．夜間イベント（ナイトハイク、星空映画祭等）
7．里山管理体験プログラム（間伐体験、落枝拾い体験等）
8．教養講座・文化教室の充実（写真、園芸、俳句教室等）
9．体験学習の充実（昆虫採集、課外授業等）
10．アウトドア体験（ツリークライミング、冒険遊び等）
11．運動プログラム（エクササイズ教室等）
12．植物育成体験プログラム（果物栽培等）
13．憩いの場の充実（緑陰、ベンチ等）
14．専用コースの設定（ノルディックウォーク、MBX 等）
15．見せ物（大道芸、パフォーマンス等）
16．乗り物遊び（熱気球、セグウェイ等）
17．地域の歴史・文化に係る情報の充実
18．美しい風景（懐かしい里山風景、紅葉等のライトアップ等）
19．園内案内設備（情報端末、スマートフォン等）
20．パスポートや割引制度等の充実
21．その他（具体的に：　　）

Q16．まんのう公園にまた来たいと思いますか。
1．また来たい　2．機会があれば来たい　3．どちらでもない
4．あまり来たくない　5．もう来たくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q17．この公園を他の人に薦めたいと思いますか？
1．薦めたい　2．機会があれば薦めたい　3．どちらでもない
4．あまり薦めたくない　5．薦めたくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q18．本日、来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えて下さい（いくつでも）。
1．うどん屋　2．ＮＥＷレオマワールド　3．満濃池
4．金刀比羅宮（こんぴらさん）　5．栗林公園　6．サンポート高松
7．瀬戸大橋記念公園　8．屋島　9．小豆島　10．直島
11．宇多津ゴールドタワー　12．公園付近のゆめタウン、イオン等ショッピング
13．なし、帰宅　14．その他（具体的に：　　）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

〈第２四半期〉

国営讃岐まんのう公園　公園の利用に関するアンケート調査票（平成２６年度）

平成２６年　　月　　日　　時　　分

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。

Q1．あなたの住所を教えて下さい。
1．まんのう町　2．琴平町　3．綾川町　4．丸亀市　5．多度津町
6．三豊市　7．宇多津町　8．高松市　9．坂出市　10．善通寺市
11．観音寺市　12．さぬき市　13．東かがわ市　14．木田郡三木町
15．その他香川県内（　　市・町）
16．その他（　　都･道･府･県　　市･町･村）

Q2．あなたの性別を教えて下さい。　1．男性　2．女性

Q3．あなたの年齢を教えて下さい。
1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳
5．30～39 歳　6．40～49 歳　7．50～59 歳　8．60～64 歳
9．65～69歳　10．70 歳以上

Q4．本日はどなたといらっしゃいましたか？（1 つお答えください）
1．一人で　2．友人・知人と　3．カップルで　4．夫婦で
5．家族と（子供連れ）　6．家族と（孫と一緒に）　7．学校の団体
8．地域の団体　9．職場の団体　10．その他（　　）

Q5-1．来園時に利用した交通手段を教えて下さい（1 つお答えください）。
1．自家用車　2．鉄道（降車駅：　　駅）　3．路線バス
4．貸切バス　5．タクシー　6．バイク　7．自転車
8．徒歩　9．その他（　　）
※2.鉄道と回答した方は、駅降車後の公園までの交通手段についてお答え下さい。
1．シャトルバス　2．それ以外（　　）

Q5-2．上記交通手段でのご自宅（もしくは宿泊先）の玄関から入園口までの所要時間は、概ねどの程度ですか。（　　時間　　分）

Q6．公園に入園された時刻、お帰りになる予定時刻について教えて下さい。
●来園時刻　　時　　分　●お帰り予定時刻　　時　　分頃

Q7-1．この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
1．ほぼ毎日　2．週に2～3回程度　3．週に1回程度
4．月に2～3回程度　5．月に1回程度　6．年に数回（概ね　　回）
7．年に1回程度　8．数年に1回程度　9．今回が初めて

Q7-2．**「9．今回が初めて」以外の人に**お伺いします。主にどのような理由で、この公園に数回訪れていますか。また数回訪れるに当たって、問題点やご要望があればご回答下さい。
（数回訪れる理由：　　）
（問題点･ご要望：　　）

Q8．今日、この公園にきた目的を教えてください（上位３つまで）。
1位：（　　）　2位：（　　）　3位：（　　）
1．芝生広場や遊具で遊ぶため（子どもを遊ばせるため）
2．オートキャンプをするため　3．バーベキューをするため
4．サイクリングをするため　5．ペットを遊ばせるため
6．スポーツ（グラウンドゴルフ等）をするため
7．スポーツイベントを楽しむため・参加するため
8．飲食をするため
9．園内でくつろぎに　10．園内を散策するため
11．眺望や広がりのある風景を楽しむため
12．花々を見るために
13．花のイベントを楽しむため・参加するため
14．自然や野鳥の撮影に
15．自然生態園や自然生態展示館を見るため
16．環境学習プログラム（自然観察会等）に参加するため
17．体験プログラム（木工、ハーブ教室等）に参加するため
18．新規開園エリアである「さぬきの森」を散策するため
19．その他のイベントやプログラムに参加するため
（具体的なイベント・プログラム名：　　）
20．その他（具体的に：　　）

Q9．最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか（いくつでも）
1．新聞記事　2．テレビ　3．ラジオ　4．雑誌　5．看板等　6．ポスター
7．チラシ（その入手場所：①新聞折り込み　②その他（具体的に：　　））
8．知人に聞いて　9．市町村の広報誌　10．ホームページ
11．公園に関するブログ・ツイッター・Facebook　12．メールマガジン
13．キャンペーン（会場：　　）
14．その他（具体的に：　　）

Q10-1．今日、公園でご利用になった場所を○で囲んでください（行ったところ全て）。

エリア	場所
竜頭の里	1.ビジターセンター　2.売店・レストラン　3.芝生広場 4.飛竜池・飛竜の花道　5.まんのう竹風庵　6.竜の子ひろば 7.ふわふわドラ夢　8.ドラ夢の泉広場
竜頭の森	1.炭焼き窯　2.たけのこ園　3.きのこの森　4.エックススライダー 5.メロディ橋　6.希望の丘展望台　7.体験学習館
湖畔の森	1.満濃池展望散歩道　2.池見の丘　3.岬の桟橋　4.湖畔の里
竜頭の丘	1.ドラムドーム　2.ドラ夢広場　3.ﾄﾞｯｸﾞﾗﾝ　4.梅の道　5.健康広場 6.虫の広場　7.花巡りの丘　8.実りの丘　9.もみじの谷 10.お花見広場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰｺｰﾅｰ　11.多目的広場　12.つつじの丘
その他	1.自然生態園　2.ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場　3.さぬきの森

Q10-2．今日、レンタサイクルの利用について回答ください。
1．レンタサイクルを利用した　2．レンタサイクルを利用しなかった

Q11．公園には満足されましたか？
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q12．開催されたコスモスフェスタには満足されましたか。
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q13．コスモスフェスタのコスモスの開花状況や演出に満足されましたか。
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q14．公園内施設の維持管理状況やスタッフのサービス対応状況について、どのような印象を受けましたか（**利用していない施設については、無記入で結構です**）。

項　目	利用した感想 非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満	**「不満」・「やや不満」と回答した人は、その理由についてご記入ください。**
1.芝生や樹木の手入れ	1	2	3	4	5	
2.季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
3.体験教室の面白さ	1	2	3	4	5	
4.イベントの楽しさ	1	2	3	4	5	
5.遊具の面白さ	1	2	3	4	5	
6.レンタサイクルの楽しさ	1	2	3	4	5	
7.オートキャンプ場の楽しさ	1	2	3	4	5	
8.自然生態園の面白さ	1	2	3	4	5	
9.看板のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
10.子供の遊び場としての安全性	1	2	3	4	5	
11.木陰や休憩スペース	1	2	3	4	5	
12.施設の清潔さ、清掃状態	1	2	3	4	5	
13.ｽﾀｯﾌの対応（受付、誘導等）	1	2	3	4	5	
14.スタッフの対応 （**子供連れへの対応**）	1	2	3	4	5	
15.スタッフの対応 （**高齢者・障害者への対応**）	1	2	3	4	5	
16.ﾚｽﾄﾗﾝ・売店の品揃え・料金	1	2	3	4	5	
17.入園料金、利用料金	1	2	3	4	5	

Q15．以下にあげる取組のうち、「これがあればもっと来たい」と思えるものを選んでください（いくつでも）。
1．スポーツ大会（マラソン、体力自慢大会等）
2．食のイベント（B級グルメフェスタ等）
3．文化展示イベント（芸術祭、フォトコンテスト等）
4．身近な地域イベント（フリーマーケット、日曜市等）
5．子供向けイベント（人形劇、凧あげ大会等）
6．夜間イベント（ナイトハイク、星空映画祭等）
7．里山管理体験プログラム（間伐体験、落枝拾い体験等）
8．教養講座・文化教室の充実（写真、園芸、俳句教室等）
9．体験学習の充実（昆虫採集、課外授業等）
10．アウトドア体験（ツリークライミング、冒険遊び等）
11．運動プログラム（エクササイズ教室等）
12．植物育成体験プログラム（果物栽培等）
13．憩いの場の充実（緑陰、ベンチ等）
14．専用コースの設定（ノルディックウォーク、MBX 等）
15．見せ物（大道芸、パフォーマンス等）
16．乗り物遊び（熱気球、セグウェイ等）
17．地域の歴史・文化に係る情報の充実
18．美しい風景（懐かしい里山風景、紅葉等のライトアップ等）
19．園内案内設備（情報端末、スマートフォン等）
20．パスポートや割引制度等の充実
21．その他（具体的に：　　）

Q16．まんのう公園にまた来たいと思いますか。
1．また来たい　2．機会があれば来たい　3．どちらでもない
4．あまり来たくない　5．もう来たくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q17．この公園を他の人に薦めたいと思いますか？
1．薦めたい　2．機会があれば薦めたい　3．どちらでもない
4．あまり薦めたくない　5．薦めたくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q18．本日、来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えて下さい（いくつでも）。
1．うどん屋　2．ＮＥＷレオマワールド　3．満濃池
4．金刀比羅宮（こんぴらさん）　5．栗林公園　6．サンポート高松
7．瀬戸大橋記念公園　8．屋島　9．小豆島　10．直島
11．宇多津ゴールドタワー　12．公園付近のゆめタウン、イオン等ショッピング
13．なし、帰宅　14．その他（具体的に：　　）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

〈第３四半期〉

国営讃岐まんのう公園　公園の利用に関するアンケート調査票（平成２６年度）

平成２６年１２月　　日　　時　　分

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。

Q1．あなたの住所を教えて下さい。
1．まんのう町　2．琴平町　3．綾川町　4．丸亀市　5．多度津町
6．三豊市　7．宇多津町　8．高松市　9．坂出市　10．善通寺市
11．観音寺市　12．さぬき市　13．東かがわ市　14．木田郡三木町
15．その他香川県内（　　市・町）
16．その他（　　都･道･府･県　　市･町･村）

Q2．あなたの性別を教えて下さい。　1．男性　2．女性

Q3．あなたの年齢を教えて下さい。
1．小学生　2．中学生　3．15～18 歳　4．19～29 歳
5．30～39 歳　6．40～49 歳　7．50～59 歳　8．60～64歳
9．65～69歳　10．70 歳以上

Q4．本日はどなたといらっしゃいましたか？（1 つお答えください）
1．一人で　2．友人・知人と　3．カップルで　4．夫婦で
5．家族と（子供連れ）　6．家族と（孫と一緒に）　7．学校の団体
8．地域の団体　9．職場の団体　10．その他（　　）

Q5-1．来園時に利用した交通手段を教えて下さい（1 つお答えください）。
1．自家用車　2．鉄道（降車駅：　　駅）　3．路線バス
4．貸切バス　5．タクシー　6．バイク　7．自転車
8．徒歩　9．その他（　　）
※2.鉄道と回答した方は、駅降車後の公園までの交通手段についてお答え下さい。
1．シャトルバス　2．それ以外（　　）

Q5-2．上記交通手段でのご自宅（もしくは宿泊先）の玄関から入園口までの所要時間は、概ねどの程度ですか。（　　時間　　分）

Q6．公園に入園された時刻、お帰りになる予定時刻について教えて下さい。
●来園時刻　　時　　分　●お帰り予定時刻　　時　　分頃

Q7-1．この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
1．ほぼ毎日　2．週に２～３回程度　3．週に１回程度
4．月に２～３回程度　5．月に１回程度　6．年に数回（概ね　　回）
7．年に１回程度　8．数年に１回程度　9．今回が初めて

Q7-2．**「9．今回が初めて」以外の人に**お伺いします。主にどのような理由で、この公園に数回訪れていますか。また数回訪れるに当たって、問題点やご要望があればご回答下さい。
（数回訪れる理由：　　）
（問題点･ご要望：　　）

Q8．今日、この公園にきた目的を教えてください（上位３つまで）。
１位：（　　）　２位：（　　）　３位：（　　）
1．芝生広場や遊具で遊ぶため（子どもを遊ばせるため）
2．オートキャンプをするため　3．バーベキューをするため
4．サイクリングをするため　5．ペットを遊ばせるため
6．スポーツ（グラウンドゴルフ等）をするため
7．スポーツイベントを楽しむため・参加するため
8．飲食をするため
9．園内でくつろぎに　10．園内を散策するため
11．眺望や広がりのある風景を楽しむため
12．花々を見るために
13．花のイベントを楽しむため・参加するため
14．自然や野鳥の撮影に
15．自然生態園や自然生態展示館を見るため
16．環境学習プログラム（自然観察会等）に参加するため
17．体験プログラム（木工、ハーブ教室等）に参加するため
18．新規開園エリアである「さぬきの森」を散策するため
19．その他のイベントやプログラムに参加するため
（具体的なイベント・プログラム名：　　）
20．その他（具体的に：　　）

Q9．最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか（いくつでも）
1．新聞記事　2．テレビ　3．ラジオ　4．雑誌　5．看板等　6．ポスター
7．チラシ（その入手場所：①新聞折り込み　②その他（具体的に：　　））
8．知人に聞いて　9．市町村の広報誌　10．ホームページ
11．公園に関するブログ・ツイッター・Facebook　12．メールマガジン
13．キャンペーン（会場：　　）
14．その他（具体的に：　　）

Q10-1．今日、公園でご利用になった場所を○で囲んでください（行ったところ全て）。

エリア	場所
竜頭の里	1.ビジターセンター　2.売店・レストラン　3.芝生広場 4.飛竜池・飛竜の花道　5.まんのう竹風庵　6.竜の子ひろば 7.ふわふわドラ夢　8.ドラ夢の泉広場
竜頭の森	1.炭焼き窯　2.たけのこ園　3.きのこの森　4.エックススライダー 5.メロディ橋　6.希望の丘展望台　7.体験学習館
湖畔の森	1.満濃池展望散歩道　2.池見の丘　3.岬の桟橋　4.湖畔の里
竜頭の丘	1.ドラムドーム　2.ドラ夢広場　3.ﾄﾞｯｸﾞﾗﾝ　4.梅の道　5.健康広場 6.虫の広場　7.花巡りの丘　8.実りの丘　9.もみじの谷 10.お花見広場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰｺｰﾅｰ　11.多目的広場　12.つつじの丘
その他	1.自然生態園　2.ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場　3.さぬきの森

Q10-2．今日、レンタサイクルの利用について回答ください。
1．レンタサイクルを利用した　2．レンタサイクルを利用しなかった

Q11．公園には満足されましたか？
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q12．開催されたウィンターファンタジーには満足されましたか。
1．非常に満足　2．やや満足　3．どちらでもない　4．やや不満　5．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q13．公園内施設の維持管理状況やスタッフのサービス対応状況について、どのような印象を受けましたか（**利用していない施設については、無記入で結構です**）。

項　目	利用した感想					**「不満」・「やや不満」と回答した人は、その理由についてご記入ください。**
	非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満	
1.芝生や樹木の手入れ	1	2	3	4	5	
2.季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
3.体験教室の面白さ	1	2	3	4	5	
4.イベントの楽しさ	1	2	3	4	5	
5.遊具の面白さ	1	2	3	4	5	
6.レンタサイクルの楽しさ	1	2	3	4	5	
7.オートキャンプ場の楽しさ	1	2	3	4	5	
8.自然生態園の面白さ	1	2	3	4	5	
9.看板のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
10.子供の遊び場としての安全性	1	2	3	4	5	
11.木陰や休憩スペース	1	2	3	4	5	
12.施設の清潔さ、清掃状態	1	2	3	4	5	
13.ｽﾀｯﾌの対応（受付、誘導等）	1	2	3	4	5	
14.スタッフの対応 （**子供連れへの対応**）	1	2	3	4	5	
15.スタッフの対応 （**高齢者・障害者への対応**）	1	2	3	4	5	
16.ﾚｽﾄﾗﾝ・売店の品揃え・料金	1	2	3	4	5	
17.入園料金、利用料金	1	2	3	4	5	

Q14．以下にあげる取組のうち、「これがあればもっと来たい」と思えるものを選んでください（いくつでも）。
1．スポーツ大会（マラソン、体力自慢大会等）
2．食のイベント（B級グルメフェスタ等）
3．文化展示イベント（芸術祭、フォトコンテスト等）
4．身近な地域イベント（フリーマーケット、日曜市等）
5．子供向けイベント（人形劇、凧あげ大会等）
6．夜間イベント（ナイトハイク、星空映画祭等）
7．里山管理体験プログラム（間伐体験、落枝拾い体験等）
8．教養講座・文化教室の充実（写真、園芸、俳句教室等）
9．体験学習の充実（昆虫採集、課外授業等）
10．アウトドア体験（ツリークライミング、冒険遊び等）
11．運動プログラム（エクササイズ教室等）
12．植物育成体験プログラム（果物栽培等）
13．憩いの場の充実（緑陰、ベンチ等）
14．専用コースの設定（ノルディックウォーク、MBX 等）
15．見せ物（大道芸、パフォーマンス等）
16．乗り物遊び（熱気球、セグウェイ等）
17．地域の歴史・文化に係る情報の充実
18．美しい風景（懐かしい里山風景、紅葉等のライトアップ等）
19．園内案内設備（情報端末、スマートフォン等）
20．パスポートや割引制度等の充実
21．その他（具体的に：　　）

Q15．まんのう公園にまた来たいと思いますか。
1．また来たい　2．機会があれば来たい　3．どちらでもない
4．あまり来たくない　5．もう来たくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q16．この公園を他の人に薦めたいと思いますか？
1．薦めたい　2．機会があれば薦めたい　3．どちらでもない
4．あまり薦めたくない　5．薦めたくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q17．本日、来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えて下さい（いくつでも）。
1．うどん屋　2．ＮＥＷレオマワールド　3．満濃池
4．金刀比羅宮（こんぴらさん）　5．栗林公園　6．サンポート高松
7．瀬戸大橋記念公園　8．屋島　9．小豆島　10．直島
11．宇多津ゴールドタワー　12．公園付近のゆめタウン、イオン等ショッピング
13．なし、帰宅　14．その他（具体的に：　　）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

〈第４四半期〉

国営讃岐まんのう公園　公園の利用に関するアンケート調査票（平成２６年度）

平成２７年　　月　　日　　時　　分

本日は本公園へご来園ありがとうございました。大変お手数ですが、今後のより良い公園づくりに反映させるためのアンケート調査へのご協力をお願いします。

Q１．あなたの住所を教えて下さい。
１．まんのう町　２．琴平町　３．綾川町　４．丸亀市　５．多度津町
６．三豊市　７．宇多津町　８．高松市　９．坂出市　10．善通寺市
11．観音寺市　12．さぬき市　13．東かがわ市　14．木田郡三木町
15．その他香川県内（　　市・町）
16．その他（　　都･道･府･県　　市･町･村）

Q２．あなたの性別を教えて下さい。　１．男性　２．女性

Q３．あなたの年齢を教えて下さい。
１．小学生　２．中学生　３．15～18 歳　４．19～29 歳
５．30～39 歳　６．40～49 歳　７．50～59 歳　８．60～64 歳
９．65～69歳　10．70 歳以上

Q４．本日はどなたといらっしゃいましたか？（1 つお答えください）
１．一人で　２．友人・知人と　３．カップルで　４．夫婦で
５．家族と（子供連れ）　６．家族と（孫と一緒に）　７．学校の団体
８．地域の団体　９．職場の団体　10．その他（　　）

Q5-1．来園時に利用した交通手段を教えて下さい（1 つお答えください）。
１．自家用車　２．鉄道（降車駅：　　駅）　３．路線バス
４．貸切バス　５．タクシー　６．バイク　７．自転車
８．徒歩　９．その他（　　）
※2.鉄道と回答した方は、駅降車後の公園までの交通手段についてお答え下さい。
１．シャトルバス　２．それ以外（　　）

Q5-2．上記交通手段でのご自宅（もしくは宿泊先）の玄関から入園口までの所要時間は、概ねどの程度ですか。（　　時間　　分）

Q６．公園に入園された時刻、お帰りになる予定時刻について教えて下さい。
●来園時刻　　時　　分　●お帰り予定時刻　　時　　分頃

Q7-1．この公園にはたびたびいらっしゃいますか？
１．ほぼ毎日　２．週に２～３回程度　３．週に１回程度
４．月に２～３回程度　５．月に１回程度　６．年に数回（概ね　　回）
７．年に１回程度　８．数年に１回程度　９．今回が初めて

Q7-2．**「９．今回が初めて」以外の人に**お伺いします。主にどのような理由で、この公園に数回訪れていますか。また数回訪れるに当たって、問題点やご要望があればご回答下さい。
（数回訪れる理由：　　）
（問題点･ご要望：　　）

Q８．今日、この公園にきた目的を教えてください（上位３つまで）。
１位：（　　）　２位：（　　）　３位：（　　）
１．芝生広場や遊具で遊ぶため（子どもを遊ばせるため）
２．オートキャンプをするため　３．バーベキューをするため
４．サイクリングをするため　５．ペットを遊ばせるため
６．スポーツ（グラウンドゴルフ等）をするため
７．スポーツイベントを楽しむため・参加するため
８．飲食をするため
９．園内でくつろぎに　10．園内を散策するため
11．眺望や広がりのある風景を楽しむため
12．花々を見るために
13．花のイベントを楽しむため・参加するため
14．自然や野鳥の撮影に
15．自然生態園や自然生態展示館を見るため
16．環境学習プログラム（自然観察会等）に参加するため
17．体験プログラム（木工、ハーブ教室等）に参加するため
18．新規開園エリアである「さぬきの森」を散策するため
19．その他のイベントやプログラムに参加するため
（具体的なイベント・プログラム名：　　）
20．その他（具体的に：　　）

Q９．最近、この公園に関する情報について、何でお知りになりましたか（いくつでも）
１．新聞記事　２．テレビ　３．ラジオ　４．雑誌　５．看板等　６．ポスター
７．チラシ（その入手場所：①新聞折り込み　②その他（具体的に：　　））
８．知人に聞いて　９．市町村の広報誌　10．ホームページ
11．公園に関するブログ・ツイッター・Facebook　12．メールマガジン
13．キャンペーン（会場：　　）
14．その他（具体的に：　　）

Q10-1．今日、公園でご利用になった場所を○で囲んでください（行ったところ全て）。

エリア	場所
竜頭の里	1.ビジターセンター　2.売店・レストラン　3.芝生広場 4.飛竜池・飛竜の花道　5.まんのう竹風庵　6.竜の子ひろば 7.ふわふわドラ夢　8.ドラ夢の泉広場
竜頭の森	1.炭焼き窯　2.たけのこ園　3.きのこの森　4.エックススライダー 5.メロディ橋　6.希望の丘展望台　7.体験学習館
湖畔の森	1.満濃池展望散歩道　2.池見の丘　3.岬の桟橋　4.湖畔の里
竜頭の丘	1.ドラムドーム　2.ドラ夢広場　3.ﾄﾞｯｸﾞﾗﾝ　4.梅の道　5.健康広場 6.虫の広場　7.花巡りの丘　8.実りの丘　9.もみじの谷 10.お花見広場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰｺｰﾅｰ　11.多目的広場　12.つつじの丘
その他	1.自然生態園　2.ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場　3.さぬきの森

Q10-2．今日、レンタサイクルの利用について回答ください。
１．レンタサイクルを利用した　２．レンタサイクルを利用しなかった

Q11．公園には満足されましたか？
１．非常に満足　２．やや満足　３．どちらでもない　４．やや不満　５．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q12．竜頭の森で咲いているクリスマスローズの開花状況や演出に満足されましたか。
（ご覧になられていない方は無記入で結構です。）
１．非常に満足　２．やや満足　３．どちらでもない　４．やや不満　５．非常に不満
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q13．公園内施設の維持管理状況やスタッフのサービス対応状況について、どのような印象を受けましたか（**利用していない施設については、無記入で結構です**）。

項　目	利用した感想 非常に満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満	**「不満」・「やや不満」と回答した人は、その理由についてご記入ください。**
1.芝生や樹木の手入れ	1	2	3	4	5	
2.季節を彩る花の演出	1	2	3	4	5	
3.体験教室の面白さ	1	2	3	4	5	
4.イベントの楽しさ	1	2	3	4	5	
5.遊具の面白さ	1	2	3	4	5	
6.レンタサイクルの楽しさ	1	2	3	4	5	
7.オートキャンプ場の楽しさ	1	2	3	4	5	
8.自然生態園の面白さ	1	2	3	4	5	
9.看板のわかりやすさ	1	2	3	4	5	
10.子供の遊び場としての安全性	1	2	3	4	5	
11.木陰や休憩スペース	1	2	3	4	5	
12.施設の清潔さ、清掃状態	1	2	3	4	5	
13.ｽﾀｯﾌの対応（受付、誘導等）	1	2	3	4	5	
14.スタッフの対応 （**子供連れへの対応**）	1	2	3	4	5	
15.スタッフの対応 （**高齢者・障害者への対応**）	1	2	3	4	5	
16.ﾚｽﾄﾗﾝ・売店の品揃え・料金	1	2	3	4	5	
17.入園料金、利用料金	1	2	3	4	5	

Q14．以下にあげる取組のうち、「これがあればもっと来たい」と思えるものを選んでください（いくつでも）。
１．スポーツ大会（マラソン、体力自慢大会等）
２．食のイベント（B級グルメフェスタ等）
３．文化展示イベント（芸術祭、フォトコンテスト等）
４．身近な地域イベント（フリーマーケット、日曜市等）
５．子供向けイベント（人形劇、凧あげ大会等）
６．夜間イベント（ナイトハイク、星空映画祭等）
７．里山管理体験プログラム（間伐体験、落枝拾い体験等）
８．教養講座・文化教室の充実（写真、園芸、俳句教室等）
９．体験学習の充実（昆虫採集、課外授業等）
10．アウトドア体験（ツリークライミング、冒険遊び等）
11．運動プログラム（エクササイズ教室等）
12．植物育成体験プログラム（果物栽培等）
13．憩いの場の充実（緑陰、ベンチ等）
14．専用コースの設定（ノルディックウォーク、MBX 等）
15．見せ物（大道芸、パフォーマンス等）
16．乗り物遊び（熱気球、セグウェイ等）
17．地域の歴史・文化に係る情報の充実
18．美しい風景（懐かしい里山風景、紅葉等のライトアップ等）
19．園内案内設備（情報端末、スマートフォン等）
20．パスポートや割引制度等の充実
21．その他（具体的に：　　）

Q15．まんのう公園にまた来たいと思いますか。
１．また来たい　２．機会があれば来たい　３．どちらでもない
４．あまり来たくない　５．もう来たくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q16．この公園を他の人に薦めたいと思いますか？
１．薦めたい　２．機会があれば薦めたい　３．どちらでもない
４．あまり薦めたくない　５．薦めたくない
※1 または２の場合はその理由（　　）
※4 または５の場合はその理由（　　）

Q17．本日、来園前に行った、または退園後に行く予定の場所を教えて下さい（いくつでも）。
１．うどん屋　２．ＮＥＷレオマワールド　３．満濃池
４．金刀比羅宮（こんぴらさん）　５．栗林公園　６．サンポート高松
７．瀬戸大橋記念公園　８．屋島　９．小豆島　10．直島
11．宇多津ゴールドタワー　12．公園付近のゆめタウン、イオン等ショッピング
13．なし、帰宅　14．その他（具体的に：　　）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

イベント実績

1．平成24年度

①平成24年度 （全行事）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 ～ 5月6日 全14回	春らんまんフェスタ 青空ふれあい市	来園者	地元で採れた旬の野菜や特産品を販売した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 68,275 人 期間中入園者数 4/1,7,8,14,15,21,22,28,29,30 5/3,4,5,6 実施
4月1日 ～ 3月24日 全41回	トールペイント教室	一般希望者	動物などの形をした木にペイントしてかわいいプレートなどの飾り物を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	体験学習館 378 人 参加者数 4/1,8,15,22・5/3,6,20,27・ 6/3,10,17,24・7/1,8,15,22,29・ 8/5,12,19・9/2,16,23・10/8,14,21,27・
4月1日 ～ 3月31日 全57回	陶芸教室	一般希望者	粘土をこねてオリジナルの陶芸作品を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竹風庵工房 757 人 参加者数 4/1,15,22,25・5/3,6,13,20,27・ 6/3,7,10,17,24,27・7/1,8,12,15,22,29・ 8/5,8,12,19・9/2,9,16,23,28,30・
4月1日 ～ 3月31日 全76回	ハーブ教室	一般希望者	ハーブや押し花、ドライフラワーを使ってキーホルダーやリースを作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,957 人 参加者数 4/1,8,15,22,26,30・ 5/3,6,13,16,18,20,21,27,31・ 6/2,3,9,10,15,17,24,28・
4月1日 ～ 3月31日 全47回	お茶席	一般希望者	お抹茶とお菓子で気軽にお茶席が楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竹風庵茶室 1,988 人 参加者数 4/1,8,15,22,23,30・5/3,6,13,18,20,27・ 6/3,9,10,17,24・7/1,8,16,22,29・ 8/5,11,12,19・9/2,9,16,22・
4月1日 ～ 3月20日 全42回	木工教室	一般希望者	間伐材などを利用して本立てや貯金箱、鳥の巣箱等を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	体験学習館 27 人 参加者数 4/1,8,15,22・5/3,6,20,27・ 6/3,10,17,24・7/8,15,22,29・ 8/5,12,19,28・9/2,9,16,23,30・
4月1日 ～ 3月24日 全82回	パンピザ教室	一般希望者	天然酵母を使った生地をこねてパンやピザを石窯で風味豊かに焼き上げおいしく食べていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 2,920 人 参加者数 4/1,8,23・ 5/3,6,7,11,13,18,19,20,25,27,29・ 6/3,9,10,17,24・7/1,8,15,20,22,29・
4月8日	春らんまんフェスタ 花と緑のクイズテーリング	一般希望者	園内の花をめぐりながらクイズに答えて散策。参加者には花の種をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 5,068 人 当日入園者数
4月8日	春らんまんフェスタ 昆虫教室	申込み参加者	草むらなどに棲む生きものたちを観察した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 32 人 参加者数
4月8日 ～ 3月31日 全5回	たけのこ掘り	一般希望者	竜頭の森のたけのこ園のたけのこをクワを使って掘ってもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森 たけのこ園 903 人 参加者数 4/8,15,22,30・3/31 実施
4月14日 ～ 3月23日 全24回	炭焼き体験	一般希望者	窯入れは間伐材を裁断し窯に入れもらった。窯出しは出来上がった炭を窯から出し袋詰めをしました。参加者には出来上がった炭や木酢液を差し上げた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森炭焼き小屋 45 人 参加者数 4/14,28・5/12,26・6/9,23・7/14,28・ 8/4,18・9/8,22・10/13,27・11/10,24・ 12/8,22・1/12,26・2/9,23・3/9,23
4月15日	春らんまんフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスで紙飛行機をつくっていただいた。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 150 人 参加者数
4月21日 ・ 3月23日	きのこ採り	一般希望者	竜頭の森のきのこの森に生えるしいたけを採取してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森 きのこの森 27 人 参加者数
4月22日	しこく88kmリレーマラソン2012	申込み参加者	20人以内のチームで1周1,313mのコースを67周＋29m計88kmをタスキリレーをして、制限時間6時間で完走を目指すリレーマラソン大会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 地元自治体、マスコミ各社 協賛 各社 その他 関係者	竜頭の丘 795 人 参加者数
6月9日 ～ 7月8日 全6回	あじさいまつり 特別ハーブ教室	一般希望者	アジサイを使ったフラワーボックスや壁掛け、フォトスタンドうい作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター・ハーブ教室 82 人 参加者数 6/9,10,17,24・7/1,8実施 ※参加者数は期間中のハーブ教室 参加者数
6月9日 ～ 6月24日 全4回	あじさいまつり 特別野点	一般希望者	あじさいの花を眺めながらお茶席を楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池横東屋 371 人 参加者数 6/9,10,17,24実施

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
6月10日 ～ 7月8日 全5回	あじさいまつり 特別トールペイント教室	一般希望者	あじさいの花の形をしたキーホルダーが作れます。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	体験学習館・トールペイント教室 20 人 参加者数 6/10,17,24・7/1,8実施 ※参加者数は期間中のトールペイント教室の参加数
6月10日	チューリップの球根掘り体験	一般希望者	今年公園内で咲いたチューリップの球根の掘り取を行っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	花竜の道 1,000 人 参加者数
6月16日 ～ 7月8日	あじさいまつり	来園者	園内の飛竜池周辺にあるセイヨウアジサイ系、ガクアジサイ系、ヤマアジサイ系等40種2万本のアジサイの開花に合わせ、アジサイをテーマとした花体験教室や栽培・管理教室、アジサイの挿し木プレゼント等のイベントを開催した。 また、アジサイの見所や代表的な品種を紹介した案内マップを作成・配布し利用サービスを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 11,878 人
7月8日	あじさいまつり あじさいの挿し木プレゼント	一般希望者	あじさいの挿し木をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池横東屋付近 100 人 参加者数
7月8日	あじさいまつり あじさいの手入れ教室	一般希望者	公園スタッフによる来年花を咲かせるための剪定方法などの手入れ教室を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池横東屋付近 30 人 参加者数
7月21日 ～ 8月31日	サマーフェスタ	来園者	期間中は「夏休み」をテーマにカブト虫を自由に触り観察できる「森の中のカブト虫ランド」などの夏ならではのイベントを開催した。 また、お盆の期間に限り、開園時間を夜の8時半まで延長し公園内をイルミネーションやライトアップで彩る「サマーナイトフェスティバル」を開催した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 77,965 人 期間中入園者数
7月21日 ～ 8月12日	サマーフェスタ 森の中のカブト虫ランド	来園者	カブト虫を自由に触ったり、観察したりしていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森　体験学習館前 3,105 人
7月21日 ～ 8月31日	サマーフェスタ 写生用具無料レンタル	一般希望者	絵具やクレパス、画板などの写生用具の貸出を行った。 参加者には画用紙1枚をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	案内所（貸出し場所） 76 人 参加者数
8月11日	サマーフェスタ 夏の昆虫教室昼の部	申込み参加者	竜頭の丘の虫の広場で夏の生きものたちを観察した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 36 人 参加者数
8月11日	サマーフェスタ 夏の昆虫教室夜の部	一般希望者	夜にライトトラップに集まってくる生きものを観察した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	お花見広場駐車場 20 人 参加者数
8月11日 ～ 8月15日	サマーフェスタ サマーナイトフェスティバル	来園者	お盆期間を中心に、開園時間を午後8時半まで延長し、昇竜の滝のライトアップやイルミネーション等で園内を演出するとともに、期間中の土・日・月は打ち上げ花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場　エントランス広場 5,725 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月15日	サマーナイトフェスティバル イルミネーション＆ライトアップ	来園者	緑と石のヴィスタの石垣にカーテン状のイルミネーションやオブジェなどを設置し光の演出をした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	緑と石のヴィスタ 5,725 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月15日	サマーナイトフェスティバル 昇竜の滝ライトアップ	来園者	スポット照明でまんのう公園のシンボルである「昇竜の滝」をライトアップした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝 5,725 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月15日	サマーナイトフェスティバル ヨルガオのライトアップ	来園者	ヨルガオの花をライトアップし演出した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	緑と石のヴィスタ 5,725 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月13日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトパフォーマンス	来園者	大道芸、マジックなどのショーでお楽しみいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝上 4,981 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月13日	サマーナイトフェスティバル サマーナイト花火ショー	来園者	音楽に合せて花火が上がる約5分間の花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	風花の庭 4,981 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月13日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトバーベキュー	来園者	イルミネーションを眺めながら、バーベキューを楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場レストラン前 4,981 人 夜間入園者数
8月11日 ～ 8月15日	サマーナイトフェスティバル ふわふわドームの開放時間延長	来園者	ふわふわドームの時間を1時間延長して開放した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ふわふわドーム 5,725 人 夜間入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
8月11日 ～ 8月15日	サマーナイトフェスティバル ゆかた、甚平での来園者プレゼント	来園者	ゆかた・甚平を着て来園された方にレンタサイクル利用券を1枚プレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	案内所 364 人 参加者数
9月15日 ～ 11月14日	コスモスフェスタ	来園者	15品種45万株のコスモスの開花に合せて、はたらく車フェスティバルやかりんまつり、第2回B級ご当地グルメフェスタなどのイベントを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 88,672 人 期間中入園者数
9月15日 ～ 11月4日 全18回	コスモスフェスタ 青空ふれあい市	一般希望者	地元の新鮮な農産物、農産加工品、苗木などの販売を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	エントランス広場 65,050 人 期間中入園者数 9/15,16,17,22,23,29,30 10/6,7,8,13,14,20,21,27,28 11/3,4実施
9月16日 ～ 11月25日 全12回	コスモスフェスタ 特別ハーブ教室	一般希望者	コスモスの押し花等を使ってフォトスタンドやコースターを作って頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	ビジターセンター・ハーブ教室 231 人 参加者数 9/16,22,30 10/8,14,21,27 11/4,11,18,23,25実施
9月16日 ～ 11月25日 全11回	コスモスフェスタ 特別トールペイント教室	一般希望者	コスモスの花の形をしたプランタースティックやキーホルダーに絵付けをして頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	体験学習館・トールペイント教室 119 人 参加者数 9/16,23 10/8,14,21,27 11/3,4,11,18,25実施
9月23日	コスモスフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスで紙飛行機をつくっていただいた。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里芝生広場 107 人 参加者数
9月30日 ・ 10月7日	コスモスフェスタ けんこうウォーキング教室	一般希望者	正しい歩き方や知識を学んで健康づくりを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県ウォーキング協会 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里 15 人 参加者数
10月6日 ～ 11月4日 全11回	コスモスフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	一般希望者	まんのう公園のマスコットキャラクターの「ドラ夢」のエア遊具で遊んでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	サイクリングセンター前 54,127 人 期間中入園者数 10/6,7,8,13,14,20,21,27,28 11/3,4実施
10月14日 ・ 11月18日	コスモスフェスタ 秋の緑化フェア「花苗プレゼント」	来園者	季節の花苗を先着400名にプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 香川県造園協会、日本造園建設業協会 その他関係者	エントランス広場 800 人 参加者数
10月14日 ・ 11月18日	コスモスフェスタ 秋の緑化フェア「フラワーアレンジメント教室」	一般希望者	季節の花を使ってフラワーアレンジメントを楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 香川県造園協会、日本造園建設業協会 その他関係者	エントランス広場 40 人 参加者数
10月14日	コスモスフェスタ 秋の昆虫教室	申込み参加者	原っぱに集まる秋の虫たちを探したり、鳴き声を聞きながら観察した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 36 人 参加者数
11月3日 ・ 11月4日	コスモスフェスタ 第2回四国B級ご当地グルメフェスタinまんのう公園	来園者	四国4県のB級ご当地グルメがまんのう公園に集結した。富士宮焼きそばなど四国外からの応援出店もあり来園者の方々に楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 四国B級ご当地グルメ連携協議会 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里芝生広場 12,412 人 期間中入園者数
11月23日 ～ 1月3日	ウィンターファンタジー	来園者	期間中は開園時間を20時（または21時）まで延長し、50万球のライトアップ、イルミネーションによる幻想的な光の空間演出を楽しんでもらう。また、ウィンターコンサートや特別ピザ教室、花火ショーなどのイベントを開催します。年始には、ジャンボかるた大会など正月にちなんだイベントを開催した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 88,199 人 期間中入園者数
11月23日 ～ 1月3日	ウィンターファンタジー シンボルツリー・ドラ夢くんのトピアリー	来園者	高さ10mのシンボルツリーとライトアップしたドラ夢くんのトピアリーで来園者の方をお出迎えした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	エントランス広場 65,935 人 夜間入園者数
11月23日 ～ 1月3日	ウィンターファンタジー 光のトンネル	来園者	全長100mの光のトンネルを設置し、幻想的な世界を演出した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	サイクリングセンター横 65,935 人 夜間入園者数
11月23日 ～ 1月3日	ウィンターファンタジー 昇竜の滝ライトアップ	来園者	まんのう公園のシンボルの昇竜の滝をライトアップした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	昇竜の滝 65,935 人 夜間入園者数
11月23日 ～ 1月3日	ウィンターファンタジー シャンパングラスタワー	来園者	4900個ものシャンパングラスを使用した地上5mのシャンパングラスタワーを設置した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	昇竜の滝上 65,935 人 夜間入園者数

実施日		行事名	対象	内容	主催者等	備考
11月23日 1月3日	～	ウィンターファンタジー グラウンドイルミネーション	来園者	巨大なブーケと虹色のリボンで風花の庭や芝生広場を華やかに彩った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	風花の庭、芝生広場 65,935 人 夜間入園者数
11月23日 1月3日	～	ウィンターファンタジー クスノキのライトアップ	来園者	高さ20mのクスノキを4600球のイルミネーションで彩った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 65,935 人 夜間入園者数
11月23日 12月24日 全9回	～	ウィンターファンタジー ウィンターコンサート・パフォーマンス	来園者	クリスマスの関する音楽や大道芸などのパフォーマンスショーを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 39,224 人 期間中入園者数 11/23,24,25 12/1,2,9,16,23,24実施
11月23日 1月3日 全8回	～	ウィンターファンタジー ドラ夢くんのお出迎え	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクターのドラ夢くんがサンタクロースや袴姿で皆さんをお出迎えしました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 32,780 人 期間中入園者数 11/23,24 12/1,8,15,22 1/2,3実施
12月1日 12月24日 全9回	～	ウィンターファンタジー 「[illegible]」販売及び試飲会	一般希望者	香川の主要蔵元で醸造された日本酒の試飲や販売を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 46,457 人 期間中入園者数 12/1,2,8,9,15,16,22,23,24実施
12月2日 12月24日 全6回	～	ウィンターファンタジー 特別ピザ教室	一般希望者	天然酵母を使った生地をこねトッピングし、薪と窯で風味豊かにピザを焼きおいしく食べて頂いた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 232 人 参加者数 12/2,9,16,22,23,24実施
12月8日 12月22日 全3回	～	ウィンターファンタジー ウィンター花火ショー	来園者	音楽に合せて花火を打ち上げる花火ショーを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の里芝生広場 15,291 人 期間中入園者数 12/8,15,22実施
12月23日		ウィンターファンタジー 特別木工教室「ミニ門松づくり」	一般希望者	お正月に飾れるミニ門松づくりを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 32 人 参加者数
1月3日		ウィンターファンタジー ジャンボかるた大会	一般希望者	まんのう公園オリジナルの大判絵札を使った新春恒例のかるた取り大会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 28 人 参加者数
1月13日 1月14日	・	第14回42.195kmリレーマラソン	申込み参加者	毎年恒例チームで42,195kmをタスキリレーで感想を目指すリレーマラソン大会を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援　地元自治体、マスコミ各社 協賛　各社 その他 関係者	まんのう公園内 4,255 人 参加者数
2月2日 3月17日 全15回	～	早春フェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクターのドラ夢のエア遊具で遊んでいただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 17,334 人 期間中入園者数 2/2,3,9,10,11,16,17,23,24 3/2,3,9,10,16,17実施
2月9日 3月3日	～	早春フェスタ	来園者	1,500株のクリスマスローズや2万5千株のニホンズイセンなど早春のお花の開花に併せて、凧づくり・凧上げ教室やクリスマスローズフェスタなどのイベントを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 11,475 人 期間中入園者数
2月9日 2月11日	～	早春フェスタ 凧づくり教室	一般希望者	地元凧あげ愛好家の指導で和凧づくりを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　讃岐凧天揚会 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 151 人 参加者数
2月9日 2月11日	～	早春フェスタ 凧あげ教室	一般希望者	凧づくりで作った凧を大空にあげてもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　讃岐凧天揚会 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の里芝生広場 151 人 参加者数
2月9日 2月11日	～	早春フェスタ 竹巻きパンを焼こう	一般希望者	竹に巻いた天然酵母のパン生地を炭火で焼いて食べていただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 151 人 参加者数
3月1日 3月3日	～	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ	来園者	クリスマスローズ鉢販売や展示、講演会、押し花教室などのイベントを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,723 人 期間中入園者数
3月1日 3月3日	～	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「鉢植え販売」	来園者	ひとえ、八重咲き、色も様々なクリスマスローズを販売しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,723 人 期間中入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
3月1日 ～ 3月3日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「クリスマスローズ展示」	来園者	ガーデンディスプレイやクリスマスローズの品種見本・新花品種を展示した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,723 人 期間中入園者数
3月2日 ～ 3月3日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「栽培相談コーナー」	来園者	栽培に関する悩み、品種や鉢の購入先などの質問に答えるコーナーを設置した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,428 人 期間中入園者数
3月2日 ～ 3月3日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「クリスマスローズ講演会」	来園者	NHK趣味の園芸でおなじみの金子明人氏によるクリスマスローズの講演会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,428 人 期間中入園者数
3月2日 ～ 3月3日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「押し花教室」	一般希望者	クリスマスローズの押し花や早春の花を使った作品を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター・ハーブ教室 45 人 参加者数
3月17日	早春フェスタ パパ・ママはじめて昆虫教室	申込み参加者	お父さんやお母さん向けの昆虫教室を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	総合センター研修室 3 人 参加者数
3月17日 ・ 3月20日	早春フェスタ しいたけの菌打ち体験	一般希望者	原木にしいたけの種コマ菌を打ちつけてもらった。打ちつけた原木はお持ち帰りして頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 223 人 参加者数
3月20日 ～ 3月31日	春らんまんフェスタ	来園者	100品種24万株のスイセンや50品種6万本のチューリップなど春のお花の開花に併せて様々なイベントを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 16,418 人 期間中入園者数
3月20日	春らんまんフェスタ カマタマーレ讃岐がやってくる！	一般希望者	カマタマーレ讃岐の選手やコーチによるサッカー教室やじゃんけん大会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 カマタマーレ讃岐 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 60 人 参加者数
3月20日 ～ 3月31日 全5回	春らんまんフェスタ スイセンガイド	一般希望者	まんのう公園のスタッフがスイセンの見方や楽しみ方を分りやすく解説した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜の花道 10,978 人 期間中入園者数 3/20,23,24,30,31実施
3月20日 ～ 3月31日 全5回	春らんまんフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクタードラ夢のエア遊具で遊んでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 10,978 人 期間中入園者数 3/20,23,24,30,31実施

①平成24年度 （全行事）　主催：国営讃岐まんのう公園以外

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日	春らんまんフェスタ 満濃池湖畔ウォーク	申込み参加者	満濃池の歴史やまんのう公園の花々を巡るウォーキングを行った。	主催　さぬき瀬戸大橋広域観光協議会 ちょっと寄り道 こんぴら街道事務局 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園、満濃池 16 人
4月29日	春らんまんフェスタ まんのう町の日	来園者	各団体の伝統芸能披露やステージショーのほか抽選会や特産物販売を開催した。	主催　まんのう町 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 13,181 人 当日入園者数
5月13日	チビッ子自転車レース	申込み参加者	緑あふれる特設コースでレースを行った。	主催　香川県サイクリング協会 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 39 人 参加者数
7月28日	サマーフェスタ ほしぞらウォーク	申込み参加者	星空を眺めながらのウォーキングを楽しみます。かりんの丘公園を出発し、まんのう公園エントランス広場まで歩いていただいた。エントランス広場で星空観察を行い、午後9時に公園を出発して集合場所まで戻り解散した。	主催　まんのう町体育指導委員会、まんのう町教育委員会 共催　国営讃岐まんのう公園 協力　NPO日本スペースガード協会 後援 協賛 その他 関係者	かりんの丘公園（集合、解散）⇔まんのう公園内エントランス広場 180 人 参加者数
10月21日	コスモスフェスタ はたらく車フェスティバル！	来園者	ブルドーザーやパワーショベル、自衛隊車両、消防自動車や救急車など日本最大級総勢約60台のはたらく車が大集合し、来園者の方々に楽しんでいただいた。	主催　(公社)さぬき青年会議所、国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 8,670 人 当日入園者数
10月21日	コスモスフェスタ 満濃池ウォーク	申込み参加者	満濃池の歴史やまんのう公園の花々を巡るウォーキングを行った。	主催　さぬき瀬戸大橋広域観光協議会 ちょっと寄り道 こんぴら街道事務局 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園、満濃池 8 人 参加者数
10月27日	ハッピーハロウィーン	一般希望者	仮装や楽しいゲームがいっぱいのハロウィーンパーティーを行った。	主催　ジェムスクール 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 2,879 人 当日入園者数
10月28日	コスモスフェスタ かりんまつり	来園者	地元伝統芸能の披露や「仮面ライダーウィザード」ショーやお笑いステージなどのステージショーや町のおいしい食べ物の販売などを行った。	主催　まんのう町 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 6,088 人 当日入園者数

②平成24年度 （自然生態園）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 ～ 3月31日 全137回	自然生態園ガイドウォーク ①委託費で実施	来園者	里山と自然のしくみ、人と自然の関わり・つながり、歴史など、自然生態園の魅力を季節ごとのテーマに沿って、来園者に対して、インタープリターボランティアが楽しく解説した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 3,257 人 参加者数
4月1日 ～ 3月10日 全16回	里山伝承体験教室「竹細工をしよう！」	一般希望者	竹とんぼ、水鉄砲、竹馬、竹笛など昔なつかしい竹細工作りの体験をしてもらい出来たものは記念品として持ち帰ってもらった。4月から3月にかけて各月1回、年間で計12回実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 国際竹トンボ協会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 649 人 参加者数 4/1 5/4 6/10 7/1 8/11 9/2 10/7 11/3 12/2 1/20 2/3 3/10 6/30 9/26 10/11 10/19
4月1日 ～ 10月21日 全9回	満濃池展望遊歩道ガイドウォーク ①委託費で実施	申込み参加者		主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	湖畔の森 257 人 参加者数 4/1 4/15 5/6 5/20 6/2 9/2 9/16 10/7 10/21
4月8日 ～ 10月28日 全3回	湖畔の森ガイドウォーク ①委託費で実施	申込み参加者	インタープリターボランティアの、湖畔の森の植生、満濃池、空海などの解説を交えながら湖畔の森を散策した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	国営讃岐まんのう公園 湖畔の森 5 人 参加者数 4/8 5/27 10/14
4月14日 ～ 3月9日 全12回	プロジェクト・ワイルド KIDS CLUB 自然発見塾	申込み参加者	プロジェクト・ワイルドの普及を目的にアクティビティを体験していただくイベントとして実施した。4月～3月にかけて年間で計12回実施した。	主催 まんのう公園管理センター 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 ドラ夢ドーム 112 人 参加者数 4/14 5/12 6/9 7/14 8/11 9/8 10/13 11/10 12/8 1/12 2/9 3/9
4月15日	里山教室 開校式、山野草料理教室	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 4月：開校式と山野草料理体験を行った	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園、湖畔の里 38 人 参加者数
4月29日	里山伝承体験教室「うちわをつくろう！」	一般希望者	地元地域の伝承技術を学んでいただく一環としてうちわ制作で使われる道具の説明、丸亀うちわの種類、歴史などについても説明を行いながらうちわつくりを体験してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 うちわ工房 竹 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 101 人 参加者数
4月30日 ～ 3月3日 全4回	里山伝承体験教室「わら草履をつくろう！」	一般希望者	里山の伝承技術に触れられる機会を提供することを目的にわら細工教室を4月～3月にかけて年間で計4回実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 100 人 参加者数 4/30 8/12 11/4 3/3
5月3日	ネイチャークラフト タネと小枝のブローチづくり	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 19 人 参加者数
5月5日	里山生活体験教室「かしわ餅をつくろう！」	申込み参加者	子供の日にちなんで親子を対象に自然生態園で収穫された緑米を使ってかしわ餅を作る体験教室として実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 43 人 参加者数
5月6日	里山自然観察会 カエルとメダカのがっこう ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月～2月にかけて年間で計5回実施。 5月：カエルとメダカのがっこう	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 33 人 参加者数
5月20日	里山生活体験教室「いも苗を植えよう！」	一般希望者	植え付けの仕方、サツマイモの付き方、収穫時期、サツマイモの歴史等の説明を行った後、いも苗を植えてもらう体験教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 14 人 参加者数
6月16日	里山教室 田植えとジャム作り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施した。 6月：田植え体験	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	湖畔の里 22 人 参加者数
6月17日	里山生活体験教室「田植えをしよう！」 ①委託費で実施	申込み参加者	昭和30年代当時のこの辺りの田んぼの状況や、環境の説明を行った後に、昔使用していた田植え定規を使って緑米、赤米の田植えを行う体験教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他 関係者	自然生態園 14 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
7月15日	里山自然観察会 田んぼのいきもの探検隊夏編 ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月～2月にかけて年間で計5回実施した。 7月のテーマは田んぼの生きもの探検隊。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 21 人 参加者数
7月28日 ・ 7月29日	里山合宿（ジュニア編）	申込み参加者	小学生を対象に1泊2日の日程で里山の暮らし体験や自炊などを体験していただくイベントとして実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 25 人 参加者数
8月4日	里山教室 かかし作りとザリガニ釣り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。8月はかかし作りとザリガニ釣り体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 33 人 参加者数
9月17日	里山自然観察会 トンボのふしぎ ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月～2月にかけて年間で計5回実施した。 9月のテーマはトンボのふしぎ	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 19 人 参加者数
9月22日 ・ 9月23日	ツリークライミング体験会	申込み参加者	ロープを使用し、安全に高さ10m程度の樹木を上り下ろする体験会を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里 86 人 参加者数
9月29日 ・ 9月30日	里山教室 里山合宿体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 10月は稲刈り・芋掘りなどの収穫と食事作りやネイチャゲーム等を行い宿泊体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 27 人 参加者数
10月5日 ～ 11月15日	ネイチャークラフト体験教室（団体）	申込み参加者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 377 人 参加者数 10/5 10/19 10/25 10/26 11/1 11/2 11/5 11/15
10月6日	里山生活体験教室 いも掘りをしよう！	申込み参加者	6月に植えたサツマイモがどのように育ったかを見ながら収穫を行う体験教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 31 人 参加者数
10月8日	里山伝承体験教室 草木染をしよう！	申込み参加者	自然生態園内に自生する染め物に使用できる野草等の観察・説明の後、草木染を行う体験教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 26 人 参加者数
10月14日	里山生活体験教室 稲刈りをしよう！ ①委託費で実施	申込み参加者	機械を使用しない昔ながらの方法で稲刈りを体験していただく体験教室を実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 17 人 参加者数
10月20日 ～ 10月28日 全3回	第11回インタープリター・ボランティア養成講習会	申込み参加者	公園を訪れる方々に里山の自然、歴史、文化などを分かりやすく伝える、インタープリター・ボランティアの養成を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	総合センター、自然生態園 3 人 参加者数 10/20 10/21 10/28
11月3日	里山教室 脱穀体験 ①委託費で実施	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は脱穀体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 10 人 参加者数
11月10日	里山生活体験教室 ほし柿をつくろう！	一般希望者	愛宕柿を使用してほし柿を作る体験教室を実施。最初稲わらを使い、ほし柿をつるすひもを制作。その後、柿の皮をむき、ひもにつるし完成とした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 54 人 参加者数
11月18日	ネイチャークラフト 葉っぱで遊ぼう	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。 11月のテーマは葉っぱで遊ぼう。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 13 人 参加者数
11月24日	里山教室 自然生態園収穫祭	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は収穫祭として、餅つき体験とサツマ汁の食体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 16 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
11月24日	自然生態園収穫祭	一般希望者	1年の自然の恵みに感謝して、自然生態園で収穫した古代米の餅つき体験とサツマ汁の食体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 95 人 参加者数
12月1日	里山教室 樹木の間伐体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 12月は樹木の間伐体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 11 人 参加者数
12月9日	ネイチャークラフト お正月飾りをつくろう	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。 12月のテーマはお正月飾りをつくろう。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 28 人 参加者数
12月22日	プロジェクト・ワイルドエデュケーター講習会	申込み参加者	プロジェクト・ワイルドのエデュケーター養成講習会を行った。	主催 まんのう公園管理センター 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 総合センター 4 人 参加者数
12月23日	プロジェクト・ワイルドフォローアップ講座	申込み参加者	プロジェクト・ワイルドエデュケーターの認定をされている方が、多くのアクティビティーを体験し、より高い実践力を学んだ。	主催 まんのう公園管理センター 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 総合センター 5 人 参加者数
1月5日	里山生活体験教室 あん餅雑煮をつくろう！	申込み参加者	讃岐地方の雑煮のあん餅雑煮を餅つきから体験し味わっていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 22 人 参加者数
1月19日	里山自然観察会 バードウォッチング ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月～2月にかけて年間で計5回実施。 1月はバードウォッチングを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 5 人 参加者数
1月26日	里山教室 七草粥の食体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 1月は七草粥の食体験を行った	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 湖畔の里 6 人 参加者数
1月27日	里山生活体験教室 きなこ飴をつくろう！	一般希望者	節分にちなんで大豆を使った体験教室を実施。参加者に石臼で大豆をひいてもらいきな粉を制作。その出来たきな粉と水飴とを混ぜ合わせてきなこ飴作りを体験してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 13 人 参加者数
2月10日	里山自然観察会 田んぼのいきもの探検隊冬編 ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月～2月にかけて年間で計5回実施した。 2月：田んぼのいきもの探検隊冬編	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 35 人 参加者数
2月16日	里山教室 落ち葉かきと焼芋づくり	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 2月は落葉かきと焼芋づくりを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 7 人 参加者数
2月16日	落ち葉かきをしよう	来園者	雑木林の管理として落ち葉掻きを行い、その落葉で焼き芋を作った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 5 人 参加者数
3月20日	里山生活体験教室 竹飯をつくろう！	申込み参加者	竹筒の一部に穴を開け、お米を入れご飯を炊く体験教室を実施。炊いている間は、竹のお皿と箸を制作。ご飯を自分たちで作った竹の食器で試食してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 国際竹トンボ協会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 50 人 参加者数
3月23日 ・ 3月24日	里山教室 炭焼き体験と閉校式	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 3月は炭焼き体験と閉校式を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 湖畔の里 36 人 参加者数

③包括的な質に関わる利用プログラム（平成24年度）
■公園利用プログラム一覧表

実施日 （実施期間）	プログラム名	プログラム概要	1人当たり 参加料金／材料費	開催頻度 ／回数	会場名 ／人数等
H24.4.1 ～ H25.3.31	ガイドウォーク	インタープリターボランティアが「自然生態園」および「湖畔の森」を散策しながら、公園の自然、歴史、文化について知識だけではなく、その裏側にあるメッセージも併せて参加者に分かりやすく伝えるガイドツアー。 平日には学校などの団体も対応。 4～11月、3月は土・日・祝、12～2月は日・祝に実施。	■参加料金 無料	当日受付 ※団体も受付 計　149回	自然生態園 および 湖畔の森 3,519名
H24.4.1 ～ H25.3.15	里山伝承体験教室	里山をテーマに、里山の文化、生活ni触れていただくことを目的として、竹細工やわら草履作りなどの伝統的な里山の活動を体験いただくプログラム。 ＜4～3月：竹細工をしよう！／5～3月：わら草履をつくろう！／4月：うちわをつくろう！／10月：草木染をしよう！＞	■参加料金 100円～300円 （材料費含む）	事前受付 または 当日受付 計22回	自然生態園 876名
H24.4.8 ～ H25.3.20	里山生活体験教室	里山をテーマに、里山の文化、生活ふ触れていただくことを目的として、うどんづくりやほし柿づくりなど里山の生活を体験いただくプログラム。 ＜4～3月：うどんをつくろう！／5月：かしわ餅をつくろう！、いも苗を植えよう！／6月：田植えをしよう！／10月：いも掘りをしよう！、稲刈りをしよう！／11月：脱穀をしよう！、ほし柿をつくろう！／1月：あん餅雑煮をつくろう！、きな飴をつくろう！／3月：竹飯をつくろう！＞	■参加料金 無料～300円 （材料費含む）	事前受付 または 当日受付 計27回	自然生態園 780名
H24.5.6 ～ H25.2.10	里山自然観察会	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月～3月にかけて年間で計5回実施。 ＜4月：カエルとメダカのがっこう／7月：田んぼの生きもの探検隊（夏編）／9月：トンボのふしぎ／1月：バードウォッチング／2月：田んぼの生きもの探検隊（冬編）＞	■参加料金 無料	事前受付 計5回	自然生態園 113名
H24.5.3 ～ H24.12.9	ネイチャークラフト	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室。 ＜タネと小枝のブローチづくり／木の実で遊ぼう／葉っぱで遊ぼう/お正月飾りをつくろう＞	■参加料金 100円～200円 （材料費含む）	当日受付 ※団体も受付 計11回	自然生態園 437名
H24.4.15 ～ H25.3.24	里山教室 （一部湖畔の里での活動も含む）	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくプログラム。 ＜4月：開校式と山野草料理体験／6月：田植え体験／7月：稗抜き体験／8月：かかし作りとザリガニ釣り体験／10月：里山合宿・稲刈り体験／11月：脱穀体験、自然生態園収穫祭／12月：間伐／1月：七草がゆ／2月：落ち葉掻き体験と焼き芋つくり／3月：炭焼き体験と閉校式＞	■参加料金 100円～200円 （保険代・材料代）	事前受付 計12回	自然生態園 206名
H24.4.14 ・ H25.3.9	プロジェクト・ワイルド KIDS CLUB 自然発見塾	プロジェクト・ワイルドの普及を目的にアクティビティを体験していただくイベントとして実施。4月～3月にかけて年間で計12回実施。	■参加料金 100円 （材料費含む）	事前受付 計12回/年	ドラ夢ドーム 芝生広場 自然生態園 112名
H24.7.28 ～ H24.7.29	里山合宿 （ジュニア編）	小学生を対象に1泊2日の日程で里山の暮らし体験や里山農園体験、自炊などを体験していただくプログラム。	■参加料金 3,000円 （材料費含む）	事前受付 計1回	自然生態園 25名

2．平成25年度

①平成25年度 （全行事）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 ～ 5月6日	春らんまんフェスタ	来園者	100品種24万株のスイセンや50品種6万本のチューリップなど春のお花の開花に併せて様々なイベントを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 101,796 人 期間中入園者数
4月6日 ～ 5月6日 全13回	春らんまんフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクタードラ夢のエア遊具で遊んでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 80,049 人 期間中入園者数 4/6,7,13,14,20,21,27,28,29 5/3,4,5,6実施
4月6日 ～ 5月6日 全13回	春らんまんフェスタ 青空ふれあい市	来園者	地元の新鮮な農産物、農産加工品、苗木などの販売を行いました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 80,049 人 期間中入園者数 4/6,7,13,14,20,21,27,28,29 5/3,4,5,6
4月7日	春らんまんフェスタ 花と緑のクイズテーリング	一般希望者	園内の花をめぐりながらクイズに答えて散策。参加者には花の種をプレゼント。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場(スタート・ゴール) 831 人 当日入園者数
4月7日 ～ 3月30日 全64回	ハーブ教室	一般希望者	ハーブや押し花、ドライフラワーを使ってキーホルダーやリースを作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,775 人 参加者数 4/7,14,21,26,29・ 5/3,6,10,18,19,26,30・ 6/2,9,16,23,27,30・7/7,15,21,28・ 8/4,10,11,18,29,30・ 9/1,8,15,22,26,27,29・ 10/4,6,10,14,16,18,20,23,30,31・ 11/1,3,7,9,10,13,17,21,23,24・ 12/1,15・1/12,26・2/2,16・3/12,16,30 実施
4月7日 ～ 3月30日 全41回	お茶席	一般希望者	お抹茶とお菓子で気軽にお茶席が楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竹風庵茶室 1,157 人 参加者数 4/7,21,26,29・5/3,6,12,19,26・6/2,9・ 7/7,15,21,28・8/4,10,11,18・ 9/1,8,15,22,29・10/6,14,20,26・ 11/3,17,23,24・12/1,15・1/12,26・ 2/2,23・3/2,16,30実施
4月7日 ～ 3月30日 全42回	木工教室	一般希望者	間伐材などを利用して本立てや貯金箱、鳥の巣箱等を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	体験学習館 385 人 参加者数 4/7,14,21,26,29・5/3,6,12,17,19,26・ 6/2,9,16,23,30・7/7,14,21,28・ 8/4,11,18・9/1,8,15,23,29・ 10/6,14,20,26・11/3,10,17,30・12/8・ 1/5,19・2/9・23・3/9,21,30実施
4月7日 ～ 3月30日 全45回	トールペイント教室	一般希望者	動物などの形をした木にペイントしてかわいいプレートなどの飾り物を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	体験学習館 401 人 参加者数 4/7,14,20,21,26・5/3,6,12,17,19,26・ 6/2,9,16,23,30・7/7,14,21,28・ 8/4,11,18・9/1,8,15,23,29・ 10/6,14,20,26・11/3,10,17,30・ 12/8,22・1/5,19・2/9・23・3/9,21,30実施
4月7日 ～ 3月29日 全72回	パンピザ教室	一般希望者	天然酵母を使った生地をこねてパンやピザを石窯で風味豊かに焼き上げおいしく食べていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 2,650 人 参加者数 4/1,7,14,21,24,26,29・ 5/3,6,10,12,22,26,30・ 6/2,9,16,19,23,30・7/7,14,21,24,28・ 8/11,18・9/1,8,17,20,22,24,25,27,29・ 10/2,3,4,6,7,9,14,16,18,20,21,22,23,24 ,26,29,30,31・11/1,3,4,8,10,17,23・ 12/11・1/19,26・2/21,23,28・ 3/2,6,16,23,27,30実施
4月7日 ～ 3月30日 全8回	たけのこ掘り	一般希望者	たけのこ園に生えているたけのこ掘りの体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森たけのこ園 1,382 人 参加者数 4/7,13,14,20,21,27,28,3/30
4月13日 ～ 3月22日 全22回	炭焼き体験	一般希望者	窯入れは間伐材を裁断し窯に入れてもらった。窯出しは出来上がった炭を窯から出し袋詰めをしました。参加者には出来上がった炭や木酢液を差し上げた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森炭焼き小屋 65 人 参加者数 4/13,27・5/11,25・6/8,22・7/13,27・ 8/3,17・9/14,28・10/12,26・11/10,23・ 12/7,21・1/11,25・3/8,22実施
4月14日 ～ 3月30日 全54回	陶芸教室	一般希望者	粘土をこねてオリジナルの陶芸作品を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	竹風庵工房 806 人 参加者数 4/14,21,24,26,29・ 5/1,3,6,12,17,18,23,26,29・ 6/1,9,16,23,30・7/7,14,17,21,27・ 8/4,10,18,29・9/1,7,15,21,25,26,29・ 10/4,5,14,31・11/3,9,17,23,27・12/1・ 1/19,26,29・2/2,16・3/1,16,26,30実施
4月14日	春らんまんフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスで紙飛行機をつくります。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストを実施します。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 117 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月14日	春らんまんフェスタ 昆虫教室	申込み参加者	草むらなどに棲む生きものたちを観察します。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 40 人 参加者数
4月21日	しこく88km'リレーマラソン2013	申込み参加者	20人以内のチームで1周1,313mのコースを67周＋29m計88kmをタスキリレーをして、制限時間6時間で完走を目指すリレーマラソン大会を行います。	共催　国営讃岐まんのう公園 協力 後援 協賛　地元自治体、マスコミ各社　他 その他関係者　各社	竜頭の丘 1,137 人 参加者数
4月21日	春らんまんフェスタ 打ち込みうどんのふるまい	来園者	農村の日常食として、どこの家でもよく作られていた伝統のうどんメニュー「打ち込みうどん」を、来園の皆さんにふるまいます。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 200 人 参加者数
4月21日	春らんまんフェスタ ご当地キャラクターと記念撮影！	来園者	当公園のグランドオープン記念の一環として、県及び県内のご当地キャラクターを紹介しながら、記念撮影等の来園者サービスを行う。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	エントランス広場 3,629 人 当日入園者数
4月29日　～ 5月5日 全3回	春らんまんフェスタ 春らんまんステージ	来園者	地元で活動しているダンスサークル等の披露をステージで開催します。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	芝生広場 32,878 人 期間中入園者数 4/29,5/4,5
4月29日	春らんまんフェスタ ノルディックウオーキング教室	申込み参加者	ノルディックウォークのビギナーズ教室で、スティックを使用した新感覚のウォーキングを体験する。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　岡山県ノルディック・ウォーク連盟 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 20 人 参加者数
5月18日　・ 5月19日 2日間	第3回四国B級ご当地グルメフェスタinまんのう公園	来園者	四国4県のB級ご当地グルメがまんのう公園に集結します。肉巻きおにぎりなど四国外からの応援出店もあり、来園者の方々に楽しんでいただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催　四国B級ご当地グルメ連携協議会 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里芝生広場 5,571 人 期間中入園者数
5月26日	チャレンジ！5kmウォーキング	申込み参加者	ウォーキングが初めての方大歓迎。正しい歩き方や知識を学んで、まずは5kmを完歩し健康づくりをします。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　香川ウォーキング協会 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 9 人 参加者数
6月2日	チューリップの球根掘り体験	一般希望者	今年公園内で咲いたチューリップの球根の掘り取りができます。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	花竜の道 1,587 人 当日入園者数
6月15日　～ 7月7日	あじさいまつり	来園者	園内の飛竜池周辺にあるセイヨウアジサイ系、ガクアジサイ系、ヤマアジサイ系等40種2万本のアジサイの開花に合わせ、アジサイをテーマとした花体験教室や栽培・管理教室、アジサイの挿し木プレゼント等のイベントを開催する。 また、アジサイの見所や代表的な品種を紹介した案内マップを作成・配布し利用サービスを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 13,252 人 期間中入園者数
6月15日　～ 6月30日 全4回	あじさいまつり 特別野点	一般希望者	あじさいの花を眺めながらお茶席を楽しんでいただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	飛竜池横　東屋付近 329 人 参加者数 6/15.16.23.30
6月15日　～ 7月15日 全1回	カブト虫プレゼント	一般希望者	来園者のなかの希望者にカブト虫をペアでプレゼントした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	案内所 50 人 参加者数 7/6
6月22日　～ 7月21日	知られざるまんのう写真展	来園者	満濃池の近くに住む亀山卓三(かめやま たくみ)氏撮影の満濃池などのフォト作品を展示・公開し、来園者に満濃池および周辺の魅力を楽しんでもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　亀山卓三 後援 協賛 その他関係者	ビジターセンター 15,662 人 期間中入園者数
6月22日　～ 9月1日	満濃池散策八景スタンプラリー	来園者	□ 園内8カ所の見晴スポットにチェックポイントを設置して、チェックポイントにあるマークを記入しながら巡ってもらう。5カ所のマークを記入したカード1枚につき、貸自転車2時間利用券を1枚進呈した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園内 100 人 参加者数
7月7日	あじさいまつり アジサイ手入れ教室	一般希望者	公園スタッフによる、来年花を咲かせるための剪定方法などの手入れ教室を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	飛竜池横　東屋 40 人 参加者数
7月7日	あじさいまつり アジサイの挿し木プレゼント	一般希望者	園内で採れたアジサイの挿し木をプレゼントした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	飛竜池横　東屋 100 人 参加者数
7月7日	ルピナスの種取り体験	一般希望者	自宅で花や緑に親しんでもらうことを目当てに、青竜の谷に植栽したルピナスの種取り体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	青竜の谷 1,073 人 当日入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
7月20日 ～ 9月1日	サマーフェスタ	来園者	期間中は「夏休み」をテーマにカブト虫を自由に触り観察できる「森の中のカブト虫ランド」などの夏ならではのイベントを開催しました。 また、お盆の期間に限り、開園時間を夜の8時半まで延長し公園内をイルミネーションやライトアップで彩る「サマーナイトフェスティバル」を開催した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 38,312 人 期間中入園者数
7月20日 ～ 8月11日	サマーフェスタ 森の中のカブト虫ランド	来園者	カブト虫を自由に触ったり、観察したりしていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森　体験学習館前 3,714 人 参加者数
7月20日 ～ 8月18日	サマーフェスタ ウォーターバルーン	一般希望者	巨大ボールの中に入って水上を歩く新しい遊びを楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 1,639 人 参加者数
7月20日 ～ 9月1日	サマーフェスタ 夏の宿題応援企画「写生道具の貸出」	一般希望者	絵具やクレパス、画板などの写生用具の貸出を行った。 参加者には画用紙1枚をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	案内所（貸し出し場所） 74 人 参加者数
7月28日	さぬき婚活プロジェクトinまんのう公園	申込み参加者	体験教室等を体験しながら、男女の交流を深めるシンプルな合コンスタイルで出会いの場を提供した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 59 人 参加者数 7/28,9/22,3/2
8月10日 ～ 8月14日	サマーフェスタ サマーナイトフェスティバル	来園者	お盆期間を中心に、開園時間を午後8時半まで延長し、昇竜の滝のライトアップやイルミネーション等で園内を演出するとともに、期間中の土・日・月は打ち上げ花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場　エントランス広場 7,211 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月14日	サマーナイトフェスティバル イルミネーション＆ライトアップ	来園者	緑と石のヴィスタの石垣にカーテン状にイルミネーションやオブジェクトなどを設置し光の演出をした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	緑と石のヴィスタ 7,211 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月14日	サマーナイトフェスティバル 昇竜の滝ライトアップ	来園者	スポット照明でまんのう公園のシンボルである「昇竜の滝」をライトアップした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝 7,211 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月14日	サマーナイトフェスティバル ヨルガオのライトアップ	来園者	ヨルガオの花をライトアップし演出した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	緑と石のヴィスタ 7,211 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月12日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトパフォーマンス	来園者	大道芸、マジックなどのショーでお楽しみいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝上 6,657 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月12日	サマーナイトフェスティバル サマーナイト花火ショー	来園者	音楽に合せて花火が上がる約5分間の花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	風花の庭 6,657 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月12日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトバーベキュー	来園者	イルミネーションを眺めながら、バーベキューが楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場レストラン前 6,657 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月14日	サマーナイトフェスティバル ふわふわドームの開放時間延長	来園者	一番人気の遊具ふわふわドームの時間を1時間延長して開放した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ふわふわドーム 7,211 人 夜間入園者数
8月10日 ～ 8月14日	サマーナイトフェスティバル ゆかた、甚平での来園者プレゼント	来園者	ゆかた・甚平を着て来園された方にレンタサイクル利用券を1枚プレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	案内所 600 人 参加者数
8月1日 ～ 8月18日 全2回	サマーフェスタ 夏の昆虫教室	一般希望者	竜頭の森で夏の生き物たちを観察した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	キャンプ場内 竜頭の森体験学習館前 45 人 参加者数 8/11,18
8月13日 ～ 8月30日 全14回	サマーフェスタ かんたん工作教室	一般希望者	段ボール、キャンドル、うちわのオリジナルの作品を簡単に作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 547 人 参加者数
9月14日 ～ 11月4日	コスモスフェスタ	来園者	25品種45万株のコスモスの開花に合せて、はたらく車フェスティバルやかりんまつりなどのイベントを実施する。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 83,469 人 期間中入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
9月14日 ～ 11月4日 全20回	コスモスフェスタ ウォーターバルーン体験	一般希望者	ビニールのボールの中に入り水の上を歩くような感覚を楽しめる水上遊具の体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 2,407 人 参加者数 9/14,15,16,21,22,23,28,29 10/5,6,12,13,14,19,20,26,27 11/2,3,4実施
9月14日 ～ 11月4日 全20回	コスモスフェスタ まんのうマルシェ	来園者	地元の農産物等の販売を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 61,999 人 期間中入園者数 9/14,15,16,21,22,23,28,29 10/5,6,12,13,14,19,20,26,27 11/2,3,4実施
9月22日	コスモスフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスで紙飛行機をつくります。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストを実施します。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 117 人 参加者数
10月6日	コスモスフェスタ カヤック・ラフト体験	一般希望者	カヤック、ラフトボートの体験会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池 121 人 参加者数
10月6日	コスモスフェスタ チャレンジ5kmウォーキング	一般希望者	正しい歩き方を学び、5kmのウォーキングにチャレンジしていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県ウォーキング協会 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 6 人 参加者数
10月12日 ～ 11月4日 全10回	コスモスフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	公園のマスコットキャラクターのドラ夢くんのエア遊具であそんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 36,155 人 期間中入園者数 10/12,13,14,19,20,26,27 11/2,3,4実施
10月14日	コスモスフェスタ 秋の昆虫教室	一般希望者	原っぱに棲む秋の昆虫を探し、観察したいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 36 人 参加者数
10月20日 ・ 11月17日 全2回	コスモスフェスタ 秋の都市緑化月間「花苗のプレゼント」	来園者	来園者の方に季節の花苗をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県造園協会、日本造園建設業協会 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 800 人 参加者数
10月20日 ・ 11月17日 全2回	コスモスフェスタ 秋の都市緑化月間「フラワーアレンジメント教室」	来園者	季節の花を使ってフラワーアレンジメントを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県造園協会、日本造園建設業協会 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 40 人 参加者数
11月1日 ～ 11月17日	コスモスフェスタ コスモスの種取体験	来園者	キバナコスモスの種取体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘花巡りの丘 18,116 人 期間中入園者数
11月3日	コスモスフェスタ ノルディックウォーク体験	一般希望者	ノルディックウォークの体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 岡山県ノルディック・ウォーク連盟 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 8 人 参加者数
11月23日 ～ 1月5日	ウィンターファンタジー	来園者	期間中は開園時間を夜8時まで開園時間を延長し、園内を約50万級のイルミネーションやライトアップで彩った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 157,077 人 期間中入園者数
11月23日 ～ 1月5日 全12回	ウィンターファンタジー ドラ夢くんのお出迎え	一般希望者	公園のマスコットキャラクターのドラ夢くんがサンタや羽織袴姿で来園者をお出迎えしました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 84,947 人 期間中入園者数 11/23,24,30 12/7,14,21,28 1/1,2,3,4,5実施
11月23日 ～ 1月5日	ウィンターファンタジー フォトスポットサービス	一般希望者	イルミネーションをバックにプロのカメラマンによる写真撮影を行い、参加された方には撮影した写真を入れたポストカードをプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 157,077 人 期間中入園者数
11月30日 ～ 12月14日 全3回	ウィンターファンタジー ウィンター花火ショー	来園者	音楽に合せて花火が上がる約5分間の花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 30,239 人 期間中入園者数 11/30・12/7,14実施
12月1日 ～ 1月5日 全12回	ウィンターファンタジー ワインの試飲・販売コーナー	来園者	ワインの販売を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 92,138 人 期間中入園者数 12/1,7,8,14,15,21,22,23,28 1/1,4,5実施
12月1日 ～ 12月23日 全6回	ウィンターファンタジー 特別ピザ教室	一般希望者	窯と薪を使って焼き上げる本格的なピザ教室を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 273 人 参加者数 12/1,8,15,21,22,23実施

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
12月22日	ウィンターファンタジー まんのう・やまマルシェ	一般希望者	お正月用のミニ門松を作ってもうらう	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 30 人 参加者数
1月3日	ウィンターファンタジー 特別木工教室「昔懐かしいコマづくり」	一般希望者	お正月にピッタリな昔懐かしいコマづくり教室を行った	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 30 人 参加者数
1月3日	ウィンターファンタジー ジャンボかるた大会	一般希望者	まんのう公園オリジナルの大判絵札を使った新春恒例のかるた取り大会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 40 人 参加者数
1月12日 ・ 1月13日 2日間	第15回国営讃岐まんのう公園リレーマラソン	申込み参加者	1チーム4人以上10人以内で42.195kmをタスキリレーして完走を目指すリレーマラソン大会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛　地元自治体、マスコミ各社　他 その他　株式会社小縣家、琴参閣、株式会社セレスポ、株式会社ダイソク 関係者	まんのう公園内 4,407 人 参加者数
2月8日 ～ 3月16日 全15回	早春フェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクターのドラ夢のエア遊具で遊んでいただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 14,125 人 期間中入園者数 2/1,2,8,9,11,15,16,22,23 3/1,2,8,9,15,16実施
2月8日 ～ 2月11日 全2回	早春フェスタ 凧づくり教室	一般希望者	地元凧あげ愛好家の指導で和凧づくりを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　讃岐凧天揚会 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 70 人 参加者数 2/9,11実施
2月8日 ～ 2月11日 全2回	早春フェスタ 凧あげ教室	一般希望者	凧づくりで作った凧を大空にあげてもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　讃岐凧天揚会 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の里芝生広場 70 人 参加者数 2/9,11実施
2月8日 ～ 3月2日	早春フェスタ	来園者	1,500株のクリスマスローズや2万5千株のニホンズイセンなど早春のお花の開花に併せて、凧づくり・凧上げ教室やクリスマスローズフェスタなどのイベントを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 8,751 人 期間中入園者数
2月8日 ～ 2月16日 全7回	早春フェスタ バレンタインイルミネーション	来園者	バレンタインをテーマに、幻想的なイルミネーションが公園を素敵にライトアップした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 1,066 人 夜間入園者数 2/8,9,10,11,14,15,16実施
2月8日 ～ 2月11日 全2回	早春フェスタ 竹巻きパンを焼こう	一般希望者	竹に巻いた天然酵母のパン生地を炭火で焼いて食べてみいただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 97 人 参加者数 2/9,11実施
2月8日 ～ 2月14日 全5回	早春フェスタ バレンタイン手作りキャンドルを作ろう！	一般希望者	恋人や家族、友達のためにキャンドルを手作りしていただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 57 人 参加者数 2/8,9,10,11,14実施
2月15日 ・ 2月16日 全2回	早春フェスタ バルーン教室	一般希望者	バルーンパフォーマーからバルーンデコレーションの作り方を教えてもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 31 人 参加者数
2月28日 ～ 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ	来園者	クリスマスローズ鉢販売や展示、講演会、押し花教室などのイベントを行います。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,773 人 期間中入園者数
2月28日 ～ 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「鉢植え販売」	来園者	ひとえ、八重咲き、色も様々なクリスマスローズを販売しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,773 人 期間中入園者数
2月28日 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「クリスマスローズ展示」	来園者	ガーデンディスプレイやクリスマスローズの品種見本・新花品種を展示しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,773 人 期間中入園者数
3月1日 ・ 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「栽培相談コーナー」	来園者	栽培に関する悩み、品種や鉢の購入先などの質問に答えるコーナーを設置した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,433 人 期間中入園者数
3月1日 ・ 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「クリスマスローズ講演会」	来園者	NHK趣味の園芸でおなじみの金子明人氏によるクリスマスローズの講演会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 1,433 人 期間中入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
3月1日 ・ 3月2日	早春フェスタ クリスマスローズフェスタ「押し花教室」	一般希望者	クリスマスローズの押し花や早春の花を使った作品を作って頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター・ハーブ教室 46 人 参加者数
3月21日 ～ 3月31日	春らんまんフェスタ	来園者	100品種24万株のスイセンや50品種6万本のチューリップなど春のお花の開花に併せて様々なイベントを実施しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 14,184 人 期間中入園者数
3月21日 ～ 3月30日 全5回	春らんまんフェスタ スイセンガイド	一般希望者	まんのう公園のスタッフがスイセンの見方や楽しみ方を分りやすく解説しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜の花道 195 人 参加者数 3/21,22,23,29,30実施
3月21日 ～ 3月30日 全5回	春らんまんフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクタードラ夢のエア遊具で遊んで頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 8,909 人 期間中入園者数 3/21,22,23,29,30実施
3月21日	春らんまんフェスタ 椎茸の菌打ち体験	一般希望者	原木にしいたけの種コマ菌を打ちつけてもらった。打ちつけた原木はお持ち帰りして頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 84 人 参加者数
3月21日	春らんまんフェスタ カマタマーレ讃岐がやってくる！	一般希望者	カマタマーレ讃岐の選手やコーチによるサッカー教室やじゃんけん大会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 カマタマーレ讃岐 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 19 人 参加者数

①平成25年度 （全行事） 主催：国営讃岐まんのう公園以外

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月28日	春らんまんフェスタ まんのう町の日	来園者	各団体の伝統芸能披露やステージショーのほか抽選会や特産物販売を開催します。	主催 まんのう町 共催 国営讃岐まんのう公園 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 14,534 人 当日入園者数
7月27日 ～	サマーフェスタ ほしぞらウォーク	申込み参加者	星空を眺めながらのウォーキングを楽しみます。かりんの丘公園を出発し、まんのう公園エントランス広場まで歩いていただいた。エントランス広場で星空観察を行い、午後9時に公園を出発して集合場所まで戻り解散した。	主催 まんのう町スポーツ推進委員会、まんのう町教育委員会 共催 国営讃岐まんのう公園 協力 こども達と星宙に親しむ会、ミズノ㈱ 後援 協賛 その他 関係者	かりんの丘公園（集合、解散）⇔まんのう公園内エントランス広場 153 人 参加者数
8月24日 ・ 8月25日	MONSTER baSH 2013	一般希望者	四国最大級の野外ロックフェスティバルを2日間にかけて行った。	主催 ㈱DUKE 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 45,418 人 参加者数
9月15日	コスモスフェスタ まんのう月見の会	一般希望者	地元の伝統芸能などステージイベントで楽しんでいただいた	主催 まんのうツーリズム協会 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 368 人 参加者数
10月13日 ・ 10月27日 全2回	かがわ・山なみ芸術祭 アートフラッグ作り	一般希望者	芝生広場の芝山に立てて山なみ芸術祭に参加できるアート―フラッグ作りを行った。	主催 かがわ・山なみ芸術祭実行委員会 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 60 人 参加者数
10月13日 ～ 10月27日 全3回	かがわ・山なみ芸術祭 マツボックリで作ろう	来園者	モニュメントにマツボックリをつけて作品作りに参加していただいた。	主催 かがわ・山なみ芸術祭実行委員会 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 18,496 人 期間中入園者数 10/13,19,27実施
10月13日	かがわ・山なみ芸術祭 アートパフォーマンス「usaginingen ショー」	来園者	香川県出身で現在ドイツ・ベルリンにて活動中のusaginingen(ウサギニンゲン)です。自作の映像機、楽器を使ったパフォーマンスを行った。	主催 かがわ・山なみ芸術祭実行委員会 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 2,232 人 当日入園者数
10月19日 ～ 12月1日	かがわ・山なみ芸術祭	来園者	まんのう町内各所、また園内でも様々なアート作品の展示を行った。	主催 かがわ・山なみ芸術祭実行委員会 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 62,429 人 期間中入園者数
10月20日 ～	コスモスフェスタ はたらく車!!フェスティバル2013	来園者	ブルドーザやパワーショベルなどのはたらく車約70台が大集合し、楽しんでいただいた。	主催 （公社）さぬき青年会議所、国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 2,051 人 当日入園者数
10月26日	ハッピーハロウィーン	一般希望者	楽しいゲームがいっぱいのハロウィーンパーティーを行った。	主催 ジェムスクール 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 1,596 人 当日入園者数
10月27日	コスモスフェスタ かりんまつり	一般希望者	地元伝統芸能の披露などのステージショーや特産品の販売などを行った。	主催 まんのう町 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 9,477 人 当日入園者数
10月27日	かがわ・山なみ芸術祭 まんのう・やまマルシェ	来園者	香川県の特産品、まんのう町の自然豊かな恵みの食品、クラフト作品などを出展しました。	主催 かがわ・山なみ芸術祭実行委員会 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 9,477 人 当日入園者数
11月17日	わんわんすまいるフェスティバル	一般希望者	愛犬と楽しめる様々なゲームを行った。	主催 スマイルドッグ 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 25 人 参加者数
12月7日 ・ 1月8日	第3回満濃池 空海 こんぴら しあわせツーデーウォーク	申込者	満濃池や金刀比羅宮、善通寺などを回りながら各コースをウォーキングした	主催 満濃池 空海 こんぴら しあわせツーデーウォーク実行委員会 共催 まんのう町、日本ウオーキング協会 協力 後援 各自治体 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム(スタート・ゴール) 486 人 参加者数

②平成25年度 （自然生態園）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 3月31日 全143回	自然生態園ガイドウォーク ①委託費で実施	一般希望者	里山と自然のしくみ、人と自然の関わり・つながり、歴史など、自然生態園の魅力を季節ごとのテーマに沿って、来園者に対して、インタープリターボランティアが楽しく解説した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 3,301 人 参加者数
4月1日 3月31日 全16回	里山伝承体験教室「竹細工をしよう！」	一般希望者	竹とんぼ、水鉄砲、竹馬、竹笛など昔なつかしい竹細工作りの体験をしてもらい出来たものは記念品として持ち帰ってもらった。4月〜3月にかけて各月1回、年間で計12回実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　国際竹トンボ協会 後援　国際竹トンボ協会 協賛 その他関係者	自然生態園 650 人 参加者数
4月13日 3月8日 全11回	プロジェクト・ワイルド KIDS CLUB 自然発見塾	申込み参加者	プロジェクト・ワイルドの普及を目的にアクティビティを体験していただくイベントとして実施した。4月〜3月にかけて年間で計12回実施した。	主催　まんのう公園管理センター 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、竜頭の丘ドラ夢ドーム 128 人 参加者数
4月14日 3月30日 全21回	里山生活体験教室「うどんをつくろう！」	申込み参加者	讃岐特産のうどん作りを体験してもらい出来上がったうどんは、出汁、醤油、釜揚げなどで昼食時に試食してもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 407 人 参加者数
4月14日 10月14日 全8回	満濃池展望遊歩道ガイドウォーク ①委託費で実施	一般希望者	湖畔の森満濃池展望遊歩道にて、インタープリターボランティアが公園の自然、満濃池の歴史などについて参加者に分かりやすく伝えるガイドツアーを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	湖畔の森 260 人 参加者数
4月18日	それゆけ！　きこり探検隊 郷土の森　アカマツ苗木植栽	招待者	さぬきの森の開園を記念して、郷土の森において、アカマツ林再生に向けて、地元の小学生によるアカマツの苗木の植栽を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園、満濃池 33 人 参加者数
4月20日	里山教室 開校式、山野草料理教室	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 4月：開校式と山野草料理体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 25 人 参加者数
4月21日 3月30日 全18回	さぬきの森ガイドウォーク ①委託費で実施	一般希望者	今年度新規オープンしたさぬきの森の四季の動植物、森林の成り立ち等について、インタープリターボランティアが参加者に分かりやすく伝えるガイドツアーを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他	さぬきの森 203 人 参加者数
4月21日	森の冒険遊び広場 森のアスレチック広場	一般希望者	さぬきの森のオープニングイベントとして、林に中にターザンロープや綱渡りなどのロープを使った遊具を作り遊んでもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	さぬきの森 41 人 参加者数
4月21日	森の冒険あそび広場 森の忍者修行	一般希望者	さぬきの森オープニングイベントとして、雑木林の中を忍者になりきり体をめいっぱい動かし、五感を使って森あそびを体験した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	さぬきの森 18 人 参加者数
4月28日	里山伝承体験教室「うちわをつくろう！」	一般希望者	地元地域の伝承技術を学んでいただく一環としてうちわ制作で使われる道具の説明、丸亀うちわの種類、歴史などについても説明を行いながらうちわつくりを体験してもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　うちわ工房　竹 後援　うちわ工房　竹 協賛 その他関係者	自然生態園 102 人 参加者数
4月29日 3月2日 全4回	里山伝承体験教室「わら草履をつくろう！」	一般希望者	里山の伝承技術に触れられる機会を提供することを目的にわら細工教室を4月〜3月にかけて年間で計4回実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 106 人
5月3日	ネイチャークラフト タネと小枝のブローチづくり	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 62 人 参加者数
5月6日	里山自然観察会 カエルとメダカのがっこう ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を5月〜2月にかけて年間で計5回実施。 5月：カエルとメダカのがっこう	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 31 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
5月19日	里山生活体験教室「いも苗を植えよう！」	一般希望者	植え付けの仕方、サツマイモの付き方、収穫時期、サツマイモの歴史等の説明を行った後、いも苗を植えてもらう体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	所 自然生態園 20 人 参加者数
5月25日 5月26日 全2回	ツリークライミング体験会	申込み参加者	上る樹木に最初と最後に挨拶をして、ロープを使って木に登り、木と友達になる体験会を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の里　花竜の道 41 人 参加者数
5月25日	それゆけ！きこり探検隊 さぬきの森ってどんなとこ？さぬきの森の自然体験（第1回）	申込み参加者	午前の部は、森を歩き野鳥観察を行い、午後の部は、菌打したシイタケのほだ木の本伏せ体験とさぬきの森で伐り出した丸太のベンチづくりを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 19 人 参加者数
6月9日	おばあちゃんの古里教室 梅干し作り	申込み参加者	竜頭の森で実のなったウメを観察してから、自然生態園において、梅干しの塩漬けを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	竜頭の森　自然生態園 28 人 参加者数
6月15日	里山教室 田植えとジャム作り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施した。 6月：田植え体験	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	湖畔の里 20 人 参加者数
6月16日	里山生活体験教室「田植えをしよう！」 ①委託費で実施	申込み参加者	昭和30年代当時のこの辺りの田んぼの状況や、環境の説明を行った後に、昔使用していた田植え定規を使って緑米、赤米の田植えを行う体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 27 人 参加者数
7月14日	里山自然観察会 田んぼのいきもの探検隊夏編 ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月〜3月にかけて年間で計5回実施した。 7月のテーマは田んぼの生きもの探検隊。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 22 人 参加者数
7月20日	おばあちゃんの古里教室 梅干し天日干し	申込み参加者	塩漬けした梅干しを天日干しを行い、梅酢とともに持って帰っていただき漬け込む。また、古代米をできたての梅干しでおにぎりを作り試食を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 13 人 参加者数
7月21日	それゆけ！きこり探検隊 さぬきの森の森づくり体験（第2回）	申込み参加者	さぬきの森のヒノキ林の整備の一環として、市民参加型の森づくりをめざし、ヒノキの間伐体験を一般市民の参加により行った。ほだ木の夏の管理体験としてほだ木の天地返し作業と間伐したヒノキの枝葉を活用してほだ木の上にかけ目よけにした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 22 人 参加者数
7月27日 7月28日 全2回	里山合宿（ジュニア編）	申込み参加者	小学生を対象に1泊2日の日程で里山の暮らし体験や自炊などを体験していただくイベントとして実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 50 人 参加者数
8月3日	里山教室 かかし作りとザリガニ釣り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。8月はかかし作りとザリガニ釣り体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 28 人 参加者数
9月22日	里山自然観察会 トンボのふしぎ ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月〜2月にかけて年間で計5回実施した。 9月：トンボのふしぎ	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 31 人 参加者数
9月28日 9月29日	里山教室 里山ファミリー合宿	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 10月は稲刈り・芋掘りなどの収穫と食事作りやネイチャゲーム等を行い宿泊体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 36 人 参加者数
10月5日	里山伝承体験教室 草木染をしよう！	申込み参加者	自然生態園内に自生する染め物に使用できる野草等の観察・説明の後、草木染を行う体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 18 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
10月6日	里山生活体験教室 いも掘りをしよう！	申込み参加者	6月に植えたサツマイモがどのように育ったかを見ながら収穫を行う体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 51 人 参加者数
10月14日	里山生活体験教室 稲刈りをしよう！ ①委託費で実施	申込み参加者	機械を使用しない昔ながらの方法で稲刈りを体験していただく体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 41 人 参加者数
11月3日	里山教室 脱穀体験 ①委託費で実施	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は脱穀体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 22 人 参加者数
11月3日	里山生活体験教室 脱穀をしよう！ ①委託費で実施	一般希望者	天日干しした古代米の稲を、昔ながらの足踏み式脱穀機を使って脱穀を体験した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 21 人 参加者数
11月9日	里山生活体験教室 ほし柿をつくろう！	一般希望者	愛宕柿を使用してほし柿を作る体験教室を実施。最初稲わらを使い、ほし柿をつるすひもを制作。その後、柿の皮をむき、ひもにつるし完成とした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 30 人 参加者数
11月17日	ネイチャークラフト 葉っぱで遊ぼう	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。 11月のテーマは葉っぱで遊ぼう。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 20 人 参加組織数
11月23日 11月24日 全2回	ツリークライミング体験会	申込み参加者	上る樹木に最初と最後に挨拶をして、ロープを使って木に登り、木と友達になる体験会を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	さぬきの森 42 人 参加者数
11月24日	里山教室 自然生態園収穫祭	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は収穫祭として、餅つき体験とサツマ汁の食体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 23 人 参加者数
11月24日	収穫祭「さぬきの森の日」 自然生態園収穫祭	一般希望者	1年の自然の恵みに感謝して、自然生態園で収穫した古代米の餅つき体験とサツマ汁の食体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 120 人 参加者数
11月24日	収穫祭「さぬきの森の日」 第1回親子丸太切り選手権大会	申込み参加者	大人男性、大人女性、小学生以下の子供が1回ずつ丸太を輪切りにし、合計の速さを競った。上位3組には、さぬきの森の間伐材を使用したトロフィーを授与した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	自然生態園 28 人 参加者数
11月24日	収穫祭「さぬきの森の日」 秋の森の工作	一般希望者	公園内の木の実、葉、枝などの自然のものを組み合わせて、オリジナルのクラフトを楽しんだ。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	自然生態園 75 人 参加者数
12月7日	里山教室 樹木の間伐体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 12月は樹木の間伐体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 0 人 参加者数
12月8日	ネイチャークラフト お正月飾りをつくろう	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。 12月のテーマはお正月飾りをつくろう。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 40 人 参加者数
12月21日	プロジェクト・ワイルドエデュケーター講習会	申込み参加者	プロジェクト・ワイルドのエデュケーター養成講習会を行った。	主催　一般財団法人公園財団まんのう公園管理センター 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	総合センター　研修室 4 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
12月22日	Growing Up WILDエデュケーター養成講習会	申込み参加者	Growing Up WILDのエデュケーター養成講習会を行った。	主催 一般財団法人公園財団まんのう公園管理センター 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	総合センター 研修室 12 人 参加者数
1月4日	里山生活体験教室 あん餅雑煮をつくろう！	申込み参加者	讃岐地方の雑煮のあん餅雑煮を餅つきから体験し味わっていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 30 人 参加者数
1月18日	里山自然観察会 バードウォッチング ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月〜3月にかけて年間で計5回実施。 1月:バードウォッチング	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 4 人 参加者数
1月25日	里山教室 七草かゆの食体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 1月は七草粥の食体験を行った	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 湖畔の里 13 人 参加者数
1月26日	里山生活体験教室 きなこ飴をつくろう！	一般希望者	節分にちなんで大豆を使った体験教室を実施。参加者に石臼で大豆をひいてもらいきな粉を制作。その出来たきな粉と水飴とを混ぜ合わせてきなこ飴作りを体験してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 21 人 参加者数
2月15日	里山教室 落ち葉かきと焼芋づくり	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 2月は落葉かきと焼芋づくりを行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 0 人 参加者数
2月16日	それゆけ！きこり探検隊 親子でシイタケ管理と冬の野鳥観察会	申込み参加者	コナラの間伐材を玉切りにしてシイタケの菌打ちをした。 また、さぬきの森の冬の野鳥の観察会を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 さぬきの森の会 後援 さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 30 人
3月21日	里山生活体験教室 竹飯をつくろう！	申込み参加者	竹筒の一部に穴を開け、お米を入れご飯を炊く体験教室を実施。炊いている間は、竹のお皿と箸を制作。ご飯を自分たちで作った竹の食器で試食してもらった。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 国際竹トンボ協会 後援 国際竹トンボ協会 協賛 その他関係者	自然生態園 24 人 参加者数
3月22日 3月23日	里山教室 炭焼き体験と閉校式	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 3月は炭焼き体験と閉校式を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援 まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 湖畔の里 14 人 参加者数

③包括的な質に関わる利用プログラム（平成25年度）

■公園利用プログラム一覧表（平成25年度）

実施日 （実施期間）	プログラム名	プログラム概要	1人当たり 参加料金／材料費	開催頻度 （回数）	会場名 （人数等）
H25.4.1. ～ H26.3.31.	陶芸教室	粘土をこねて茶碗、お皿などオリジナルの作品作りを体験する。	■参加料金 500円	日・祝日を中心に開催 計53回	竹風庵工房 800名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	ハーブ教室	公園内などで採れたハーブや押し花など用い、キーホルダー、リース、トピアリーなどの作品作りを行う。	■参加料金 200～500	日・祝日を中心に開催 計64回	ビジターセンター 1,685名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	木工教室	間伐材を利用して、貯金箱や本立てなどを体験。	■参加料金 500 / 700	日・祝日を中心に開催 計46回	体験学習館 445名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	お茶席	気軽にお抹茶とお菓子がいただける茶席を体験。	■参加料金 大人200円、小人100円	日・祝日を中心に開催 計45回	竹風庵茶室 1,486名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	トールペイント	動物などの形をした壁かけやキーホルダーなどの作品の色づけを体験。	■参加料金 200～500	日・祝日を中心に開催 計44回	体験学習館 401名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	炭焼き	公園内の間伐材などを材料に炭焼きの窯入れ体験、窯出し体験を行っている。	■参加料金 無料	日・祝日を中心に開催 計22回	炭焼き窯 65名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	パン・ピザ教室	天然酵母の生地をこね、石窯焼き窯でピザやパン、炭を使ったコンロで竹巻きパン作りを体験	■参加料金 100～400円	日・祝日を中心に開催 計81回	ドラ夢の家 3,020名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	椎茸菌打ち体験	ほだ木に椎茸の菌を打込む菌うち体験。	■参加料金 200円	日・祝日を中心に開催 計1回	エントランス広場 84名
H25.4.1. ～ H26.3.31.	たけのこ掘り	春のたけのこが生える季節にあわせ、園内のたけのこ園でたけのこの収穫を体験。	■参加料金 無料	日曜日を中心に開催 計8回	たけのこ園 1,329名
H25.4.8. ～ H26.2.23.	造園のプロ指導	造園のプロが指導する緑の体験教室	■参加料金 無料	隔月 計7回	園内各所 184名
H25.5.5. ～ H26.2.16.	だれでも体験教室	どなたでも簡単にオリジナルの作品が作れる教室です	■参加料金 無料～500円	通年 計43回	ビジターセンター及び花竜の道 2,562名
H25.4.14. ～ H25.10.14.	親子で楽しむ年間体験	昆虫教室など親子で参加できる体験教室	■参加料金 無料	通年 計4回	竜頭の丘他 181名
H25.4.21. ～ H25.11.3.	ウォーキング教室	県内のウォーキング団体と連携し、正しいウオーキングを学ぶ講習会のほか、初心者向けのノルディックウォーク教室を開催	■参加料金 100円	通年 計5回	園内各所 60名
H26.3.21.	プロとのふれあいスポーツ	プロから学べるスポーツ体験教室	■参加料金 無料	通年 計1回	竜頭の丘 19名

3．平成26年度

①平成26年度 （全行事）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 ～ 5月11日	春らんまんフェスタ	来園者	100品種24万株のスイセンや50品種6万本のチューリップなど春のお花の開花に併せて様々なイベントを実施しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 91,627 人 期間中入園者数
4月5日 ～ 5月11日 全15回	春らんまんフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	まんのう公園のマスコットキャラクタードラ夢のエア遊具で遊んでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	サイクリングセンター前 69,237 人 期間中入園者数 4/5,6,12,13,19,20,26,27,29 5/3,4,5,6,10,11実施
4月5日 ・ 4月6日 全2回	春らんまんフェスタ スイセンガイド	一般希望者	まんのう公園のスタッフがスイセンの見方や楽しみ方を分りやすく解説しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	飛竜の花道 56 人 参加者数
4月5日 ～ 5月11日 全15回	春らんまんフェスタ まんのうマルシェ	来園者	地元の新鮮な農産物、農産加工品、苗木などの販売を行いました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	エントランス広場 69,237 人 当日入園者数 4/5,6,12,13,19,20,26,27,29 5/3,4,5,6,10,11実施
4月5日 ～ 6月29日 全29回	春らんまんフェスタ ウォーターバルーン	一般希望者	巨大ボールの中に入って水上を歩く新しい遊びを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	エントランス広場 8,002 人 参加者数 4/5,6,12,13,19,20,26,27,29 5/3,4,5,6,10,11,17,18,24,25,31 6/1,7,8,14,15,21,22,28,29実施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) 全49回	陶芸教室	一般希望者	粘土をこねてオリジナルの陶芸作品を作っていただいた・	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	竹風庵工房 630 人 参加者数 4/6,13,18,19,25,29,5/3,6,11,17,21,22, 25,6/4,8,15,18,19,21,29,7/6,13,19,23, 27,8/1,3,16,22,31,9/7,14,17,19,20,26, 28,10/4,12,,18,25,11/3,9,12,14,15,19, 23,30実施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) ※特別教室含む 全55回	ハーブ教室	一般希望者	ハーブや押し花、ドライフラワーを使ってキーホルダーやリースを作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	ビジターセンター 1,378 人 参加者数 4/6,13,20,25,29,5/2,3,6,9,11,18,25,28, 6/1,8,15,20,22,26,29,7/6,13,21,27,8/3 ,4,17,28,31,9/7,14,21,26,28,29,10/1,4, 15,17,19,22,23,25,27,29,30,31,11/2,6, 7,9,10,16,24,30実施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) 全37回	木工教室	一般希望者	間伐材などを利用して本立てや貯金箱、鳥の巣箱等を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	体験学習館 303 人 参加者数 4/6,13,20,25,29,5/3,6,11,18,25,6/1,8, 15,22,26,29,7/6,13,20,27,31,8/3,17,31 ,9/7,14,23,28,10/4,12,19,25,11/3,9,16 ,23,30実施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) ※特別教室含む 全37回	トールペイント教室	一般希望者	動物などの形をした木にペイントしてかわいいプレートなどの飾り物を作っていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	体験学習館 310 人 参加者数 4/6,13,20,29,5/3,6,11,18,25,6/1,8,15, 18,19,22,29,7/6,13,20,26,8/3,17,19,31 ,9/7,14,23,28,10/4,12,19,25,11/3,9,16 ,23,29実施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) ※特別教室含む 全33回	お茶席	一般希望者	お抹茶とお菓子で気軽にお茶席を楽しんでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	竹風庵茶室 916 人 参加者数 4/6,13,20,29,5/3,6,11,18,25,6/1,8,14, 15,22,29,7/6,13,21,27,8/9,17,31,9/7,1 4,21,28,10/4,19,25,11/2,16,24,30実 施
4月6日 ～ 11月30日 (11月末現在) 全55回	パンピザ教室	一般希望者	天然酵母を使った生地をこねてパンやピザを石窯で風味豊かに焼き上げていただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	ドラ夢の家 2,108 人 参加者数 4/1,6,13,20,25,29,5/2,3,6,18,25,27,28, 6/8,15,22,26,29,7/6,13,20,27,8/5,17,3 1,9/11,14,21,25,26,28,29,30,10/1,3,4, 8,10,12,17,19,21,23,25,28,29,30,31実 施
4月12日 ～ 11月30日 (11月末現在) 全16回	炭焼き体験	一般希望者	窯入れは間伐材を裁断し窯に入れました。窯出しは出来上がった炭を窯から出し袋詰めをしました。参加者には出来上がった炭と木酢液を差し上げました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	竜頭の森炭焼き小屋 14 人 参加者数 4/12,26,5/10,24,6/14,28,7/12,26,8/2 ,16,9/13,27,10/11,25,11/8,22実施
4月6日 ～ 4月26日 全4回	たけのこ掘り	一般希望者	竹の子園に生えているたけのこ掘りの体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 かりん夢クラブ 後援 協賛 その他関係者	竜頭の森竹の子園 381 人 参加者数 4/6,13,20,27実施
4月13日	春らんまんフェスタ 花と緑のクイズテーリング	一般希望者	園内の花をめぐりながらクイズに答えて散策していただき、参加者には花の種をプレゼントした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 218 人 参加者数
4月13日	しこく88kmリレーマラソン2014	申込み参加者	20人以内のチームで1周1,313mのコースを67周＋29m計88kmをタスキリレーをして、制限時間6時間で完走を目指すリレーマラソン大会を行いました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 地元自治体、マスコミ各社 その他関係者 各社	竜頭の丘 1,137 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月20日	春らんまんフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスで紙飛行機を行った。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 112 人 参加者数
4月20日 ・ 5月11日	春らんまんフェスタ チャレンジ！5kmウォーキング	申込み参加者	正しい歩き方や知識を学んで、5kmを完歩し健康づくりを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　香川ウォーキング協会 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 33 人 参加者数 4/20　8人、5/11　25人
5月10日 ・ 5月11日 全2日間	春らんまんフェスタ 第4回四国B級ご当地グルメフェスタinまんのう公園	来園者	四国4県のB級ご当地グルメがまんのう公園に集結しました。富士宮焼きそばなど四国外からの応援出店もありました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催　四国B級ご当地グルメ連携協議会 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の里芝生広場 10,095 人 期間中入園者数
5月25日 ・ 11月19日	さぬき婚活プロジェクト	申込み参加者	体験教室等を体験しながら、男女の交流を深めるシンプルな合コンスタイルで出会いの場を提供した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 32 人 参加者数 5/25　21人、11/9　11人
5月25日	モーターフェスタ2014inまんのう公園	来園者	まんのう公園にスーパーカーが大集合しました。	主催　国営讃岐まんのう公園　モーターフェスタ実行委員会 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 3,730 人 当日入園者数
6月1日	チューリップの球根掘り体験	一般希望者	今年公園内で咲いたチューリップの球根の掘り取りを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	花竜の道 2,386 人 当日入園者数
6月8日	昆虫教室	申込み参加者	虫の広場に棲む生きものたちを観察しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 33 人 参加者数
6月14日 ～ 7月6日	あじさいまつり	来園者	園内の飛竜池周辺にあるセイヨウアジサイ系、ガクアジサイ系、ヤマアジサイ系等40種2万本のアジサイの開花に合わせ、アジサイをテーマとした花体験教室や栽培・管理教室、アジサイの挿し木プレゼント等のイベントを開催した。 また、アジサイの見所や代表的な品種を紹介した案内マップを作成・配布し利用サービスを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 12,941 人 期間中入園者数
6月14日 ～ 7月6日	あじさいまつり アジサイとシーボルト展	来園者	シーボルトとアジサイのゆかりについてのパネル展を行い、あじさい苑ではシーボルトゆかりの品種をご覧いただいた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター及びあじさい苑 12,941 人 期間中入園者数
6月15日	あじさいまつり アーチ伝来「空海はどのようにして満濃池堰堤を築いたか」	申込み参加者	空海ゆかりの満濃池の土木史について、「アーチ伝来」著者の永田圭介氏による講演会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	満濃池かりん会館 35 人 参加者数
7月6日	あじさいまつり アジサイの手入れ教室	一般希望者	造園のプロによるアジサイの手入れ教室を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池横　東屋 50 人 参加者数
7月6日	あじさいまつり アジサイの挿し木プレゼント	一般希望者	園内で採れたアジサイの挿し木をプレゼントしました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	飛竜池横　東屋 100 人 参加者数
7月19日 ～ 8月31日	サマーフェスタ	来園者	期間中は「夏休み」をテーマにカブト虫を自由に触り観察できる「森の中のカブト虫ランド」などの夏ならではのイベントを開催しました。 また、お盆の期間に限り、開園時間を夜の8時半まで延長し公園内をイルミネーションやライトアップで彩る「サマーナイトフェスティバル」を開催しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 89,993 人 期間中入園者数
7月19日 ～ 8月10日	サマーフェスタ 森の中のカブト虫ランド	来園者	カブト虫を自由に触ったり、観察をして頂いた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の森　体験学習館前 3,141 人 参加者数
7月19日 ～ 8月31日	サマーフェスタ 夏の宿題応援企画「写生道具の貸出」	一般希望者	絵具やクレパス、画板などの写生用具の貸出を行い、参加者には画用紙1枚をプレゼントしました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	案内所（貸し出し場所） 50 人 参加者数
8月11日 ～ 8月29日 全15回	サマーフェスタ かんたん工作教室	一般希望者	段ボール、キャンドル、うちわのオリジナルの作品を作って頂いた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 731 人 参加者数 8/11,12,13,14,15,18,19,20,21,22,25,26,27,28,29実施
8月15日 ～ 8月18日	サマーフェスタ サマーナイトフェスティバル	来園者	お盆期間を中心に、開園時間を午後8時半まで延長し、昇竜の滝のライトアップやイルミネーション等で園内を演出するとともに、期間中の金・土・日は打ち上げ花火ショーを実施しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場　エントランス広場 3,633 人 夜間入園者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
8月15日 ～ 8月18日	サマーナイトフェスティバル イルミネーションライトアップ	来園者	緑と石のヴィスタの石垣にカーテン状にイルミネーションを設置しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	緑と石のヴィスタ 3,633 人 夜間入園者数
8月15日 ～ 8月17日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトパフォーマンス	来園者	大道芸、マジックなどのショーで楽しんで頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝上 3,508 人 夜間入園者数
8月15日 ～ 8月17日	サマーナイトフェスティバル サマーナイト花火ショー	来園者	音楽に合わせて打ち上がる花火ショーを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	風花の庭 3,508 人 夜間入園者数
8月15日 ～ 8月17日	サマーナイトフェスティバル サマーナイトバーベキュー	来園者	イルミネーションを眺めながら、バーベキューを楽しんで頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場レストラン前 3,508 人 夜間入園者数
8月15日 ～ 8月18日	サマーナイトフェスティバル ふわふわドームの開放時間延長	来園者	一番人気の遊具ふわふわドームの時間を1時間延長して開放しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	ふわふわドーム 3,633 人 夜間入園者数
8月15日 ～ 8月18日	サマーナイトフェスティバル ゆかた、甚平での来園者プレゼント	来園者	ゆかた・甚平を着て来園された方にレンタサイクル利用券を1枚プレゼントしました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	案内所 172 人 参加者数
8月15日 ～ 8月18日	サマーフェスタ ウォーターバルーン	一般希望者	巨大ボールの中に入り水上を歩く新しい遊びを楽しんで頂いた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 926 人 参加者数
8月16日	サマーフェスタ 夏の昆虫教室夜の部	一般希望者	夜のライトアップに集まってくる生き物を観察しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 みんなでつくる自然史博物館・香川 後援 みんなでつくる自然史博物館・香川 協賛 その他 関係者	キャンプ場内 40 人 参加者数
9月13日 ～ 11月3日	コスモスフェスタ	来園者	15品種45万株のコスモスの開花に合せて、はたらく車フェスティバルやかりんまつりなどのイベントを実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 84,736 人 期間中入園者数
9月13日 ～ 11月3日 全20回	コスモスフェスタ ウォーターバルーン	一般希望者	ビニールのボールの中に入り水の上を歩くような感覚を楽しめる水上遊具の体験を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 2,481 人 参加者数 9/13,14,15,20,21,23,27,28 10/4,5,11,12,13,18,19,25,26 11/1,2,3実施
9月13日 ～ 11月3日 全20回	コスモスフェスタ まんのうマルシェ	来園者	地元の農産物等の販売を行った。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 62,481 人 期間中入園者数 9/13,14,15,20,21,23,27,28 10/4,5,11,12,13,18,19,25,26 11/1,2,3実施
9月21日	コスモスフェスタ 紙飛行機教室	一般希望者	ハサミとホッチキスを使った紙飛行機つくり教室を行った。また、作った紙飛行機で滞空時間コンテストも実施した。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川紙飛行機を飛ばす会 後援 協賛 その他 関係者	芝生広場 173 人 参加者数
10月4日 ～ 11月3日 全10回	コスモスフェスタ ふわふわドラ夢で遊ぼう！	来園者	公園のマスコットキャラクターのドラ夢くんのエア遊具で遊んでいただいた。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	サイクリングセンター前 24,004 人 期間中入園者数 10/4,5,11,12,13,18,19 11/1,2,3実施
10月5日 ・ 10月26日	コスモスフェスタ アートフラッグ作り	一般希望者	布にカラーペンや絵の具で絵を描き、描いた布は園内に展示しました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 特定非営利法人かがわ・ものづくり学校 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 218 人 参加者数
10月12日	コスモスフェスタ 満濃池湖畔ウォーク	申込み参加者	満濃池の歴史やまんのう公園の花々を巡るウォーキングを行った。	主催 まんのう町、国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園、満濃池 4 人 参加者数
10月12日 ・ 10月26日	コスモスフェスタ チャレンジ5kmウォーキング	一般希望者	正しい歩き方を学び、5kmのウォーキングにチャレンジした。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県ウォーキング協会 後援 香川県ウォーキング協会 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 19 人 参加者数 10/12 8人、10/26 11人
10月19日	コスモスフェスタ 秋の都市緑化月間イベント「秋の緑化フェア」『花苗プレゼント』	来園者	来園者の方に季節の花苗をプレゼントしました。	主催 国営讃岐まんのう公園 共催 協力 香川県造園協会 後援 協賛 その他 関係者	エントランス前 200 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
10月19日	コスモスフェスタ 秋の都市緑化月間イベント「秋の緑化フェア」『チェーンソーアート・カービングショー』	来園者	世界チャンピオン城所ケイジさんによるダイナミックで繊細なカービングショーを楽しんで頂いた。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　香川県造園協会 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 7,754 人 当日入園者数
10月25日　・ 10月26日 全2日間	コスモスフェスタ 讃岐B級グルメ広場	来園者	地元香川のご当地グルメが集結しました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の里　芝生広場 10,743 人 当日入園者数
11月3日	コスモスフェスタ ノルディックウォーク体験	一般希望者	ノルディックウォークのビギナーズ教室を開催した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　岡山県ノルディック・ウォーク連盟 後援　岡山県ノルディック・ウォーク連盟 協賛 その他 関係者	竜頭の丘 5 人 参加者数
11月16日	カマタマーレ讃岐がやってくる	一般希望者	カマタマーレ讃岐のコーチにサッカーを習った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　カマタマーレ讃岐 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 55 人 参加者数
11月22日　～ 1月4日	ウィンターファンタジー	来園者	期間中は開園時間を夜8時まで開園時間を延長し、園内を約50万球のイルミネーションやライトアップで彩った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	まんのう公園内 期間中入園者数
11月22日　～ 1月4日	ウィンターファンタジー フォトスポットサービス	一般希望者	イルミネーションをバックにプロのカメラマンによる写真撮影を行い、参加された方には撮影した写真を入れたポストカードをプレゼントした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 期間中入園者数
11月23日　～ 1月4日	ウィンターファンタジー ドラ夢くんのお出迎え	一般希望者	公園のマスコットキャラクターのドラ夢くんがサンタや羽織袴姿で来園者をお出迎えしました。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 期間中入園者数 11/23,24,30 12/7,14,21,23,28 1/1,2,3,4実施
11月30日　～ 12月23日	ウィンターファンタジー ワインブース	来園者	ワインの販売を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	エントランス広場 期間中入園者数 11/30,12/6,7,13,14,20,21,23実施
12月6日　～ 12月23日 全5回	ウィンターファンタジー ミニコンサート	来園者	クリスマスにちなんだ曲の演奏やダンスを披露します。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのうツーリズム協会 後援　まんのうツーリズム協会 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 期間中入園者数 12/6,7,13,21,23実施
12月6日	ウィンターファンタジー 書道パフォーマンス披露	来園者	地元高校で活躍する書道部のパフォーマンスを披露してもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　琴平高校書道部 後援 協賛 その他 関係者	昇竜の滝上広場 80 人 鑑賞者数
12月7日 12月23日	ウィンターファンタジー 親子ピザ教室	申込み参加者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ドラ夢の家 参加者数 12/7,14,20,21,23実施
12月23日	ウインターファンタジー 餅花作り教室	申込み参加者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　かりん夢クラブ 後援 協賛 その他 関係者	ビジターセンター 参加者数
1月1日 1月3日	ウィンターファンタジー 汁物のふるまい	来園者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのうツーリズム協会 後援　まんのうツーリズム協会 協賛 その他 関係者	エントランス広場
1月3日	ウィンターファンタジー ジャンボかるた大会	一般希望者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他 関係者	竜頭の丘　ドラ夢ドーム 参加者数
1月11日 1月12日	第16回国営讃岐まんのう公園リレーマラソン	申込み参加者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛　地元自治体、マスコミ各社　他 その他　株式会社小縣家、琴参閣、株式会社 関係者　セレスポ、株式会社ダイソク	まんのう公園内 参加者数

①平成26年度 （全行事） 主催：国営讃岐まんのう公園以外

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月6日 春らんまんフェスタ 満濃池湖畔ウォーク	申込み参加者	満濃池の歴史やまんのう公園の花々を巡るウォーキングを行った。	主催 さぬき瀬戸大橋広域観光協議会 ちょっと寄り道 こんぴら街道事務局 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園、満濃池 12 人 参加者数
4月27日 春らんまんフェスタ まんのう町の日	来園者	各団体の伝統芸能披露やステージショーのほか抽選会や特産物販売を開催しました。	主催 まんのう町 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	芝生広場 11,688 人 当日入園者数
7月26日 サマーフェスタ ほしぞらウォーク	申込み参加者	星空を眺めながらのウォーキングを楽しんで頂いた。かりんの丘公園を出発し、まんのう公園エントランス広場まで歩き、エントランス広場で星空観察を行い、午後9時に公園を出発して集合場所まで戻り解散しました。	主催 まんのう町スポーツ推進委員会、こまちまんのう設立準備委員会、まんのう町教育委員会 共催 国営讃岐まんのう公園 協力 こども達と星宙に親しむ会、ミズノ㈱ 後援 こども達と星宙に親しむ会、ミズノ㈱ 協賛 その他関係者	かりんの丘公園（集合、解散）⇔まんのう公園内エントランス広場 168 人 参加者数
8月23日 ・ 8月24日 全2日間 MONSTER baSH 2014	一般希望者	四国最大級の野外ロックフェスティバルを2日間にかけて行った。	主催 ㈱DUKE 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	まんのう公園内 48,492 人 参加者数
9月6日 月見の宴	一般希望者	地元の伝統芸能などステージイベントで楽しんでいただいた。	主催 まんのうツーリズム協会 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム 336 人 参加者数
9月27日 コスモスフェスタ 第1回 ファミリー宝探し大会	一般希望者	園内に隠した宝(番号を書いたコルク)を時間内に探し出してもらい、景品引換券および景品と交換した。宝探しのほか、参加者を対象としたお楽しみ抽選会を開催した。	主催 高松リビング社 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 ドラ夢ドーム 517 人 参加者数
10月18日 ・ 10月19日 全2日間 コスモスフェスタ 四国「道の駅」アイスクリーム選手権	来園者	道の駅の名物アイスクリームが勢揃いしました。	主催 四国地区「道の駅」連絡会 地域活性化推進実行委員会 共催 国営讃岐まんのう公園 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 ドラ夢ドーム 9,980 人 当日入園者数
10月19日 コスモスフェスタ はたらく車!!フェスティバル2014	来園者	ブルドーザやパワーショベル、パトカーなど西日本最大級のはたらく車約70台が大集合しました。	主催 (公社)さぬき青年会議所、国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 7,754 人 当日入園者数
10月26日 コスモスフェスタ かりんまつり	来園者	地元伝統芸能の披露などのステージショーや特産品の販売などイベント盛りだくさんの一日を楽しんで頂いた。	主催 まんのう町 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 ドラ夢ドーム 9,013 人 当日入園者数
11月1日 コスモスフェスタ ハッピーハロウィーン	一般希望者	楽しいゲームがいっぱいのハロウィーンパーティーを行った。	主催 ジェムスクール 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘 ドラ夢ドーム 2,058 人 当日入園者数
11月8日 わんわんすまいるフェスティバル	一般希望者	愛犬と楽しめる様々なゲームを行った。	主催 NPOすまいるドッグ 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	竜頭の丘ドラ夢広場 38 人 参加者数
12月6日 ・ 12月7日 全2回 第4回満濃池 空海 こんぴら しあわせツーデーウォーク	申込み参加者	満濃池や金刀比羅宮、善通寺などを回りながら各コースをウォーキングした。	主催 満濃池 空海 こんぴら しあわせツーデーウォーク実行委員会 共催 まんのう町、日本ウオーキング協会 協力 後援 香川県他 協賛 各自治体 その他関係者	竜頭の丘ドラ夢ドーム(スタート・ゴール) 308 人 参加者数
12月14日 ドッグスポーツコンペ in まんのう公園	申込み参加者	愛犬と様々な競技を行った。	主催 ドッグトレーニング MURAO 共催 国営讃岐まんのう公園 協力 穴吹学園動物看護カレッジ 後援 穴吹学園動物看護カレッジ 協賛 その他関係者	ドラ夢広場 50 人 参加者数

②平成26年度 （自然生態園）

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
4月1日 3月31日 全114回	自然生態園ガイドウォーク ①委託費で実施	一般希望者	里山と自然のしくみ、人と自然の関わり・つながり、歴史など、自然生態園の魅力を季節ごとのテーマに沿って、来園者に対して、インタープリターボランティアが楽しく解説した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 自然生態園 3,319 人 参加者数
4月1日 3月31日 全11回	里山伝承体験教室「竹細工をしよう！」	一般希望者	竹とんぼ、水鉄砲、竹馬、竹笛など昔なつかしい竹細工作りの体験をしてもらい出来たものは記念品として持ち帰ってもらった。4月〜3月にかけて各月1回、年間で計12回実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　国際竹トンボ協会 後援　国際竹トンボ協会 協賛 その他関係者	 523 人 参加者数
4月5日 3月29日 全24回	さぬきの森ガイドウォーク ①委託費で実施	申込み参加者	さぬきの森の四季の動植物、森林の成り立ち等について、インタープリターボランティアが参加者に分かりやすく伝えるガイドツアーを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	さぬきの森 300 人 参加者数
4月6日 6月15日 全5回	満濃池展望遊歩道ガイドウォーク ①委託費で実施	一般希望者	湖畔の森満濃池展望遊歩道にて、インタープリターボランティアが公園の自然、満濃池の歴史などについて参加者に分かりやすく伝えるガイドツアーを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　国営讃岐まんのう公園 後援　国営讃岐まんのう公園 協賛 その他関係者	湖畔の森 92名 参加者数
4月12日 3月14日 全7回	プロジェクト・ワイルド KIDS CLUB 自然発見塾	一般希望者	プロジェクト・ワイルドの普及を目的にアクティビティを体験していただくイベントとして実施した。4月〜3月にかけて年間で計12回実施した。	主催　まんのう公園管理センター 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、エントランス広場 52名 参加者数
4月12日 3月28日 全16回	里山伝承技術体験講座「讃岐の民芸品　かがり手まり」	申込み参加者		主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 131 人 参加者数
4月13日 3月28日 全18回	里山生活体験教室「うどんをつくろう！」	申込み参加者	讃岐特産のうどん作りを体験してもらい出来上がったうどんは、出汁、醤油、釜揚げなどで昼食時に試食してもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 330 人 参加者数
4月19日 4月19日	里山教室 開校式、山野草料理教室	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 4月：開校式と山野草料理体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 23 人 参加者数
4月19日	おばあちゃんの古里教室 巾着袋をつくろう	申込み参加者	讃岐のおばあちゃんの指導で、裁縫により巾着袋や手提げ袋を作った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 7 人 参加者数
4月20日 10月16日 全2回	湖畔の森ガイドウォーク ①委託費で実施	申込み参加者	インタープリターボランティアの、湖畔の森の植生、満濃池、空海などの解説を交えながら湖畔の森を散策した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	国営讃岐まんのう公園 湖畔の森 4 人 参加者数
4月27日	里山伝承体験教室「うちわをつくろう！」	一般希望者	地元地域の伝承技術を学んでいただく一環としてうちわ制作で使われる道具の説明、丸亀うちわの種類、歴史などについても説明を行いながらうちわつくりを体験してもらった。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　うちわ工房　竹 後援　うちわ工房　竹 協賛 その他関係者	自然生態園 93 人 参加者数
4月29日 3月1日	里山伝承体験教室「わら草履をつくろう！」	一般希望者	里山の伝承技術に触れられる機会を提供することを目的にわら細工教室を4月〜3月にかけて年間で計3回実施した。8月は台風による洪水・暴風警報発令により休園で中止。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 参加者数
5月3日	ネイチャークラフト タネと小枝のブローチづくり	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 38 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
5月3日	里山教室 苗代 ①委託費で実施	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 5月：苗代体験	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 16 人 参加者数
5月5日	里山生活体験教室「かしわ餅をつくろう！」	申込み参加者	端午の節句にちなんで、親子でかしわ餅を作る食体験イベントを実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 26 人 参加者数
5月18日	おばあちゃんの古里教室 折り紙で遊ぼう	申込み参加者	讃岐のおばあちゃんの指導で折り紙でまりを作る体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 10 人 参加者数
5月18日	里山生活体験教室「いも苗を植えよう！」	一般希望者	植え付けの仕方、サツマイモの付き方、収穫時期、サツマイモの歴史等の説明を行った後、いも苗を植えてもらう体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 25 人 参加者数
5月25日	それゆけ！きこり探検隊 春の野鳥観察とキノコ作り体験（第1回）	申込み参加者	野鳥観察を通してさぬきの森の自然に親しみながら、森林整備で変化していく今後の自然の移り変わりをモニタリングした。里山文化体験として森でのシイタケ栽培（榾木の本伏せ）を体験した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 21 人 参加者数
6月14日	里山教室 田植えとジャム作り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 6月：田植え体験	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	湖畔の里 29 人 参加者数
6月15日	里山生活体験教室「田植えをしよう！」 ①委託費で実施	申込み参加者	昭和30年代当時のこの辺りの田んぼの状況や、環境の説明を行った後に、昔使用していた田植え定規を使って緑米、赤米の田植えを行う体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 21 人 参加者数
6月21日	おばあちゃんの古里教室 梅干しをつくろう1	申込み参加者	竜頭の森で実のなったウメを観察してから、自然生態園において、梅干しの塩漬けを行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	竜頭の森　自然生態園 12 人 参加者数
7月5日 11月1日 全5回	キッズエコクラブ ①委託費で実施	申込み参加者	ゲームを通して、子どもたちと一緒に地球温暖化や環境問題を考える体験型の楽しい教室を開催した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	高松市生涯学習センターまなびCAN 27 人 参加者数
7月6日	里山教室 苗なおしとヒエ抜き	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を体験していただくイベントとして実施。 6月：苗なおしとヒエ抜き	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	湖畔の里 18 人 参加者数
7月13日	里山自然観察会 田んぼのいきもの探検隊夏編 ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月〜3月にかけて年間で計5回実施した。 7月のテーマは田んぼの生きもの探検隊。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 19 人 参加者数
7月19日	おばあちゃんの古里教室 梅干しをつくろう2	申込み参加者	塩漬けした梅干しを天日干しを行い、梅酢とともに持って帰っていただき漬け込む。また、古代米をできたての梅干しでおにぎりを作り試食を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 13 人 参加者数
7月20日	それゆけ！きこり探検隊 さぬきの森の森づくり体験（第2回）	申込み参加者	さぬきの森のヒノキ林の整備の一環として、市民参加型の森づくりをめざし、ヒノキの間伐体験を一般市民の参加により行った。ほだ木の夏の管理体験としてほだ木の天地返し作業を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 17 人 参加者数
7月26日 7月27日	里山合宿（ジュニア編）	申込み参加者	小学生高学年を対象に1泊2日の日程で里山の暮らし体験や自炊などを体験していただくイベントとして実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、さぬきの森 50 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
8月2日	里山教室 かかし作りとザリガニ釣り体験	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。8月はかかし作りとザリガニ釣り体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 11 人 参加者数
8月13日 9月15日 全5回	エンジョイ！さぬきの森 森の探検隊	申込み参加者	森の散策と動植物観察、森あそび、森クイズでさぬきの森を探検した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	さぬきの森 36 人 参加者数
8月13日 9月15日 全5回	エンジョイ！さぬきの森 森でリフレッシュ‼	申込み参加者	さぬきの森の散策とハンモックの森林浴でリフレッシュした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	さぬきの森 28 人 参加者数
8月13日 9月15日 全5回	エンジョイ！さぬきの森 遊びの学校	来園者	折り紙、お手玉、あやとりや竹馬、コマ回し、羽根つきなどの昔遊びやおはなし会を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 739 人 参加者数
8月17日	おばあちゃんの古里教室 機織りに挑戦	申込み参加者	簡易機織り機で小物を置けるオリジナルマットを作った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 11 人 参加者数
9月14日 9月15日 全2回	エンジョイ！さぬきの森 森の芸術家になろう　草木染体験	申込み参加者	草木染めの染料になる植物採集とハンカチ染めをした。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 27 人 参加者数
9月14日 9月15日 全2回	エンジョイ！さぬきの森 森の芸術家になろう　綿のネイチャークラフト	申込み参加者	綿つみ体験と綿を使った携帯ストラップを作った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 24 人 参加者数
9月20日	おばあちゃんの古里教室 お手玉をつくろう	申込み参加者	讃岐のおばあちゃんの指導で裁縫でお手玉を作った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 4 人 参加者数
9月21日	里山自然観察会 トンボのふしぎ ①委託費で実施	申込み参加者	自然生態園で観察される一つの動植物にテーマをしぼりそのテーマに基づいた観察会を4月〜2月にかけて年間で計5回実施した。 9月:トンボのふしぎ	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 36 人 参加者数
9月27日 9月28日	里山教室 里山ファミリー合宿	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 9月は稲刈り・芋掘りなどの収穫と食事作りやネイチャゲーム等を行い宿泊体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園、湖畔の里 36 人 参加者数
10月4日	里山伝承体験教室「草木染をしよう！」	申込み参加者	自然生態園内に自生する染め物に使用できる野草等の観察・説明の後、草木染を行う体験教室を実施した。 □	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 20 人 参加者数
10月5日	里山生活体験教室「いも掘りをしよう！」	申込み参加者	6月に植えたサツマイモがどのように育ったかを見ながら収穫を行う体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 14 人 参加者数
10月13日	里山生活体験教室「稲刈りをしよう！」 ①委託費で実施	申込み参加者	機械を使用しない昔ながらの方法で稲刈りを体験していただく体験教室を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 10 人 参加者数

実施日	行事名	対象	内容	主催者等	備考
10月18日	おばあちゃんの手仕事 機織りに挑戦	申込み参加者	簡易機織り機で小物が置けるオリジナルマットを作った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 8 人 参加者数
10月19日	それゆけ！きこり探検隊（第3回） マツ林の整備体験とキノコ汁の食体験	申込み参加者	アカマツ林の再生をめざし、マツ林の灌木の間伐とおいしいキノコ汁の食体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	さぬきの森 19 人 参加者数
11月2日	里山教室 脱穀体験 ①委託費で実施	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は脱穀体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 8 人 参加者数
11月2日	手回し籾摺り体験教室！脱穀をしよう！ ①委託費で実施	一般希望者	天日干しした古代米の稲を、昔ながらの足踏み式脱穀機を使って脱穀を体験した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 15 人 参加者数
11月9日	里山生活体験教室「ほし柿をつくろう！」	一般希望者	愛宕柿を使用してほし柿を作る体験教室を実施。最初稲わらを使い、ほし柿をつるすひもを制作。その後、柿の皮をむき、ひもにつるし完成とした。 □	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 15 人 参加者数
11月16日	ネイチャークラフト 葉っぱで遊ぼう	一般希望者	小枝や木の実等自然の素材を使ったクラフト教室を実施した。11月のテーマは葉っぱで遊ぼう。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 32 人 参加者数
11月22日 11月23日	ツリークライミング体験会	申込み参加者	上る樹木に最初と最後に挨拶をして、ロープを使って木に登り、木と友達になる体験会を実施した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力 後援 協賛 その他関係者	さぬきの森 45 人 参加者数
11月22日	おばあちゃんの古里教室 水引細工に挑戦	一般希望者	水引を使ってオリジナルストラップを作る体験教室を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	自然生態園 34 人 参加者数
11月24日	里山教室 自然生態園収穫祭	申込み参加者	水田や雑木林などで各季節にふさわしい里山作業を年間を通じて体験していただくイベントとして実施した。 11月は収穫祭として、餅つき体験とシシ汁の食体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会　さぬきの森の会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 22 人 参加者数
11月24日	自然生態園収穫祭	一般希望者	1年の自然の恵みに感謝して、自然生態園で収穫した古代米の餅つき体験とシシ汁の食体験を行った。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会　さぬきの森の会 後援 協賛 その他関係者	自然生態園 156 人 参加者数
11月24日	「さぬきの森の日」 第2回親子丸太切り選手権大会	申込み参加者	大人男性、大人女性、小学生以下の子供が1回ずつ丸太を輪切りにし、合計の速さを競った。上位3組には、さぬきの森の間伐材を使用したトロフィーを授与した。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	自然生態園 32 人 参加者数
11月24日	「さぬきの森の日」 秋の森の工作	一般希望者	公園内の木の実、葉、枝などの自然のものを組み合わせて、オリジナルのクラフトを楽しんだ。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　さぬきの森の会 後援　さぬきの森の会 協賛 その他関係者	自然生態園 74 人 参加者数
11月29日 11月30日	第12回インタープリターボランティア養成講習会	申込み参加者	公園を訪れる方々に里山の自然、歴史、文化などを分かりやすく伝えるインタープリターボランティアの養成を行う。	主催　国営讃岐まんのう公園 共催 協力　まんのう公園インタープリターボランティアの会 後援　まんのう公園インタープリターボランティアの会 協賛 その他関係者	総合センター　自然生態園 5 人 参加者数

③包括的な質に関わる利用プログラム（平成26年度）

■公園利用プログラム一覧表（平成26年度）

実施日 （実施期間）	プログラム名	プログラム概要	1人当たり 参加料金／材料費	開催頻度 （回数）	会場名 （人数等）
H26.4.1. ～ H27.3.31.	陶芸教室	粘土をこねて茶碗、お皿などオリジナルの作品作りを体験する。	■参加料金 500円、250円	日・祝日を中心に開催 計49回	竹風庵工房 630名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	ハーブ教室	公園内などで採れたハーブや押し花など用い、キーホルダー、リース、花かごなどの作品作りを行う。	■参加料金 300円～500円	日・祝日を中心に開催 計55回	ビジターセンター 1,378名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	木工教室	間伐材を利用して、貯金箱や本立てなどを体験。	■参加料金 600円／700円	日・祝日を中心に開催 計37回	体験学習館 303名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	お茶席	気軽にお抹茶とお菓子がいただける茶席を体験。	■参加料金 大人300円、小人200円	日・祝日を中心に開催 計33回	竹風庵茶室 （野原、あじさい苑園、パーゴラ） 916名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	トールペイント	動物などの形をした壁かけやキーホルダーなどの作品の色づけを体験。	■参加料金 200～500	日・祝日を中心に開催 計37回	体験学習館 310名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	炭焼き	公園内の間伐材などを材料に炭焼きの窯入れ体験、窯出し体験を行っている。	■参加料金 無料	日・祝日を中心に開催 計16回	炭焼き窯 14名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	パン・ピザ教室	天然酵母の生地をこね、石窯焼き窯でピザやパン、炭を使ったコンロで竹巻きパン作りを体験	■参加料金 100～500円	日・祝日を中心に開催 計55回	ドラ夢の家 2,108名
H26.4.1. ～ H27.3.31.	椎茸菌打ち体験	ほだ木に椎茸の菌を打込む菌うち体験。	■参加料金 200円	日・祝日を中心に開催	エントランス広場
H26.4.1. ～ H27.3.31.	たけのこ掘り	春のたけのこが生える季節にあわせ、園内のたけのこ園でたけのこの収穫を体験。	■参加料金 100円	日曜日を中心に開催 計4回	たけのこ園
H26.4.6. ～ H27.2.23.	造園のプロ指導	造園のプロが指導する緑の体験教室	■参加料金 無料	隔月 計5回	園内各所 170名
H26.6.1. ～ H27.2.16.	だれでも体験教室	どなたでも簡単にオリジナルの作品が作れる教室です	■参加料金 無料～500円	通年 計19回	ビジターセンター及び花竜の道 2,249名
H26.6.8. ～ H26.10.13.	親子で楽しむ年間体験	昆虫教室など親子で参加できる体験教室	■参加料金 無料	通年 計2回	竜頭の丘他 73名
H26.4.20. ～ H26.11.3.	ウォーキング教室	県内のウォーキング団体と連携し、正しいウオーキングを学ぶ講習会のほか、初心者向けのノルディックウォーク教室を開催	■参加料金 100円	通年 計5回	園内各所 47名
H26.11.16.	プロとのふれあいスポーツ	プロから学べるスポーツ体験教室	■参加料金 無料	通年 計1回	竜頭の丘 55名

広報・報道実績

【平成24年度】

月	新聞			雑誌			テレビ			ラジオ			月合計		
	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	合計
4月	0	28	28	0	10	10	0	13	13	—	3	3	0	54	54
5月	0	19	19	0	4	4	0	12	12	—	1	1	0	36	36
6月	0	15	15	0	8	8	0	6	6	—	1	1	0	30	30
7月	0	6	6	0	6	6	0	4	4	—	0	0	0	16	16
8月	0	10	10	0	3	3	0	3	3	—	2	2	0	18	18
9月	0	12	12	0	6	6	0	4	4	—	2	2	0	24	24
10月	0	16	16	0	7	7	0	8	8	—	1	1	0	32	32
11月	0	14	14	0	12	12	0	3	3	—	0	0	0	29	29
12月	0	6	6	0	3	3	0	10	10	—	2	2	0	21	21
1月	0	9	9	0	4	4	0	2	2	—	0	0	0	15	15
2月	0	12	12	0	7	7	0	3	3	—	2	2	0	24	24
3月	0	7	7	0	5	5	0	2	2	—	1	1	0	15	15
年合計	0	154	154	0	75	75	0	70	70	—	15	15	0	314	314

【平成25年度】

月	新聞			雑誌			テレビ			ラジオ			月合計		
	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	合計
4月	0	18	18	0	7	7	0	15	15	—	1	1	0	41	41
5月	0	22	22	0	7	7	0	15	15	—	2	2	0	46	46
6月	0	9	9	0	9	9	0	19	19	—	3	3	0	40	40
7月	0	9	9	0	8	8	0	4	4	—	0	0	0	21	21
8月	0	12	12	0	7	7	0	5	5	—	2	2	0	26	26
9月	0	13	13	0	10	10	0	12	12	—	1	1	0	36	36
10月	0	13	13	0	8	8	0	15	15	—	2	2	0	38	38
11月	0	16	16	0	15	15	0	6	6	—	5	5	0	42	42
12月	0	13	13	0	13	13	0	17	17	—	9	9	0	52	52
1月	0	11	11	0	11	11	0	4	4	—	0	0	0	26	26
2月	0	12	12	0	3	3	0	4	4	—	2	2	0	21	21
3月	0	7	7	0	11	11	0	2	2	—	9	9	0	29	29
年合計	0	155	155	0	109	109	0	118	118	—	36	36	0	418	418

【平成26年度】

月	新聞			雑誌			テレビ			ラジオ				月合計			
	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料	無料	小計	有料（維持）	有料（自主）	無料	小計	有料（維持）	有料（自主）	無料	合計
4月	0	13	13	0	12	12	0	10	10	—	20	2	22	—	20	37	57
5月	0	17	17	0	6	6	0	19	19	—	10	7	17	—	10	49	59
6月	0	7	7	0	13	13	0	11	11	—	0	6	6	—	0	37	37
7月	0	6	6	0	8	8	0	8	8	—	0	0	0	—	0	22	22
8月	0	6	6	0	2	2	0	17	17	—	0	3	3	—	0	28	28
9月	0	7	7	0	12	12	0	8	8	—	0	3	3	—	0	30	30
10月	0	6	6	0	6	6	0	11	11	—	0	0	0	—	0	23	23
11月	0	11	11	0	16	16	0	7	7	—	0	1	1	—	0	35	35
12月	0	10	10	0	14	14	0	21	21	—	0	7	7	—	0	52	52
1月	0	9	9	0	9	9	0	3	3	—	0	4	4	—	0	25	25
2月	0	9	9	0	5	5	0	9	9	—	0	2	2	—	0	25	25
3月	0	9	9	0	13	13	0	8	8	—	0	3	3	—	0	33	33
年合計	0	110	110	0	116	116	0	132	132	—	30	38	68	—	30	396	426

ホームページアクセス件数

（単位:件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
4月	56,271	65,524	68,138
5月	50,621	67,977	81,364
6月	39,939	45,121	50,749
7月	41,934	45,461	52,297
8月	48,373	56,337	65,374
9月	36,751	47,610	55,850
10月	46,372	50,482	53,793
11月	47,368	63,358	68,835
12月	92,665	112,671	97,077
1月	31,282	41,928	40,688
2月	28,935	30,259	39,650
3月	41,774	42,236	47,751
合計	562,285	668,964	721,566

メールマガジン登録件数

■メールマガジン会員登録件数

年度	登録件数(件)		合計
	携帯	携帯以外	
H24	276	483	759
H25	307	516	823
H26	355	544	899

H26.11.14日現在

提供施設一覧表

施設の種類	用　途	構 造	単 位	数 量	面　積	摘　要
中央広場ゲート事務棟	事 務 室	ＲＣ造	棟	1	308㎡	執務室 198㎡ 供用室 53㎡ トイレ 19㎡ 倉庫他 38㎡
西口料金徴収員詰所	料金所事務室	ＲＣ造	棟	1	39㎡	執務室 36㎡ トイレ 2㎡ 倉　庫 1㎡
西口園路料金徴収所	料金徴収所	鉄骨造	棟	5	114㎡	執務室 10㎡ 屋　根 104㎡
まんのう竹風庵茶室	教　室	木　造	棟	1	62㎡	教　室
まんのう竹風庵工房	教　室	鉄骨造	棟	1	146㎡	教　室 115㎡ トイレ 31㎡
サイクリングセンター	機 械 室	ＲＣ造	棟	1	361㎡	機械室 243㎡ 倉　庫 118㎡
ドラ夢の家	休 憩 所	鉄骨造	棟	1	119㎡	休憩所 114㎡ 倉　庫 5㎡
ビジターセンター	展 示 室	ＲＣ造	棟	1	297㎡	展示室 260㎡ 資料室 37㎡
中央ゲートルーフ	入場口屋根	鉄骨造	棟	1	63㎡	ピロティ
中央ゲート便所棟	トイレ	ＲＣ造	棟	1	174㎡	トイレ
バス乗務員休憩所	休 憩 所	ＲＣ造	棟	1	76㎡	休憩所

施設の種類	用　途	構 造	単 位	数 量	面　積	摘　要
便所棟　A	トイレ	ＲＣ造	棟	2	158㎡	トイレ
便所棟　A	休憩所	鉄骨造	棟	2	56㎡	休憩所
便所棟　B	トイレ	ＲＣ造	棟	1	80㎡	トイレ
便所棟　B	休憩所	鉄骨造	棟	1	95㎡	休憩所
バス乗務員休憩所横トイレ	トイレ	鉄骨造	棟	2	16㎡	トイレ
ｵｰﾄｷｬﾝﾌﾟ場管理ｾﾝﾀｰ	休憩室	ＲＣ造 一部木造	棟	1	548㎡	休憩室　403㎡ トイレ　52㎡ 機械室　93㎡
北口ポンプ場	ﾎﾟﾝﾌﾟ・受電室	ＲＣ造	棟	1	154㎡	機械室他
北口園路料金所	料金徴収所	鉄骨造	棟	3	6㎡	執務室
北口料金徴収員詰所	休憩所	木　造	棟	1	16㎡	休憩所
北口園路警備員詰所	休憩所	木　造	棟	1	9㎡	休憩所
総合センター	事務室	ＲＣ造	棟	1	1,293㎡	執務等運用部　779㎡ 共用部　403㎡ トイレ　51㎡ 倉　庫　60㎡
車庫棟	倉　庫	ＲＣ造	棟	1	189㎡	車庫
		鉄骨造	棟	1	39㎡	バス車庫
		ＲＣ造	棟	1	42㎡	資材置場
北口園路便所棟	トイレ	ＲＣ造	棟	1	15㎡	トイレ

施設の種類	用　途	構 造	単 位	数 量	面　積	摘　要
リサイクルプラント						
（機械棟）	機 械 室	鉄骨造	棟	1	225㎡	機械室他
（堆肥棟）	倉　庫	鉄骨造	棟	1	400㎡	堆肥置場
（管理棟）	事 務 室	木　造	棟	1	144㎡	執務室　36㎡ 展示室等96㎡ トイレ　12㎡
（倉庫棟）	倉　庫	鉄骨造	棟	1	146㎡	倉庫
自然生態園						
（管理棟）	事 務 室	木　造	棟	1	190㎡	執務室　81㎡ 供用室　28㎡ トイレ　54㎡ 倉庫等　27㎡
（展示室棟）	展 示 室	木　造	棟	1	325㎡	展示室　283㎡ 倉庫等　42㎡
（学習室棟）	教　室	木　造	棟	1	188㎡	教　室
（作業室棟）	教　室	木　造	棟	1	97㎡	教　室　90㎡ 倉　庫　7㎡
（倉庫棟）	倉　庫	木　造	棟	1	29㎡	倉　庫
自然生態園屋外便所	トイレ	木　造	棟	1	7㎡	トイレ
希望の丘展望台便所	トイレ	ＲＣ造	棟	1	61㎡	トイレ

施設の種類	用　　途	構 造	単 位	数 量	面　積	摘　　要
体験学習館	教　　室	木　造 一部RC造	棟	1	227㎡	木工教室 59㎡ ﾄｰﾙﾍﾟｲﾝﾄ教室 20㎡ 資材庫　77㎡ トイレ他 71㎡
ふわふわドームルーフ	遊具屋根	鉄骨造	棟	1	707㎡	遊具
湖畔の森　トイレ	ト イ レ	鉄骨造	棟	3	22㎡	トイレ
湖畔の森　休憩施設	休 憩 室	木　造	棟	1	10㎡	休憩室
全天候型多目的運動場	多目的運動場	鉄骨造	棟	1	1,595㎡	ドラ夢ドーム
健康ゾーン案内所棟	事 務 所	ＲＣ造	棟	1	200㎡	救護室、授乳室 多目的トイレ等
センターハウス	休 憩 室	ＲＣ造	棟	1	100㎡	休憩室 多目的トイレ等 詰所 倉庫
屋根付き避難施設 （虫の広場、お花見広場）	休 憩 室	鉄骨造 一部木造	棟	2	108㎡	休憩室

提供物品一覧

No.	名　称	規　格	単位	H28-31 数量
1	貨客自動車	バン2000ｃｃガソリン	台	1
2	貨客自動車	バン1600ｃｃガソリン	台	1
3	貨客自動車	クレーン付２ｔトラック 4300ｃｃディーゼル	台	1
4	貨客自動車	４ＷＤ　ダンプ	台	1
5	貨物自動車	４ＷＤ　660ｃｃ	台	1
6	乗合自動車	マイクロバス29人乗り 4500ｃｃ	台	1
7	バックホウ	0.11㎥	台	1
8	ホイールローダ	0.6㎥級	台	1
9	粉砕機	圧縮膨潤式	台	1
10	芝刈機	乗用式	台	1
11	プロジェクター	天吊り式	個	1
12	木工ろくろ	ＷＸ-07	台	1
13	消防ポンプ	Ｐ-440S型	台	1
14	オートバイ	50ｃｃ	台	3
15	乳母車	ﾘｯﾁｪﾙ社製	台	40
16	乳母車	ｺﾝﾋﾞ社製	台	30
17	乳母車	ｱｯﾌﾟﾘｶ社製	台	19
18	車椅子	ＫＡＷＡＭＵＲＡ製	台	16
19	電動車椅子	ＫＡＷＡＭＵＲＡ製 （ｽｸｰﾀｰ型）	台	1
20	電動車椅子	ＫＡＷＡＭＵＲＡ製 （ｼｰﾙﾄﾞﾊﾞｯﾃﾘｰ仕様）	台	4
21	吸い殻入れ	ＥＸ-46000	台	6
22	吸い殻入れ	木製	台	1
23	くず入れ	回転蓋付	台	5
24	くず入れ	ビン・カン用	台	5
25	スタンパミル	単相100Ｖ　ＭＨＴ-17型	台	1
26	自動カンナ	320ｍｍ	台	1
27	電気ドリル	13ｍｍ	個	1
28	スチールチェンソー	35ｃｍ	台	1
29	スライド丸鋸	260ｍｍ	台	1
30	丸鋸盤	ﾏｷﾀ2708　203ｍｍ	台	1
31	ＰＨメーター	ＨＩ－98240	台	1
32	土壌硬度計	長谷川式分割携帯型	台	1
33	35ミリスライド	オムニグラフィック253AF 70～125㎜	台	1

No.	名　称	規　格	単位	H28-31 数量
34	AV切り替え器	AG-SW-100	台	1
35	DVDプレイヤー	BC-CD LB2	台	1
36	THXオーディオシステム	ｽﾋﾟｰｶｰ・ｱﾝﾌﾟﾊﾟｲｵﾆｱ　VSA	台	1
37	VHSデッキ	ビクターＨＲ　ＶＦＧ1	台	1
38	コントローラー	ｵﾑﾛﾝ　ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ・DVD	台	1
39	水槽	予備　アクリル製	個	1
40	展示用水槽セット	アクリル製	式	3
41	無線装置	基地局・移動局	式	1
42	無線機	基地局装置	台	2
43	無線機	携帯局装置	台	29
44	マイクロホン	ﾏｲｸﾎﾙﾀﾞｰ付きワイヤレス	個	1
45	マイクロホン	ワイヤレス	個	1
46	メガホン	ショルダー型	個	2
47	ワイヤレスアンプ	ＴＯＡ model ＷＡ662Ｃ	個	1
48	コンプレッサー	オイルフリー	台	1
49	耕耘機	ヤンマー　ＭＫ7	台	1
50	ドライフラワー乾燥機	W600×D515×H1365	台	1
51	高圧洗浄機	業務用冷水式	台	1
52	高圧温水洗浄機	アリミツ　AHC-170	台	1
53	プール底掃除機	手動式浮上型	台	1
54	フォーク	機械式	台	1
55	チューナーユニット	ＴＯＡ model ＷＡ662Ｃ	個	2
56	プラズマディスプレイ	５５型	台	2
57	プラズマディスプレイ	４２型	台	1
58	オーブンレンジ	ＮＥ-Ｎ30	台	1
59	投光器	２灯式　発電機付	台	2
60	投光器	発電機付	台	4
61	スピードライト	ＳＢ－２６	個	1
62	発電機	YSG5000SS6E	台	1
63	テーブル	R型T-50　W800×D1000×H700	個	1
64	テーブル	木製　ＣＴ-２６Ｓ	個	4
65	テーブル用椅子	W425×Ｄ540×H810	個	11
66	長椅子	ＣＮ－２５ＳＮＮ	個	4
67	椅子	布張・肘付	個	2

No.	名　称	規　格	単位	H28-31 数量
68	椅子	回転・肘付	個	2
69	椅子	スタンド式	個	10
70	椅子	ロビーチェア　ＵＢ－204	個	3
71	椅子	木製　モシュネ５ＮＡ	個	6
72	椅子	アダルセレスＡ	個	41
73	子供イス	ｱﾀﾂﾚﾌｨﾘｯﾌﾟ ＰＦ118786	脚	3
74	机	会議用	個	2
75	机	スチール両袖1400W	個	2
76	机	スチール両袖1600W	個	2
77	机	ﾏｰﾌﾞﾙﾃｰﾌﾞﾙ 900￠×H600	個	15
78	机	ﾏｰﾌﾞﾙﾃｰﾌﾞﾙ 900￠×H600	個	6
79	ＯＡデスク	W1200×D700×H700	個	1
80	物置	ＴＹ－３３０Ｖ	台	1
81	システム収納庫	両開戸	個	2
82	システム収納庫	3列12段 深型６段	個	1
83	ロッカー	スチール製4人用	個	1
84	収納ラック	黒色	個	1
85	末広棚	椅子二脚付	式	1
86	軽量棚	Ａ型	個	1
87	書籍棚	木製傾斜式　ＢＬ-31212N	個	1
88	ラック	パソコン用	個	1
89	収納ボックス	パソコン用	台	2
90	スタンド	プラズマ用 PDS-L1500	台	2
91	パーティションスタンド	ステン　SUS304　GB－PS5N	個	5
92	パンフレットスタンド	518*590*1600	個	1
93	サインスタンド	ＧＢ-Ｓ9　ステン角パイプ	個	1
94	演台	チーク　630×475×1070	個	1
95	のし台	板厚30㎜ 1100*900*75	台	1
96	白板	回転式　1155×855	台	1
97	白板	回転式　ＢＢ-Ｒ736W1W1	台	1
98	掲示板	W1800×H900	枚	1
99	傘立	アンブラー YA-08L-IH	個	3
100	固定ポスト	ｵﾘｴﾝﾃｰﾘﾝｸﾞ用　30×40cm	本	30
101	パンフレットラック	ｷｬｽﾀｰ付き　748×450×1540	個	1

No.	名　称	規　格	単位	H28-31 数量
102	制御用パソコン	モニター付	台	2
103	制御用パソコン	2.8GHz	台	1
104	ビデオカメラ	ハンディカム　Ｈｉ８	台	1
105	三脚	マーク7ＧＬＶ	台	1
106	プラニメーター	プラコム　ＫＰ-90	個	1
107	台車	ウチダ　ポータブルカー	台	2
108	台車	折りたたみ椅子用　CP-60	台	1
109	台車	会議テーブル用　TK-T100	台	1
110	リヤカー	W1130×D2380×H710	台	1
111	ボール整理かご	W580×D1360×H780	台	2
112	吸水管	65mm×8m	本	1
113	消防ホース	65mm×20m	本	5
114	スカイセンサー	2000ＰＣ	基	1
115	解剖顕微鏡	ＳＤ-1114-420	台	5
116	望遠鏡	赤道儀	台	1
117	望遠鏡	経緯台	台	1
118	石うす	庵治石	個	2
119	石臼据付台	W510×D510×H535	個	2
120	セイロ	newホクアマイティ　30cm	個	3
121	綿菓子機	COTTON CANDY	台	1
122	担架	W520×D2250	台	1
123	鉄製ベッド	マット付	台	1
124	ベッド	W910×D1950	台	1
125	マットレス	W880×D1920	枚	1
126	人止めポール	満水3ｋｇ用	本	10
127	茶器・風炉釜	富士	個	1
128	着ぐるみ	ドラ夢コスチューム	式	1
129	エアロアーチ	ドラ夢絵柄付	式	1
130	エアロマット	フワフワドラ夢くん仕様	式	1
131	ドーム型エアロランド	フワフワドラ夢くん仕様	体	1
132	テント	観察撮影用迷彩色	張	2
133	ビックパワーテント	鉄骨パイプ + テント （W10800×D5400×H2400）	式	1
134	案内板	ｵﾘｴﾝﾃｰﾘﾝｸﾞ用　ﾊﾟｰﾏﾈﾝﾄｺｰｽ	枚	1
135	展示パネル	ＳＮ-ＰＢ1218ＫＢ	個	14

No.	名　称	規　格	単位	H28-31 数量
136	展示パネル	1260*570*1800	基	2
137	プラントボックス	ＰＸ-Ｆ450Ｆ1	個	2
138	発動発電機	ＤＣＡ-６ＥＳＸ２ (出力6KVA、L1230*W650*H760)	基	1
139	燃料タンク	Ｓ－２００Ｅ (最大貯蔵容量191ﾘｯﾄﾙ)	基	1
140	授乳ベンチ	授乳用リラックスソファ (木製・ﾚｻﾞｰ張 1510*630*770)	台	1
141	おむつ替え台	木製　W495*D745*H925	台	2
142	おむつ用ゴミ箱	吸着密閉ﾍﾟﾀﾞﾙﾋﾟﾝ 無臭ﾀｲﾌﾟ	個	2
143	冷蔵庫	155Ｌ（ＭＲ－Ｔ16Ｐ）	台	1
144	机	ｽﾁｰﾙ 片袖 W1200*D700*H700	個	1
145	椅子	布張・肘なし	個	3
146	エンジンチェンソー	シンダイワ E1227TS	台	1
147	エンジンヘッジトリマー	HT2201S-600	台	1
148	コインロッカー	２列２段	台	1
149	コインロッカー	２列５段	台	1
150	刈払機	４ストロークタイプ	台	1
151	排水ポンプ	口径50mm、出力0.4kw	台	1
152	グラウンド・ゴルフ用具	一般ビギナークラブ	本	48
153	グラウンド・ゴルフ用具	ジュニアクラブ	本	25
154	グラウンド・ゴルフ用具	クリアボール	個	119
155	グラウンド・ゴルフ用具	ホールポスト	本	24
156	グラウンド・ゴルフ用具	ホールポスト錘	個	96
157	グラウンド・ゴルフ用具	スタートマット	枚	24
158	グラウンド・ゴルフ用具	取替用ボールスタンド	個	92
159	グラウンド・ゴルフ用具	大型スタート表示板	個	24
160	グラウンド・ゴルフ用具	マーカーセット	セット	30
161	グラウンド・ゴルフ用具	スコアーカードカバー	枚	100
162	グラウンド・ゴルフ用具	旗両面タイプ	本	24
163	立看板	Aステージ 1209Y 1180×880	枚	2
164	立看板	Aステージ 609S 580×880	枚	4
165	サインウエイト	関取くん	個	6
166	サインキューブ	片面・白無地 専用ウエイト付	個	37
167	立看板	A型アルミ・ウエイト付き (散策マップラック付き)	枚	1

建物・工作物に係る修繕履歴

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
修繕に要した総費用	¥25,309,150	¥9,159,488	¥11,244,926
3年平均	¥15,238,000		
3年平均×10ヵ月／12ヵ月	¥12,698,000		

※「3年平均」は、平成28年度～平成30年度の参考値、
「3年平均×10ヵ月／12ヵ月」は、平成31年4月～平成32年1月の参考値とする。

H24年度

科目	分類	分類	施工（起案日）	件名	金額（税抜き）	適用
建物管理	建物維持修繕	管理等修繕	1/7	自動扉点検作業	109,200	自動扉点検作業
		休憩所等修繕	4/11	休憩施設屋根修繕作業	254,287	休憩施設屋根修繕作業
		休憩所等修繕	1/8	園内電動シャッター保守点検	190,000	案内所ﾄｲﾚ×４（軽量）・案内所公衆電話ｺｰﾅｰ×１（軽量）・ｻｲｸﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ前ﾄｲﾚ×１（重量）・ｻｲｸﾘﾝｸﾞｾﾝﾀｰ前ﾄｲﾚ×１（軽量）・芝生広場前ﾄｲﾚ×１（軽量）・竜の里ﾄｲﾚ×１（軽量）・工房ﾄｲﾚ×１（軽量）・希望の丘ﾄｲﾚ×１（軽量）・自然生態園管理棟ﾄｲﾚ×１（軽量）・ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ×９（重量）・北案内所×１（軽量）
		休憩所等修繕	1/31	ウッド デッキ補修作業	555,000	体験学習館のウッドデッキ床材及び手摺補修作業
		便所修繕	9/3	湖畔の森ﾊﾞｲｵﾏｽﾄｲﾚ配管修繕	33,800	湖畔の里、岬の桟橋バイオマストイレの給水ポンプ、圧力センサ部配管修繕及び運転調整
		便所修繕	9/4	循環式ト イレ 総合点検費用	160,000	中央駐車場、北駐車場の外観、トイレ室内、汚水処理機械室、制御盤、オゾン機械室、循環水、及び各種設定値確認・測定
		便所修繕	10/2	ﾊﾞｲｵﾏｽﾄｲﾚ配管修理	45,000	岬の桟橋、湖畔の里の圧力スイッチ取替及び給水タンクフロート弁取替
		便所修繕	1/31	エント ランスト イレ小便器水栓修理	44,570	エントランストイレの経年劣化に伴う水栓部品の交換作業
		建物維持その他修繕	4/1	下水管詰り 施工	15,000	オートキャンプ場管理センターの下水管詰り除去作業
		建物維持その他修繕	5/26	レスト ハウスＡ１ 網戸取替工事	95,239	レストハウスA1（サイクリングセンター前トイレ）の鳥害防止用網戸設置工事
		建物維持その他修繕	1/21	自然生態園、体験学習館建物修繕作業	141,800	体験学習館のスイッチカバー交換及び排水管補修、自然生態園の建物ボルト増し締め及び建具調整
建物管理	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	7/2	室外機等空調設備点検修繕作業	638,900	北口料金所詰所の空調室外機プリント基板修繕作業
		電気設備維持修繕	4/30	コンセント 増設等電気設備更新作業	1,222,000	ビジターセンターのドライフラワー乾燥機用コンセント増設、北口料金所のインターホン取替作業
		建物設備その他修繕	4/30	エント ランスト イレシャッター修繕	226,400	エント ランスト イレシャッター修繕
		建物設備その他修繕	10/15	VDSL回線配線補修	62,000	電話交換機室～オートキャンプ場間のVDSL回線の配線振り替え工事
		建物設備その他修繕	11/7	ト イレ呼出修理作業	39,000	案内所、エントランストイレ、希望の丘の親機基板交換、呼出スイッチユニット交換、その他点検調整
		建物設備その他修繕	1/14	自動ド ア修繕	155,000	総合センター自動ドア動作不良に伴う諸修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4/8	園路舗装設置作業	789,000	園路舗装設置作業
		園路広場修繕	6/5	お花見広場バーベキューコーナー看板工事	109,000	お花見広場バーベキューコーナーの看板設置工事
		園路広場修繕	7/2	ドラ夢の家洗い場改善作業	76,000	ドラ夢の家の洗い場排水升の目詰り防止用桝蓋設置作業
		園路広場修繕	7/2	舗装修繕、Ｕ字溝作業	135,000	舗装修繕、Ｕ字溝作業
		園路広場修繕	7/30	ミスト 配管工事	390,000	芝生広場周辺・エントランス広場・風花の庭のシャワーミスト設置作業に伴う配管工事
		園路広場修繕	8/18	中央駐車場人孔雨水桝機能復旧作業	370,000	中央駐車場の人孔雨水桝機能復旧
		園路広場修繕	9/4	花巡り の丘水路工工事	851,000	花巡りの丘の花壇への雨水流入防止用側溝設置作業
		園路広場修繕	9/8	西・ 北入口大型看板設置工事	805,000	西口・北口交差点の大型看板設置作業
		園路広場修繕	10/2	園路修繕工事	500,000	希望の丘展望台・満濃池展望遊歩道・エントランス広場・竜の里売店付近の丸太階段補修・展望デッキ材補修・点字シート設置
		園路広場修繕	10/2	サイクリングセンター付近他便所廻り 整地作業	136,000	サイクリングセンター前トイレ、芝生広場前トイレの地盤面段差解消における整地作業
		園路広場修繕	10/8	ネット 張り 作業	757,000	エントランスヴィスタのイルミネーション設置作業
		園路広場修繕	10/9	パーゴラ等休憩施設設置作業	1,166,668	パーゴラ等休憩施設設置作業
		園路広場修繕	1/18	芝生すべり 看板取替作業	120,000	芝生広場の芝生すべり看板内容変更に伴う交換作業
		園路広場修繕	1/20	ドラ夢ドーム横幕設置作業	500,000	ドラ夢ドームのドーム内部吹き込み防止用ネット取り付け作業
		園路広場修繕	2/1	風花の庭園路補修	110,000	風花の庭の根の浸食に伴う園路不陸補修作業
		園路広場修繕	2/4	園路修繕作業	680,000	自然生態園の丸太階段補修及び踏面砕石敷き作業
		遊具維持修繕	11/8	エックススライダー複合遊具修繕作業	1,064,700	エックススライダー複合遊具修繕作業
		遊具維持修繕	11/20	遊具点検	360,000	ｴｯｸｽｽﾗｲﾀﾞｰ（六角タワー4、ローラー滑り台2）、ありじごく、ｸﾗｲﾐﾝｸﾞｳｫｰﾙ、キャンプ場複合遊具、ｴｯｸｽｽﾗｲﾀﾞｰ滑り台（2）事前打合せ、消耗品、測定機器損料、報告書作成含む
		遊具維持修繕	1/2	ふわふわド ーム遊具定期点検作業	449,000	竜の子広場ふわふわドームの点検作業
		工作物維持その他修繕	4/1	体験教室（ 木工） 材料　木材運搬作業	181,000	体験教室材料納品に伴う材料運搬作業
		工作物維持その他修繕	4/7	ドラ夢の家パンピザ窯棚板修繕	59,000	ドラ夢の家パンピザ窯の経年劣化による棚板損傷部分の交換
		工作物維持その他修繕	4/10	遊具取扱い説明看板改修作業	48,000	希望の丘エックススライダーの説明看板改修作業
		工作物維持その他修繕	4/11	園内四阿・ パーゴラ雨漏り 修繕作業	402,858	四阿、パーゴラの屋根部ポリカーボネート樹脂版張り替え作業
		工作物維持その他修繕	4/14	デンヨー発電機4000時間点検整備作業	122,448	発電機の点検作業
		工作物維持その他修繕	5/11	発電機（ EB23 5機、ELI24i 6機、YSG6000SS） 点検	103,260	発電機の点検作業
		工作物維持その他修繕	9/2	模型展示台ｱｸﾘﾙ透明ｹｰｽ加工	330,000	模型展示台ｱｸﾘﾙ透明ｹｰｽ加工作業
		工作物維持その他修繕	10/12	石垣イルミ ネーション 設置作業	520,000	エントランス・ヴィスタ周辺の石垣イルミネーション設置・点灯確認
		工作物維持その他修繕	11/2	イルミ ネーション 設備補修設置作業	1,018,000	イルミ ネーション 設備補修設置作業
		工作物維持その他修繕	11/18	西口夜間閉鎖看板設置作業	138,000	西口交差点の夜間入口案内用照明付き看板設置作業
		工作物維持その他修繕	1/6	自然生態園ベンチ・ テーブル塗装ほか修繕作業	749,800	自然生態園、竜の子広場、飛竜池周辺の経年劣化によるベンチ、テーブルほか塗装作業及び時計塔木部の保護
		工作物維持その他修繕	1/20	水飲み器水栓取替作業	7,200	岬の桟橋の凍結による水飲み器破損のため交換
		工作物維持その他修繕	2/16	自然生態園ベンチ、国道標示修繕作業	1,169,720	自然生態園ベンチと国道標示の経年劣化による取替作業
工作物管理	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	6/2	平成24年度夏季昇竜の滝・ドラ夢の泉点検作業	500,000	昇竜の滝、ドラ夢の泉広場の点検作業
		水循環設備維持修繕	11/2	水景施設修繕工事	1,000,000	ドラ夢の泉、昇竜の滝機械室設備修繕作業
		水循環設備維持修繕	1/17	昇竜の滝銅イオン発生装置交換工事	830,000	昇竜の滝銅イオン殺菌装置カートリッジ交換作業（ろ過機№1）
		水循環設備維持修繕	3/1	ドラ夢の泉設備修繕作業	1,297,000	ドラ夢の泉設備修繕作業
		水道設備維持修繕	5/29	ドラ夢の家流し台増設工事ほか作業	215,000	ドラ夢の家流し台の増設工事及び排水トラップ修繕作業
		水道設備維持修繕	7/15	７月水質検査（ 水道水、ドラ夢の泉）	51,800	自然生態園展示棟裏足洗い場及びエントランス案内所（2か所）、ドラ夢の泉の水質検査
		水道設備維持修繕	8/11	水道設備交換取付作業	97,500	リサイクルセンター・風花の庭の散水栓交換及び水道メーター取り付け
		水道設備維持修繕	8/21	８月水質検査（ 水道水、ドラ夢の泉）	51,800	自然生態園展示棟裏足洗い場及びエントランス案内所（2か所）、ドラ夢の泉の水質検査
		水道設備維持修繕	10/2	給水設備配管等修繕工事	63,000	配管及び量水器の修繕作業
		電気設備維持修繕	7/13	サマーナイト イルミ ネーショ ン仮設電源設置ほか作業	277,000	サマーナイトイルミの仮設電源設置作業
		電気設備維持修繕	11/2	ウィンターファンタジーイルミ ネーション 仮設電源設置作業	535,000	ウィンターファンタジーイルミの仮設電源設置作業
		電気設備維持修繕	11/2	デンヨー発電機修理作業	29,200	発電機の燃料ゲージ不動作修理
		電気設備維持修繕	11/18	北口交差点看板照明工事	520,000	北入り口交差点の大型看板夜間照明設置工事
		汚水処理設備維持修繕	12/4	下水管詰り 復旧作業	12,000	オートキャンプ場の下水管破損に伴う応急処理作業
		設備維持その他修繕	4/11	体験学習館作業室集塵機モーター交換作業ほか	88,500	体験学習館の集塵機モーター交換及び上袋交換
		設備維持その他修繕	7/21	コンサート 用内線電話機仮設撤去作業	46,000	臨時内線電話2回線の設置
		設備維持その他修繕	11/11	イルミ ネーション 撤去、水中照明ランプ取り 替え作業	755,000	イルミ ネーション 撤去、水中照明ランプ 取り 替え作業
		設備維持その他修繕	1/13	ドラ夢の家排水設備設置工事	380,000	ドラ夢の家の手洗い場増設に伴う許容量拡大のための工事
		設備維持その他修繕	2/1	2灯式投光器点検整備作業	355,500	投光器の点検整備作業

H25年度

科目	分類	分類	施工（起案日）	件名	金額（税抜き）	適用
	建物維持修繕	管理等修繕	7/3	案内所他建具修繕	104,200	事務所ガラス補修・処分、中央ゲート門扉丁番修繕・キャスター取り付け、中央駐車場東トイレドアチェック修繕、バス乗務員室サッシドアヒンジ修繕、たけのこ園倉庫建具丁番・鴨居修繕、倉庫・案内所レバーハンドル錠取替
		管理等修繕	10/6	排煙窓操作機交換	70,000	総合センター喫煙室排煙窓操作機交換
		管理等修繕	1/2	自動ドア保守点検	84,000	管理センター、ビジターセンター、自然生態園、体験学習館、北案内所の自動ドア保守点検
		休憩所等修繕	1/3	電動シャッター保守点検	190,000	園内電動シャッター保守点検
		便所修繕	4/18	トイレ水栓部品交換等修繕	86,530	園内トイレの修繕作業
		便所修繕	5/9	循環式トイレ点検調査	10,000	竜頭の丘循環式トイレのポンプ点検作業
		便所修繕	6/1	循環式トイレ点検清掃	150,000	循環式トイレの汲み取り清掃作業
		便所修繕	6/12	循環式トイレ点検清掃	72,000	循環式トイレのポンプ交換作業
		便所修繕	8/16	トイレ建具修繕	7,500	中央駐車場バイオマストイレのドアチェック修繕
		便所修繕	8/27	循環式トイレ点検清掃	20,000	中央駐車場及び北駐車場バイオマストイレの点検作業
		便所修繕	2/5	バイオマストイレ機械点検	31,000	岬の桟橋・湖畔の里バイオマストイレの点検及び修繕作業
		建物維持その他修繕	11/1	ビジターセンターガラス交換	250,000	ビジターセンターのガラス交換作業
		建物維持その他修繕	1/6	イルミネーション設備電源設置・撤去作業	486,000	イルミネーションの仮設電源の設置及び撤去作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	9/14	園内トイレ消耗品交換	155,060	園内各所トイレ修繕作業
		空調設備維持修繕	7/12	空調機点検修繕	36,000	自然生態園、警備員詰所空調の点検修繕作業
		建物設備その他修繕	4/2	散水栓交換その他作業	107,000	散水栓交換、パン焼き窯温度計取り替え作業
		建物設備その他修繕	4/2	ドラ夢の家他ワックス処理作業	335,500	ドラ夢の家他ワックス処理作業
		建物設備その他修繕	4/8	照明スイッチ交換	3,000	管理センター給湯室照明スイッチ交換
		建物設備その他修繕	4/13	循環式トイレ点検清掃	25,000	中央駐車場循環式トイレ点検清掃作業
		建物設備その他修繕	7/1	自然生態園給湯器修理	15,600	自然生態園ガス給湯器修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4/5	路面標示設置、車止め修繕	145,000	路面標示設置、車止め修繕作業
		園路広場修繕	5/14	石板補修作業	150,000	エントランス、ヴィスタの石板舗装補修作業
		園路広場修繕	6/3	ドラ夢の家手洗い場改修	130,000	ドラ夢の家手洗い場の排水桝の改修作業
		園路広場修繕	1/6	たけのこ園周辺整備作業	204,000	竜頭の森たけのこ園周辺のの整備作業
		遊具維持修繕	4/8	ふわふわドーム砂補充	392,900	ふわふわドームの安全砂補充作業
		遊具維持修繕	4/16	大型複合遊具小修繕	10,000	エックススライダーウォールクライミングのグリップ交換作業
		遊具維持修繕	5/17	大型ネット遊具補修	94,900	大型ネット遊具の補修業
		遊具維持修繕	1/4	遊具保守点検	360,000	大型複合遊具、ネット遊具、クライミング遊具、キャンプ場複合遊具、小型滑り台の定期保守点検
		遊具維持修繕	2/28	クライミング遊具パネル交換	365,000	クライミング遊具上部のパネル交換作業
		遊具維持修繕	3/3	木製遊具保守点検	79,000	健康遊具、大型遊具、パノラマ展望台デッキの修繕作業
		工作物維持その他修繕	11/1	緑と石のヴィスタイルミネーション設置作業	323,000	エントランス広場壁面のイルミネーション設置作業
		工作物維持その他修繕	12/13	発電機点検修繕	14,578	発電機の点検整備作業
		工作物維持その他修繕	1/2	イルミネーション撤去費用	920,000	イルミネーションの撤去
工作物管理	設備維持修繕	電気設備維持修繕	7/23	イルミネーション仮設電源設置作業	797,000	イルミネーションの仮設電源の設置、配線作業
		電気設備維持修繕	8/13	臨時内線電話設置撤去	46,000	臨時内線電話の設置・撤去作業
		水道設備維持修繕	7/1	井戸設備点検・調整	118,320	井戸ポンプ設備の点検・調整作業
		水循環設備維持修繕	8/25	昇竜の滝臨時清掃	680,000	昇竜の滝の臨時清掃作業
		水景施設水質管理等	6/27	ドラ夢の泉機械設備点検	250,000	ドラ夢の泉の機械設備点検作業
		水景施設水質管理等	1/9	ドラ夢の泉機械設備保守点検	250,000	ドラ夢の泉の機械設備点検作業
		給水施設設備管理	7/19	上水送水管バルブ修繕	270,600	北口ポンプ室の漏水応急措置と部品交換
		放送設備維持修繕	8/16	トイレ呼び出しブザー修繕	29,000	エックススライダー、竜頭の里トイレの呼び出しブザーの修繕作業
		給水施設設備管理	7/1	水質検査	108,800	自然生態園展示棟裏足洗い場及びエントランス案内所、ドラ夢の泉、井戸ポンプの水質検査
		給水施設設備管理	9/5	上水送水管バルブ修繕	128,000	北口ポンプ室の送水管の部品交換
		給水施設設備管理	10/1	漏水調査・修繕	285,000	総合センター進入路の漏水調査及び修繕作業
		汚水・排水施設維持管理	2/3	西口漏水調査	273,000	西口園路配管改修・汚水管つまり改修作業、メーターボックス取り替え作業
		設備維持その他修繕	4/1	北口園路側溝及び桝清掃	300,000	北口園路の側溝及び桝の清掃作業
		設備維持その他修繕	4/1	ガードパイプ設置その他	100,000	竹風庵入口のガードパイプ設置作業
		設備維持その他修繕	5/1	中央駐車場身障者P表示板その他設置	97,000	中央駐車場身体障害者用スペースの表示板の設置作業

H26年度

科目	分類	分類	施工（起案日）	件名	金額（税抜き）	適用
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	11/6	案内所ドア修繕	80,500	案内所、エントランストイレのドア修繕作業
		管理棟修繕	1/7	管理センター漏水調査/修繕	300,000	総合管理センター給水管漏水の調査修繕
		管理棟修繕	2/9	ドアシリンダー交換	8,600	
		休憩所等修繕	1/25	料金所信号機改修	460,000	料金徴収ブースの信号機の改修
		建物維持その他修繕	1/11	バレンタインイルミ電源作業（設置/撤去）	566,000	会場内仮設電源の配線設置/撤去
		建物維持その他修繕	1/14	電動シャッター保守点検	190,000	園内電動シャッターの年次保守点検
		自動ドア保守点検	1/9	自動ドア保守点検	84,000	園内自動扉の年次機械保守点検
		便所修繕	1/1	循環式トイレ汲み取り	42,000	中央駐車場-北駐車場
		便所修繕	3/2	トイレ照明取り替えその他	278,000	エントランストイレ天井照明の交換/雨漏り補修その他雑作業
		便所修繕	3/24	トイレ洗面台修繕	8,900	北案内所トイレ
		便所修繕	4/1	中央駐車場循環式トイレ修繕	145,000	中央駐車場循環式トイレの修繕作業
		便所修繕	6/2	案内所トイレ修繕	9,900	案内所トイレの修繕作業
		便所修繕	6/13	中央駐車場循環式トイレ修繕	67,000	中央駐車場循環式トイレの修繕作業
		便所修繕	8/5	中央駐車場仮設トイレ汲取り清掃	85,000	中央駐車場仮設トイレの汲み取り清掃作業
		便所修繕	8/27	中央駐車場循環式トイレ修繕	71,600	中央駐車場循環式トイレの修繕作業
		便所修繕	10/2	湖畔ゾーンバイオマストイレ紫外線ランプ安定器交換工事	27,000	湖畔の森バイオマストイレの紫外線ランプ安定器の交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	空調設備維持修繕	8/3	自然生態園映像室空調修理	9,800	自然生態園映像室の空調修繕作業
		空調設備維持修繕	12/21	消防用設備改修	120,000	煙感知装置その他交換
		空調設備保守点検	1/3	空調設備保守点検	662,000	園内空調設備の機械保守点検(年次)
		建物設備その他修繕	1/18	投光器修繕	122,620	移動式照明装置-修繕-消耗品交換等
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5/9	北口側溝及び溜桝清掃作業	300,000	北口園路の側溝及び桝の清掃作業
		園路広場修繕	7/9	旧五毛線木柵修繕工	41,600	旧五毛線の木柵の修繕作業
		園路広場修繕	9/1	多目的広場量水器ボックス枠修繕工	110,000	多目的広場量水器のボックス枠修繕作業
		園路広場修繕	10/10	外周道路誘導標識修繕、中央駐車場進入禁止看板設置	200,000	外周園路付近標識修繕及び中央駐車場入口進入禁止看板設置作業
		園路広場修繕	3/26	防獣電気柵補修その他	560,000	電気柵補修-改修-新規設置
		遊具維持修繕	4/7	クライミングウォール砂搬入	51,852	クライミング遊具の安全用砂の補充作業
		遊具維持修繕	4/8	ふわふわドーム安全砂補充作業	392,900	ふわふわドームの安全砂の補充作業
		遊具維持修繕	2/2	ネット遊具修繕	255,800	複合型ネット遊具　ネット補修消耗パーツ補充
		遊具維持修繕	1/4	幕体遊具保守点検	449,000	ふわふわドームの機械点検
		遊具維持修繕	1/26	幕体遊具-安全対策	392,900	ふわふわドーム安全領域の砂補充
		遊具維持修繕	2/5	幕体遊具-機械修繕	176,500	排水バルブ交換
		遊具維持修繕	2/9	遊具保守点検	360,000	園内遊具安全保守点検(年次)
		汚水・排水施設維持修繕	9/12	サイクセンター前トイレ下水配管つまり修繕作業	20,000	サイクリングセンター前トイレの下水管つまり修繕作業
		工作物維持その他修繕	10/1	WF-LEDライト装飾作業	330,000	WF光りのトンネル装飾作業
		工作物維持その他修繕	10/26	夜間開園用-発電機リース料	283,400	WF仮設電源用-発電機リース
		工作物維持その他修繕	11/6	発電機、チェンソー点検整備	57,424	発電機及びチェンソーの点検修理作業
		工作物維持その他修繕	11/10	WF仮設物設置作業	417,000	シンボルツリー設置
		工作物維持その他修繕	1/24	夜間開園用-発電機リース料	105,000	バレンタインイルミ仮設電源用-発電機リース
		工作物維持その他修繕	3/2	照明装置整備点検	39,400	発電機式-照明装置-メンテナンス
		工作物維持その他修繕	3/11	雨漏り修繕	30,000	ビジターセンター天窓コーキング
工作物管理	設備維持修繕	水循環設備維持修繕	5/14	昇竜の滝濾過装置部品交換	199,000	昇竜の滝濾過装置の部品交換作業
		水景施設水質管理	6/9	ドラ夢の泉機械保守点検第一回（夏季）	250,000	ドラ夢の泉機械設備保守点検
		水景施設水質管理	7/6	水質検査委託7月分	103,600	ドラ夢の泉広場、自然生態園展示館裏足洗い水道、案内所水道の水質検査
		水景施設水質管理	10/1	ドラ夢の泉ミスト発生装置修繕	100,000	ドラ夢の泉ミスト発生装置修繕(部品交換)作業
		水景施設水質管理	1/11	親水施設機械保守点検-２回(冬季)	250,000	ドラ夢の泉清掃及び機械点検
		水景施設水質管理	3/6	親水施設機械-設備補修その他	253,000	ドラ夢の泉　濾過装置(濾材交換)(塩素補充)
		水道設備維持修繕	7/29	公園内の水道、トイレ設備修繕	115,000	公園内の水道、トイレの修繕作業
		給水施設維持修繕	7/6	北口ポンプ室上水送水管部品交換作業	84,000	北口ポンプ室上水送水管の修繕作業
		給水施設維持修繕	1/11	トイレ/手洗い設備漏水その他補修	50,400	園内各所トイレ/手洗い場
		給水施設維持修繕	10/4	公園内水道、トイレ設備修繕	38,000	園内各所トイレ/手洗い場
		設備維持その他修繕工	12/1	放送設備点検/スピーカー交換	329,000	園内放送設備
		設備維持その他修繕工	1/25	放送設備/スピーカー交換	193,000	園内放送設備
		設備維持その他修繕工	10/10	WFイルミ仮設電源設置その他作業	510,000	冬の夜間イベントの仮設電源配線/設置作業
		汚水・排水施設維持修繕	8/18	芝生広場トイレ横汚水配管清掃作業及び中央駐車場仮設トイレ汲み取り作業	50,000	芝生広場トイレ横汚水配管清掃作業及び中央駐車場仮設トイレ汲み取り作業
		放送設備維持修繕	4/11	放送設備スピーカー交換	364,000	竜頭の里エリア放送設備(スピーカー)の点検交換作業
		放送設備維持修繕	9/11	トイレ緊急呼び出しブザー案内所警報盤修繕	25,000	トイレ緊急呼び出しブザー及び案内所警報盤の修繕作業
		電気設備維持修繕	3/19	受電設備部品交換	45,000	トイレ内受電設備
		電気設備維持修繕	7/14	発電機点検及び消耗品部品交換	50,230	発電機の点検及び消耗部品交換作業
		電気設備維持修繕	8/1	サマーナイトイルミ仮設電源作業	275,000	サマーナイトイルミネーションの仮設電源の設置・撤去作業
		電気設備維持修繕	8/18	コンサート用仮設内線電話設置撤去作業	50,000	コンサート用臨時内線電話の設置・撤去作業

貸与車両の使用状況・維持管理状況

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年4月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年4月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	653	30	21.5			
作業車(2163)	2	園内作業	227	16	7.5			
作業車(1678)	3	園内作業	586	28	19.5	128,450	ETC車載器1台,ｶｰﾅﾋﾞｹﾞｰｼｮﾝ取付	
作業車(3707)	112	園内作業	434	17	14.0			
作業車(1971)	163	園内作業	794	26	26.0			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	852	10	91.0	5,000	ﾀｲﾔ交換外作業	
バイク(･･･8)	5	業務連絡	968	30	64.5			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,476	30	98.0	7,310	ﾀｲﾔ交換作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	18.7			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		15	60.9			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年5月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年5月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	898	31	29.5			
作業車(2163)	2	園内作業	281	14	9.0			
作業車(1678)	3	園内作業	1,075	29	35.5			
作業車(3707)	112	園内作業	228	18	7.5			
作業車(1971)	163	園内作業	852	30	28.0	4,200	ﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ外修繕	
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	632	7	67.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	1,031	31	68.5	1,575	ﾊﾟﾝｸ修繕	
バイク(･282)	5	業務連絡	1,406	31	93.5			
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		6	2.3			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		11	41.9	72,912	ﾀﾞﾌﾞﾙｴｯｼﾞ交換外作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年6月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年6月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	638	26	21.0			
作業車(2163)	2	園内作業	218	13	7.0			
作業車(2107)	3	園内作業	499	24	16.5			
作業車(3707)	112	園内作業	243	18	8.0			
作業車(1971)	163	園内作業	689	20	22.5			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	340	4	36.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	863	26	57.5			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,353	30	90.0	1,575	ﾘｱﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ修繕作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	6.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		16	51.5			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年7月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年7月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	923	29	30.5			
作業車(2163)	2	園内作業	345	17	11.5			
作業車(1678)	3	園内作業	746	26	24.5			
作業車(3707)	112	園内作業	154	17	5.0			
作業車(1971)	163	園内作業	587	20	19.5	67,296	12ヶ月基本点検整備作業	
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	576	6	56.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	1,039	28	69.0	8,333	ﾀｲﾔﾁｭｰﾌﾞ交換作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	1,450	31	96.5	6,195	配線点検修繕	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	25.6			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		16	53.6			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年8月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年8月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	686	31	22.5			
作業車(2163)	2	園内作業	623	23	20.5			
作業車(1678)	3	園内作業	729	30	24.0			
作業車(3707)	112	園内作業	539	22	17.5	11,800	12ヶ月点検外作業	
作業車(1971)	163	園内作業	487	22	16.0	49,350	荷台下板全面塗装作業	
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	1,066	9	78.5			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	1,026	31	68.0			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,762	31	117.0	34,988	バッテリー交換外作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		7	2.7			リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		13	47.6			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年9月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年9月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	718	29	23.5			
作業車(2163)	2	園内作業	396	15	13.0			
作業車(1678)	3	園内作業	531	27	17.5			
作業車(3707)	112	園内作業	280	20	9.0			
作業車(1971)	163	園内作業	513	25	17.0			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	795	10	83.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	801	29	53.0	21,326	フロントブレーキワイヤー交換外修繕作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	1,175	30	78.0			
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		8	10.1			リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		15	52.1			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年10月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年10月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	638	31	21.0			
作業車(2163)	2	園内作業	353	21	11.5			
作業車(1678)	3	園内作業	748	26	24.5			
作業車(3707)	112	園内作業	362	23	12.0			
作業車(1971)	163	園内作業	635	30	21.0			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	897	9	81.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	1,030	31	68.5	23,477	フロントタイヤ外交換作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	1,275	31	85.0	15,081	ｽﾀｰﾀｰﾘｰ交換作業，前輪ﾀｲﾔ交換外作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		9	5.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		17	54.3			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年11月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年11月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,148	26	38.0			
作業車(2163)	2	園内作業	431	19	14.0	43,995	ｸﾚｰﾝ法定年次点検外作業	
作業車(1678)	3	園内作業	1,006	23	33.5			
作業車(3707)	112	園内作業	487	21	16.0			
作業車(1971)	163	園内作業	787	24	26.0			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	853	7	57.5			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	631	26	42.0			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,349	30	89.5			
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	21.4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		16	56.0			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成24年12月1日　　現場監督員の認印

至　　平成24年12月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,142	25	38.0			
作業車(2163)	2	園内作業	236	14	7.5	42,750	タイヤ取替作業外	
作業車(1678)	3	園内作業	862	23	28.5			
作業車(3707)	112	園内作業	856	24	28.5			
作業車(1971)	163	園内作業	724	27	24.0			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	1,774	10	87.5			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	587	25	39.0			
バイク(･282)	5	業務連絡	961	31	64.0	7,310	リヤタイヤ交換作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		7	4.8			リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		14	50.4	91,560	特定自主検査外作業	リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年1月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年1月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	965	26	32.0	2,100	タイヤ交換作業	
作業車(2163)	2	園内作業	155	11	5.0			
作業車(1678)	3	園内作業	313	21	10.0	107,000	タイヤ交換作業	
作業車(3707)	112	園内作業	289	16	9.5	11,550	タイヤ交換作業	
作業車(1971)	163	園内作業	568	27	18.5			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	87	1	8.0	5,000	タイヤ交換作業	
バイク(･･･8)	5	業務連絡	496	23	33.0			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,336	31	89.0	5,355	ウィンカー外修繕作業	
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		6	2.4	18,375	特定自主検査外	リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		11	44.6			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年2月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年2月28日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,022	24	34.0			
作業車(2163)	2	園内作業	273	12	9.0			
作業車(1678)	3	園内作業	461	21	15.0			
作業車(3707)	112	園内作業	114	15	3.5			
作業車(1971)	163	園内作業	668	25	22.0			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	0	0	0.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	508	25	33.5			
バイク(･282)	5	業務連絡	1,198	28	79.5			
バイク(8110)	5	業務連絡	0	0	0.0			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		8	6.1			リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		15	56.3			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年3月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年3月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	677	29	22.4			
作業車(2163)	2	園内作業	235	12	7.8			
作業車(1678)	3	園内作業	571	26	19.1			
作業車(3707)	112	園内作業	252	18	8.0			
作業車(1971)	163	園内作業	577	28	19.4			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	644	7	63.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	868	29	5.7	5,460	リアタイヤ修繕作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	1,817	31	12.1			
バイク(2285)	5	業務連絡	208	11	1.4			
作業車(バックホウ)	164	園内作業		9	23.9			リサイクルセンター
作業車(ホイルローダー)	165	園内作業		17	60.7			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年4月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年4月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	821	30	27.0	91.8			
作業車(2163)	2	園内作業	67	7	2.0	57.0			
作業車(1678)	3	園内作業	870	27	29.0	80.0			
作業車(3707)	112	園内作業	295	19	9.5	30.3			
作業車(1971)	163	園内作業	746	27	24.5	56.8			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	881	9	83.0	305.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	1,029	30	68.5	48.4			
バイク(･282)	5	業務連絡	757	30	50.0	35.6			
バイク(2285)	5	業務連絡	86	7	5.5	4.0			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		7	1.9	43.2			リサイクルセンター
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		14	51.6	100.8			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年5月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年5月31日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	726	31	24.0	39.0			
作業車(2163)	2	園内作業	52	8	1.5	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	751	30	25.0	48.0			
作業車(3707)	112	園内作業	280	19	9.0	16.0			
作業車(1971)	163	園内作業	721	25	24.0	59.2			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	544	8	75.5	215.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	957	31	63.5	22.9			
バイク(･282)	5	業務連絡	3	3	0.2	0.0	7,310	ﾘﾔﾀｲﾔ交換作業	
バイク(2285)	5	業務連絡	1,462	31	97.0	34.9			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	16.2	43.2			リサイクルセンター
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		16	60.5	100.8	22,050	ﾊﾞｰｷﾝｸﾞﾎｰｽ外交換作業	リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年6月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年6月30日　　作 成 者 氏 名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	665	26	22.0	93.1			
作業車(2163)	2	園内作業	145	4	4.5	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	528	25	17.5	43.0			
作業車(3707)	112	園内作業	224	15	7.0	28.0			
作業車(1971)	163	園内作業	463	23	15.0	55.5			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	1,200	9	79.0	480.4	90,000	ﾘﾔﾀｲﾔ交換作業	
バイク(･･･8)	5	業務連絡	817	30	54.0	13.8			
バイク(･282)	5	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
バイク(2285)	5	業務連絡	1,537	26	102.0	26.1			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	12.0	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		15	50.1	151.2	38,924	ﾎﾞﾙﾄ切断溶接外作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年7月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年7月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	775	28	25.5	99.0			
作業車(2163)	2	園内作業	52	5	1.5	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	836	26	27.5	98.5			
作業車(3707)	112	園内作業	207	16	6.5	0.0	4,000	ﾀｲﾔ交換作業	
作業車(1971)	163	園内作業	526	21	17.5	60.0	1,575	ﾊﾟﾝｸ修繕作業	
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	753	6	55.5	265.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	962	31	32.0	42.1			
バイク(･282)	5	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
バイク(2285)	5	業務連絡	1,707	28	113.5	74.8	3,163	ﾁｭｰﾌﾞ交換作業外	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		9	28.3	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		17	59.6	151.2	127,050	ﾀｲﾔ交換作業外	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年8月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年8月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	826	31	27.5	99.5	19,000	ﾀｲﾔ交換作業	
作業車(2163)	2	園内作業	314	17	10.0	55.2			
作業車(1678)	3	園内作業	675	28	22.5	98.0			
作業車(3707)	112	園内作業	225	16	7.5	30.0			
作業車(1971)	163	園内作業	551	26	18.0	57.3	5,670	ｵｲﾙ交換外作業	
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	1,088	9	77.0	355.0			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	5	業務連絡	1,026	31	68.0	21.5			
ﾊﾞｲｸ(･282)	5	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	5	業務連絡	1,738	31	115.5	36.5			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		7	10.4	43.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		13	42.7	100.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年9月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年9月30日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	885	28	29.5	92.6			
作業車(2163)	2	園内作業	145	11	4.5	62.0			
作業車(1678)	3	園内作業	779	25	25.5	45.9			
作業車(3707)	112	園内作業	283	20	9.0	29.5			
作業車(1971)	163	園内作業	405	24	13.5	29.0			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	1,104	10	91.0	370.0			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	5	業務連絡	927	28	61.5	21.0	13,482	ﾁｪｰﾝ交換作業	
ﾊﾞｲｸ(･282)	5	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	5	業務連絡	1,621	30	108.0	36.8	2,638	ﾁｭｰﾌﾞ交換作業	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	35.8	59.4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		15	53.0	138.6	86,625	ﾜｲﾊﾟｰﾓｰﾀｰ修繕作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年10月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年10月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,023	31	34.0	96.4	56,900	ﾀｲﾔ3本交換作業	
作業車(2163)	2	園内作業	121	14	4.0	0.0	14,259	さく たんｸﾘｯﾌﾟ 交換作業	
作業車(1678)	3	園内作業	1,166	31	38.5	97.0			
作業車(3707)	112	園内作業	379	17	12.5	28.7			
作業車(1971)	163	園内作業	588	28	19.5	30.5			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	667	9	80.5	240.0			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	5	業務連絡	915	31	61.0	19.4	2,100	ﾊﾟﾝｸ修繕作業	
ﾊﾞｲｸ(･282)	5	業務連絡	237	31	15.5	5.0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	5	業務連絡	1,407	31	93.5	29.9	14,070	ﾀｲﾔ交換外作業	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	9.0	43.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		15	48.9	100.8	63,420	荷役ﾚﾊﾞｰﾜｲﾔｰ2本交換作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年11月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年11月30日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	822	26	27.0	99.0			
作業車(2163)	2	園内作業	152	12	5.0	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	860	25	28.5	89.6			
作業車(3707)	112	園内作業	408	24	13.5	55.4			
作業車(1971)	163	園内作業	867	29	28.5	86.9			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	856	7	59.0	274.2			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	5	業務連絡	738	26	49.0	14.1			
ﾊﾞｲｸ(･282)	5	業務連絡	366	26	24.0	7.0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	5	業務連絡	882	30	58.5	16.9			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		8	7.8	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		15	53.1	151.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成25年12月1日　　現場監督員の認印

至　　平成25年12月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,194	25	39.5	160.9	9,000	ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ交換外作業	
作業車(2163)	2	園内作業	239	15	7.5	55.0			
作業車(1678)	3	園内作業	928	25	30.5	89.7			
作業車(3707)	112	園内作業	497	15	16.5	30.0			
作業車(1971)	163	園内作業	831	23	27.5	101.1			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	2,804	17	149.5	769.1	5,000	ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ交換外作業	
バイク(･･･8)	5	業務連絡	772	25	51.0	20.8	1,113	ﾐﾗｰ修繕作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	189	25	12.5	5.1			
バイク(2285)	5	業務連絡	1,262	31	84.0	34.1			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		7	27.8	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		14	57.8	151.2	44,520	特定自主検査外作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年1月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年1月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	758	24	25.0	77.5			
作業車(2163)	2	園内作業	171	10	5.5	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	495	20	16.5	47.0			
作業車(3707)	112	園内作業	301	16	10.0	28.0	4,000	ﾀｲﾔ交換作業	
作業車(1971)	163	園内作業	664	26	22.0	27.7			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	－	園内循環ﾊﾞｽ	91	1	8.5	30.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	671	24	44.5	17.2	1,113	ﾃｰﾙ球交換作業	
バイク(･282)	5	業務連絡	182	24	12.0	4.7			
バイク(2285)	5	業務連絡	1,358	31	90.5	34.9	3,360	ﾍｯﾄﾞﾗｲﾄ球交換作業	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		6	2.4	21.6			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		11	36.6	50.4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年2月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年2月28日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1,027	24	34.0	97.3			
作業車(2163)	2	園内作業	94	6	3.0	59.0			
作業車(1678)	3	園内作業	540	22	18.0	88.7			
作業車(3707)	112	園内作業	309	16	10.0	27.0			
作業車(1971)	163	園内作業	697	22	23.0	55.2			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	0	0	0.0	0.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	559	24	37.0	13.2			
バイク(･282)	5	業務連絡	27	24	1.5	0.8	2,079	ﾌﾟﾗｸﾞ交換外作業	
バイク(2285)	5	業務連絡	1,053	28	70.0	24.8			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		5	3.8	21.6	20,832	特定自主検査/ｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ外交換作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		10	55.8	50.4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年3月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年3月31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	690	28	23.0	91.0			
作業車(2163)	2	園内作業	78	5	2.5	0.0			
作業車(1678)	3	園内作業	556	22	18.5	46.9			
作業車(3707)	112	園内作業	89	11	2.5	0.0			
作業車(1971)	163	園内作業	598	27	19.5	54.9			
乗合バス(0343)	－	園内循環バス	546	5	44.0	185.0			
バイク(･･･8)	5	業務連絡	892	28	59.0	13.7			
バイク(･282)	5	業務連絡	17	6	1.0	0.4			
バイク(2285)	5	業務連絡	1,570	31	104.5	23.9	1,575	ﾊﾟﾝｸ修繕作業	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	164	園内作業		6	1.8	43.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	165	園内作業		12	44.3	100.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 4月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 4日30日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	737	30	24.5	48.10			
作業車(1678)	2	園内作業	68	7	2.0	0.00			
作業車(2163)	3	園内作業	694	29	23.0	45.00			
作業車(3707)	4	園内作業	344	23	11.0	30.20			
作業車(1971)	5	園内作業	802	30	26.5	58.50			
乗合バス(0343)	6	園内循環バス	890	9	82.5	270.00			
バイク(･･･8)	14	業務連絡	966	30	64.0	21.1			
バイク(･282)	14	業務連絡	19	7	1.0	0			
バイク(2285)	14	業務連絡	1,604	30	106.5	34.9			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		7	16.8	64.80			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		13	49.6	151.20			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 5月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 5日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	674	31	22.0	88.4			
作業車(1678)	2	園内作業	87	11	2.5	0.0			
作業車(2163)	3	園内作業	892	29	29.5	92.5			
作業車(3707)	4	園内作業	284	22	9.0	29.0	29,800	ﾀｲﾔ交換作業	
作業車(1971)	5	園内作業	709	28	23.5	54.8	20,347	ﾀｲﾔ交換作業	
乗合バス(0343)	6	園内循環バス	585	8	74.5	231.0			
バイク(･･･8)	14	業務連絡	947	31	63.0	20.8			
バイク(･282)	14	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
バイク(2285)	14	業務連絡	1,602	31	106.5	35.1			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		7	8.5	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		13	55.5	151.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 6月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 6日30日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	684	26	22.5	48.0			
作業車(1678)	2	園内作業	515	23	17.0	46.0			
作業車(2163)	3	園内作業	52	6	1.5	0.0			
作業車(3707)	4	園内作業	86	12	2.5	0.0			
作業車(1971)	5	園内作業	536	26	17.5	57.8			
乗合バス(0343)	6	園内循環バス	1,072	8	72.0	330			
バイク(･･･8)	14	業務連絡	950	26	63.0	15.9	7,572	ﾀｲﾔｹﾞﾑ交換作業	
バイク(･282)	14	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
バイク(2285)	14	業務連絡	1,392	30	92.5	23.3	13,080	ﾘﾔｶｲﾔｹﾞﾑ交換作業・ﾘﾔｶｲﾔ修繕作業外	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		7.0	9.7	21.6			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		13.0	49.1	50.4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 7月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 7日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	906	28	30.0	126.0			
作業車(1678)	2	園内作業	426	25	14.0	47.5			
作業車(2163)	3	園内作業	163	14	5.0	58.0			
作業車(3707)	4	園内作業	240	20	8.0	31.0			
作業車(1971)	5	園内作業	529	26	17.5	57.5			
乗合バス(0343)	6	園内循環バス	841	8	56.8	250.0			
バイク(･･･8)	14	業務連絡	881	28	58.5	24.2			
バイク(･282)	14	業務連絡	0	0	0.0	0.0			
バイク(2285)	14	業務連絡	1,220	31	81.0	33.4			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		6	22.1	64.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		12	44.3	151.2	546,588	ﾗｼﾞｴｰﾀｰ交換作業外・ﾀﾞﾌﾞﾙｴｯｼﾞ交換作業	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 8月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 8日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	1, 186	30	39. 5	135. 8			
作業車(1678)	2	園内作業	756	27	25. 0	95. 5	1, 620	ﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ修繕	
作業車(2163)	3	園内作業	190	16	6. 0	57. 0	28, 080	ｳｲﾝﾃﾞｨｰﾔｰ交換作業	
作業車(3707)	4	園内作業	421	25	14. 0	51. 8			
作業車(1971)	5	園内作業	658	30	21. 5	57. 4	4, 320	ｵｲﾙ交換作業	
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	841	8	67. 5	264. 8			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	14	業務連絡	1, 137	31	75. 5	24. 2	1, 620	ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ修繕	
ﾊﾞｲｸ(･282)	14	業務連絡	0	0	0. 0	0. 0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	14	業務連絡	1, 492	31	99. 0	31. 8	13, 478	ﾊﾞｯﾃﾘｰ交換作業	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		6	6. 9	21. 6			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		11	33. 8	50. 4			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 9月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 9日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	677	28	22. 5	93. 7			
作業車(1678)	2	園内作業	592	26	19. 5	46. 0			
作業車(2163)	3	園内作業	146	12	4. 5	53. 4			
作業車(3707)	4	園内作業	213	19	7. 0	31. 5			
作業車(1971)	5	園内作業	622	23	20. 5	59. 3			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	971	9	81. 0	320. 0	33, 000	空燃比ｾﾝｻｰ交換作業	
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	14	業務連絡	967	28	64. 0	22. 7			
ﾊﾞｲｸ(･282)	14	業務連絡	0	0	0	0			
ﾊﾞｲｸ(2285)	14	業務連絡	1, 505	30	100. 0	35. 3	4, 212	ﾍｯﾄﾞﾗｲﾄ球交換作業外	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		6	11. 6	43. 20			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		11	37. 3	100. 80			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 10月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 10日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	769	31	25.5	49.0	11,340	ﾀｲﾔ交換作業	
作業車(1678)	2	園内作業	1,138	26	37.5	74.0			
作業車(2163)	3	園内作業	141	14	4.5	0.0			
作業車(3707)	4	園内作業	473	25	15.5	25.8			
作業車(1971)	5	園内作業	667	27	22.0	59.0			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	620	8	71.0	211.0			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	14	業務連絡	945	31	63.0	7.0			
ﾊﾞｲｸ(･282)	14	業務連絡							
ﾊﾞｲｸ(2285)	14	業務連絡	1,497	31	99.5	11.0	1,620	ﾘﾔﾀｲﾔﾊﾟﾝｸ修繕	
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		8	14.5	55.2			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		15	47.6	128.8			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 11月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 11日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車(8408)	1	業務連絡	741	24	24.5	99.00	15,000	ﾘﾔﾌﾞﾚｰｷﾊﾟｯﾄﾞ交換作業	
作業車(1678)	2	園内作業	592	23	19.5	92.00			
作業車(2163)	3	園内作業	244	17	8.0	134.00			
作業車(3707)	4	園内作業	348	16	11.5	45.90			
作業車(1971)	5	園内作業	625	28	20.5	56.30			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	1,288	10	81.5	303.00			
ﾊﾞｲｸ(･･･8)	14	業務連絡	782	26	52.0	21.93	907	ﾆｭｰﾄﾙﾗﾝﾌﾟ球交換作業	
ﾊﾞｲｸ(･282)	14	業務連絡							
ﾊﾞｲｸ(2285)	14	業務連絡	1,261	30	84.0	35.37			
作業車(ﾊﾞｯｸﾎｳ)	7	園内作業		6	25.0	21.60	74,412	油圧ﾎｰｽ破損修繕	ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
作業車(ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ)	8	園内作業		11	38.7	50.40			ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 12月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 12日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車（8408）	1	業務連絡	1,433	25	47.5	138.00			
作業車（1678）	2	園内作業	1,306	25	43.5	102.93			
作業車（2163）	3	園内作業	196	15	6.5	0.00			
作業車（3707）	4	園内作業	551	20	18.0	24.70			
作業車（1971）	5	園内作業	585	23	19.5	112.80			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	2,392	14	124.0	739.20	5,000	ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ交換作業	
バイク（･･･8）	14	業務連絡	771	25	51.0	18.51			
バイク（･282）	14	業務連絡							
バイク（2285）	14	業務連絡	897	31	59.5	21.54			
作業車（ﾊﾞｯｸﾎｳ）	7	園内作業		6	1.9	21.60			リサイクルセンター
作業車（ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ）	8	園内作業		11	40.3	50.40	32,983	特定自主検査	リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 1月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 1日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車（8408）	1	業務連絡	692	24	23.0	86.11			
作業車（1678）	2	園内作業	506	20	16.5	47.40			
作業車（2163）	3	園内作業	273	17	9.0	55.00			
作業車（3707）	4	園内作業	292	21	9.5	51.60			
作業車（1971）	5	園内作業	444	23	14.5	56.20	3,132	ｵｲﾙ交換作業	
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	94	1	8.5	60.00			
バイク（･･･8）	14	業務連絡	655	24	43.5	21.00			
バイク（･282）	14	業務連絡							
バイク（2285）	14	業務連絡	1,193	31	79.5	38.20	11,772	ﾌﾛﾝﾄﾀｲﾔ外交換作業	
作業車（ﾊﾞｯｸﾎｳ）	7	園内作業		4	2.1	21.60	73,883	特定自主検査外	リサイクルセンター
作業車（ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ）	8	園内作業		9	27.9	50.40			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 2月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 2日28日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車（8408）	1	業務連絡	956	25	31.5	92.90			
作業車（1678）	2	園内作業	523	24	17.0	47.60			
作業車（2163）	3	園内作業	293	15	9.5	58.80			
作業車（3707）	4	園内作業	231	18	7.5	0.00			
作業車（1971）	5	園内作業	534	24	17.5	28.00	38,842	右ｼｰﾄ下面ｶﾊﾞｰ取替作業外	
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	0	0	0.0	0.00			
バイク（･･･8）	14	業務連絡	796	25	53.0	14.00	1,944	ﾐﾗｰ交換作業	
バイク（･282）	14	業務連絡							
バイク（2285）	14	業務連絡	1,219	28	81.0	21.45			
作業車（ﾊﾞｯｸﾎｳ）	7	園内作業		5	1.9	21.60			リサイクルセンター
作業車（ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ）	8	園内作業		10	28.5	50.40			リサイクルセンター

提供施設等使用実績報告書

自　　平成26年 3月1日　　現場監督員の認印

至　　平成26年 3日31日　　作成者氏名

提供施設名等	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行km数）	稼働状況 運転日数（日）	稼働状況 運転時間（時間）	給油量（L）	維持管理費（円）	主な修理箇所及び取替部品名	摘要
連絡車（8408）	1	業務連絡	779	28	25.5	93.00			
作業車（1678）	2	園内作業	674	23	22.0	93.03			
作業車（2163）	3	園内作業	207	14	6.5	0.00			
作業車（3707）	4	園内作業	272	20	9.0	35.62			
作業車（1971）	5	園内作業	373	25	12.0	28.20			
乗合ﾊﾞｽ(0343)	6	園内循環ﾊﾞｽ	424	4	35.5	99.00	57,000	夏ﾀｲﾔ付替作業	
バイク（･･･8）	14	業務連絡	959	28	63.5	22.94	1,620	ﾐﾗｰ交換作業	
バイク（･282）	14	業務連絡							
バイク（2285）	14	業務連絡	1,471	31	98.0	35.17	1,102	ｵｲﾙｹﾞｰｼﾞ交換作業	
作業車（ﾊﾞｯｸﾎｳ）	7	園内作業		7	2.6	21.60			リサイクルセンター
作業車（ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ）	8	園内作業		13	31.3	50.40	169,970	ﾌﾞﾚｰｷ等ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ外作業	リサイクルセンター

事故発生件数等

（H24年度）　　（件）

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月	3						3
5月	2						2
6月							0
7月							0
8月	1						1
9月							0
10月	1						1
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0
計	7	0	0	0	0	0	7

（H25年度）　　（件）

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月							0
5月	3						3
6月			1				1
7月			1	1			2
8月							0
9月							0
10月	2		1				3
11月							0
12月							0
1月							0
2月							0
3月							0
計	5	0	3	1	0	0	9

（H26年度）　　（件）

	事故	事件	病気（急性症状）	病気（既往症悪化）	車両事故	その他	計
4月	1		1				2
5月			1	1			2
6月							0
7月							0
8月	2		2				4
9月					1		1
10月							0
11月	1						1
12月					1		1
1月							0
2月							0
3月							0
計	4	0	4	1	2	0	11

（H24年度）内訳

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2012/4/1 15:25	事故	負傷	着地の失敗による右肩脱臼	ふわふわドーム	お客様	6	女			
2012/4/2 14:45	事故	火災	バーベキュー広場で利用者が火をおこしたところ炭の破片が芝生に落ち燃え広がった	お花見広場	お客様	不明	男			
2012/4/8 10:15	事故	負傷	ドラムドームでボールを追いかけた9歳の男の子が、左足首を捻り捻挫したもよう。	ドラ夢ドーム	お客様	9	男			
2012/4/29 15:40	事故	負傷	4歳の男の子が遊具から転落し、右手首捻挫	エックススライダー	お客様	4	男			
2012/5/1 11:00	事故	負傷	レストランスタッフが作業中に転倒、腰を強打立てなくなる	レストラン	スタッフ	57	女			
2012/8/1 16:15	事故	負傷	サイバーホイールを立てて上によじ登った11歳の女の子が、落下し後頭部を打ち、意識を失った。	ドラ夢ドーム	お客様	11	女			
2012/10/14 13:42	事故	負傷	4歳の男の子が遊具から転落し、右手首捻挫	エックススライダー	お客様	4	男			

（H25年度）内訳

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2013/5/4 12:20	事故	負傷	介護用押し車からの転倒により後頭部打撲	レストハウス竜の里横園路	お客様	59	女			
2013/5/4 16:35	事故	負傷	斜面で転倒し、右頬・右手に傷	メロディー橋の下	お客様	55	男			
2013/5/18 14:30	事故	負傷	2歳女児右肩脱臼	ドラ夢の泉広場	お客様	2	女			
2013/6/16 13:37	病気	病気（急性症状）	熱中症の疑い	竜の里売店付近の駐輪場	お客様	57	女			
2013/7/7 13:05	病気	病気（急性症状）	熱中症の疑い	竜の里売店付近	お客様	44	女			
2013/7/26 10:45	病気	病気（既往症状）	アルバイトスタッフが腰の痛みを訴え、救急搬送	キャンプ場管理棟	スタッフ	31	女			
2013/10/6 17:02	事故	負傷	左眉・まぶたの裂傷	芝生広場	お客様	12	女			
2013/10/14 13:15	病気	病気（急性症状）	1歳6ヶ月男児ひきつけで救急搬送	風花の庭	お客様	1	男			
2013/10/26 10:50	事故	負傷	うどん作り教室開催中に麺切り包丁で小指を負傷	自然生態園	お客様	31				

（H26年度）内訳

発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の程度	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別	相手方の分類	相手方の年齢	相手方の性別
2014/4/11 19:26	事故	負傷	後頭部打撲（2段ベットから落下による）	オートキャンプ場グループキャビン内	お客様	2	男			
2014/4/26 17:45	病気	病気（急性症状）	1歳児痙攣による救急車要請	キャンプ場一般カーサイト	お客様	1	女			
2014/5/2 12:05	病気	病気（急性症状）	嘔吐後意識を失い倒れた	レストラン前テイクアウトコーナー	お客様	78	男			
2014/5/4 12:00	病気	病気（既往症状）	狭心症の症状発症による救急要請	北駐車場	お客様	72	男			
2014/8/3 18:20	病気	病気（急性症状）	7歳児痙攣による救急車要請	キャンプ場管理センター	お客様	7	女			
2014/8/17 17:57	病気	病気（急性症状）	熱中症の疑い	サイクルセンター付近	お客様	44	男			
2014/8/24 16:30	事故	負傷	野外コンサートでの混雑による転倒	芝生広場	お客様	28	女			
2014/8/31 16:28	事故	負傷	左額の裂傷	サイクリングコース	お客様	10	女			
2014/9/11 14:00	車両事故	その他	休憩時間中の自動車同士の交通事故	通勤経路	スタッフ					
2014/11/23 14:35	事故	負傷	顔面擦過傷	サイクリングコース	お客様	7	女			
2014/12/1 18:15	車両事故	施設等損傷	料金所のブース横の支柱に乗用車が追突し破損	北口料金所	施設					

自然災害対応実績

（H24年度）

災害発生日時	災害件名	入園・利用規則	施設の営業時間の変更の概要
2012/4/3 9:20	暴風による臨時閉園	有	特定公園施設はキャンプ場を除き公園の閉園に伴い臨時休業とした。
2012/9/5 14:42	大雨洪水警報発令による臨時閉園	有	公園の閉園にあわせ施設の営業時間も変更

（H25年度）

災害発生日時	災害件名	入園・利用規則	施設の営業時間の変更の概要
2013/4/13 5:33	淡路島付近を震源とする地震発生に伴う園内点検	無	

（H26年度）

災害発生日時	災害件名	入園・利用規則	施設の営業時間の変更の概要
2014/8/10 6:54	警報発令（洪水、暴風）による臨時閉園	有	
2014/10/13 6:57	台風19号接近による臨時閉園	有	

野生動物等対応実績

■スズメバチ講習会

＜講習会の目的＞

国営讃岐まんのう公園は、毎年スズメバチの飛来や営巣が確認されているため、公園に従事するスタッフがスズメバチに対する正しい知識や基本的な対処法を身に付け、今後の職務や活動において役立たせることを目的として実施。

＜講習会の内容＞

日　　時：平成 21 年 8 月 29 日（土）　13：00～15：00

場　　所：総合センター１階研修室

内　　容：座学

スズメバチの習性

刺されないため・また刺された際の対処法など

講　　師：独立行政法人森林総合研究所四国支所

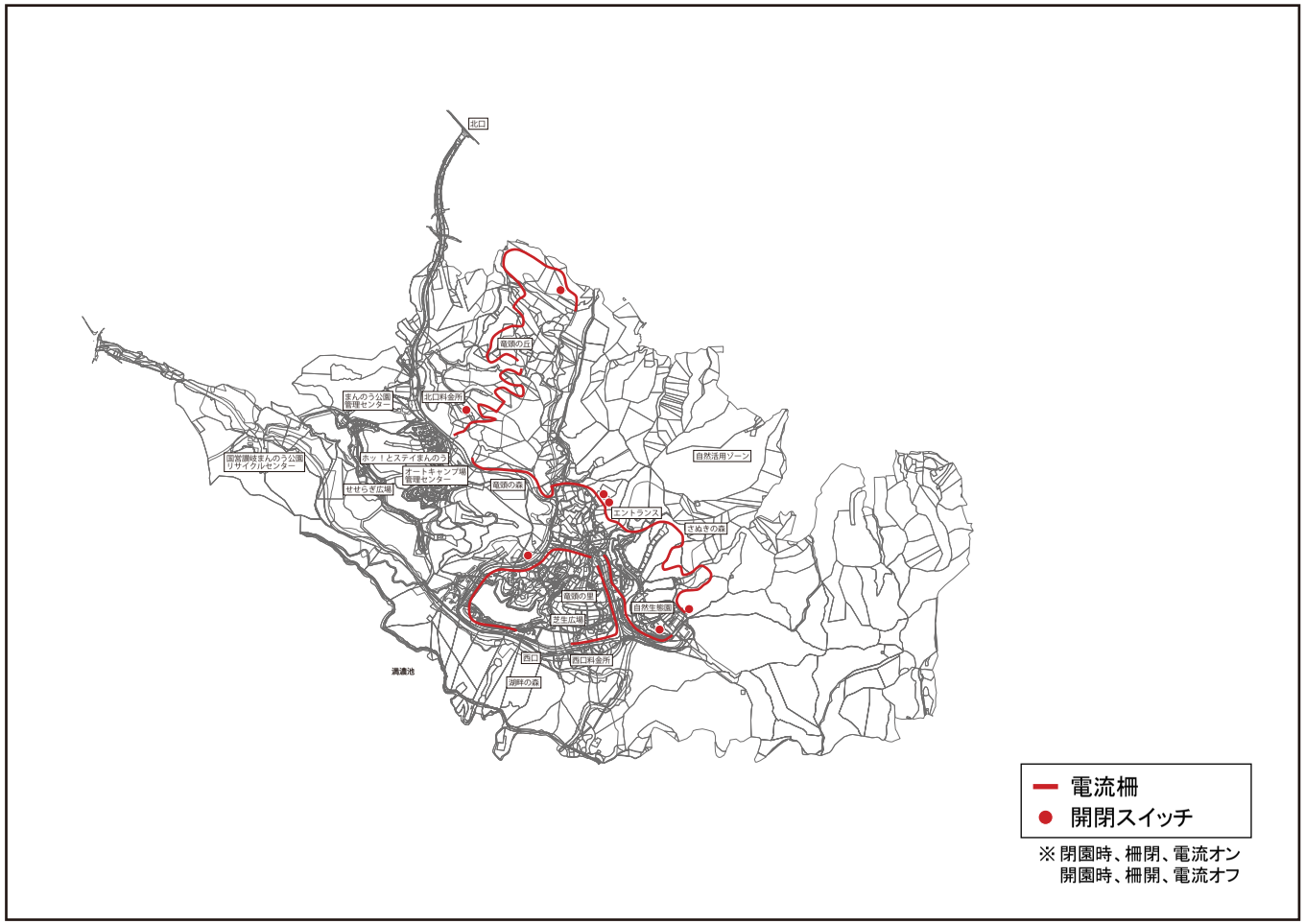
流域森林保全研究グループ　グループ長　佐藤　重徳氏

参加対象：公園事務所職員、管理センター職員、インタープリターボランティア及びかりん夢クラブ、公園巡視員、公園内工事請負会社、グリーンパークまんのう等公園内で従事・活動する全スタッフ

そ の 他 ：講師料は無料（講師自宅最寄駅から公園最寄駅までの交通費を支出）

参加費無料

イノシシ被害対策電流柵位置図



購入備品一覧

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成10年2月5日	バイオテックチェア	CR-G283AKG2-W	4	
平成10年2月5日	応接イス	CE-823Ks	1	
平成10年2月5日	応接イス	CE-825Ks	2	
平成10年2月5日	テーブル	NT-S62P1C	1	
平成10年2月5日	テーブル	NT-66P1C	1	
平成10年2月5日	オフィススクリーン	PS-21型　1-357-2510	2	
平成10年2月5日	両袖机	GX-S両袖147・両3段　1-378-2215	1	
平成10年2月7日	高級チェア	EX-211　1-229-2110	1	
平成10年2月7日	両袖机	MG-104D1	1	
平成10年2月7日	マネージメントロッカー	MG-34LP1F	1	
平成10年2月7日	ハニカムロッカー	HD-4型　1-302-5224	1	
平成10年2月25日	移動式卓球台(国際規格)	KT-2	2	
平成10年2月25日	ビジネスキッチン	UCHIDA　23-D型　1-318-2230	1	
平成10年2月25日	オープン書庫	OW-10　1-277-7100	1	
平成10年3月1日	ワイドテレビ	パナソニック　TH-36MX2	1	
平成10年3月1日	テレビデオ	パナソニック　TH21FV2	1	
平成10年3月1日	ビデオ	HITACHI　7B-BS95	1	
平成10年3月1日	ミニコンポ	VICTOR　MXMD550	1	
平成10年3月5日	両面ホワイトボード	3×6型　SW/SW1-266-6636	1	
平成10年3月12日	MSシュレッダー	231MA	1	
平成10年3月19日	片袖机	GX-S片袖127・3段　1-378-2212	2	
平成10年3月19日	ジャストチェア肘なし	JF-250SG　グリーン	2	
平成10年3月19日	両開き書庫	SU2　T-21　1-277-2021	1	
平成10年3月19日	両開き書庫	SU2　T-10U(上置)　1-277-2110	2	
平成10年3月19日	ラテラルキャビネット	SU2　LD-10　1-277-1640	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成10年3月19日	ラテラルキャビネット	SU2　LA-10　1-277-1610	1	
平成10年3月19日	バイオテックチェア	CR-G283AKG2-W	1	
平成10年3月19日	応接長イス	CE-53KT34K1B4	1	
平成10年3月19日	応接イス両肘	CE-55KT34K1B4	2	
平成10年3月19日	応接　センターテーブル	NT-S120T34	1	
平成10年3月19日	応接　テーブル	NT-S126T34	1	
平成10年3月19日	サイドボード	MG-34P1F	1	
平成10年3月19日	ガラス書庫	MG-34GP1F	1	
平成10年3月20日	卓上型キーケース	UCHIDA　UT-144型　1-129-2144	2	
平成10年3月20日	スチール引違い書庫	PS800　SH-10D（下置）　1-274-4110	1	
平成10年3月20日	引違い書庫	11型引違い　1-300-3006	1	
平成10年3月23日	五徳		1	
平成10年3月23日	つり釜セット		1	
平成10年3月23日	炉釜		1	
平成10年3月24日	ハニカムロッカー	HD-6型　1-302-5226	1	
平成10年3月24日	ハニカムロッカー	HD-4型　1-302-5224	1	
平成10年3月24日	ハニカムロッカー	HD-1-L型　1-302-5231	2	
平成10年3月24日	ジャストチェア　肘なし	JF-200SG　ブルー	2	
平成10年3月24日	ビジネスキッチン	SH-1型　1-318-4001	1	
平成10年3月25日	糸ノコ盤	SJ350	2	
平成10年3月25日	耐火金庫　テンキー電子ロックタイプ	NE-550E	1	
平成10年3月25日	耐火金庫　ダイアル錠タイプ	NE-105D	1	
平成10年3月25日	ミーティングテーブル	9S型	8	
平成10年3月26日	ボール盤	B13SH	1	
平成10年3月26日	ダクトホース、バンド、口元カウス、パイプ		1	
平成10年3月26日	卓上糸鋸板	FCW40	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成10年3月26日	フィールドスコープ	ニコンスコープ	1	
平成10年3月27日	電子タイムレコーダー	BX-2000	1	
平成10年3月30日	片袖机	GX-S片袖127・片3段	1	
平成10年3月30日	ジャストチェア肘なし	JF-250SG　グリーン	1	
平成10年3月30日	両開き書庫	SU2　T-18　1-277-2018	1	
平成10年3月30日	両開き書庫	SU　T-07U（上置）　1-277-2107	2	
平成10年3月30日	ラテラルキャビネット	SU2　LD-10　1-277-1540	1	
平成10年3月30日	ラテラルキャビネット	SU2　LB-10　1-277-1520	1	
平成10年3月30日	ハイカウンター引戸タイプ	SH-09　1-350-3296	2	
平成10年3月30日	ハイカウンター外コーナー	KA-90　1-350-3736	1	
平成10年3月30日	ローカウンター	LC-12　1-350-3826	2	
平成10年3月30日	サイドパネル	ハイ・ロージョイント用　1-320-5712	1	
平成10年3月30日	ジャストチェア　肘なし	JF-200SG　ブルー	3	
平成10年3月31日	入札箱		1	
平成10年3月31日	天体望遠鏡	Vixen　ED102S	1	
平成10年4月8日	冷蔵庫	MR-13S-S	1	
平成10年4月16日	薬品戸棚	MCK-90　47757-00	1	
平成10年4月17日	車椅子	newDM-80	9	
平成10年5月2日	水屋屏風	両面全散	1	
平成10年5月18日	両開き書庫	SU　T-07U（上置）　1-277-2107	2	
平成10年5月18日	ラテラルキャビネット	SU2　LB-10　1-277-1520	2	
平成10年5月21日	ラテラルキャビネット	SU2　LA-07　1-277-1507	1	
平成10年5月25日	コンプレッサー	KiSO POWER TOOL ミニコンプレッサー E8105	1	
平成10年5月27日	ライティングブック（透写機）	TY-LT13	1	
平成10年5月27日	両開き書庫	SU2　T-18　1-277-2018	2	
平成10年5月27日	シューズボックス	6列4段　24人用　1-302-0224	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成10年6月10日	敬典作鬼面風炉	夏用	1	
平成10年6月11日	お盆	600×430	1	
平成10年7月21日	双眼鏡	ニコン7×35E2	1	
平成10年7月21日	フィールドスコープ	ニコンEDⅡ	2	
平成10年7月23日	作業台	HT-1200	1	
平成10年8月22日	電気洗濯機	NW-60S3型	1	
平成10年9月16日	強力パンチ	KN-35型　1-110-1030	1	
平成10年9月30日	跳ね返り用アンプ	WP-MP5	1	
平成10年9月30日	パワーアンプ	WP-1200A	1	
平成10年9月30日	CDプレーヤー	SL-P3815Z	1	
平成10年9月30日	カセットデッキ(Wカセット)	RS-TR4750	1	
平成10年9月30日	ワイヤレス受信機(4波)	WX-4040	1	
平成10年9月30日	チューナーユニット	WX-D4000	2	
平成10年9月30日	電源制御ユニット	WU-L61	1	
平成10年9月30日	接続盤	特注	1	
平成10年9月30日	ラック本体	特注	1	
平成10年9月30日	ワイヤレスマイク(ハンド型)	WX-4100	4	
平成10年9月30日	スピーカー	WS-A200	2	
平成10年9月30日	スピーカースタンド	W2-SS200	2	
平成10年9月30日	跳ね返りスピーカー	WS-A80	1	
平成10年10月25日	パワーアンプ	WP-1200A	1	
平成10年10月25日	スピーカー	WS-A200	2	
平成10年10月25日	スピーカースタンド	W2-SS200	1	
平成10年10月25日	マイクロホン	WM-D120SW	2	
平成10年10月30日	スチール引違い書庫	SU2　SH-10D　1-277-3010	1	
平成10年11月2日	アングル軽量棚	A型　棚天地4枚　1-224-1154	4	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成10年11月30日	スチール引戸書庫	SU2　SH-10D（下置）　1-277-3010	1	
平成10年12月29日	パトロールレコーダー	PR-600S	1	
平成11年7月19日	テント用透明天幕	透明塩ビフィルム製　2間×3間	1	
平成11年7月30日	抽選器（1000球用）	6003-63	1	
平成11年9月14日	ワイヤレスマイク	WX-4300A	1	
平成11年9月30日	木工工作台	PWT-2A　231-135	1	
平成12年1月7日	アルミケース	ハクバNX80	1	
平成12年1月22日	折たたみ式リヤカー	KA-246	1	
平成12年3月10日	発電機	EB-23	5	
平成12年3月31日	サイドスタックテーブル	SF-1860M型　1-327-3241	10	
平成12年3月31日	バイオテックチェア	CR-G633F26-W	1	
平成12年3月31日	応接セット	RH-66型　1-387-6602	1	
平成12年3月31日	コーナーテーブル	S40型　1-387-8405	1	
平成12年3月31日	サイドテーブル	S40型　1-387-8407	1	
平成12年3月31日	センターテーブル	S40型　W1800×D700×H450	1	
平成12年3月31日	アタッシュケース	UG　ブラック　1-150-7059	1	
平成12年4月3日	灰皿	AB-S6	5	
平成12年4月10日	灰皿	AB-S6	4	
平成12年6月4日	ジャストチェア	JA250　5-300-3606	1	
平成12年6月4日	デスク	GX-S脇机　047-2　1-378-2204	2	
平成12年6月4日	バイオテックチェア	CG-G633F4KF25-W	4	
平成12年6月4日	ラテラルキャビネット	LD-101-277-1540	1	
平成12年6月4日	ビジネスキッチン	TYPE-90WG	1	
平成12年6月20日	サイドスタックテーブル	SF-18601-327-3253	6	
平成12年6月20日	ミーティングテーブル	ST-2179　6-161-1182	2	
平成12年6月20日	ジャストパネル（事務室仕切板）	S-1745C　1-553-0404	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成12年6月20日	ジャストパネル(事務室仕切板)	S-1710C　1-553-0464	5	
平成12年6月20日	ジャストパネル(事務室仕切板)	S-1709C　1-553-0464	1	
平成12年6月20日	ジャストパネル(事務室仕切板)	S-1775C　1-553-0434	3	
平成12年6月20日	ジャストパネル(事務室仕切板)	S-1707C　1-553-0424	1	
平成12年7月10日	スライドファイルキャビネット	P-5400	1	
平成12年7月10日	ジャストパネル(事務室仕切板)	CS-1710C　1-553-1464	2	
平成12年7月10日	ミーティングテーブル	ST-3155S　1-385-3072	2	
平成13年2月15日	アングル軽量棚	A型　1-224-1146	4	
平成13年3月7日	ミーティングチェア	JM-250	16	
平成13年3月7日	マップマスター	A0　1-874-7000	2	
平成13年3月7日	マップマスター	A0　1-874-5000	1	
平成13年3月7日	マップマスター	A0　1-874-0500	1	
平成13年3月30日	脇机	GX-S046　1-378-2002	1	
平成13年3月30日	脇机	2段型　1-379-5270	1	
平成13年3月30日	ハイパワーアンプ	WA-H30	1	
平成13年3月30日	屋外スピーカー	WS-B10	2	
平成13年3月30日	ワイドテレビ	KV-32DR1	1	
平成13年3月30日	ビデオ	SLV-R555	1	
平成13年3月30日	両開き書庫	18型　1-300-3000	2	
平成13年3月30日	引違い書庫	11W型　1-300-3010	2	
平成13年3月30日	ガラス引違い書庫	11W型　1-300-3011	2	
平成13年3月30日	TV・VTRキャビネット	M-1015型　1-150-5008	1	
平成13年3月30日	ミーティングテーブル	SF-1860型　1-327-3240	3	
平成13年3月30日	ハニカムロッカー	HD3型　1-302-5223	3	
平成13年4月27日	パトロールレコーダー	アマノ　PR600	1	
平成13年6月29日	回転灯	HKFM-102GDC　24V	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成13年12月21日	両脇机	GX-S両3段　1-378-2215	1	
平成13年12月21日	椅子(肘掛付)	バイオテックチェア　CR-G633F4KF26-W	1	
平成13年12月21日	両袖机	GX-S両袖147・両3段　1-378-2215	1	
平成14年1月4日	作業用テーブル	ウチダ　156-T型　1-385-1094	4	
平成14年1月4日	ロッカー	ウチダ　3連2段6人用　5-847-3460	1	
平成14年1月4日	トレーキャビネット	ウチダ　スモーク　A4-3列10段　1-262-2160	1	
平成14年1月4日	引き違い書庫	ウチダ　3×3型ガラス戸　5-847-2600	2	
平成14年1月4日	軽量棚	単立・2124S-6	1	
平成14年1月4日	軽量棚	単立・2123S-6	1	
平成14年1月18日	片袖机	GX-S3段　1-378-2212	2	
平成14年1月18日	椅子(肘掛付)	バイオテックチェア　CR-G633F4KF26-W	2	
平成14年1月18日	椅子	バイオテックチェア　CR-G632F4KF26-W	1	
平成14年1月18日	引き違い書庫	ウチダ　3×6W型ガラス戸　5-847-2921	1	
平成14年1月18日	ロッカー	ウチダ　3連2号　5-847-3432	1	
平成14年1月18日	オープン書庫	ウチダ　18型オープン　5-847-3001	1	
平成14年1月18日	シューズロッカー	ウチダ　3列2段鍵なし　5-847-4432	1	
平成14年1月18日	書庫	ウチダ　6×3型ガラス戸　5-847-2700	2	
平成14年1月18日	書庫	ウチダ　6×3型鋼板戸　5-847-2400	2	
平成14年1月18日	パンフレットスタンド	ウチダ　α-150型　1-357-7015	1	
平成14年1月28日	チェアポーター	ウチダ　M型　1-386-9001	1	
平成14年2月4日	会議用テーブル	ウチダ　SF-1860M　1-327-3240	4	
平成14年2月4日	両開き書庫	ウチダ　3×6型両開き戸　5-847-2000	1	
平成14年2月11日	野外卓	EX-17010　W1700*D1500*H705	4	
平成14年2月22日	デジタルビデオカメラ	ソニー　DCR-TRV30	2	
平成14年2月22日	冷蔵庫	三菱　MR-YL38CK　ブルー	1	
平成14年2月23日	不燃物くず入れ	EX-34307T	5	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成14年2月27日	作業用テーブル	ウチダ　60-T型ローズウッド　1-385-1098	10	
平成14年2月27日	プロジェクター	CS-45AD・レンズ付きセット　1-134-0802	1	
平成14年2月27日	スクリーン	フロアスクリーン　KP-18S　7-157-0501	1	
平成14年2月27日	OHP	EH-360P　7-110-0032	1	
平成14年2月27日	可燃物くず入れ	EX-34306T	5	
平成14年3月1日	野外卓	EX-17010　W1700×D1500×H705	4	
平成14年3月7日	カメラレンズ	ニコンAF28～200	1	
平成14年3月7日	カメラレンズ	ニコンマクロ100ミリ	2	
平成14年3月7日	ストロボ	ニコンSB-27	1	
平成14年3月7日	パイプ椅子収納台車	コクヨ　CP-50N	3	
平成14年3月7日	マップケース	コクヨ　HT-DVMC07F23	2	
平成14年3月7日	システムワゴン	コクヨ　WS-SF6460	13	
平成14年3月10日	灰皿	据置型　AB-182-cs	2	
平成14年3月15日	集塵機	古田除塵機　移動式集塵機　FJD-200消音器付	1	
平成14年3月15日	テント	OT-21H4号　2K×3K　白	7	
平成14年3月17日	書籍	園芸植物大辞典　小学館刊	1	
平成14年3月20日	チェアポーター	ウチダ　M型　1-386-9001	2	
平成14年3月20日	シューズボックス	ウチダ　F-3型　1-302-0203	1	
平成14年3月20日	ビジネスキッチン	ウチダ　23-D型　1-318-2230	1	
平成14年3月20日	クリーンロッカー	ウチダ　クリーンロッカーS型　5-847-4013	1	
平成14年6月20日	蜂用防護服	おたる8M型	2	
平成14年8月6日	うどん切り台		1	
平成15年2月28日	ハイカウンター（引違タイプ）	SH-12　1-350-122　W1200×H950×D450	2	
平成15年2月28日	サイドスタックテーブル	SF-1860型　1-350-3252　ダークオーク	1	
平成15年2月28日	パンフレットラック	α-150型（サインパネルティングシート加工付）	1	
平成15年2月28日	クロスパネル	コクヨ　SN-PB1218KB　W1260×D570×H1800	2	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成15年2月28日	中量棚	1-349-1829　W1200×H1800×D920(すのこ付)	2	
平成15年2月28日	サイドスタックテーブル	SF-1545M型　1-327-3247	1	
平成15年2月28日	ミーティングチェアポーター	ウチダ　M型　1-386-9001	1	
平成15年2月28日	パーソナルワゴン	コクヨ　WD-CSM44HC3F1	2	
平成15年3月17日	冷蔵庫	ナショナル　NR-B121J-D	1	
平成15年3月17日	スライドファイルキャビネット	フジカラー　P-5400	1	
平成15年3月20日	両開き書庫	T-18　W900×D450×H1800　1-277-2018	2	
平成15年3月20日	両開き書庫	T-07U　W900×D450×H700　1-277-2107	3	
平成15年3月20日	ラテラルキャビネット	LB-10　W900×D450×H1050　1-277-1520	2	
平成15年3月20日	ラテラルキャビネット	LB-10　W900×D450×H1050　1-277-1540	1	
平成15年3月20日	両袖机	GX-S　両袖147・両3段　1-378-2215	3	
平成15年3月20日	バイオテックチェア	コクヨ　CR-G633F4KF26-W	3	
平成15年3月20日	ハニカムロッカー	HD-3型　1-302-5223PG	1	
平成15年3月20日	プラスシステムワゴン	WS-SF646O	3	
平成15年3月28日	掃除機	日立　CV-G1	1	
平成15年3月28日	ブロワバキューム	リョービ　RESV-1310V	2	
平成15年3月31日	イベントパネル	コクヨ　SNP-E64MN　W1178×D30×H1740	3	
平成15年3月31日	イベントパネル	コクヨ　SNP-E44MN　W1178×D30×H1178	2	
平成15年5月1日	野外卓	EX-17010	3	
平成15年6月1日	ポータブルMD	MZR910S	1	
平成15年11月10日	両袖机	GX-S両袖147・両3段　1-378-2215	2	
平成15年11月10日	椅子	コクヨ　CR-G633R4FK26-W	1	
平成15年11月10日	システムワゴン	プラス　WS-SF6460　90-664	2	
平成15年12月25日	マスコット旗	1200×1800(生地:シャークスキン)	3	
平成16年3月29日	竹馬整理台	藤栄　T-2065	1	
平成16年3月31日	シンボルマーク旗	1200×1800(生地:シャークスキン)	1	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成16年3月31日	ガラス引き違い書庫	内田洋行　1-277-4010　W900×H1050×D450	1	
平成16年3月31日	スチール引違い書庫	内田洋行　1-277-3010　W900×H1050×D450	1	
平成16年8月9日	パンフレットスタンド	コクヨ　ZR-PS191	1	
平成17年3月31日	透明両開き書庫	上置TA-10U	1	
平成17年3月31日	透明両開き書庫	下置TA-10D	1	
平成17年3月31日	MSシュレッダー	明光商会プリモ1400	1	
平成17年4月28日	野外卓	イス付　1700×700×1500	10	
平成18年7月22日	園芸・植物大百科図鑑	産調出版「フローラ」2巻セット	1	
平成18年10月31日	折りたたみリヤカー	S8-A1　全長1700×全幅870×全高715	2	
平成19年2月15日	6人用ロッカー	コクヨ　LK-6F1　W900×D515×H1790	2	
平成19年2月22日	エンジンチェーンソー	新ダイワ　E10232S-350	1	
平成19年2月22日	エンジンブロワ	新ダイワ　EB500	1	
平成19年3月20日	DVDレコーダー	日立　DV-DH250　S	1	
平成19年6月29日	テント天幕	TOEI　LIGHT　B-4210	1	
平成19年12月27日	音響システム	MACKIEミキサー　CFX12MK2	1	
平成20年1月31日	電話音声対応装置	タカコム　AT-D39D　Ⅱ	1	
平成20年3月20日	ベースボールトレーナー	トーエイB2203	1	
平成20年3月24日	AED（自動体外式除細動器）	フィリップスハートスタートHS1　M5066A	1	
平成20年3月25日	A型看板	アルモード　900×1800	4	
平成20年3月31日	防球フェンス	トーエイ　B3327	10	
平成20年3月31日	ロープ巻取器	トーエイ　B7981	2	
平成20年3月31日	灌水ポンプ	丸山　MP4130E-M	1	
平成20年3月31日	貯水タンク	20001　NL-2000	1	
平成20年10月17日	シュレッダー	ウチダ　7-230-0113	1	
平成21年6月26日	フットサルゴール	EKE665	2	
平成21年6月26日	フットサルゴールネット	EKE821	2	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成22年2月26日	サイバーホイール	ボーネルンドCW1000CB	2	
平成22年2月26日	サイバーホイールミニ	ボーネルンドCW2000	2	
平成22年4月25日	牽引式肥料散布機	ブロードカスター　HOP150型	1	
平成22年5月10日	植栽用プランター	トーシンプランター　石肌プレーン　SP-1040	40	
平成22年5月14日	籾摺機	大竹製作所　FS20-SM-60	1	
平成22年5月14日	乗用式3連芝刈機	乗用ロータリーモアX320-48X型	1	
平成22年5月28日	デジタル一眼レフカメラ	NikonD700	1	
平成23年3月12日	カーナビゲーション	パイオニア　carrozzeria　AVIC-MRZ99	1	
平成23年3月18日	パンフレットスタンド	ウチダ　6-405-1011	1	
平成23年3月25日	マガジンラック	キヌガワ　MR-134	1	
平成23年3月25日	パンフレットスタンド	トヨスチール　PSR-C304	1	
平成23年7月23日	液晶テレビ	東芝　LED　REGZA　32A2	2	
平成23年10月31日	ハンディブロアー	スチール製　BG86C-E	1	
平成24年3月31日	カーナビゲーション	パイオニア　carrozzeria　AVIC-MRZ09	1	
平成24年9月25日	滑り台	据置型	1	
平成24年9月25日	滑り台	壁のぼり付	1	
平成24年9月25日	ボールプール	ハイパーサークル	1	
平成24年9月27日	輪投げ	ソフトバー輪投げ900	3	
平成24年9月27日	フロアボーリングセット		2	
平成24年9月27日	ストリートバスケット	HM-2	2	
平成25年3月1日	綱引きロープ	大人用　50m　45mm	1	
平成25年3月1日	綱引きロープ	子供用　50m　38mm	1	
平成25年3月1日	だるま落としステージ5		2	
平成25年3月1日	玉入れ	低床型　5色5台組	1	
平成25年3月10日	展示用パネル	1700×1200　6-401-2022	12	
平成25年3月10日	パネル用ポール	2000	16	

国営讃岐まんのう公園　備品リスト

取得年月日	品　　名	規　　格	数量	摘　　要
平成25年3月10日	テーブル	1800×600×700	8	
平成25年3月10日	テーブル	1200×750×700	1	
平成25年3月10日	パンフレットラック	1493×755×382	1	
平成25年2月	掲示板	1780×1100	1	
平成25年3月11日	ビデオカメラ	ソニー　CX630V	1	
平成25年4月25日	サイバーホイール	CW1000　直径160×幅140cm　内径120cm	3	
平成25年8月5日	冷蔵庫	シャープ　SJPW35X	2	
平成25年12月13日	急速充電器	IDX VL-2PLUSドラ夢着ぐるみ用	1	
平成26年6月20日	パトロールレコーダー	PR600	1	
平成27年5月15日	デジタルカメラ	ソニー　α6000	1	

備品以外の残存物品一覧

名称	数量	備考
カラーコーン	１０００個	管理センター
コーンバー	６００本	管理センター
プランター　箱型(大)	７２基	管理センター
プランター　樽型	３８基	管理センター
プランター　立体(スタンディング)型	８基	管理センター
プランター　円形ワイヤー式	８基	管理センター

統括責任者による外部会議への出席

維持管理業務受託者における統括責任者が出席を要する外部会議は以下のものがある。

１．国事務所との会議
- 国営公園連絡会議
- 安全協議会

２．地域連携に係る外部会議
- （社）香川県観光協会通常総会
- さぬき瀬戸大橋広域観光協議会総会
- 琴平町観光協会通常総会

３．参加を義務付けされている会合、イベント挨拶等
- ゆる抜き行事（土地改良区主催）
- 市町村連携協議会

「行催事開催時の広報（紙媒体）実績」

【H24 年度】

種類	仕様	部数[単位:部]
ご利用のごあんない	－	35,000
春らんまんフェスタチラシ	－	550,000
サマーフェスタチラシ	－	500,000
コスモスフェスタチラシ	－	550,000
ウィンターファンタジーチラシ	－	600,000
早春フェスタ	－	550,000
自然生態園イラストマップ春号	A3　4C/4C	10,000
講習会チラシ	A4　4C/1C	13,000
自然生態園ニュースレター夏号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター秋号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター冬号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター春号	B4　4C/4C	10,000

【H25 年度】

種類	仕様	部数[単位:部]
ご利用のごあんない	－	50,000
春らんまんフェスタチラシ	－	560,000
サマーフェスタチラシ	－	500,000
コスモスフェスタチラシ	－	510,000
ウィンターファンタジーチラシ	－	550,000
早春フェスタチラシ	－	500,000
イラストマップ冬号	A3　4C/4C	3,000
リーフレット　さぬきの森	A4　4C/4C	20,000
自然生態園さぬきの森ニュースレター夏号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園さぬきの森ニュースレター秋号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園さぬきの森ニュースレター冬号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園さぬきの森ニュースレター春号	B4　4C/4C	13,000

【H26 年度】

種類	仕様	部数[単位:部]
春らんまんフェスタチラシ	－	500,000
サマーフェスタチラシ	－	500,000
コスモスフェスタチラシ	－	500,000
ウィンターファンタジーチラシ	－	550,000
早春フェスタチラシ	－	500,000
自然生態園ニュースレター夏号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター秋号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター冬号	B4　4C/4C	10,000
自然生態園ニュースレター春号	B4　4C/4C	10,000

平成24年度　チラシ送付数量

H23-24春らんまんフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,335
②宿泊施設	3,810
③旅行代理店	2,210
④公共交通機関	2,400
⑤学校関係	48,595
⑥飲食関係	240
⑦その他(園内配布等)	10,205
合　計	83,795

※震災のため折込みなし(466,205枚)

ウィンターファンタジーチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,955
②宿泊施設	5,780
③旅行代理店	4,060
④公共交通機関	6,500
⑤学校関係	47,180
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	519,275
合　計	600,000

サマーフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,335
②宿泊施設	3,810
③旅行代理店	2,210
④公共交通機関	1,300
⑤学校関係	47,690
⑥飲食関係	150
⑦その他(折込み及び園内配布等)	428,505
合　計	500,000

早春フェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,925
②宿泊施設	5,780
③旅行代理店	4,040
④公共交通機関	6,500
⑤学校関係	47,180
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	469,325
合　計	550,000

コスモスフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,365
②宿泊施設	3,810
③旅行代理店	2,210
④公共交通機関	1,300
⑤学校関係	47,520
⑥飲食関係	150
⑦その他(折込み及び園内配布等)	478,645
合　計	550,000

平成25年度　チラシ送付数量

H24-25春らんまんフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	16,925
②宿泊施設	3,780
③旅行代理店	6,040
④公共交通機関	6,500
⑤学校関係	47,180
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	479,325
合　計	560,000

ウィンターファンタジーチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,655
②宿泊施設	11,870
③旅行代理店	3,900
④公共交通機関	5,300
⑤学校関係	112,100
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	393,925
合　計	550,000

サマーフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,705
②宿泊施設	12,970
③旅行代理店	3,940
④公共交通機関	5,300
⑤学校関係	113,490
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	341,345
合　計	500,000

早春フェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,655
②宿泊施設	11,770
③旅行代理店	3,900
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,300
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	344,125
合　計	500,000

コスモスフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,705
②宿泊施設	11,970
③旅行代理店	3,940
④公共交通機関	5,300
⑤学校関係	113,490
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	352,345
合　計	510,000

平成26年度　チラシ送付数量

H25-26春らんまんフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,655
②宿泊施設	11,770
③旅行代理店	3,900
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,300
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	344,125
合　計	500,000

ウィンターファンタジーチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,595
②宿泊施設	11,270
③旅行代理店	3,880
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,200
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	394,805
合　計	550,000

サマーフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,655
②宿泊施設	11,770
③旅行代理店	3,900
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,300
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	344,125
合　計	500,000

早春フェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,595
②宿泊施設	11,270
③旅行代理店	3,880
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,200
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	344,805
合　計	500,000

コスモスフェスタチラシ配布数量

配布先	合計
①公共施設	22,655
②宿泊施設	11,570
③旅行代理店	3,900
④公共交通機関	6,000
⑤学校関係	111,300
⑥飲食関係	250
⑦その他(折込み及び園内配布等)	344,325
合　計	500,000

記者投込等実績

【H24 年度】

件名	取材件数	投込件数
春らんまんフェスタ　4/1（日）～5/6（日）	21 件	4 件
あじさいまつり　6/16（土）～7/8（日）	11 件	4 件
サマーフェスタ　7/21（土）～8/31（金）	6 件	3 件
コスモスフェスタ　9/15（土）～11/4（日）	16 件	5 件
ウィンターファンタジー　11/23（土）～1/3（日）	5 件	3 件
リレーマラソン　1/13（日）、14（月）	7 件	0 件
早春フェスタ　2/9（土）・3/3（日）	3 件	2 件
春らんまんフェスタ　3/20（水）～3/31（日）	1 件	3 件
その他	7 件	20 件
合　　計	77 件	44 件

【H25 年度】

件名	取材件数	投込件数
春らんまんフェスタ 4/1(月)～5/6(月)	29 件	6 件
あじさいまつり 6/15(土)～7/7(日)	14 件	3 件
サマーフェスタ 7/20(土)～9/1(日)	14 件	4 件
コスモスフェスタ 9/14(土)～11/4(月)	19 件	7 件
ウィンターファンタジー 11/23(土)～1/5(日)	21 件	4 件
リレーマラソン 1/12(日)、13(月)	0 件	1 件
早春フェスタ 2/8(土)～3/2(日)	5 件	2 件
春らんまんフェスタ 3/21(金)～3/31(月)	5 件	2 件
その他	35 件	25 件
合　計	142 件	54 件

【H26 年度】

件名	取材件数	投込件数
春らんまんフェスタ 4/1(火)～5/11(日)	22 件	4 件
あじさいまつり 6/14(土)～7/6(日)	14 件	4 件
サマーフェスタ 7/19(土)～8/31(日)	5 件	2 件
コスモスフェスタ 9/13(土)～11/3(月)	18 件	5 件
ウィンターファンタジー 11/22(土)～1/4(日)	25 件	1 件
リレーマラソン 1/11(日)、12(月)	3 件	0 件
早春フェスタ 2/7(土)～3/1(日)	15 件	1 件
春らんまんフェスタ 3/21(土)～3/31(火)	5 件	1 件
その他	33 件	27 件
合　計	140 件	45 件

ホームページの更新内容、頻度等

国営讃岐まんのう公園のホームページにおける、主な更新内容及びに頻度等は以下に示す通りである。

■ホームページの主な更新内容

ホームページの主な更新内容一覧

項目	作成内容等
ページ更新	下記の作成・更新を行う。 ・開園時間、利用料金など臨機の対応 ・利用制限など臨機の対応 ・バナー設置 ・Pick up contents、開花・イベント情報、イベントカレンダーの更新 ・駐車場利用状況更新 ・リンク集の追加・更新作業 ・一般からの質問に対する回答(返信) ・バス時刻表の更新 ・PARK ボランティアの活動報告掲載 ・レストランメニュー・価格の更新 ・トップページ写真の更新 ・その他調査職員の指示する内容
その他	軽微な配置の修正等、レイアウト変更を行う。

■季節ごとのページ作成

・大型イベントの開催に合わせて、当該イベントを紹介するページを作成

季節ページの更新内容一覧

項目		作成内容等
大型イベントのページ作成	春期	・早春フェスタ・春らんまんフェスタページを作成 【内容】花の紹介　等
	夏期	・あじさいまつり、サマーフェスタページを作成 【内容】花、イルミネーションの紹介　等
	秋期	・コスモスフェスタのページを作成 【内容】花の紹介　等
	冬期	・ウィンターファンタジーのページを作成 【内容】イルミネーションの紹介　等
その他イベントページ作成		自然生態園イベント、体験教室等のイベントページを作成する。

■季節の花情報

・花の開花状況に合わせて、概ね月２～５回程度の更新

季節の花情報の更新内容一覧（ホームページでの記載事項）

【H24年度】

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
4	4	飛竜の花道	スイセン、スイセン「カムラウデ」
		芝生広場	サクラ「エドヒガン」
		竹風庵	スイセン、スイセン「アーリーブライト」
	21	お花見広場	サトザクラ「鬱金」、ヤエザクラ「関山」
		ツツジの丘	ミツバツツジ、ヤマブキ
		青竜の谷	ネモフィラ
		花竜の道	チューリップ
		竜頭の森、飛竜木もれびの道など	オンツツジ
	26	エントランス	チューリップ「アイスクリーム」
		青竜の谷	ネモフィラ
		花竜の道	アイスランドポピー
		竜頭の丘	カリン
		飛竜木もれびの道	オンツツジ
5	3	エントランス	チューリップ「アイスクリーム」
		ヴィスタ	ブラックペチュニア
		青竜の谷	ルピナス、ネモフィラ
		花竜の道	アイスランドポピー
		風花の庭	キンギョソウ他
		飛竜木もれびの道	オンツツジ
	6	エントランス	ブラックペチュニア
		青竜の谷	ルピナス、ジャーマンアイリス、ネモフィラ
		花竜の道	アイスランドポピー
		飛竜池沿い	アヤメ
	14	青竜の谷	ルピナス、ジャーマンアイリス、ネモフィラ、ハナビシソウ
		花竜の道	ハナビシソウ、アイスランドポピー
		風花の庭	フレンチラベンダー
	21	青竜の谷	ルピナス、ジャーマンアイリス
		風花の庭	夏花花壇、スパニッシュブルーム、フレンチラベンダー
		花巡りの丘	シャーレーポピー
	29	花竜の道	ハナビシソウ
		風花の庭	フレンチラベンダー、スパニッシュブルーム
		花巡りの丘	シャーレーポピー
		あじさい苑	アジサイ「マイコ」
6	4	風花の庭	スパニッシュブルーム、ラベンダー
		花巡りの丘	シャーレーポピー
		あじさい苑	ヤマアジサイ「伊予手まり」・「七段花」・「紅」
	13	風花の庭	ベルガモット、サルビア、ジニアなど
		あじさい苑	ヤマアジサイ「紅額」・「黒姫」、セイヨウアジサイ「グリューンヘルツ」、アジサイ

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
6	22	ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	ラベンダー
		あじさい苑	セイヨウアジサイ「アナベル」、ヤマアジサイ「紅額」、ガクアジサイ「墨田の花火」
	30	エントランス	ベゴニア
		風花の庭	夏花一年草花壇、ラベンダー「インプレスパープル」
		あじさい苑	アジサイ、ガクアジサイ・セイヨウアジサイ「アナベル」
7	8	ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	ペチュニアなど
		飛竜池沿い	緑のトンネル
		あじさい苑	セイヨウアジサイ「ブルーフレッシュ」、ガクアジサイ「城ヶ崎」
	19	エントランス周辺	ヒョウタンとセイヨウアサガオのトンネル
		ヴィスタ	ジニア、サンパチェンス
		風花の庭	ペチュアなど
		昇竜の滝上プランター内	チョコレートコスモス
	29	エントランス	ベゴニア
		エントランス周辺	セイヨウアサガオとヒョウタンのトンネル
		風花の庭	ガウラ、メドーセージ、オミナエシ
		竹風庵	ムクゲ
8	11	エントランス周辺	セイヨウアサガオとヒョウタンのトンネル
		ヴィスタ	サンパチェンス
		ヴィスタ滝上	マツバボタン
		風花の庭	ペチュニア
		滝上広場	チョコレートコスモス
		飛竜池沿い	ミソハギ
	19	エントランス	宿根アサガオ
		エントランス周辺	ヒョウタンとアサガオの緑のトンネル
		ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	夏花一年草花壇、ルドベキア
		昇竜の滝上	チョコレートコスモス
		飛竜池堰堤沿い	宿根アサガオ
	29	エントランス	ベゴニア
		風花の庭	トレニアその他一年草、ガウラ
		飛竜池堰堤沿い	宿根アサガオとヒョウタンのトンネル
		竹風庵	フヨウ
9	13	ヴィスタ	チョコレートコスモス
		花竜の道	コスモス「ソナタ」・「あかつき」・「ダブルクリック」
		風花の庭	メドーセージ、ベゴニア
	20	ヴィスタ	ナデシコ
		風花の庭	キバナコスモス「ロードオレンジ」、トレニアその他
		花竜の道	コスモス「ダブルクリック」、コスモス「あかつき」
		花竜の道、花巡りの丘	高性キバナコスモス「サンライズ」

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
10	2	ヴィスタ	チョコレートコスモス、サンパチェンス
		青竜の谷	キバナコスモス
		風花の庭	メキシカンブッシュセージ
		花巡りの丘	高性キバナコスモス「サンライズ」
		竹風庵	シュウメイギク
	12	エントランス	ベゴニア
		ヴィスタ	ナデシコ
		花竜の道	コスモス「ディープレットキャンパス」、コスモス「センセーション」
		風花の庭	キンギョソウ、メキシカンブッシュセージ
	19	エントランス	ベゴニア、アキランサスその他
		ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	キバナコスモス、キンギョソウ
		花巡りの丘	コスモスとキバナコスモス
	下旬	風花の庭	キンギョソウ、メキシカンブッシュセージ、コバノランタナ、ローズマリー
		花巡りの丘	キバナコスモス
		竹風庵	シュウメイギク
11	上旬	もみじの谷	イロハモミジ
		風花の庭	ローズマリー、イソギク、ヒメツルソバ
		竹風庵	サガギク
		サイクリングロード沿い	ツワブキ
	22	風花の庭	イソギク、ヒメツルソバ、ローズマリー、チェリーセージ
		竜の里売店東屋周辺	コウテイダリア
		竹風庵	サガギク
12	9	花竜の道	ビオラ
		風花の庭	ローズマリー
		竹風庵	スイセン「バルボコディウム」
	20	竜頭の森	クリスマスローズ
		花竜の道	ビオラ
		竹風庵	スイセン「バルボコディウム」
1	4	エントランス	プリムラジュリアン、パンジー
		ヴィスタ	プリムラジュリアン
		竜頭の森	クリスマスローズ
		花竜の道	ビオラ
		竹風庵	サザンカ、原種系スイセン
	30	エントランス	プリムラジュリアン
		竜頭の森	クリスマスローズ「ニゲル」
		花竜の道	ビオラ
2	15	竜頭の森	クリスマスローズ「ヘルボルス・ニゲル」・「ヘルボルス・ハイブリッド」
		竹風庵	ロウバイ
	25	竜頭の森	クリスマスローズ、原種系シクラメン
		風花の庭	クロッカス

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
3	6	竜頭の森	クリスマスロース、原種系シクラメン、ニホンスイセン、紅梅
		風花の庭	ラナンキュラス、キンギョソウ
	13	飛竜の花道	ニホンズイセン、スイセン
		竜頭の森	クリスマスローズ
		不明	ウメ
	18	花竜の道	チューリップ
		飛竜の花道	ニホンズイセン、スイセン
		竜頭の森	クリスマスローズ
		園内全域	サクラ
	22	園内全域	サクラ
		飛竜の花道	ニホンズイセン、スイセン
		不明	チューリップ

■花ごよみ

・四季折々の花を紹介している「花ごよみ」は、年1回程度の更新

■その他作業

・システムの不具合による対応

【H25年度】

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
4	2	エントランス	プリムラジュリアン
		竜頭の森	クリスマスローズ
		花竜の道	チューリップ
		飛竜の花道	セイヨウスイセン
		風の見える丘	ユキヤナギ
		竹風庵	シダレザクラ
	9	青竜の谷	ネモフィラ
		風花の庭	ローズマリー
		花竜の道	チューリップ
		飛竜の花道	セイヨウスイセン
		ツツジの丘	ヤマブキ、ミツバツツジ
	23	竜頭の森など	オンツツジ
		青竜の谷	ネモフィラ
		風花の庭	ローズマリー
		花竜の道	チューリップ
		竜頭の丘内実りの丘	カリン
	26	青竜の谷	ルピナス、ネモフィラ
		風花の庭	キンギョソウ、ローズマリー
		花竜の道	アイスランドポピー
		飛竜木もれびの道	オンツツジ
5	1	青竜の谷	ルピナス、ネモフィラ
		風花の庭	ラナンキュラスなど
		花竜の道	アイスランドポピー
		竜頭の森	コバノガマズミ（白花）
		さぬきの森	オンツツジ
	11	ヴィスタ、その他園内	コデマリ
		青竜の谷	ルピナス
		風花の庭	フレンチラベンダー、ロサルゴサ、キンギョソウ
		花竜の道	アイスランドポピー
	18	青竜の谷	ジャーマンアイリス、ルピナス
		風花の庭	スパニッシュブルーム、フレンチラベンダー
		花竜の道	アイスランドポピー
		花巡りの丘	シャーレーポピー
	27	風花の庭	スパニッシュブルーム、フレンチラベンダー
		花巡りの丘	シャーレーポピー
6	6	風花の庭	ガウラ
		竜頭の丘	シャーレーポピー
		昇竜の滝上	ブラシノキ
		あじさい苑	ヤマアジサイ「七段花」・「紅額」・「黒姫」
	14	エントランス	ジニア、ベゴニア
		風花の庭	ガウラ、ラベンダー
		あじさい苑	セイヨウアジサイ「アナベル」・ヤマアジサイ「紅額」
	29	風花の庭	ベゴニア
		あじさい苑	アジサイ、シロヤマアジサイ

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
7	12	エントランス	ジニア
		ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	ポーチュラカ
		あじさい苑	アジサイ、ガクアジサイ「城ヶ崎」
	22	エントランス	ベゴニア、ジニア
		ヴィスタ	サンパチェンス、宿根アサガオ他、ケイトウ
		昇竜の滝上	ハイビスカス
8	11	ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	ポーチュラカ、オミナエシ
		竜頭の丘	ヒマワリ「テディベア」・「バイカラー」・「ゴーギャンのひまわり」
	20	エントランス	ベゴニア
		ヴィスタ	宿根アサガオ
		風花の庭	ルドベキア、マリーゴールド、オミナエシ、ポーチュラカ
9	8	青竜の谷	コスモス「センセーション」
		風花の庭	オミナエシ
		花巡りの丘	キバナコスモス
		昇竜の滝上	チョコレートコスモス
		竹風庵	フヨウ
	27	青竜の谷	サンパチェンス
		風花の庭	メキシカンブッシュセージ、マリーゴールド、メドーセージ、 ローズマリー、ペンタス
10	22	ヴィスタ	ナデシコ
		ヴィスタ	チョコレートコスモス
		風花の庭	キンギョソウ
		風花の庭	メキシカンブッシュセージ
		花竜の道	コスモス「ダブルクリック」
		花竜の道	コスモス「ピコティ」
11	14	エントランス	パンジー
		エントランス	宿根ベゴニア
		ヴィスタ	ナデシコ
		風花の庭	イソギク
		竜の里売店東屋周辺	コウテイダリア
			クジャクアスター
12	22	エントランス	ハボタン
			ノースポール
		竹風庵	サザンカ
1	2		クリスマスローズ「ヘレボルス・ニゲル」
		竹風庵	スイセン「バルボコデューム」
	22		ハボタン
			プリムアラカルト
		竹風庵	スイセン「バルボコディウム」
	23		ニホンズイセン
	24		ロウバイ
2	15	エントランス	ハボタン、パンジー
		竹風庵	ロウバイ
			スノードロップ
	24		クリスマスローズ
	27	エントランス	パンジー
			ウメ
			クリスマスローズ
3	1		クロッカス（紫）
	5	竜頭の森	シダレウメ
	7	竹風庵	ナノハナ、サンシュユ
		飛竜の花道	スイセン「テタテート」

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
3	14	竹風庵	ウメ「思いのまま」
			プリムラポリアンサ
			ウメ
			クリスマスローズ
	16		サクラ「椿寒桜」
	19		スイセン「アイスキング」・「カムラウデ」
		お花見広場	サクラ「修善寺寒桜」
			セイヨウスイセン「ラスベガス」
	21		スイセン「マリーク」
	24	お花見広場	サクラ「越の彼岸桜」
			レンギョウ
	25		セイヨウスイセン「カルビニア」
	27		オオシマザクラ
	28	エントランス	パンジー
			プリムラポリアンサ
		風花の庭	ローズマリー
			ナノハナ
			スイセン「ジェットファイヤー」
			クリスマスローズ
			ユキヤナギ
	29	北案内所	ハナノキ
		実りの丘	スモモ
	30	風花の庭	ローズマリー
	31	さぬきの森	ヤブツバキ

■花ごよみ

・四季折々の花を紹介している「花ごよみ」は、年1回程度の更新

■その他作業

・システムの不具合による対応

【H26年度】

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
4	1	飛竜の花道	スイセン
			ハマヒサカキ
		竹風庵	ナノハナ、スイセン
		お花見広場	オオシマザクラ
	2	あじさい苑	サクラ
		青竜の谷	早咲きチューリップ
		お花見広場	ヤエザクラ「紅豊」
		花ふぶきの丘	ヤマザクラ
	3	花竜の道	チューリップ「マルガリータ」
	4	お花見広場	ヤエザクラ「白妙」
	6	お花見広場	ヤエザクラ「一葉」
	7	花竜の道	チューリップ「オレンジプリンセス」
	9	エントランス	パンジー
			プリムラポリアンサ
		エントランス、ヴィスタ	プリムアラカルト
			ノースポール
		花竜の道	チューリップ「ダイナスティ」
		花竜の道	チューリップ「リーンファンダーマーク」
		飛竜の花道	スイセン「ゼラニューム」
		竜頭の丘	スミレ
	11	花竜の道	チューリップ「クイーンズランド」
		飛竜の花道	スイセン「ダブルファッション」
	12	竜頭の丘内実りの丘	カリン
	16	花竜の道	チューリップ「ベリングポイント」・「マンゴーチャーム」・「ミスエレガンス」
	17	花竜の道	チューリップ「カーニバルデリオ」
	18	ツツジの丘	ミツバツツジ
		お花見広場	ヤエザクラ「関山」
	19	エントランス	ヤエザクラ「御衣黄」
	20	花竜の道	ネモフィラ
	22	竜頭の里（芝生広場）	ヤエザクラ
	23	花竜の道	チューリップ「グリーンダンサー」・「スーパーパーロット」・「アンジェリケ」
	24		ペチュニア
			ノースポール
		花竜の道	チューリップ「スノークリスタル」
	25	花竜の道	チューリップ「イエローポンポネット」
	26	飛竜木もれびの道	オンツツジ
	28	花竜の道	チューリップ「アイスクリーム」
5	1	花竜の道	チューリップ「サバティーニ」
	2	竜の里売店付近	ニオイアヤメ
	6		ペチュニア
		風花の庭	ロサルゴサ
	9	飛竜池ほとり	アヤメ
	9	青竜の谷	ルピナス
	11	青竜の谷	ジャーマンアイリス
	13	風花の庭	フレンチラベンダー、ムラサキセンダイハギ
	14	風花の庭	スパニッシュブルーム

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
	21	林縁	ウツギ
5	22	花竜の道	アイスランドポピー
	25	竜頭の丘	シャーレーポピー
	27	林縁	ハコネウツギ
	28	花竜の道	アイスランドポピー
	30	風花の庭	スイセンノウ
		芝生	ニワゼキショウ
	31	風花の庭	ベルガモット
		昇竜の滝	ブラシノキ
6	4	あじさい苑	ヤマアジサイ「舞子紫陽花」・「紅額」・「黒姫」・「七段花」
	5	竜頭の丘	シャーレーポピー
	6	あじさい苑	ヤマアジサイ「剣の舞」・「七段花」
	9	風花の庭	サントリナ、ガウラ
	11	あじさい苑	ガクアジサイ「紫峰」
	14		サルビア
		エントランス	ジニア
			サントリナ
		あじさい苑	カシワバアジサイ
	15	あじさい苑	ガクアジサイ「墨田の花火」
	16	あじさい苑	セイヨウアジサイ「ピンクアナベル」・「サンセット」・「ユングフラウピコディ」
	19	あじさい苑	ヤマアジサイ「紅」、セイヨウアジサイ「スカーレットマスナル」
	20	エントランス	ベゴニア
			サルビア
		風花の庭	ラベンダー「インプレスパープル」
			チコリ
		あじさい苑	セイヨウアジサイ「アナベル」、ヤマアジサイ「紅額」、ガクアジサイ
	26	風花の庭	ソープワート
	27	あじさい苑	タマアジサイ「瓔珞玉」
	29	風花の庭	オレガノ
	30		サルビア
		エントランス	ジニア
			ネムノキ
		あじさい苑	ガクアジサイ「城ヶ崎」
7	2	あじさい苑	セイヨウアジサイ「アナベル」・「ブルーフレッシュ」
		風花の庭	ミント「ペニーロイヤルミント」
		竹風庵	チョコレートコスモス
	3	エントランス	ジニア
	4		マートル
		風花の庭	ミント「アップルミント」
	13		サルビア
		ヴィスタ	サンパチェンス
	21	ひまわり畑	ヒマワリ「小夏」・「ジェイド」
	23	ひまわり畑	ヒマワリ「モネのひまわり」
	24	竹風庵	ヒマワリ「ビンセントポメロ」
	25	竹風庵	ヒマワリ「レモンエクレア」
	26	竹風庵	ヒマワリ「ジュニア」
	27	風花の庭	ジニア

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
	28	風花の庭	ポーチュラカ、サルビアアズレア
8	1		サルビア
		ヴィスタ	サンパチェンス
		ひまわり畑	ヒマワリ「ゴッホのひまわり」・「レモンエクレア」・「ビンセントタンジェリン」
		ひまわり畑	ヒマワリ「マティスのひまわり」・「ルビーエクリプス」・「テディベア」
	6	風花の庭	ルドベキア
	15	風花の庭	オミナエシ
		風花の庭	ポーチュラカ
		ヴィスタ	サンパチェンス
	19	園内各所	タカサゴユリ
9	1	ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	ペンタス
	5	竜頭の丘（花巡りの丘）	キバナコスモス「サンライズ」・「ディアボロ」
	7	竜頭の里（青竜の谷）	コスモス「センセーション」
	8	ヴィスタ	サンパチェンス
	20	竹風庵	シュウメイギク
10	1	竜頭の里（花竜の道）	コスモス「あかつき」、コスモス「スーパービッキー」
	4	竜頭の里（花竜の道）	コスモス「ベルサイユ」シリーズ
	6		ベゴニア
		ヴィスタ	サンパチェンス
		風花の庭	メキシカンブッシュセージ
		竜頭の里（花竜の道）	コスモス「ベルサイユホワイト」、コスモス「センセーション」
	11	竜頭の里（花竜の道）	コスモス「イエローキャンパス」
	24	風花の庭	ヒメツルソバ
	27	風花の庭	パイナップルセージ
			ハナミズキの紅葉
11	6	エントランス	宿根ベゴニア
		風花の庭	イソギク
		ヴィスタ	サンパチェンス
	26	エントランス、ヴィスタ	パンジー
		エントランス、ヴィスタ	ハボタン
			モミジ
12	15	エントランス、ヴィスタ	パンジー
		エントランス、ヴィスタ	プリムアラカルト
		園内各所	サザンカ
	27	竜頭の森	クリスマスローズ、スノードロップ
		園内	カンザキアヤメ
1	14	エントランス、ヴィスタ	パンジー
		竹風庵	カンアヤメ、スイセン「バルボコデュウム」
2	14	竹風庵	ロウバイ、ナノハナ
	19	竹風庵	寒咲きナノハナ
	21	竹風庵	ロウバイ
	23	竜頭の森	クリスマスローズ、ニホンスイセン
		竹風庵	ロウバイ、ナノハナ
	25	ドッグラン	ウメ「大盃」
3	4	風花の庭	クロッカス
	5	飛竜の花道	スイセン「テタテート」
	5	竜頭の森	クリスマスローズ

月	日	場所	花の種類（HPでの記載名称）
	11	竜頭の森	しだれウメ、ニホンズイセン
3	13	きのこの森（炭焼き小屋横）	サクラ
		竹風庵	ウメ「おもいのまま」
		飛竜の花道	スイセン「テタテート」
	15	ナノハナ畑	ナノハナ
		エントランス、ヴィスタ	プリムアラカルト
	20	お花見広場	ツバキカンザクラ、シュゼンジカンザクラ
		竹風庵	ナノハナ
	22	飛竜の花道	スイセン「アーリーブライト」、「カムラウデ」
	28	飛竜の花道	セイヨウスイセン「マルチネス」

■花ごよみ

・四季折々の花を紹介している「花ごよみ」は、年1回程度の更新

■その他作業

・システムの不具合による対応

職員・臨時職員・アルバイト等の園内配置

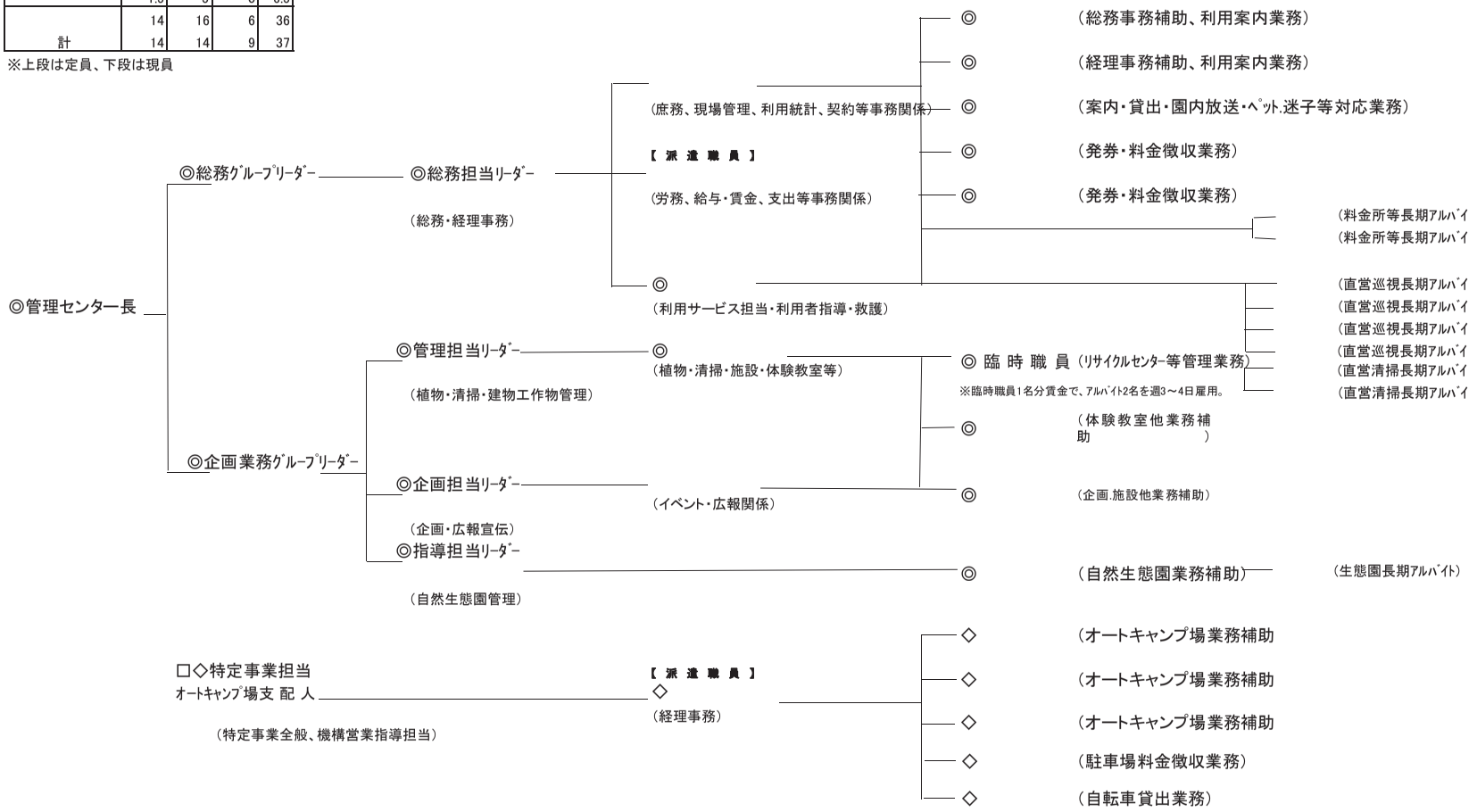
平成24年度 まんのう公園管理センター職員等配置及び職務分担表

平成24年4月1日現在

総括表　（単位：人）

区分	職員	臨職	契約アルバイト	計
◎維持管理	12	11	6	29
	12	9	9	30
□機　構	0.5	0	0	0.5
	0.5	0	0	0.5
◇特定事業	1.5	5	0	6.5
	1.5	5	0	6.5
計	14	16	6	36
	14	14	9	37

※上段は定員、下段は現員

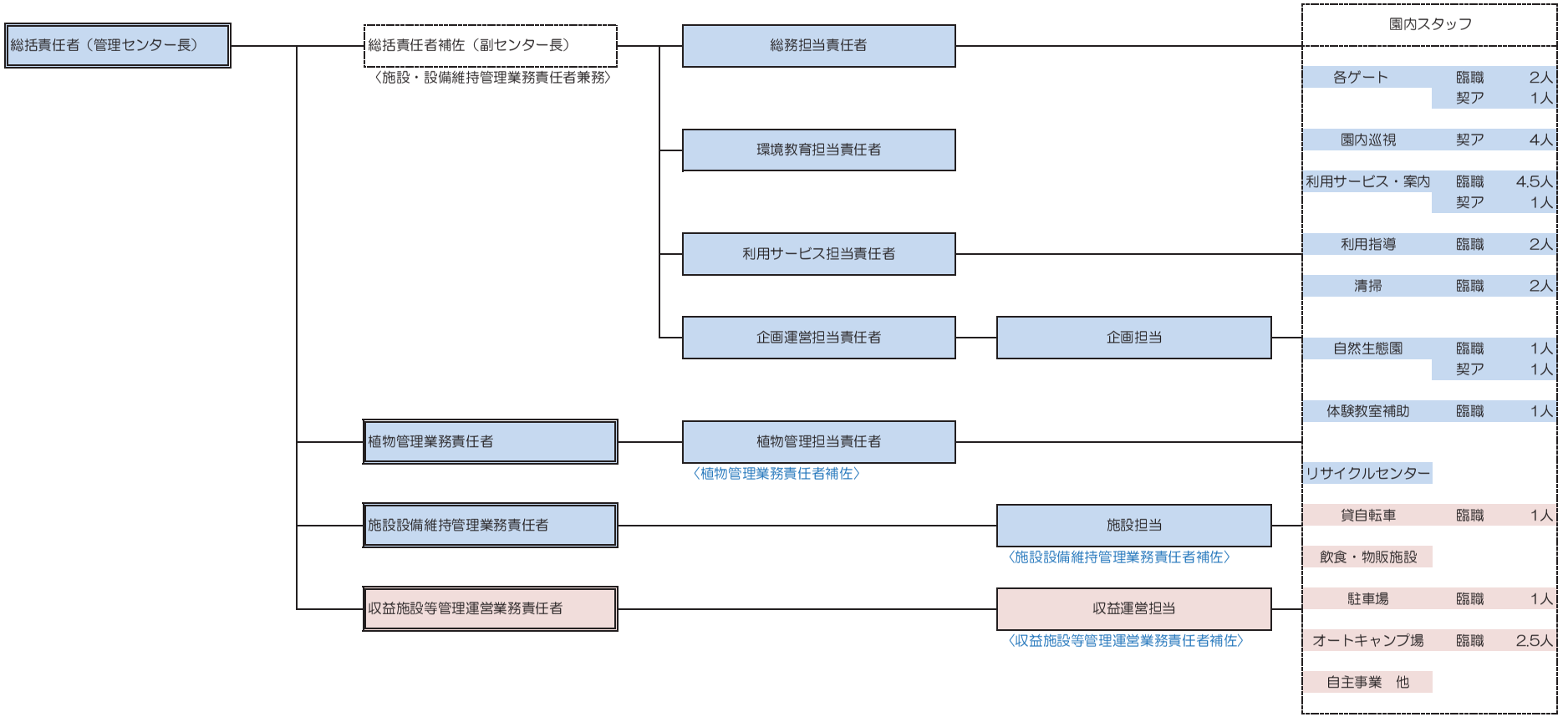


平成25年度　まんのう公園管理センター職員等配置及び職務分担表

平成25年4月1日現在

総括表　　（単位：人）

区分	職員	臨職	契約アルバイト	計
維持管理	10	12.5	7	29.5
特定事業	2	4.5	0	6.5
計	12	17	7	36



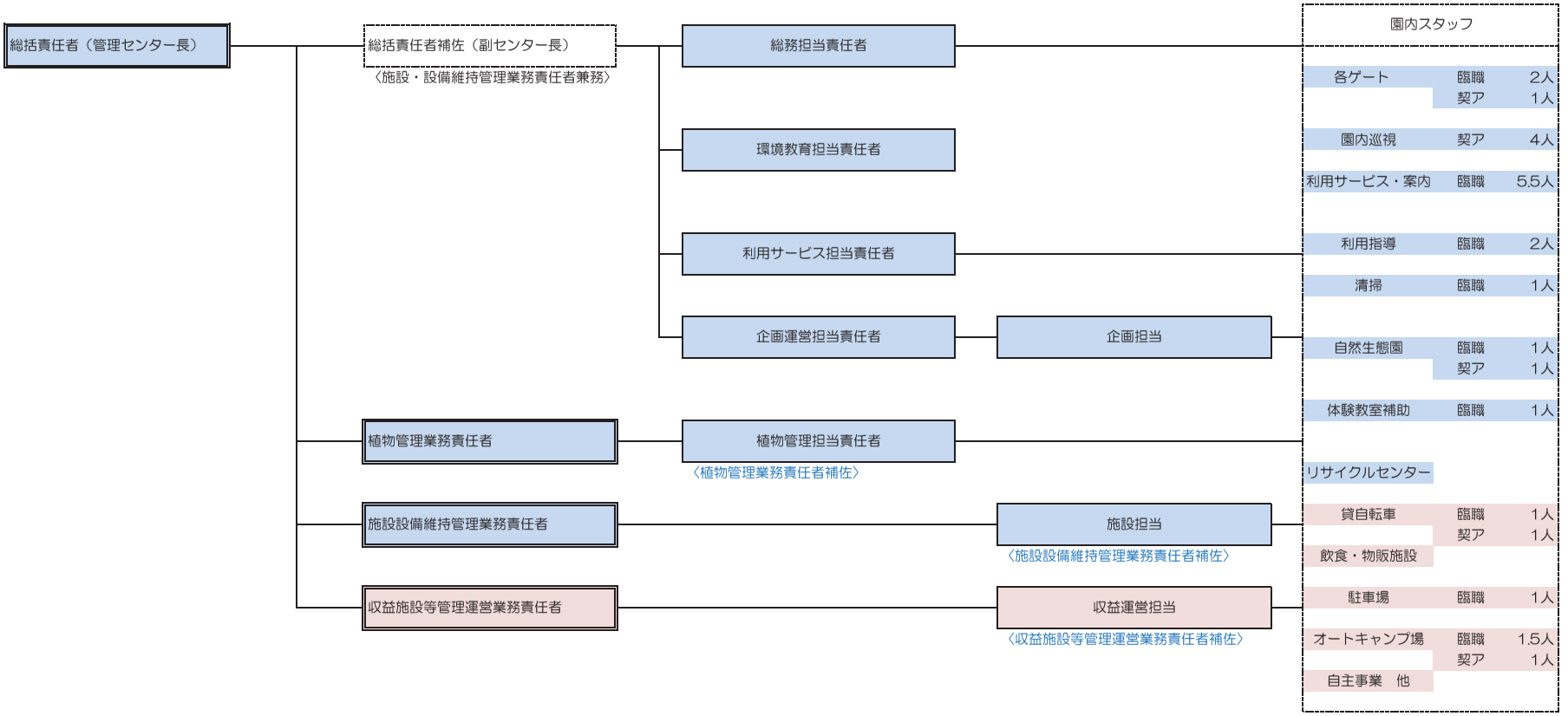
※契約アルバイトは契アと表記

平成26年度　まんのう公園管理センター職員等配置及び職務分担表

平成26年4月1日現在

総括表　　（単位：人）

区分	職員	臨職	契約アルバイト	計
維持管理	10	12.5	6人	28.5
特定事業	2	3.5	2人	7.5
計	12	16	8	36



※契約アルバイトは契ア と表記

苦情、要望等実績

（H24年度）　　（単位：件）

	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理運営全般	6	9	4		19
スタッフ		1			1
植物・植栽	1		2		3
施設・設備	3	2	2		7
料金・価格					0
清掃状況					0
提示・広報		5	6		11
その他	2	1	9	1	13
合計	12	18	23	1	54

（H25年度）　　（単位：件）

	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理運営全般	7	13	6		26
スタッフ	2	8	1		11
植物・植栽	5	3	2		10
施設・設備		4	5		9
料金・価格		2			2
清掃状況	1	1			2
提示・広報		5	11		16
その他	6	9	17	4	36
合計	21	45	42	4	112

（H26年度）　　（単位：件）

	プラス評価	マイナス評価	要望・提案	その他	合計
管理運営全般	3	3	4		10
スタッフ	2	2		1	5
植物・植栽	1	1	1		3
施設・設備	4		1		5
料金・価格			1		1
清掃状況					0
提示・広報		2	4		6
その他	7	2	11	2	22
合計	17	10	22	3	52

無償で貸与している物品の貸出実績

H24貸出物集計表

月/貸出物	ベビーカー	車椅子	電動車椅子	シルバーカー	キャリー	歩数計	双眼鏡	野鳥の本	杖	音声方位計	傘	ペット
4月	312	218	25	37	10	14	3	1	21	0	2	697
5月	352	161	11	27	16	23	4	3	17	0	5	730
6月	76	79	9	16	2	5	5	1	5	0	2	226
7月	81	28	2	3	2	10	6	1	4	0	9	119
8月	185	23	2	3	10	25	7	1	0	0	9	188
9月	150	46	3	6	6	8	0	0	2	0	4	253
10月	344	271	13	24	7	28	2	0	14	0	6	751
11月	129	51	5	6	2	8	0	0	4	0	0	436
12月	158	66	3	6	2	2	1	0	4	0	0	344
1月	58	16	0	4	1	1	0	0	0	0	0	339
2月	66	8	2	5	0	0	0	0	5	0	0	385
3月	181	90	6	14	7	10	5	4	8	0	0	550
計	2,092	1,057	81	151	65	134	33	11	84	0	37	5,018

H25貸出物集計表

月/貸出物	ベビーカー	車椅子	電動車椅子	シルバーカー	キャリー	歩数計	双眼鏡	野鳥の本	杖	音声方位計	傘	ペット
4月	309	275	15	38	10	19	1	0	25	0	4	765
5月	360	254	8	36	8	24	7	3	15	0	14	1,005
6月	91	58	2	12	3	4	0	0	9	0	15	257
7月	91	24	3	3	9	1	2	1	3	0	35	96
8月	181	33	2	1	11	12	3	4	1	0	42	152
9月	178	107	7	16	5	4	0	2	8	0	29	478
10月	248	227	5	15	5	9	0	0	9	0	13	644
11月	155	73	1	7	0	3	2	0	2	0	0	638
12月	221	133	1	9	0	8	0	0	5	0	0	616
1月	115	62	1	7	0	1	2	0	8	0	0	581
2月	38	5	0	4	0	0	0	0	1	0	0	276
3月	153	71	4	20	2	0	1	1	8	0	0	499
計	2,140	1,322	49	168	53	85	18	11	94	0	152	6,007

H26貸出物集計表

月/貸出物	ベビーカー	車椅子	電動車椅子	シルバーカー	キャリー	歩数計	双眼鏡	野鳥の本	杖	音声方位計	傘	ペット
4月	259	230	15	42	6	5	0	0	20	0	7	752
5月	340	196	11	26	3	0	1	0	16	0	58	1,025
6月	81	69	5	11	3	0	0	1	6	0	37	276
7月	95	23	0	2	2	0	2	0	4	0	49	161
8月	184	23	2	4	4	0	2	0	3	0	33	189
9月	262	171	8	17	6	0	0	0	11	0	66	676
10月	203	219	5	24	2	0	0	0	19	0	13	601
11月	141	73	6	10	0	0	2	0	5	0	1	786
12月	110	57	3	3	0	0	2	0	7	0	0	511
1月	74	26	1	0	0	0	0	0	1	0	0	437
2月	45	25	0	3	0	0	0	0	3	0	0	374
3月	143	79	6	16	5	3	1	0	7	0	0	442
計	1,937	1,191	62	158	31	8	10	1	102	0	264	6,230

別紙－35

平成 26 年度
巡視計画書

平成26年4月1日～平成27年3月31日

まんのう公園マネジメント共同体
まんのう公園管理センター

目　次

巡視計画書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～ 2

別紙1　巡視の機構・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

別紙2　巡視日誌、遊具点検表・・・・・・・・・・・・ 4～ 20

別紙3、4　巡視ルート、巡視経路内訳表 ・・・21～26

別紙5　緊急事案連絡処理体制図・・・・・・・・・・27

巡視・警備業務マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28～31

国営讃岐まんのう公園巡視計画書

1. 巡視の目的

入園者の利用案内及び安全確保と公園施設の維持管理を効果的かつ効率的に行うため定期的に巡視を実施し、また災害・事故等不測の事態に対応し臨機の措置をとることを目的とする。

2. 巡視の機構

公園内の具体的な巡視は別紙1、当公園管理センター担当職員の指示のもと巡視職員によって行うものとする。(資料参照)

3. 巡視事項

1)巡視の実施事項は次のとおりである。

(1)開園区域内における修景施設、便益施設、遊戯施設、管理施設等の点検方法を目視とし必要時には触診等を行い、異常の有無を確認・報告し、状況に応じて臨機の措置をとるものとする。

(2)入園者の利用案内及び危険行為に対する制止及び安全指導。

(3)病人、迷子、負傷者等を発見又は、届出を受けた場合の速やかな救護措置、報告。

(4)事件、事故又は不測の災害の発生を認知した場合の適切な措置と報告。

(5)テロ等の警戒に対しては特段の注意を払い、不審物(爆発物等)、不審者を発見した場合は一般来園者の避難誘導等の臨機の措置をして安全確保に努め速やかに報告する。

(6)その他、入園者の安全確保及び諸施設の管理上必要なもの。

4. 巡視日誌及び報告

1）巡視点検の結果は、直営巡視指示日報に基づき業務毎に確実に別紙2の巡視日誌及び遊具点検表に記録して、担当職員に翌朝提出するものとする。

2）事件、事故又は、不測の災害の発生等を認知した場合、及び臨機の措置をした場合は遅滞なく、担当職員に報告し指示を受けるものとする。

5. その他

1）主要巡視ルートは、別紙3のとおりである。なお、天候、利用状況等現状に適応するような柔軟な体制の下に全園くまなく巡視するものとする。

2）別紙4、巡視経路内訳表によって、随時巡回するものとする。

3）巡視職員は、巡視の際に入園者が一目瞭然、巡視車輌または巡視職員であることがわかるような所定の表示または服装を着用するものとする。

4）巡視職員は、巡視の際に入園者に対して親切丁寧に利用案内を行い、不快の念を与えないように接するものとする。

5）開園時間内外において、事故又は不測の災害等を認知した場合は、別紙5、緊急連絡網に従い、緊急の連絡を行うものとする。

6）巡視職員は巡視の際、常に救急用具、修繕用具等を携帯し、必要に応じて、ただちに処置し報告するものとする。

7）巡視職員は普通救命講習や消防訓練、接客接遇研修等にも参加し、入園者に対して適切な対応ができるよう図るものとする。

8）巡視職員は別紙の各マニュアルによっても、業務を実施するものとする。

別紙１

平成２６年度　巡視の機構

１、まんのう公園管理センター職員

管理センター長

副管理センター長

利用サービス係長

２、管理センター巡視職員

巡視職員

巡視職員

巡視職員

巡視職員

巡視職員

巡　視　日　誌

別紙2

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

管理センター長	副管理センター長	マネージャー（植物管理担当）	マネージャー（収益担当）	リーダー（総務経理担当）	リーダー（利用サービス担当）	リーダー（企画運営担当）	リーダー（環境教育担当）	リーダー（植物管理担当）	リーダー（収益施設担当）	担当者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	ルート		ルート		ルート	
	2	ルート		ルート		ルート	
	3	ルート		ルート		ルート	
	4	ルート		ルート		ルート	
	5	ルート		ルート		ルート	
	6	ルート		ルート		ルート	
	7	ルート		ルート		ルート	
	8	ルート		ルート		ルート	
	9	ルート		ルート		ルート	
	10	ルート		ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容		内容		内容	
時間		時間		時間	

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果

遺失物届　　件　無	拾得物届　　件　無

備　考　　服務中異常　　無　有　　今月の安全目標　・

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

管理センター長	副管理センター長	マネージャー（植物管理担当）	マネージャー（収益担当）	リーダー（総務経理担当）	リーダー（利用サービス担当）	リーダー（企画運営担当）	リーダー（環境教育担当）	リーダー（植物管理担当）	リーダー（収益施設担当）	担当者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	希展望ルート	6:30～	北口立ルート	7:00～	ルート	
	2	中 央ルート	8:00～	ルート		ルート	
	3	里 ルート	9:00～	さぬきの森ルート	9:30～	ルート	
	4	丘 ルート	10:30～	ルート		ルート	
	5	湖 畔ルート	11:30～	キャンプルート	11:30～	ルート	
	6	里 ルート	12:30～	ルート		ルート	
	7	ルート		里 ルート	13:30～	ルート	
	8	里 ルート	14:30～	自 然ルート	14:30～	ルート	
	9	森 ルート	15:30～	西口立ルート	15:30～	北口立ルート	16:00～
	10	希展望ルート	16:30～	ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容	園内巡視	内容	北口・西口立哨、園内巡視	内容	北口立哨
時間	6:30～	時間	7:00～	時間	16:00～

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
	本日の目標
遺失物届　件　無　拾得物届　件　無	

備　考　服務中異常　無　有　今月の安全目標 ・

㊌

㊍

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

管理センター長	副管理センター長	マネージャー（植物管理担当）	マネージャー（収益担当）	リーダー（総務経理担当）	リーダー（利用サービス担当）	リーダー（企画運営担当）	リーダー（環境教育担当）	リーダー（植物管理担当）	リーダー（収益施設担当）	担当者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	希展望ルート	6:30～	北口立ルート	7:00～	ルート	
	2	中 央ルート	8:00～	ルート		ルート	
	3	里 ルート	9:00～	さぬきの森ルート	9:30～	ルート	
	4	丘 ルート	10:30～	ルート		ルート	
	5	湖 畔ルート	11:30～	キャンプルート	11:30～	ルート	
	6	里 ルート	12:30～	里 ルート	13:30～	ルート	
	7	里 ルート	14:30～	自 然ルート	14:30～	ルート	
	8	森 ルート	15:30～	里 ルート	15:30～	ルート	
	9	里 ルート	16:30～	西口立ルート	16:30～	北口立ルート	17:00～
	10	希展望ルート	17:30～	ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容	園内巡視	内容	北口・西口立哨、園内巡視	内容	北口立哨
時間	6:30～	時間	7:00～	時間	17:00～

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
	本日の目標
遺失物届　件　無　拾得物届　件　無	

備　考　服務中異常　無　有　　今月の安全目標 ・

㊌

㊌

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

管理センター長	副管理センター長	マネージャー（植物管理担当）	マネージャー（収益担当）	リーダー（総務経理担当）	リーダー（利用サービス担当）	リーダー（企画運営担当）	リーダー（環境教育担当）	リーダー（植物管理担当）	リーダー（収益施設担当）	担当者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	希展望ルート	6:30～	北口立ルート	7:00～	ルート	
	2	中 央ルート	8:00～	ルート		ルート	
	3	里 ルート	9:00～	さぬきの森ルート	9:30～	ルート	
	4	丘 ルート	10:30～	ルート		ルート	
	5	湖 畔ルート	11:30～	ルート		ルート	
	6	里 ルート	12:30～	ルート		ルート	
	7	ルート		自 然ルート	13:00～	ルート	
	8	森 ルート	14:30～	キャンプルート	14:00～	ルート	
	9	里 ルート	15:30～	西口立ルート	15:00～	北口立ルート	16:00～
	10	ルート		ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容	園内巡視	内容	北口・西口立哨、園内巡視	内容	北口立哨
時間	6:30～	時間	7:00～	時間	15:30～

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
	本日の目標
遺失物届　　件　無 / 拾得物届　　件　無	

備　考　　服務中異常　　無　有　　今月の安全目標 ・

㊌

㊌

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

管理センター長	副管理センター長	マネージャー（植物管理担当）	マネージャー（収益担当）	リーダー（総務経理担当）	リーダー（利用サービス担当）	リーダー（企画運営担当）	リーダー（環境教育担当）	リーダー（植物管理担当）	リーダー（収益施設担当）	担当者

記載者　　印

巡視経路・時間		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
	1	北口立ルート	7:00～	丘 ルート	11:00～	ルート	
	2	ルート		北口立ルート	12:00～	ルート	
	3	ルート		ルート		ルート	
	4	ルート		里 ルート	14:00～	ルート	
	5	ルート		ルート		ルート	
	6	ルート		北口立ルート	16:00～	ルート	
	7	ルート		ルート		ルート	
	8	ルート		ルート		ルート	
	9	ルート		ルート		ルート	
	10	ルート		ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容	北口立哨	内容	北口立哨、園内巡視	内容	
時間	7:00～	時間	11:00～	時間	

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
	本日の目標
遺失物届　件　無　拾得物届　件　無	

備　考　服務中異常　無　有　今月の安全目標 ・

㊌

㊌

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

確認者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	ルート		ルート		ルート	
	2	ルート		ルート		ルート	
	3	ルート		ルート		ルート	
	4	ルート		ルート		ルート	
	5	ルート		ルート		ルート	
	6	ルート		ルート		ルート	
	7	ルート		ルート		ルート	
	8	ルート		ルート		ルート	
	9	ルート		ルート		ルート	
	10	ルート		ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容		内容		内容	
時間		時間		時間	

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
遊具		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他（貸し遊具等）		

利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
遺失物届　件　無	拾得物届　件　無

備考　服務中異常　無　有　今月の安全目標 ・

巡　視　日　誌

国営讃岐まんのう公園

平成　　年　　月　　日　　曜日　　天気

確認者

記載者　　印

		・巡視者		・巡視者		・巡視者	
巡視経路・時間	1	ルート		ルート		ルート	
	2	ルート		ルート		ルート	
	3	ルート		ルート		ルート	
	4	ルート		ルート		ルート	
	5	ルート		ルート		ルート	
	6	ルート		ルート		ルート	
	7	ルート		ルート		ルート	
	8	ルート		ルート		ルート	
	9	ルート		ルート		ルート	
	10	ルート		ルート		ルート	

・巡視者		・巡視者		・巡視者	
内容		内容		内容	
時間		時間		時間	

点検箇所	現状況	備考
エントランス広場		
竜頭の里周辺		
竜頭の森周辺		
竜頭の丘周辺		
さぬきの森周辺		
湖畔の森周辺		
自然生態園		
オートキャンプ場遊具		
建物		
工作物		
植物		
展望台		
池・滝・水路		
西・北口園路		
西・北口料金所周辺		
駐車場前広場		
その他(貸し遊具等)		

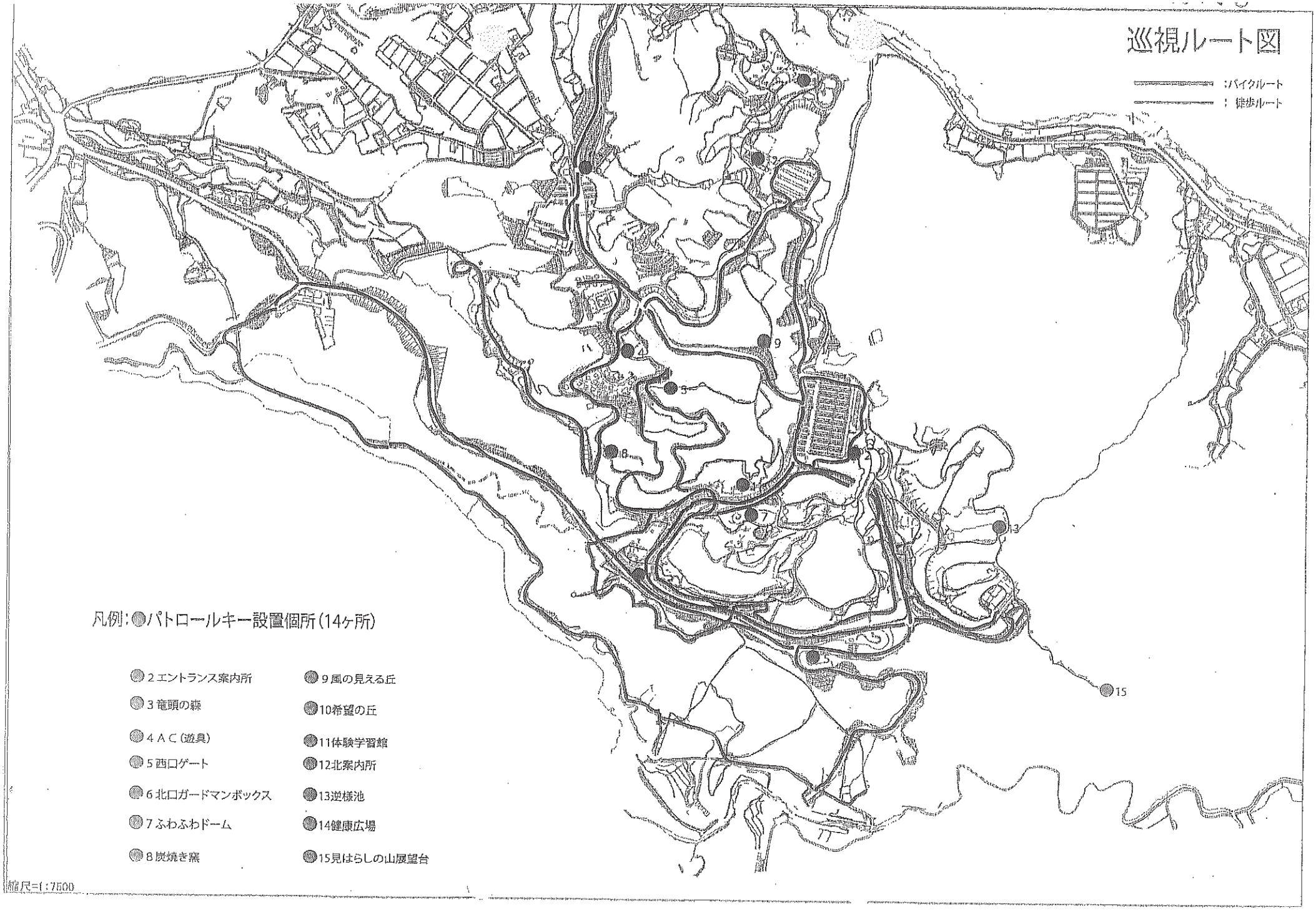
利用者指導・緊急・その他取扱い事項	処置結果
遺失物届　件　無	拾得物届　件　無

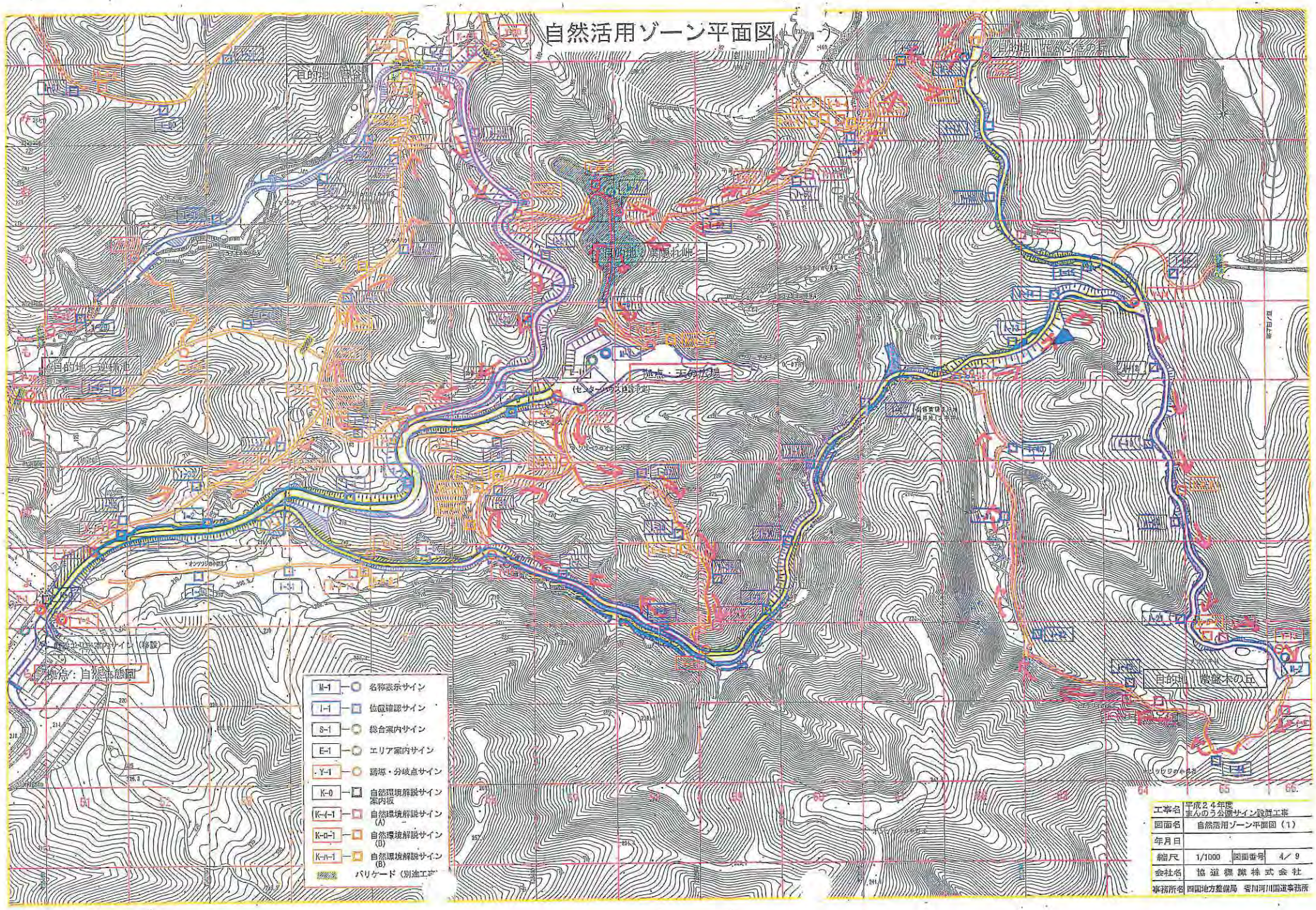
備考　服務中異常　無　有	今月の安全目標 ・

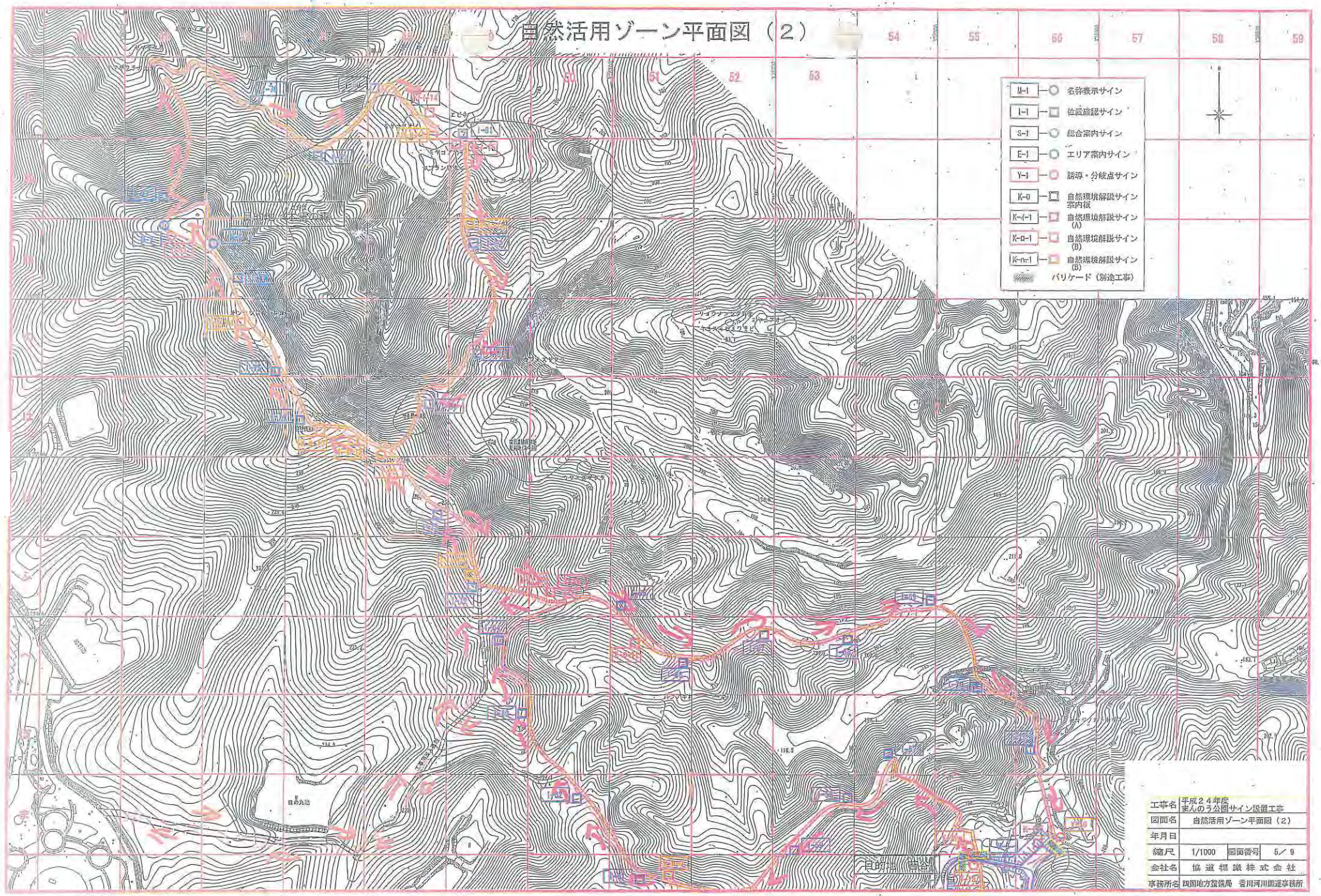
国営讃岐まんのう 公園内巡回点検表

実施日：　平成　年　月　日			点検者：　印	
点検エリア	場所	不審物・者、施設の破損、利用制止等の有・無	異常の内容及び対処、	開・施錠時間
エントランス広場	ビジターセンター	有・無		
	トイレ	有・無		: :
	シャッター	有・無		: :
	昇竜の滝	有・無		
中央駐車場周辺	駐車場周辺	有・無		
	乗務員休憩所	有・無		: :
竹風庵	陶芸教室	有・無		
	お茶室	有・無		
	トイレ	有・無		: :
サイクルセンター周辺	貸出場周辺	有・無		
	トイレ	有・無		: :
芝生広場	トイレ	有・無		: :
	遊具貸出場	有・無		
竜の子広場	竜の里売店周辺	有・無		
	遊具	有・無		
	ドラムの家	有・無		
	トイレ	有・無		: :
竜頭の森	Xスライダー周辺	有・無		
	トイレ	有・無		: :
	体験学習館	有・無		
	竹の子園	有・無		
	炭焼窯	有・無		
	風の見える丘展望台	有・無		
キャンプ場周辺	キャビン棟周辺	有・無		
	一般カーサイト 周辺	有・無		
	キャンピングカーサイト周辺	有・無		
	炊事場周辺	有・無		
	シャワー・トイレ棟周辺	有・無		
自然生態園	自然生態園展示館	有・無		
	見晴らしの山展望台	有・無		
	トイレ	有・無		
	北の谷	有・無		
	東の谷	有・無		
	南の谷	有・無		
さぬきの森	センターハウス	有・無		: :
湖畔の森	展望遊歩道	有・無		
	湖畔の里トイレ	有・無		: :
	岬の桟橋トイレ	有・無		: :
竜頭の丘	広　場	有・無		
	ドラ夢ドーム	有・無		
	駐車場周辺	有・無		
	北案内所トイレ	有・無		: :
	お花見広場トイレ	有・無		: :
	健康広場トイレ	有・無		: :
サイクリングコース周辺		有・無		
北口ゲート 周辺		有・無		: :
西口ゲート 周辺		有・無		: :
リサイクルセンター		有・無		: :
その他、園路・広場・建物・工作物、植物等		有・無		

＊特に荒天時（ 雨風等）は安全に配慮して随時巡回し、園内状況の確認及びサイクリングコース周辺その他施設の利用可能の有無を報告する。


巡視ルート図
：バイクルート
：徒歩ルート
凡例：パトロールキー設置個所（14ヶ所）
2 エントランス案内所
3 竜頭の森
4 A C（遊具）
5 西口ゲート
6 北口ガードマンボックス
7 ふわふわドーム
8 炭焼き窯
9 風の見える丘
10 希望の丘
11 体験学習館
12 北案内所
13 逆様池
14 健康広場
15 見はらしの山展望台
縮尺=1:7500


自然活用ゾーン平面図
目的地：展望台跡
目的地：常盤木の丘
目的地：逆様池
地点：自然体感園
(センターハウス建設予定)
M-1 名称表示サイン
I-1 位置確認サイン
S-1 総合案内サイン
E-1 エリア案内サイン
Y-1 誘導・分岐点サイン
K-0 自然環境解説サイン 案内板
K-A-1 自然環境解説サイン (A)
K-B-1 自然環境解説サイン (B)
K-C-1 自然環境解説サイン (C)
バリケード（別途工事）
工事名 平成２４年度 まんのう公園サイン設置工事
図面名 自然活用ゾーン平面図（１）
年月日
縮尺 1/1000
図面番号 4／9
会社名 協道標識株式会社
事務所名 四国地方整備局 雲川河川国道事務所


自然活用ゾーン平面図（２）
M-1 名称表示サイン
I-1 位置確認サイン
S-1 総合案内サイン
E-1 エリア案内サイン
Y-1 誘導・分岐点サイン
K-0 自然環境解説サイン 案内板
K-イ-1 自然環境解説サイン (A)
K-ロ-1 自然環境解説サイン (B)
K-ハ-1 自然環境解説サイン (B)
バリケード（別途工事）
工事名 平成２４年度 まんのう公園サイン設置工事
図面名 自然活用ゾーン平面図（２）
年月日
縮尺 1/1000 図面番号 5／9
会社名 協道標識株式会社
事務所名 四国地方整備局 香川河川国道事務所

巡視経路内訳表（日常巡視A）

日常巡視1（4月1日～10月31日、3月1日～3月31日）

巡回時間	巡回場所
6：30～8：00	竜頭の丘 → リサイクルセンター開錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所開錠 → 希望の丘トイレ開錠 → 竜の子広場　※電気柵解除有
8：00～9：00	バス休憩所、トイレ開錠（エントランス → 竹風庵 → サイクリングセンター → 芝生広場 → 竜の子広場 → 竜頭の丘）→ サイクリングコース
9：00～10：30	西口ゲート開錠 → サイクリングセンター → 竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 展望遊歩道 → 芝生広場
10：30～11：30	ドラム広場 → 花巡りの丘 → ドックラン → 健康広場 → 虫の広場 → 実りの丘 → もみじの谷 → つつじの丘 → 多目的広場 → お花見広場
11：30～12：30	湖畔の森口 → 岬の桟橋 → 半島広場 → アカマツ広場 → 湖畔の里
12：30～13：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
14：30～15：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
15：30～16：30	湖畔の森口 → 岬の桟橋 → 半島広場 → アカマツ広場 → 湖畔の里
16：30～17：30	竜の子広場 → 希望の丘トイレ施錠 → バス休憩所施錠 → 竜頭の丘施錠 ※ 17時まで開園時

日常巡視2（4月1日～10月31日、3月1日～3月31日）

巡回時間	巡回場所
7：00～9：30	北口ゲート警備
9：30～11：30	自然生態園 → 苔谷 → 天の広場 → 常盤木の丘 → 花吹雪の丘 →（苔谷 → 木霊の森 → 苔谷）
11：30～12：30	オートキャンプ場 → 炭焼小屋周辺
13：30～14：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
14：30～15：30	自然生態展示館 → 南の台地 → 東の谷 → 北の谷 → 南の谷 → 見晴らしの山展望台
15：30～18：30	西口ゲート施錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所開錠 → リサイクルセンター施錠 → さぬきの森センターハウス施錠 → トイレ施錠（竹風庵 → サイクリング → 芝生 → 竜の子広場 → エントランス）　※電気柵閉め有 ※ 17時まで開園時

※ 竜の子広場の監視は団体があり、また一般の利用者が多い時で監視員が
配置されていない場合は日常巡視が常時監視する。

※ 苔谷から木霊の森へのコースは月1回のイベント前に重点的に巡回する。

巡視経路内訳表（日常巡視B）

日常巡視1（4月1日～10月31日、3月1日～3月31日）

巡回時間	巡回場所
6：30～8：00	竜頭の丘 → リサイクルセンター開錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所開錠 → 希望の丘トイレ開錠 → 竜の子広場　※電気柵解除有
8：00～9：00	バス休憩所、トイレ開錠（エントランス → 竹風庵 → サイクリングセンター → 芝生広場 → 竜の子広場 → 竜頭の丘）→ サイクリングコース
9：00～10：30	西口ゲート開錠 → サイクリングセンター → 竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 展望遊歩道 → 芝生広場
10：30～11：30	ドラム広場 → 花巡りの丘 → ドックラン → 健康広場 → 虫の広場 → 実りの丘 → もみじの谷 → つつじの丘 → 多目的広場 → お花見広場
11：30～12：30	湖畔の森口 → 岬の桟橋 → 半島広場 → アカマツ広場 → 湖畔の里
12：30～13：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
14：30～15：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
15：30～16：30	ドラム広場 → 花巡りの丘 → ドックラン → 健康広場 → 虫の広場 → 実りの丘 → もみじの谷 → つつじの丘 → 多目的広場 → お花見広場
16：30～17：30	湖畔の森口 → 岬の桟橋 → 半島広場 → アカマツ広場 → 湖畔の里
17：30～18：30	竜の子広場 → 希望の丘トイレ施錠 → バス休憩所施錠 → 竜頭の丘トイレ施錠 18時まで開園時

日常巡視2（4月1日～10月31日、3月1日～3月31日）

巡回時間	巡回場所
7：00～9：30	北口ゲート警備
9：30～11：30	自然生態園 → 苔谷 → 天の広場 → 常盤木の丘 → 花吹雪の丘 →（苔谷 → 木霊の森 → 苔谷）
11：30～12：30	オートキャンプ場 → 炭焼小屋周辺
13：30～14：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
14：30～15：30	自然生態展示館 → 南の台地 → 東の谷 → 北の谷 → 南の谷 → 見晴らしの山展望台
15：30～16：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
16：30～19：30	西口ゲート施錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所施錠 → リサイクルセンター施錠 → さぬきの森センターハウス施錠 → トイレ施錠（竹風庵 → サイクリング → 芝生 → 竜の子広場 → エントランス）　※電気柵閉め有 18時まで開園時

※ 竜の子広場の監視は団体があり、また一般の利用者が多い時で監視員が
配置されていない場合は日常巡視が常時監視する。

※ 苔谷から木霊の森へのコースは月1回のイベント前に重点的に巡回する。

巡視経路内訳表（日常巡視C）

日常巡視1（11月1日～2月28日）

巡回時間	巡回場所
6：30～8：00	竜頭の丘 → リサイクルセンター開錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所開錠 → 希望の丘トイレ開錠 → 竜の子広場　※電気柵解除有
8：00～9：00	バス休憩所、トイレ開錠（エントランス → 竹風庵 → サイクリングセンター → 芝生広場 → 竜の子広場 → 竜頭の丘）→ サイクリングコース
9：00～10：30	西口ゲート開錠 → サイクリングセンター → 竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 展望遊歩道 → 芝生広場
10：30～11：30	ドラム広場 → 花巡りの丘 → ドックラン → 健康広場 → 虫の広場 → 実りの丘 → もみじの谷 → つつじの丘 → 多目的広場 → お花見広場
11：30～12：30	湖畔の森口 → 岬の桟橋 → 半島広場 → アカマツ広場 → 湖畔の里
12：30～13：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
14：30～15：30	竜の子広場 → 希望の丘展望台周辺 → 芝生広場
15：30～17：00	竜の子広場 → 希望の丘トイレ施錠 → バス休憩所施錠 → 竜頭の丘施錠 16時30分まで開園時

日常巡視2（11月1日～2月28日）

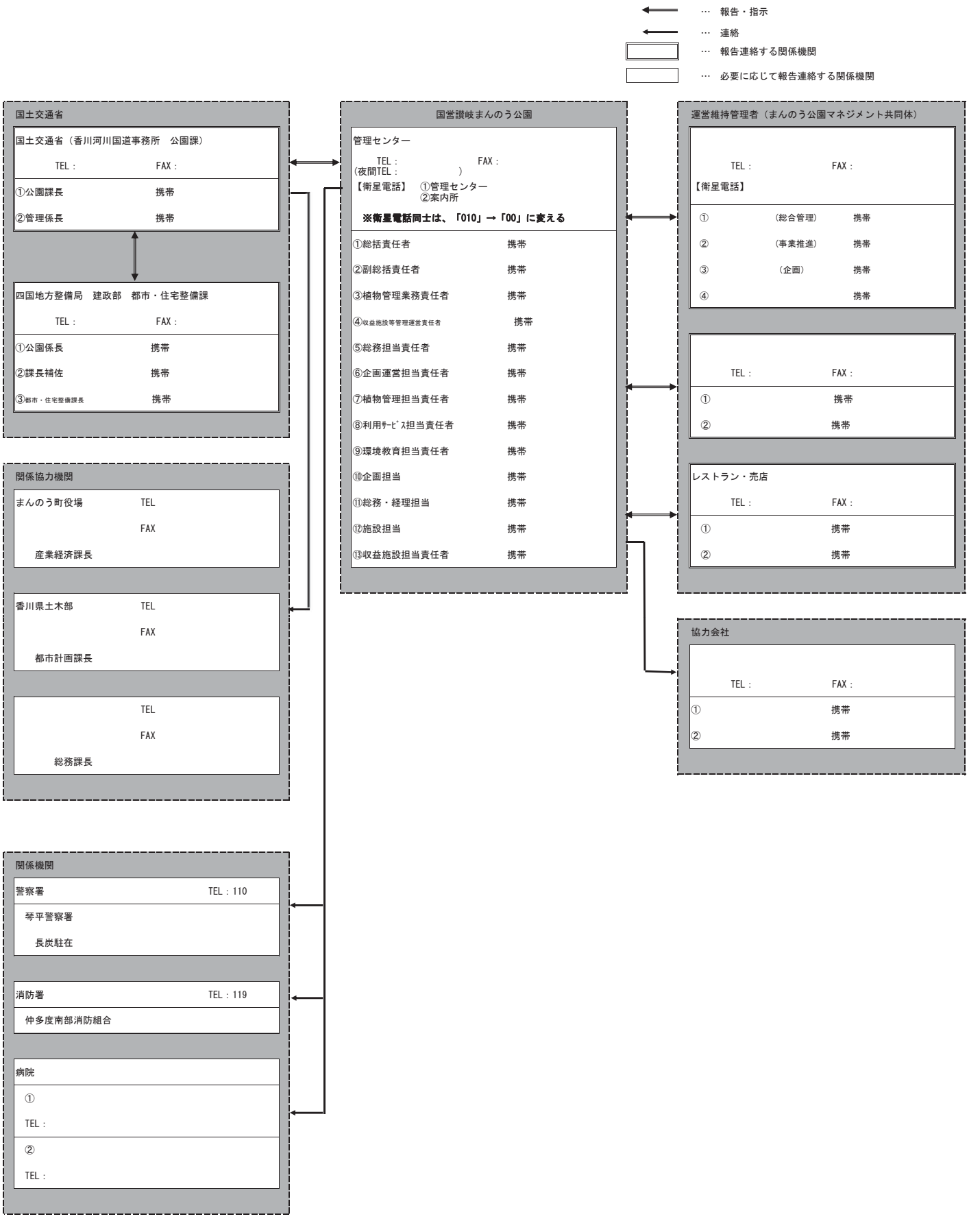
巡回時間	巡回場所
7：00～9：30	北口ゲート警備
9：30～11：30	自然生態園 → 苔谷 → 天の広場 → 常盤木の丘 → 花吹雪の丘 →（苔谷 → 木霊の森 → 苔谷）
13：00～14：00	自然生態展示館 → 南の台地 → 東の谷 → 北の谷 → 南の谷 → 見晴らしの山展望台
14：00～15：00	オートキャンプ場 → 炭焼小屋周辺
15：00～18：00	西口ゲート施錠 → 湖畔ゾーントイレ2箇所開錠 → リサイクルセンター施錠 → さぬきの森センターハウス施錠 → トイレ施錠（竹風庵 → サイクリング → 芝生 → 竜の子広場 → エントランス）　※電気柵閉め有 16時30分まで開園時

※ 竜の子広場の監視は団体があり、また一般の利用者が多い時で監視員が
配置されていない場合は日常巡視が常時監視する。

※ 苔谷から木霊の森へのコースは月1回のイベント前に重点的に巡回する。

6．H25-27国営讃岐まんのう公園　運営維持管理業務　緊急連絡網（H26）

H25-27国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 まんのう公園マネジメント共同体



巡視・警備業務マニュアル

1、目的

本マニュアルは、入園者の利用案内や施設点検などを実施する際に使用し、巡視計画書を補うものとして取り扱い、効率的、効果的な業務遂行を図るものである。

2、日常巡視・繁忙期巡視・時間外巡視

巡視職員は、巡視計画書及びその他各マニュアルや園内の案内看板等に基づくほか、担当職員（利用サービス担当）の指示により巡視業務を実施する。

また、入園者の安全確保に努めるほか事故・怪我人等の発生時には速やかに緊急連絡網により担当職員（利用サービス担当）に報告するものとする。

1）日常巡視A（直営）

巡視職員1名が6：30～17：30の時間、もう1名が9：30～18 ：30の時間を、「巡視ルート、パトロールキー位置図」に基づき原動機付自転車または徒歩により巡回し、施設点検及び利用者案内等を行う。

2）日常巡視B（直営）

巡視職員1名が6：30～18：30の時間、もう1名が9：30～　19：30の時間を、「巡視ルート、パトロールキー位置図」に基づき原動機付自転車または徒歩により巡回し、施設点検及び利用者案内等を行う。

3）日常巡視C（直営）

巡視職員1名が6：30～17：00の時間、1名が9：30～18：00の時間を、「巡視ルート、パトロールキー位置図」に基づき原動機付自転車または徒歩により巡回し、施設点検及び利用者案内等を行う。

4）繁忙期巡視

10：00～16：00（時間延長時17：00）の時間を、竜の子広場遊具エリア及び周辺や健康ゾーンの多目的芝生広場や屋根付多目的広場を徒歩により巡回し、遊具等の利用者案内や危険行為の制止等を行う。

5）時間外巡視

時間外巡視員は公園の夜間開園に伴い、夜間解放区域と立入禁止区域間の指定された位置において巡回警備し、入園者の安全確保を図るものとし、公園利用者に対して利用案内もあわせて行うものとする。

3、日常警備及び休園日警備

日常警備は、巡視計画書及びその他各マニュアルや園内の案内看板等に基づくほか、担当職員（利用サービス担当）の指示により公園スタッフによる巡視業務を実施する。

また、入園者の安全確保に努めるほか事故・怪我人等の発生時には速やかに連絡体制図に基づき担当職員（利用サービス担当）に報告するものとする。

北口に設置されている警備職員詰所に常駐し、公園出入口の門扉の施錠・開錠を実施する。また警備時間中は立哨しながら、臨時業務入園証の発行・回収等の業務入園や閉園時間1時間前以降に入園を希望する利用者について、各入口料金所との入園連絡に係わる業務を行うものする。

さらに、オートキャンプ場利用者への案内、確認業務を行うものとする。

1）日常警備A

警備職員1名が開園時間前の7:00～　9:30及び

閉園時間前後の16:00～　22:00まで、北口ゲート前にて警備を行う。

2）日常警備B

警備職員1名が開園時間前の7:00～　9:30及び

閉園時間前後の17:00～　22:00まで、北口ゲート前にて警備を行う。

3）日常警備C

警備職員1名が開園時間前の7:00～　9:30及び

閉園時間前後の15:30～　22:00まで、北口ゲート前にて警備を行う。

4）休園日巡視

警備職員2名が休園日において、うち1名が、7:00～　16:00の時間まで、北口ゲート前にて警備を行う。また、1名が11:00～20:00の時間まで園内の巡回及び北口ゲート前にて警備を行う。なお、休園日の状況については、日報にて報告する。なお、12月29日～　12月31日の期間は1名は13:00～　22:00までとする。

4、利用案内等マニュアル

業務施行に際しては以下のマニュアル類を参考に実施することとする。

・救護取り扱いマニュアル
・迷子等取り扱いマニュアル
・野犬等取り扱いマニュアル
・消防マニュアル

・雷対応マニュアル
・フワフワドーム対応マニュアル
・遺失物・拾得物マニュアル
・ペット取り扱いマニュアル
・その他必要に応じて示すマニュアル

5、遊具の日常点検

巡視に際し、園内の竜の子広場、希望の丘展望台、オートキャンプ場多目的広場及び竜頭の丘に設置されている遊具の点検を、日常点検表を基に実施する。

(1)1回/1日点検:主に目視による点検を行う。なお、ふわふわドームは触診も行う。

(2)1回/1日点検:(一社)日本公園施設業協会による「遊具の日常点検講習会」を修了した担当職員による点検を実施する。

(3)点検については、目視・触診・聴診等により部材の腐食、亀裂、変形、ボルト・金具等の脱落などの施設の異常の有無を調査し、異常が発見された場合には、ボルト・金具類の注油や増し締めやロープ類の縫合などの応急処置を行うとともに、遊具の異常の程度によっては使用中止等の措置を行うものとする。また、点検結果については遊具点検表により点検日の翌朝、担当職員(利用サービス担当)へ提出するものとする。

(4)なお、定期点検については、施設担当者より(一社)日本公園施設業協会へ点検責任者として実施を依頼(閑散期に実施)。また、臨時点検については、台風等の異常気象や地震発生に伴い遊具に異常個所のおそれのある場合に点検する。また、事故や他公園等での類似事故のあった際にも速やかに実施する。

6、その他

1)運用に係わる重要事項

(1)本業務を遂行するにあたっては、別途定める平成26年度公園公開日一覧表に基づき実施するものとする。

(2)巡回中に異常箇所等を発見した場合は、その異常箇所及び周辺が分かるよう写真等で撮影の上、位置図を添付し速やかに担当職員に提出の上、報告すること。

(3)巡視職員の待機・休憩場所は、別途指定する場所とし来園者に不快感を与えないように配慮するものとする。また、昼食は業務上支障のない時間帯に行うものとする。

(4)施設の開錠や施錠は、巡視計画書の公園内巡回点検表に記してある各施設で実施し、時間を確実に記録して施錠漏れ等がないようにする。またその他の施設に関しては、各常駐職員や作業者等が責任を持って実施するものとする。

(5)請負者並びに巡視・警備職員は、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

混雑時の状況

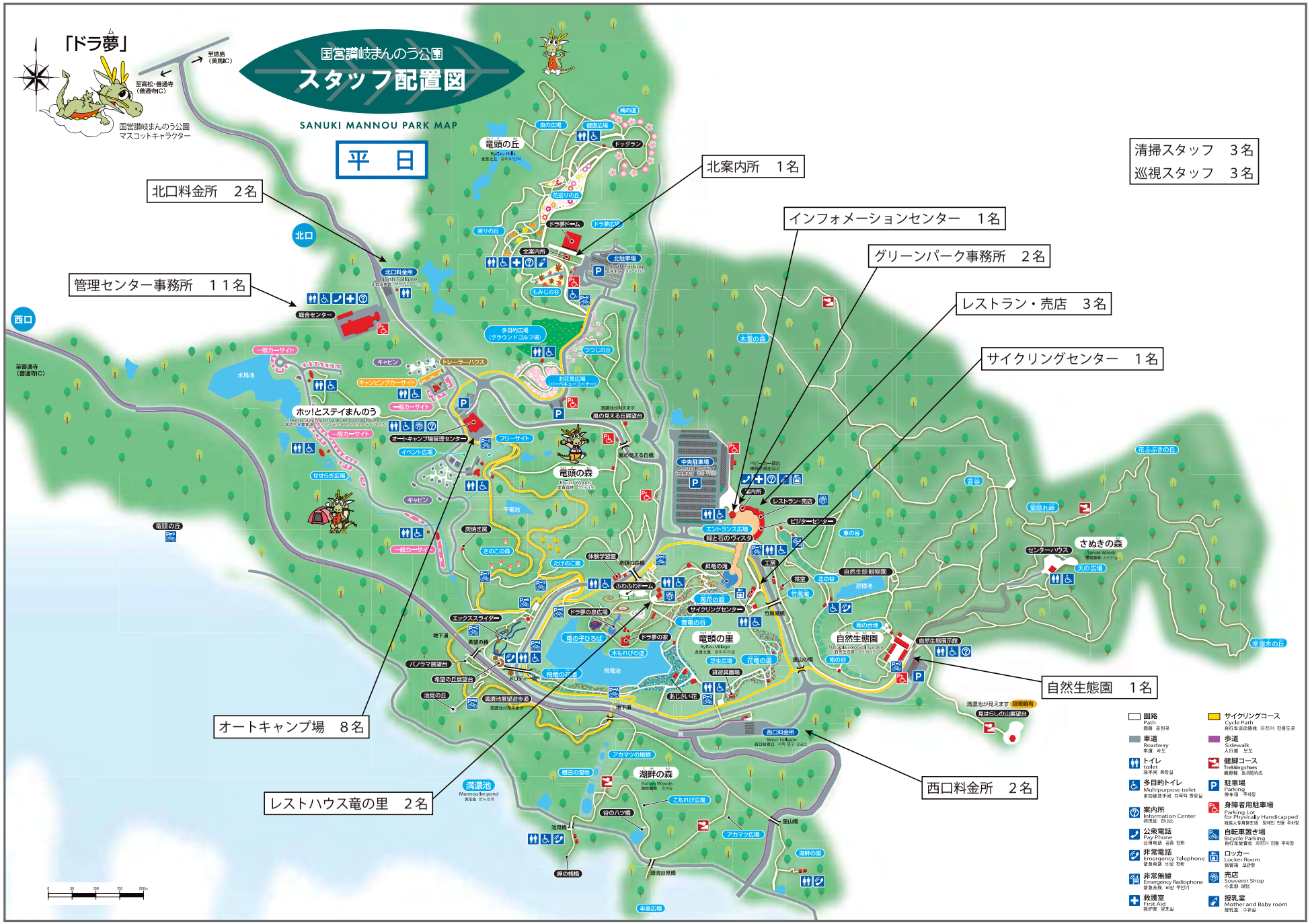
■公園利用者数・駐車台数・貸自転車数比較

日付	公園利用者数（人）			駐車台数（台）			貸自転車台数（台）		
	H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度	H24年度	H25年度	H26年度
4月1日　日	3,672	1,911	1,702	945	433	419	974	384	396
4月2日　月	1,854	198	1,757	461	34	440	553	2	430
4月3日　火	18	1,013	1,760	4	278	469	0	231	414
4月4日　水	999	2,212	476	238	608	115	298	470	68
4月5日　木	1,124	1,854	753	258	507	186	283	351	116
4月6日　金	519	375	1,249	137	49	317	101	2	145
4月7日　土	1,573	831	854	408	208	224	313	65	116
4月8日　日	5,068	482	550	1449	167	167	1031	30	37
4月9日　月	629	393	631	207	135	214	23	39	60
4月10日　火	314	377	455	123	122	133	28	17	32
4月11日　水	71	165	406	23	57	125	2	4	70
4月12日　木	411	461	1,945	143	170	501	26	9	288
4月13日　金	511	3,647	1,793	89	1053	540	74	388	0
4月14日　土	1,096	5,972	542	293	1826	151	157	1077	22
4月15日　日	4,134	882	438	1155	302	160	971	22	22
4月16日　月	276	994	542	45	320	159	7	38	19
4月17日　火	515	526	840	211	152	335	29	10	31
4月18日　水	861	746	648	339	257	114	29	30	5
4月19日　木	437	775	3,892	173	181	1132	8	10	456
4月20日　金	332	1,732	1,957	82	468	544	4	90	212
4月21日　土	2,507	3,629	397	693	1054	102	238	266	15
4月22日　日	1,695	1,266	623	550	367	158	48	164	15
4月23日　月	1,268	668	957	384	162	275	142	15	35
4月24日　火	684	291	1,228	257	31	306	29	0	26
4月25日　水	1,175	1,439	1,349	234	225	237	28	225	108
4月26日　木	697	1,354	3,416	98	160	1022	0	88	452
4月27日　金	1,163	2,789	11,688	221	724	3283	35	480	1369
4月28日　土	3,365	14,534	878	837	3945	222	608	1688	71
4月29日　日	13,181	6,719	1,293	3198	1832	391	1623	1426	164
4月30日　月	1,143	500	798	238	85	229	70	25	30
5月1日　火	1,671	1,734	1,258	305	328	305	172	105	90
5月2日　水	333	1,506	1,496	34	422	362	5	175	154
5月3日　木	3,254	7,718	6,684	721	1899	1694	590	1560	1498
5月4日　金	13,091	13,735	15,266	3134	3476	3899	1624	1567	1661
5月5日　土	10,760	12,424	2,008	2677	3104	441	1657	1838	335
5月6日　日	3,736	5,944	7,198	957	1636	1977	1020	1434	1574
5月7日　月	393	506	779	119	138	184	54	42	22
5月8日　火	267	880	379	79	202	142	14	31	36
5月9日　水	133	600	647	47	144	166	15	24	25
5月10日　木	249	434	3,394	75	46	955	18	0	430
5月11日　金	759	716	6,701	96	167	1933	5	38	861
5月12日　土	1,141	3,902	363	290	1206	61	223	527	13
5月13日　日	2,458	970	401	673	293	84	501	48	11
5月14日　月	444	561	826	98	159	97	39	10	33
5月15日　火	97	867	197	23	186	29	0	29	6
5月16日　水	539	695	811	85	162	84	14	27	28
5月17日　木	1,010	948	1,830	196	132	452	13	22	329
5月18日　金	663	3,345	2,395	74	996	650	40	438	596
5月19日　土	1,856	2,226	616	366	643	111	305	4	87
5月20日　日	1,797	678	262	457	147	28	524	134	57
5月21日　月	443	316	526	109	78	74	103	29	16
5月22日　火	169	461	813	60	90	105	13	19	35
5月23日　水	192	448	786	61	62	86	14	20	14
5月24日　木	465	959	1,405	78	78	305	23	23	229
5月25日　金	783	1,539	3,730	40	300	1260	55	279	525
5月26日　土	1,177	2,398	354	273	613	55	247	502	15
5月27日　日	2,192	721	369	558	94	51	590	90	33
5月28日　月	642	214	725	160	34	67	118	0	14
5月29日　火	197	540	276	70	48	40	36	20	22
5月30日　水	413	424	345	110	44	39	32	12	36
5月31日　木	346	495	1,154	105	52	238	8	11	133

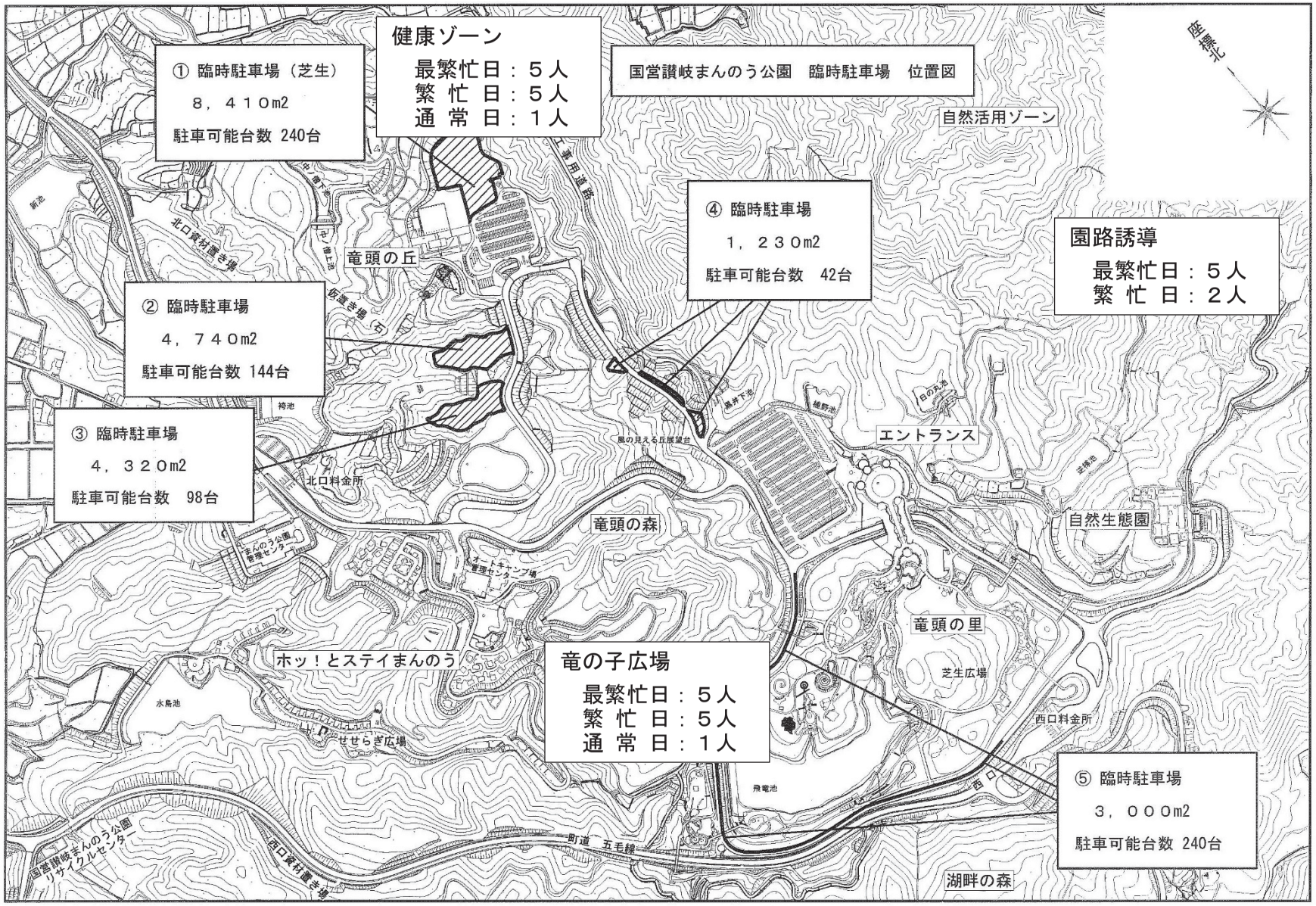
※ゴールデンウィーク前後を参考に提示


「ドラ夢」
国営讃岐まんのう公園
マスコットキャラクター
至徳島（美馬IC）
至高松・善通寺（善通寺IC）
国営讃岐まんのう公園
スタッフ配置図
SANUKI MANNOU PARK MAP
最繁忙期
清掃スタッフ　１０名
巡視スタッフ　　３名
北口料金所　５名
北案内所　２名
インフォメーションセンター　６名
グリーンパーク事務所　４名
管理センター事務所　１５名
レストラン・売店　１０名
サイクリングセンター　４名
自然生態園　６名
オートキャンプ場　１５名
ドラ夢くんで遊ぼう（ふわふわドーム）　２名
レストハウス竜の里　５名
西口料金所　５名
北口
西口
竜頭の丘
竜頭の森
竜頭の里
自然生態園
さぬきの森
ホッ!とステイまんのう
満濃池
湖畔の森
総合センター
北口料金所
西口料金所
北案内所
ビジターセンター
レストラン・売店
サイクリングセンター
ふわふわドーム
ドラ夢ドーム
トレーラーハウス
オートキャンプ場管理センター
国路
車道
トイレ
多目的トイレ
案内所
公衆電話
非常電話
非常無線
救護室
サイクリングコース
歩道
健脚コース
駐車場
身障者用駐車場
自転車置き場
ロッカー
売店
授乳室


「ドラ夢」
国営讃岐まんのう公園
マスコットキャラクター
至徳島（美馬IC）
至高松・善通寺（善通寺IC）
国営讃岐まんのう公園
スタッフ配置図
SANUKI MANNOU PARK MAP
週　末
北口料金所　３名
管理センター事務所　１５名
北案内所　１名
インフォメーションセンター　４名
グリーンパーク事務所　４名
レストラン・売店　６名
サイクリングセンター　７名
清掃スタッフ　５名
巡視スタッフ　３名
自然生態園　５名
西口料金所　３名
オートキャンプ場　１２名
レストハウス竜の里　３名
北口
西口
竜頭の丘
竜頭の森
竜の里
自然生態園
さぬきの森
ホッ!とステイまんのう
満濃池
湖畔の森
総合センター
北口料金所
北案内所
インフォメーションセンター
レストラン・売店
サイクリングセンター
西口料金所
オートキャンプ場管理センター
国路
車道
トイレ
多目的トイレ
案内所
公衆電話
非常電話
非常無線
救護室
サイクリングコース
歩道
健脚コース
駐車場
身障者用駐車場
自転車置き場
ロッカー
売店
授乳室


「ドラ夢」
国営讃岐まんのう公園
マスコットキャラクター
至徳島（美馬IC）
至高松・善通寺（善通寺IC）
国営讃岐まんのう公園
スタッフ配置図
SANUKI MANNOU PARK MAP
平　日
北口料金所　２名
管理センター事務所　１１名
オートキャンプ場　８名
レストハウス竜の里　２名
北案内所　１名
インフォメーションセンター　１名
グリーンパーク事務所　２名
レストラン・売店　３名
サイクリングセンター　１名
自然生態園　１名
西口料金所　２名
清掃スタッフ　３名
巡視スタッフ　３名
北口
西口
竜頭の丘
竜頭の森
竜の里
自然生態園
さぬきの森
ホッ!とステイまんのう
湖畔の森
満濃池
北口料金所
西口料金所
総合センター
北案内所
ビジターセンター
レストラン・売店
サイクリングセンター
オートキャンプ場管理センター
竜の里
竜頭の森
自然生態園
さぬきの森
ホッ!とステイまんのう
湖畔の森
満濃池
国路
車道
トイレ
多目的トイレ
案内所
公衆電話
非常電話
非常無線
救護室
サイクリングコース
歩道
健脚コース
駐車場
身障者用駐車場
自転車置き場
ロッカー
売店
授乳室

■ガードマン配置図


健康ゾーン
最繁忙日：５人
繁 忙 日：５人
通 常 日：１人
国営讃岐まんのう公園　臨時駐車場　位置図
自然活用ゾーン
園路誘導
最繁忙日：５人
繁 忙 日：２人
① 臨時駐車場（芝生）
８，４１０m2
駐車可能台数 240台
② 臨時駐車場
４，７４０m2
駐車可能台数 144台
③ 臨時駐車場
４，３２０m2
駐車可能台数　98台
④ 臨時駐車場
１，２３０m2
駐車可能台数　42台
⑤ 臨時駐車場
３，０００m2
駐車可能台数 240台
竜の子広場
最繁忙日：５人
繁 忙 日：５人
通 常 日：１人
竜頭の丘
竜頭の森
竜頭の里
芝生広場
エントランス
自然生態園
ホッ！とステイまんのう
北口料金所
西口料金所
風の見える丘展望台
せせらぎ広場
湖畔の森
町道 五毛線
国営讃岐まんのう公園リサイクルセンター
まんのう公園管理センター
オートキャンプ場管理センター
北口資材置き場
西口資材置き場
上り専用道路
水鳥池
椅池
飛竜池
白の丸池
雄野池
井下池
芝生池

園内循環バス及び無料シャトルバスの運行日等

国営讃岐まんのう公園では、土・日・祝日等に、公園利用者の利便性向上のため、園内循環バス及び琴電琴平駅前～JR 琴平駅前～まんのう公園間の無料シャトルバスを運行している。

■園内循環バス

・運行期間：3 月～11 月の土・日・祝日
・運行時間：8：45～17：30
・運行ルート：中央駐車場～自然生態園～希望の丘展望台～北駐車場
※繁忙期には変更の可能性あり
・運行頻度：20～30 分間隔　※繁忙期には変更の可能性あり
・運行実績　※JR 土讃線、琴電琴平線の運行ダイヤを考慮

① 春らんまんフェスタバス運行予定（4/1～4/ 27＆5/12･5/26）【平成 25 年度の例】
琴平駅 ⇔ 公園間シャトルバス時刻表(1 台運行)
運行日：4/6(土)・4/7(日)・4/14(日)・4/21(日)・4/27(土) ・5/12(日)・5/26(日)
＜ 計 7 日間＞

時	ことでん琴平駅発 （ことでん琴平駅前）	JR 琴平駅発 （JR 琴平駅前）	まんのう公園発 （中央駐車場）
9	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１０	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１１	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１２	①号車 １０	①号車 １５	－
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１５	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１６	－	－	①号車 １５
１７	－	－	①号車 ００

注）入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

② 春らんまんフェスタバス運行予定(4/29～5/ 6) 【平成 25 年度の例】

琴平駅 ⇔ 公園間シャトルバス時刻表（2 台運行）
運行日：４/28(日)・4/29(祝)・5/3(祝)・5/4(祝)・5/5(祝)・5/6(祝)
＜ 計 6 日間＞

時	ことでん琴平駅発 (ことでん琴平駅前)	JR 琴平駅発 (JR 琴平駅前)	まんのう公園発 (中央駐車場)
9	①号車、②号車 １０、４０	①号車、②号車 １５、４５	①号車 ４５
１０	①号車、②号車 １０、４０	①号車、②号車 １５、４５	②号車、①号車 １５、４５
１１	①号車、②号車 １０、４０	①号車、②号車 １５、４５	②号車、①号車 １５、４５
１２	①号車、②号車 １０、４０	①号車、②号車 １５、４５	②号車 １５、 －
１３	①号車 ４０、 －	①号車 ４５、－	①号車、 ②号車 １５、４５
１４	②号車、①号車 １０、４０	②号車、①号車 １５、４５	①号車、②号車 １５、４５
１５	②号車、①号車 １０、４０	②号車、①号車 １５、４５	①号車、②号車 １５、４５
１６	②号車、①号車 １０、４０	②号車、①号車 １５、４５	①号車、②号車 １５、４５
１７	②号車 １０、 －	②号車 １５、－	①号車 １５、－
１８	－	－	②号車 ００

※ 上表①&②号車の運行日は、4/28、4/29、5/3、5/4、5/5、5/6、の
ゴールデンウィーク6日間であり、他は①号車のみの運行である。
※ ①号車は、12:35～13:15 まで昼休憩、公園発 17:15 送り便にて終了。
②号車は、13:05～13:45 まで昼休憩、公園発 18:00 送り便にて終了。

③ サマーナイトフェスティバルシャトルバス時刻表（8/11～8/ 15）【平成 25 年度の例】

運行日：８/１１(土)、８ /１２(日)、８ /１３(月)、８ /１４(火)、８ /１５(水)

＜計５日間＞

時	ことでん琴平駅前発	JR 琴平駅前発	まんのう公園発
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	－
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１５	－	－	－
１６	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１７	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１８	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１９	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
２０	－	－	①号車 ３０

注）入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

④ コスモスフェスタ 9 月運行分(9/15～9/ 30) 【平成 25 年度の例】
シャトルバス時刻表(1 台運行)
運行日：９/１６(日)・９/１７(祝)・９/２３(日)・９/３０(日)
＜9/16(日)～9/30(日)間の特定日祝日 計４日間＞

	ことでん琴平駅発 (ことでん琴平駅前)	JR 琴平駅発 (JR 琴平駅前)	まんのう公園発 (中央駐車場)
9	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１０	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１１	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１２	①号車 １０	①号車 １５	－
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１５	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１６	－	－	①号車 １５
１７	－	－	①号車 ００

注)入園料は、お客様がまんのう公園バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。なお 9/17(祝)は 65 才以上シルバー入園料無料、10/7(日)&10/28(日)は、都市緑化月間記念によりオール入園料無料です。

⑤ コスモスフェスタ 10 月運行分(10/1～10/ 31) 【平成 25 年度の例】

シャトルバス時刻表(2 台運行)

運行日：１０/７(日)・１０/８(祝)・１０/１４(日)・１０/２１(日)・１０/２８(日)

＜10/7(日)～10/28(日)間の日祝日 計５日間＞

	ことでん琴平駅発 (ことでん琴平駅前)	JR 琴平駅発 (JR 琴平駅前)	まんのう公園発 (中央駐車場)
9	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	①号車 ４５
１０	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５
１１	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５
１２	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車 １５、 －
１３	①号車 ４０、 －	①号車 ４５、 －	①号車、 ②号車 １５、４５
１４	②号車、 ①号車 １０、４０	②号車、 ①号車 １５、４５	①号車、 ②号車 １５、４５
１５	②号車、 ①号車 １０、４０	②号車、 ①号車 １５、４５	①号車、 ②号車 １５、４５
１６	②号車 １０、 －	②号車 １５、 －	①号車 １５、－
１７	－	－	②号車 ００

注） 入園料は、お客様がまんのう公園バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。なお 9/17(祝)は 65 才以上シルバー入園料無料、10/7(日)&10/28(日)は、都市緑化月間記念によりオール入園料無料です。

※ ①号車は 12:30～13:15 まで昼休憩、公園発 16:15 送り便にて終了。

②号車は 13:00～13:45 まで昼休憩、公園発 17:00 送り便にて終了。

⑥ コスモスフェスタ 9 月運行分(9/15～9/ 30) 【平成 25 年度の例】
シャトルバス時刻表(10 人乗り車運行)
運行日：９/１５(土)・９/２２(土)・９/２９(土)
＜9/15(土)～9/29(土)間の土曜日　計３日間＞

	ことでん琴平駅発 (ことでん琴平駅前)	JR 琴平駅発 (JR 琴平駅前)	まんのう公園発 (中央駐車場)
9	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１０	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１１	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１２	①号車 １０	①号車 １５	－
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１５	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１６	－	－	①号車 １５
１７	－	－	①号車 ００

注) 入園料は、お客様がまんのう公園バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。なお 9/17(祝)は 65 才以上シルバー入園料無料、10/7(日)＆10/28(日)は、都市緑化月間記念によりオール入園料無料です。

⑦ コスモスフェスタ 10 月運行分(10/1～10/ 31) 【平成 25 年度の例】
シャトルバス時刻表(10 人乗り 2 台運行)
運行日：１０/６(土)・１０/１３(土)・１０/２０(土)・１０/２７(土)
＜10/1(土)～10/27(土)間の土曜日 計４日間＞

	ことでん琴平駅発 (ことでん琴平駅前)	JR 琴平駅発 (JR 琴平駅前)	まんのう公園発 (中央駐車場)
9	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	①号車 ４５
１０	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５
１１	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５
１２	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車 １５、 －
１３	①号車 ４０、 －	①号車 ４５、 －	①号車、 ②号車 １５、４５
１４	②号車、 ①号車 １０、４０	②号車、 ①号車 １５、４５	①号車、 ②号車 １５、４５
１５	②号車、 ①号車 １０、４０	②号車、 ①号車 １５、４５	①号車、 ②号車 １５、４５
１６	②号車 １０、 －	②号車 １５、 －	①号車 １５、－
１７	－	－	②号車 ００

注) 入園料は、お客様がまんのう公園バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。なお 9/17(祝)は 65 才以上シルバー入園料無料、10/7(日)＆10/28(日)は、都市緑化月間記念によりオール入園料無料です。

※ ①号車は 12：30～13：15 まで昼休憩、公園発 16：15 送り便にて終了。
②号車は 13：00～13：45 まで昼休憩、公園発 17：00 送り便にて終了。

⑧ ウィンターファンタジー(11/23～1/ 3) 【平成 25 年度の例】

シャトルバス時刻表(12 月花火)

運行日：１２/８(土) ～１２/９(日)・・・しあわせツーデーウォーク開催

１２/８(土), １２/１５(土)、１２/２２(土)・・・花火ショー開催

＜計８日間＞ ※1 月は運行無し。

時	ことでん琴平駅前発	JR 琴平駅前発	まんのう公園発	まんのう公園発 乗車人数(人)
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	－	
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
	－	－	－	
１６	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車、 １５	
１７	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車、 １５	
１８	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車、 １５	
１９	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車、 １５	
２０	－	－	①号車、 ０５	
２１	－	－	①号車、 ００ ＞	
				計 人

注) 入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

注) 上表<まんのう公園発 21:00 の最終便>は、開園時間 21:00 まで延長期間中の 12/18(日)、12/23(祝)、12/25(日)に運行いたします。

⑨ ウィンターファンタジー(11/23～1/ 3) 【平成 25 年度の例】

シャトルバス時刻表(12 月花火開催日運行パターン)

運行日：１２/８(土)、１２/１５(土)、１２/２２(土)

〈花火順延日(翌日曜日)についても下記時刻表にて運行いたします〉

＜計３日間＞

時	ことでん琴平駅前発	JR 琴平駅前発	まんのう公園発	まんのう公園発 乗車人数(人)
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 <①始発>１５	
１４	号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１５	号車 ４０	②号車 ４５	②号車 <②始発>１５	
１６	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５	
１７	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５	
１８	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５	
１９	①号車、 ②号車 １０、４０	①号車、 ②号車 １５、４５	②号車、 ①号車 １５、４５	
２０	－	－	②号車、 ３０	
２１	－	－	①号車、 ００	

計　　人

注）入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

注）混雑状況等により、シャトルバスにご乗車できない場合もございますので、あらかじめご了承願います。

※ ①号車は公園ドラ夢バス運行分で、②号車は外注(三豊中央観光バス)運行分です。

⑩ ウィンターファンタジー(11/23～1/ 3) 【平成 25 年度の例】

シャトルバス時刻表(12 月花火開催日を除く運行パターン)

運行日：１１/２３(祝)、１１/２４(土)、１１/２５(日)、１２/ １(土)、１２/ ２(日)
１２/ ９(日)、１２/１６(日)、１２/２３(日)、１２/２４(祝)

＜計９日間＞ ※1 月は運行無し。

時	ことでん琴平駅前発	JR 琴平駅前発	まんのう公園発	まんのう公園発 乗車人数(人)
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１５	号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１６	号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１７	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１８	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５	
１９	号車 <４０	①号車 ４５>	①号車 １５	
２０	－	－	①号車 ０５	
２１	－	－	①号車 ＜ ００ ＞	

計 人

注) 入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

注) 上表の〈ことでん琴平駅発 19:40、JR 琴平駅発 19:45〉及び〈まんのう公園発 21:00 の最終便〉は、開園時間を 21:00 まで延長する 12/8(土)と 12/15(土)～12/24(祝)に運行いたします。

⑪ 春らんまんフェスタ 3 月バス運行予定(3/20～3/ 31) 【平成 25 年度の例】

シャトルバス時刻表

運行日：3/20(祝)・3/23(土)・3/24(日)・3/30(土)・3/31(日)

＜３月後半の土日祝日 計５日間＞

	ことでん琴平駅発 （ことでん琴平駅前）	JR 琴平駅発 （JR 琴平駅前）	まんのう公園発 （中央駐車場）
9	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１０	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１１	①号車 １０	①号車 １５	①号車 ４５
１２	①号車 １０	①号車 １５	－
１３	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１４	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１５	①号車 ４０	①号車 ４５	①号車 １５
１６	－	－	①号車 １５
１７	－	－	①号車 ００

注）入園料は、お客様がまんのう公園中央駐車場バス停降車後に、公園係員が徴収いたします。

地域社会への取組

■社会福祉法人　香川県社会福祉事業団　香川県ふじみ園からの花苗の購入。

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
購入数(本)	25,170	26,360	2,000
単価(円)	54	54	62
合計金額(円)	1,359,180	1,423,440	124,000
種類	四季の一年草 (パンジー、プリムラ、マリーゴールド、サルビア、トレニア、ペンタス、コリウス、ベゴニア、ガザニア、クリサンセマム、ペチュニア、インパチェンス、アゲラタム、アリッサム、ハナスベリヒユ、ニチニチソウ、メランポデュウム、カレンジュラ等)		
備考	年間 4～5 回季節毎に植替・補植を実施。		

■地元の事業者と連携した利用促進の取組

【H26】

・高松観光コンベンション・ビューローとの連携
・ことでんとの連携
・地元商店との協働の取組
・まんのうフェスティバル（８月）出展
・パンフレット配布
・パネル展示
・ふじみ園からの苗の購入
・ドラムくん着ぐるみ、ゆるキャライベントへの参加協力（年数回）

清掃場所、配置人員等

■清掃パターン

・１日の概ねの配置人員　　（単位：人）

区分	清掃員(人)
最繁忙期	7
繁忙期	6
通常期	4
閑散期	3

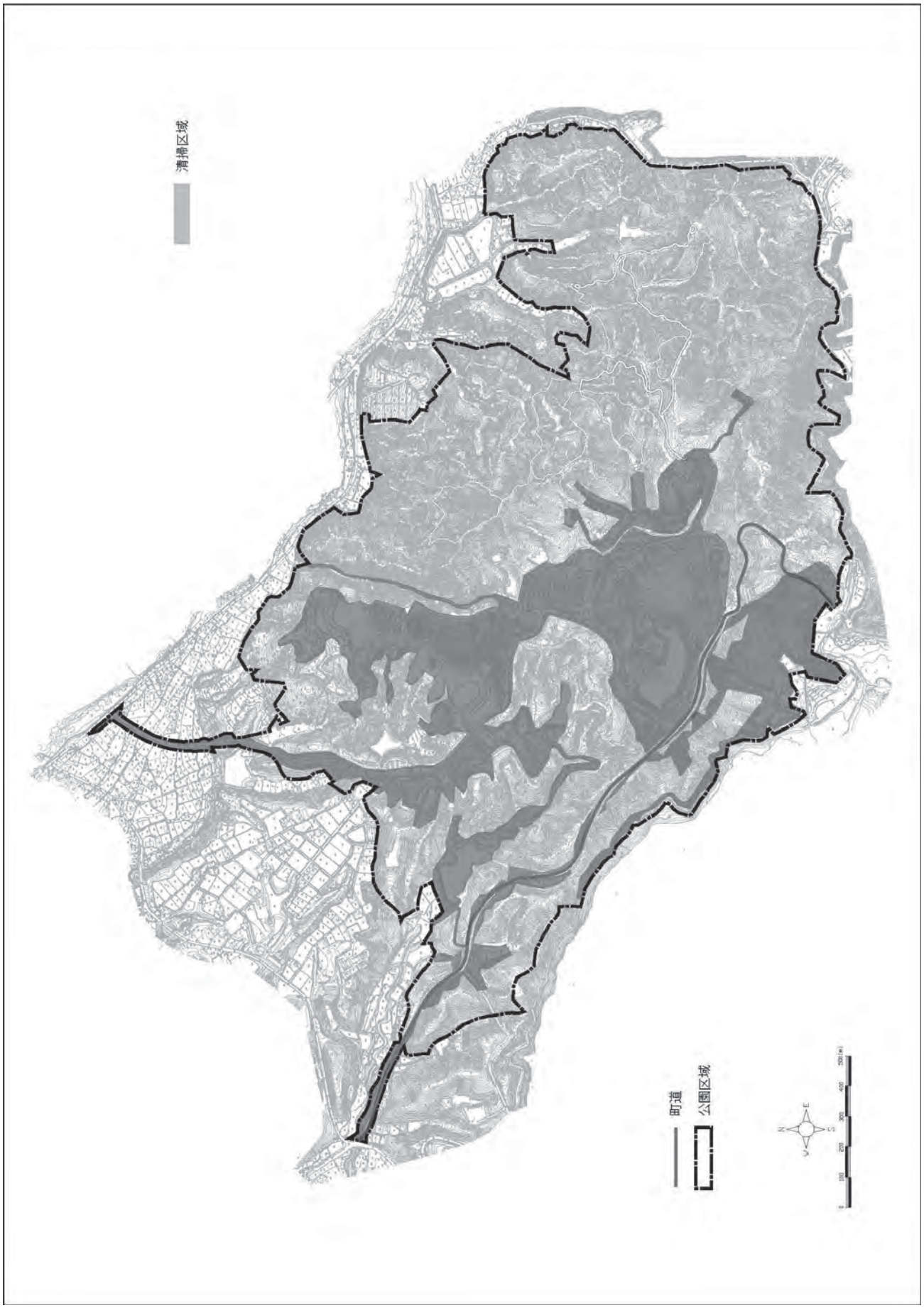
・繁忙度の区分　　（単位：日数）

区分	入園者数	年間日数 (H24 年度実績)	年間日数 (H25 年度実績)	年間日数 (H26 年度実績)
最繁忙期	N ≧ 3,000	32	45	43
繁忙期	3,000 ＞ N ≧ 500	155	144	154
通常期	500 ＞ N ≧ 200	84	90	80
閑散期	200 ＞ N	66	56	58

・工作物清掃実績　　（単位：日数）

区分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	備考
工作物清掃１	24	26	12	最繁忙期
工作物清掃２	100	93	126	繁忙期
工作物清掃３	171	166	135	通常期
工作物清掃４	23	29	36	閑散期
合計	318	314	309	―

■清掃区域図



産業廃棄物（費用、処理量）

【H24年度】

月日	区分	費用（円）	処理量（単位）
4月16日	可燃物	125,000	4 t
4月16日	廃プラ他／可燃物	137,600	4 t
6月18日	廃プラ他／可燃物	70,000	4 t
8月8日	廃プラ他／可燃物	25,000	4 t
10月12日	廃プラ他／可燃物	165,000	4 t
11月9日	可燃物	60,000	4 t
11月9日	廃プラ他／可燃物	15,477	4 t
12月12日	廃プラ他／可燃物	90,000	4 t
1月9日	廃プラ他／可燃物	265,000	4 t
1月21日	廃プラ／可燃物	105,000	4 t
2月7日	廃プラ他／可燃物	170,000	4 t
3月13日	廃プラ他／可燃物	130,000	4 t

【H25年度】

月日	区分	費用（円）	処理量（単位）
4月23日	可燃物	165,150	8 m3
4月30日	廃プラ他	64,400	8 m3
7月18日	廃プラ他／可燃物	50,000	4 t
8月14日	可燃物	103,900	8 m3
9月12日	廃プラ他／可燃物	50,000	8 m3
10月7日	廃プラ他／可燃物	42,000	8 m3
11月7日	可燃物	142,350	8 m3
12月4日	廃プラ他／可燃物	92,000	8 m3
1月29日	可燃物	100,000	8 m3
2月19日	廃プラ他／可燃物	9,660	8 m3

【H26年度】

月日	区分	費用(円)	処理量（単位）
4月7日	廃プラ他	50,000	8㎡
4月15日	廃プラ他/可燃ごみ	50,000	8㎡
4月28日	可燃ごみ	63,000	1800kg
5月8日	可燃ごみ	26,250	750kg
5月14日	廃プラ他	100,000	16㎥
7月22日	可燃ごみ	43,400	1240kg
8月9日	廃プラ他	50,000	8㎥
8月19日	可燃ごみ	17,500	500kg
9月13日	廃プラ他/可燃ごみ	100,000	16㎥
10月2日	可燃ごみ	35,000	1000kg
10月28日	可燃ごみ	35,000	1000kg
11月27日	廃プラ他	50,000	8㎥
1月15日	廃プラ他/可燃ごみ	10,000	16㎥
3月5日	可燃ごみ	32,620	932kg

別紙－41

農薬散布（場所、使用量等）

【H24 年度】

区分	場　所	使用薬剤	年間使用量
芝生	健康ゾーン芝生広場	スミチオン	1,000 ml
低木	－	－	－
高木	アジサイ園周辺	スミチオン	750 ml
	五葉松	石灰硫黄合剤	500 ml
	五葉松	マシン油	500 ml
草花	エントランス・ビスタ仮設花壇	スミチオン	300 ml
	風花の庭、エントランス花壇	ポリオキシン	100 g
	ビスタ仮設花壇	スミチオン	8 ml
	花竜の道	トリフミン	700 ml
	花竜の道	ポリオキシン	1,000 g
	花竜の道／青竜の谷	トリフミン	600 ml
	花竜の道／青竜の谷	オルトラン	500 g

【H25 年度】

区分	場　所	使用薬剤	年間使用量
芝生	－	－	－
低木	－	－	－
高木	園内全域	スミチオン	1,500 ml
	アジサイ園周辺	スミチオン	500 ml
	北駐車場	スミチオン	100 ml
草花	花巡りの丘	スミチオン	100 ml
	仮設花壇　ヴィスタ	ダコニール	120 ml
	仮設花壇　ヴィスタ	スミチオン	120 ml
	エントランス～風花の庭	オルトラン	500 g
	花竜の道	ナブ乳剤	450 ml
	花竜の道	トリフミン	400 g
	花竜の道	スミチオン	300 ml
	花竜の道	オルトラン	500 g
	青竜の谷	ナブ乳剤	225 ml
	青竜の谷	トリフミン	100 g
	花竜の道／青竜の谷	トリフミン	600 g
	花竜の道／青竜の谷	オルトラン	1,000 g

【H26 年度】

区分	場　所	使用薬剤	年間使用量
芝生	お花見広場・芝生広場	クサブロック	2382g
	お花見広場・芝生広場	シバゲン	447g
高木	青竜の谷・総合センター	スミチオン	200ml
	園内全域	スミチオン	3200ml
	ドラ夢の泉周辺	スミチオン	300ml
	中央芝生広場周辺	スミチオン	200ml
草花	青竜の谷	トリフミン	400ml
	花竜の道/青竜の谷	トリフミン	350ml
	風花の庭/花竜の道	マネージ乳剤	500ml
	風花の庭/花竜の道	ポリオキシン	400g

別紙－42

樹幹注入（実施箇所等）

【H24 年度】

樹幹注入（マツ）

実施日	箇所	使用薬剤（アンプル本数）	使用薬剤
1 月 24 日	園内全域　対象松	28	グリーンガードＮＥＯ
1 月 25 日	園内全域　対象松	272	グリーンガードＮＥＯ
2 月 22 日	園内全域　対象松	185	グリーンガードＮＥＯ
合計		485	

【H25 年度】

樹幹注入（マツ）

実施日	箇所	使用薬剤（アンプル本数）	使用薬剤
1 月 20 日	園内全域　対象松	27	グリーンガードＮＥＯ
1 月 21 日	園内全域　対象松	32	グリーンガードＮＥＯ
1 月 22 日	園内全域　対象松	2	グリーンガードＮＥＯ
合計		61	

【H26 年度】

樹幹注入（マツ）

実施日	箇所	使用薬剤（アンプル本数）	使用薬剤
1 月 27 日	園内全域　対象松	50	グリーンガードＮＥＯ
合計		50	

緑のリサイクル

■施設概要

施設面積　：約 3,000 ㎡
（堆積ヤード 1,500 ㎡、発酵棟 430 ㎡、作業機械格納棟 200 ㎡、搬入道路 700 ㎡）

設置時期　：平成 15 年

対象処理物　：刈芝、刈草、剪定枝、伐採木、落葉等

年間発生量　：約 1,000～1,100 ㎥

年間堆肥製造量：約 700 ㎥

堆肥使用用途　：植栽基盤の土壌改良、マルチング、園内配布等

堆肥製造方法　：①集積ヤードに堆積した原材料を大型粉砕機により粉砕する（年 4 回程度）。
②別々に粉砕された芝草と木チップを約 7：3 で混入し、発酵層へ投入する。
③発酵と切り返しを繰り返す（6 ヶ月間程度）。発酵温度は約 70℃。
※発酵棟にはエアレーション装置や潅水装置を配備

植物性廃棄物の取扱（発生・リサイクル処理・活用量等）

【H24 年度】

＜発生量・処分量等＞

分類	廃棄物の内容	発生量（回収量）（㎥）	発生量の計測方法	処分量（㎥）	処理方法
植物性廃棄物資源(リサイクル)	芝草、除草屑等、落葉	723	運搬台数	723	大型破砕装置シュレッター処理
植物性廃棄物資源(リサイクル)	剪定枝、伐採木	820	運搬台数	820	大型破砕装置シュレッター処理

＜リサイクル処理及び活用方法＞

分類	処理機械・施設等	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	作成量（㎥）	活用方法	消費量（㎥）
堆肥化（植物）	リサイクルセンター大型破砕機堆肥棟	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	1,080	土壌改良剤やマルチング、景品配布（袋詰め）	200

【H25 年度】

＜発生量・処分量等＞

分類	廃棄物の内容	発生量（回収量）（㎥）	発生量の計測方法	処分量（㎥）	処理方法
植物性廃棄物資源(リサイクル)	芝草、除草屑等、落葉 剪定枝、伐採木	1,051	運搬台数	1,051	大型破砕装置シュレッター処理

＜リサイクル処理及び活用方法＞

分類	処理機械・施設等	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	作成量（㎥）	活用方法	消費量（㎥）
堆肥化（植物）	リサイクルセンター大型破砕機堆肥棟	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	1,463	土壌改良剤やマルチング、景品配布（袋詰め）	116

【H26 年度】

＜発生量・処分量等＞

分類	廃棄物の内容	発生量（回収量）（㎥）	発生量の計測方法	処分量（㎥）	処理方法
植物性廃棄物資源(リサイクル)	芝草、除草屑等、落葉 剪定枝、伐採木	1,020	運搬台数	1,020	大型破砕装置シュレッター処理

＜リサイクル処理及び活用方法＞

分類	処理機械・施設等	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	作成量（㎥）	活用方法	消費量（㎥）
堆肥化（植物）	リサイクルセンター 大型破砕機 堆肥棟	大型破砕機による粉砕処理、堆肥化	1,260	土壌改良剤やマルチング、景品配布（袋詰め）	400

収益施設利用者数、売上げ等

■収益施設利用者数

＜入園者数＞

【H24年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	19,232	4,785	5,483	21,792	51,292
5月	18,983	3,489	3,939	25,259	51,670
6月	8,271	1,721	3,395	4,097	17,484
7月	6,099	2,092	1,049	5,091	14,331
8月	49,332	5,578	1,108	15,725	71,743
9月	9,269	2,842	1,746	6,230	20,087
10月	21,137	6,141	4,658	27,162	59,098
11月	16,424	4,416	2,249	7,705	30,794
12月	49,545	5,314	3,649	8,758	67,266
1月	14,283	2,627	859	3,775	21,544
2月	5,365	1,474	803	2,860	10,502
3月	13,163	4,215	3,337	6,625	27,340
合計	231,103	44,694	32,275	135,079	443,151

【H25年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	21,254	5,426	8,009	24,046	58,735
5月	25,839	4,990	8,232	28,639	67,700
6月	8,634	1,617	4,079	4,066	18,396
7月	5,250	1,967	1,023	4,890	13,130
8月	53,932	5,407	1,155	15,988	76,482
9月	13,864	3,842	3,098	8,244	29,048
10月	12,855	5,405	3,801	25,201	47,262
11月	21,558	5,172	3,340	8,820	38,890
12月	71,388	10,701	6,603	13,803	102,495
1月	29,025	6,495	2,612	6,831	44,963
2月	4,709	1,179	830	2,359	9,077
3月	10,390	3,748	2,696	5,918	22,752
合計	278,698	55,949	45,478	148,805	528,930

【H26年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	16,658	3,673	6,285	19,201	45,817
5月	24,623	5,874	5,865	27,632	63,994
6月	7,446	1,667	2,898	4,249	16,260
7月	5,657	1,940	1,005	5,092	13,694
8月	59,064	5,106	1,166	15,648	80,984
9月	17,543	5,119	3,782	11,054	37,498
10月	15,132	5,794	3,520	19,164	43,610
11月	23,077	6,314	3,237	9,734	42,362
12月	60,391	7,933	5,267	10,242	83,833
1月	21,696	4,843	1,634	5,474	33,647
2月	8,107	1,841	1,824	3,451	15,223
3月	1,285	243	437	740	2,705
合計	260,679	50,347	36,920	131,681	479,627

＜サイクリング施設＞

（人）

	H24年度	H25年度	H26年度
4月	7,732	7,646	5,224
5月	8,072	9,058	8,918
6月	2,118	2,172	2,063
7月	1,966	1,362	1,671
8月	4,031	3,407	3,584
9月	3,190	4,720	6,498
10月	7,125	5,521	4,956
11月	3,426	3,765	4,955
12月	753	1,674	788
1月	1,378	2,032	1,835
2月	1,933	1,375	1,473
3月	4,762	4,137	4,341
合計	46,486	46,869	46,306

＜貸自転車＞

【H24年度】 （人）

	大人	小人	合計
4月	4,419	3,313	7,732
5月	4,876	3,196	8,072
6月	1,310	808	2,118
7月	1,168	798	1,966
8月	2,173	1,858	4,031
9月	1,990	1,200	3,190
10月	4,353	2,772	7,125
11月	2,072	1,354	3,426
12月	444	309	753
1月	773	605	1,378
2月	1,093	840	1,933
3月	2,651	2,111	4,762
合計	27,322	19,164	46,486

【H25年度】 （人）

	大人	小人	合計
4月	4,334	3,312	7,646
5月	5,422	3,636	9,058
6月	1,411	761	2,172
7月	782	580	1,362
8月	1,849	1,558	3,407
9月	2,959	1,761	4,720
10月	3,306	2,215	5,521
11月	2,136	1,629	3,765
12月	945	729	1,674
1月	1,105	927	2,032
2月	796	579	1,375
3月	2,304	1,833	4,137
合計	27,349	19,520	46,869

【H26年度】 （人）

	大人	小人	合計
4月	3,075	2,149	5,224
5月	5,512	3,406	8,918
6月	1,295	768	2,063
7月	999	672	1,671
8月	1,996	1,588	3,584
9月	4,003	2,495	6,498
10月	3,130	1,826	4,956
11月	2,918	2,037	4,955
12月	444	344	788
1月	1,037	798	1,835
2月	893	580	1,473
3月	206	98	304
合計	25,508	16,761	42,269

＜オートキャンプ場＞

【H24年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	899	425	29	681	2,034
5月	1,189	399	28	981	2,597
6月	579	251	14	259	1,103
7月	1,425	684	22	504	2,635
8月	3,176	1,880	52	1,480	6,588
9月	1,448	548	14	333	2,343
10月	910	364	17	754	2,045
11月	642	261	29	184	1,116
12月	776	332	12	172	1,292
1月	446	170	20	143	779
2月	213	67	2	49	331
3月	731	347	9	271	1,358
合計	12,434	5,728	248	5,811	24,221

【H25年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	809	312	12	568	1,701
5月	1,117	478	25	893	2,513
6月	705	213	17	264	1,199
7月	1,575	757	26	517	2,875
8月	3,230	1,804	53	1,415	6,502
9月	1,506	695	6	442	2,649
10月	574	286	8	643	1,511
11月	806	310	9	241	1,366
12月	794	369	13	275	1,451
1月	559	242	19	123	943
2月	91	36	0	29	156
3月	721	400	25	192	1,338
合計	12,487	5,902	213	5,602	24,204

【H26年度】 （人）

	大人	小人	シルバー	無料	合計
4月	680	332	14	391	1,417
5月	1,214	425	19	940	2,598
6月	653	268	8	252	1,181
7月	1,375	698	13	505	2,591
8月	2,762	1,704	69	1,366	5,901
9月	1,534	600	23	451	2,608
10月	652	248	15	274	1,189
11月	794	457	16	321	1,588
12月	706	339	32	264	1,341
1月	391	167	6	128	692
2月	215	31	3	38	287
3月	100	32	0	32	164
合計	11,076	5,301	218	4,962	21,557

＜駐車場＞

（台）

	H24年度	H25年度	H26年度
4月	12,694	14,989	11,851
5月	11,537	16,041	15,128
6月	4,472	4,302	4,243
7月	2,562	2,089	2,490
8月	6,909	7,093	7,635
9月	4,208	7,069	9,354
10月	13,328	10,999	9,792
11月	7,646	10,108	11,194
12月	22,635	32,469	27,519
1月	6,268	12,901	10,063
2月	2,868	2,630	4,642
3月	6,838	5,472	725
合計	101,965	126,162	114,636

■収益施設売上額

【H24年度】　　単位：千円（税抜）

	駐車場	サイクリング施設	レストラン・売店	レストハウス竜の里	オートキャンプ場	臨時売店	自動販売機	公衆電話
4月	3,657	1,481	3,740	2,275	3,992	1,616	1,006	0.2
5月	3,344	1,591	4,422	2,014	4,609	1,737	1,753	0.2
6月	1,293	445	1,547	872	2,240	78	574	0.2
7月	733	402	1,078	865	5,603	209	350	0.1
8月	1,854	755	4,344	2,024	13,626	55,679	842	2.8
9月	1,218	662	1,442	1,094	4,764	442	1,335	0.1
10月	3,910	1,430	3,646	2,171	3,911	2,135	1,049	0.5
11月	2,221	673	1,811	885	2,544	609	929	0.4
12月	6,473	152	6,248	1,220	3,277	2,439	388	0.1
1月	1,789	266	1,602	433	2,241	844	513	0.1
2月	817	372	767	441	915	40	257	0.0
3月	1,960	905	1,961	1,335	2,927	338	333	0.3
合計	29,269	9,134	32,608	15,629	50,649	66,166	9,329	5.0

【H25年度】　　単位：千円（税抜）

	駐車場	サイクリング施設	レストラン・売店	レストハウス竜の里	オートキャンプ場	臨時売店	自動販売機	公衆電話
4月	4,321	1,446	4,471	2,733	3,279	1,708	920	0.3
5月	4,642	1,787	5,352	2,906	4,524	2,335	2,270	0.9
6月	1,241	458	1,554	925	2,684	229	521	0.2
7月	596	277	950	791	5,909	301	455	0.0
8月	2,055	646	3,738	876	13,902	47,572	765	2.0
9月	2,025	977	2,014	1,615	5,364	1,063	836	0.0
10月	3,236	1,094	2,669	1,886	2,909	1,743	1,539	0.1
11月	2,923	727	3,505	1,384	2,746	1,732	830	0.0
12月	9,268	324	8,589	2,606	3,215	6,715	904	0.5
1月	3,681	382	2,628	1,030	2,618	1,905	969	0.2
2月	750	270	674	301	409	0	176	0.0
3月	1,567	783	1,634	952	3,083	216	564	0.2
合計	36,305	9,171	37,778	18,005	50,642	65,519	10,749	4.4

【H26年度】　　単位：千円（税抜）

	駐車場	サイクリング施設	レストラン・売店	レストハウス竜の里	オートキャンプ場	臨時売店	自動販売機	公衆電話
4月	3,447	1,023	3,241	1,895	3,054	2,014	515	0.4
5月	4,389	1,793	4,546	2,609	4,728	4,018	2,062	0.2
6月	1,216	436	1,296	710	2,451	251	611	0.0
7月	736	348	911	831	5,281	107	440	0.1
8月	2,238	685	7,878	1,484	12,074	68,631	736	0.6
9月	2,673	1,315	2,646	2,122	4,624	2,258	1,990	0.0
10月	2,890	1,004	1,905	1,200	2,536	2,331	1,098	0.0
11月	3,200	976	3,096	1,603	3,120	2,271	907	0.0
12月	7,883	149	6934	3239	3139	6679	725	0.8
1月	2,853	356	2104	607	1875	1551	829	0.0
2月	1,295	300	1215	304	744	303	324	0.0
3月	1,563	842	1,722	1,145	3540.0	534	229	0.4
合計	34,383	9,227	37,494	17,749	47,166	90,948	10,466	2.5

臨時売店一覧

【H24年度】

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
エントランス広場	4/1 ～ 5/6 上記期間中の土日祝営業（計 14日間）	9:30 ～ 17:00	パーゴラ使用	1 棟 ×	13.6 m × 6.0 m =	81.60 ㎡	青空ふれあい市 パーゴラ下
	8/9 ～ 8/27 8/11～8/13 営業 8/25～8/26 営業	17:30 ～ 20:30 9:30 ～ 20:30	客席用テント 受付用テント	8 張 × 1 張 ×	3.6 m × 7.2 m = 3.6 m × 5.4 m =	207.36 ㎡ 19.44 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。 短期設置のため、テントによる設置を行った。 サマーナイトフェスティバル
	9/15 ～ 11/4 上記期間中の土日祝営業（計 18日間）	9:30 ～ 17:00	パーゴラ使用	1 棟 ×	13.6 m × 6.0 m =	81.60 ㎡	青空ふれあい市 パーゴラ下
芝生広場	4/1 ～ 5/29 上記期間中の土日祝営業（5/28、5/29 は撤去日）	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋① 木製プレハブ小屋② 陳列スペース	1 棟 × 1 棟 ×	4.6 m × 3.6 m = 4.6 m × 4.0 m = 9.1 m × 1.0 m =	16.56 ㎡ 18.40 ㎡ 9.10 ㎡	春らんまんフェスタ
	4/26 ～ 5/8 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張 ×	5.4 m × 3.6 m =	19.44 ㎡	リレーマラソン開催日に出店
	8/9 ～ 8/17 ※8/11～8/15 営業	9:30 ～ 20:30	テント	2 張 ×	3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
	9/13 ～ 11/6 上記期間中の土日祝営業 ※11月は、9:30～16:30	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 棟 ×	5.4 m × 3.6 m =	19.44 ㎡	
	11/21 ～ 1/5 上記期間中の土日祝 （繁忙日 ～ 21:00 及び12/20 ～ 12/21 と 1/2 ～ 1/3 に営業	16:30 ～ 20:00	木製プレハブ小屋	1 棟 ×	4.6 m × 3.6 m =	16.56 ㎡	サイクリングセンター前
	12/1 ～ 1/3 上記期間中の土日祝と (21:00) 1/2 ～ 1/3 に営業	9:30 ～ 20:00	テント	1 張 ×	2.0 m × 2.0 m =	4.00 ㎡	
	1/11 ～ 1/15 ※営業日 1/13 ～ 1/14	9:30 ～ 16:30	テント	4 張 ×	3.6 m × 5.4 m =	77.76 ㎡	リレーマラソン開催日に出店
	2/7 ～ 2/13 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 16:30	仮設テント	1 張 ×	5.4 m × 3.6 m =	19.44 ㎡	
	3/14 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業 （3/14、3/15 は設置日）	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋① 木製プレハブ小屋② 陳列スペース	1 棟 × 1 棟 ×	4.6 m × 3.6 m = 4.6 m × 4.0 m = 9.1 m × 1.0 m =	16.56 ㎡ 18.40 ㎡ 9.10 ㎡	

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
ドラム夢の泉広場	4/1 ～ 11/6 上記期間中の土日祝営業（11/5、11/6 は撤去日）	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋 陳列スペース	1 棟 × 	2.5 m × 2.0 m = 2.5 m × 1.0 m =	5.00 ㎡ 2.50 ㎡	
	4/21 ～ 4/22 4/22 営業	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	四国88kmリレーマラソン会場内設置
	10/5 ～ 11/6 上記期間中の 10/6 を除く土日祝営業 ※11月は、9:30～16:30	9:30 ～ 17:00	仮設テント 陳列スペース	1 棟 × 	3.6 m × 5.4 m = 5.4 m × 1.0 m = 	19.44 ㎡ 5.40 ㎡ 計 24.84 ㎡	
	3/14 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業 （3/14、3/15 は設置日）	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋 陳列スペース	1 棟 × 	2.5 m × 2.0 m = 2.5 m × 1.0 m =	5.00 ㎡ 2.50 ㎡	
ドラ夢ドーム	12/7 ～ 12/10 ※営業日 12/8、12/9 の 2日間	7:30 ～ 9:00	テント	1 張 ×	2.7 m × 3.6 m =	9.72 ㎡	ツーデイウォーク受付
ドラ夢の家	11/21 ～ 1/5 上記期間中の土日祝 （繁忙日 ～ 21:00） 及び12/20 ～ 12/21 と 1/ 2～ 1/3 に営業	16:30 ～ 20:00	休憩所	1 棟 ×	6.0 m × 5.0 m =	30.00 ㎡	
竜の子広場 竜の里売店前	4/1 ～ 5/29 上記期間中の土日祝営業（5/28、5/29 は撤去日）	9:30 ～ 17:00	木製移動売店	1 台 ×	1.5 m × 1.5 m =	2.25 ㎡	
園内	8/25 ～ 8/26 ※設置、8/20から開始 ※撤去、8/30まで	9:00 ～ 20:30	パーゴラ 	1 棟 × 1 棟 ×	3.85 m × 3.6 m = 3.85 m × 3.6 m =	13.86 ㎡ 13.86 ㎡	パーゴラを臨時売店として使用
			パーゴラ	1 棟 ×	23.0 m × 5.0 m =	115.00 ㎡	パーゴラを臨時売店として使用
			鉄骨テント	1 張 ×	6.0 m × 11.0 m =	66.00 ㎡	鉄骨テントを臨時売店として使用
			ドラ夢の家	1 棟 ×	10.0 m × 10.0 m =	100.00 ㎡	ドラ夢の家をグッズ在庫置き場として使用
			テント	1 張 ×	4.0 m × 5.0 m =	20.00 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	38 張 ×	5.4 m × 3.6 m =	738.72 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	1 張 ×	12.0 m × 9.2 m =	110.40 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	1 張 ×	10.8 m × 7.2 m =	77.76 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	2 台 ×	5.4 m × 4.0 m =	43.20 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	1 張 ×	3.0 m × 2.0 m =	6.00 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	3 張 ×	5.4 m × 9.0 m =	145.80 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			テント	2 張 ×	2.7 m × 3.6 m =	19.44 ㎡	短期設置のため、テントによる設置を行った。
			計	54		計 1,470.04 ㎡	

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
希望の丘展望台下	4/1 ～ 11/6 上記期間中の土日祝営業（11/5、11/6 は撤去日）	9:30 ～ 17:00	テント 陳列スペース	1 張 ×	1.8 m × 2.7 m = 4.86 ㎡ 1.0 m × 2.0 m = 2.00 ㎡		
	3/14 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業 （3/14、3/15 は設置日）	9:30 ～ 17:00	テント 陳列スペース	1 張 ×	1.8 m × 2.7 m = 4.86 ㎡ 1.0 m × 2.0 m = 2.00 ㎡		

【H25年度】

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
エントランス広場	8/8 ～ 8/26		客席用テント	8 張 ×	3.6 m × 7.2 m	= 207.36 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
			受付用テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 19.44 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
	8/10 ～ 8/14	17:30 ～ 20:30					サマーナイトバーベキュー
	8/24 ～ 8/25	9:30 ～ 20:30					サマーナイトフェスティバル
	10/3 ～ 10/29	10:30 ～ 16:00	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 19.44 ㎡	
	上記期間中の土日祝営業						
	10/25 ～ 10/29	10:00 ～ 16:30	仮設テント	5 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 97.20 ㎡	まんのう・やまマルシェ
	※10/27 営業						
	11/21 ～ 1/7	16:30 ～ 20:00	パーゴラ	1 棟 ×	5.0 m × 3.0 m	= 15.00 ㎡	2人の世界を演出する「ワインブース」
	上記期間中の土日祝	（繁忙日 ～ 21:00）	ヴィスタ入口	1 張 ×	2.0 m × 2.0 m	= 4.00 ㎡	販売品目：「光るキャンディー（@350円）」
	及び12/20、12/24、12/25 と			1 張 ×	2.5 m × 2.5 m	= 6.25 ㎡	「光るおもちゃ（@300円～@1,500円）」
	1/2 ～ 1/3 に営業					計 25.25 ㎡	
芝生広場	4/1 ～ 5/28	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋①	1 棟 ×	4.6 m × 3.6 m	= 16.56 ㎡	春らんまんフェスタ
	上記期間中の土日祝営業（5/27、5/28 は撤去日）		木製プレハブ小屋②	1 棟 ×	4.5 m × 4.0 m	= 18.00 ㎡	
			陳列スペース		9.1 m × 1.0 m	= 9.10 ㎡	
	5/15 ～ 5/20	10:00 ～ 16:00	仮設テント	37 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 719.28 ㎡	
	※5/18、19営業（2日間）		ケータリングカー	2 台 ×	3.6 m × 5.4 m	= 38.88 ㎡	第3回 四国B級ご当地グルメフェスタ in まんのう公園
						計 758.16 ㎡	
	8/8 ～ 8/16	9:30 ～ 20:30	テント	2 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 38.88 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
	※8/10～8/14 営業						
	9/19 ～ 11/6	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 棟 ×	4.6 m × 3.6 m	= 16.56 ㎡	
	上記期間中の土日祝営業		仮設テント	1 張 ×	5.4 m × 3.6 m	= 19.44 ㎡	
	※11月は、9:30～16:30		陳列スペース		5.0 m × 1.0 m	= 5.00 ㎡	
						計 41.00 ㎡	
	10/30 ～ 11/6	10:00 ～ 16:00	仮設テント	40 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 777.60 ㎡	「グル婚」イベント
	※11/2～11/4 営業（3日間）		ケータリングカー	15 台 ×	2.7 m × 4.5 m	= 182.25 ㎡	
			ステージ	1 基 ×	4.5 m × 10.8 m	= 48.60 ㎡	
						計 1,008.45 ㎡	

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
芝生広場	11/7 ～ 1/7 上記期間中の土日祝営業 12/24～12/25、1/1～1/3 を営業日とする ※夜間開園時は、9:30～20:00	9:30 ～ 16:30	木製プレハブ小屋 陳列スペース 	1 棟 × 	4.6 m × 3.6 m 5.0 m × 1.0 m 	= = 計	16.56 ㎡ 5.00 ㎡ 21.56 ㎡	
	1/10 ～ 1/14 ※営業日 1/12 ～ 1/13	9:30 ～ 16:30	仮設テント	3 張 ×	3.6 m × 5.4 m	=	58.32 ㎡	リレーマラソン開催日に出店
	3/12 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋① 木製プレハブ小屋② 陳列スペース	1 棟 × 1 棟 × 	4.6 m × 3.6 m 4.5 m × 4.0 m 9.1 m × 1.0 m	= = =	16.56 ㎡ 18.00 ㎡ 9.10 ㎡	
ドラム夢の泉広場	4/1 ～ 11/6 上記期間中の土日祝営業（11/5、11/6 は撤去日）	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋 陳列スペース	1 棟 × 	2.5 m × 2.0 m 2.5 m × 1.0 m	= =	5.00 ㎡ 2.50 ㎡	
	4/20 ～ 4/21 4/21 営業	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	=	19.44 ㎡	四国88kmリレーマラソン会場内設置
	4/25 ～ 5/8 上記期間中の土日祝営業 ※4/27 のみ、17;00まで	9:30 ～ 18:00	仮設テント 陳列スペース 	1 張 × 	3.6 m × 5.4 m 5.4 m × 1.0 m 	= = 計	19.44 ㎡ 5.40 ㎡ 24.84 ㎡	
	3/12 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋 陳列スペース	1 棟 × 	2.5 m × 2.0 m 2.5 m × 1.0 m	= =	5.00 ㎡ 2.50 ㎡	
ドラ夢ドーム	10/10 ～ 11/6 上記期間中の土日祝営業 ※11月は、9:30～16:30	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	=	19.44 ㎡	
	12/6 ～ 12/9 ※営業日 12/7、12/8 の 2日間	7:30 ～ 16:00	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	=	19.44 ㎡	ツーデイウォーク会場
ドラ夢の家	11/21 ～ 1/5 上記期間中の土日祝 （繁忙日 ～ 21:00） 及び12/20 ～ 12/21 と 1/ 2～ 1/3 に営業	16:30 ～ 20:00	テント	1 張 ×	5.4 m × 3.6 m	=	19.44 ㎡	コーンスープ、豚汁、ぜんざい他ホットメニューの提供
風花の庭上	11/21 ～ 1/5 上記期間中の土日祝 （繁忙日 ～ 21:00） 及び12/20 ～ 12/21 と 1/ 2～ 1/3 に営業	16:30 ～ 20:00	テント	1 張 ×	5.4 m × 3.6 m	=	19.44 ㎡	コーンスープ、豚汁、ぜんざい他ホットメニューの提供

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
希望の丘展望台下	4/1 ～ 11/6	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 張 ×	1.8 m × 2.7 m	= 4.86 ㎡	
	上記期間中の土日祝営業（11/5、11/6 は撤去日）		陳列スペース		1.0 m × 2.0 m	= 2.00 ㎡	
	3/12 ～ 3/31	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 張 ×	1.8 m × 2.7 m	= 4.86 ㎡	
	上記期間中の土日祝営業		陳列スペース		1.0 m × 2.0 m	= 2.00 ㎡	
竜の子広場	4/1 ～ 11/6	9:30 ～ 17:00	木製移動売店	1 台 ×	1.5 m × 1.5 m	= 2.25 ㎡	
竜の里売店前	上記期間中の土日祝営業（11/5、11/6 は撤去日）		（移動売店）				
中央駐車場横広場	4/6 ～ 5/6	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	2 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 38.88 ㎡	青空ふれあい市、テント2張分占用日数、31日
	4/21 （1日のみ）	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 19.44 ㎡	追加テント1張分占用日数、1日
	上記期間中の土日祝営業（計 13日間）				2張～3張／日	計 58.32 ㎡	
	5/18 ～ 5/19	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	2 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 38.88 ㎡	青空ふれあい市
	9/14 ～ 10/31	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	3 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 58.32 ㎡	まんのうマルシェ
	11/1 ～ 11/4	9:30 ～ 16:30	仮設テント使用	3 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 58.32 ㎡	
	上記期間中の土日祝営業（計 20日間）						
ビジターセンター	2/27 ～	16:30 ～	長机	10 脚 ×	1.8 m × 0.5 m	= 8.10 ㎡	クリスマスローズフェスタ開催日に出店
	～ 3/2	～ 16:30					
園内	8/24 ～ 8/25	9:00 ～ 20:30	パーゴラ	1 棟 ×	3.85 m × 3.6 m	= 13.86 ㎡	モンスターバッシュ
	※設置、8/19から開始			1 棟 ×	3.85 m × 3.6 m	= 13.86 ㎡	
	※撤去、8/29まで		パーゴラ	5 棟 ×	4.7 m × 5.0 m	= 117.50 ㎡	
			パーゴラ	1 棟 ×	10.0 m × 15.0 m	= 150.00 ㎡	
			鉄骨テント	2 張 ×	5.5 m × 2.25 m	= 24.75 ㎡	
			鉄骨テント	1 張 ×	11.0 m × 2.25 m	= 24.75 ㎡	
			プレハブ	1 棟 ×	4.5 m × 2.3 m	= 10.35 ㎡	
			プレハブ	5 棟 ×	5.6 m × 2.3 m	= 64.40 ㎡	
			テント	1 張 ×	10.8 m × 10.0 m	= 108.00 ㎡	
			テント	1 張 ×	4.0 m × 5.0 m	= 20.00 ㎡	
			テント	32 張 ×	5.4 m × 3.6 m	= 622.08 ㎡	
			テント	1 張 ×	3.6 m × 3.6 m	= 12.96 ㎡	
			ワゴン（移動売店）	1 台 ×	3.0 m × 2.0 m	= 6.00 ㎡	
			テント	2 張 ×	3.6 m × 3.6 m	= 25.92 ㎡	
			テント	3 張 ×	5.4 m × 9.0 m	= 145.80 ㎡	
			テント	23 張 ×	2.7 m × 3.6 m	= 223.56 ㎡	
			計	81		計 1,583.79 ㎡	

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
臨時飲食施設	1/9 ～ 1/21 上記期間中の土日祝営業	10:30 ～ 15:30	仮設テント	1 張 ×	3.6 m × 5.4 m	= 19.44 ㎡	空調機器改修工事に伴うレストラン休止の代替施設
貸し自転車コーナー	1/15 ～ 2/28 上記期間中の平日営業	9:30 ～ 16:30	パーゴラ	1 棟 ×	5.0 m × 3.0 m	= 15.00 ㎡	案内所横貸し自転車コーナー
ウォーターバルーン パーゴラ前	7/19 ～ 8/18 8/10 ～ 8/14 ※7/20 ～ 8/18の間、毎日営業 ※7/19 は設置作業のみ	9:30 ～ 18:00 9:30 ～ 20:30	ビニールプール	1 個 ×	5.0 m × 5.0 m × 3.14	= 78.50 ㎡	ウォーターバルーン設置 サマーナイト（夜間開園）期間、営業時間を延長
	9/13 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 16:30	円形プール （鉄枠ビニール囲い）	1 個 ×	5.0 m × 5.0 m × 3.14	= 78.50 ㎡	ウォーターバルーン設置
	3/19 ～ 3/31 ※3/12 ～ 3/31の間、毎日営業 ※3/19、3/20 は設置作業のみ	9:30 ～ 17:00	ビニールプール テント	1 個 × 1 張 ×	5.0 m × 5.0 m × 3.14 2.0 m × 2.0 m	= 78.50 ㎡ = 4.00 ㎡	ウォーターバルーン設置 受付用
						計 82.50 ㎡	

【H26年度】

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
エントランス広場	8/13 ～ 8/25		客席用テント	8 張 × 3.6 m × 7.2 m =	207.36 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
			受付用テント	1 張 × 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
	8/15 ～ 8/17営業	17:30 ～ 20:30				
	8/23 ～ 8/24営業	9:30 ～ 20:30				
	8/15 ～ 8/18 期間中全日営業	9:30 ～ 20:30	テント	1 張 × 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
	10/3 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業 ※10/4を除く	9:30 ～ 17:00 ※11月は9:30～16:30	仮設テント	1 張 × 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	
	11/2 ～ 11/3	不明 ～ 不明	仮設テント	1 張 × 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	お接待サービス用テント
	11/20 ～ 12/23 上記期間中の土日祝及び12/22に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	パーゴラ	1 棟 × 10.0 m × 3.0 m =	30.00 ㎡	2人の世界を演出する「ワインブース」
	11/20 ～ 12/23 上記期間中の土日祝及び12/22に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	仮設テント	1 張 × 2.0 m × 2.0 m =	4.00 ㎡	販売品目…「光るキャンディー（400円「～500円）」「光るおもちゃ（300円～1,500円）」
				1 張 × 2.5 m × 2.5 m =	6.25 ㎡	
	2/5 ～ 2/17 営業期間 2/7～2/15	16:00 ～ 20:00	パーゴラ	1 棟 × 5.0 m × 3.0 m =	15.00 ㎡	
芝生広場	4/1 ～ 6/3 上記期間中の土日祝営業 (6/2,6/3は撤去日)	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋①	1 棟 × 4.6 m × 3.6 m =	16.56 ㎡	
			木製プレハブ小屋②	1 棟 × 4.5 m × 4.0 m =	18.00 ㎡	
			陳列品スペース	9.1 m × 1.0 m =	9.10 ㎡	
	5/7 ～ 5/13 ※5/10,11営業（2日間）	10:00 ～ 16:00	仮設テント	41 張 × 3.6 m × 5.4 m =	797.04 ㎡	飲食ブース33張、ｽﾃｰｼﾞｲﾍﾞﾝﾄ演者控室5張
			ケータリングカー	2 台 × 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	本部1張、ｽﾎﾟﾝｻｰ2張
			ステージ	1 基 × 4.5 m × 7.2 m =	32.40 ㎡	
			車両展示スペース	1 × 10.0 m × 20.0 m =	200.00 ㎡	
				計	1,068.32 ㎡	
	8/13 ～ 8/20 ※8/15～8/18営業	9:30 ～ 20:30	テント	2 張 × 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	短期設置のため、テントによる営業を行った。
	9/11 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00 ※11月は9:30～16:30	①木製プレハブ小屋	1 棟 × 3.6 m × 4.6 m =	16.56 ㎡	サイクリングセンタートイレ前
			陳列品スペース	1.0 m × 5.0 m =	5.00 ㎡	
			②木製プレハブ小屋	1 棟 × 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	貸し遊具前
				計	41.00 ㎡	
	10/22 ～ 10/27 ※10/25,26営業（2日間）	10:00 ～ 16:00	仮設テント	12 張 × 3.6 m × 5.4 m =	233.28 ㎡	飲食ブース11張、本部1張

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
芝生広場	11/20 ～ 1/6 上記期間中の土日祝及び12/22,24,25と1/2に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	プレハブ小屋	1 棟	× 4.6 m × 3.6 m =	16.56 ㎡	おでん、たこ焼き、焼きそば、ホットコーヒー他飲食メニューの提供
	3/5 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋①	1 棟	× 4.6 m × 3.6 m =	16.56 ㎡	
			木製プレハブ小屋②	1 棟	× 5.5 m × 4.0 m =	22.00 ㎡	
			陳列品スペース①		5.0 m × 1.0 m =	5.00 ㎡	
			陳列品スペース②		5.1 m × 1.0 m =	5.10 ㎡	
ドラ夢ドーム	4/11 ～ 4/15 (4/13営業)	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張	× 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	しこく88kmリレーマラソン会場内設置
	9/25 ～ 9/29 ※9/27営業	9:30 ～ 17:00	仮設テント	1 張	× 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	ファミリー宝探し大会会場
	10/3 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業 ※10/4を除く	9:30 ～ 17:00 ※11月は9:30～16:30	仮設テント	1 棟	× 3.6 m × 5.4 m =	19.44 ㎡	
	12/5 ～ 12/8 営業日12/6・7の2日間	7:30 ～ 9:00	テント	1 棟	× 5.4 m × 3.6 m =	19.44 ㎡	
ドラ夢の泉広場	4/1 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業 (11/4,11/5は撤去日)	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 棟	× 2.5 m × 2.0 m =	5.00 ㎡	
			陳列品スペース		2.5 m × 1.0 m =	2.50 ㎡	
	3/5 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	木製プレハブ小屋	1 棟	× 2.5 m × 2.0 m =	5.00 ㎡	
			陳列品スペース		2.5 m × 1.0 m =	2.50 ㎡	
希望の丘展望台下	4/1 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業 (11/4,11/5は撤去日)	9:30 ～ 17:00	テント	1 張	× 1.8 m × 2.7 m =	4.86 ㎡	
			陳列品スペース		1.0 m × 2.0 m =	2.00 ㎡	
	3/12 ～ 3/31 上記期間中の土日祝営業	9:30 ～ 17:00	テント	1 張	× 1.8 m × 2.7 m =	4.86 ㎡	
			陳列品スペース		1.0 m × 2.0 m =	2.00 ㎡	
昇竜の滝上広場	12/11 ～ 1/6 上記期間中の土日及び12/22,24,25,26に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	移動ワゴン	1 台	× 1.5 m × 1.5 m =	2.25 ㎡	
	2/5 ～ 2/17 営業期間 2/7～2/15	16:00 ～ 20:00	仮設テント	2 張	× 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	
中央駐車場横広場	4/4 ～ 5/11 上記期間中の土日祝営業 (計15日間)	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	2 張	× 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	
			仮設テント使用	1 張	× 3.6 m × 3.6 m =	12.96 ㎡	
					計	51.84 ㎡	
	9/13 ～ 10/31	9:30 ～ 17:00	仮設テント使用	2 張	× 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	
	11/1 ～ 11/3 上記期間中の土日祝営業 (計20日間)	9:30 ～ 16:30	仮設テント使用	2 張	× 3.6 m × 5.4 m =	38.88 ㎡	

設置場所	営業期間	営業時間	設置形態	数量	サイズ	面積	備考
ドラ夢広場	5/24 ～ 5/25 営業5/25(1日間)	10:00 ～ 15:00	仮設テント	3 張	× 3.6 m × 5.4 m =	58.32 ㎡	飲食販売ブース3張
	10/19 ～ 10/19	9:30 ～ 17:00	ケータリングカ―1	1 台	× 3.5 m × 5.5 m =	19.25 ㎡	はたらく車フェスティバル会場内
		9:30 ～ 17:00	ケータリングカ―2	1 台	× 4.0 m × 7.0 m =	28.00 ㎡	
		9:30 ～ 17:00	ケータリングカー3	1 台	× 3.0 m × 5.5 m =	16.50 ㎡	
					計	63.75 ㎡	
竜の子広場	4/1 ～ 11/5 上記期間中の土日祝営業 (11/4,11/5は撤去日)	9:30 ～ 17:00	木製移動売店	1 台	× 1.5 m × 1.5 m =	2.25 ㎡	
竜頭の里　芝生広場	1/9 ～ 1/13 1/11、12に営業	9:30 ～ 16:30	仮設テント	4 張	× 3.6 m × 5.4 m =	77.76 ㎡	リレーマラソン会場
風花の庭上	11/20 ～ 1/6 上記期間中の土日祝及び 12/22,24,25と1/2に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	プレハブ小屋	1 棟	× 5.0 m × 4.0 m =	20.00 ㎡	コーンスープ、豚汁、ぜんざい他ホットメニューの提供
ドラ夢の家	11/20 ～ 1/6 上記期間中の土日祝及び 12/22,24,25と1/2に営業	16:30 ～ 20:00 （開園延長日～21:00）	プレハブ小屋	1 棟	× 5.0 m × 4.0 m =	20.00 ㎡	コーンスープ、豚汁、ぜんざい他ホットメニューの提供
ビジターセンター	2/26 ～ ～ 3/1	16:30 ～ ～ 16:30	長机	10 脚	× 1.8 m × 0.5 m =	8.10 ㎡	クリスマスローズフェスタ開催日に出店
園内	8/23 ～ 8/24 ※設置8/18から開始 ※撤去8/28まで	9:00 ～ 20:30	パーゴラ	1 棟	× 10.0 m × 15.0 m =	150.00 ㎡	パーゴラを臨時売店として使用。
			パーゴラ	5 棟	× 5.0 m × 4.7 m =	117.50 ㎡	パーゴラを臨時売店として使用。
			パーゴラ	1 棟	× 9.1 m × 3.4 m =	30.94 ㎡	パーゴラを臨時売店として使用。
			鉄骨テント	2 張	× 5.5 m × 5.5 m =	60.50 ㎡	鉄骨テントを臨時売店として使用。
			鉄骨テント	1 張	× 14.5 m × 14.5 m =	210.25 ㎡	鉄骨テント(ドラ夢の家)を臨時売店として使用。
			テント	3 張	× 9.0 m × 5.4 m =	145.80 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			テント	1 張	× 3.6 m × 3.6 m =	12.96 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			テント	1 張	× 10.8 m × 7.2 m =	77.76 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			テント	1 張	× 3.6 m × 2.7 m =	9.72 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			テント	58 張	× 5.4 m × 3.6 m =	1,127.52 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			テント	1 張	× 1.8 m × 3.6 m =	6.48 ㎡	短期設置のためのテントによる設置を行った。
			移動販売車	1 台	× 7.0 m × 2.0 m =	14.00 ㎡	短期設置のための移動販売車による設置を行った。
			プレハブ	1 基	× 4.5 m × 2.3 m =	10.35 ㎡	在庫置場
			プレハブ	1 基	× 5.6 m × 11.5 m =	64.40 ㎡	在庫置場
			計	78		2,038.18 ㎡	

別紙－47

過去の展示実績について

■（自然生態園関係）

区分	開催回数 H24年度	開催回数 H25年度	開催回数 H26年度		展覧会タイトル	会期	内容
1　まんのう公園のすべて展	1	（H25年度のみ）			まんのう公園のすべて展	H25/4/21(日)～5/26(日)	まんのう公園の開園から今日までの歴史や見どころ、4/21にオープンする「さぬきの森」を紹介
2　再発見！自然生態園							
実物の生物を観察する展示	4	4	4	1	田んぼの生物（春編）	4/21(日)～6/2(日) H26/3/8(土)～3/31(月)	大型水槽等で田んぼ周辺で生息している生物を展示
				2	田んぼの生物（夏編）	6/8(土)～9/1(日)	
				3	田んぼの生物（秋編）	9/7(土)～12/1(日)	
				4	田んぼの生物（冬編）	12/7(土)～3/2(日)	
写真展（四季の動物、風景）	4	4	4	1	春の自然生態園	4/21(日)～6/2(日) H26/3/8(土)～3/31(月)	園内で生息している動植物や、自然生態園で実施しているイベント等を写真で紹介
				2	夏の自然生態園	6/8(土)～9/1(日)	
				3	秋の自然生態園	9/7(土)～12/1(日)	
				4	冬の自然生態園	12/7(土)～3/2(日)	
映像展	1	1	2	1	自然生態園の四季（田んぼ編）	H27/3/23(日)～随時上映	自然生態園で取り組んでいる古代米栽培の記録
3　四国の自然の恵みに触れて感じる展							
触れる、楽しむ展示	1	2	2	1	森の恵みを感じよう展	7/20(土)～9/23(月祝)	森の自然を体感し、自然に対する関心を深めるとともに環境を守ることの大切さを考える機会を提供
市民参画型展示	1	2	2	1	自然の色を楽しむ	9/28(土)～11/24(日)	里山伝承体験教室「草木染めをしよう！」講師/IPV 角田真理子さんの作品展
4　四国の里山パートナー展							
四国の里山づくりの会紹介展	0	1	2	1			
環境関連施設紹介展	1	2	2	1	香川の森林公園展	4/21(日)～7/15(月祝)	どんぐりランドや公渕森林公園など、県内の森林公園・7か所を紹介
5　森づくり活動展							
さぬきの森の会	4	4	4	1	さぬきの森通信（春編）	4/21(日)～5/26(日) H26/3/15(土)～3/31(月)	さぬきの森の会の活動や、さぬきの森で実施されたイベントを紹介するとともに、森内の季節動植物や風景等を併せて紹介
				2	さぬきの森通信（夏編）	6/1(土)～9/8(日)	
				3	さぬきの森通信（秋編）	9/14(土)～12/8(日)	
				4	さぬきの森通信（冬編）	12/14(土)～3/9(日)	
インタープリターボランティア	4	4	4	1	IPV通信（春編）	4/21(日)～5/26(日) H26/3/15(土)～3/31(月)	IPVの園内外での活動を展示するほか、IPVについての解説や養成講座等について紹介
				2	IPV通信（夏編）	6/1(土)～9/8(日)	
				3	IPV通信（秋編）	9/14(土)～12/8(日)	
				4	IPV通信（冬編）	12/14(土)～3/9(日)	
展覧会開催数	21	24	26				

展示実績
H24年度　　実績なし

H25年度

実施日	内容	回数
4/21	さぬきの森アカマツ植樹展示	1
4/28～5/26	まんのう公園すべて展（公園全体）	1
5/24～6/11	イオン綾川（あじさいまつり）	1
6/22	知られざるまんのう（写真展）	1
7/29～31	県庁ポスター展（サマーフェスタ）	1
9/28～10/6	イオン綾川（コスモスフェスタ）	1
10/19～12/1	山なみ芸術祭	1
11/9～12/1	第2回 香川県公園絵画コンクール 入賞作品展	1
11/18～12/1	イオン綾川（ウィンターファンタジー）	1
11/19～12/15	文書館展示（ウィンターファンタジー）	1
2/3～14	県庁（公園施設イベント紹介）	1
	合計	11

H26年度

実施日	内容	回数
6/14～7/6	アジサイとシーボルト展	1
9/23	アウトドア展示会	1
8/4-8/15	県庁（公園施設イベント紹介）	1
10/5-11/3	アートフラッグ	1
10/25-	チェーンソーアート（5作）	1
11/8-11/14	世界の公園見展第1部	1
11/15-21	世界の公園見展第2部	1
11/22-1/4	第3回 香川県公園絵画コンクール 入賞	1
12/15-	文書館展示（ウィンターファンタジー）	1
1/24-3-15	写真コンテスト	1
	合計	10

国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務　平成〇〇年度業務評定[試行]

【概要】

公園名	国営讃岐まんのう公園
所在地	香川県まんのう町
事業者	
履行期間	自;平成〇〇年〇月〇日　　至;平成〇〇年〇月〇〇日
評価対象年度	平成〇〇年度

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容		
評価ランク		優　・　良　・　可　・　不可
特記事項	特に評価すべき事項	
	改善が望まれる事項	
	今後の課題等	
備　考		

（提出様式１－１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四 国 地 方 整 備 局 長 殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　印
（ 担 当 者 ）
所属部署
氏　　名
電話番号
FAX 番号
E－mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住　　所　共同体事務所の所在地
商号又は名称　H28－31 国営讃岐まんのう公園
運営維持管理業務◇◇・○○共同体
代表者氏名　　印

平成 27 年●月●日付けで入札公告のありました「H28－31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」に係わる競争に参加する資格について、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

（提出様式１－２）

○企業の業務実績

担当する分担業務：○○業務

会社名：○○○○(株)

業務名	発注者	受注形態	業務概要	履行期間
○○○○○○○○○業務 内容種別　1）　2）	○○県	・単独 ・共同企業体 （・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約○㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月
 内容種別　1）　2）				
企業の延べ業務年数				○ヶ月

１級造園施工管理技士保有者数（植物管理業務のみ記入）
平成２８年４月１日時点　○名

注１：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注２：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注３：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。

注４：複数の業務を記載する場合は行を追加して記入する。

注５：記載する業務件数による評価は行わない。

注６：内容種別欄は実施要項３．２．の「表７　企業の業務実績等に関する要件」の1）～2）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注７：実施要項３．２．の「表７　企業の業務実績等に関する要件」の注意事項に沿って記載する。

注８：参加する法人の会社概要がわかる公表資料（会社紹介パンフレット、HP 等）を別途提出する。

提出様式（１－３）

○総括（業務）責任者の業務実績

担当する分担業務：○○業務

ふりがな
氏名
生年月日　　年　　月　　日

会社名・所属・役職
○○会社・○○部・○○部長

保有資格（植物管理業務責任者は、１級造園施工管理技士を必ず記入すること）
・１級造園施工管理技士（登録番号：　　）　（取得年月日：　　年　　月　　日）

業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○業務 内容種別 1） 2） 3） 4）	○○	・単独 ・共同企業体（・代表者・代表者以外）	公園種別、○○施設（園地管理面積約㎡）、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験の延べ経験件数							○年○ヶ月

注１：業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注２：面積、植栽地の存在が分かる資料（施工図面、空中写真、地形図等）を添付する。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注３：実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等の写しを提出する。

注４：経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注５：企画書の提出時に雇用関係がない場合は、業務開始時までに雇用される念書（任意様式）及び業務経験証明書（様式１－８）を添付する。

注６：内容種別欄は、実施要項３．３.「表８　配置予定者の業務実績等に関する要件」の１）～４）のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注７：実施要項３．３.「表８　配置予定者の業務実績等の関する要件」の実施体制に沿って記載する。

注８：実施要項３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

提出様式（１－４）守秘性に関する要件

〇守秘義務に関し、下記の処置が講じられているか記載する。

イ．社内規則等（守秘義務に関する規程及びその罰則規定が明示されているものに限る）規定について

ロ．守秘義務に関する研修、講習等の定期的な実施について

注１：守秘義務に関する規定及びその罰則規定を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付するものとし、該当部分に下線を引くものとする。

共同体の場合は、各構成員それぞれの提出様式１－４を作成し、かつ各構成員それぞれの守秘義務に関する規程及びその罰則を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付することとし、該当部分に下線を引くものとする。

（提出様式１－５－１）業務実施体制

［実施要項で定める業務責任者］

実施要項３．３に定める業務責任者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	１週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）		月	火	水	木	金	土	日	計	
本業務全体のマネジメント及び企画立案業務責任者（総括責任者）		○	―	―			8	8	8	8	8	0	0	40	代表企業 ○○会社 四国　太郎
施設・設備維持管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
植物管理業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
収益施設等管理運営業務責任者							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※組織図（業務実施のための管理業務）を添付する（任意様式）。

※総括責任者および業務責任者が資格要件の条件を満たさない場合は特定しない。

※備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。

※実施要項３．３．に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できない。配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定める範囲において兼務は可能とする。

※［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］を配置する場合には、別紙に記入するものとする。

※総括責任者及び総括責任者以外の業務責任者は、原則、実施期間中専任（注）とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め四国地方整備局の承諾を得るものとする。

（注：専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務開始するまでの期間（準備期間）は専任を要しない。）

［実施要項以外で提案する業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者］

業務責任者の下に配置し、責任者を補佐する者	具体的な業務内容	雇用形態				資格、能力、実務経験年数等（業務内容に対する適切性について記載）	1週間の予定勤務時間								備考
		常勤	非常勤	委託	その他（具体的に）										
△△業務責任者の下 ○○係長		○	—	—			月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							8	8	8	8	8	0	0	40	
□□業務責任者の下 ○○リーダー							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○
							月	火	水	木	金	土	日	計	○○会社 ○○　○○

※［実施要項で定める業務責任者］の下に配置するのか責任区分を明確にするものとする。

※［実施要項で定める業務責任者］と併せた組織図（業務実施のための管理機構）を添付する（任意様式）。

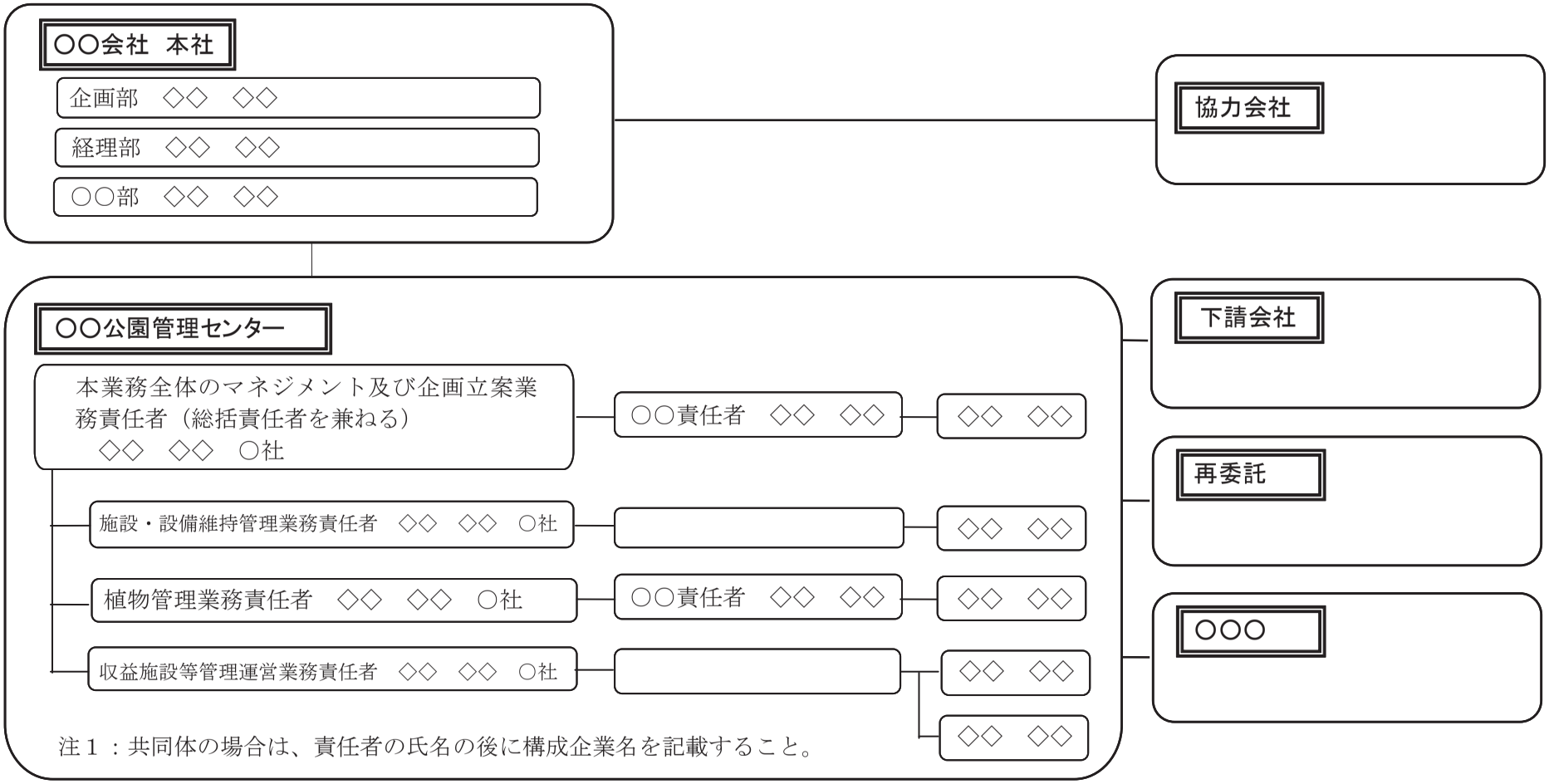
※災害、繁忙期等の緊急時を含み、現地を支援する本社等の体制（責任体制、現地体制）を記載する。

※配置予定人員の枠が足りなければ、追加して記入する。

※備考欄には、所属企業名および配置予定者の氏名を記載する。共同体の場合は、各構成員の配属企業名および配置予定者の氏名を記載する。（氏名が未確定の場合は、氏名について、記載しなくてもよい）

※業務責任者の下に配置し、業務責任者を補佐する者を変更する場合は、当該業務に精通した者を配置する者とし、予め四国地方整備局の承諾を得るものとする。

業務実施体制　組織図（業務実施のための管理機構）　（作成例）



（提出様式1－5－2） 業務実施における対応方針

・迅速かつ円滑な意志決定及び臨機の対応等の体制に関し、緊急時等においても混乱なく対応できる水準を超えた優れた提案を記述。

※上記について、組織面、費用面の対応等を具体的に記載すること。

※A4 版 1 枚以内にまとめる(図表含む。)。
※文字寸法は 10.5 ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※白黒片面印刷で提出すること。

(提出様式1－5－3)

○申請した総括責任者以外で同一企業に在籍する総括責任者(代替総括責任者)の業務実績

ふりがな 氏名 生年月日　　年　　月　　日							
会社名・所属・役職 ○○会社・○○部・○○部長							
保有資格 ・技術士(建設部門:都市及び地方計画) (登録番号:　　)　(取得年月日:　年　月　日)							
業務名	発注者	受注形態	業務概要	期間	総括責任者の経験期間	業務責任者の経験期間	業務経験の期間
○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月
○○○○○○○○○業務 内容種別 1) 2) 3) 4) 5)	○○	・単独 ・共同企業体 (・代表者・代表者以外)	公園種別、○○施設(園地管理面積約○㎡)、展示面積、業務内容等を記載。	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	平成○年○月 ～ 平成○年○月	○月 ～ 平成○年○月
総括責任者の延べ経験年数					○年○ヶ月		
業務責任者の延べ経験年数						○年○ヶ月	
業務経験　の延べ経験年数							○年○ヶ月

注1:業務概要欄には業務の具体的内容が分かるよう記述する。

注2:面積、植栽地の存在が分かる資料(施工図面、空中写真、地形図等)を添付すること。図面等で植栽地の存在が証明できない場合は、図面等と照合できる現地写真を添付する。

注3:実績として記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を提出する。

注4:経験年数が複数件にまたがる場合は行を追加して記入する。

注5:内容種別欄は実施要項3. 3. 「表8　配置予定者の業務実績等に関する要件」の1)～5)のいずれか該当するものを選び○を記入する。

注6:実施要項3. 3. 配置予定者の業務実績等に関する要件の実施体制に沿って記載する。

注7:申請書類提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用される念書(任意様式)及び業務経験証明書(様式1－8)を添付する。

（提出様式１－６）実施方針

※A4 版２枚以内にまとめる（図表含む）。
※文字寸法は 10.5 ﾎﾟｲﾝﾄ以上。
※別紙年間業務計画を添付する。それ以外の添付資料は認めない。

年間業務計画（作成例）

工種	種別	実施頻度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
植物管理	芝生管理	●回／年												
	中低木管理	●回／年												
	高木管理	●回／年												
	林地管理	●回／年												
	草地管理	●回／年												
	花壇管理	●回／年												
	花畑管理	●回／年												
	草花管理	●回／年												
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														
●●●●														

（提出様式１－７）再委託又は下請負の予定（協力企業の名称等）

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

企業名		代表者名	
所在地			
再委託する理由及び具体的内容			
分担業務内容			

注１：再委託又は下請負（予定含む）がある場合に記入する。

注２：原則として、小規模な業務※を除き、記載された以外の業務を再委託又は下請負する場合には、金額および必要性等について協議が必要となる。

※小規模な業務とは、基本的に契約金額が 100 万円未満の業務等

注３：再委託又は下請負の枠が足りなければ、追加して記入するものとする。

注４：組織図（業務実施のための管理機構）に記入するものとする。

念書（申請書類提出時に当該法人と雇用関係がない場合）

支出負担行為担当官
四国地方整備局長　様

念書（例）

株式会社○○○○と四国太郎は、現在雇用関係に無いが、下記の場合において雇用契約を締結するものとする。

記

国土交通省四国地方整備局で、平成２７年●月●日付で入札広告のあった「H28－31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」と契約締結した場合。

平成２７年○月○日

住所
電話番号
会社名　株式会社○○○○
代表者　代表取締役社長△△　△△　印

住所
氏名　　四国　太郎　　印

（提出様式１－８）業務経験証明書

氏名（ふりがな）	四国　太郎 （　　年　　月　　日生）
会社名	□□□□株式会社
業務実績	○○業務の○○責任者として従事。
従事期間	年　　月　　日 ～ 年　　月　　日
備考	

上記の通りであることを証明します。
平成２７年○月○日

住所
電話番号
会社名　□□□□株式会社
代表者　　役職名　　氏名　　印

（提出様式１－９－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設運営実績書

国土交通省　四国地方整備局　　殿

（申請者）社　名
代表者　　印
所在地
TEL(FAX)

下記収益施設等について運営実績書を提出します。

記

（記入例）

	国営まんのう公園 収益施設名	収益施設運営実績（※１）		収益施設運営予定（※２）	
		企業としての実績	配置予定者としての実績	申請者（共同体構成員を含む）	申請者以外の者（再委託・下請け等）
1	駐車場			○ ((株)○○)	
2	レンタサイクル施設				○ ((株)○○)
3	飲食施設	◎ ((株)○○)	◎ (○○太郎)	○ ((株)○○)	
4	物販施設	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
5	オートキャンプ場	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	
6	自動販売機	○ ((株)○○)		○ ((株)○○)	

（提出様式１－９－１）の注意事項

※１　収益施設運営実績について、実施要項３．２．企業の業務実績に関する要件、及び３．３．配置予定者の業務実績に関する要件の「④収益施設等運営業務」で申請している収益施設に「◎」を記入し、その他実績を有する収益実績は「○」を記入する（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「◎」、「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「◎（○○太郎）」）

又、「◎」、「○」を記入した施設の全ての施設について（提出様式１－９－３）に記入すること。

※２　収益施設運営予定について、国営讃岐まんのう公園において、申請者または申請者以外の者で行うのかいずれかに「○」を記入する。なお、収益施設運営実績の申請者と収益施設運営予定の申請者が必ずしも同一箇所でなくてもよい。（共同体の場合は、代表企業又は構成員の実績でも可。その場合「○」のあとに実績のある者を具体的に記入する。（例「○（(株)○○）」、「○（○○太郎）」）。申請者以外の者が未定の場合は、「○」のあとに「未定」と記載すること。（例「○（未定）」）

又、申請者以外の者によって実施し、予定している企業等がある場合は、（提出様式１－７）に記載すること。

※３　「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」に入札参加しようとする者は、公園施設と連携して収益施設を運営することから、H28-31 国営讃岐まんのう公園収益施設等管理運営規定書（以下、「規定書」という。）の事項を確認の上、収益施設運営実績書を提出しなければならない。

また、「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」の受託者は、収益施設について都市公園法第５条の申請を行い、許可を受け所定の使用料を国へ支払なければならない。

※４　共同体として参加する者が提出する場合は、H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務について、代表企業を申請者とする。

（提出様式１－９－２）

収益施設名：〇〇

会社の概要

（1）以下について記入するものとする。

①社名	（　　）
②業種（主・副）	（　　・　　）
③設立	（　　年　　月）
④資本金	（　　円）
⑤従業員数	（　　人）
⑥株式	（　上場　・　非上場　）
⑦株主数	（　　人）
⑧営業範囲	（　香川県・四国地方・全国　）
⑨年商	（　　円）

（2）下記の最新資料を添付するものとする。

①会社概要書等
②登記簿謄本
③財務諸表（過去３ケ年分）

※　提出様式１－９－１で記載している全ての収益施設の施設等運営者について記載すること。（収益施設運営実績、収益施設運営予定を含む）

※　財務諸表については、決算報告に使用された「貸借対照表」「損益計算書」「営業報告書」「利益の処分又は損失の処理に関する議案」等（過去３ケ年分）を提出するものとする。

※　申請者以外の者については、上記（2）②、③は提出しなくてもよい。ただし、落札者決定された場合は、業務計画書提出時までに提出するものとする。

※　申請者以外の者が未定の場合は、上記（1）①社名に「未定」と記載すること。ただし、落札者決定された場合は、本様式と上記（2）①～③を業務計画書提出時までに提出するものとする。

（提出様式１－９－３）

○○施設運営実績

項　　目	内　　容
・施設名 ・所在地 ・開設年	（記入例） ・○○○○　　○○店 ・香川県○○市○○１－２－３ ・平成○年○月
・業態 ・取扱品目 ・主な客層	（記入例） ・フルサービス和食レストラン ・郷土料理 ・家族連れ、観光客
・構造 ・規模	（記入例） ・構　　造　　RC 構造 ・延床面積　　○○㎡ ・客席面積　　○○㎡ ・席　　数　　○○席 ・厨房面積　　○○㎡ ・駐 車 場　　平面駐車場　普通車○台
・売上高	（記入例） ・○○千円／年（過去３ヶ年の平均）
・従業員数	（記入例） ・社員○人、補員○人

※　提出様式１－９－１の収益施設運営実績の◎及び○と記載した箇所についてそれぞれ１件以上記載すること。企業及び配置予定者の業務実績が同じ収益施設で異なる施設（別の施設）の場合は、それぞれ記載すること。　又、施設等により物理的条件より記載が難しい場合であっても実施している概要がわかる内容を記載すること。

※　売上高は、過去３ヶ年の平均とし、実績がないものは、過去２年又は１年でもよい。又１年に満たない場合は、予定金額でもよい。

※　実績を証明する登記簿又は契約書等の写しと、自由様式で施設概要がわかる資料又は写真等を２～３枚添付すること。

なお、自由様式は、Ａ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（提出様式１－１０）　　（第１面）

支出負担行為担当官
四国地方整備局長
○○　○○　殿

平成　　年　　月　　日
住所
商号又は名称
氏　名　　印
（法人にあっては、代表者氏名）

〔法定代理人
氏　名　　印〕

誓　約　書

平成 27 年●月●日付けで公告のありました「H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務」の入札に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

記

１．競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第１０条第４号及び第６号から第９号の暴力団排除条項に該当しないこと。
２．再委託等を行わせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。又、再委託先等が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させないこと。
３．法第１０条各号の競争参加資格の欠格事由に該当しないこと。
４．予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
５．他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
　１)資本関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
　①　親会社と子会社の関係にある場合
　②　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
　２)人的関係
　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。
　①　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
　②　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
６．香川河川国道事務所で平成 26 年に実施の「まんのう公園維持管理方針策定外検討業務」に参加している者及び当該業務の監理技術・担当者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面、人事面で関係がある者でないこと。
７．申請書類の内容については事実と相違ないこと。

上記誓約に相違があった場合は、入札参加の取消し、契約解除等の措置又は処分も甘受し、一切の意義を申し立てないことを併せて誓約します。

以上

（提出様式１－１０）

公共サービスの内容	H28-31国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務		
公共サービス実施民間事業者	○○株式会社	住所又は所在地	○○県○○市○○町１丁目○番○号
親会社等（法人）	○△株式会社		
主要株主等（法人）	□□株式会社、△△株式会社		

公共サービス実施民間事業者の「役員」「法定代理人」「主要株主等（個人）」
及び「相談役、顧問等役員と同等以上の支配力を有する者」

上記事業との関係	フリ 氏　　ガナ 名	生年月日	性別	住　　所
例　役員	コウキョウ タロウ 公共　太郎	昭和38年7月4日	男	香川県高松市サンポート１番１２号
例　主要株主（個人）				
例　親会社の役員				

※1　記載しきれないときは、適宜用紙を追加して下さい。
※2　必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合があります。

記載が必要な事項一覧表

		記載対象 (※1)	記載必要事項
落札予定事業者	個人の場合	① 落札予定事業者	・氏名、生年月日、性別、住所 ・商号又は屋号
		② ①の法定代理人 (※2)	・氏名、生年月日、性別、住所
	法人の場合	③ 落札予定事業者	・商号又は屋号 ・主たる事業所の所在地
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、役職名
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑥ ③の主要株主等 (※3)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑦ ③の主要株主等（法人）	・商号又は屋号
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑨ ③の親会社等 (※4)（個人）	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑪ ③の親会社等（法人）	・商号又は屋号
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所
		⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所

※1　「記載対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2　「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3　「主要株主等」とは、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を所有する株主及び出資総額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※4　ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者と「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令」第３条第１項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者のみをいい、同条第２項に規定する者は含まないものとする。

※5　必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

※6　「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

※7　「理事」、「監事」とは、財団法人及び社団法人等におけるものである。

※8　「取締役」、「執行役」、「業務を執行する社員」、「監査役」とは、会社法の株式会社、持分会社等におけるものである。

※9　前記※６の「これらに準ずる者」とは、法人格を有する他団体における役員で、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

※10　電磁的記録媒体の作成要領

意見聴取に必要な電磁的記録は、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別とし、これらをＣＳＶ 形式（例えば、エクセル、アクセス等）により、電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）に以下の要領で記録する。

①　電磁的記録媒体に記載すべき対象者は、第３面により第２面に記載された者とする。

②　氏名カナは、半角で記録し、姓と名の間を半角で１マス空ける。

③　氏名漢字は、全角で記録し、姓と名の間を全角で１マス空ける。なお、常用漢字でない等の理由により、漢字が記録不可能な場合は、当該漢字に代えて平仮名を記録する。

④　生年月日のうち、年、月及び日については、半角の２桁で記録する。元号については、明治の場合は「M」、大正の場合は「T」、昭和の場合は「S」、平成の場合は「H」と半角で記録する。

⑤　性別については、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」と半角で記録する。

⑥　氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別は、それぞれセル毎で区切る。

⑦　記載例（データ上の記載）

昭和３８年７月１４日生まれの公共太郎（男性）の場合は、

氏名カナ（半角）	氏名漢字（漢字）	元号（半角）	年	月	日	性別
ｺｳｷｮｳ ﾀﾛｳ	公共　太郎	S	38	7	14	M

申請書類における留意事項について

１．提出部数は１部とし、通しの頁数を次の例ように頁右下に記載するものとする。
（例 1／10，2／10･･･9／10，10／10）。

２．提出様式１－２「企業の業務実績」

①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付するものとする。

②単体および共同体の担当する分担業務については、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等管理運営業務」とし、さらに細かく業務を分担する場合には「施設・設備維持管理業務のうち、施設管理」等の記載とし、独自に「総合運営管理業務（例）」等独自の名称は作らないものとする。

③本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実績については、実施要項１．２．１（１）で記載しているとおり、必ず「本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整をのもと相互連携を保ち、適切な進捗管理」を実施した会社とし、その内容について契約書で記載されていない場合は、その内容が確認できる業務の仕様書等も添付するものとする。

④共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業を代表企業とするものとする。

３．提出様式１－３「総括（業務）責任者等の業務実績」

①記載した業務に係る契約書の写し及び業務計画書等を必ず添付するものとする。

②「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」、「植物管理業務」、「収益施設等管理運営業務」の業務責任者においては、業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数 配置した場合には、特定しない。ただし、実施要項に定めた範囲において兼務は可能とする。

③共同体の場合は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する総括責任者を代表企業の社員（予定を含む）とするものとする。また、「所属・役職」の欄に会社名を記載するものとする。

４．提出様式１－４「守秘性に関する要件」

①守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付すること。また、共同体の場合は、構成員毎に提出様式１－４の提出及び守秘義務に関する規定を定めた社内の規則等（該当ページのみ）を添付するものとする。なお、該当部分に下線を引くものとする。

５．提出様式１－５－１「業務実施体制」

①共同体の場合は、備考欄に所属企業名および職務、配置予定者の氏名を記載するものとする。

②組織図（業務実施のための体制図）を添付すること。その際に担当する分担業務を記載するものとする。

③実施要項３．３．表８に定める業務を分割し複数の業務責任者を配置できないものとする。なお、複数配置した場合には、特定しない。

６．提出様式１－５－２「業務実施における対応方針」

Ａ４版片面１枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とすること。

図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。白黒片面印刷で提出すること。

７．提出様式１－６「実施方針」

Ａ４版片面２枚以内で、文字寸法は１０．５ポイント以上とする。

図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

白黒片面印刷で提出するものとする。

８．提出様式１－１０（２面）等

入札の開札後、落札者となるべき者（落札予定者）は、開札後速やかに様式１－１０（２面）及び電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ等）を提出すること。

なお、記載内容に疑義が生じた場合等必要に応じて、住民票の写し等の確認書類の提出を求める場合がある。

（提出様式２－１）

企画書

業務の名称　　H28-31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務

履行期限　　平成 年 月 日

標記業務について、企画書を提出します。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
四国地方整備局長
○○　　○○　殿

提出者）住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名 氏 名 印

作成者）担当部署
氏 名
電話番号
Ｆ Ａ Ｘ
Ｅ－mail

（共同企業体の場合は、以下のように記入すること。）
住 所 ：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
ＦＡＸ ：共同体事務所のＦＡＸ番号
会社名 ：○○○○業務
△△・○○共同体
代表者 ：△△㈱ 役職名　　氏名　　印

注）紙入札方式による場合は代表者印を押印してください。

（提出様式２－２―１）

１）目標とする公園利用者数の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

公園利用者数【数値目標】　　（ 単位： 万人）

年目	１ 年目				２ 年目	３ 年目	４ 年目
年間 公園利用者数							
四半期毎 公園利用者数	1	2	3	4			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※公園利用者数【数値目標】は、2～4年目についても、1年目と同様、四半期毎（4年目は第1四半期～第3四半期）の目標値を記入すること。また、4年目の年間目標値は、第3四半期までの値を記入すること。

（提出様式２－２―２）

２）利用者満足度の確保に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】　　（ 単位：%）

年目	１ 年目				２ 年目	３ 年目	４ 年目
年間 公園利用者の 満足度							
四半期毎 公園利用者の 満足度	1	2	3	4			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※目標とする数値を設定の上、その公園利用者数確保に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※公園利用者の満足度（非常に満足）【数値目標】は、2～4年目についても、1年目と同様、四半期毎（4年目は第1四半期～第3四半期）の目標値を記入すること。また、4年目の年間目標値は、第3四半期までの値を記入すること。

（提出様式２－２―３）

３）公園特性を生かした植物管理に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

季節を彩る花の演出に関する満足度(非常に満足)【数値目標】　　(単位:%)

年目	1 年目				2 年目	3 年目	4 年目
年間 季節を彩る花の演出に関する満足度							
四半期毎 季節を彩る花の演出に関する満足度	1	2	3	4			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～５．に、本公園内の自然資源等を活用した魅力ある花修景や風景の演出に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※季節を彩る花の演出に関する満足度（非常に満足）【数値目標】は、2～4 年目についても、1 年目と同様、四半期毎（4 年目は第１四半期～第３四半期）の目標値を記入すること。また、4 年目の年間目標値は、第３四半期までの値を記入すること。

（提出様式２－２―４）

４）公園特性及び資源、施設を活かした運営管理に関する提案
基本的な考え方・方針 ○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○ １．企画提案項目：○○○の活用 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。 ２．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ３．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ４．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ５．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目の１．～３．に、本公園の「自然生態園」「竜頭の森」「さぬきの森」の機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目の４．～５．に、「竜頭の丘」の機能を発揮させるための維持管理方法に関して、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―５）

５）多様な利用プログラムの提供に関する提案

基本的な考え方・方針　　○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

イベント・行事等利用プログラムの種類・開催数、参加人数【数値目標】

イベント・行事名	１ 年目		２ 年目	３ 年目	４ 年目
	開催数（回）	参加人数（人）			
展示（自然生態展示館）		-			
展示（その他）		-			
体験教室		○～○○			
里山伝承体験教室及び里山教室		○～○○			
ガイドウォーク		○～○○			
		○～○○			

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※企画提案項目１に、展示（自然生態展示館）の開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２に、展示（その他）の開催数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３に、体験教室の開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４に、里山伝承体験教室及び里山教室の開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５に、ガイドウォークの開催数と参加人数の目標の実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。

※自主事業の自主イベントの企画提案については「（提出様式２－２－１０）自主事業に関する提案」に記述するものとし、本様式では委託費で行う行催事（材料代等実費を公園利用者から徴収すること等ができるものを含む）のみを記載すること。
※「体験教室」と「里山伝承体験教室及び里山教室」、「ガイドウォーク」の内容及び実施回数は重複してはならない。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※行催事の開催回数、参加人数【数値目標】は、２～４年目についても、１年目と同様、開催回数及び参加人数の目標数値を記入すること。また、４年目の目標値は第３四半期までの値を記入すること。

（提出様式２－２―６）

６）情報受発信に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

マスコミ報道件数・ホームページアクセス件数【数値目標】　　（ 単位：件）

年目	１ 年目	２ 年目	３ 年目	４ 年目
年間 マスコミ報道 件数				
年間 ホームページ アクセス件数				

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※マスコミ報道件数やホームページアクセス件数の目標を設定の上、それら実施、達成に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。
※4年目の目標値は、第3四半期までの値を記入すること。

（提出様式２－２―７）

７）地域との連携活動・市民との協働活動に関する提案
基本的な考え方・方針 ○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○ １．企画提案項目：○○○の連携 ・具体的な企画提案：○○○を連携し、・・・・実施します。 ・期待される効果：○○○を連携することにより、・・・・が期待されます。 ２．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ３．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ４．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ５．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、周辺自治体や学校、地域住民等関係機関や関係者との連携体制、協力体制の構築に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～５．に、ボランティアやＮＰＯ団体との連携方策及びボランティア活動の充実・継続に向けて、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―８）

８）公園利用者等の安全を確保する管理手法に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

１．企画提案項目：○○○の活用
・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、公園利用者の安全・安心を確保する施設管理および運営管理について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、既存地形や本公園の特性を踏まえた上で、ハード面、ソフト面でのユニバーサルデザイン対応について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、公園スタッフに関する事故を未然に防ぐ取組について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―９）

９）緊急時及び非常時の対応に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○について、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○をすることにより、・・・・の防止が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．～２．に、緊急事態を想定し、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．～４．に、トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．に、繁忙期において、混乱回避のための対応策について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１０）

１０）自主事業に関する提案

基本的な考え方・方針

○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○

１．企画提案項目：○○○の実施
・具体的な企画提案：○○○について、・・・・○○○を実施します。
・期待される効果：○○○を実施することにより、・・・・が期待されます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※公園の目的・魅力の向上の観点について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※自主事業： 事業者の独立採算により行う事業をいう。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１１）

１１）収益施設の運営に関する提案
基本的な考え方・方針 ○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○ １．企画提案項目：○○○の活用 ・具体的な企画提案：○○○を活用し、・・・・○○○を実施します。 ・期待される効果：○○○を活用することにより、・・・・が見込まれます。 ２．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ３．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ４．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果： ５．企画提案項目： ・具体的な企画提案： ・期待される効果：

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けること。
※企画提案項目１．**駐車場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．**レンタサイクル施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．**飲食施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．**物販施設**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．**オートキャンプ場**における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案によって、設計数量が変更する場合には、必ず提出様式２－２―１２の改善提案も行うこと。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

（提出様式２－２―１２）

１２）各業務の最低水準（現行基準）として示された仕様書に対する改善提案
基本的な考え方・方針 ○ ○ ○ を基本的な方針として、○ ○ ○ １．改善提案項目：○○○工 ・設計数量：○○m2 ・変更数量：○○m2 ・変更可能な理由：○○○を導入し、・・○○の質が向上（○○を削減）します。 ・期待される効果：○○○を導入することにより、・・・・の削減が見込まれます。 ２．改善提案項目： ・設計数量 ・変更数量 ・変更可能な理由： ・期待される効果： ３．改善提案項目： ・設計数量 ・変更数量 ・変更可能な理由： ・期待される効果： ４．改善提案項目： ・設計数量 ・変更数量 ・変更可能な理由： ・期待される効果： ５．改善提案項目： ・設計数量 ・変更数量 ・変更可能な理由： ・期待される効果：

※各改善提案項目には通し番号を付けること。
※改善提案による質の維持向上又は経費の削減（あるいはその両方）に関する提案について、実現性のある改善提案および期待される効果を具体的に記述する。
※設計数量が変更となる場合には、数量総括表に変更数量を記述して提出すること。
※記載にあたっての注意事項等は、本様式の【別添】に示すので必ず確認すること。

【別添】

企画書の提案に関する注意事項等

１．各企画提案および改善提案について、着眼点が他と比較して優れており、具体性、実現性があり、当該公園において適切かつ効果的なものであるか等の妥当性について総合的な観点から評価する。

２．各企画提案および改善提案の頁数は、説明図表を含めＡ４版２頁以内とする。
上記頁数を超えた場合、加点評価対象は２頁目までに記載されている内容とし、３頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。ただし、３頁目以降に記載した内容（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

３．各企画提案の項目数は最大５項目までとし、記載の順に１から５までの通し番号を付けるものとする。
　加点評価対象は番号１から５の企画提案項目までとし、これを超えた企画提案項目は加点評価対象としない。また、通し番号の記載がない企画提案項目についても加点評価対象としない。ただし、超過した企画提案項目又は通し番号の記載がない企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

４．改善提案は、記載の順に１から通し番号を付けること。
　通し番号の記載がない改善提案項目については加点評価対象としない。ただし、通し番号の記載がない改善提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。
　頁数は、上記２．によるものとする。

５．１つの企画提案項目は１つの着目対象（〇〇対策、等）に限って設定すること。
　複数の着目対象に対する企画提案項目を記載した場合には、当該企画提案項目を加点評価対象としない場合がある。ただし、当該企画提案項目（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

６．１つの企画提案項目に対する具体的な企画提案は、業務の特性及び現場条件等を考慮のうえ、企画提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための実施方法（効果を高めるために付帯して行うものを含む。）を具体的に記載する。
　曖昧な表現及び「仕様書に基づき履行」等の簡易な表現はしないこと。

７．以下に示すような企画提案項目は、標準案と同程度であり効果が期待できないものとし、加点評価しない。
①仕様書及び関係法令を遵守した標準的な内容

８．以下に示すような企画提案項目は、実施を認めないもの（履行不可）とする。
①関係法令に違反するもの
②入園料、使用料等の増減を変更させるもの
③開園日時を変更させるもの（主催イベント等仕様書で明示してあるのもは除く）

９．文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとし、判読できない場合は、図表等を評価しない場合がある。

10. 白黒片面印刷で提出するものとする。

11. 企画書の提出部数は１部とし、通しの頁数を以下の例ように頁右下に記載するものとする。（例 1／ 10,　2／ 10･･･9／ 10,　10／10）。

12. 企画書に個別法人および個別グループ等が特定できる記載内容（法人名、個人名等）がある場合は、その記載された頁に該当する実施要項表９に示す「区分」は加点評価対象としない。ただし、当該区分（履行不可と判断されたものを除く。）についても特定された場合は、履行義務は負うものとする。

（ 例）　▲▲ 会社 → 当法人
■■財団 → 当法人
◇◇共同体 → 当法人
□□グループ → 関連グループ 等
※固有の名称は用いないこと。

13. 各企画提案および改善提案を作成する上で、同様な内容を記述する場合は、該当箇所に「（再掲）」と記載すること。ただし、加点対象とするが、実施要項表９に示す「区分」によって評価が異なる場合がある。

国営讃岐まんのう公園

収益施設運営計画書

提　出　様　式

国土交通省　四国地方整備局

【企画書提出時に提出すること】
（様式３－１）

平成　　年　　月　　日

収益施設運営計画書

国土交通省 四国地方整備局 殿

（申込者）社 名

代表者 印

所在地

TEL(FAX)

下記施設について、国営讃岐まんのう公園収益施設運営計画書を提出します。

記

（1） 所 在 地　　香川県仲多度郡まんのう町
（2）対象施設　　駐車場（５箇所）、レンタサイクル施設（１箇所）、飲食施設（２箇所）、物販施設（１箇所）、オートキャンプ場（１箇所）、自動販売機

＊共同体として参加する者が提出する場合はH28－31 国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務について、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務をする者とする。

（様式３－２）

収益施設運営計画

（１）収益施設全体の運営計画
・基本的な考え方
・取組方策
・混雑期、閑散期に対応した運営方針

※収益施設全体の計画について、基本的な考え方及び取り組み方策を具体的に記述すること。また、混雑期、閑散期に対応した運営方針も具体的に記述するものとする。
※図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。

（様式３－３）

（２）収益施設の運営に関する提案

１．企画提案項目：○○○の設定
・具体的な企画提案：○○○を設定し、・・・・実施します。
・期待される効果：○○○を設定する事により、・・・・が見込まれます。

２．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

３．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

４．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果：

５．企画提案項目：
・具体的な企画提案：
・期待される効果

※各企画提案項目には１から５までの通し番号を付けるものとする。
※企画提案項目１．駐車場における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目２．レンタサイクル施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目３．飲食施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目４．物販施設における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※企画提案項目５．オートキャンプ場における公園利用者サービスの向上に向けた運営について、実現性のある企画提案および期待される効果を具体的に記述する。
※文字寸法は１０．５ポイント以上とする。図表等を入れる場合は、コピー等により判読不可能とならない文字の大きさ９ポイント程度までとする。白黒片面印刷で提出するものとする。
※本様式に記述した企画提案については、企画書提出様式２－２－１１と同様な内容とする。

（様式３－４－１）

（３－１）駐車場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－２）

（３－２）レンタサイクル施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－３）

（３－３）飲食施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－４）

（３－４）物販施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－５）

（３－５）オートキャンプ場の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

（様式３－４－６）

（３－６）自動販売機の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービス
運営期間、運営時間
料金設定
主なサービス

※収益施設の運営期間、運営時間、料金設定、主なサービスを具体的に記述するものとする。
※様式は、図表を含みＡ４版２枚までとし、文字サイズは１０．５ポイント以上とする。
※仕様書に示す期間・時間、料金を超える提案は不可とする。

H28-31 国営讃岐まんのう公園
運営維持管理業務

別添資料

平成２７年７月

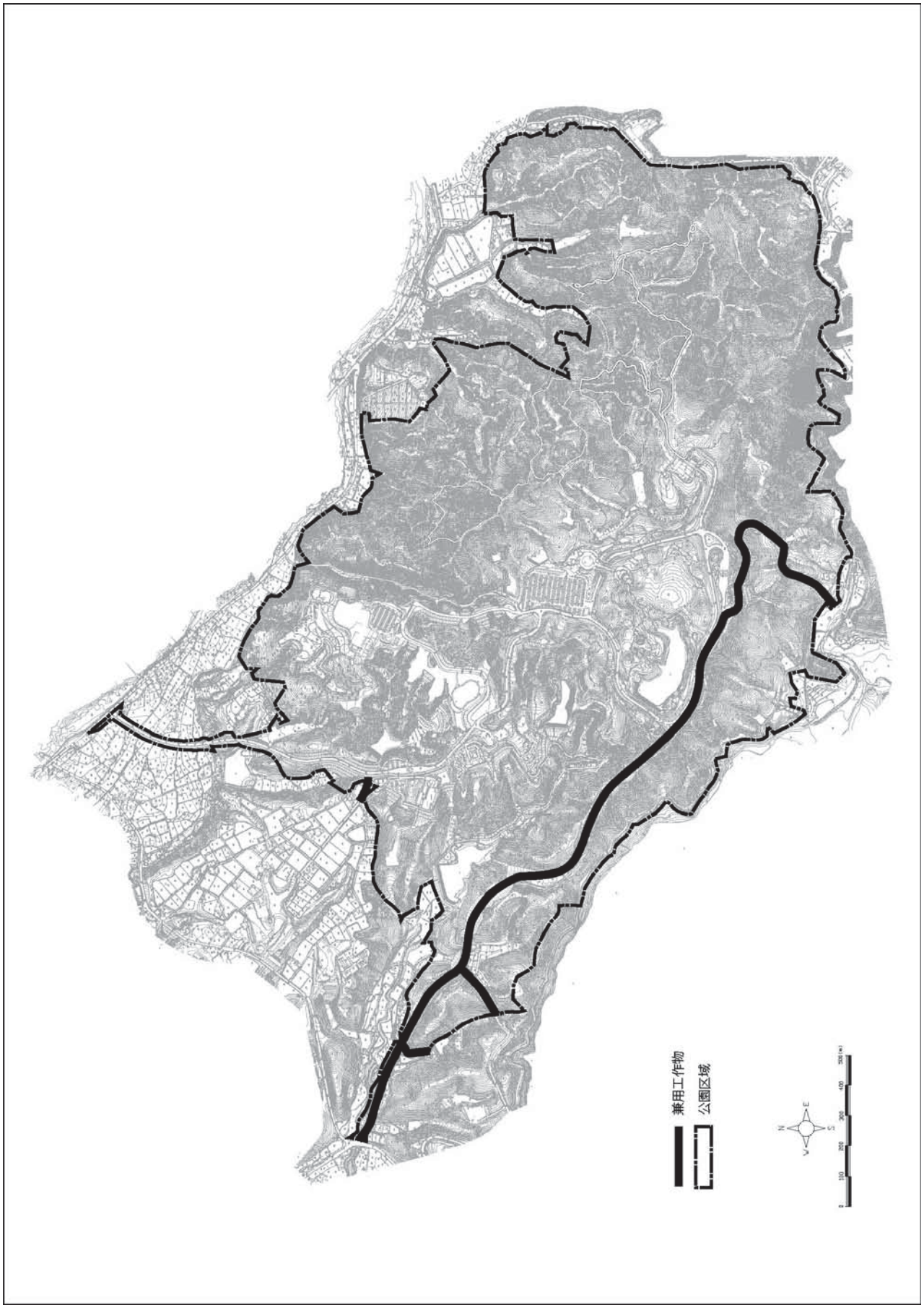
国土交通省　四国地方整備局

仕様書（案）に関連する別添・様式

分類	資料No	資料名	頁番号
共通仕様書	別添 － 1	公園平面図	別添 － 1
	別添 － 2	土地利用方針	別添 － 2
	別添 － 3	公園利用重点調整区域	別添 － 4
	別添 － 4	兼用工作物関係	別添 － 5
	別添 － 5	総合センター図	別添 － 14
	別添 － 6	国土交通本省委託契約取扱要領	別添 － 15
	別添 － 7	国営讃岐まんのう公園における行為の禁止等に関する取扱要領（案）	別添 － 26
	別添 － 8	持ち込み禁止物品	別添 － 27
	別添 － 9	閉園判断基準	別添 － 28
	別添 － 10	国営讃岐まんのう公園BCPハンドブック（案）	別添 － 30
	別添 － 11	東南海・南海地震に対応した 国営讃岐まんのう公園事務所業務継続計画（抄）	別添 － 32
	別添 － 12	提供施設等取扱いについて	別添 － 36
	別添 － 13	国営公園維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて	別添 － 42
本業務全体の企画立案及びマネジメント	別添 － 14	車両通行規則等	別添 － 45
	別添 － 15	業務入園について	別添 － 48
	別添 － 16	年間パスポート券の運用	別添 － 51
	別添 － 17	占用許可物件関係	別添 － 52
	別添 － 18	持ち込みイベント、ロケーション、研修室等利用の手続き	別添 － 55
	別添 － 19	行催事について	別添 － 59
	別添 － 20	継続必要性の高いイベント対応	別添 － 62
	別添 － 21	行催事実施計画書例	別添 － 63
	別添 － 22	ボランティア活動	別添 － 64
	別添 － 23	パークアイデンティティマニュアル（抄）	別添 － 82
	別添 － 24	プライバシーポリシー	別添 － 85
	別添 － 25	ペット対応	別添 － 87
	別添 － 26	接客・接遇について	別添 － 92
	別添 － 27	利用サービス業務日誌（様式）	別添 － 93
	別添 － 28	団体対応について	別添 － 94
	別添 － 29	苦情、要望等への対応について	別添 － 98
	別添 － 30	園内循環バス及び無料シャトルバス運行ルート	別添 － 99
	別添 － 31	自然活用ゾーン（さぬきの森）管理運営計画	別添 － 100
	別添 － 32	管理動物一覧	別添 － 104

分類	資料No	資料名	頁番号
施設維持管理	別添－33	建物・工作物に係る点検の分担一覧	別添－105
	別添－34	建物に係る点検整備（位置図）	別添－106
	別添－35	工作物に係る点検整備（位置図）	別添－108
	別添－36	建物・工作物に係る冬季対応（積雪、氷結対応等）	別添－114
植物管理	別添－37	芝生管理区域図	別添－115
	別添－38	中低木管理区域図	別添－116
	別添－39	高木管理区域図	別添－117
	別添－40	林地管理区域図	別添－118
	別添－41	草地管理区域図	別添－119
	別添－42	草花管理区域図（花壇管理・花畑管理・草花管理）	別添－120
	別添－43	貴重種一覧	別添－123
	別添－44	水利権について	別添－125
収益施設運営規定書	別添－45	収益施設運営対象区域図	別添－126
様式	様式 1	管理月報	別添－127

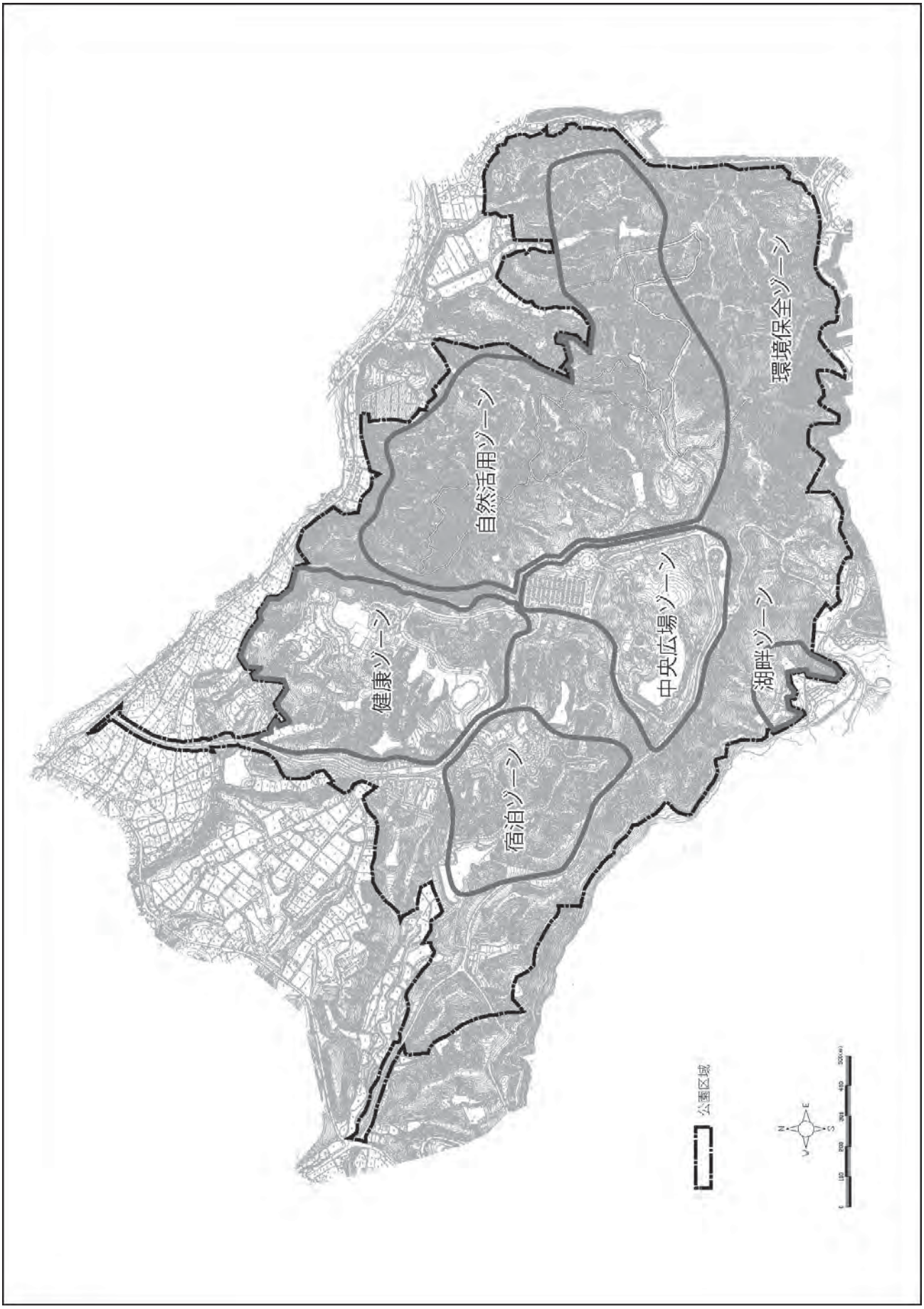
公園平面図



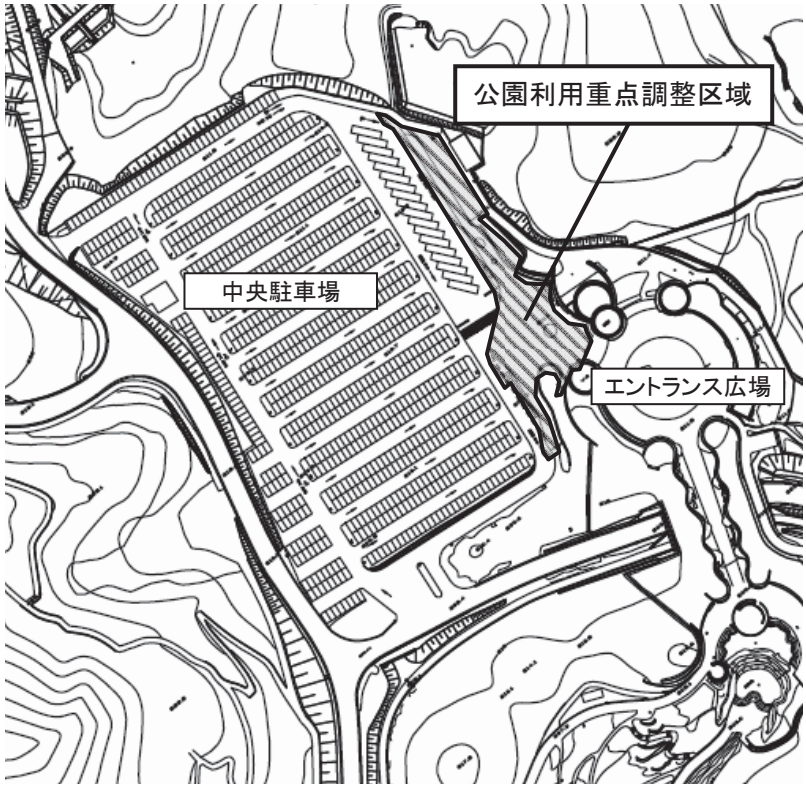
土地利用方針

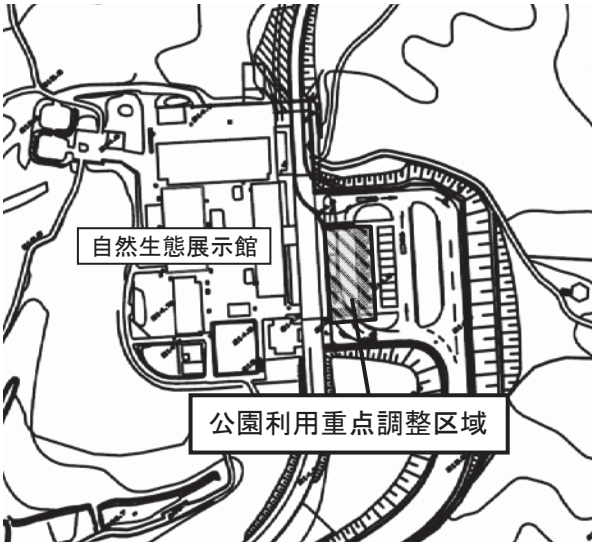
ゾーニング及び主要施設

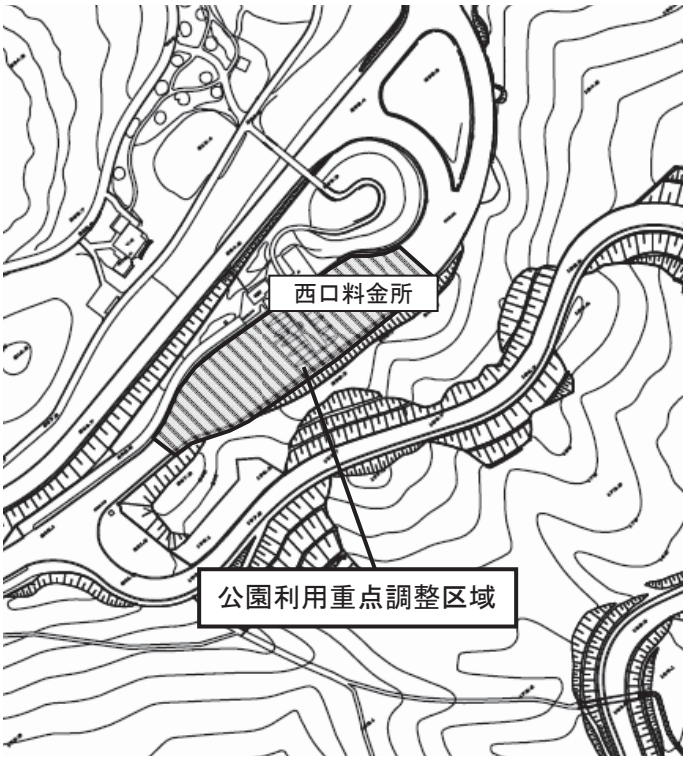
ゾーン名	特色	主要施設
中央広場ゾーン	本公園の中心であり、入り口らしさの演出の他、様々なイベントのできる芝生広場、数多くの花や遊具を主体としたファミリー利用型の誰でも手軽に利用できるゾーン	エントランス広場、ビジターセンター、緑と石のヴィスタ、レストラン、売店、昇竜の滝、風花の庭、青竜の谷、花竜の道、芝生広場、サイクリングセンター、まんのう竹風庵、竜の子ひろば、中央駐車場
健康ゾーン	四国有数の花・紅葉風景の中で、子どもからお年寄りまで、自分に合った心身の健康づくりができるゾーン	ドラ夢ドーム、ドラ夢広場、北案内所、ドッグラン、健康広場、虫の広場、花巡りの丘、実りの丘、多目的広場、お花見広場、つつじの丘、北駐車場
自然活用ゾーン	自然生態園を中心とした四国らしい里山環境や豊かな自然環境の中で自然観賞、レクリエーション活動、持続可能な社会づくりについての体験・学習ができるゾーン	車道園路、駐車場、散策路、自然生態観察園、園路、自然生態展示館 さぬきの森センターハウス
宿泊ゾーン	ファミリーや団体で利用できるキャビン、カーサイト等の宿泊機能を備えたゾーン	キャビン、トレーラーハウス、キャンピングカーサイト、一般カーサイト、フリーサイト、洗面・シャワー・トイレ棟、炊事棟、オートキャンプ場管理センター
湖畔ゾーン	満濃池周辺の自然環境を保全・活用しながら、地域固有の景観である満濃池や象頭山を眺め、空海の事跡やため池のある中讃地域の自然環境に触れるゾーン	岬の桟橋
環境保全ゾーン	公園外周部及びゾーン間の緩衝樹林帯など、主に自然環境の保全を目指すゾーン	満濃池展望遊歩道、パノラマ展望台、池見の丘、湖畔の里、きのこの森、炭焼き窯、たけのこ園、体験学習館、希望の丘展望台、見はらしの山展望台、風の見える丘展望台、リサイクルセンター、香川河川国道事務所公園課、まんのう公園管理センター

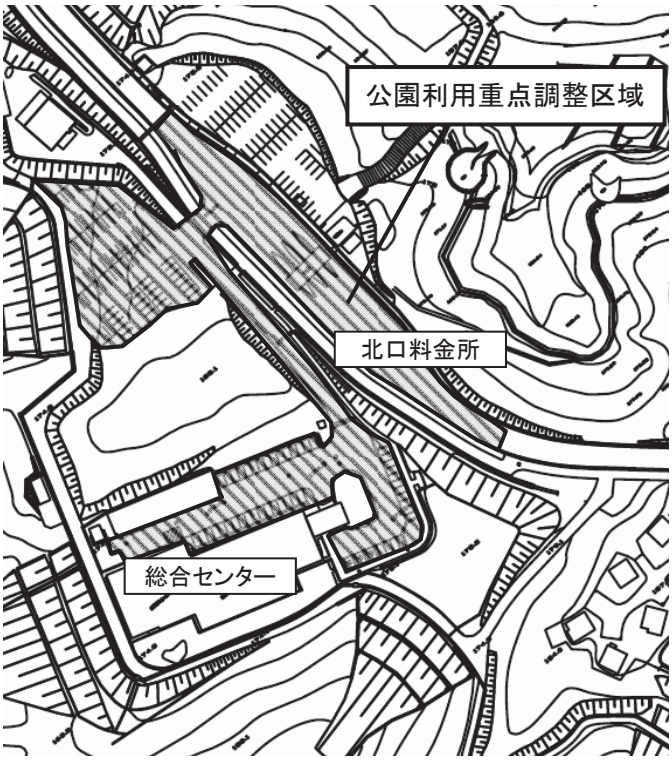

健康ゾーン
自然活用ゾーン
環境保全ゾーン
宿泊ゾーン
中央広場ゾーン
湖畔ゾーン
公園区域

公園利用重点調整区域

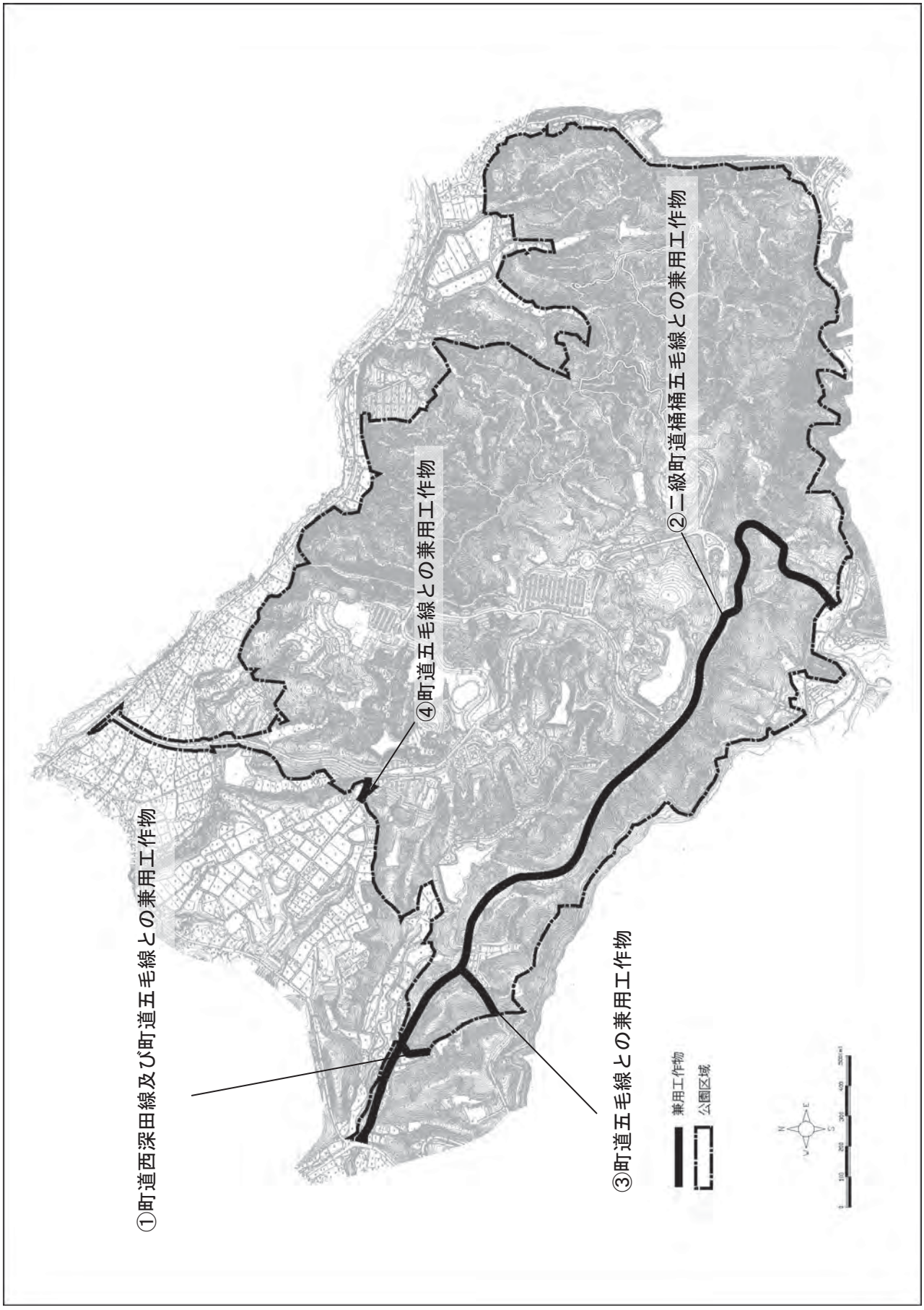

公園利用重点調整区域
中央駐車場
エントランス広場


自然生態展示館
公園利用重点調整区域

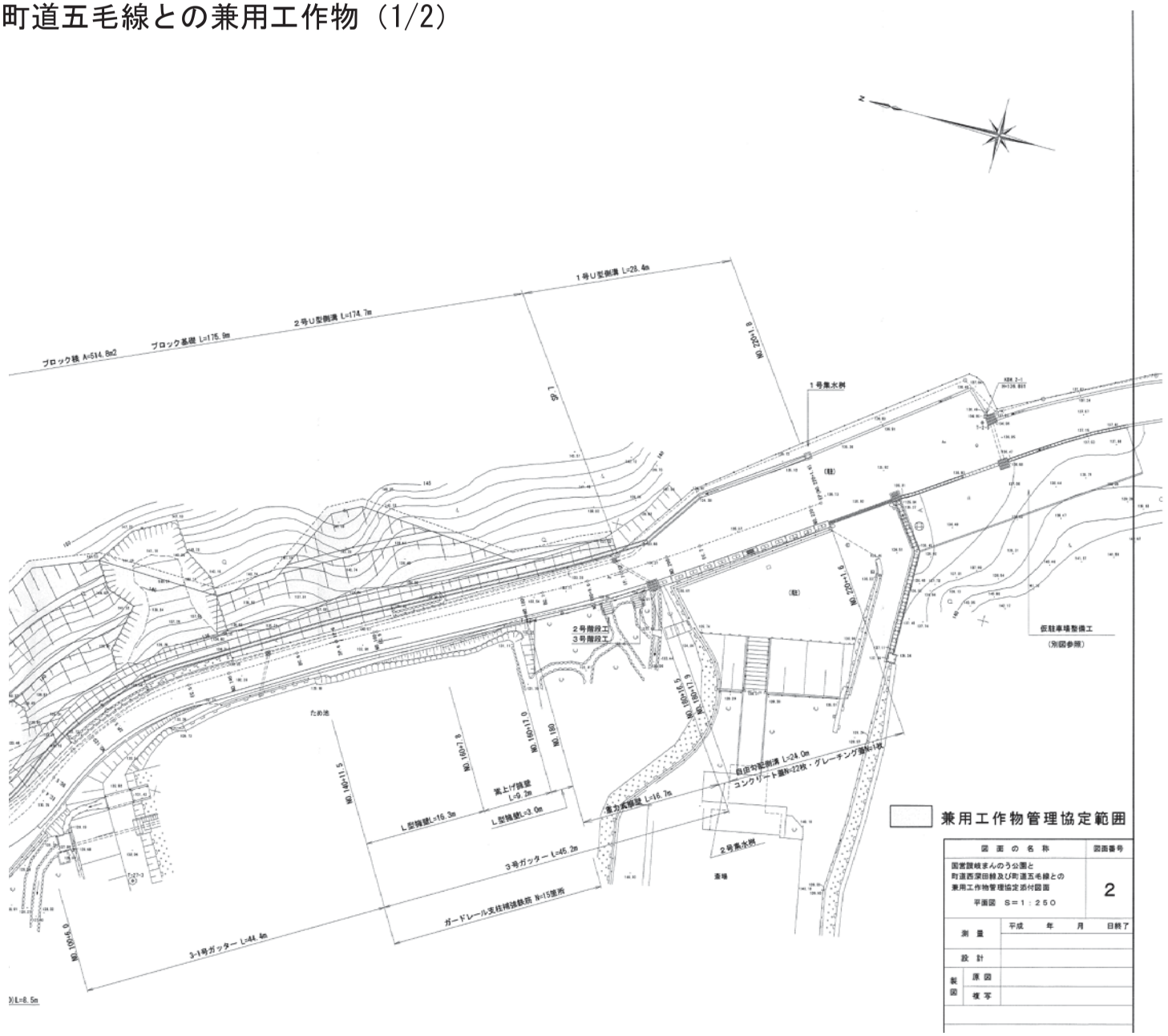

西口料金所
公園利用重点調整区域


公園利用重点調整区域
北口料金所
総合センター

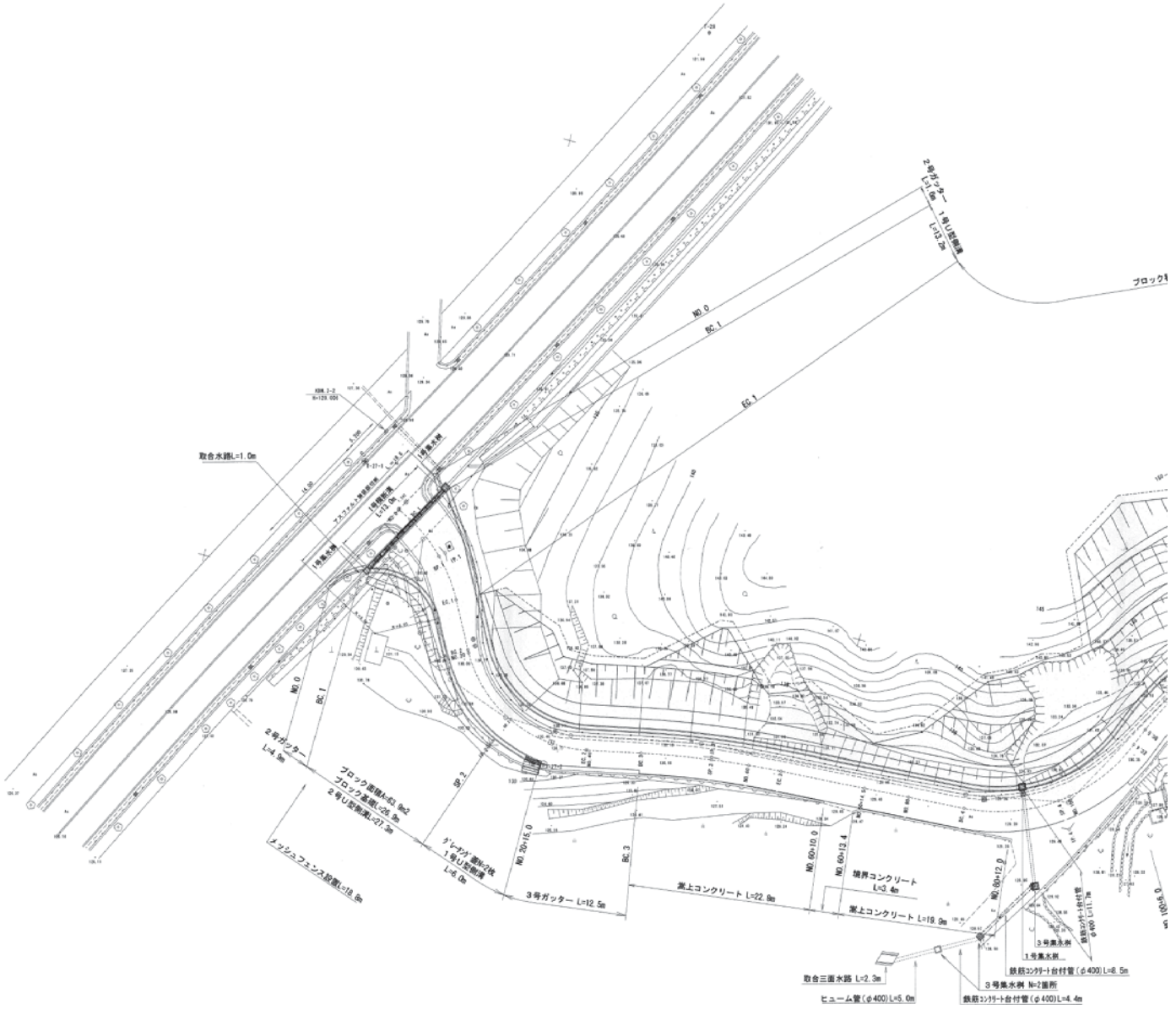
兼用工作物関係


①町道西深田線及び町道五毛線との兼用工作物
④町道五毛線との兼用工作物
②二級町道桶桶五毛線との兼用工作物
③町道五毛線との兼用工作物
兼用工作物
公園区域

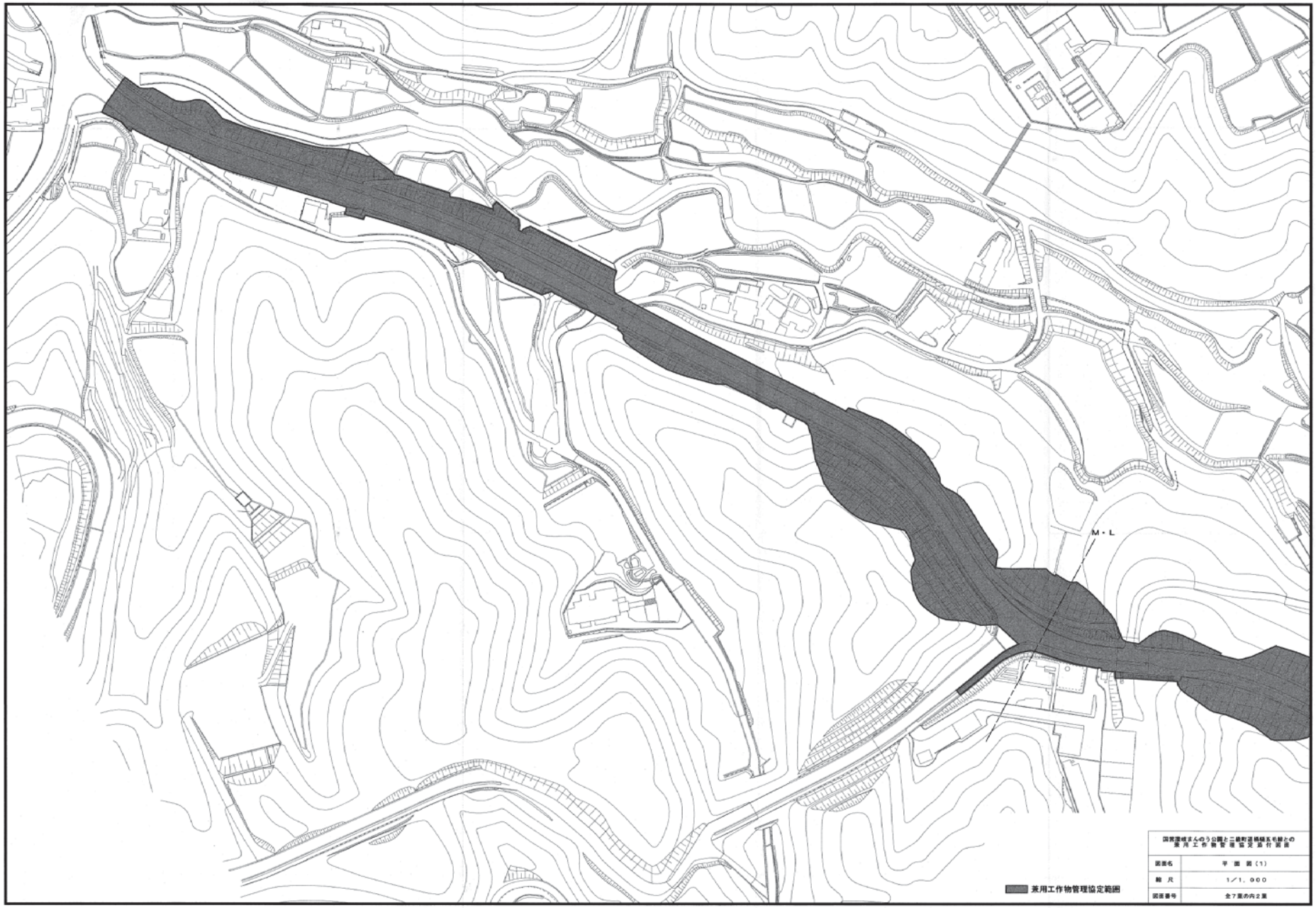
①町道西深田線及び町道五毛線との兼用工作物（1/2）



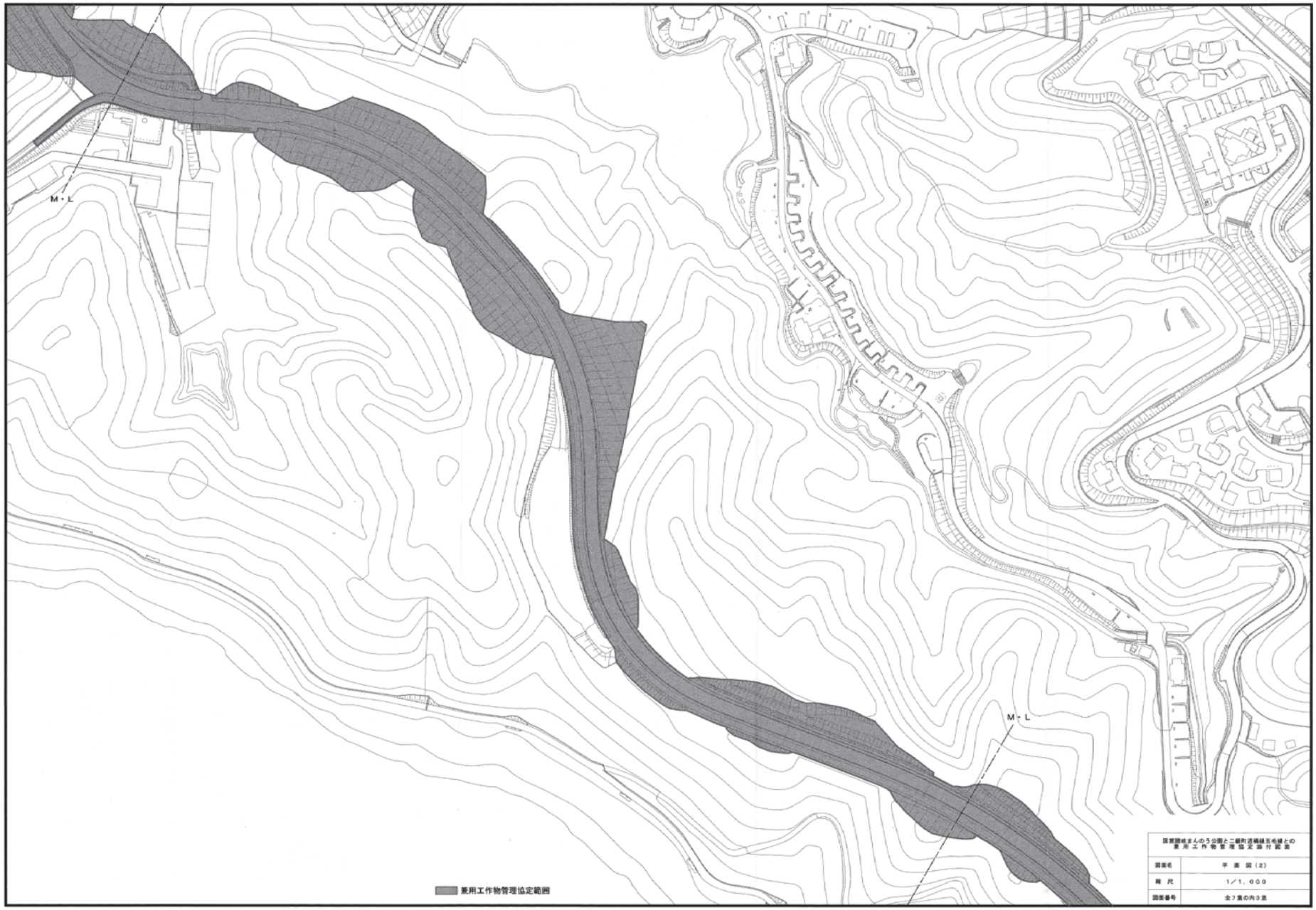
①町道西深田線及び町道五毛線との兼用工作物（2/2）



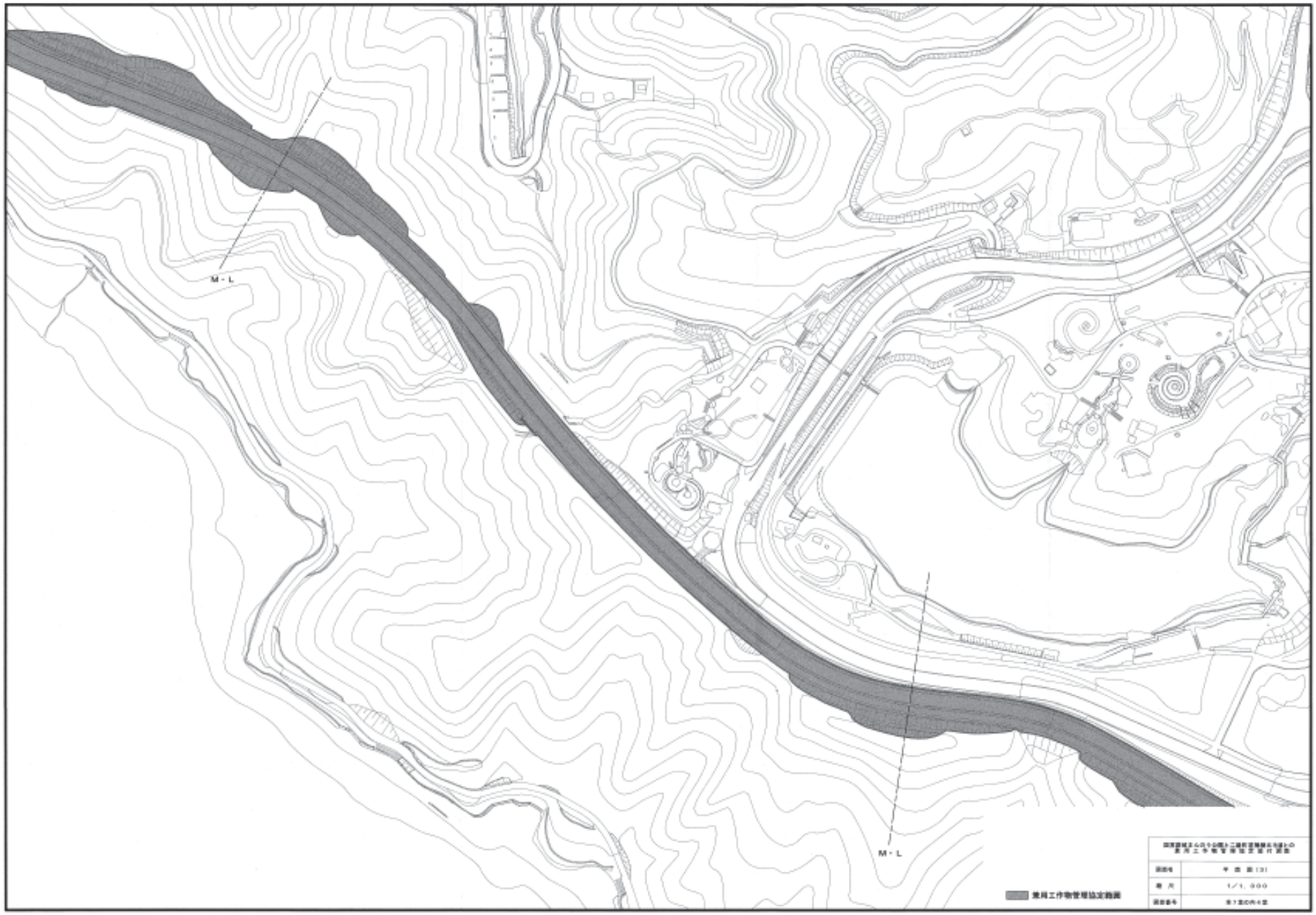
②二級町道桶桶五毛線との兼用工作物（1/4）



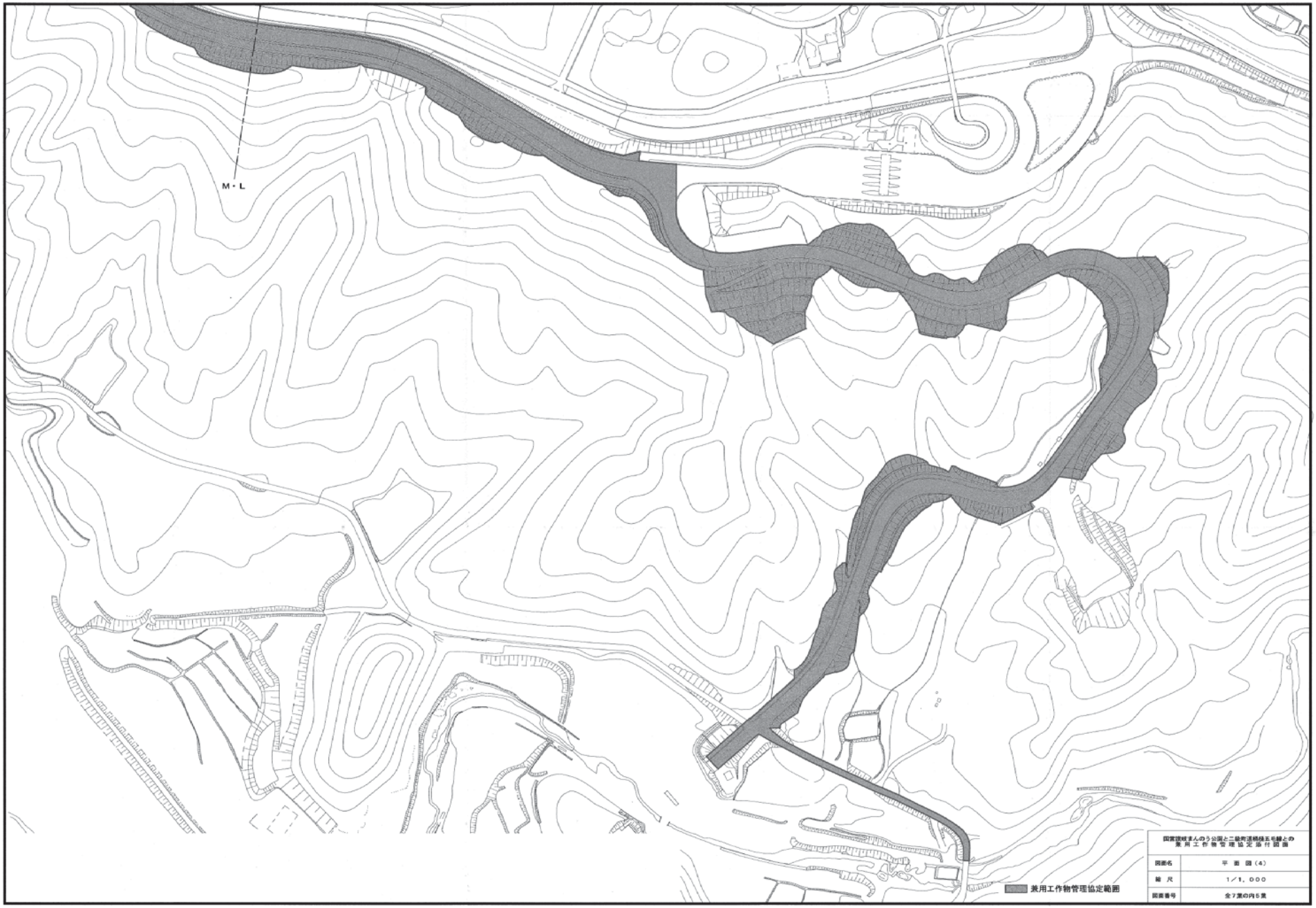
②二級町道桶桶五毛線との兼用工作物（2/4）



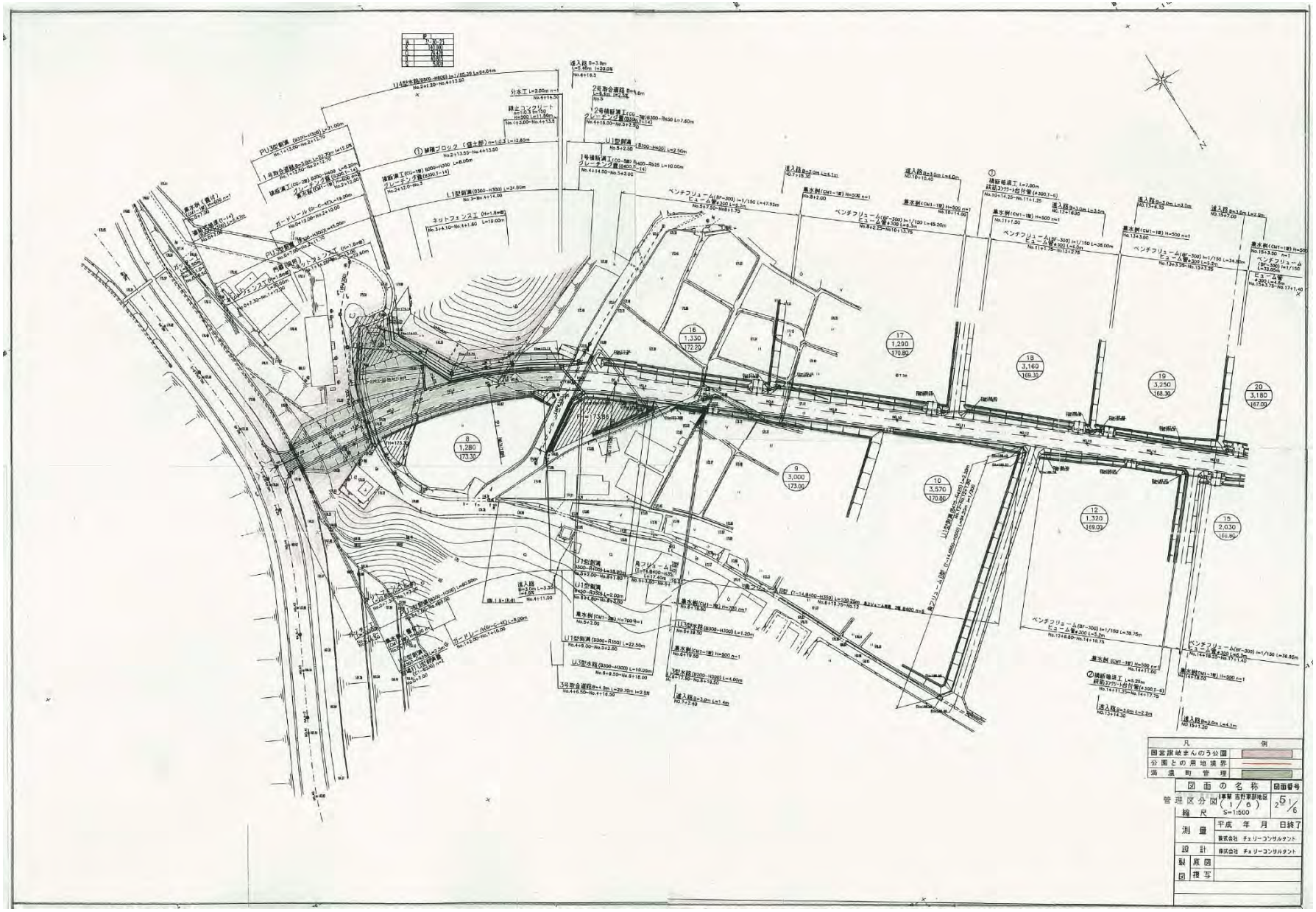
②二級町道桶桶五毛線との兼用工作物（3/4）



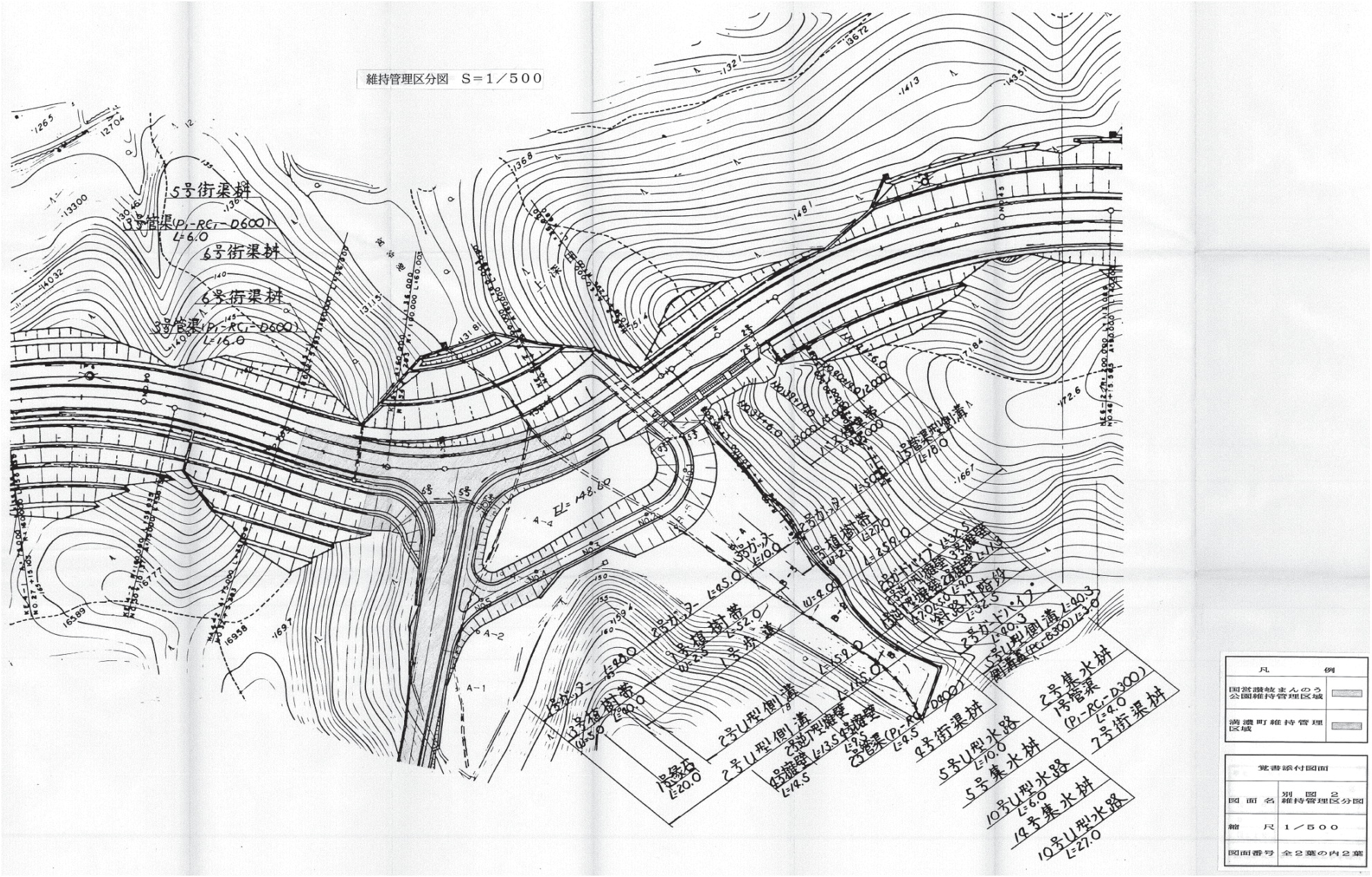
②二級町道桶桶五毛線との兼用工作物（4/4）



③町道五毛線との兼用工作物

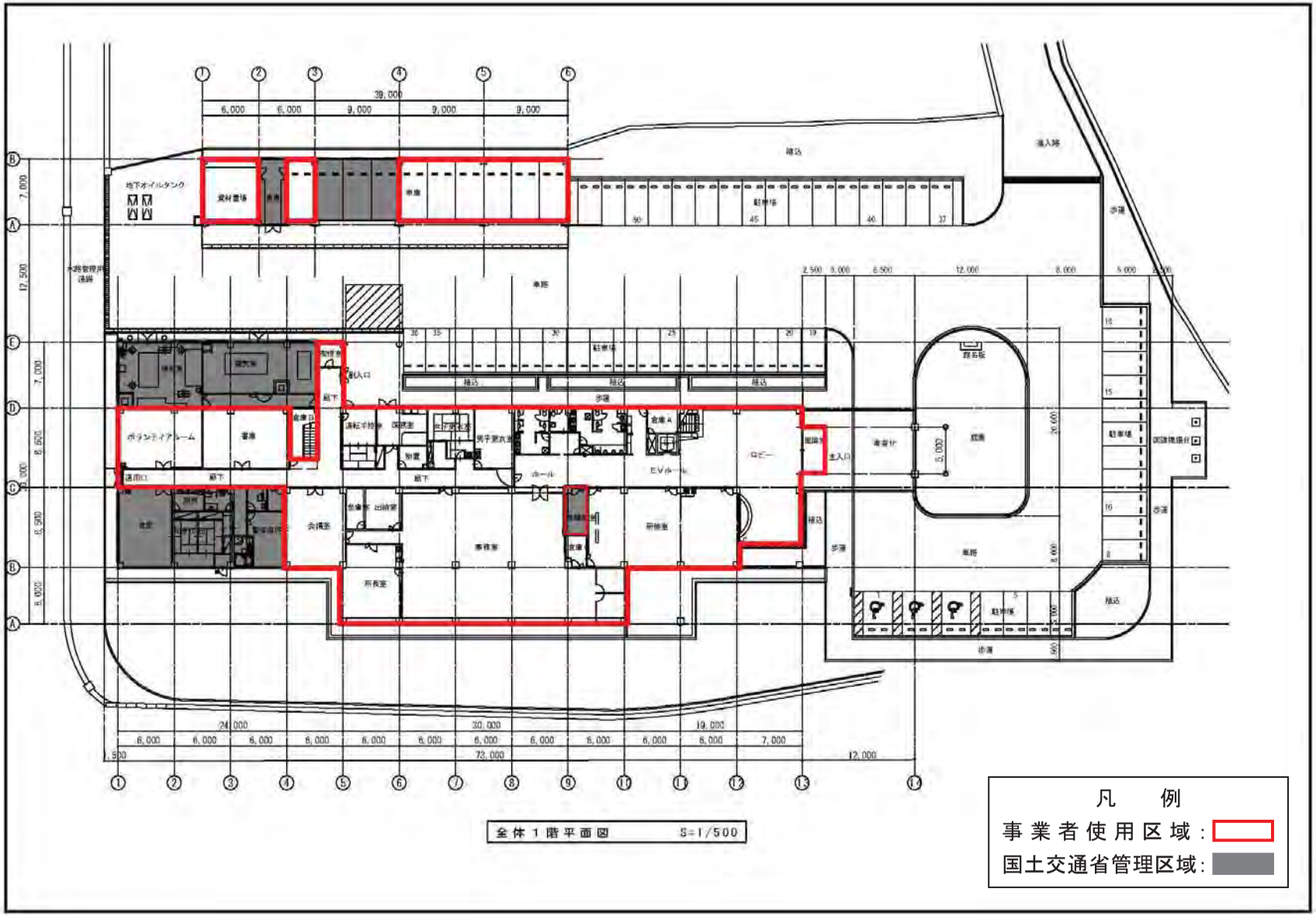


④町道五毛線との兼用工作物



別添－５

総合センター図



国土交通本省委託契約取扱要領

平成１３年４月２日
国官会第２９３号

改　正	平成１７年６月　２日	国官会第３２１－２号
改　正	平成１７年９月　１日	国官会第８２３号
改　正	平成２０年８月　１日	国官会第８３６－２号
改　正	平成２０年９月１７日	国官会第９８４号
改　正	平成２２年３月２３日	国官会第２１１７号
改　正	平成２３年３月３１日	国官会第２９９４号

（通　則）

第１　国土交通本省の所掌業務を委託契約を締結して国以外の者に委託する場合の取扱いについては、他の法令等に定めるもの並びに各委託事業に係る委託契約書又は委託費の取扱いに関する要領等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（委託業務実施要領）

第２　支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。以下「担当官」という。）は、業務委託をしようとするときは、次に揚げる項目を明らかにした委託業務実施要領（以下「実施要領」という。）を、委託しようとする者に送付するものとする。

一　名称
二　委託料の限度額
三　業務の目的及び内容
四　業務の実施場所
五　業務の実施期間
六　その他必要な事項（成果物の仕様）

（委託料の算定）

第３　担当官は、実施要領に基づく委託料の積算調書を作成する。

（実施計画書等の提出）

第４　担当官は、第２により実施要領の送付を受けこれを受託しようとする者（以下「受託者」という。）から、次に掲げる計画書等を提出させるものとする。なお、変更しようとするときも同様とする。

一　実施計画書（別記様式第１）
二　四半期別必要経費内訳書（別記様式第２）
三　承諾書
四　受託者が業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとす

るとき（以下「再委託」という。）は、再委託（変更等）承諾申請書（別記様式第３）

五　再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、その履行体制に関する書面（別記様式第４）

六　その他担当官が必要とする書類

（契約の締結）

第５　担当官は、受託者から第４に掲げる書類を受理し、その内容を審査のうえ適当と認めたときは、別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

２　委託契約書の各条項により難い特別の事情がある場合においては、必要に応じ適宜条項を変更することができる。

（報告書等の提出）

第６　担当官は、受託者が当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

一　完了報告書（別記様式第５）

二　精算報告書（別記様式第６）

三　委託費経費内訳報告書（別記様式第７）

四　残存物件報告書（別記様式第８）

２　担当官は、受託者が第７第３項による補正命令に基づき当該業務の委託を完了したときは、遅滞なく、次に掲げる報告書（正副２通）を成果物に添えて提出させるものとする。

一　補正完了報告書（別記様式第５に準ずる様式）

二　精算報告書

三　残存物件報告書

（検 査 等）

第７　担当官は、第６第１項の成果物及び完了報告書等を受理したときは、自ら又は国土交通本省会計事務取扱細則（以下「細則」という。）第３２条に基づき補助者に命じて検査を行うものとする。

２　前項により検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の検査の結果不合格と認めたときは、細則第３３条に定める検査調書に次に掲げる事項を付記して担当官に提出するものとする。

一　不合格である旨

二　不合格と認めた理由

三　その措置についての意見

３　担当官は、第１項の検査の結果不合格と認めたとき、又は前項の検査調書を受理したときは、受託者に対し補正を命ずるものとする。

４　第１項の規定は、第６第２項の成果物及び補正完了報告書等を受理した場合に準用する。

５　検査職員は、第１項（第４項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めたときは、細則第３３条により検査調書を担当官に提出するものとする。

（担当職員の任命等）

第８　担当官は、必要があると認めたときは、次に掲げる事務を行わせるため、担当職員を任命し、任命後すみやかに受託者に通知するものとする。

一　委託業務の処理状況についての調査

二　委託料の経理状況についての監査

三　その他委託業務についての必要な指示

（概　算　払）

第９　担当官は、必要があると認めたときは、受託者に対し概算払を請求させることができる。

（委託費の精算）

第 10　担当官は、受託者から第６の報告を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは、委託費の額を確定し、これを受託者に通知するものとする。

（請求書の受理）

第 11　担当官は、受託者から官署支出官官職宛ての請求書を受理するものとし、受理後は、必要書類を添えて官署支出官に回付するものとする。

附則

１．この要領は、平成１３年４月２日から適用する。

附則（平成１７年６月　２日国官会第３２１－２号）

１．この要領は、平成１７年６月２日から適用する。

附則（平成１７年９月　１日国官会第８２３号）

１．この要領は、平成１７年９月１日から適用する。

附則（平成２０年８月　１日国官会第８３６－２号）

１．この要領は、平成２０年８月１日から適用する。

附則（平成２０年９月１７日国官会第９８４号）

１．この要領は、平成２０年１０月１日以降に入札手続を開始する契約について適用する。

附則（平成２２年３月２３日国官会第２１１７号）

１．この要領は、平成２２年４月１日から適用する。

別記様式第1（第4）

実　施　計　画　書

（受託の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千円）

受託の内容	実施期間	経　費　積　算　内　訳	成果物	摘要

（備　考）

1．用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

2．必要に応じ適宜項を加除して使用すること。

3．受託の内容は、調査項目毎に区分すること。

4．経費積算内訳は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。

5．変更にあっては、変更後の部分を上段に（　）書きすること。

6．業務委託の処理を第三者に委託する必要があるときは、摘要欄にその事務の内容及び委託先等必要な事項を記載すること。

別記様式第2（第4）

四 半 期 別 必 要 経 費 内 訳 書

（受託の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千円）

四半期別 / 経費区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	摘　要

（　備　考　）1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2. 経費区分は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費の区分により記載すること。なお、区分は必要に応じ適宜加除して記載すること。

3. 変更にあたっては、変更後の部分を上段に（　）書きすること。

別記様式第3（第4）

再委託（変更等）承諾申請書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国土交通省　○　○　○　○　　殿

受託者　住　所
　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付けの「＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿業務契約」（契約金額　￥◆◆，◆◆◆，◆◆◆円、税込み）に関して、下記の通り申請するので、手続き方お願いします。

記

1．再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）

2．再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）

3．再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）

4．再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠

- 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
- 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）

5．その他特記事項

平成　　年　　月　　日

受託者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。

　また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

① 受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
② 受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
③ 受託者は、委託者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官
　国土交通省　○　○　○　○　　印

（備考）　1．用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
　　2．必要に応じ、適宜加除して使用すること。

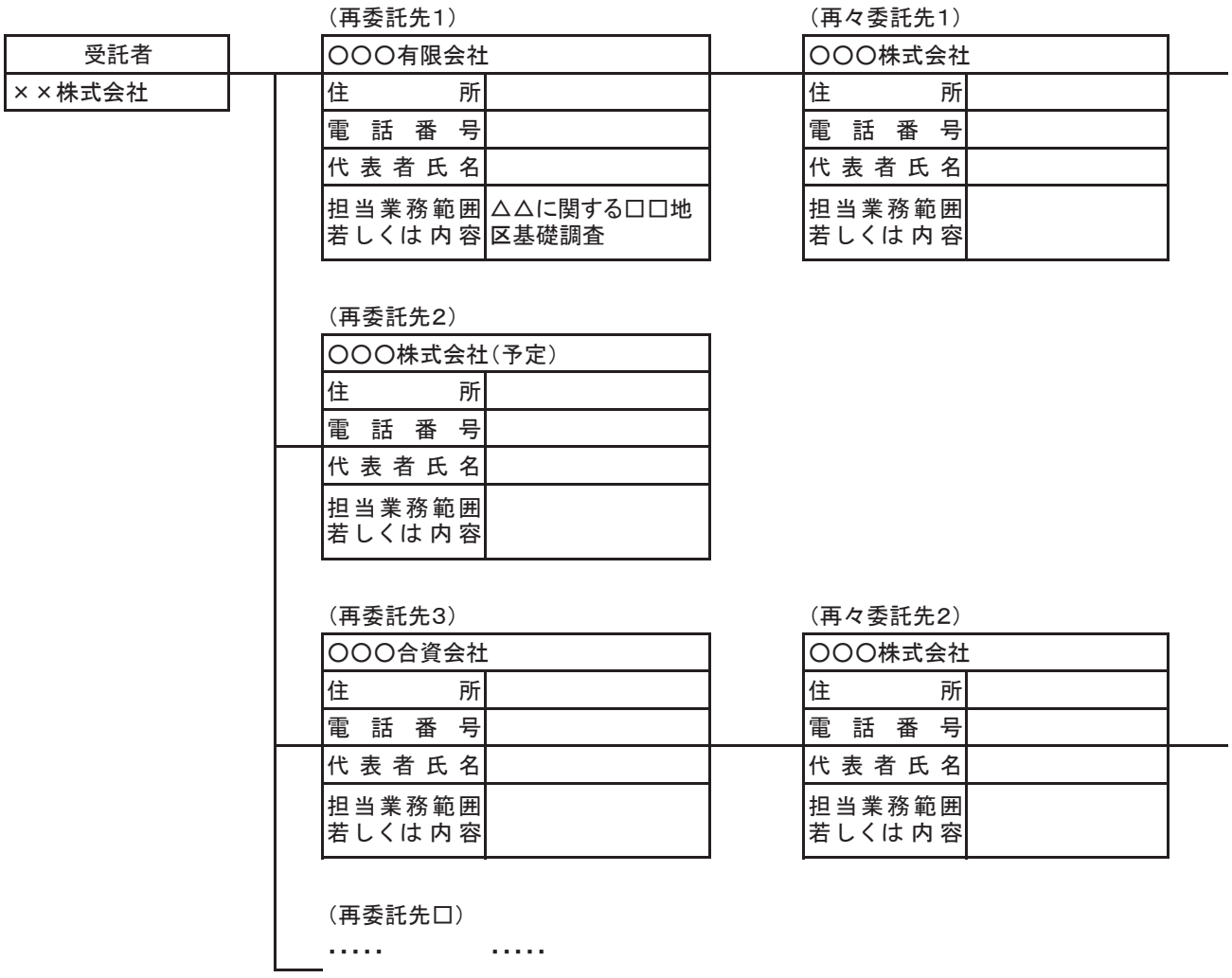
別紙様式第4（第4）

履 行 体 制 に 関 す る 書 面
（実施計画書の別紙資料）

平成　　年　　月　　日

〇当該履行体制に関する書面は、「委託契約書第4条」に基づいて作成したものである。

（受託者）
住　所
氏　名



（ 備 考 ）本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

①再委託の相手方の住所

②氏名（若しくは代表者氏名）

③再委託を行う業務の範囲

別記様式第5（第6）

完　了　報　告　書

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　国土交通省　○　○　○　○　殿

受託者　住　所
　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付契約（契約金額　￥◆◆，◆◆◆，◆◆◆円）の○○○○が完了したので、成果物及び下記の書類を添えて報告します。

記

1．精　算　報　告　書　　通

2．残存物件報告書　　通

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別記様式第6（第6）

精　算　報　告　書

（単位：円）

経　費　区　分	予定経費(A)	支出額(B)	過不足額 (A)−(B)	摘　要
計				

（　備　考　）1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。
2. 経費区分は、別紙様式第1備考4により記載すること。
3. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

別記様式第7（第6）

平成〇〇年度　×××　委託費経費内訳報告書

受託の名称	

（単位：円）

年月日	件　　名	予定経費額 A	支出額 B	過不足額 A-B	支出費目														備　　考		
					直接人件費	技術経費	謝金	旅費	庁費									再委託費	諸経費			
									備品費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	光熱水料	賃金	会議費	雑役務費	小計					
																	0					
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	伝票番号	支払い先	その他
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

（備考）　1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2. 年月日は、契約毎に、その都度、記載すること。

3. 支出費目は、直接人件費、技術経費、謝金、旅費、庁費、再委託費及び諸経費に区分し、庁費にあっては、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、賃金、会議費及び雑役務費に細分して計上すること。なお、区分等は必要に応じ適宜加除して計上すること。 また、各区分の上段は予定経費額、中段は支出額、下段は過不足額である。

別記様式第8（第6）

残　存　物　件　報　告　書

取得年月日	物　件　名	規　格	数　量	単　価	価　格	経費区分	摘　要

（　備　考　）1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4横とする。

2. 価格は取得価格を記載し、受託中に派生的に取得した物件については、見積額を記載すること。

3. 経費区分は、別記様式第1備考4の区分により記載し、区分が明らかでないものは、摘要に取得の理由を記載すること。

4. 第6第2項に基づき提出する場合は、その旨を付記すること。

国営讃岐まんのう公園における行為の禁止等に関する取扱要領

（園内での禁止行為）

１．園内の施設は大切に扱うこと。
２．植物を採ったり、動物をつかまえたりしないこと。
３．たき火や花火など、火を使うことは禁止とする。
４．「立ち入り禁止」の表示がある場所や、サクで囲んでいる場所には入らないこと。
５．ゴミは持ち帰るなど、減量に努めること。ゴミを捨てる場合は分別し、必ずくずかごに入れること。
６．灰皿の設置場所以外での喫煙はしないこと。
７．小さなお子様をお連れの方は、お子様から目を離さないようご注意ください。
８．ペットをお持ち込みの際は必ず鎖などでつなぎ、糞の始末は飼い主が責任を持って処理すること。
園内でのペットに関する事故等一切の責任は飼い主が負うものとする。
９．他のお客様のご迷惑とならないよう、配慮すること。
園内での競技会、集会、展示会、アンケート、営業、宣伝、募金行為等や、撮影のロケーション等に活用する際は、公園管理者の許可をとること。
10．持ち込み禁止となっている物品は持ち込まないこと。
11．その他、係員の指示に従って行動すること。

（ドッグラン利用規則）

１．飼い主の指示を守れる犬以外は、リードを放さないこと。
２．飼い主は必ず犬と同じエリアにいて、他の犬や人を傷つけたり、他の犬に傷つけられたりすることがないよう、目を離さないこと。
３．糞尿は、ドッグトイレを利用させること。もし芝生の上で糞尿をした場合は、芝生が枯れないように水をかけて薄めること。
４．糞は必ず拾って持ち帰ること。
５．他の犬に触るときは、飼い主に声をかけてからにすること。
６．中学生以下の方は、保護者同伴で利用すること。
７．係員の指示を守ること。守らない場合は退園をお願いする場合もある。
８．子供の声や行動が犬を刺激することもあるため、十分に注意すること。
９．ベビーカーは利用しないこと。

持ち込み禁止物品

〇無許可で可能、△許可申請後可能、×不可能、◎特に決まりがなく認めているもの

区分	名称	区分	特記事項
銃刀類	銃及び刀剣類	×	
	竹刀	×	
	モデルガン	×	
火器類	火薬	×	
	花火	×	キャンプ場及びお花見広場の一部可能
	ガス類	×	キャンプ場の一部可能
スポーツ用具	バット（ビニール製を除く）	×	
	野球の硬球	×	
	ゴルフ用品	×	
	ローラースケート	×	
	インラインスケート	×	
	スケートボード	×	
	キックボード	×	
	ラケット類	〇	球はビニール・スポンジ製のみ
	ホッピング	◎	
	竹馬	◎	
	ブーメラン	×	
	弓矢	×	
	ソリ	◎	使用場所制限（青竜の谷付近の芝生のみ可）
	球技用ネット	△	
	パチンコ	×	
	釣り道具	×	
	ボート	×	
自転車等	自転車	〇	サイクリングコースのみ
	変形自転車	×	
	補助付自転車	〇	サイクリングコースのみ
	幼児用乗り物（三輪車含む）	◎	制御付きに限る
	一輪車	×	
模型	エンジン付き模型	×	
	バッテリー付き模型	×	
瓶類	ガラス製	×	
音響機器	カラオケ等	×	
	PA 装置	△	
テント類	大型テント	△	
	小型テント	◎	
ビーチパラソル	タープ	◎	
	ビーチパラソル	◎	
採集用具等	捕虫網	◎	観察のみ
	動植物採集用具	◎	観察のみ
その他	ペット	△	入り口で誓約書
	多量のアルコール類	×	
	多量の薬物	×	
	危険物	×	

別添－９

災害・異常気象時における閉園基準について

平成23年6月14日　決定
平成26年 8月 8日　改正

【　公園名　：　国営讃岐まんのう公園　】

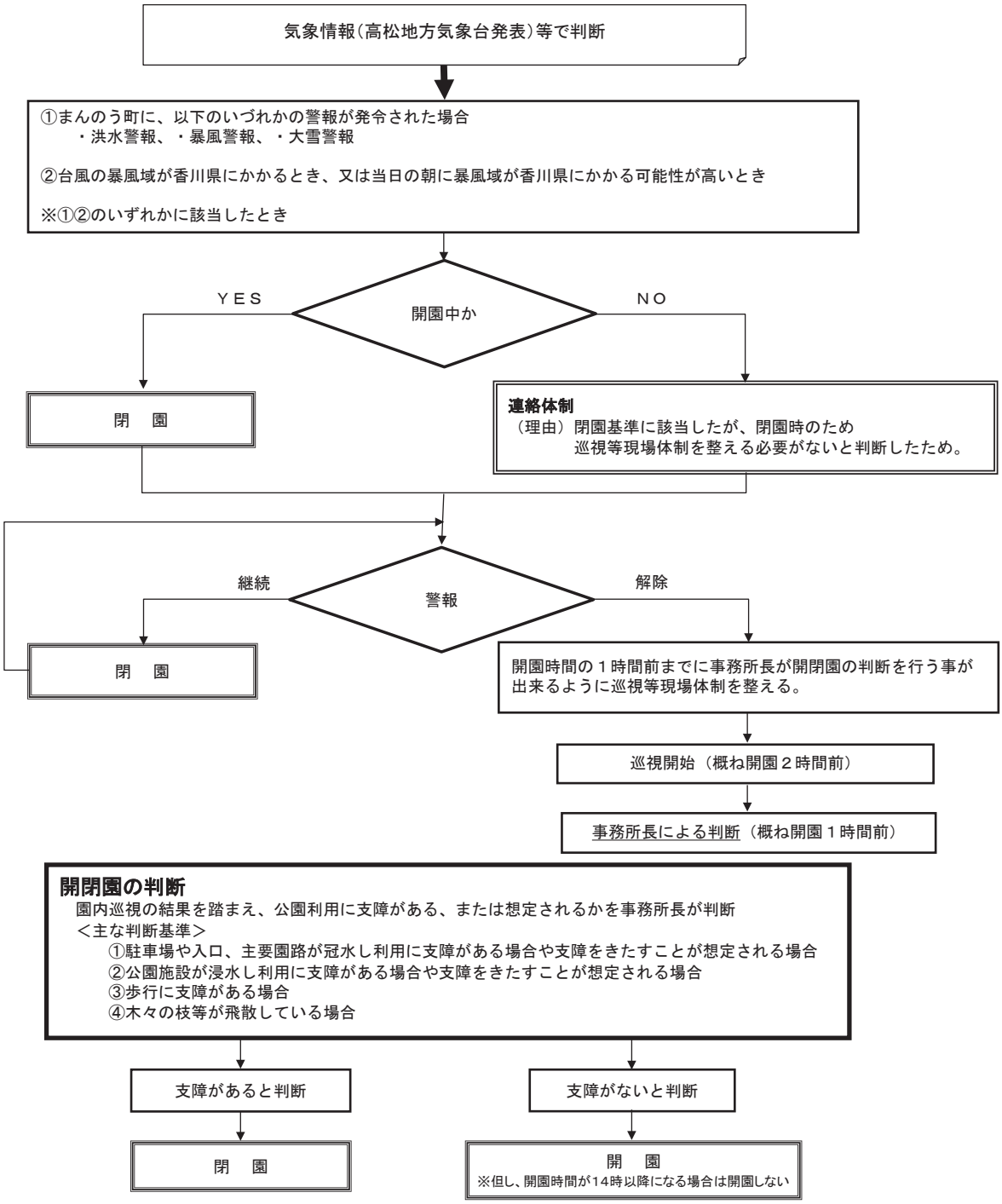
事　象	閉園基準	基準の根拠	警報の基準 （まんのう町）	開園・閉園の時間別判断
・地　震	・まんのう町で震度5弱以上で施設等の被害により、利用者の安全が確保できない場合 又は ・まんのう町で震度6弱以上を観測した場合 ※なお、震度5弱以上の場合、ただちに利用者を安全な場所に誘導	公園施設への被害又は被害が発生する恐れがあり、利用者の安全が確保できない	－	・開園時間前　－　園内の安全が確保できるまでは閉園 ただし、開園時間が14時以降になる場合は開園しない ・開園時間内　－　利用者の安全確保に努めながら、閉園基準に準じて閉園
・洪水 ・暴風 ・大雪	①まんのう町に、以下のいずれかの警報が発令された場合 ・洪水警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ②台風の暴風域が香川県にかかるとき、又は当日の朝に暴風域が香川県にかかる可能性が高い場合 ※①②のいずれかに該当したとき	警報が出される気象状況では、公園施設への被害が発生する恐れがあり、利用者の安全が確保できない	【洪水警報】 雨量基準　平　坦　地：3時間雨量 80mm 平坦地以外：3時間雨量 100mm 【暴風警報】 平均風速 20m/s 【大雪警報】 24時間降雪の深さ 30cm 【暴風域】 平均風速 25m/s	・開園時間前　－　閉園基準に準じて閉園 ただし、開園時間が14時以降になる場合は開園しない ・開園時間内　－　閉園基準を満たした時点で閉園
・雷	原則、閉園の措置は取らない	一時的な事象であり、注意報の発令を利用者に周知し、安全確保に努めながら避難誘導を行うこととし、閉園の措置は取らない	－	－
・大規模火災	規模の大きな施設（ビジターセンター、ふわふわドーム等）又は樹林地の火災が発生した場合	・利用者の安全が確保できない ・消火活動に支障を及ぼす恐れがある	－	・開園時間前　－　園内の安全が確保できるまでは閉園 ただし、開園時間が14時以降になる場合は開園しない ・開園時間内　－　利用者の安全確保に努めながら、閉園基準に準じて閉園

※洪水・暴風・大雪で閉園基準に該当した場合には、災害対策支部運営計画の注意体制に入るものとする。

風水害における開閉園の運用基準について

平成23年6月7日策定
平成26年8月8日改正

■風水害における開閉園の判断フロー



※１　●洪水警報→平坦地３時間雨量80㎜、平坦地以外3時間雨量100㎜/h、
●30㎜/h～50㎜/hの受けるイメージは、バケツをひっくり返したように降る。傘をさしていてもぬれる。
道路が川のようになる。都市では下水管から雨水があふれる。
●都市災害復旧事業における採択基準→最大24時間雨量80㎜以上、時間雨量等が特に大（時間雨量20㎜）

※２　○暴風警報→平均風速20m/s
○15m/s～20m/sの受けるイメージは、風に向かって歩けない。転倒する人もでる。小枝が折れる。ビニールハウスが破れ始める。
○都市災害復旧事業における採択基準→最大風速（10分間平均）15m以上

※3　連絡等業務の詳細は「閉園基準に該当する場合の対応」ケース1、ケース2、ケース3を参照

■ 閉園後の開園について

園内巡視及び施設点検を実施し、その結果を踏まえ異常が無いことを確認し事務所長が判断し開園すること。

告知方法：各入口での掲示、公園ＨＰ、記者発表（Fax投込）、関係機関（本局・公共交通機関）通報（Ｆａｘ等）

別添－10

Ver.27.4

国営讃岐まんのう公園
ＢＣＰハンドブック

平成 27 年 4 月

香川河川国道事務所　公園課

国営讃岐まんのう公園ＢＣＰハンドブックの構成

目次

１　本ハンドブック使用前に …… 1
２　本ハンドブックの目的等 …… 2
３　参集 …… 3
４　災害対策支部分室の組織（案） …… 5
５　発災後12時間以内の基本震後行動 …… 6
６　災害発生時ケース別対応体制 …… 7
７　参集状況（平成 27.4現在） …… 8
８　災害発生時ケース別対応
　　平日 …… 9
　　休園日 …… 10
　　週末 …… 11
　　夜間 …… 12
　　完全休園日 …… 13
９　分室本部の震後行動 …… 14
１０　総務班の震後行動 …… 14
１１　工務班の震後行動 …… 15
１２　来園者班の震後行動 …… 16
１３　来園者の安全確保とパニック鎮静 …… 17
１４　避難者の誘導手順 …… 18
１５　被害応急処置 …… 20
１６　避難誘導場所マップ …… 21
１７　施設被災状況点検手順 …… 22
１８　点検ルートポイント …… 23
１９　地形的に危険な箇所 …… 24
２０　点検ルート図
　　1班1次点検ルート …… 25
　　2班1次点検ルート …… 26
　　3班1次点検ルート …… 27
　　1班2次点検ルート …… 28
　　2班2次点検ルート …… 29
　　3班2次点検ルート …… 30
　　4班2次点検ルート …… 31
　　5班2次点検ルート …… 32
　　6班2次点検ルート …… 33
　　7班2次点検ルート …… 34
２１　被災状況の記録・外部への公表 …… 35
２２　帰宅困難者の収容機能 …… 38
２３　後方支援基地としての機能 …… 39
２４　周辺住民の避難受入れ場所 …… 42
２５　教育・訓練の実施 …… 43
２６　点検・見直し …… 43
２７　本BCPハンドブックの位置付け …… 44
２８　管理センター基本発災時対応体制 …… 45
２９　管理センター職員少数の場合の発災時対応体制 …… 46
３０　緊急連絡先 …… 47

東南海・南海地震に対応した
国営讃岐まんのう公園
業務継続計画

平成２７年　４月

四国地方整備局
香川河川国道事務所 公園課

はじめに（本書の位置づけ等）

近年、地震や台風、水害といった自然災害はもとより、重要システムの障害発生や国外でのテロ事案等社会活動に影響を与える災害や事故が頻発しており、重要業務の継続対策の必要性が認識されるようになってきました。

このため、中央防災会議は、平成 17 年 9 月に「首都直下型地震対策大綱」において、「首都中枢機関は、災害時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定する」ことを位置付けました。

一方、国土交通省では、道路、航空、港湾などの社会基盤を所管し、我が国の国民生活や社会・経済活動の継続性を確保するうえで大きな責務を負っていることから、大規模災害時等において災害応急対応や継続すべきその他の重要業務を実施できるような業務継続態勢を確保することを目的として、平成 19 年 6 月に首都直下地震を想定した「国土交通省業務継続計画」を策定・公表し、四国地方整備局でも、平成 19 年 5 月に「四国地方整備局防災業務計画」を修正し、防災業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進することとし、その後「東南海・南海地震に対応した四国地方整備局業務継続計画」を策定しました。

国営讃岐まんのう公園においても、管内で想定される様々な大災害のうち東南海・南海地震による影響が最も重大であると想定されることから、この地震による被災を事例として検討しました。

本書は、これらの検討成果を「東南海・南海地震に対応した国営讃岐まんのう公園業務継続計画」として取りまとめたものであり、今回、本書を周知し運用することとしました。

今後は、「四国地方整備局防災業務計画書」－を補完するとともに、継続的な PDCA サイクルを通してスパイラルアップしていきます。

平成２７年　４月
四国地方整備局
香川河川国道事務所　公園課

目　　次

第１章　総則

１－１　目的　・・・

第３章　震後行動（災害応急対策業務）
３－１　活動方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3-1
３－１－１　当公園が果たすべき役割　・・・・・・・・・・・・・・　3-1
３－１－２　災害応急対策業務と目標　・・・・・・・・・・・・・・　3-4
３－２　公園対策班における震後行動　・・・・・・・・・・・・・・　3-6
３－２－１　３時間以内に実施する災害応急対策業務　・・・・・・　3-6
３－２－２　１日以内に実施する災害応急対策業務　・・・・・・・　3-17
３－２－３　３日以内に実施する災害応急対策業務　・・・・・・・　3-19
３－２－４　７日以内に実施する災害応急対策業務　・・・・・・・・　3-20

第４章　震後行動（一般継続重要業務）
４－１　一般継続重要業務と目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・　4-１
４－２　各課の一般継続重要業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・　4-２
４－２－１　１日以内に復旧すべき優先業務　・・・・・・・・・・・　4-２
４－２－２　３日以内に復旧すべき優先業務　・・・・・・・・・・・　4-２
４－２－３　７日以内に復旧すべき優先業務　・・・・・・・・・・・　4-３
４－２－４　１４日以内に復旧すべき優先業務　・・・・・・・・・・　4-３

提供施設等取扱いについて

提供施設等については、下記により取扱うものとする。

記

１．提供施設等の取扱い

（１）受託者（以下「乙」という。）は、施設等の提供を受ける際は提供施設等借受書（様式１）を委託者（以下「甲」という。）に提出しなければならない。
（２）乙は、提供施設等を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
（３）乙は、提供施設等を業務委託契約書第１条の受託業務以外に使用してはならない。
（４）乙は、提供施設等を適正に維持管理しなければならない。
（５）乙は、提供施設等の修繕、模様替え等の行為（維持のための修繕等で軽微なものを除く。）をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。
（６）乙の責に帰すべき事由により提供施設等を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てん又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りでない。
（７）乙は業務委託契約が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を提供施設等返納書（様式２）により、直ちに甲に返納しなければならない。

２．物品の取扱い

（１）乙は、施設等の提供を受ける際は物品借受書（様式３）甲に提出しなければならない。
（２）乙は業務が完了した場合、又は解除になった場合は、提供施設等を物品返納書（様式４）により、直ちに甲に返納しなければならない。

３．報告及び検査

（１）乙は、毎月提供された機器器具のうち、車輌に関するものについては提供施設等使用実績報告書（様式５）を翌月末日迄に甲に提出しなければならない。
（２）乙は、提供施設等を返納する場合、甲の行う検査に合格しなければならない。

様式１

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所

氏名　　印

提　供　施　設　等　借　受　書

下記のとおり提供施設を拝受致します。

件　名				契約年月日	
施設名	規　格	単　位	数　量	提供年月日	備　考

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

様式２

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所

氏名　　印

提　供　施　設　等　返　納　書

下記のとおり提供施設を返納致します。

件　名				契約年月日	
施設名	規　格	単　位	数　量	提供年月日	備　考

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

様式３

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所

氏名　　印

物　品　借　受　書

下記のとおり物品を正に借り受けました。
なお、国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第４条に定める
貸し付け条件を遵守します。

件　名				契約年月日	
品　目	規　格	単　位	数　量	返納年月日	備　考

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

様式４

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

住所
氏名　　印

物　品　返　納　書

下記物品を返納しました。

件　名				契約年月日	
施設名	規　格	単　位	数　量	提供年月日	備　考

物　品　受　領　書

平成　　年　　月　　日

上記物品を受領しました。

殿

（備考）１．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。
２．正副２部作成し、物品管理官等に提出するものとする。

様式５

提供施設等使用実績報告書

自　　日

平成　　年　　月分

至　　日

借　受　人　　印

作成者氏名　　印

現場監督員の認印　　印

提供施設名	提供施設番号	主な作業内容	主な作業の作業量（走行 km 数）	稼働状況		維持管理費（円）	主な修理個所及び取替部品名	摘要
				運転日数	運転時間			

（備考）

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４横とする。

２　主な作業内容の欄は、提供施設等を二工程以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。

３　主な作業量の欄は、主な作業内容の欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。

４　運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、記入を省略することができる。

国営公園維持管理業務委託費で取得した備品の取扱いについて

維持管理業務委託費で取得した備品については、下記により取扱うものとする。

記

１．取扱い

（１）受託者（以下「乙」という。）は、備品を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（２）前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。

（３）乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約の完了確認検査の結果、合格通知があった後、備品引渡書（様式第１）により、委託者（以下「甲」という。）に引渡さなければならない。但し、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され当該業務に継続して使用する備品で備品継続使用承認申請書（様式第２）により甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（４）乙は、乙の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、乙の負担において補てん又は修理しなければならない。ただし、乙の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りでない。

２．処分

（１）備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。

①備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。

②備品が乙の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなったと認められる場合。

③備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大の支障をきたすと認められる場合。

（２）処分の方法

乙は、前号に該当する備品を売払った場合は、その内容を証する書類を添えて甲に書面により報告し、甲の発行する納入通知書により国庫に納入するものとする。また、売払うことが不利（備品の売払価値が、当該備品の売払いのために要する費用に満たないと認められる場合）又は売り払うことができないものは、廃棄することができる。乙は廃棄した場合はその都度その旨を書面により甲に報告しなければならない。

様式第１

平成　　年　　月　　日

殿

住所

氏名　　印

備　品　引　渡　書

平成　　年度国営讃岐まんのう公園の維持管理業務委託にかかる別紙を引渡します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

別紙

取得年月日	品　名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘　要

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４横とする。

様式第２

平成　　年　　月　　日

殿

住所

氏名　　印

備品継続使用承認申請書

平成　　年度国営讃岐まんのう公園の維持管理業務委託にかかる別紙について
平成　　年　　月　　日まで継続して使用したく申請いたします。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４縦とする。

別紙

取得年月日	品　名	規格	数量	単価	価格	経費区分	摘　要

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４横とする。

平成２６年４月１日

国営讃岐まんのう公園 車両通行規則

（目　　的）

第 １ 条　本規則は、国営讃岐まんのう公園内（以下「公園内」という。）において職員、スタッフ、ボランティア等の公園関係者以外の者が車両で通行する場合の規則を定めることにより、来園者の安全及び快適な公園利用を確保するとともに、公園内の施設や動植物等の自然環境の保全に寄与することを目的とする。

（通行許可証の交付）

第 ２ 条　工事、業務等で公園内を車両で通行する場合には、事前に香川河川国道事務所公園課（以下「公園課」という。）又は、まんのう公園管理センター（以下「センター」という。）の通行許可を得なければならない。

２　一定期間の通行許可を受けるには、「車両（業務用）入園許可証」申請書に必要事項（車両入園の目的、会社名、又は所属名等、責任者名、連絡先、車両番号及び貸出期間等）を記入して公園課又はセンターに提出し「車両（業務用）入園許可証」の交付を受けるものとする。

また、臨時や緊急での点検又は作業等を実施するために当該日のみ通行許可を受けるには「臨時入園証」貸出簿に必要事項（車両入園の目的、会社名、又は所属名等、責任者名、連絡先、車両番号及び貸出期間等）を記入してセンターに届出ることで「臨時入園証」の交付を受けるものとする。

３　交付された「車両（業務用）入園許可証」又は「臨時入園証」は、紛失しないよう返還まで充分な管理を行うこと。

（許可期間）

第 ３ 条　許可期間は次の各項のとおりとする。

一　工事、業務等受注業者等の場合は工期又は履行期間

二　商品搬入業者等定期的に公園内を通行する者はその契約期間

三　臨時入園の場合は１日（目的が達成された場合は速やかに退園する）

四　その他許可の内容により公園課又はセンターが必要と認めた期間

（厳守事項）

第 ４ 条　通行許可を受けた者は次の各項について厳守しなければならない。

一　入退園できる期間は原則、北口は午前７時から午後１０時（休園日は午後８時）まで、西口は開園時期間とし特定イベント開催日や日曜、祝祭日等の混雑時は、原則開園時間内に車両通行してはならない。ただし、公園課又はセンターの事前許可を得たうえで時間外に入退園することができる。

二　公園内に車両で入園する場合は、目的地に近い出入口（北口ゲート、西口ゲート）を利用し、公園内での車両移動距離を極力少なくするよう配慮すること。

三　入園する車両には「車両（業務用）入園許可証」又は「臨時入園証」をフロントガラス部に提示して、出入口（北口ゲート、西口ゲート）の通過時は一旦停止してスタッフ又は警備員の確認を受けてから入園すること。

四　通行速度は下記を遵守するものとし、現地標識の指示に従うことはもとより、入園者に十分注意し、公園内の混雑状況等により徐行運転又は一時停止を心掛けること。

・北口園路　・・・４０Km／h以下
・西口園路（町道桶樋五毛線）　・・・４０Km／h以下
・園内自動車園路　・・・３０Km／h以下
・管理用園路　・・・３０Km／h以下
・キャンプ場園路　・・・２０Km／h以下
・歩行者園路　・・・１０Km／h以下・徐行

五　園内は歩行者優先でありクラクションは原則として使用してはならない。また、歩行者が近くにいるところを通行する場合には、徐行するとともに十分な離隔距離をとるなど安全に注意するとともに、入園者に不快感を与えないよう配慮すること。

六　開園区域内の歩行者園路は原則として駐車を禁ずる。ただし許可を受けて駐車する場合は、車輪に車止めをして車両の前後にセーフティーコーンを設置し、斜路においてはハンドルを山側にきるものとする。
　また、駐停車の際には公園利用者の妨げにならぬよう十分配慮するとともに、動植物に細心の注意を配らなければならない。なお、来園者用駐車場（中央駐車場、北駐車場、身障者用駐車場等）には繁忙期は絶対駐車してはならない。

七　園内において第三者に被害を与えた場合、また公園施設や動植物に損害を与えた場合は、速やかに公園課又はセンターの担当職員に報告するとともに当事者の責任において応急処置等必要な措置を行うこと。

八　園内を走行する場合も、シートベルトを必ず締めること。

九　園内において運転中の車内では禁煙とし、携帯電話等の使用は禁止とする。

十　歩行者園路の通行は原則禁止とするが、作業上やむを得ず通行する場合は、利用者の安全に十分配慮しなければならない。

十一　園内においては公園課及びセンターの担当職員、巡回員の指示に従うこと。

十二　園内の車両通行における目的が達成した場合は、速やかに園外に退出しなければならない。

十三　許可期限が到来した場合においては、速やかに「車両（業務用）入園許可証」又は「臨時入園証」を公園課又はセンターに返還しなければならない。

十四　公園課又はセンターから指示又は指導が行われた場合は、それを遵守しなければならない。

十五　事前に担当職員より許可された者（関係者）以外は、以下の区域には絶対に立ち入らないこと。

・工事中区域　・歩行者園路　・広場　・芝生　・植栽地　・サイクリングロード

（許可の取り消し）

第 ５ 条　公園課及びセンターは、通行許可を受けた者が次に該当した場合には、許可を取り消すことができる。

一　「車両（業務用）入園許可証」又は「臨時入園証」を携行していない場合

二　通行速度を遵守しない場合

三　担当職員や巡回員から二度以上注意を受けた場合

四　園内で重大な事故を起こした場合

五　許可書を第三者に貸与、又は複写する等の不正使用した場合

六　その他重大な違反等があった場合

（通行の制限）

第 ６ 条　公園課及びセンターは、特定イベント開催日や日曜、祝祭日等において園内が混雑することが予想される場合には、許可された車両であっても通行を一時制限することができる。

（損害賠償請求等）

第 ７ 条　許可を受けた者が、公園利用者等の第三者が関係する事故を起こした場合、又は公園施設を損傷させた場合において、損害賠償請求等が発生した場合は、許可を受けた者が損害賠償の責を負うこと。

（申請部署等）

第 ８ 条　車両（業務用）通行許可申請に関する所掌部署はそれぞれ次のとおりとする。

一　香川河川国道事務所公園課

二　まんのう公園管理センター

２　前項で定める部署においては「車両（業務用）入園許可証」又は「臨時入園証」の発行、車両通行許可台帳の作成など、申請者に対する必要な許可事務手続きを行うものとする。

（その他）

第 ９ 条　この規則に定めのない事項については、公園課とセンターにて別途協議して定めるものとする。

附則　この規則は平成２６年４月１日よおり施行する。

業務入園について

1.一般入園以外の業務入園者等の対応

納品・工事業者がその業務上の理由により公園内に入園する場合や、マスコミ取材等の「業務入園」についての取り扱いは以下の通りとする。

(1) 無料入園とする場合

管理センターまたは国事務所において、事前に当該関係者からの車両通行許可申請を確認・許可された場合にのみ車両通行許可証（臨時車両通行許可証も含む）を発行し、入園時に提示することで無料での入園を許可している。

※車両通行許可証を所持していない場合は、管理センターで確認し、場合によっては臨時車両通行許可証を発行するものとする。

(2) 有料入園とする場合

車両通行許可証の提示のない入園者については、一般入園者と同様に有料扱いとし、入園・駐車料金を徴収する。

2.カウント方法について

国営讃岐まんのう公園では、公園利用者数をカウントしているが、無料入園の業務入園者については、入園目的が公園利用か否かを判断基準としており、以下の方針でカウントを行うものとする。

(1) 入園者とみなして無料カウントを行う場合

・視察、研修等
・取材のための報道関係者
・公園利用者と一緒に活動するイベントスタッフ・ボランティア等

(2) 無料カウントを行わない場合

・テナント
・工事請負業者
・商品等納入業者や運送・宅配業者等

なお、詳しくは別表「一般入園者以外の入園・駐車料金の取扱一覧表」を参照のこと。

別表　一般入園者以外の入園・駐車料金の取扱一覧表

対象者	有料/無料	無料のカウント	対応	備考
国、地方自治体等による公園関係者の視察で、香川河川国道事務所の判断により無料扱いを適用された団体	無料	する	基本的には、事前に管理センターから料金所担当者に対応が周知されているはずなので、不明な場合は管理センターに確認する	
国、地方自治体等による公園関係者の視察で、香川河川国道事務所の判断により有料扱いを適用された団体	有料	しない	同上	基本的には、管理センターで一括して料金徴収、精算を行う
遠足他、学校・幼稚園等の下見者	無料	する	下見者すべて無料 名刺を頂戴するか身分証明証を提示してもらい、管理センターに確認する	管理センターで事前に利用説明を受けず、直接ゲートに申し出た場合は、管理センターに立ち寄るよう指示する
一般団体等のバス運転手及び添乗員	無料	する	通常は無料カウントするが、送迎のみの場合はカウントしない	通常は駐車料金は有料だが、送迎のみの場合は駐車料金無料
タクシー運転手	無料	しない	臨時入園許可証の発行は不要	駐車料金について、通常は無料だが、借上げ等の場合により長時間駐車することがあらかじめ確認できる場合は有料
取材・報道関係者	無料	する	通常であれば、管理センターで臨時入園許可証を発行し、広報担当が帯同する	飛び込みで直接取材にきた場合は、名刺を頂戴するか身分証明証を提示してもらう。さらに、広報担当まで連絡し、臨時入園許可証を発行の上、入園を許可する
イベントスタッフ	無料	する	基本的には、事前に入園許可証が発行されているので、入園許可証を所持していない場合は管理センターに確認する	開園時間外に入園するイベントスタッフについては別途カウントし無料入園者に加算する
ボランティア（夢クラブ、インタープリター、さぬきの森の会）	無料	する	同上	開園時間外に入園するボランティアについては別途カウントし無料入園者に加算する
テナント（グリンパークまんのう）関係者	無料	しない	同上	
商品等納入業者及び物品等運送・宅配業者	無料	しない	同上	
郵便配達者	無料	しない	臨時入園許可証の発行は不要	
財団及び香川河川国道事務所発注による請負業者	無料	しない	基本的には、事前に入園許可証が発行されているので、入園許可証が発行されているので入園許可証を所持していない場合は管理センターに確認する	
オートキャンプ場利用者	有料	しない	入園料はキャンプ場で徴収、カウントするので、料金所では徴収せずにそのまま利用者の乗入れを許可する 駐車料についても徴収しない	基本的には、事前にキャンプ場専用入園許可証が発行されている
オートキャンプ場利用者（団体）のために送迎や資材等を運搬する関係者	無料	しない	基本的には、事前に管理センターから料金所担当者に対応が周知されているはずなので、不明な場合は管理センターに確認する	

＜表＞



国営讃岐まんのう公園

業務用入園証 － 102

有効期限	自 平成２６年 ４月 １日 至 平成２７年 ３月３１日

香川河川国道事務所

＜裏＞

注 意 事 項

1. 本入園証は、業務以外の使用はできません。
2. 料金所通過に際し、車内前方の見やすいところに置いて下さい。
3. 園内での走行は、通行標識に従って安全運転して下さい。
4. 園内での事故が発生した場合には、速やかに監督課に連絡して下さい。
5. 本入園証は、第三者に貸与しないで下さい。
6. 業務終了後及び有効期限満了時には、速やかに返却して下さい。
7. 紛失した場合は、香川河川国道事務所公園課までご連絡下さい。

年間パスポート券の運用

公園の利用者に対し、当該公園に限り 1 年間有効な年間パスポート券を発行する。

【対　　象】一般入園料

【料　　金】大人 4,100 円、小人 800 円（一般の入園料の 10 回分）
シルバー（65 歳以上）2,100 円

【有効期限】購入日より 1 年間有効

【発行方法】管理事務所において年間パスポート券の申込みを受付ける。
窓口では、購入申込者の顔写真を撮影のうえ、氏名、有効期間、顔写真、登録番号等の必要事項を明記したカードに硬質フィルム・コーティングしたものを発行する。
※西口料金所での購入申込者に対しては、臨時通行許可証を発行し、管理事務に案内すること。

【チェック方法】入口料金所において、有効期限等の確認、顔写真の照合作業を行う。

【備考】年間パスポート券の発行に必要な機械費及び材料費については、公園運営維持管理業務の事業者が負担する。

占用許可物件関係

国営讃岐まんのう公園占用許可申請書

平成　　年　　月　　日

国営讃岐まんのう公園管理者
四国地方整備局長　殿

申請者住所

氏　　名　　印
（連絡先TEL　　担当者　　）

都市公園法第6条の規定により下記のとおり許可申請します。

記

都市公園名	国営讃岐まんのう公園			
占用期間	当初	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日		
	変更	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日		
占用場所	別添の地図のとおり			
占用の目的				
占用物件の名称・外観・規模・構造及び数量				
工事の実施方法及び工事の着手及び完了の時期	□ 直営　□ 請負 着手　平成　年　月　日　完成　平成　年　月　日			
占用物件の管理方法		都市公園の復旧方法		
その他				

1．申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
2．「その他」の欄には、許可申請にあたって特記すべき事項を記載してください。

事務所使用欄

上記申請により別紙のとおり許可してよろしいか伺う。								
事務所長		副所長		総務課長		保存第2類	番号	
主務課 公園課	課長		係長		担当			
起案		決裁				施行		
施行注意								

○○○○発第　　○○号
平成○○年　○月○○日

公園施設の設置等許可申請書

国土交通省四国地方整備局
局 長　○　○　○　○　殿

申請者　住所　○○○○○○○○○○○○○
氏名　（会社名）○○○○○○○○
（代表者名）　○○　○○　　㊞

都市公園法第５条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

都	市 公 園 名	国営讃岐まんのう公園
イ	設 置 の 目 的	○○○○○○○
ロ	設 置 の 期 間	平成○○年○月○○日(○)～平成○○年○月○○日(○)
ハ	設 置 の 場 所	別紙位置図のとおり
ニ	公園施設の構造	○○○○○○○○
ホ	公園施設の外観	○○○○○○○○（別紙内訳表のとおり）
ヘ	公園施設の管理の方法	（会社名）○○○○○○○○が管理し関係法令を遵守する。
ト	工事の実施方法	（会社名）○○○○○○○○が実施する。
チ.	工事の着手及び完了の時期	着手　平成○○年○○月○○日 完了　平成○○年○○月○○日
リ	都市公園の復旧方法	
ヌ	その他、参考となるべき事項	

持ち込みイベント、ロケーション、研修室等利用の手続き

1. 持ち込みイベント、ロケーション等（園内行為許可申請）

ロケーション撮影や、園内で催し物等を希望する者から、事前に「園内行為許可申請書」の提出を求める。

・受付場所：管理事務所

・申請受付：申請希望者に『園内行為許可申請書』を配布し、必要事項を記入いただいて開催予定日の２週間前までに郵送またはＦＡＸしていただく。（ＦＡＸの場合は、当日原本を持参いただく）。

注：）① ロケーション撮影の場合、撮影場所のおおまかな場所を添付の地図に○をいれてもらい、一緒に郵送していただく。

② ロケーション等で、控え室が必要な場合は、その他欄に記入していただく。

2. 研修室利用

以下の者を対象として、総合センター研修室及び自然生態園学習室の利用申込を受け付ける。

・ 対象者: ①総合センター研修室

公園内において公園緑地に係わる活動を行う責任者の引率する団体、または公園施設を利用する一般入園者が、研修、学習、会議等を行うことを目的に、研修室を使用する場合。

②自然生態園学習室

公園内において、レクリエーション活動または公園緑地に関する学習を行う責任者の引率する団体。

・ 利用日時: 公園の開園日及び開園時間内

・ 申請受付: ① 利用希望日の 60 日前から予約制（ 先着順）。利用目的の確認、利用調整を行い、利用の可否を利用希望者に通知する。

②利用を認める場合、利用希望者に『 使用申請書』を送付する。

③原則として利用日の 30 日前までに利用希望者から『 使用申請書』の返送を受けるものとする。

・ 利用料金: 無料

・ 貸出施設: マイク等音響機器、ビデオやＯＨＰ等の映像機器、机や椅子、白板等（ 要事前申請）

国営讃岐まんのう公園内行為許可申請書

平成　　年　　月　　日

国営讃岐まんのう公園管理者
四国地方整備局長　殿

申請者住所

氏　　名　　印
（連絡先℡　　担当者　　）

都市公園法第１２条の許可を受けたいので下記により申請します。

記

行為の種類	集会　競技会　展示会　ロケーション　その他（　　）
日時又は期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日 （　　時　　分　　～　　時　　分）
場所	国営讃岐まんのう公園区域内　別添の地図のとおり
目的	
内容	
その他	（参加予定人員　　名、車両乗り入れ台数　　台）

１、申請者が法人である場合においては、「氏名」は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
２、「その他」の欄には、次の事項のほか、許可申請にあたって特記すべき事項を記載してください。
（１）工作物の設置を伴うときは、その工作物の種類、設置場所、設置期間その他必要な事項
（２）変更の許可申請の場合には、既に受けた許可の年月日

事務所使用欄

上記申請により別紙のとおり許可してよろしいか伺う。								
事務所長		副所長		総務課		保存第2類	番号	
主務課 公園課	課長		係長		担当			
起案		決裁				施行		
施行注意								

総合センター研修室使用申請書

平成　　年　　月　　日

まんのう公園管理センター
　管理センター長　○○　○○○　殿

申請者
　住所
　団体名　　㊞
　代表者名　　㊞
　電話番号・FAX

下記のとおり総合センター研修室の使用を申請します。

記

日時	平成　　年　　月　　日（　）〈　時　分～　時　分〉
仕様者	参加人数　　名　（講師〈先生〉　　名　その他　　名）
目的	視察　遠足　野外学習　講習・研修会　会社レクレーション　その他 （内容）
貸出品目	テーブル（　　台）　椅子（　　脚） マイク（　　本）　白板（使用　する・しない） OHP（使用　する・しない）　その他（　　）
団体の別	一般　・　関係
対応者	管理センター　・　公園事務所

決済欄

管理センター長	総務課長	総務係長	係

自然生態園学習室使用申請書

平成　　年　　月　　日

まんのう公園管理センター
　管理センター長　○○　○○○殿

申請者
　住所
　団体名　　㊞
　代表者名　　㊞
　電話番号・FAX

下記のとおり自然生態園学習室の使用を申請します。

記

日時	平成　　年　　月　　日（　）〈　時　分～　時　分〉
仕様者	参加人数　　名　（講師〈先生〉　　名　その他　　名）
目的	視察・遠足・野外学習・研修・会社レクリエーション・その他 （内容）
貸出品目	テーブル（　　台）　　椅子（　　脚） ビデオ（使用　　する・しない）　　OHP（使用　　する・しない） その他（　　）
団体の別	一般　・　関係
対応者	管理センター　・　公園事務所

決済欄

管理センター長	総務課長	総務係長	指導係長	係

行催事について

１．国費の支出対象となる行催事について

１）国営讃岐まんのう園運営維持管理業務基本方針に則していること
２）公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
３）歴史や自然に関する学術的なもの
４）その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

２．国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。

なお具体には以下のとおりとする。

１）会場設営費
２）会場運営費（飲食費については不可）
３）資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
４）講師謝礼金
５）パンフレット類等広報物作成費

３．国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

１）参加者に配付する参加賞
２）参加者が持ち帰る工作物等の材料費

ただし、いずれの場合にも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

４．主催イベント

１）大型主催イベント

国営讃岐まんのう公園主催の行催事のうち、以下の４つを「大型主催イベント」という（下表及び別紙－２）。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書により、発注者の承諾を得た上で実施するものとする。

また、経費については、実施後速やかに精算報告書を提出する。【※実費精算でない場合は必要か】

・春らんまんフェスタ（早春～春）
・サマーフェスタ
・コスモスフェスタ（コスモス開花期間）
・ウィンターファンタジー（12 月初旬～1 月上旬）

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

2）主催イベント

国営讃岐まんのう公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」という（下表）。

下表は最低限の開催数であり、具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載して実施するものとする。

表　主催イベント規格（H25～H26 年度実績の平均値）

※H26 年度 9 月末現在

名称		参加者数	開催頻度
大型主催イベント		ー	各1回／年
主催イベント			
	規模別	○人程度以上	○回以上／年
	里山管理・体験活動※1	年間6,351人程度以上	264回程度以上／年
	体験プログラム教室※2	年間9,336人程度以上	327回程度以上／年

※1：公園のガイドウォーク、里山伝承体験教室、里山生活体験教室、里山自然観察会、里山教室、里山合宿などの環境学習プログラム

※2：ハーブ教室、木工教室、トールペイント教室、陶芸教室、お茶席、炭焼き体験、パン・ピザ教室などの体験教室

５．自主イベント

本業務の目的達成や利用促進の一環として、人件費を含む国費を一切充当せず、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する事業を自主事業といい、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和 31 年政令 290 号）第 20 条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載するものとする。

６．持ち込みイベント

第 3 者が都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第５条、第６条又は 12 条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。なお、継続する持ち込みイベントは以下の通りとする。

・MONSTER baSH

・AJ kagawa モーターフェスティバル

７．行催事の件数の数え方

１）原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできるものとする。

２）1 年未満の期間続けて行う展示等は 1 回と数える。当該年度内に 1 度撤去し、再設置した場合は設置する毎に 1 回と数える。

３）ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は 1 回／日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に 1 回と数える。

４）補完事業・自主事業による行催事も、1)～3)の方法で実施回数に加えるものとする。

８．行催事の参加者数の数え方

１）参加者数は延べ人数とする。

２）ほぼ同じ内容で 1 日数回行う行催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。

３）展示は参加者数を数えない。

９．行催事の協力体制について

行催事の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

継続必要性の高いイベント対応

■継続必要性の高いイベント一覧

イベント名	概略実施日	主催者	概要
春らんまんフェスタ	4月上旬～5月下旬	当公園	125 種 24 万本のスイセン、45 種 7 万本チューリップなどの春の草花の開花に併せ、ステージイベントや自然生態園のプログラム、自然の素材を使った体験教室などを週末に開催
国営讃岐まんのう公園 4 時間耐久リレーマラソン	4月下旬	当公園	15 人以内で編成したチームで、4 時間以内に 45.9km（四国）を競うマラソン大会。サブイベントも開催。
四国ご当地B 級グルメフェスタ	5月	当公園、四国 B 級ご当地グルメ連携協議会	地元香川の「かっしゃ焼き」「多度津鍋ホルうどん」など、四国 4 県から 40 店舗以上のB級グルメが参加。
あじさいまつり	6月中旬～7月上旬	当公園	40種約2万株のアジサイを観賞していただくとともに、各種体験教室を中心としたイベントを実施
サマーフェスタ	7月中旬～8月末	当公園	夏休みの宿題応援企画として各種体験教室を開催するなど、家族で楽しめるイベントを実施
ほしぞらウォーク	7月下旬	当公園・まんのう町	長炭小学校から国営讃岐まんのう公園までの 7km のウォーキングと公園内での星空観察会を実施。
サマーナイトフェスティバル	8月中旬	当公園	お盆期間に開園時間を21：00まで延長し、音楽とあわせた打ち上げ花火とレーザーショーの他、イルミネーションや昇竜の滝のライトアップ、ミニコンサート等を実施
野外コンサート	8月下旬	持込	園内に特設ステージを設け、有名アーティストによるコンサートを2日間開催
コスモスフェスタ	9月中旬～11月上旬	当公園	コスモスを鑑賞していただくとともに、各種体験教室を開催
まんのう町かりんまつり	10 月末頃	まんのう町	郷土芸能や地元農産物の直売などのほか、キャラクターショーや歌謡ステージを実施
ウィンターファンタジー	11月下旬～1月上旬	当公園	園内をライトアップやイルミネーションで幻想的に装飾し、打ち上げ花火ショーやミニコンサート等のイベントを実施
まんのう公園リレーマラソン大会	1月中旬	持込	1周2kmのコースを1チーム4人以上10人以下でリレーして42．195kmを完走するマラソン大会を開催
早春フェスタ	2月～3月下旬	当公園	凧づくり・凧あげ教室や、1,500 株のクリスマスローズの開花に合わせてクリスマスローズフェスタを実施

別添－21

H26 年度　国営讃岐まんのう公園
「ウィンターファンタジー」実施計画書　記載項目例

■イベント名：「ウィンターファンタジー」

■開催目的・効果

■イベント概要

①実施時間
②開園時間
③ライトアップ&イルミネーション
④イルミネーション甲子園
⑤夜間イベント
⑥お正月向け・お正月イベント

■広報活動

①広報チラシの作成・配布
②チラシの新聞折込
③記者投げ込み
④内覧会等
⑤西日本放送ラジオ「まんのう公園インフォメーション」
⑥インターネット等での情報提供
⑦交通機関への情報提供等
⑧その他情報誌、雑誌等

■手順・工程

■予算

①イベント名：イルミネーション高校生デザインコンペ
②イベント概要
③参加対象
④応募方法
⑤条件など
⑥スケジュール
⑦デザイン選定
⑧主催・問合せ先
⑨広報

ボランティア活動

■本公園におけるボランティア団体の概要

・本公園におけるボランティア団体および関連団体は以下のとおりである。

平成 26 年度 4 月 1 日現在

名称	活動概要	実施イベント
まんのう公園インタープリター・ボランティアの会	・公園利用者へのインタープリテーション ・公園内の自然環境保全・活用への協力	・ガイドウォーク ・里山自然観察会 ・ネイチャークラフト ・里山教室、里山合宿
かりん夢クラブ	・公園内の体験教室（木工教室、陶芸教室、パン・ピザ教室等）の指導・支援 ・フェスタ等のイベントへの協力	・木工教室 ・陶芸教室 ・トールペイント教室 ・お茶室教室 ・ハーブ教室 ・椎茸・筍教室 ・炭焼き教室 ・パン教室 ・特別イベント
まんのう公園ガーデニングクラブ	・公園内の花壇及び植物の手入れ作業 ・フラワーガイド及び植物に関するイベントの補助	－
さぬきの森　森づくりの会	・森林管理（除伐・下草刈り）の実施及び指導 ・木炭の生産、キノコ栽培の指導	・樹林整備体験教室 ・樹林整備技術者養成の研修会

まんのう公園インタープリター･ボランティアの会　会則

1.会の名称

名称を「まんのう公園インタープリター･ボランティアの会」（以下「会」という）とする

2.会の目的

（1）公園緑地管理財団･まんのう公園管理センター（以下「管理センター」）に登録されたインタープリター・ボランティアの情報交換や連携を図る。
（2）インタープリター・ボランティアの活動を相互に支援する。
（3）国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所公園課（以下「公園課」）および管理センターとの協働を円滑に進める。
（4）インタープリテーションの普及に寄与する。
（5）インタープリターとしての技能や知識等の向上を図る。

3.会の活動

（1）公園課および管理センターとの協働による、公園利用者へのサービスとしてのインタープリテーション活動を
展開する。
（2）公園課および管理センターから依頼される活動への対応をする。
（3）国営讃岐まんのう公園の自然環境のよりよい保全管理と活用のための、公園課・管理センターへの提言と協力をする。
（4）自然や歴史、伝統などとの共生をめざす活動としてのインタープリテーションの普及を図る。
（5）研修会の実施、他団体との交流をする。
（6）その他、会で承認された活動をする。

4.会　員

（1）管理センターに登録したインタープリター･ボランティアで構成される。
（2）管理センターへの登録を更新しない者および管理センターより登録を抹消された者は、退会となる。
（3）管理センターへ休会を申し出て受理された者については当会も休会者として扱う。
（4）休会者が管理センターに復帰を申し出て受理されれば当会も復帰者として扱う。

5.体　制

会の活動を円滑に進めることを目的に、以下の役割を設定・分担する。

5-1　会　長

（1）総会時に会員から会長を選出する。
（2）会長は会の代表としての任務を適切に処理する。
（3）会長の任期を2年とし、再選を妨げないものとする。

5-2　副会長

（1）総会時に会員から副会長を2名選出する。
（2）副会長は会長及び事務局長、各プロジェクトリーダーを補佐する。
（3）副会長の任期は2年とし、再選を妨げないものとする。

5-3　事務局

（1）総会時に会員から事務局長を1名選出する。
（2）事務局長は事務局を統括し、活動に関わる事務的な事柄を処理する。

（3）事務局に複数の事務局員を置く。
（4）事務局長の任期は2年とし、再選を妨げないものとする。

5-4 会 計

（1）総会時に会員から会計を1名選出する。
（2）会計の業務を、以下とする。
通帳および出納簿の管理をする。
公園課および管理センターに提出する請求書類の処理をする。
委託費等の処理をする。
会員への出金（主に活動費の還元）等の処理をする。
会運営に関する諸経費等の処理をする。
（3）会計の任期は2年とし、再選を妨げないものとする。

5-5 プロジェクト

（1）活動を効果的かつ円滑に進めることを目的に、プロジェクトを設定する。
（2）プロジェクトは全会員を対象とする。
（3）各プロジェクトにリーダーとサブリーダーをおく。
（4）リーダーは総会時に会員から選出し、サブリーダはリーダーが指名する。
（5）リーダーとサブリーダーの任期は1年とし、再選を妨げないものとする。

5-6 役 員

会長、副会長、事務局長、会計、プロジェクトリーダーを役員とする。

6.財 政

（1）会の活動および運営に必要とされる資金は、会員からの会費、繰越金および寄付金をもってこれに当てることを基本とする。
（2）会計監査を置く。
（3）会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

7.総 会

（1）総会を年1回、開催する。
（2）総会は会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
（3）総会では当該年度の行事および会計報告等、次年度の行事および予算案、役員改選等を協議し、出席者の三分の二以上の賛成をもって決議とする。
（4）必要に応じ、臨時総会を開催する。
（5）臨時総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する

8.会則および規約

（1）会則とは別に、年度ごとに決定される運営規約を定める。
（2）会則の改正は総会をもって決定する。
（3）運営規約の改正については役員および会員からの申し出・提案により役員会で協議・立案し、会員の過半数の承認により決定する。

付則1：この会則は平成24年4月7日より施行する。

平成２４年度　運営規約

1.公園課･管理センターとの連携

・公園課･管理センターとの連携については、その窓口を会長と事務局で分担する。
・会長は公園課や管理センターから会への情報や要望を受け、会員に伝える。
・事務局は公園課･管理センターから会への事務的な情報や要望を受け、会員に伝える。
・会長は公園課･管理センターへ、会からの提言や要望を伝える。
・会長は管理センターに提出する「活動費の見積もり請求書」「車両通行証」等、会長印の必要な書類を作成する。

2.定例会

・会の活動に関する情報(行事報告、行事案内、計画、課題等)を皆で共有する場として、また協議や採決・承認の場として、２ヶ月に一度、定例会を開催する。
・定例会での協議による決定や承認は、出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。
・定例会の進行係は参加者の中から選出する。
・定例会の開催は奇数月の第4土曜日 18:00~20:00 を基本とする。
この日は午後からのガイドウォークは休みとし（繁忙期の4、5、9、10 月は実施）、自主研修や各プロジェクトの行事等にあてるものとする。

3.事務局

事務局は以下の役割を執行する。

会員名簿の作成
当該年度の会員名簿を作成し、会員情報に変更があった場合は速やかに反映させる。
休会者は名簿に記載しないが、復帰すれば速やかに記載する。
各種の会合（プロジェクトに関するものを省く）の開催の連絡をする。
定例会の資料と記録の作成をする。
事務局便りの発行と発送をする。
ボランティア室の管理をする。
消耗品の管理・補充、パソコンの管理などをする。
電話連絡網の作成をする。

4.プロジェクト

活動の発展と充実を目的に、以下のプロジェクトを設定する。

・Gプロジェクト（略称：Gプロ）
（1）ガイドウォークのプログラムの作成と評価する。
（2）ガイドウォーク以外のプログラム（展示館解説、映像、公園課・管理センターおよび外部からの依頼によるもの等）の作成と実施および評価をする。
（3）各プログラムで使用する資料･機材等の作成と管理をする。
（4）その他、必要と認められる研修や活動をする。

・Eプロジェクト（略称：Eプロ）
（1）ガイドウォーク以外のイベントとして実施されるプログラムの作成と実施および評価をする。
（2）新規イベントの企画･立案　および各イベントのチーフの選出をする。
（3）管理センターからの依頼によるイベントへの協力をする。
（4）その他、必要と認められる研修や活動する。

・Sプロジェクト（略称：Sプロ）
（1）里山作業体験プログラムの企画・立案と実施および評価をする。
（2）里山環境の維持管理についての管理センターへの提言および補助をする。
（3）その他、必要と認められる研修や活動をする。

・Zプロジェクト（略称：Zプロ）
（1）動植物の調査・研究
（2）研修会・交流会の企画と実施
（3）必要に応じ、定例会での呼びかけと事業計画（目的、実施内容、期間、責任者など）の承認により設置する。
（4） その他
・G、E、Sプロジェクトにリーダーを１名およびサブリーダーをおく。
（1）リーダーは総会で選出される。
（2）サブリーダーはリーダーが指名する。
（3）リーダーおよびサブリーダーの任期は１年とするが、再任は妨げない。

・Zプロジェクトのリーダーは事業ごとに適切な方法にて定例会で選出し、任期はその事業の終了までを基本とする。

・各プロジェクトからの提案や呼びかけは、すべての会員を対象とする。

5.役員会

・会長および副会長、事務局長、会計、各プロジェクトリーダーを役員とし、必要に応じて役員会を開催する。
・役員会では行事や研修、活動全体の調整等について協議・立案する。
・役員会の案は、定例会における提案で出席者の過半数の賛成をもって決定・承認されるものとする。
・役員会は当該年度の予算案に基づき実行予算を作成し、執行する。

6.業務委託

・公園課・管理センターおよび外部から業務を委託された場合、必要に応じ実行委員会等を設定して業務にあたる
・業務受託による収入は、財政管理の規約に則って処理されるものとする。

7.外部での活動

・「まんのう公園インタープリター・ボランティア」の名称による公園外での活動は、定例会の協議により承認されるものとする。

8.財政管理

・会の運営費として、会費を銀行振込により徴収する（２４年度：2,000 円/人）。ただし、総会時のみ現金納入を受け付ける。
・事務局便りを郵送する者は、実費として一住所につき 1,000 円／年を会費と同時に徴収する。
・休会者からは徴収しない。年度途中で休会または復帰する者の会費については役員会で協議する。
・会則6-1および2に定義された資金を、活動者への還元や会運営、物品購入などに適切に配分・処理する。
・会計は、適時に財政の収支を報告する。
・会計監査を２名置く。
・会計監査は会員から１名とし、もう１名は管理センターに依頼する。
・総会時に会員から選出された会計監査の任期は１年とし、再選を妨げないものとする。
・冠婚葬祭、送別、見舞い等に関わる費用の名目を「交際費」とし、その必要が生じた時、役員間の協議により適切に処置、支出するものとする。（金額等については付録２を参照）
・会費の請求を行ってから３ヶ月以内に会費の納入の確認されない者および休会者については、会からの連絡や情報提供を中止する。
（４月発送の事務局便りで請求をし、納入が確認されない場合７月以降の発送を中止する。）
・帳簿類は１式、生態園事務所に保管する。

・領収書等は、３年間は保管する。
・会員の活動費については、原則として３カ月（四半期）ごとに口座振替とし、手数料は個人負担とする。
・帳簿をPCで処理する場合は、１部アウトプットし、データのバックアップを必ずとる。

管理センターより会に支給される活動経費等の配分を、以下とする。

注：会に支給される活動経費等とは

イベント指導料（管理センターの設定　一人１日3,000円―源泉徴収300円=2,700円）
ガイドウォークや会および公園主催のイベントに対し、活動人数に応じて会に支給されるもの
（会および公園主催のイベントについては、付録３を参照のこと）

特殊管理費（管理センターの設定　一人１日3,000円―源泉徴収300円=2,700円）
活動エリアの維持管理作業に対し、活動人数に応じて会に支給されるもの

準備作業費（管理センターの設定　一人１日4,950円―源泉徴収495円=4,455円）
会および公園主催のイベントの準備作業としてセンターに承認されたものに対し、活動人数に応じて会に支給されるもの

会計はこれらを個々人に配分し、「活動費」の名目で還元する。
活動費の額は、管理センターから支給された額に振り込み手数料を控除した額とする。

※ 活動費の還元は、管理センターに承認された活動者（活動印を押印した者）を対象とする。
その他
・ボランティア養成講座スタッフは、センターより振り込まれた活動費（指定人数分）の全額を会財政に入れる（個人には還元されない）宿泊および受講生との交流会の費用は、会財政より支払う。食費は各自で負担する。
・GW、イベント、園外活動等で使用する資料等（共同装備・資料として活用するもの）の作成費用は、作成者の請求に基づき、定例会の承認を得たものについては会財政より支払う。
・自主研修に関わる物品購入等の費用のうち、定例会の承認を得たものについては会財政より支払う。
・講師を会員に依頼する場合、定例会の承認を得た講師については会財政より謝金を支払う。
・会員外から講師を招く場合、その謝礼等については役員会で協議して定める

９.役員等の選出

・会長、副会長、事務局長、会計、プロジェクトリーダーを総会時に選出する。
・会計に補助員をおく。
・事務局員および監査担当は、役員以外の会員から役員が指名する。
・役員が任期中に職務を果たせない状況に及んだ場合は、役員会で協議し、役員の中から代行者を定める。
・代行者の任期は次の総会までを基本とする。

平成２４年度役員および運営体制

会　　長

副 会 長

事務局長

会　　計

Gプロジェクト
　リーダー
　サブリーダー

Eプロジェクト

リーダー
サブリーダー

Sプロジェクト

リーダー
サブリーダー

※ 会長、副会長、事務局長、会計、各プロジェクトリーダーを役員とする。

会計監査

管理センター・指導係長

事務局員

付則1　センター・公園課との申し合わせ事項

・インタープリターボランティアとして活動するときには、腕章、ボランティア認定証を着用する。
・センター・公園課との会合については、以下が設定されている。
　情報連絡会年2回（出席者：公園課、管理センター、公園で活動するボランティア）
　連絡協議会（出席者：公園課とインタープリター・ボランティア）適宜開催
・ドラゴンウォーク、モンスターバッシュ、リレーマラソンの開催日はガイドウォークは実施せず、その日は自主研修等は終日実施可能とする。

付則2　交際費については別表とする

付則3　ガイドウォーク以外のイベントの分類

会主催のイベント
　里山自然観察会、里山合宿、ネイチャークラフト

センター主催のイベント
　竹細工、うどんづくり、里山教室、田植え、稲刈り、草木染、つる細工、PW自然発見塾など
　会主催のもの以外のイベント

・各行事の日程等については、管理センター作成のイベント一覧を参照のこと

平成２３年度　インタープリターボランティアイベント活動実績

●ガイドウォーク　　3/31 現在

名称	月日	参加人数	ｲﾝﾀｰﾌﾟﾘﾀｰ	備考
ガイドウォーク（日祭日）	4月1日～3月31日	1,205	234	自然生態園100回
ガイドウォーク　（湖畔の森）	4月1日～3月31日	7	2	7月・2月実施（2回）
ガイドウォーク（団体）	4月1日～3月31日	1,771	114	自然生態園38団体
満濃池展望遊歩道団体ｶﾞｲﾄﾞｳｫｰｸ	4月1日～3月31日	186	4	1団体
小計		3,169	354	

●里山伝承体験教室

名称	月日	参加人数	ｲﾝﾀｰﾌﾟﾘﾀｰ	備考
わら草履をつくろう	平成23年5月3日	28	7	23 [illegible]
	平成23年8月14日	22	8	[illegible]
	平成23年11月6日	17	5	
	平成24年3月11日	12	6	
小計		79	26	
草木染をしよう	平成23年10月15日	19	3	
小計		19	3	
合計		98	29	

●里山生活体験教室

名称		参加人数	ｲﾝﾀｰﾌﾟﾘﾀｰ	備考
うどんをつくろう	平成23年4月10日	21	1	5組
	平成23年7月18日	31	1	8組
	平成23年8月6日	33	1	8組
	平成23年8月27日	23	1	7組[illegible]
	平成23年12月18日	17	1	6組[illegible]
	平成24年1月7日	15	1	4組[illegible]
	平成24年3月25日	26	1	8組[illegible]
小計		166	7	
かしわ餅をつくろう	平成23年5月5日	50	5	
小計		50		
いも苗を植えよう	平成23年5月22日	23	3	
小計		23		
いも掘りをしよう	平成23年10月10日	30	3	
小計		30		

田植えをしよう	平成 23 年 6 月 19 日	21	8	
小計		21		
稲刈りをしよう	平成 23 年 10 月 16 日	19	8	
小計		19		
脱穀をしよう	平成 23 年 11 月 3 日	26	5	
小計		26		
ほし柿をつくろう	平成 23 年 11 月 13 日	29	3	
小計		29		
自然生態園収穫祭	平成 23 年 11 月 23 日	100	3	
小計		100		
きなこ飴をつくろう	平成 24 年 1 月 29 日	24	5	
小計		24		
竹飯をつくろう	平成 24 年 3 月 20 日	36	2	
小計		36	2	
合計		524	47	

●環境教育・里山管理体験

名称		参加人数	ｲﾝﾀｰﾌﾟﾘﾀｰ	備考
里山自然観察会	平成 23 年 5 月 8 日	24	4	7 家族
	平成 23 年 7 月 17 日	28	6	8 家族
	平成 23 年 9 月 19 日	18	6	8 家族
	平成 24 年 2 月 12 日	30	6	11 家族
小計		100	22	
ネイチャークラフト	平成 23 年 5 月 1 日	29	6	
	平成 23 年 11 月 20 日	25	5	
	平成 23 年 12 月 11 日	30	5	
小計		84	16	
ネイチャークラフト	平成 23 年 10 月 14 日	18	1	
（団体対応）	平成 23 年 10 月 18 日	29	2	
	平成 23 年 10 月 18 日	53	2	
	平成 23 年 10 月 21 日	43	1	
	平成 23 年 10 月 22 日	6	2	
	平成 23 年 10 月 27 日	68	3	
	平成 23 年 10 月 27 日	70	3	
	平成 23 年 11 月 2 日	54	3	
	平成 23 年 11 月 4 日	71	4	
小計		412	21	
里山教室	平成 23 年 4 月 17 日	35	13	9 家族
	平成 23 年 6 月 18 日	35	7	9 家族
	平成 23 年 7 月 10 日	26	5	7 家族
	平成 23 年 8 月 7 日	18	8	5 家族
	平成 23 年 10 月 1 日	33	9	9 家族
	平成 23 年 11 月 3 日	17	5	5 家族
	平成 23 年 11 月 23 日	27	4	6 家族
	平成 23 年 12 月 3 日	2	7	1 家族
	平成 24 年 1 月 28 日	9	6	3 家族
	平成 24 年 2 月 18 日	9	7	3 家族

	平成 24 年 3 月 24 日	19	12	5 家族
小計		230	83	
里山合宿	平成 23 年 7 月 30 日	23	13	
小計		23	13	
PWキッッズクラブ自然発見塾	平成 23 年 4 月 9 日	0	3	
	平成 23 年 5 月 14 日	6	1	
	平成 23 年 6 月 11 日	8	3	
	平成 23 年 7 月 9 日	0	3	
	平成 23 年 8 月 13 日	5	3	
	平成 23 年 9 月 10 日	7	3	
	平成 23 年 10 月 8 日	4	2	
	平成 23 年 11 月 12 日	10	2	
	平成 23 年 12 月 10 日	33	3	
	平成 24 年 1 月 10 日	5	3	
	平成 24 年 2 月 11 日	18	3	
	平成 24 年 3 月 10 日	14	4	
小計		110	33	
合計		959	188	

総合計		4,750	618	

平成２３年度　インタープリターボランティア活動一覧（里山保全管理）

回数	名　称	月　日	ｲﾝﾀｰﾌﾟﾘﾀｰ	備　考
1	水田管理作業	平成 23 年 5 月 5 日	3	
2	ヨシ刈り作業	平成 23 年 5 月 31 日	5	
3	水田管理作業	平成 23 年 6 月 11 日	4	
4	水田管理作業	平成 23 年 6 月 17 日	1	
5	ジュンサイ取り作業	平成 23 年 7 月 3 日	4	
6	北の谷畔補修	平成 23 年 7 月 10 日	6	
7	ｾｲﾀﾞｶｱﾜﾀﾞﾁｿｳ除根作業	平成 23 年 8 月 28 日	6	
8	フトイ刈り作業	平成 23 年 9 月 11 日	3	
9	南の谷畔修繕	平成 23 年 10 月 2 日	5	
10	棚田・畔補修	平成 24 年 1 月 8 日	4	
11	棚田・畔補修	平成 24 年 1 月 15 日	6	
12	棚田・畔補修	平成 24 年 1 月 21 日	2	
13	棚田・畔補修	平成 24 年 1 月 22 日	5	
14	棚田・畔補修	平成 24 年 2 月 11 日	2	
15	棚田・畔補修	平成 24 年 2 月 12 日	2	
16	棚田・畔補修	平成 24 年 2 月 26 日	2	
17	逆様池かい掘り作業	平成 24 年 2 月 26 日	6	
計			66	

まんのう公園 ガーデニングクラブ概要

1．名　称：まんのう公園　ガーデニングクラブ

2．登録の有無
　ボランティア名簿に登録

3．活動内容
　毎月１回、第３日曜日に定例活動を実施。

　ボランティア花壇および、園内の植物の手入れ作業。
　ガーデニングスクールのサポート。
　その他、植物に関すること。

4．ボランティアに求める責任（責務）、専門性
　なし。定例活動への参加は自由とする。
　ただし、活動に必要な基本的な知識については、ガーデニングスクールにより身につけていただく。

5．支援のあり方（待遇）
　１）用品：必要な道具は貸与。
　２）保険：公園負担で加入。
　３）減免：入園料・駐車料免除。
　４）謝金等：なし。

6．活動方法について
・センター主導で活動計画を作成し、職員立会いの下に活動を行なう。
・定例活動については事前の申込不要。イベント補助等の場合は事前申込を必要とする。
・雨天決行、荒天中止。センターからの中止の連絡は行なわない。
・活動の前後にはミーティングを行なう。
・当日参加者は、活動日誌に名前を明記する。
・代表者一名がボランティア日誌（活動報告書）を記録する。
・定時に管理センター集合し、臨時通行証で入園する。

7．その他
・ガーデニングスクールの卒業記念品（ロゴ入りエプロン）をユニフォームとする。
・ボランティア同士の連絡の取り次ぎは行なわない。また、ボランティアに対して個人情報の公開も一切行なわない。ボランティア同士の連絡は個人の責任に一任する。
・活動の様子を随時、ホームページにアップする。

ガーデニングクラブ実績

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回数（回）	9	8	11
人数（人）	62	31	65
日程	毎月第３日曜実施	毎月第３日曜実施	毎月第３日曜実施
	８月・１月・２月活動休止	８月・１月・２月活動休止	８月・１月・２月活動休止

かりん夢クラブ規約

１．名称について

本会の名称は、かりん夢クラブとする。

２．目的及び事業について

本会は、国営讃岐まんのう公園の利用者を、ボランティアとしてサポートする目的を持ち、第三セクター「グリーンパークまんのう」を窓口として活動することにより、国営讃岐まんのう公園及びグリーンパークまんのうの発展に寄与するものである。

（１）公園内の体験教室を指導あるいは支援すること。
（２）フェスタ等のイベントへの協力をすること。
（３）教室あるいはイベントの準備活動および、園内の維持管理に関すること。
（４）来園者への支援サービスに関する活動をすること。

３．会員及び入会について

本会の目的を理解しこれに賛同するものとし、随時公募し、会員の活性化を図るものとする。
新規入会にあたっては、各部会長をとおし運営委員会に図って承認するものとする。

※　公園の入園許可書は、１ヶ月１回以上、上記の目的で来園する者のみに発行する。
　　また、入園許可書の申請は、各部会長をとおしてグリーンパークまんのうに申請すること。

４．役員について

本会に次の役員をおく。

（１）会長　　１名
（２）副会長　　２名
（３）運営委員　　（各部会長をもってあてる）
（４）監査　　２名
（５）事務局　　（グリーンパークまんのう職員の担当とする）

５．各部会について

本会に次の部会をおく。(それぞれの部会において部会長・副部会長をおく)

（１）木工教室
（２）陶芸教室
（３）トールペイント教室
（４）お茶室教室
（５）ハーブ教室
（６）椎茸・筍教室
（７）炭焼き教室
（８）パン教室
（９）ネイチャーゲーム
(10) 特別イベント

６．役員の任務について

（１）会長は本会を統括し本会を代表する。

（２）副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

（３）運営委員は、本会の諸行事を運営する。

（４）監査は、本会の会計及び事業を監査する。

（５）事務局は、本会の会計・記録等を担当する。

７．役員の選出及び任期について

役員は、会員の互選により選出する。任期は１年とし、再任を妨げない。

８．運営委員会について

運営委員会は会の事業の企画立案・実施について協議する。（必要に応じて副部会長も出席できる）

９．定例会について

運営委員会は、公園管理センター・グリーンパークまんのうと月１回定例会をもつ。

10．会費について

本会の会費は年会費千円とし毎年４月に徴収する。また、新規に入会した場合は、入会時に年会費を納める。

会費の運用については運営委員会で協議し、会長の決裁によりおこなう。また、次のような時は、事後報告で会費からの支出を認める。

（１）会員の同居家族が死亡したとき

（２）会員が結婚したとき

11．事業年度について

本会の事業年度は毎年４月１日～翌年３月３１日とする。

12．総会について

毎年、事業年度のはじめに総会を行う。

13．除名脱会について

本会の脱会は届けにより、自由にできる。また本会に趣旨にそわない者は、運営 委員会の決議により除名する。

14．委任

この規約に定めるもの以外に必要な事項が生じたときは、運営委員会の協議を経て解決するものとする。

15．解釈

この規約について、善悪二様の解釈があるときは、善意解釈をとるものとする。

16．付則

この規約は平成１３年　　月　　日より施行する。

かりん夢クラブ活動実績

	陶芸教室			ハーブ教室			木工教室			お茶席			トールペイント			パン・ピザ教室		
	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数
H23	53	57	721	64	163	1,883	43	91	456	44	118	1,681	44	82	429	79	300	3,014
H22	60	63	844	67	176	1,925	49	101	558	44	122	1,554	48	94	602	81	266	3,247

	炭焼き			きのこ採り			たけのこ掘り			しいたけを育てよう			小計		
	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数	活動日数	スタッフ数	参加者数
H23	22	148	48	0	0	0	4	10	751	2	4	141	355	973	9,124
H22	24	166	62	1	1	14	4	12	1,111	2	7	224	380	1,008	10,141

国営讃岐まんのう公園体験教室の指導ボランティア活動規約

（目　的）

第１条　この規約は、国営讃岐まんのう公園（以下、「公園」という）における体験教室の指導ボランティア（以下、「ボランティア」という）活動について、資格、活動内容、費用の負担等に関する事項を定めて、公園の管理・運営・利用サービスの充実を図ることを目的とする。

（方　針）

第２条　この規約を適用するボランティアは、この規約を遵守して、それぞれの役割に応じて活動または協力し、自己研鑽に努めながら「人間との語らい、自然とのふれあい」を実践しなければならない。

（ボランティア）

第３条　体験教室において指導をするボランティアとは、次の号に該当する者であって、国土交通省四国地方整備局国営讃岐まんのう公園事務所（以下、「公園事務所」という）が承諾し、一般財団法人公園財団まんのう公園管理センター（以下、「管理センター」という）が認定した者をいう。

一　本公園の開園時に組織されているボランティア団体、「かりん夢クラブ」の会長が、指導や資質等を勘案したうえ推薦した者

（認定証等）

第４条　管理センターは、認定したボランティアに対し、認定証と車輌入園許可証を発行する。

２　ボランティアは、公園において第５条の活動を行うときは、認定証を携帯しなければならない。

３　認定証は年度ごとに更新を行う。

４　ボランティアは、第５条の活動を行うとき以外には、認定証と車輌入園許可証を使用してはならない。

５　ボランティアは、認定の期間が終了したとき、あるいは、第１１条により認定を取り消されたときは、認定証および車輌入園許可証を速やかに管理センターに返却しなければならない。

６　ボランティアは、認定証と車輌入園許可証を他人に譲渡、または貸与してはならない。

７　ボランティアは、認定証と車輌入園許可証を紛失、または破損した場合は、速やかに管理センターに連絡し、再発行を受けなければならない。

（活動内容）

ボランティアは、管理センターの依頼により、次の各号に掲げる活動を行う。

一　公園内で実施する各種体験教室の参加希望者に対する指導、助言等の利用者サービス

二　体験教室は、当面次の教室を開設する

イ　木工教室

ロ　陶芸教室

ハ　トールペイント教室

ニ　お茶室教室

ホ　ハーブ教室

ヘ　パン・ピザ教室

ト　炭焼き教室

チ　きのこ採り・たけのこ掘り教室（季節限定）
三　管理センターが企画するイベント等のスタッフまたは補助業務

（活動経費）
第５条　ボランティアが前条の活動を行う際に必要な広報・材料・器具等の経費については管理センターが予算の範囲内で負担する。
２　管理センターは、前条の活動（但し、準備活動を除く）を行ったボランティアに対しては、活動経費を支給する。
３　前２項の経費以外の報酬等については、一切支給しないこととする。

（服装等）
第６条　ボランティアは第５条の活動を行う際には、管理センターから貸与されるベスト、またはエプロンを着用しなければならない。（但し、お茶席は除く。）
２　ボランティアは、第５条の活動を行うとき以外には、第１項の服装等を着用してはならない。

（入園料等）
第７条　管理センターはボランティアが第５条の活動を行う場合には、認定証と車輌入園許可証を提示することにより、本人に限り入園と駐車に関わる料金を無料とする。

（活動の計画及び報告）
第８条　ボランティアは第５条の活動を行う際には、管理センターが別途定める要領に基づき計画書を、また活動後には報告書をそれぞれ管理センターに提出しなければならない。

（接客等）
第９条　ボランティアは第５条の活動を行なう場合には、次の各号を遵守しなければならない。
一　利用者に対し、常に親切、丁寧、公平に対応すること。
二　身だしなみを整え、言葉使いに注意し不快な行為は行なわないこと。
三　名札をつけること。
四　万一事故が発生した場合は、速やかに管理センター、または案内所へ連絡すること。
五　落とし物を発見した場合は、速やかに管理センター、または案内所へ連絡すること。
六　その他不明な点は、管理センター、または案内所へ問い合わせること。

（認定の取り消し）
第１０条　ボランティアが次の各号の一つに該当する場合には、管理センターは認定を取り消すことができる。
一　本規約に反する行為を行った場合
二　管理センターの許可なく、園内で動植物の採取を行った場合
三　園内で公園利用者に対し、不快な行為を行った場合
四　特別な事情を除き年度内に第５条に規定する活動が皆無の場合
五　本人から認定返上の申し出があった場合
六　管理センターの指示に従わなかった場合
七　都市公園法その他の法令に反した行為を行った場合

（ボランティア組織）

第１１条　ボランティアは、資質の向上、連帯感の涵養、役割分担ならびに相互協力を図るとともに、管理センターとの連絡・調整を円滑にするために、「かりん夢クラブ」に所属しなければならない。

２　会則等の必要な事項は、ボランティアの責において定めるものとする。

（連絡協議会）

第１３条　公園事務所及び管理センターは、事業計画、管理運営方針等の連絡調整を円滑にするため、かりん夢クラブの代表と連絡協議会をもつものとする。

２　連絡協議会の事務局は、管理センターの業務課が担当する。

（定例会）

第１４条　管理センターは、第５条の活動を円滑にするため、かりん夢クラブの役員と必要に応じて定例会を持つものとする。

２　定例会の事務局は管理センターの業務課が担当する。

（活動規約）

第１５条　この規約は、必要に応じて管理センターとの協議により見直すことができるものとする。

附　則

1. この規約は、平成１５年９月８日から施行する。
2. 平成２４年〇月〇日、一部改正

別添－23

パークアイデンティティマニュアル（抄）

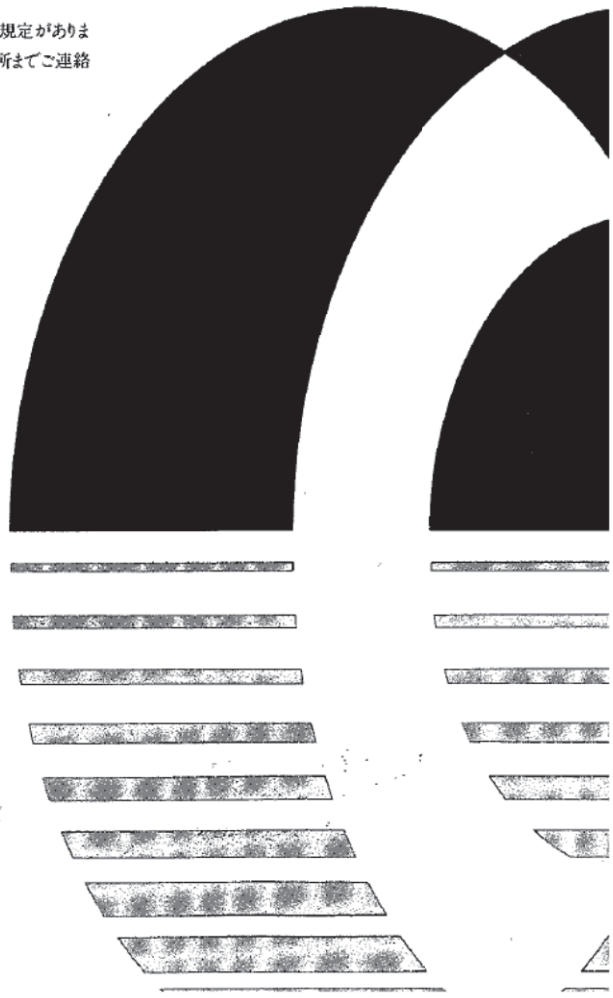
※マニュアル本体は閲覧可能である

国営讃岐まんのう公園

PARK IDENTITY MANUAL

はじめに

このパークアイデンティティマニュアルは国営讃岐まんのう公園のPI(Park Identity)を確立し、今後の公園整備における広報活動及び整備促進等の向上をはかることを目的として制定するものです。
本公園が四国初の国営公園であることの独自性や特徴を盛り込み、地域あるいは広域からの利用者に支持され、恒久的公共の場としての使命や機能、そしてあり方を広く訴求していくものです。
利用客に強い印象を投げかける表現と統一したイメージで、将来にわたり広汎な使用に対応できるようにまとめたデザインマニュアルです。
ご使用にあたっては目的、内容により運用規定がありますので事前に国営讃岐まんのう公園事務所までご連絡ください。



使用上の注意

シンボルマーク、ロゴタイプ、マスコットキャラクター等は運用規定に則り正確に使用してください。
色表現は単色使い、多色使いに応じてカラー指定どうり適用ください。
また、規定書体組み合わせ等の使用の場合も該当項目に照らし正確にご使用ください。

INDEX

1 ベーシックエレメント

シンボルマーク	❶	①
シンボルマーク割り出し図	❷	②
シンボルマーク・カラー	❸	③
シンボルマーク・モノクローム	❹	④
ロゴタイプ・ロゴタイプ割り出し図	❺	⑤
テーマカラー・サブカラー	❻	⑥
マスコットキャラクター	❼	⑦
マスコットキャラクター・カラー	❽	⑧
マスコットキャラクター・アプリケーション	❾	⑨
指定書体・和文	❿	⑩
指定書体・英文	⓫	⑪

2 シグネチュアシステム

シンボルマーク・ロゴタイプ	❶	⑫
シンボルマーク・ロゴタイプ・和文指定書体	❷	⑬
シンボルマーク・ロゴタイプ・和文・英文指定書体	❸	⑭
シンボルマーク・英文指定書体	❹	⑮
マスコットキャラクターⒶ・ロゴタイプ・英文指定書体	❺	⑯
マスコットキャラクターアプリケーションⒷⒸⒹⒺ・ロゴタイプ・英文指定書体	❻〜❼	⑰〜⑱

3 禁止表示例

シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター	❶	⑲

4 アプリケーションアイテム

事務帳票類	❶〜❺	⑳〜㉔
のぼり旗・ステッカー	❻	㉕
Tシャツ・ユニホーム	❼	㉖

5 カラーチャート

シンボルマークカラー・マスコットキャラクターカラー	❶〜❷	㉗〜㉘

6 清刷り

ベーシックエレメント清刷り	❶〜❻	㉙〜㉞
シグネチュアシステム清刷り	❼〜⓭	㉟〜㊸

プライバシーポリシー

■「四国地方整備局＞リンク・著作権・プライバシーポリシーについて」より抜粋
（出典：http://www.skr.mlit.go.jp/manual.html）

四国地方整備局 ＞ リンク・著作権・プライバシーポリシーについて

●プライバシーポリシーについて

1. 基本的考え方

国土交通省四国地方整備局では、国土交通省四国地方整備局ホームページ（http://www.skr.mlit.go.jp/）（以下「当サイト」という。）において、提供するサービス（ホームページによる情報提供、各種ご意見・ご感想の受付等）の円滑な運営に必要な範囲で、当サイトを利用される皆様の情報を収集しています。収集した情報は利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2. 収集する情報の範囲

(1) 当サイトでは、インターネットドメイン名、IPアドレス、当サイトの閲覧等の情報をアクセスログの形態で収集します。

(2) 当サイトの提供するページにおいて、一部クッキーを使用することがあります。クッキーとは、サイト提供者がご利用者のコンピューターを識別するために、サーバからご利用者のブラウザーに送信され、ご利用者のコンピューターに蓄積される情報のことで、クッキーを利用することによりご利用のコンピューターの訪問回数や訪問したページ等の情報を収集することができます。なお、クッキーを使用する場合は、ご利用者個人を識別できる情報は収集しません。また、ご利用者のブラウザーの設定によりクッキーの機能を無効にすることもできます。クッキーの機能を無効にしても当サイトのご利用には問題ありません。

(3) ご意見お問い合わせ等のコーナーのご利用にあたっては、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレス等（以下「利用者属性」という。）の登録をお願いすることがあります。なお、フォームを経由しない「お問い合わせ」の場合、差出人のメールアドレスは受信者側に表示されます。

(4) メール配信サービスのご利用にあたっては、メールアドレスの登録をお願いしています。また、住所、電話番号、職業、その他所要事項の登録をお願いすることがあります。

(5) 広報イベント等の参加申込受付、アンケートの実施等事柄の性質上必要な場合には、利用者属性の登録をお願いすることがあります。

3. 利用目的

(1)　2（1）及び2（2）において収集した情報は、当サイトが提供するサービスを円滑に運営するための参考として利用します。

(2)　2（3）で収集したご意見等については、利用者属性も含めて今後の施策立案の参考とさせていただきます。このため、四国地方整備局内の関係部署に転送することがあります。また、お問い

合わせの回答や確認のご連絡のために氏名、メールアドレス、性別、年代、住所、職業等を利用します。なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、関係部署等に転送することがあります。

(3)　2（4）で収集した情報については、メールによる情報配信のために利用します。登録いただいた情報については、配信情報の制作の参考とさせていただきます。

(4)　2（5）で収集した情報については、当該広報イベント等を円滑に実施するため必要な場合に限って利用します。

4. 利用及び提供の制限

法令に基づく開示要請があった場合、不正アクセス､脅迫等の違法行為があった場合その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を３の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報､利用者属性等の情報については公表することがあります。

5. 安全確保の措置

収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。なお、当サイトのアクセス状況や頂いたご意見等の分析を業務上必要と思われる外部関係者に委託することがありますが、その際は委託先においても収集した情報の適切な管理のための必要な措置を講じています。

6. 自己に関する情報の開示

当サイトにおいては、ご意見お問い合わせ等のコーナー及び広報イベント参加申し込み等で記入していただいた利用者属性を除き、氏名、住所等その他一般的に個人を識別できる情報を収集しておりません。 なお、ご意見お問い合わせ等のコーナー及び広報イベント参加申し込み等で記入していただいた利用者属性に関する情報については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５８号)」の規定により開示を請求することができる自己を本人とする保有個人情報ですが、開示等行うかの決定についてはその旨を審査します。

7. 適用範囲

本プライバシーポリシーは、当サイトにおいてのみ適用されます。

8. その他

国土交通省四国地方整備局では、以上のプライバシーポリシーを改定することがあります。改定する場合は、このホームページでお知らせします。 また、本サイトでお寄せいただいたご意見は、本サイトほか、国土交通省四国地方整備局で発行するパンフレットや報告書などに掲載することがありますので、予めご了承ください。なお、その場合でも個人が特定できる情報を含めることはありません。 . . . .

ペット対応

ペットに係る公園利用者への対応は以下の通り。

(1) 誓約書の記入

ペット同伴の公園利用者に対して、入園時に案内所で『犬その他のペット類についての誓約書』に必要事項記入の上、署名していただき、園内でのペット取り扱いについて説明する。

＜園内でのペット取り扱い＞

① 他の入園者に迷惑及び被害を及ぼした場合、本人責任とする。

② リードを離さない。

③ 糞尿の処理をすること。

④ ペット同伴での以下施設の利用は不可とする。

- 自然生態園
- サイクリングコース
- 建物及び遊具

(2) スポートの発行

案内所で提示することで入園時の誓約書及びドッグラン利用誓約書の記入を免除となる「まんのう公園ワンちゃんパスポート」の発行を行っている。

- 申込必要書類：まんのう公園ワンちゃんパスポート申込書、パスポート用写真、犬鑑札※、狂犬病予防注射済票※
  ※コピーでも可
- 有効期間：1 年間

国営讃岐まんのう公園　ペット同伴及びドッグラン利用誓約書

1．私は、自分の意思により、国営讃岐まんのう公園内にてペット同伴利用及びドッグラン（以下、「ドッグラン」という。）利用をします。また、私の家族（保護者を含む）・親族は、私が公園内でのペット同伴利用及びドッグラン利用（以下施設利用という）することを承諾しています。

2．私の愛犬が施設利用中に負傷または発病した場合は、必要な応急処置を受けることに同意します。

3．公園管理者に明らかに瑕疵がある場合を除き、私及び私の関係者からは、損害賠償請求等の請求は一切いたしません。

4．国営讃岐まんのう公園スタッフの指導・指示に従い、施設利用のルールとマナーを守ります。また、危険な行為等によりまんのう公園およびドッグラン施設から退場させられても異議を申し立てません。

5．公園内において、お客様同士及び愛犬同士の接触・衝突等によるトラブルは、原則、当事者間で解決することといたします。また、一方の当事者が不明である場合も公園管理者への関与を求めません。

6．ドッグラン等公園施設に故意または過失により損害を与えた場合には、公園管理者から損害賠償の請求を受けることに同意します。

7．私の愛犬は、

①狂犬病予防法に基づき（生後 91 日未満を除く）、犬の登録と狂犬病予防接種を 1 年以内に受けています。

②予防接種（ジステンバー等の各種ワクチン）を 1 年以内に受けています。

③伝染病にかかっていません。

④発情期ではありません。

⑤他のお客様に恐怖心を与えません。

私は、施設利用するにあたり、上記の誓約内容を遵守し、また、内容に虚偽のないことを、この誓約書に自著にて誓約いたします。ただし、私が 16 歳未満の場合は、親権者又は保護者の署名を付記します。

平成　　年　　月　　日

代表者の氏名 または保護者氏名	ドッグラン利用者の人数	犬の数	狂犬病予防注射済確認 ○	愛犬の種類及び鑑札番号
様	人	頭	済	種類： 市町村： 番号：

■連絡先電話番号【　　－　　－　　】

まんのう公園ワンちゃんパスポートご利用のお客様へ

まんのう公園ワンちゃんパスポートにお申込み頂きありがとうございます。

○会員特典

ペット同伴及びドッグラン利用誓約書に記入不要。パスポートを見せるだけでワンちゃんが入園できます。

○会員規約

（1）有効期限は登録日から１年間です。
（2）会費は無料です。なお、パスポート用ワンちゃん写真はお客様自身で撮影したものを貼り付けてください。
（3）登録頭数は１頭につき１枚です。
（4）カードを紛失した場合の再発行はできません（改めて新規加入扱いとなります）。
（5）不要又は有効期限切れとなったパスポートは公園へ返却願います。
（6）会員特典および会員規約は公園の都合により、内容が変更となる場合がございます。

○園内では次のことを必ずお守りください。

（1）ドッグラン以外の場所ではワンちゃんに必ずリードをつけて下さい。（1.5m以内）
（2）フンや汚物は処理してお持ち帰り下さい。
（3）ドラ夢の泉広場、ドラ夢ドーム、自然生態園建物、ビジターセンター、レストラン、売店内へのワンちゃんの立入り、園内バスの同乗はご遠慮下さい。
（4）ワンちゃんに関するトラブルは飼い主様の自己責任とし、当事者同士で解決して下さい。
（5）他の入園者に迷惑や危害を及ぼした場合、飼い主様が一切の責任を負う事をご承諾下さい。
（6）他のお客様の迷惑となる行為はご遠慮下さい。（テーブル・イスに乗せない。蛇口から直接水を飲ませない。）
（7）係員の指示があった際はそれに従って下さい。
（8）お客様の中には犬の嫌いな方もいらっしゃいます。お互い気持ち良く公園を利用して下さい。

○ドッグランを利用する場合は次のことをお守りください。

（1）法に定められた予防接種を１年以内に受けており、伝染病や皮膚病にかかっていないこと。
（2）本ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ有効期限内に予防接種の期限が切れる場合は、継続して接種を受けること。
（3）ドッグラン内での事故や怪我、トラブルにつきましては飼い主様の自己責任とし、当事者同士で解決して下さい。
（4）ドッグラン内でのノーリードは飼い主お一人様につき１頭に限ります。
（5）ドッグラン内に食べ物・ベビーカー・おもちゃ類の持ち込みはできません。
（6）小人（中学生以下）の利用は保護者が必ず同伴してください。
（7）発情期の雌犬や犬以外のペットは入場できません。
（8）闘犬を目的としたワンちゃんや他のお客様に恐怖を与えるワンちゃんは利用できません。
（9）係員の指示があった際はそれに従って下さい。
（10）その他、ドッグラン入口に注意事項が掲示されていますので入場前に必ずお読み下さい。

※当公園のドッグランは係員が常駐しておりません。自己責任のもと、ひとりひとりがルールとマナーを守り、仲良く譲り合って、楽しく過ごせるようご協力をお願いいたします。

○ワンちゃんパスポート会員の個人情報の取り扱いについて

お客様から頂いた個人情報の取扱いは、財団法人公園緑地管理財団の個人情報保護方針に則り管理いたします。この個人情報は、公園からの情報提供，または何らかの理由でお客様に連絡を取る必要が生じたときに利用します。これらの個人情報は法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供またはその他の用途には使用いたしません。

お問合わせ先：個人情報の変更、その他につきましては以下までご連絡下さい。
まんのう公園管理センター　TEL0877-79-1700　受付時間9：30～17：00

【まんのう公園ワンちゃんパスポート申込書】

新規

※更新の場合、不要となった旧パスポートは回収します

別紙を承諾のうえ、ワンちゃんパスポートに申込みます。

会員No.

平成　　年　　月　　日

●オーナー情報

住　所	〒
（ふりがな）	
氏　名	
電話番号	

●ワンちゃん情報

名前：	犬種：	年齢：	オス　・　メス
登録市町村名：	鑑札番号 第　　号	狂犬病予防注射済票番号 平成　　年　　号	

※飼い主の方は、愛犬の①登録、②予防注射、③鑑札・注射済票の装着が義務づけられております。

○ワンちゃんパスポート会員の個人情報の取り扱いについて

お客様から頂いた個人情報の取扱いは、財団法人公園緑地管理財団の個人情報保護方針に則り管理いたします。この個人情報は、公園からの情報提供，または何らかの理由でお客様に連絡を取る必要が生じたときに利用します。これらの個人情報は法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供またはその他の用途には使用いたしません。

○メールマガジンによるまんのう公園の旬な情報をお届けしております。ご希望の方は、この機会に是非お申込みいただくようお願いいたします。

PCアドレス	携帯アドレス

お問合わせ先：個人情報の変更、その他につきましては以下までご連絡下さい。
まんのう公園管理センター　　TEL0877-79-1700　受付時間9：30～17：00

見本

まんのう公園ワンちゃんパスポート





写真をはってね！！

平成　年　月　日まで有効

No.23001

OWNER

NAME

SANUKI MANNOU PARK

国営讃岐まんのう公園　TEL 0877-79-1700

園内では次のことを必ずお守りください。

(1) ドッグラン以外の場所ではワンちゃんに必ずリードをつけてください。また、「国営讃岐まんのう公園ペット同伴及びドッグラン利用誓約書」記載事項を守って利用ください。

(2) フンや汚物は処理してお持ち帰りください。

(3) 水遊び場、レストラン等の建物内へのワンちゃんの立入りはお断りしています。

(4) ワンちゃんを同伴して園内バスへの乗車は遠慮ください。

(5) ワンちゃんに関するトラブルは飼い主様の責任とし、飼い主様同士で解決してください。

(6) 園内でのワンちゃんがほかの入園者に迷惑や危害を及ぼした場合は、飼い主様が一切の責任を負う事を了承ください。

接客・接遇について

◆笑顔と明るい挨拶

応対は笑顔と挨拶から始まります。

◆正しい姿勢

お客様と対応するときには、背筋を伸ばした正しい姿勢を保ち、相手の目を見て話しましょう。

◆気持のよい身だしなみ

お客様とじかに接する職員は、特に身だしなみには気を使い、髪のセットや髭、爪などの手入れを行い、清潔感を保ちましょう。お客様に不快な思いをさせないことが基本です。

◆心のこもった対応

事務的な対応はお客様に冷たい印象を与えてしまいます。笑顔でお客様と向き合い、親切心や丁寧さが表れた対応となるよう、言葉遣いや態度に心配りをしましょう。

■基本的な対応例

・入園料徴収の流れ

挨拶する。
↓
入園料や駐車場の利用料金を徴収する旨を伝える。
↓
入園する大人、小人の人数を確認し、徴収する料金を伝える。
↓
料金を徴収する。
↓
「ありがとうございました。」「いってらっしゃいませ。」等の挨拶をする。
↓
駐車場までの距離等を伝える。

利用サービス業務日誌（様式）

国営讃岐まんのう公園　利用サービス業務日誌

平成　　年　　月　　日（　　）曜日　天候　　配置場所（　　）

管理センター長	総務課長	支配人	調査役	課長補佐	利用サービス係長	管理係長	施設係長	企画係長	指導係長

配置スタッフ氏名	勤務時間	配置スタッフ氏名	勤務時間	勤務状況等
	：　～　：		：　～　：	
	：　～　：		：　～　：	
	：　～　：		：　～　：	
	：　～　：		：　～　：	
	：　～　：		：　～　：	

1.植物・清掃等に対する利用者の苦情・スタッフからの意見等	2.施設等に対する利用者の苦情・スタッフからの意見等	3.広報・イベント・体験教室に対する利用者の苦情・スタッフからの意見等
対応：	対応：	対応：
4.売店・レストラン・自販機等に対する利用者の苦情・スタッフからの意見等	5.オートキャンプ場に対する利用者の苦情・スタッフからの意見等	6.その他の意見・要望等特記事項
対応：	対応：	対応：

迷子取扱い		拾得物		
救護対応		遺失物届け		

団体対応について

1. 団体受付

受付がなくても団体入園は可能であるが、事前に把握するために団体受付を行う。

受付は基本的には、管理事務所で受け付けるものとするが、案内所で対応する場合は、『団体受付表』を配布し、後日、管理事務所まで郵送またはＦＡＸして頂く。

2. 入園整理券

団体入園（有料入園の方が 20 名以上）の場合、以下 2 通りの入園料清算方法がある。

・**一度に全員が入園される場合**：料金所で人数を申し出いただき、その場で料金をお支払いいただく。

・**個別に入園される場合**：有料で入園される方が 20 名以上の団体で、入園者の事情等により個別に入園せざるを得ない場合に限り、状況に応じて「入園整理券」の取り扱いを行う。

なお、入園整理券（及び駐車整理券）での入園は以下の場合に取り扱うものとする。

・有料で入園される方が 20 名以上の団体で、全員が入園し終わるまで時間の幅がある。

・複数の入口から入園するなど、全員が一度に入園できない。

（1）発券の流れ

《入園整理券の発行から来園前日まで》

① 入園整理券は、各団体入園者に作成していただく。当日の回収等の作業が円滑に行われるように、事業者で入園整理券の見本を作成する等の工夫を行う。

② 作成した入園整理券は、事前に管理事務所まで持参していただき、記載に誤り等がないか確認する。

③ 確認した入園整理券には、確認印を押印し、来園前日までに各入園者に配布するようにお願いする。

※残券は代表者が善良な管理者の注意を持って、清算時まで保管していただく。

《来園当日》

① 当日、公園の西口及び北口園路料金所にて入園整理券を回収する。

② 清算方法は、あらかじめ清算をする料金所を決めていただき、**当日午後 3 時まで**に団体責任者が現金及び入園整理券の残券を持参の上、来園いただく。

③ 料金所でお預かりした仮入園券の枚数により、**現金で清算**していただく。

(2) 入園整理券作成上の注意事項

① 来園日の１週間前までに、作成していただく。

② 入園整理券の大きさは、A4 版の概ね 4 分の 1 程度とする。

③ 入園整理券はおとな券とこども券とシルバー券がある場合は券種ごとに色を変えていただく。

④ 駐車整理券についても、大型車券・普通車券・二輪車券がある場合は、同様に券種ごとに色を変えていただく。（ただし、１色ずつのみ。）

⑤ 入園整理券の右上部分には、券種ごとに発行番号を連番で印字していただく。

⑥ おとな券、こども券、シルバー券がある場合は、区別がわかるよう括弧書等で表示していただく。駐車整理券も大型車券・普通車券・二輪車券がある場合は、同様に括弧書等で表示していただく。

⑦ イベント名記入欄は、イベント名あるいは会合の名称を印字していただく。

⑧ 入園日記入欄には、必ず「当日限り有効」の注意書を印字していただく。

⑨ 予備日がある場合は、あわせて記入していただく。

⑩ 主催者団体名記入欄には、団体名あるいは責任者名を印字して、あわせて朱色で押印してから、管理事務所にお持ちいただく。

※使用当日に入園整理券をお忘れになった方は、個人の入園券（一般券）をお買い求めいただくことになるため、注意喚起を行うこと。

３. その他

(1) 体験教室の申込

平日で、１メニュー１０名以上の場合、申し込み可能とする。日程の調整等を考慮し、２週間前までに管理事務所までご予約いただく。

(2) 障害者手帳を持っている方が多い団体の受付

団体受付表と一緒に手帳保持者を証明する書類を事前に管理事務所に郵送（またはＦＡＸ）にて送付いただき、入園時の手帳確認作業を簡略化する等の工夫を行う。

(3)「団体利用のご案内」の配布

申込の参考資料として『団体利用のご案内』のパンフレットを適宜配布する。

団 体 受 付 表

受付ＮＯ　　受付者氏名　　受付年月日
来園予定日　　月　　日（　）　　雨天（決行：延期：中止）　　変更日時
団体名 郵便番号　　－　　住所
担当者氏名　　電話番号（　　）　　ＦＡＸ番号（　　）
大人　　名　小人　　名　幼児　　名　身障者　　名　合計　　名 大型車（バス）　　台　普通車　　台　二輪車　　台　合計　　台
レンタルサイクル　　無　　有　　台
来園予定時刻　　ＡＭ：　　ＰＭ：
来園目的　　視察　遠足　野外学習　会社リクレーション　その他 下見年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿
体験教室団体予約（　　教室）　（開始時間） ＡＭ：　　ＰＭ： （参加人数） （受付日）　年　月　日　　大人　　名 （決定日）　年　月　日　　小人　　名 （教室日）　年　月　日　　合計　　名
旅行代理店　社名　　支店名 担当者氏名　　電話番号　　ＦＡＸ番号

入園整理券取り扱い申込書	
利用日時	平成　　年　　月　　日（　　） 【予備日　　年　　月　　日（　　）】 （　　：　　～　　：　　）
団体名	
清算責任者	氏名：　　様 住所： 電話： 当日連絡先（携帯番号等）
発行枚数	おとな：　　枚　こども：　　枚　シルバー：　　枚 大型車：　　枚　普通車：　　枚　二輪車：　　枚
清算口	西口料金所　　北口料金所　　（清算時間　　：　　）
備考	

苦情、要望等への対応について

◆誠心誠意、相手の話を聞く

お客様からの苦情・要望は、直接対面するだけでなく、電話やFAX、メール等の場合がありますが、まずは誠心誠意、相手の話を聞くことから始めましょう。相づちを打ちながら肯定的にご意見をうかがうなど、相手が「聞いてくれている」と感じるような反応を示すことが重要です。

◆冷静な応対を心掛ける

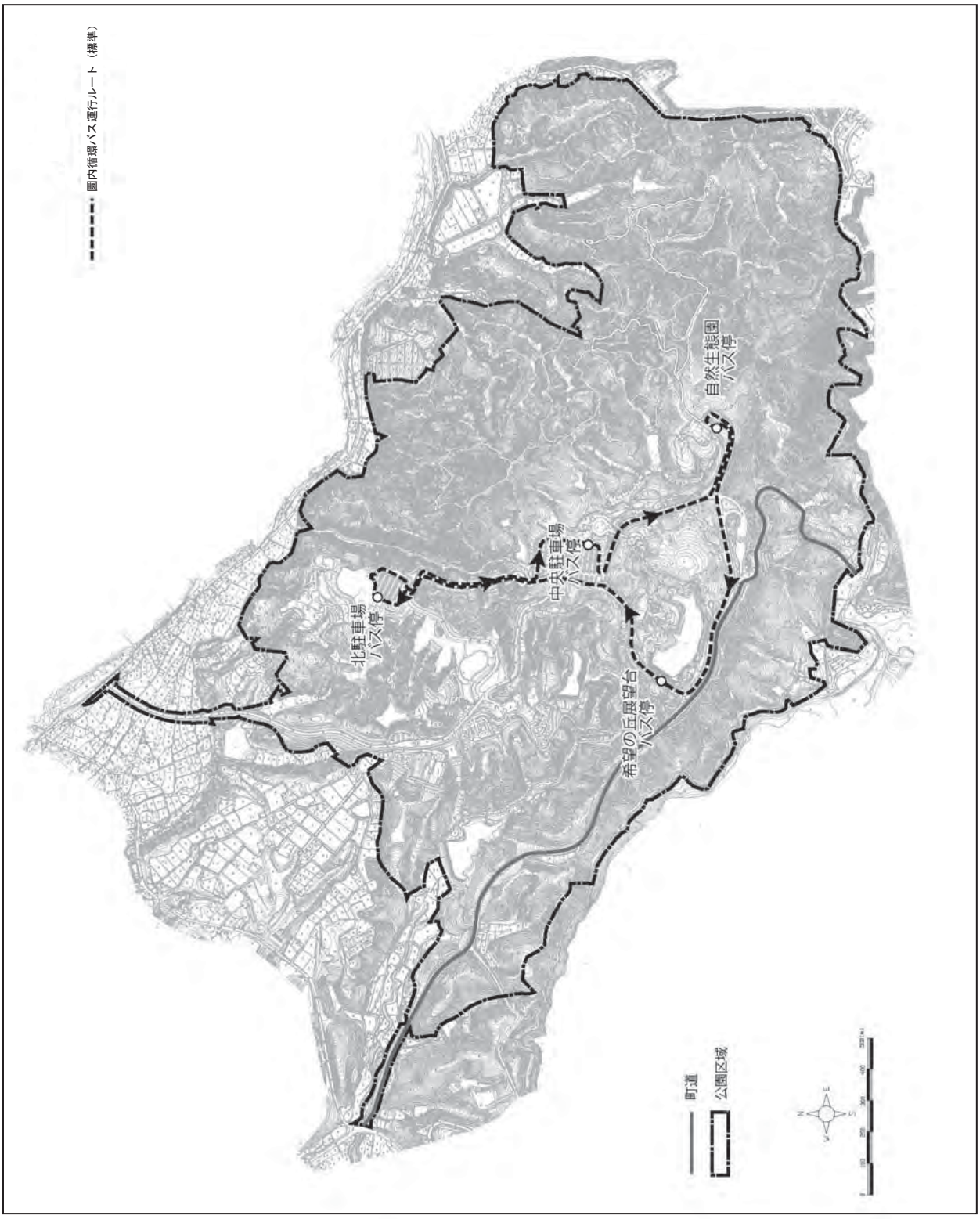
苦情の場合は、怒りにまかせた攻撃的な口調で話しかけられる場合も考えられます。相手の言動に興奮して感情的な対応をすることは望ましくありません。冷静・沈着な対応でお客様の話をうかがいながら、苦情内容の元となる事実と相手の意見とを区別して受け止めることが、迅速かつ適切な処置を可能にするのです。

◆迅速かつ適切に対応する

お客様の要望には、自分で対応できる範囲内で明確な返答をすることが大切です。自分で処理できない場合でも、すみやかに上司に相談し迅速な処理を心掛けるなど、お客様にはすぐに的確な返答をするようにしましょう。

園内循環バス及び無料シャトルバス運行ルート

■園内循環バス運行ルート



■シャトルバス運行ルート

繁忙期のシャトルバス運行は、琴電琴平駅前～JR 琴平駅前～まんのう公園間の運行を原則とする。

※資料本体は閲覧可能である。

さぬきの森　自立的組織づくりに向けた検討資料（事務局用資料）

平成２５年３月
国営讃岐まんのう公園

目　次

1. 会の概要 1
1.1 目的・意義・効果 1
1.2 名称 1
1.3 活動方針 2
1.4 構成 2
1.5 本会を取り巻く関係者との位置づけ 3
1.6 活動場所 4
1.7 活動内容 4
2. 運用方針、体制および運用ルール 5
2.1 運用方針 5
2.2 運用体制 5
2.3 平成 24 年度運用ルール 6
2.4 活動サイクルの確立 7
2.4.1 年間の規則的な活動サイクル 7
2.5 平成 24 年度の工程表 10
2.6 活動を通じて参加者に実感していただくこと 13
2.7 さぬきの森の長期的な目標 15
2.7.1 森づくりの基本的な考え方（案） 15
2.7.2 さぬきの森の平成２４年度の活動目標 20
3. フィールド以外の活動場所 21
3.1 自然生態園の利用状況 21
3.2 利用可能な家屋等の状況 22
3.2.1 自然生態園自然生態展示館 22
3.2.2 利用可能な自然生態園自然生態展示館備品（厨房備品等） 23
3.2.3 自然活用ゾーン休憩施設建築物 26
3.3 イベントの定期開催 27
4. 自己研鑽 32
4.1 森林学習プログラムの実施 32
4.1.1 準備すべきプログラムイメージ、内容整理 32
4.1.2 森林関連資格との関係性 37
4.1.3 参加者同士の交流の場を増やすための場づくり 42
5. 森林調査 43
5.1 森林調査の目的 43
5.2 森林調査の内容 43
5.2.1 当初の調査内容 43
5.2.2 活動が軌道に乗ったのちの調査内容 44
5.3 森林調査に必要な備品 45

5.4 森の健康診断の内容 47
6. 運用体制・規約 50
6.1 規約 50
6.2 連絡調整会議 54
6.3 団体に対する管理サイドからの働きかけ 55
7. 安全管理・保険加入 60
7.1 安全マニュアル 60
7.2 活動（安全管理等）のための支援 62
7.3 各種保険の保証内容 64
7.3.1 ＮＰＯ法人森づくりフォーラムの森林ボランティア保険の事例 64
7.3.2 日本森林ボランティア協会の森林ボランティア保険の事例 66
7.3.3 レクリエーション保険について 66
7.3.4 旅行保険 68
8. 会員名簿管理、情報管理、対外窓口の一元化 69
8.1 会員名簿 69
8.2 広報誌の作成 70
9. 活動内容 73
9.1 活動提案と依頼 73
9.1.1 ボランティア団体による活動提案 73
9.1.2 作業依頼項目 74
9.2 支援体制の確立 76
9.3 他団体との調整 80
10. 活動分類 82
10.1 活動内容区分 82
10.1.1 活動内容の整理 82
10.1.2 調整項目の整理 83
11. 活動届・活動報告書 85
12. 活動インセンティブ 90
12.1 活動インセンティブの整理 90
12.2 収益源の確保 91
12.2.1 現在の収益状況 91
12.2.2 他の公園事例 94
12.3 活動時間に応じた報酬 96
13. よくある質問とその回答 99
13.1 入園関係について 99
13.2 活動について 99
13.3 保安林指定について 100
14. ロゴ・焼印 102

14.1 ロゴ 102
14.2 焼印 103
15. 国営讃岐まんのう公園「さぬきの森の会」活動要領 104
16. 参考事例 131
16.1 淡路島国営明石海峡公園クラブ（愛称：海峡フレンズ） 131
16.1.1 成り立ち 131
16.1.2 活動内容 131
16.1.3 参加者の特典 131
16.1.4 年会費 131

管理動物一覧

管理動物は以下のとおりとする。

管理動物	数量	展示場所
ウサギ	1	自然生態園
ヤギ	2	自然生態園





建物・工作物に係る点検の分担一覧

作業名等	作業項目	実施頻度	施工場所
管理自動扉保守点検作業	保守点検	年１回	管理事務所(2)
園内自動扉保守点検作業	保守点検	年１回	ビジターセンター(1)
			自然生態園(3)
			体験学習館(2)
			健康ゾーン(2)
電動シャッター保守点検作業	保守点検	年１回	エントランス(1)
			自然生態園(1)
			リサイクルセンター(9)
			健康ゾーン(1)
			園内各トイレ(9)
空調設備保守点検作業	保守点検	年１回	北口ブース
			北口料金所詰所
			案内所
			中央駐車場詰所
			ビジターセンター
			工房
			茶窯
			さぬきの森センターハウス
			自然生態園
			体験学習館
			北案内所
ふわふわドーム保守点検作業	保守点検	年１回	ふわふわドーム
昇竜の滝清掃・点検	清掃	年２回	昇竜の滝
	点検	年２回	昇竜の滝
昇竜の滝(照明点検等)	点検、修繕	適宜	昇竜の滝
ドラ夢の泉の清掃・点検	清掃	年２回	ドラ夢の泉
	点検	年２回	ドラ夢の泉
遊具点検	点検	年１回	園内遊具
水質点検	点検	年２回(夏)	

■収益施設(※委託費に含まない)

作業名等	作業項目	実施頻度	施工場所
管理自動扉保守点検作業	保守点検	年１回	オートキャンプ場管理センター(3)
自動扉保守点検	保守点検	年１回	エントランス売店(1)
			竜の里売店(1)
電動シャッター保守点検作業	保守点検	年１回	サイクリングセンター(4)
			サイクリングセンター横倉庫(1)
			オートキャンプ場トイレシャワー棟(5)
空調設備保守点検作業	保守点検	年１回	オートキャンプ場事務所
			キャビン
			サイクリングセンター
			エントランス売店
			竜の里売店

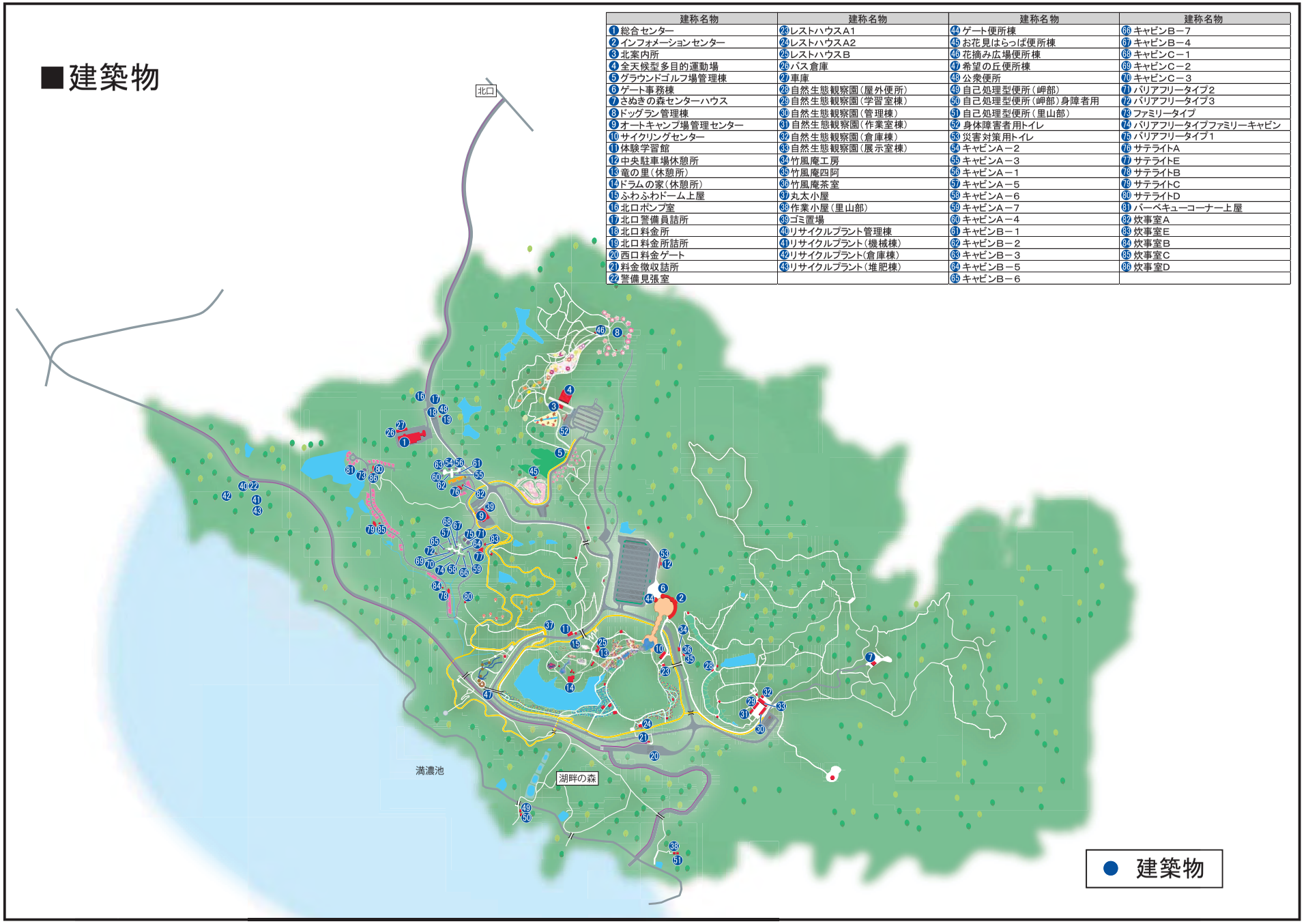
※原則休園日に実施

※施設・設備点検作業に伴う利用制限の事前通知を徹底

建物に係る点検整備（位置図）

別添－34

■建築物

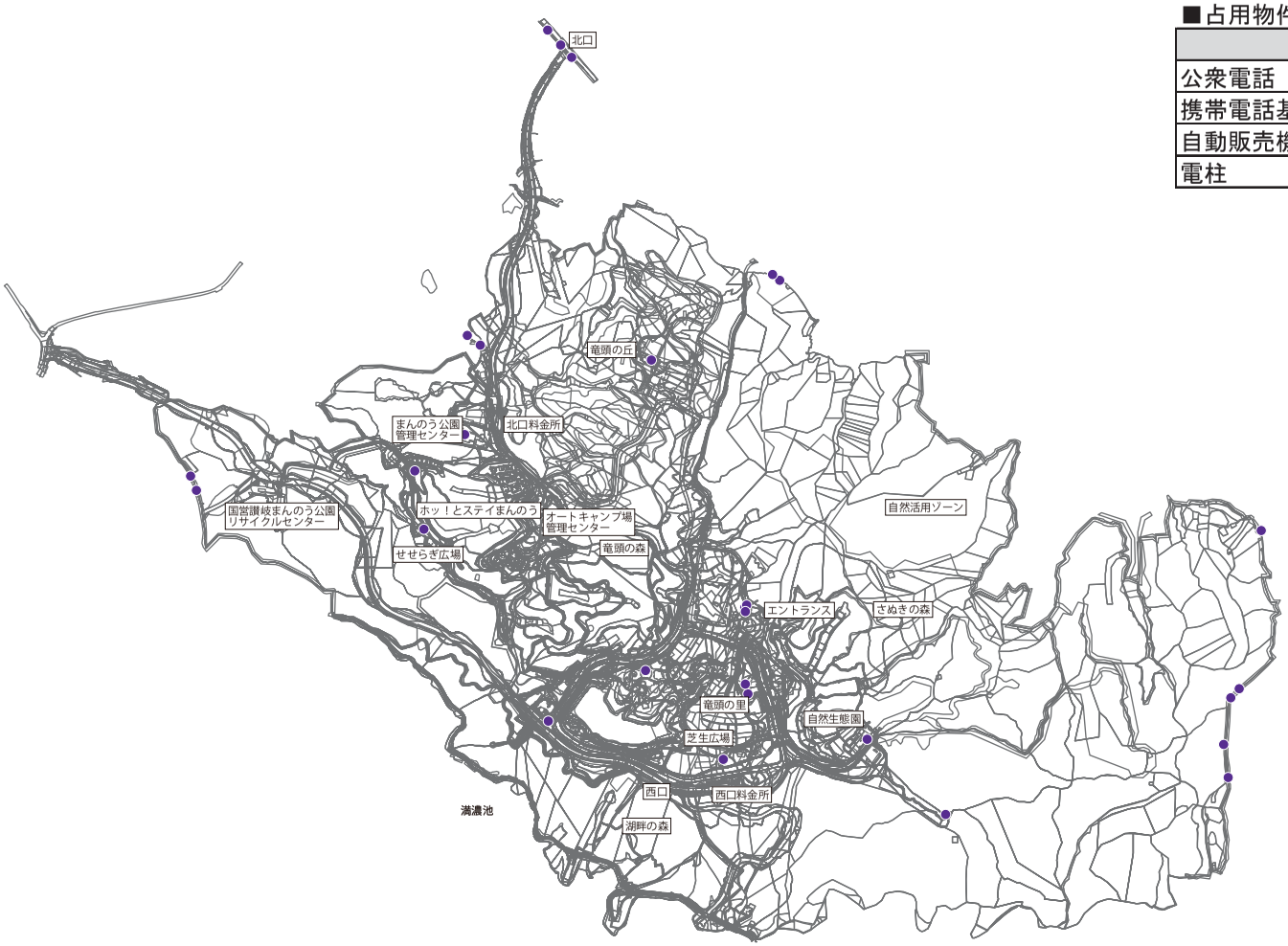


建称名物	建称名物	建称名物	建称名物
❶総合センター	㉓レストハウスA1	㊹ゲート便所棟	㊽キャビンB－7
❷インフォメーションセンター	㉔レストハウスA2	㊺お花見はらっぱ便所棟	㊼キャビンB－4
❸北案内所	㉕レストハウスB	㊻花摘み広場便所棟	㊾キャビンC－1
❹全天候型多目的運動場	㉖バス倉庫	㊼希望の丘便所棟	㊾キャビンC－2
❺グラウンドゴルフ場管理棟	㉗車庫	㊽公衆便所	㊿キャビンC－3
❻ゲート事務棟	㉘自然生態観察園（屋外便所）	㊾自己処理型便所（岬部）	(51)バリアフリータイプ2
❼さぬきの森センターハウス	㉙自然生態観察園（学習室棟）	㊿自己処理型便所（岬部）身障者用	(52)バリアフリータイプ3
❽ドッグラン管理棟	㉚自然生態観察園（管理棟）	(51)自己処理型便所（里山部）	(53)ファミリータイプ
❾オートキャンプ場管理センター	㉛自然生態観察園（作業室棟）	(52)身体障害者用トイレ	(54)バリアフリータイプファミリーキャビン
❿サイクリングセンター	㉜自然生態観察園（倉庫棟）	(53)災害対策用トイレ	(55)バリアフリータイプ1
⓫体験学習館	㉝自然生態観察園（展示室棟）	(54)キャビンA－2	(56)サテライトA
⓬中央駐車場休憩所	㉞竹風庵工房	(55)キャビンA－3	(57)サテライトE
⓭竜の里（休憩所）	㉟竹風庵四阿	(56)キャビンA－1	(58)サテライトB
⓮ドラムの家（休憩所）	㊱竹風庵茶室	(57)キャビンA－5	(59)サテライトC
⓯ふわふわドーム上屋	㊲丸太小屋	(58)キャビンA－6	(60)サテライトD
⓰北口ポンプ室	㊳作業小屋（里山部）	(59)キャビンA－7	(61)バーベキューコーナー上屋
⓱北口警備員詰所	㊴ゴミ置場	(60)キャビンA－4	(62)炊事室A
⓲北口料金所	㊵リサイクルプラント管理棟	(61)キャビンB－1	(63)炊事室E
⓳北口料金所詰所	㊶リサイクルプラント（機械棟）	(62)キャビンB－2	(64)炊事室B
⓴西口料金ゲート	㊷リサイクルプラント（倉庫棟）	(63)キャビンB－3	(65)炊事室C
(21)料金徴収詰所	㊸リサイクルプラント（堆肥棟）	(64)キャビンB－5	(66)炊事室D
(22)警備見張室		(65)キャビンB－6	

■占用物件

■占用物件　（箇所）

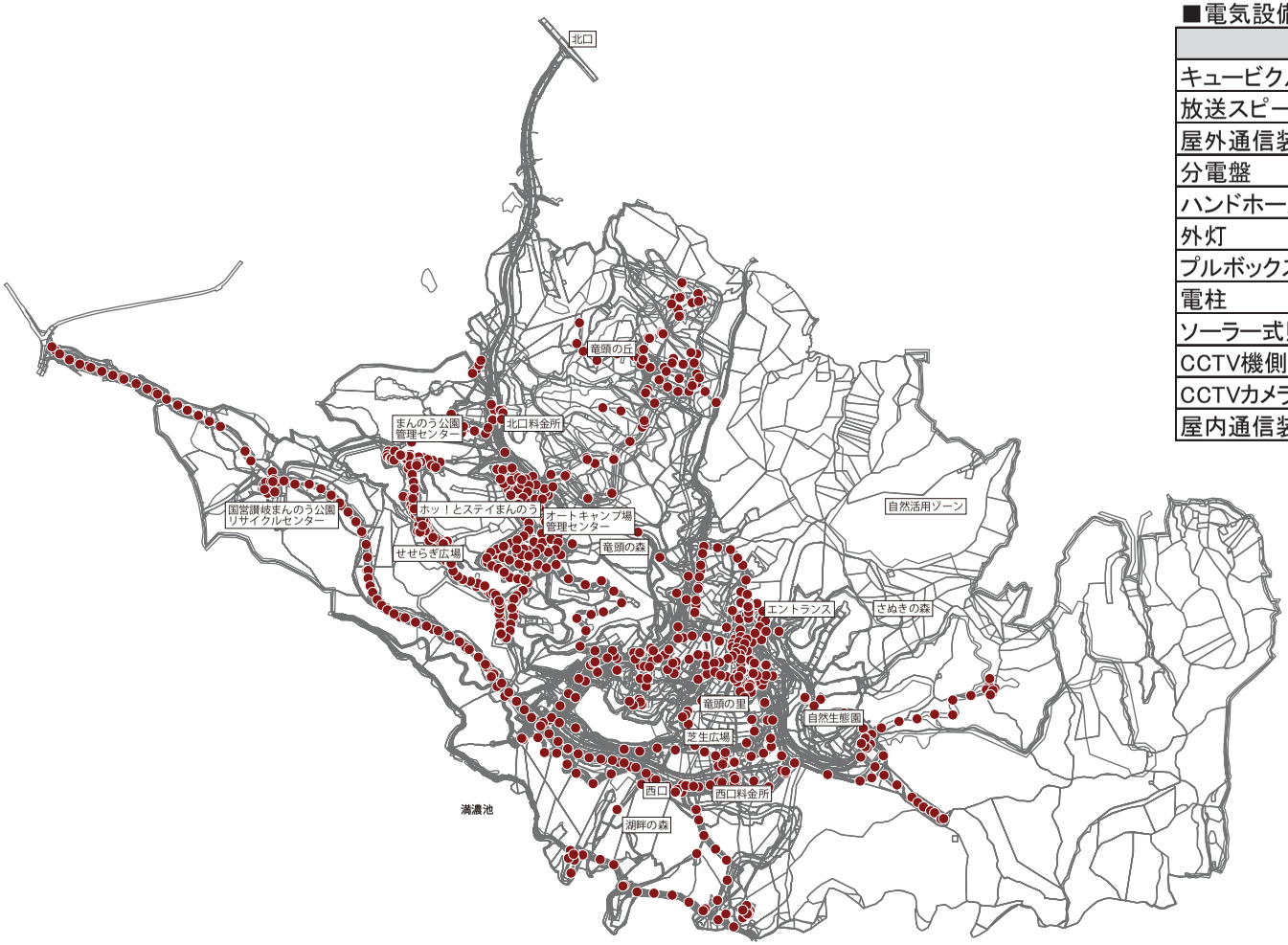
名称	箇所数
公衆電話	1
携帯電話基地局	1
自動販売機	11
電柱	11



● 占用物件
公衆電話、携帯電話基地局、他

工作物に係る点検整備（位置図）

■電気設備



■電気設備　（箇所）

名称	箇所数
キュービクル	6
放送スピーカー	36
屋外通信装置	2
分電盤	128
ハンドホール	426
外灯	188
プルボックス	15
電柱	1
ソーラー式照明	21
CCTV機側装置	21
CCTVカメラ	21
屋内通信装置	1

● 電気設備
キュービクル、スピーカー、他

■水道設備

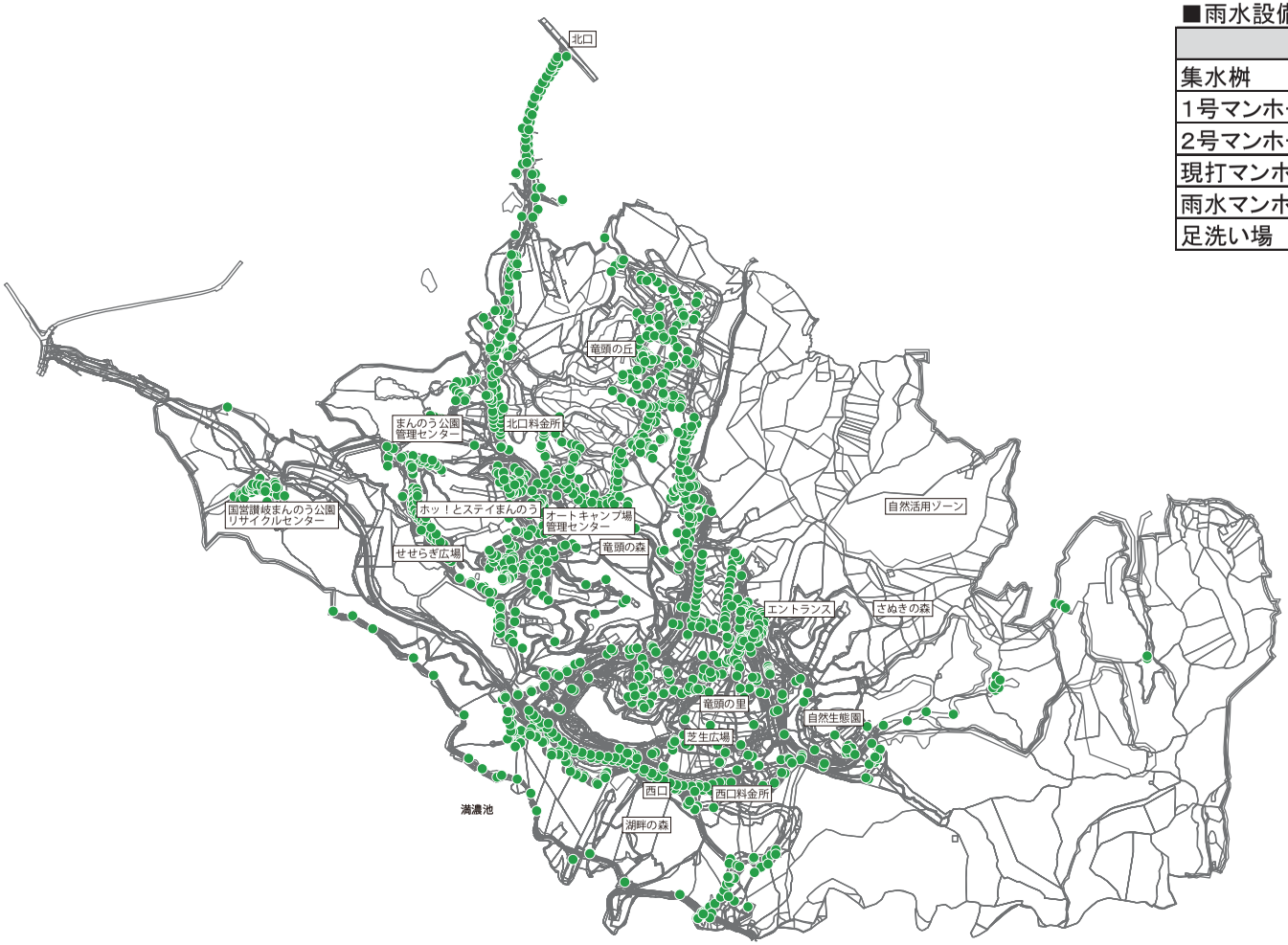


■水道設備　（箇所）

名称	箇所数
地下式消火栓	46
消火栓	7
水飲み	7
制水弁	81
空気弁	12
減圧弁装置	3
片落ち管	89
キャップ	6
止水栓	89
メータボックス	9
散水栓	178
水栓	83
スプリンクラー	111
量水器	27

● 水道設備
水飲み、消火栓、地下式消火栓、他

■雨水設備

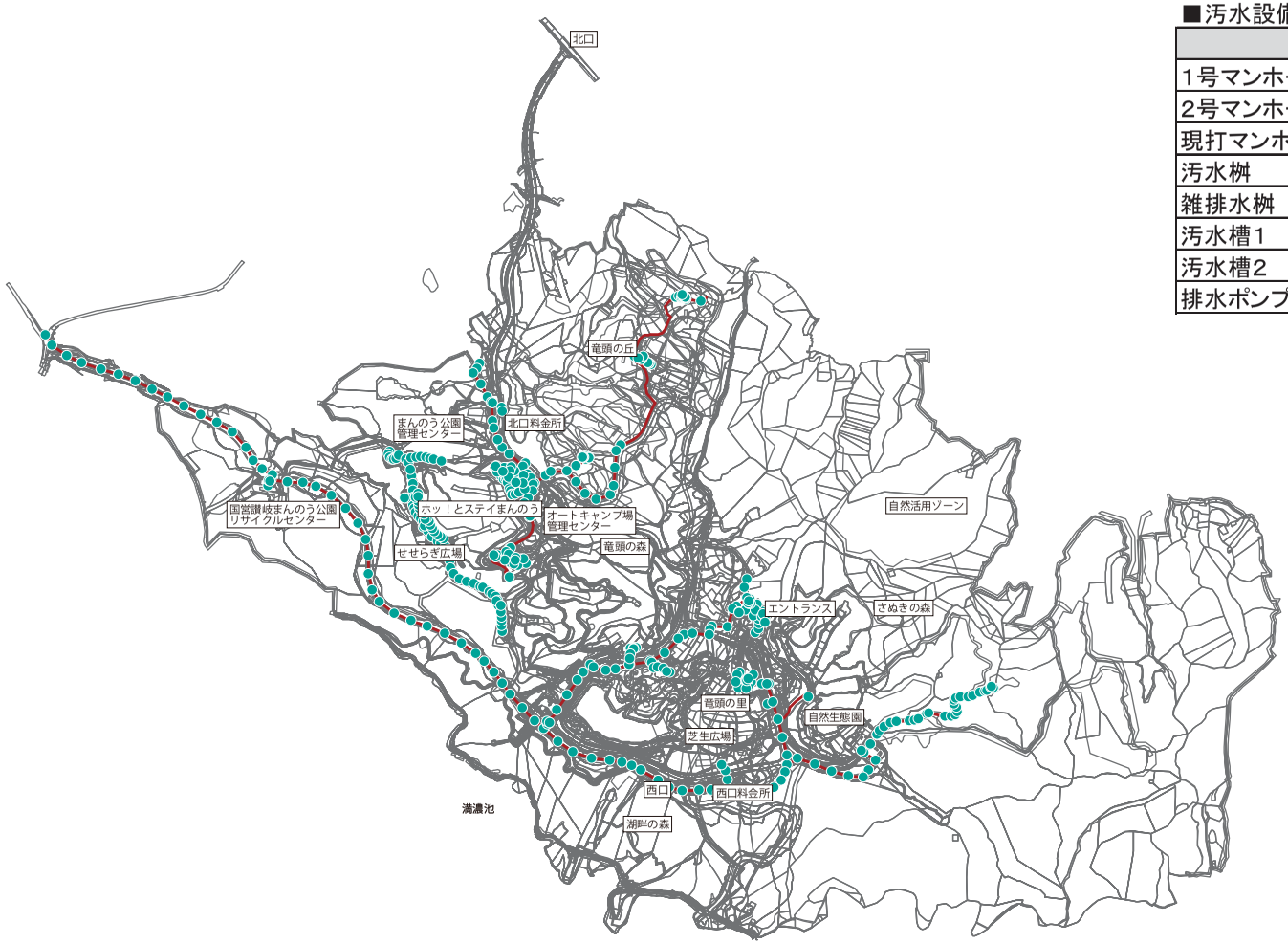


■雨水設備　（箇所）

名称	箇所数
集水桝	1,144
1号マンホール	16
2号マンホール	13
現打マンホール	3
雨水マンホール	15
足洗い場	5

● 雨水設備
足洗い場、マンホール、他

■汚水設備



■汚水設備　（箇所）

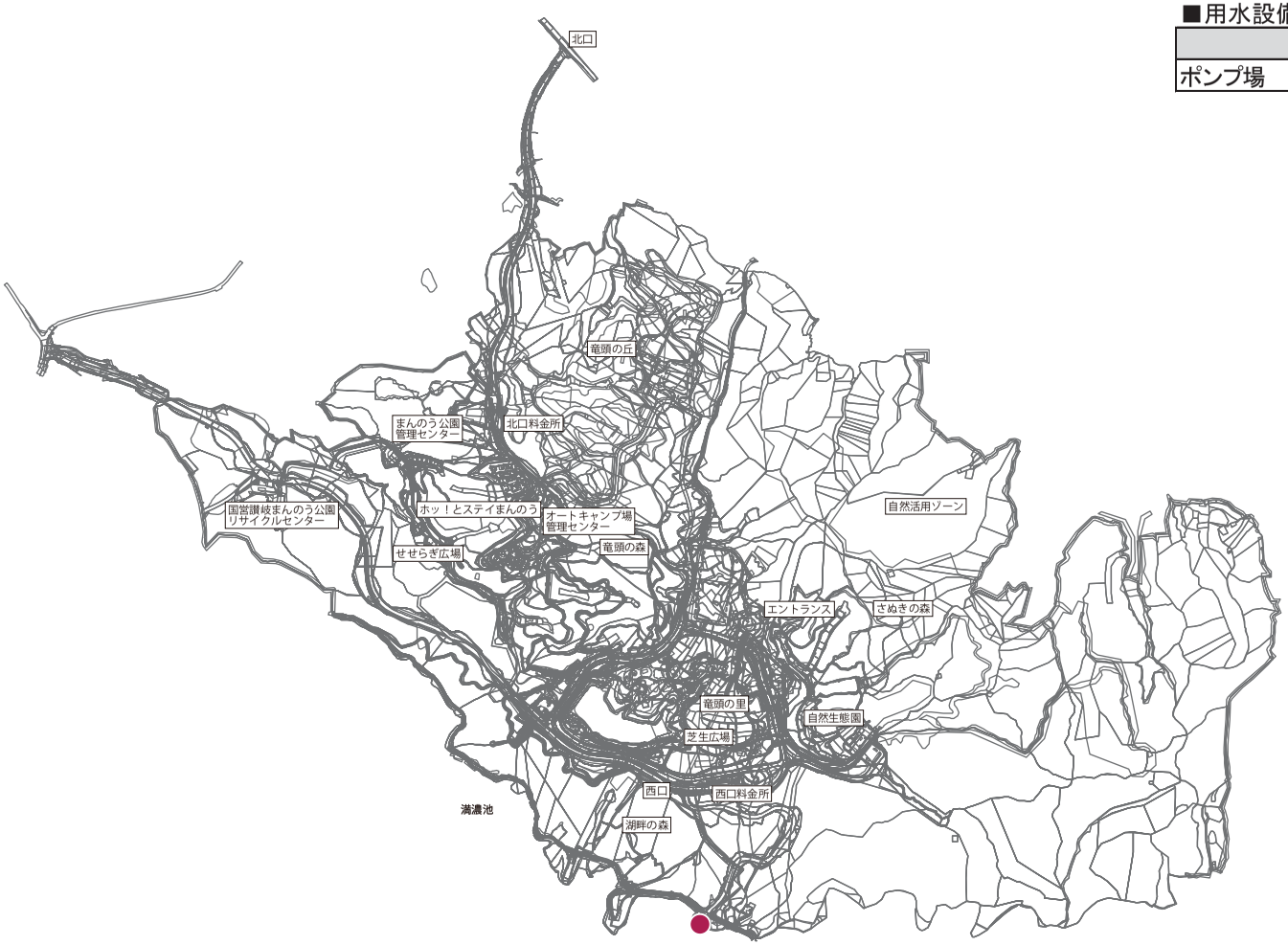
名称	箇所数
1号マンホール	103
2号マンホール	2
現打マンホール	3
汚水桝	169
雑排水桝	131
汚水槽1	1
汚水槽2	1
排水ポンプ槽	2

● 汚水設備（汚水槽、他）
— 汚水管

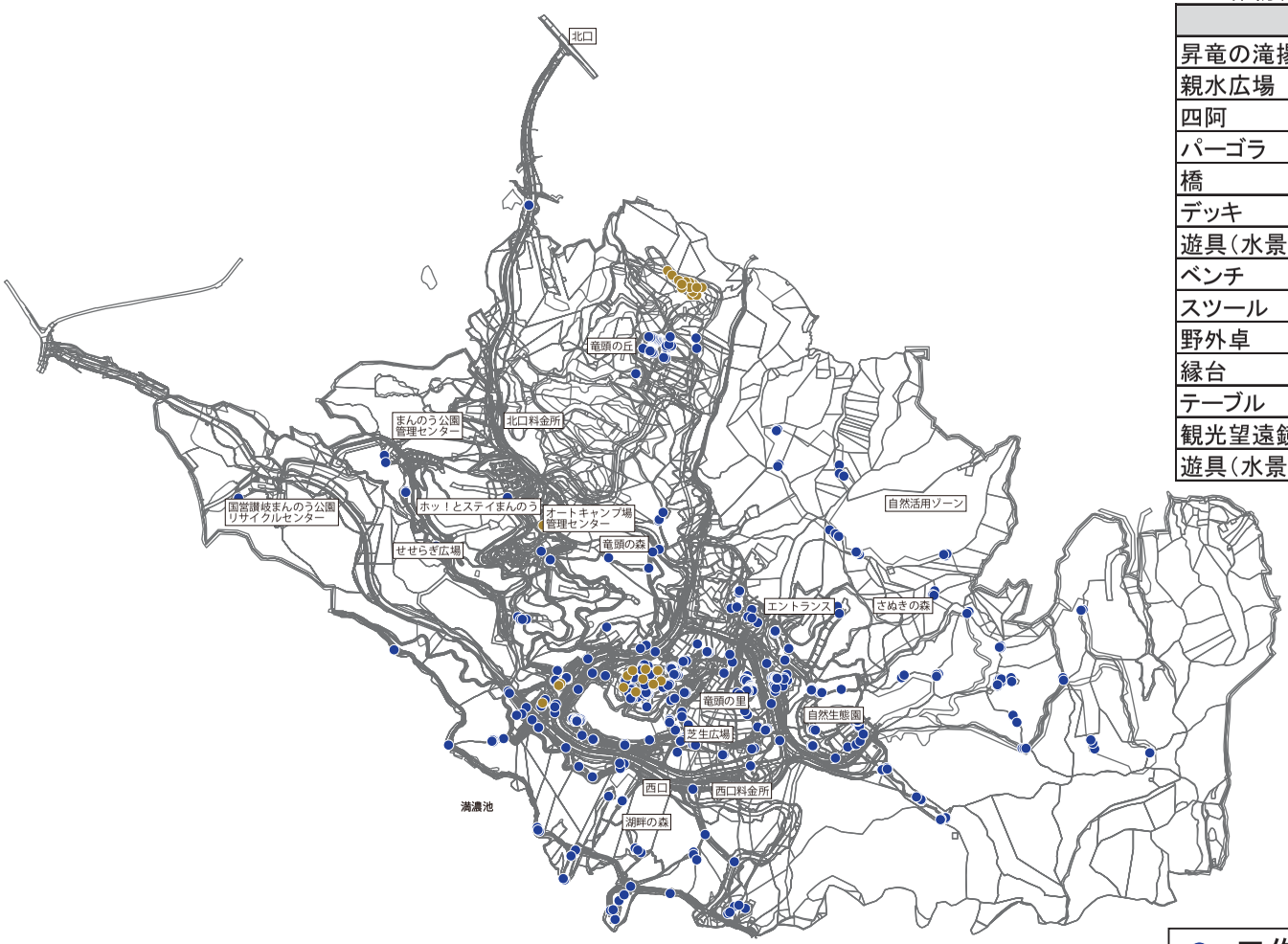
■用水設備

■用水設備　（箇所）

名称	箇所数
ポンプ場	1



■工作物、遊具



■工作物、遊具　（箇所）

名称	箇所数
昇竜の滝揚水用ポンプ設備	1
親水広場	1
四阿	25
パーゴラ	18
橋	10
デッキ	26
遊具（水景施設）	2
ベンチ	288
スツール	32
野外卓	54
縁台	48
テーブル	2
観光望遠鏡	1
遊具（水景施設）	28

● 工作物
昇竜の滝揚水用ポンプ設備
親水広場、他

● 遊具

建物・工作物に係る冬季対応（積雪、氷結対応等）

■昇竜の滝

・期間：12 月～2 月

・内容：井戸水から上水への給水の切り替え

１．昇竜の滝の井戸施設(旧北口進入園路)の仮設電源ボックスの主幹ブレーカーを落とす。

２．送水ポンプの水抜きバルブ２箇所を開けて水を抜く。
※虫やゴミの混入を防ぐため、水が抜けたらバルブを閉めておくこと。

３．タンク側の水抜きバルブ１箇所を開けて水を抜く。
※虫やゴミの混入を防ぐため、水が抜けたらバルブを閉めておくこと。

４．エントランス広場とサイクリングセンターの間の道の側溝蓋の下にある水抜きバルブ１箇所を開ける。
※虫やゴミの混入を防ぐため、水が抜けたらバルブを閉めておくこと。

■園路及び建物入口

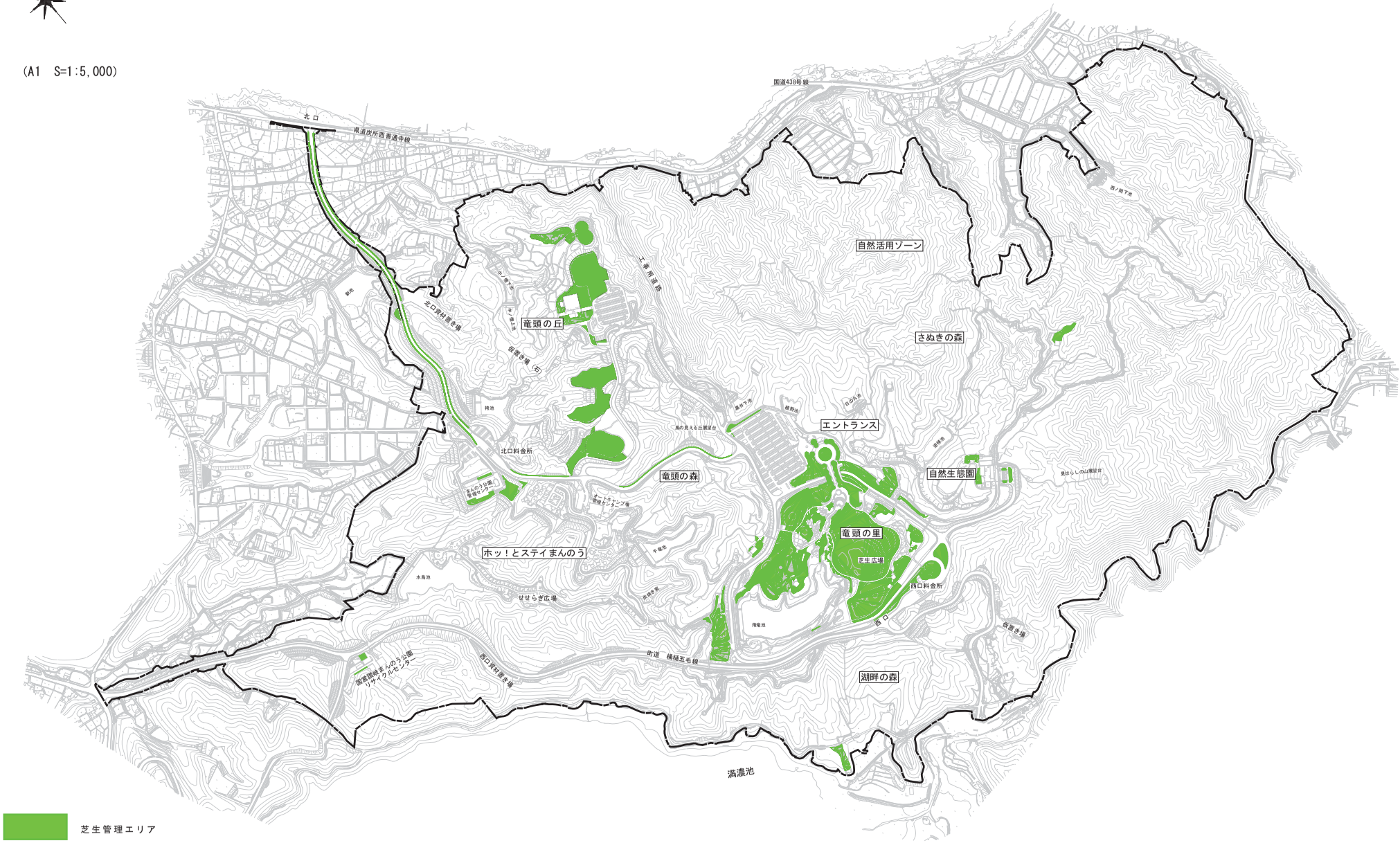
・期間：積雪時

・内容：園路（北口及び西口料金徴収所までの園路を含む）及び建物入口、ゲート周り等の凍結箇所への塩化カルシウム散布

別添－37

芝生管理区域図

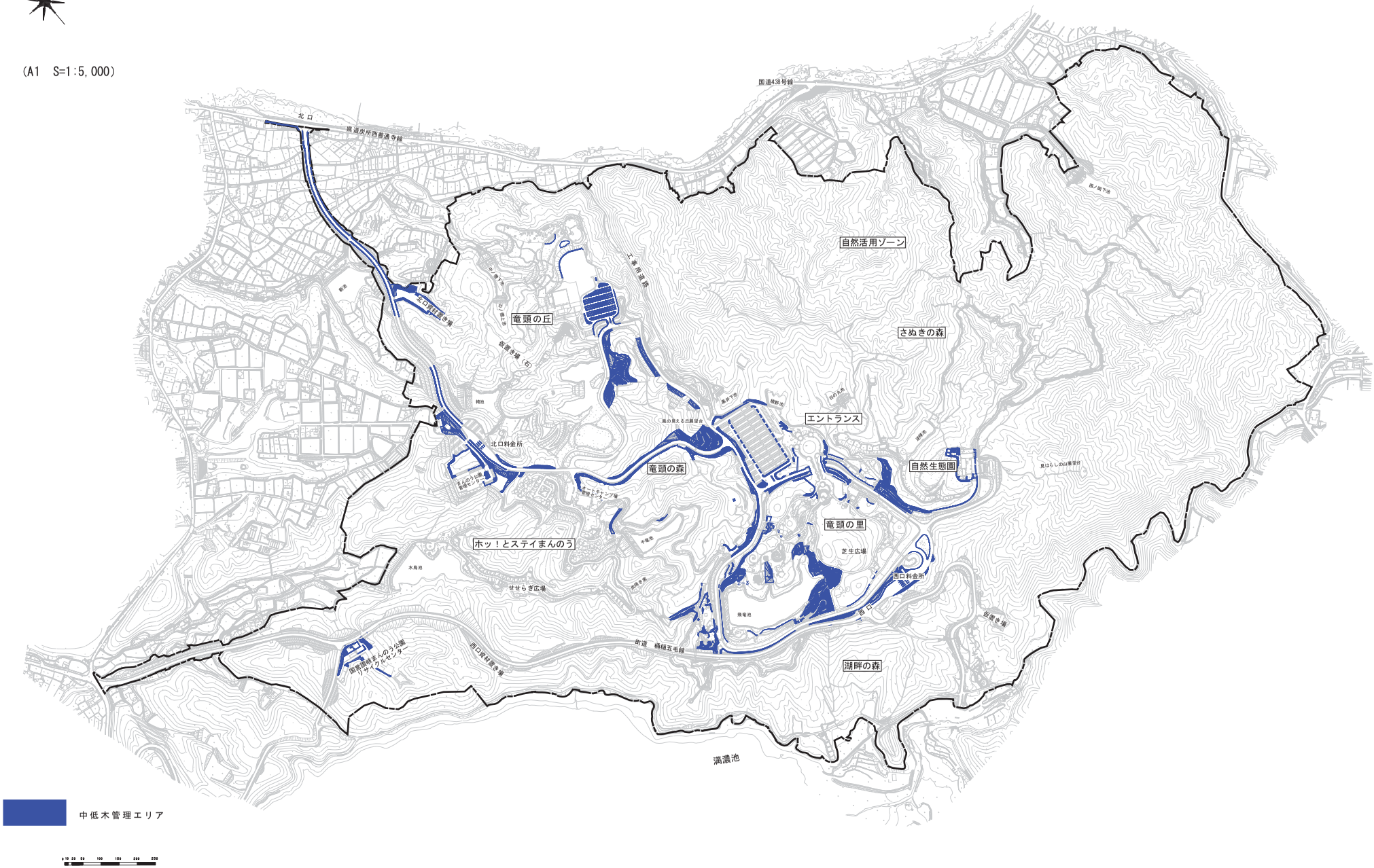
(A1　S=1:5,000)



中低木管理区域図

別添－38

（A1　S=1:5,000）

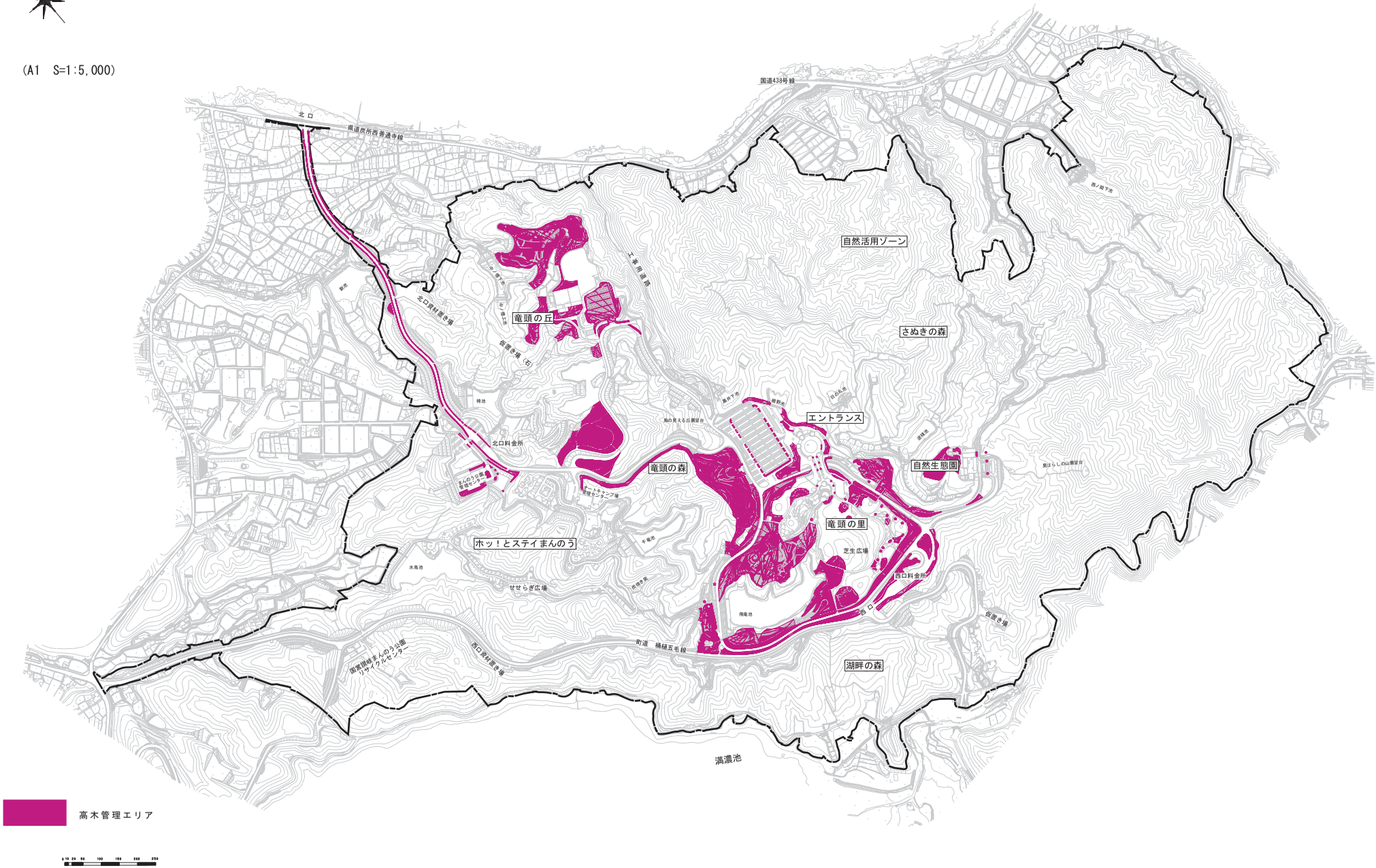


中低木管理エリア

高木管理区域図

別添－39

(A1　S=1:5,000)



別添－40

林地管理区域図

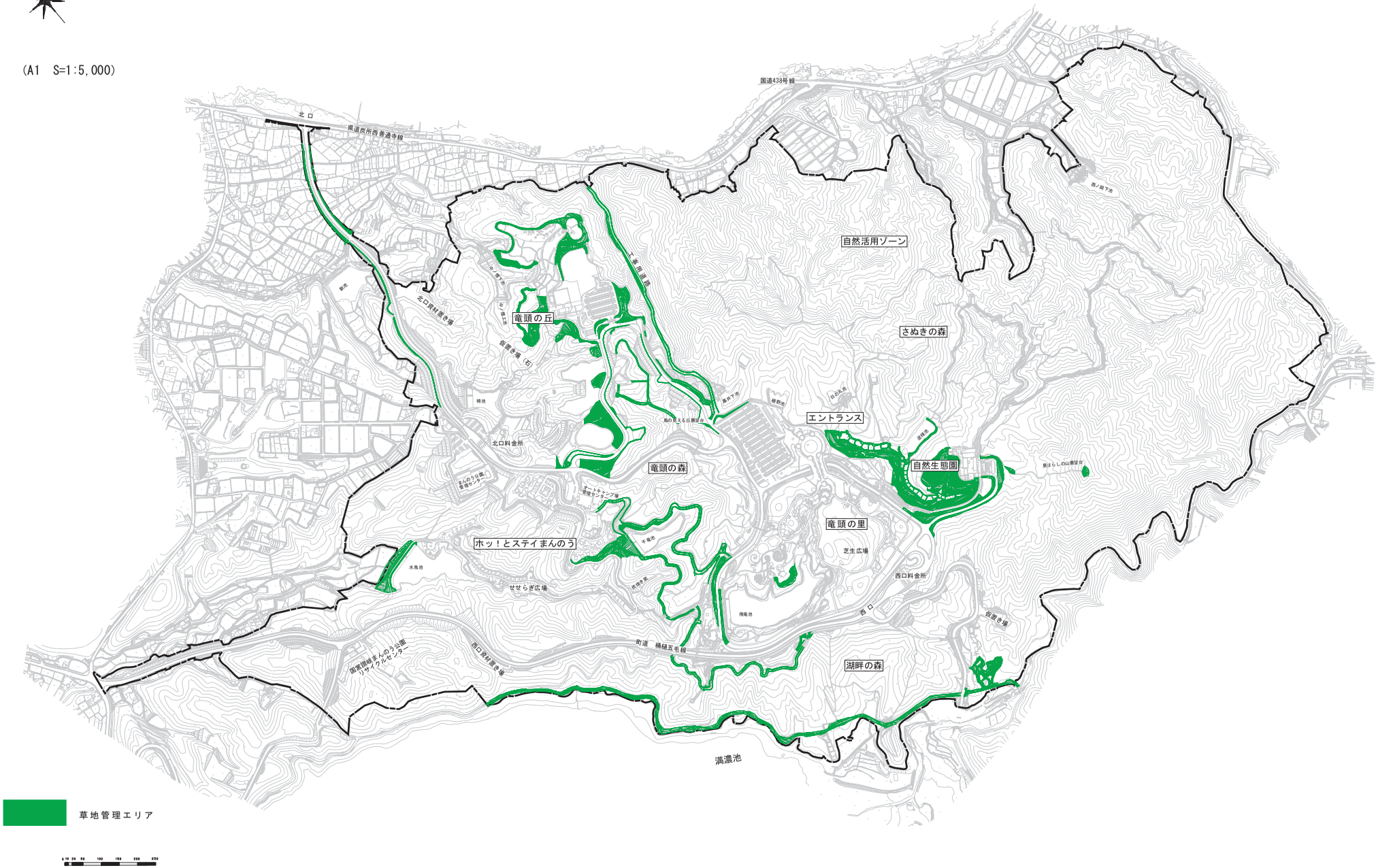
(A1　S=1:5,000)



草地管理区域図

別添－41

(A1　S=1:5,000)



別添－42

草花管理区域図（花壇管理）

（A1　S=1:5,000）



草花管理区域図（草花管理）

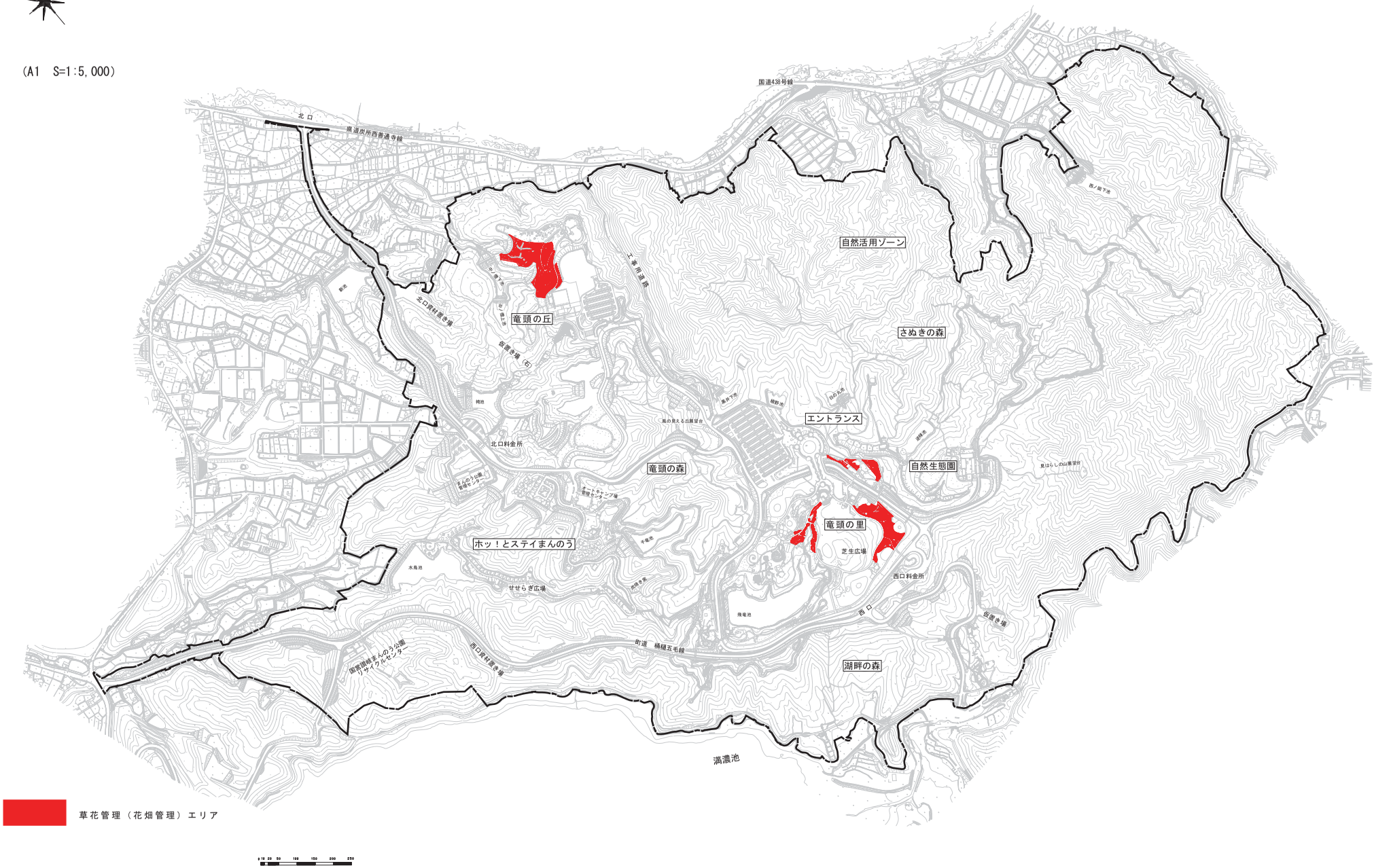
（A1　S=1:5,000）



草花管理（草花管理）エリア

草花管理区域図（花畑管理）

（A1　S=1:5,000）



草花管理（花畑管理）エリア

貴重種一覧

＜植物＞

No.		和名	カテゴリー	分類	科
1	ア	アギナシ	VU	単子葉	オモダカ
2		アキノハハコグサ	NT	双子葉	キク
3	イ	イトトリゲモ	CR+EN	単子葉	イバラモ
4		イヌタヌキモ	NT	双子葉	タヌキモ
5		イヌノヒゲ	CR+EN	単子葉	ホシクサ
6	オ	オヒルムシロ	CR+EN	単子葉	ヒルムシロ
7	カ	カキラン	NT	単子葉	ラン
8	キ	キキョウ	NT	双子葉	キキョウ
9		キクモ	NT	双子葉	ゴマノハグサ
10		キセルアザミ	NT	双子葉	キク
11		キンラン	VU	単子葉	ラン
12		ギンラン	VU	単子葉	ラン
13	ク	クモキリソウ	NT	単子葉	ラン
14	サ	サギソウ	CR+EN	単子葉	ラン
15		サワギキョウ	VU	双子葉	キキョウ
16	シ	シャクナゲ	NT	双子葉	ツツジ
17		ジュンサイ	NT	双子葉	スイレン
18		シロイヌノヒゲ	NT	単子葉	ホシクサ
19	ス	スイラン	VU	双子葉	キク
20	セ	センブリ	NT	双子葉	リンドウ
21	ト	トキソウ	CR+EN	単子葉	ラン
22	ナ	ナガエミクリ	VU	単子葉	ミクリ
23	ノ	ノバナショウブ	VU	単子葉	アヤメ
24	ヒ	ヒツジグサ	VU	双子葉	スイレン
25		ヒメミクリ	CR+EN	単子葉	ミクリ
26		ヒルムシロ	NT	単子葉	ヒルムシロ
27	マ	マルバオモダカ	CR+EN	単子葉	オモダカ
28	ミ	ミクリ	CR+EN	単子葉	ミクリ
29		ミズオオバコ	NT	単子葉	トチカガミ
30		ミミカキグサ	NT	双子葉	タヌキモ
31	ヤ	ヤナギスブタ	CR+EN	単子葉	トチカガミ
32		ヤマトミクリ	CR+EN	単子葉	ミクリ
33	ユ	ユウスゲ	NT	単子葉	ユリ
34	リ	リンドウ	NT	双子葉	リンドウ

カテゴリー分類			
EX	絶滅		
EW	野生絶滅		
CR+EN	絶滅危惧Ⅰ類	CR	絶滅危惧ⅠA類
		EN	絶滅危惧ⅠB類
VU	絶滅危惧Ⅱ類		
NT	準絶滅危惧		
DD	情報不足		
LP	絶滅のおそれのある地域個体群		

＜動物＞

No.	分類	和名	カテゴリー
1	鳥類	ヤマドリ	NT
2		ハイタカ	NT
3		オシドリ	DD
4	爬虫類	タワヤモリ	（香川県）準絶滅危惧種
5	両生類	カスミサンショウウオ	VU
6		ヒキガエル	（香川県）準絶滅危惧種
7	昆虫類	シマゲンゴロウ	（香川県）準絶滅危惧種
8		コバネアオイトトンボ	CR+EN
9	魚類	メダカ	VU
10		ドジョウ	（香川県）準絶滅危惧種
11		オヤニラミ	VU
12		カワバタモロコ	EN
13	陸上昆虫類	ムツボシツヤコツブゲンゴロウ	（香川県）準絶滅危惧種

カテゴリー分類			
EX	絶滅		
EW	野生絶滅		
CR+EN	絶滅危惧Ⅰ類	CR	絶滅危惧ⅠA類
		EN	絶滅危惧ⅠB類
VU	絶滅危惧Ⅱ類		
NT	準絶滅危惧		
DD	情報不足		
LP	絶滅のおそれのある地域個体群		

水利権について

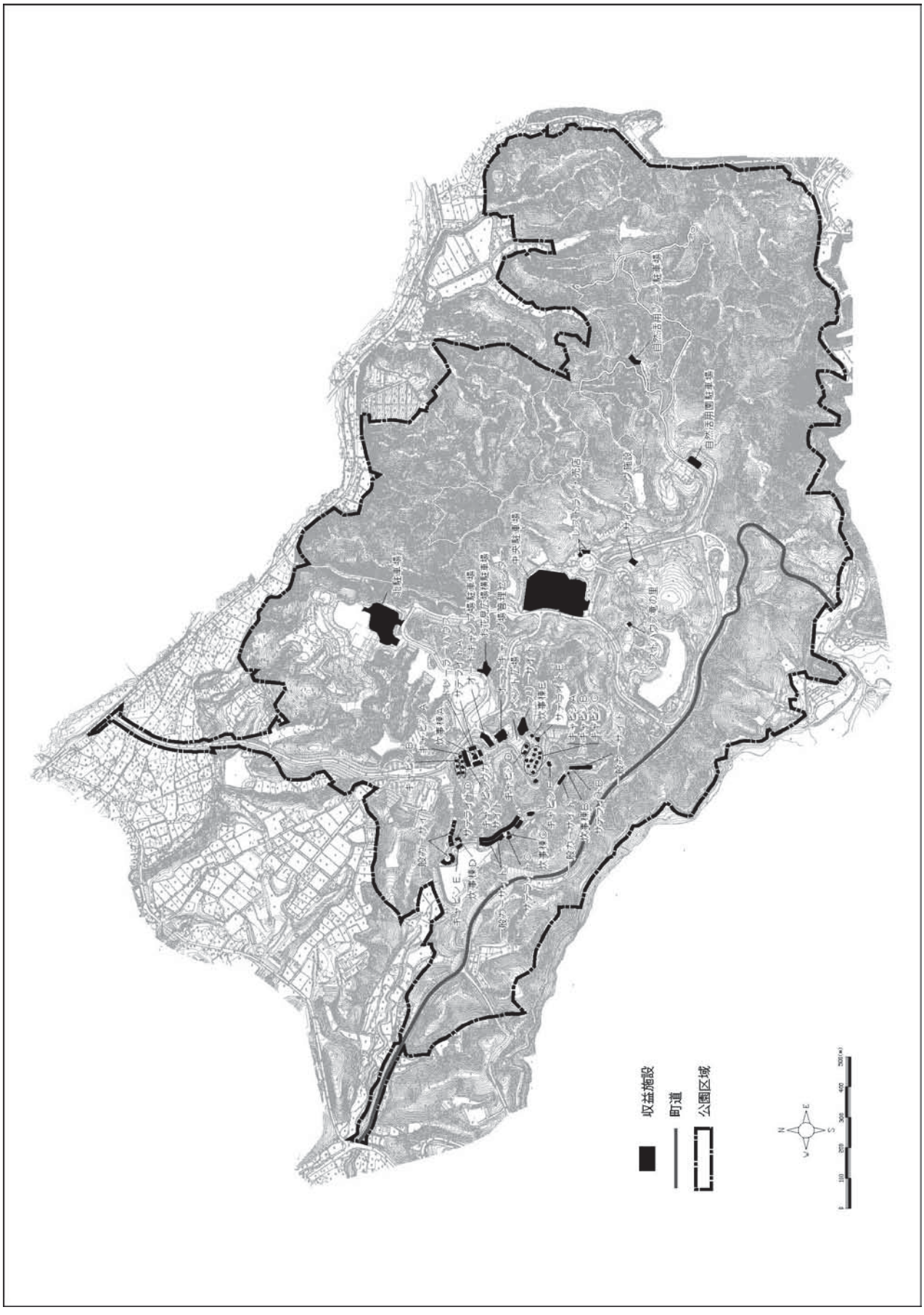
国営讃岐まんのう公園内にあるため池については、国の所有ではあるが、地元の水利組合に水利権が設定されており、対象施設により管理者が異なる。

■管理方法

治水機能に係わるもの：国が管理。

利水に係わるもの　　：権利者である水利組合で管理（別途管理協定にて規定）。対象施設として、取水フロート、真空ポンプ、用水路（パイプライン）があり、園外から遠隔操作で取水している。

収益施設運営対象区域図



平成　　年度　　月　　管　理　月　報

管理概要			業務実施状況	区　分	実施した業務の内容・期日・数量等

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４横とする。